

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【事業年度】	自 2014年1月1日 至 2014年12月31日
【会社名】	アメリカン・エクスプレス・カンパニー (American Express Company)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長兼最高経営責任者 (Chairman of the Board and Chief Executive Officer) ケネス・I・シュノールト (Kenneth I. Chenault)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 10285 ニューヨーク州ニューヨーク市 ベシー・ストリート 200 ワールド・ファイナンシャル・ センター (World Financial Center, 200 Vesey Street, New York, New York 10285, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 北 澤 正 明
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 中 聡 美 弁護士 舩 谷 寅 彦
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6888-1000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【企業情報】

- 注(1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはアメリカン・エクスプレス・カンパニー、またある場合にはその内容に応じて、アメリカン・エクスプレス・カンパニー及びその子会社を指す。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」又は「\$」は米ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=124.24円(2015年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)の換算率により計算されている。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

アメリカン・エクスプレス・カンパニー(以下「当社」という。)は、アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律に準拠して設立された会社である。アメリカ合衆国内の事業会社は、通常一つの州の法律に準拠して設立される。

アメリカ合衆国における会社は、その所有者、即ち会社の株式の所有者から切り離された法人として事業を行う法的主体である。1種類以上の株式を発行することが可能であり、その株式構成には必ず少なくとも一種類の普通株式(額面株式であることも無額面株式であることもある。)が含まれ、また選択によっては、一定割合の配当及び清算時の残余財産につき普通株式に対し優先権を有する1組(シリーズ)以上の優先株式が含まれる場合もある。株主は通常、会社の債務について個人的責任を負わない。

会社は、取締役会により運営され、取締役会の構成員は年次株主総会において毎年選任される。一般に、取締役会は非常に広い権限と裁量をもっており、会社の経営について責任を負う。株主の権限は、(イ)取締役の選任権、(ロ)定款変更の承認、(ハ)実質的に全部の財産の譲渡のような会社の営業の重要な変更の承認、及び(ニ)ストック・オプションの付与等の特定の行為の承認に限定されている。

取締役会は、さらに、会社の日常業務を遂行する会社の主な役員(オフィサー)を選任する。株式を公開している会社の取締役会は、通常月1回開催される。

会社の主要な役員の任務に関する事項は、付属定款(By-laws)の定めるところによる。これは、通常設立発起人によって採択され、株主又は取締役はこれを改正することができる。

配当金、会社の株式払込剰余金又は利益剰余金のなかから、株主に対して宣言され支払われる。定款に別段の定めがない限り、配当の回数及び金額は取締役会において決定される。ある種類又はシリーズの株式について配当が宣言された場合、その配当金の金額は取締役会が決定する日における当該種類又はシリーズの株式の登録株主に対して支払われる。

当社の設立準拠法であるニューヨーク州の会社法は、すでに支払不能であるか又は配当金を支払うことによって債務超過となる会社の配当の宣言又は支払について追加的な制限を加えている点を除いて、上記に沿ったものである。

(2)【提出会社の基本定款及び付属定款に規定する制度】

2008年第4四半期に、当社は、1956年銀行持株会社法上の銀行持株会社となり、連邦準備制度理事会（「連邦準備理事会」）が当社の主な連邦監督機関となった。これにより、当社は、連邦準備理事会の規制、政策及び最低資本基準に服している。

当社の会社機構は、1965年6月10日付の当社の基本定款(2015年2月25日改正)、当社の付属定款(2014年10月20日改正及び再表示)、及びニューヨーク州事業会社法の規定により定められている。

(a) 株主総会及び議決権

年次株主総会は、取締役の選任及びその他議題にできる事項を目的として毎年3月15日から4月30日までの間に開催される。

(i) 総会の日時及び場所

株主総会は、取締役会、取締役の選任について議決権を有する当社の発行済株式の過半数の所持人の請求により秘書役、在任取締役の過半数又は最高経営責任者が決定し招集通知に記載された日時及び場所（継続会の場合には、継続会を決定した総会で発表された日時及び場所）で開催される。法律に別段の定めがある場合を除き、招集通知は、会日の10日前から60日前までの間に当該総会において議決権を有する各株主に対し書面によって行われる。

(ii) 定足数及び所要投票数

当社は、株主が投票権を有する投票数の過半数の所持人が本人又は代理人により株主総会に出席する場合には、定足数が充足されたものとして、定時株主総会の議事を行うことができる。

当社の統治書類及びニューヨーク州法は、取締役の選任及びその他の決議案の採択には、下記の投票比率を要する。

議案	所要投票数	棄権は投票数とみなされるか	ブローカーによる自由裁量投票の可否*
取締役の選任	投票数の過半数	みなされない	否
独立登録会計監査人の選任の承認	投票数の過半数	みなされない	可
業務執行役員報酬を承認するための勧告的決議**	投票数の過半数	みなされない	否
株主提案**	投票数の過半数	みなされない	否

* ブローカーによる無投票は、ブローカーが、「通常」議案でないため株式の実質所有者から議決権行使に関する指図を受けていないため、ブローカーがプロクシーを提出したにもかかわらず、かかる議案について投票しない場合に起きる。

** 勧告的／拘束力はない

累積投票権は存在しない。棄権及びブローカーによる無投票は、投票数とみなされず、いずれの議案の投票結果にも影響を及ぼさない。株主総会でその他の議案がのぼった場合、指名代理人は、代理投票を行うにあたり最善の判断を行う。

通常決議及び特別決議：ニューヨーク証券取引所の規則により、株主総会に付議された決議案が通常決議か特別決議かが確定される。通常決議の場合、証券会社、又はその他証券会社名義で所有者のために株式を保有する者は、所有者から議決権行使に関する指図を受けずに決議案について投票することができる。特別決議の場合、証券会社等は、所有者から議決権行使に関する指図を受けている場合に限り、決議案について投票することができる。特別決議の場合で、所有者がいかなる指図も行わなかったために証券会社等が決議案について投票できなかった場合は、証券会社による不投票が成立する。

証券会社による投票：株主が銀行又は証券会社の勘定で株式を保有する場合、当該株主は、同人が株主総会の10日前までに議決権の行使方法について銀行又は証券会社に指図しなかった場合には、銀行又は証券会社はその裁量で通常決議について当該株主のために当該株主の株式に係る議決権を行使することができることを認識しなければならない。銀行と証券会社は一般に、通常決議の場合、顧客から指図がない限り経営陣の意向に沿った投票を行う。

当社の投票集計方法：定足数が充足されているかどうかの判断に際し、当社は、棄権票と証券会社による不投票数は総会に出席し、議決権が行使可能な票として集計する。

決議案に対する投票の集計に際し、

- ・ 当社は、取締役の選任に関して、棄権票又は証券会社による不投票数（もしあれば）は算入しないが、一又は二名以上の候補者に対する保留票は投票数に算入する。
- ・ 当社は、独立登録会計監査人の選任の承認に関する会社提案又は株主提案への棄権票は投票数に算入しない。当社はまた、これらの決議案について証券会社の不投票数を投票数に算入しない。したがって、棄権票と証券会社による不投票数は、これらの決議案の結果に影響を及ぼさない。

(iii) 議決権

いずれかのシリーズの優先株式に関し別段の明文の規定がある場合を除き、普通株式の株主は、すべての議決権を与えられており、所有する1株につき1議決権を有する。株主は代理人によりその議決権を行使することができる。自己株式、即ち当社が所有する当社の株式は、いかなる目的のためにも投票されたり算入されることはない。基本定款によって授權されたいずれかのシリーズの優先株式が発行済である場合、(1)全発行済優先株式の株式は、いずれかのシリーズの優先株式に対する配当が未払いとなっている場合、特定の状況のもとで、単一の種類株主としての投票により、2名の取締役を選任する権利及び授權された数の残余の取締役の選任において議決権を行使する権利を有し、(2)影響を受ける各シリーズの株主は、単一の種類株主としての投票により、かかる優先株主の相対的権利、優先権又は制約に不利な影響を及ぼす当社の基本定款又は付属定款の変更を承認する権利を有する。現在の発行済優先株式のどのシリーズにも、上記以外の議決権は付与されていない。

(b) 取締役会

当社の業務は、年次株主総会で選出される取締役会によって運営される。

付属定款は、取締役の員数を7名を下らないものと規定する。定員は随時取締役会によって決定される。2014年12月31日現在12名の取締役がいた。2015年5月11日の定時株主総会では12名の取締役が選任された。各取締役は、後任者が選任されて資格を得るか、その前の自己の死亡、辞任又は解任までその地位を有する。欠員が生じた場合又は取締役の定員の増加により欠員ができた場合には、取締役はその時点での在任取締役の過半数(残余の取締役が1名の場合は当該取締役)により補充される。

在任取締役の総数の3分の1が、取締役会における議事のための定足数であり、定足数を満たした場合には、出席者の過半数の行為が取締役会の行為となる。

(c) 委員会

2014年中取締役会は、それぞれ3名以上の取締役で構成される常任委員会である監査・コンプライアンス委員会、役員報酬・福利委員会、革新・技術委員会、指名・統治委員会、公共責任委員会及びリスク委員会を設置していた。各委員会とその機能の概略は下記の通りである。

(i) 監査・コンプライアンス委員会

責任：当社の財務書類及び財務報告手続の統合性、内部及び外部監査（独立の登録公認会計事務所の適格性及び独立性並びに当社の内部監査業務機能のパフォーマンスを含む。）、当社の財務報告に対する内部統制、及び法令コンプライアンスの監視について取締役会を支援すること。委員会は、会計、会計の内部統制又は監査事項について当社が内密に受けた苦情の受領、維持及び処理、並びに従業員による、当社の疑わしい会計及び監査事項に関する内密かつ匿名の申出に関する手順を定めた。委員会は、当社の行動規範及びその他のコーポレートガバナンス方針に基づき報告された重大な倫理違反に関する報告を経営陣より受領し、これについて協議する。監査・コンプライアンス委員会は、経営陣、当社の一般監査人、当社の独立の登録公認会計事務所及び当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーと、定期的にエグゼクティブ会議を行っている。

独立性：取締役会は、監査・コンプライアンス委員会の全委員が独立性を有し、委員会への役務について、ニューヨーク証券取引所（「NYSE」）及び当社のガバナンス原則の上場基準上求められる追加の独立性を満たすように取り決めている。取締役委員会は、取締役会の構成員が米国証券取引委員会（「SEC」）規則の定義する「監査委員会財務専門家」の要件を満たすようにも取り決めている。

(ii) 役員報酬・福利委員会

責任：業務執行役員及び指定される当社の重要な従業員の報酬（適用される報酬制度・取り決めを含む。）並びに当社の従業員福利制度についての監督責任。

独立性：取締役会は、委員会への役務について、委員会の各委員は独立性を有しており、NYSE及び当社のガバナンス原則の上場基準上求められる追加の独立性を満たすように取り決めている。

役員報酬・福利委員会は、適用される法律、規制及び制度の要件に従って、1人以上の役員報酬・福利委員会委員、指定された上級業務執行役員又は委員会に、責任の一部を委譲できる。

監督責任の一環として、特に、委員会は、当社及び業務執行役員の全体的な報酬哲学・戦略（当社の事業戦略に一致する業績測定を選択を含む。）を承認すること、また当社の報酬慣行を検討し、無分別なリスク負担を促進しないようにすることについて責任を負う。また委員会は、その顧問に関する潜在的な利益相反を評価することについて責任を負う。役員報酬・福利委員会が、任命された業務執行役員の報酬を検討・決定する過程と手続きは、プロクシー・ステイトメントの「報酬の説明と分析（Compensation Discussion and Analysis）」に記載されている。

(iii) 革新・技術委員会

革新・技術委員会は、取締役会の戦略的な革新と技術の監督を支援するため、取締役会により設置された。

責任：技術・商業革新、進行中の事業成長を保証する革新・技術取得プロセス、革新の成功を達成するための測定・追跡システムに関して、経営陣が開発する主要な戦略・計画を検討し、これらについて取締役会に勧告すること。

(iv) 指名・統治委員会

責任：取締役選任候補者についての検討・勧告、取締役会及び取締役会付属委員会の年間業績評価の監督、企業統治及び取締役会の指導力に関する取締役会への助言、当社の関連人物取引方針の管理、また当社経営陣の後継人事の推移の監督を行うこと。

独立性：指名・統治委員会の全委員は、NYSE及び当社のガバナンス原則の上場基準により要求されたとおり、独立取締役である。

(v) 公共責任委員会

取締役会は、当社が事業を行っている地域社会又は公共社会全般に影響を及ぼす問題の重要性を認識して、公共責任委員会を設置した。

責任：アメリカン・エクスプレスに影響を及ぼす法規制、当社の慈善事業プログラム、当社の政治行動委員会及び企業の政治献金、当社の対政府関係活動、その他当社の営業地域に影響を及ぼす政策、及び当社の環境プログラムが含まれる。

(vi) リスク委員会

責任：当社の全社的なリスク管理制度、当社が直面する主要なリスクを特定、評価、測定及び管理するために経営陣が策定した方針及び手続き、経営陣による資本管理の執行、並びに流動性計画に対する取締役会の監視を補佐すること。リスク委員会は、当社のチーフ・リスク・オフィサーと定期的にエグゼクティブ会議を行っている。リスク委員会の設置規程は、チーフ・リスク・オフィサーが、当社に関する重大なリスク事項に関して、いつでもリスク委員会委員長と直接意思疎通する明示的な権限を有することを定めている。

独立性：リスク委員会の全委員は、NYSE及び当社のガバナンス原則の上場基準に基づく独立取締役である。

(d) 役員(オフィサー)

当社の被選役員は、取締役会会長又は社長(又はその両方)、会計役、財務担当役、秘書役、並びに随時取締役会が指名するその他の被選役員(業務執行委員会委員長及び1名以上の取締役会副会長を含む。)で構成される。取締役会が別段の指定を行う場合を除き、取締役会会長は最高経営責任者である。社長は、取締役会により最高経営責任者に指名されることができる。それ以外の場合は、取締役会会長が不在又は職務執行不能の場合、社長は最高経営責任者の義務及び責任を引き受けるものとする。同一の者が複数の役職を兼任できるが、社長又は取締役会会長は秘書役又は財務担当役を兼任できない。

最高経営責任者は、取締役会の指示に従って、当社の業務の一般的かつ積極的管理を行い、その役員、職員、従業員及び代理人を一般的に監督する。最高経営責任者はすべての株主総会の議長を務める。同役員はまた、すべての取締役会及び同役員が構成員である委員会の議長を務める。ただし、取締役会又は当該委員会が別の議長を選任した場合はこの限りでない。

(e) 株式に関する事項

授權株式資本

2014年12月31日現在、現在の授權株式は、1株の額面金額が0.20ドルの普通株式36億株及び1株の額面金額が1.66 2/3ドルの優先株式20百万株から成る。

発行済株式資本

2014年12月31日現在の発行済株式数は、普通株式1,022,784,563株及び優先株式750株であった。

2 【外国為替管理制度】

現在のところ、米国においては、米国の非居住者による当社の株式の取得及び当社の株主に対する配当、株式売却代り金又は当社解散に際しての資産売却にかかる送金に関して、いかなる外国為替管理上の制限も存在しない。

3 【課税上の取扱い】

(A) 資本株主に対する米国の所得税課税上の取扱い*

(a) 当社の株式に対して支払われた配当金に対する所得税の源泉徴収

2003年11月6日に署名され、2004年3月30日に批准書が交換された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日米条約（以下「条約」という。）及び現在の米国の連邦所得税法によれば、(1)日本の居住者であって米国の市民若しくは居住者でない者又は(2)日本の法人(いずれも「日本の実質株主」という。)を実質株主とする当社の株式に対して支払われた現金配当は、一般に、10%の源泉徴収税率により米国の連邦所得税が課せられる。ただし、日本の実質株主が米国において恒久的施設を有しており、かつ、当該株主が保有する当社の株式が当該恒久的施設と実質的に関連を有しており、当該株式に対して支払われた配当が、日本の実質株主による米国における営業又は事業の遂行と実質的に関連を有している場合には、当該株主は、そのような配当に関しては通常の米国連邦所得税率による米国の連邦所得課税に服する。

(b) 当社の株式の売却に対する所得税

条約及び現行の米国の連邦所得税法によれば、当社の株式を保有する日本の実質株主は、一般に当該株式の売却により実現した売却益については、米国の所得税は課せられない(また、売却損を控除することも認められない。)。ただし、当該株式にかかる日本の実質株主の米国における恒久的施設と実質的に関連を有しているとき、又は当該売却益が米国内における当該株主による営業若しくは事業の遂行と実質的に関連を有しているときには、当該株主は、当該売却益について米国の連邦所得税率による米国の連邦所得税が課せられる。さらに、個人株主の場合にあっては、当該株主が売却の年度を通じて合計183日を超える期間米国に滞在しているときには、かかる売却益について、当該売却益が米国内における当該株主による営業若しくは事業の遂行と実質的に関連を有していないことを条件として、30%の税率の源泉徴収による米国の連邦所得税が課せられる。

(c) 当社の株式に対して支払われた配当及び当該株式の売却による売却益に対する州及び地方の所得税

上記(a)及び(b)にいう連邦税に加えて、当社の株式を保有する日本の実質株主が米国において恒久的施設又は居所を維持している場合においては、事情により、また、関連租税条約で認められていることを条件として、支払われた配当及び売却益に対して、当該恒久的施設又は居所を管轄する当局により地方所得税を課せられることがある。

(B) 株主に対する米国の遺産税及び相続税課税上の取扱い*

現行法によれば、日本の実質株主たる個人が死亡したときは、当該株式は、米国内に所在する財産とみなされて米国の連邦相続税が課せられる。死亡した株主が死亡の時点で日本国の居住者であって米国の市民又は居住者でないときは、一般に米国内に所在する当該死亡者の財産の価額(米国内に所在する全遺産の価額を分子とし、所在地を問わず全遺産の中に含まれるすべての財産の価額を分母とする分数(以下「全遺産分数」という。))に従い、経費を按分控除した価額)に対して、米国の市民及び居住者について適用されるものと同じ税率で当該株式に課税(税額控除がある。)されることになる。そのような株式は日本の実質株主が死亡の際、米国のある州の居住者であった場合には、州相続税が課税される場合がある。当社の資本株式の保有者は、米国の遺産税の税務上の影響について各自の税務顧問と協議されたい。

＊ 条約及び相続税に関する関係条約に基づく米国の軽減課税の適用を受けられるかどうかは、その特典を請求するための所定の手続に従っているかどうかにより、またさらに、事情によっては、当社の株式に投資した日本の投資家が米国の国内税法及び当該関連条約のもとで日本の実質株主として適格であることを米国の租税当局に対して十分証明することができるかどうかによることもある。

(C) 日本国の課税上の取扱い — 税額控除

所得税法、法人税法、相続税法その他現行及び関連する日本国の法令を遵守すること並びにそれらの法令の制限に従うことを条件として、日本国の個人又は日本国の法人が関連租税条約に基づいて納付すべき租税に対する相殺分として、上記(A)の「米国の課税上の取扱い」の(a)、(b)及び(c)並びに(B)の「米国の相続税及び相続税課税上の取扱い」の項に述べたところにより当該個人又は法人の所得(及び個人に関しては、相続財産)に対して課せられた米国の租税につき、税額控除を請求することができる。

なお、「第8 2(D)配当等に関する課税上の取扱い」も参照のこと。

以上の記述は、2009年6月25日現在の現行法による当社の資本株式及び社債を所有する際の一般的な米国と日本の課税に対する考察の要約にすぎない。今後の展開によっては既述の法律に重大な変更が生じる可能性もあり、また、実際にそうしたことはしばしば起こっている。資本株式の所有者及び将来所有者になる者は、それぞれの特別な状況にあてはまるすべての課税について検討するため、税法に関する顧問と相談するべきである。

4 【法律意見】

当社の副社長兼シニア・カウンセラーであるデイビッド・S・キャロルより、当社はニューヨーク州法に準拠して適法に設立され有効に存続している会社であり、本有価証券報告書に記載されたアメリカ合衆国及びニューヨーク州法に関する事項(税法に関する事項を除く。)は同氏の知りうる限り実質的に真正かつ正確に記載されているとの趣旨の法律意見書が、また当社の副社長兼タックス・カウンセラー・インターナショナルであるジョン・A・カーボンより、本有価証券報告書に記載された当社の株式の所有に適用あるアメリカ合衆国及びその地方の税法に関する事項はそこに記載された制限を条件として同氏の知りうる限り実質的に真正かつ正確に記載されているとの趣旨の法律意見書が出されている。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下表は、最近 5 年間の主要な経営指標等の推移を表示したものである。

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
収益合計(支払利息 控除後)(百万ドル)	27,582	29,962	31,555	32,974	34,292
継続事業からの利益 (百万ドル)	4,057	4,899	4,482	5,359	5,885
非継続事業からの利益 (損失)(百万ドル)	-	36	-	-	-
当期純利益(百万ドル)	4,057	4,935	4,482	5,359	5,885
株主持分(百万ドル)	16,230	18,794	18,886	19,496	20,673
発行済普通株式総数(株)	1,197,007,199	1,163,636,039	1,104,749,781	1,064,274,358	1,022,784,563
純資産(百万ドル)	16,230	18,794	18,886	19,496	20,673
総資産(百万ドル)	146,689	153,337	153,140	153,375	159,103
自己資本比率(%)	11.1%	12.3%	12.3%	12.7%	13.0%
普通株式 1 株当り 簿価(ドル)	13.56	16.15	17.09	18.32	20.21
普通株式 1 株当り 配当金(ドル)	0.72	0.72	0.80	0.89	1.01
普通株式 1 株当り 四半期配当金(ドル)					
第 1 四半期	0.18	0.18	0.20	0.20	0.23
第 2 四半期	0.18	0.18	0.20	0.23	0.26
第 3 四半期	0.18	0.18	0.20	0.23	0.26
第 4 四半期	0.18	0.18	0.20	0.23	0.26
継続事業からの希薄化後 普通株式 1 株当り純利益 (ドル)	3.35	4.09	3.89	4.88	5.56
従業員数(概数)(人)(1)	61,000	62,500	63,500	62,800	53,500

(1) 従業員数には、非継続事業の従業員数が含まれている。

2 【沿革】

当社は1850年にニューヨークにおいて有限責任でない株式会社である株式社団(joint stock association)として設立され、1965年にニューヨーク州法に基づく会社として再編成された。2006年中、当社及びその子会社は、主として、世界各地において、旅行関連サービス及び国際銀行業務を行っていた。

当社の歴史における重要な出来事を年代順に列挙すると次のとおりである。

- 1850年 アメリカン・エクスプレス・カンパニーが株式社団として設立された。
- 1882年 アメリカン・エクスプレス[®]・マネー・オーダーが導入された。
- 1891年 アメリカン・エクスプレス[®]・トラベラーズ・チェックが導入された。
- 1895年 初のヨーロッパ支社がフランスのパリで営業を開始した。
- 1916年 初のアジア支社が香港で営業を開始した。
- 1919年 子会社ザ・アメリカン・エクスプレス・カンパニー・インコーポレイテッドが、とりわけ「銀行業務」を行うことを目的として設立された。その名称は、1968年にアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーションに、1985年にアメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドに変更された。
- 1958年 アメリカン・エクスプレス[®]・カードが導入された。
- 1965年 アメリカン・エクスプレス・カンパニーがニューヨーク州法に基づく会社として再編成された。
- 1968年 合衆国最大の保険会社の一つであるザ・ファイアマンズ・ファンド・インシュアランス・カンパニーが株式の交換により当社に買収された。
- 1973年 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドがロンドンにおいてマーチャント・バンキング業務の推進のために設立された。同社は1976年に、アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドに合併された。
- 1981年 合衆国第二の証券会社であるシェアソン・ローブ・ローズ・インクを買収した。
アメリカン・エクスプレス・カンパニーがダウ・ジョーンズ工業指数に組み込まれた。金融サービス会社としては初めてのことである。
- 1983年 旅行関連サービスグループが当社の全額出資子会社として営業を開始した(名称アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ・カンパニー・インク)。
主要な国際銀行グループであるトレード・ディベロップメント・バンク・ホールディング・カンパニーの合衆国外の子会社数社を買収し、アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドに合併した。

- 1984年 個人顧客向け金融サービスを提供する主要な企業であるインベスターズ・ダイバーシファイド・サービスズ・インクを買収、当社の新子会社であるIDSファイナンシャル・コーポレーションに合併した。
- 主要な国際投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・インコーポレイテッドの持株会社リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・ホールディング・カンパニー・インクを買収、従来のシェアソン・ローブ・ローズ・インクと合併し、シェアソン・リーマン・ブラザーズ・インクとした。
- 1985年 損害保険会社ファイアマンズ・ファンド・コーポレーションの59パーセントの株式の公募を実施した。
- 1986年 ファイアマンズ・ファンド・コーポレーションの14パーセントの株式の追加公募により、同社に対する当社の株式保有率が27パーセントに減少した。
- 1987年 日本生命保険相互会社(「日本生命」)が、シェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インクの累積転換議決権付優先株式シリーズA13百万株を購入した。
- シェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インク普通株式18百万株の公募を実施した。この公募とこれに関連する取引の結果、日本生命が保有する優先株式の転換を想定した場合のシェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インクに対する当社の株式保有率は約60パーセントに減少した。
- 1988年 シェアソン・リーマン・ブラザーズ・インクがE・F・ハットン・グループ・インクを買収し、子会社に合併した。
- ファイアマンズ・ファンド・コーポレーションに対して同社株式8.5百万株を売却した。これによりファイアマンズ・ファンドに対する当社の株式保有率は約20パーセントに減少した。
- 1989年 従来、旅行関連サービス部門の下で行っていた諸事業を基盤に、新しい事業部門としてアメリカン・エクスプレス・インフォメーション・サービスズ・コーポレーションを設立した。
- ファイアマンズ・ファンド・コーポレーションの残りの普通株式9.5百万株を同社の新シリーズの優先株式8.55百万株と交換し、これによってアメリカン・エクスプレスは損害保険業から完全に撤退した。
- 1990年 シェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インクの発行済普通株式のうち未取得部分を取得した。
- アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドがジュネーブを本拠に個人銀行業を営むその子会社TDBアメリカン・エクスプレス・バンクに対する80パーセントの持分をスイスの個人銀行・資産管理会社に売却した。
- 1990年6月28日、普通株式20百万株を正味手取金589百万ドルで売却した。1990年8月10日、普通株式約9.9百万株を300百万ドルで日本生命保険相互会社に発行した。
- 1991年 1991年8月、当社は、パークシャー・ハサウェイ・インクに対し、譲渡不能216.75ドルCAP優先株式を300百万ドルで発行した。
- 1992年 1992年4月、当社は、情報サービス子会社であるファースト・データ・コーポレーション(「FDC」)の普通株式46.6百万株の売出しを行った。FDCは、第1回公募においてさらに4百万株の普通株式の売出しを行い、当社のFDCに対する持株比率は約54パーセントに低下した。

- 1993年 1993年3月、当社は、FDC普通株式35,200,000株を公募により売り出し、FDCに対する当社の所有比率は約22パーセントに低下した。
- 1993年3月、シェアソン・リーマン・ブラザーズ・インクは、シェアソン・リーマン・ブラザーズの国内個人向けブローカー業務及び資産運用業務をスミス・バーニー・ハリス・アップハム・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドに売却する契約に調印した。この売却は1993年7月に完了した。
- 1993年5月、シェアソン・リーマン・ブラザーズは、ザ・ボストン・カンパニー・インクをメロン・バンク・コーポレーションに売却した。
- 1994年 1994年5月、当社は、リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インクの全普通株式を特別配当として当社の株主に分配した。
- 1995年 IDSファイナンシャル・コーポレーションは、アメリカン・エクスプレス・ファイナンシャル・コーポレーションに名称変更された。
- 1996年 当社は、当社の所有するFDC株式を当社の普通株式との交換権付社債(DECS)の所持人と交換した。その結果、当社のFDCに対する所有比率は5%以下となった。
- 2005年 当社は、アメリプライズ・ファイナンシャル・インク（旧アメリカン・エクスプレス・ファイナンシャル・コーポレーション）を株主への配当としてスピンオフした。
- 2008年 2008年2月、アメリカン・エクスプレス・カンパニーは、その国際銀行子会社であるアメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドのスタンダード・アンド・チャータード・ピーエルシーへの約823百万ドルによる売却を完了したことを公表した。
- 2008年度第4四半期に、当社は、1956年銀行持株会社法上の銀行持株会社となった。

日本における業務

沿革

- 1917年 横浜に当社の初の日本支社が開設された。
- 1954年 当社の国際銀行業務子会社であるアメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドが東京支店を開設した。
- 1972年 アメリカン・エクスプレス・カードが日本において限られた形で導入された。
- 1974年 アメリカン・エクスプレスの円建トラベラーズ・チェックが導入された。
- 当社の子会社であるリーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・アジア・インクが東京に駐在員事務所を開設した。
- 1980年 アメリカン・エクスプレス[®]・ゴールド・カードが初めて日本で発行された。
- 1983年 アメリカン・エクスプレス・カードが完全サービスベースで発行された。
- 1986年 リーマン・ブラザーズ・アジア・インクが東京駐在員事務所を完全サービスを提供する支店に昇格させた。
- アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドが支店を閉鎖し、駐在員事務所を開設した。
- 1989年 日本において350億円を限度とする社債の発行登録書を提出し、100億円の社債を発行した。

- 1994年 アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドの支店が再開され、銀行業の免許を取得した。
- 1997年 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社（「AEIJAM」）が日本で設立された。
- 1998年 デラウェア法人アメリカン・エクスプレス・ファイナンシャル・アドバイザーズ・ジャパン・インク（「AEFAJ」）が東京支社を開設した。
- 2001年 法人向け旅行事業を取り扱う合弁会社として、株式会社 日本旅行・アメリカン エクスプレスが設立された（株式会社日本旅行が45%出資）。
- 2002年 AEFAJが、その事業を三井生命保険に売却し、東京支社を閉鎖した。
- 2003年 AEIJAMが解散された。
- 2008年 アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッドのスピンオフに伴い、東京支店もスタンダード・チャータード傘下に譲渡された。
- 2011年 日本におけるカード事業に関するサービス・サポートを、シドニーから日本へ移転することを含む、当社のグローバルな業務ネットワーク内の拠点の統合決定が公表された。
- 2014年 AE TRSCoが3月末日をもって日本におけるトラベラーズ・チェックの販売を中止した。
- 2014年 6月、グローバル・トラベル事業の世界規模の再編の一環として、株式会社 日本旅行・アメリカン エクスプレスの株式の55%を所有するアメックス・トラベル・ホールディング（ジャパン）リミテッドの全発行済株式が、最初にGBTネザーランズ・コオペラティブ・ユー・アーに、次にアメリカン・エクスプレスと投資家集団との合弁であるGBT III B.V.に譲渡された。

現在の業務

当社の日本における業務は現在、主にアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インク（「AEII」）の日本支社を通じて行われている。日本支社は、チャージカード／クレジットカード／プリペイドカードの発行及び関連業務、主要加盟店ネットワーク・サービス、並びに個人向け旅行サービスを含む当社の旅行関連サービスを担当している。法人向け旅行サービスは、合弁会社である株式会社 日本旅行・アメリカン エクスプレスにより提供されている。

3【事業の内容】

はじめに

概要

アメリカン・エクスプレス・カンパニーは、その連結子会社とともに（「アメリカン・エクスプレス」又は「当社」）、生活を豊かにし、事業での成功を構築する商品、見識と経験を顧客に提供するグローバル・サービス企業である。当社の主要な商品とサービスは、世界各地の個人と法人に提供している決済用のチャージカード及びクレジットカード商品並びに旅行関連サービスである。

当社は、1850年に株式会社団（joint stock association）として設置され、1965年に、ニューヨーク法人として法人化された。アメリカン・エクスプレス・カンパニーとその主要事業会社であるアメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ・カンパニー・インク（「TRS」）はそれぞれ、連邦準備制度理事会（「連邦準備理事会」）の監督・検査対象となる1956年銀行持株会社法（その後の改正を含む。）（「BHC法」）上の銀行持株会社である。

当社の本社は、ニューヨーク州ニューヨーク市内のローワー・マンハッタン地区に所在している。当社は、世界各地に拠点を置いている。

当社は主に、米国カード・サービス、国際カード・サービス、グローバル・コマーシャル・サービス及びグローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス（すべて後述）という4つの報告営業セグメントで構成される事業に従事している。コーポレート機能並びに当社のエンタープライズ・グロス・グループ及びその他の業務を含む一定のその他の業務は、コーポレート及びその他に含まれる。

当社は、世界の決済業界における、チャージカード、クレジットカード及びデビットカードのネットワーク、発行会社及び募集会社、並びに進化する代替的な決済提供者について競合している。決済業界が進化するにつれ、当社の直面する従来と異なるプレイヤーとの競争は、激しさを増している。これらのプレイヤーは、決済その他手数料に基づくソリューションを創出するために、新しいテクノロジー並びに顧客の既存の勘定及び取引関係を利用している。当社は、顧客のデジタル体験の強化並びにオンライン上及びモバイルコマースのプラットフォームの開発を通じて当社の既存の事業を変化させており、デジタル市場向けの新たな商品及びサービスを創出している。

証券取引所法による報告書及び追加情報

当社は、インターネット(<http://ir.americanexpress.com>)上で、投資家向け広報サイトを開設している。当社は、米国証券取引委員会（「SEC」）に対し、電子的に年次報告書、四半期報告書、臨時報告書及びそれらの訂正報告書の届出を行い、当該届出からできる限り迅速に、かつ、合理的な期間内に、同サイト上又は同サイトを通じて、これらの資料を無料で提供している。投資家向け広報サイトの「Financial Information & Filings」の「SEC Filings」のリンクをクリックするだけで、これらの資料にアクセスすることができる。

さらに、当社メインサイト(www.americanexpress.com)の下部にある「Investors Relations」のリンクからも上記の当社投資家向け広報サイトにアクセスすることができる。ただし、当社の投資家向け広報サイト、当社メインサイト及び様式10-Kによる報告書において参照するその他のサイトに掲載された情報は、様式10-Kによる報告書又はその他SECに提出した報告書の一部を構成するものではない。当社は、当該サイトのアドレスを非アクティブなテキスト形式の参照としてのみ掲載しており、アクティブなリンクとする意向はない。

様式10-Kによる報告書は、アメリカン・エクスプレス[®]のような商標を掲載しており、それらは適用される知的財産法に基づき保護されている、アメリカン・エクスプレス・カンパニー又はその子会社の資産である。様式10-Kによる報告書はまた、その他の会社の商標、サービスマーク、著作権及び商号も掲載しており、これらは各々の所有者の資産である。便宜上の目的でのみ、様式10-Kによる報告書において参照される当社の商標及び商号は、[®]又はTMの記号を用いずに表示されることがあるが、当該表示により、当社が、適用法に基づく最大限の範囲で、これらの商標及び商号に対する当社の権利又は適切なライセンサーの権利を主張しないことを表明する意図は全くない。

2014年度のハイライト

当社の2014年度の業績は、当社のカード会員による支出の増加、カード会員の平均貸付の増加、過去最低水準又は過去最低水準近くの信用の質の指標並びに営業費用の継続的な管理を反映する一方、当社の好調な収支のため、当社の株主に対し多額の資本を返すことが可能となった。2014年度では、当社のネットワークにおけるカード会員の全世界での支出は初めて1兆ドルを超え、カード会員の請求取扱高は、前年度と比べ、年間7%増加した。2013年度比で、当社の

- ・ 収益合計（利息差引後）は、4%増の343億ドルとなった（2013年度は330億ドル）。
- ・ 当期純利益は、10%増の59億ドルであった（2013年度は54億ドル）。
- ・ 普通株主に帰属する当期純利益に基づく希薄化効果後1株当たり利益は、14%増の5.56ドル（2013年度は4.88ドル）であった。
- ・ 自己資本平均残高利益率は、29.1%であった（2013年度は27.8%）。

当社の2014年度の財務成績（当社の各報告営業セグメントのそれぞれの財務情報を含む。）に関する完全な説明については、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び第6 経理の状況 1 財務書類を参照。当社の主な収益の源泉の説明については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記1を参照。当社が将来直面するいくつかの困難について記載する、当社の現在の事業環境及び見通しについては、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

商品・サービス

当社の商品・サービスの範囲には、以下が含まれる。

- ・ チャージカード及びクレジットカード商品
- ・ 費用管理商品・サービス
- ・ 旅行関連サービス
- ・ ストアード・バリュー／プリペイド商品
- ・ ネットワーク・サービス
- ・ 加盟店募集・加盟店事務処理業務、各種事務処理・決済、及び加盟店向けの販売時点情報管理（POS）、マーケティング・情報に関する商品・サービス
- ・ 手数料サービス（不正行為防止サービスを含む。）及びカスタマイズされた顧客ロイヤルティ・特典プログラムの設計

当社のさまざまな商品・サービスは、個人、経営者／個人事業主、中堅企業及び大企業を含む多様な顧客グループにグローバルに販売されている。これらの商品・サービスは、ダイレクトメール、オンライン・アプリケーション、社内及び外部の営業担当者及び直接反応広告を含むさまざまなチャンネルを通じて販売されている。企業向け旅行関連サービスは、非連結合弁事業である、アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベル（「GBT JV」）を通じて提供されている。2014年6月30日までは、企業向け旅行事業は完全子会社であった。

当社の商品及びサービスは、下記の種類の収益を生み出している。

- ・ 当社の最も大きな収益源である、加盟店手数料収益。「カード会員」が当社のネットワーク上で加盟店においてカードを使用して商品及びサービスを購入した場合に一般的に加盟店に請求される手数料を示す。
- ・ 基本カード手数料。年間のカード会員手数料から得られる収益を示す。
- ・ 旅行委託手数料。旅行関連取引について顧客及びサプライヤーの両方に取引手数料又は管理手数料を請求することにより得られる（2014年6月30日までの企業向け旅行委託料手数料が含まれる。）。
- ・ その他委託手数料。外国為替換算、カード関連の手数料及び査定並びにロイヤルティ・パートナー関連手数料その他のサービス手数料について得られる。
- ・ その他の収益。グローバル・ネットワーク・サービス（「GNS」）事業の提携先との契約により生じる収益（委託料及び契約手数料を含む。）、カード会員の旅行やその他の保険プログラムから得られる保険料、プリペイドカード関連収益、GBT JV移行サービス契約に関連する収益、持分法投資による収益（GBT JVを含む）及びその他の雑収益・手数料を示す。
- ・ ローンの利息。残高において得られる利息収入を主に示す。

当社の汎用カード・ネットワーク事業、カード発行事業並びに加盟店の募集及び売上処理業務の範囲は、全世界に及ぶ。当社は、個人、経営者／個人事業主及び法人へのチャージカードとクレジットカードの提供において、世界のリーダー的な企業である。これらのカードには、アメリカン・エクスプレスが発行したカードと、外部の銀行等の機関が発行し、アメリカン・エクスプレスのネットワーク上で使用できる加盟店が認めたカードが含まれる（以下「カード」と総称する。）。アメリカン・エクスプレスの「カード」により、カード会員は、世界中のほとんどの国で、当社ロゴを表示した「カード」の数百万の加盟店において商品・サービスの購入を決済することができる。2014年12月31日現在、当社の全世界における有効カード枚数は計112.2百万枚（第三者が発行した「カード」を含む。）である。2014年度の当社の全世界における請求取扱高（第三者が発行したカードを含む「アメリカン・エクスプレス[®]」カードによる利用金額）は10,228億ドルであった。

当社の事業については、総じて季節による大きな変動はないが、「カード」の請求取扱高は他の四半期に比べて第4四半期に緩やかな上昇を示す傾向がみられる。その結果、カード会員の借入残高は、当該四半期に緩やかな上昇を示す傾向がみられる。同様に、平均手数料率は、より高い小売関連請求取扱高によって、第4四半期中に緩やかに減少する傾向がある。

当社のクローズド・ループ・ネットワーク及び支出中心モデルの競争上の強み

当社は、当社の「クローズド・ループ」ネットワーク及び「支出中心」事業モデルが、カード会員、加盟店及び「カード」発行提携先に対しより差別化された価値をもたらしており、これが当社の競争上の強みであり続けていると考えている。

当社が、加盟店の募集と「カード」発行の両方を行う場合は常に、「カード」取引の開始時点と終了時点の両方で当社が情報にアクセスできる「クローズド・ループ」が存在しており、これが、当社ネットワークが銀行系カード・ネットワークと異なるのである。当社は、（カード発行者としての）カード会員と（取得者としての）加盟店の双方と直接的な関係を維持しており、これらの関係におけるあらゆる重要な側面を取扱っている。契約関係を通じて、当社は、業務を一緒に行う加盟店募集・事務処理機関からクローズド・ループ・データを取得する。当該「クローズド・ループ」は、当社において、カード会員の利用情報の分析を可能にするとともに、加盟店に対象を絞ったマーケティングその他の情報サービスを提供し、カード会員に対して多様なチャンネルを通じた特別なオファーとサービスを提示するためのアルゴリズムやその他の分析ツールの構築を可能にしている。また、同時に、こうした関係は、当社において適用のある方針及び法律上の要件を遵守し、カード会員の選好を尊重し、カード会員のデータの保護も可能にしている。

当社の「支出中心」ビジネスモデルは、第一義的に「カード」による支出を推進することによる収益の稼得に重点を置いており、次に金融手数料と各種手数料に注力している。当社の「カード」の利用額は、平均すると競合他社とカード1枚ベースで比較して高く、加盟店に固定客と売上増という形で大きな価値をもたらすものである。このことによって、当社は、加盟店収益を稼得し、加盟店とカード会員向けの付加価値のついたサービスに投資することができる。カード会員利用金額の増加による収益により、当社は、カード会員向けの魅力的な特典とその他の利益に投資し、加盟店のために対象を絞ったマーケティングやその他のプログラム及び出資に投資する機動性を確保することができ、これらすべてが、カード会員が「カード」でより多くの支出を行うインセンティブとなっている。当社がカード会員向けの特典その他のゆるぎない価値の提案として行っている投資が、加盟店における「カード」の利用とカード会員のロイヤルティを動機付けている。

アメリカン・エクスプレスのブランド

当社のブランドとその属性（信頼、安全性、完全性、品質及び顧客サービス）は、当社の重要な財産である。当社は、ブランド重視の姿勢を継続しており、当社のさまざまなプログラム、商品及びサービスは当社の属性へのコミットメントを裏付ける。当社のブランドは、世界各地で公表されている調査で最も価値のあるブランドのひとつであると常に評価されており、当社は、当社のブランドが当社に大きな競争優位をもたらしていると考えている。

当社は、当社のブランドとその属性が当社の成功に非常に重要であると考えており、当社のブランドの管理、マーケティング、宣伝及び保護に多額の投資を行っている。当社は、商標、サービスマーク及び特許を非常に重要視しており、全世界で当社の知的財産権の確保に努めている。

グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス

グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス（「GNMS」）セグメントは、自社発行及び自社発行以外のカード取引の事務処理・決済を行うグローバルな決済ネットワークを管理している。GNMSは、加盟店を獲得し、複数経路のマーケティング・プログラムや機能、サービス及びデータ並びに報告及び分析データを提供するために、当社のグローバルなクローズド・ループ・ネットワークを活用している。GNMSは、アメリカン・エクスプレスのブランドの使用を許諾して、国際的なネットワークの範囲を拡張するために、外部のカード発行会社及び募集機関と契約を結んでいる。

当社のロゴ付カードの大多数は、当社の主要営業子会社であるTRS、当社の米国銀行子会社であるアメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク（「センチュリオン・バンク」）及びアメリカン・エクスプレス・バンク、FSB（「AEBFSB」）のほか、米国以外の他の営業・銀行子会社により発行されている。さらに、当社のGNS事業は、「カード」を発行している世界中の銀行その他の機関との関係を確立・維持しており、国によっては、「アメリカン・エクスプレス」のネットワーク上で国内加盟店の獲得に乗り出している。GNSは、当社の全世界におけるネットワークのカード会員と加盟店の基盤を拡大するという当社の戦略上重要部分である。当社のロゴ付「カード」は、「アメリカン・エクスプレス」ブランドの「カード」が利用できる世界各地のすべての加盟店で利用することができ、商品によっては、カードが使える世界中のATMでも一般に使うことができる。

グローバル・マーチャント・サービス（「GMS」）事業により、当社は、カード会員、加盟店並びに加盟店取得者及び事務処理業者との関係を包含する当社のクローズド・ループ・ネットワークを通じて、取引及び加盟店に関する情報にアクセスすることができる。こうした能力は、当社が新規加盟店を募集し、既存加盟店との関係を深め、取引を処理し、当社ネットワークの加盟店を対象を絞ったマーケティング、分析及びその他の付加価値のあるサービスを提供する上で有用な効果を発揮している。さらに、GMSにより、当社は、顧客基盤の分野別に動向や支出パターンを分析することができる。

グローバル・ネットワーク・サービス

当社は引き続き、当社のGNS事業を通じて、米国内外の銀行等の機関に対し「アメリカン・エクスプレス」のネットワークにより「カード」を発行するよう、またいくつかの国では募集機関として活動するよう勧誘する戦略をとっている。当社は、そのグローバルな事業基盤と「アメリカン・エクスプレス」ブランドの魅力を活用して、当社の世界規模のネットワーク上で当社のカード会員と加盟店の基盤を拡大している。この戦略により、当社がすでに事業を行っている国での当社のプレゼンスを高め、当社が自力で達成することが難しい経済規模及び費用水準で新たな地理的領域における当社のプレゼンスを拡大することも可能である。GNS事業は、136か国の銀行等の金融機関と159件の「カード」発行及び／又は加盟店獲得に関する提携協定を築いている。特定の国において自社発行にすべきか、GNS戦略にすべきか、又はその組合せにすべきかを評価する際、当社は、財務利益の安定性及び魅力、潜在的なカード会員基盤、利用可能なマーケティング及びクレジット情報の強み、ブランド提携機会の程度、当社が加盟店の価値を強化する最適な方法等、幅広い国特有の要因を検討する。当社の自社発行事業については、後記「米国カード・サービス」及び「国際カード・サービス」を参照。

2014年度に、GNSは、5の新規提携先とアメリカン・エクスプレスのネットワーク上での「カード」の発行及び／又は加盟店の募集に関する契約（米国でのBBVAとの新規「カード」発行パートナーシップ、メキシコにおけるサンタンデル及びエチオピアにおけるダシェン銀行との新規「カード」発行及び加盟店取得パートナーシップなどを含む。）に調印した。GNSはまた、2014年度中におよそ80の新商品を発売して既存提携先の支援も行い、GNS提携先の「アメリカン・エクスプレス」ブランド商品の総数は1,300を超えた。

2014年度に発売した新商品は、米国での「ユー・エス・バンク・フレクスパークス[®]セレクト＋アメリカン・エクスプレス[®]カード」及び「ウェルズ・ファーゴ・プロペル・ワールド・アメリカン・エクスプレス[®]カード」、英国での「パークレイカード・キャッシュバック・アメリカン・エクスプレス[®]カード」、メキシコでの「サンタンデル・アメリカン・エクスプレス[®]カード」、中国での「チャイナ・ミンシェング・バンキング・コーポ・アメリカン・エクスプレス[®]マルチ・カレンシー・プラチナ・クレジットカード」、及びケニアでの「エクイティ・バンク・アメリカン・エクスプレス[®]ゴールド・カード」を含む。GNSは、当社のグローバル・ネットワーク上で利用できる「カード」を発行し、当社のネットワーク上の加盟店を募集する外部の優良銀行及びその他の機関との提携に重点を置いている。当社のネットワーク協定の内容は、特定の国及び各提携先のニーズや、そうした市場における当社の戦略プランに合うよう設計されているが、GNS協定はすべて顧客にとって意味があり、顧客を引き付ける商品の発行会社による開発を支援し、加盟店において「アメリカン・エクスプレス・カード」を受け入れる価値を見出すことを後押しするよう設計されている。当社は、高い品質基準への取組み、マーケティングに関する高い専門知識など、「アメリカン・エクスプレス」ブランドと適合し得る一連の中核的な属性を共有している機関との提携を選択し、当社の商品、ブランド及びサービス基準を遵守するよう求めている。なお、「提携先」又は「提携」という語は、正式の法律上のパートナーシップを意味又は示唆するものではなく、第三者の発行会社と加盟店とのアメリカン・エクスプレスの関係に関する条件を変更することを何ら意味しない。

当社の提携先がこれまでに当社のネットワーク上で発売した1,300超のそれぞれの「カード」商品により、GNSは、世界中における当社のブランド知名度を強化し、当社の加盟店ネットワークにおける取引量の増大を推進し、「アメリカン・エクスプレス・カード」の利用を選択する加盟店の数を増やしている。当社のGNS提携先はすでに「アメリカン・エクスプレス」ブランドの「カード」の対象となる魅力的な顧客基盤を構築しており、それらが発行したカードに伴う信用リスクを管理する義務を負っているため、GNSによって、当社が、概して、カード会員に関して新たなリスクを負担したり、又は多額の資源を投資したりしなくても、当社のネットワークのグローバル・プレゼンスを拡大することができる。1999年度以降、GNS提携先が発行した有効カード枚数は、20%の年間複合増加率で増加しており、2014年度末現在の「カード」発行総数はほぼ44百万枚超となった。米国外では、2014年度に発行された新規「カード」の約80%が当社のGNS提携先により発行されたものであった。GNSカードによる利用金額は、1999年度以降、23%の年間複合増加率で増加している。2014年度の利用金額の前年度比増加率は12%で、利用総額は1,610億ドルとなった。

GNS協定

各GNS協定の構成や詳細はさまざまであるが、当社は、アメリカン・エクスプレスのネットワーク上でそうした協定により推進されている「カード」取引量から、収益を得ている。GNS提携先1社が発行する「カード」の利用金額1ドルにつき当社が受領する粗収益は、ほとんどの場合、当社の自社カード発行事業のそれよりも低い。しかしながら、GNS提携先は、カード発行事業の営業費用とリスクのほとんどに対し責任を負っているために、当社の営業費用と与信損失は、ほとんどの場合、当社の自社「カード」発行事業のそれよりも低く抑えられる。GNSのビジネスモデルにより、魅力的な利益の流れとリスク内容を確保できるため、必要とする資本サポートの水準が低くなっている。そのため、当社のGNS事業の自己資本利益率は、当社の自社「カード」発行事業の自己資本利益より大幅に高くなることがある。さらに、GNS費用の大部分は固定費用であるため、事業は拡張性が高い。GNS提携先は、「アメリカン・エクスプレス」ブランドとの提携のほか、革新的なマーケティング・プログラムにより、魅力的な収益源を確保し、提供商品の拡充と差別化を図ることができることの恩恵を受けている。

当社のGNS協定は、独立オペレーター協定、ネットワーク・カード・ライセンス協定及び共同出資協定の3つに区分される。

独立オペレーター協定

GNS協定の第1の類型は、独立オペレーター（「I0」）協定として知られている。2014年度末現在、当社は、世界各地でこの種の協定を69件実施していた。当社は、当社が現地通貨建ての自社「カード」を提供していない国で、アメリカン・エクスプレスのネットワークのプレゼンスを拡大するために、こうした協定を行っている。提携先のその地におけるプレゼンスと関係によって、当社は、国における当社のブランドの影響力を拡大し、加盟店を増やすという目標をより早く達成し、当社が自社だけでは達成することが難しい経済規模とコスト水準で事業を運営することができる。当社の基準に適合していることを条件として、I0の提携先に対しそれぞれの国で「アメリカン・エクスプレス」の従来の「グリーン・カード[®]」、「ゴールド・カード[®]」、「プラチナ・カード[®]」及び「センチュリオン・カード」を含む現地通貨建てカードを発行するライセンスが許諾されている。さらに、これらの提携先の大部分は、現地加盟店の加盟店募集・事務処理機関も務めている。アメリカン・エクスプレスは、多国籍加盟店との関係も維持している。当社のI0提携先は、それらが発行した「カード」に関する顧客関係と信用リスクを有し、顧客へのカード発行に関する決定を行う。I0協定におけるGNS収益源には、カードのライセンス料、カード会員への請求に対する委託料、外国為替換算収益、加盟店でのカード利用金額に応じた委託料、加盟店手数料収益に対する持分のほか、一部の提携では、正味スプレッド収益による委託料又は有効「カード」枚数による委託料がある。当社のI0提携先は、取引の認証、請求、金利決定、カード会員・加盟店に対する諸サービス及び「カード」の受取債権及び加盟店に対する支払債務の資金調達に責任を負う。

当社は、I0提携先が当社に対する債務決済を履行できない可能性により生ずる信用リスクを負っている。このエクスポージャーは、カード会員がアメリカン・エクスプレスのネットワークの加盟店において購入、又はATMにおいて「カード」を利用してキャッシング・サービスを行い、当社がこのような取引を決済のためにI0提携先に提出したときに発生する。当社は、財務が健全で債務を履行できると考える機関と提携し、それらの財務の健全性、当社との取引関係に関する諸条件の遵守状況及び当社が営業を行っている政治・経済・規制環境を監視することにより、こうしたリスクを軽減している。さらに、I0提携先の信用格付け及びその他の財務健全性指標次第では、当社は、こうしたリスクを軽減するために、I0提携先に信用状、銀行保証状又はその他の担保の差入れを求めることがある。

当社がI0協定を締結している国の例には、ブラジル、コロンビア、クロアチア、インドネシア、マレーシア、ペルー、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、韓国、トルコ及びベトナムが含まれる。I0提携先との関係を通じて、当社は、これらの国におけるカード会員による利用金額、有効カード枚数及び加盟店数を加速度的に増大させることができていると考えている。

ネットワーク・カード・ライセンス協定

GNS提携協定の第2の類型は、ネットワーク・「カード」・ライセンス（「NCL」）である。2014年度末現在、当社の全世界における同協定実施数は86件であった。当社は、当社が自社カード発行及び／又は加盟店募集事業を行っている国のほか、数件については当社がI0提携先を有している国において、当社のブランド・プレゼンスを拡大し、シェアを得るためにこうした協定を行っている。NCL協定によって、当社は、外部の機関に「アメリカン・エクスプレス」ブランドの「カード」の発行ライセンスを許諾している。NCLによる発行会社は、一定の基準を満たすことを条件として、自社が発行したすべての「カード」に関する顧客関係を所有し、カード会員に顧客サービスを提供し、取引を認証し、請求及び与信を管理し、「カード」のマーケティングに責任を負い、「カード」商品の特徴（カード会員の特典その他のインセンティブを含む。）を設計する。当社（又はI0パートナー）は、加盟店ネットワークを管理し、発行会社への提出により加盟店の販売時点情報管理（POS）から発行会社に「カード」の取引情報を転送・処理し、発行会社との間で決済を行う。NCLは、当社がオーストラリア、英国、及び米国の銀行との間で実施している種類の協定である。

NCL協定におけるGNSの収益は、NCL発行会社から支払われるカード会員の利用金額の水準、委託料、通貨換算及びライセンス料、並びにカード会員の利用実績に応じてNCL発行会社に請求される手数料、並びにカード会員向け保険商品及びNCL発行会社の「カード」のその他の機能や特典等の付加価値サービスの提供を含むさまざまな要素により推進される。前述のとおり、NCLによる発行会社は、発行したカードの信用リスクのみならず、「カード」のマーケティング・募集費用、カード会員による不正行為に対するリスク、並びに特典等の固定客化推進費用を負担している。当社は、NCL発行会社の当社に対する決済義務が履行されないことにより発生するリスクを負担している。本エクスポージャーは、カード会員がアメリカン・ネットワークにおいて購入、又はATMにおいて「カード」を利用してキャッシング・サービスを行い、当社がこのような取引を決済のためにNCL提携先に提出したときに発生する。当社は、財務状態が健全であり、債務を履行すると当社が考える機関と提携し、それらの財務状態の健全性、当社との取引条件の遵守状況、それらの営業環境である政治・経済・規制情勢を監視することにより、こうしたリスクを軽減している。さらに、NCLによる発行会社の信用格付け及びその他の財務健全性指標によっては、当社は、リスクを軽減するために、NCLによる発行会社に対し信用状又は銀行保証等の担保の差入れを求めることがある。

NCL協定の一例には、米国のウェルズ・ファargo及びユー・エス・バンク、英国のロイズ・バンク、日本のクレディ・セゾン及びオーストラリアのウェストパック・バンキング・コーポレーションとの関係が含まれている。

共同出資協定

GNS協定の第3の類型は、共同出資事業（「JV」）協定である。当社は、スイスやベルギーのほか数か国でこの種の協定を利用している。これらの国では、当社は、第三者と協力して、当社が多額の所有持分を有する個別の事業を構築する。JVは通常、「アメリカン・エクスプレス」ネットワークで「カード」の利用につき新規加盟店と契約し、当社のロゴ付の現地通貨建てと米ドル通貨建ての「カード」を発行する。JV協定では、共同出資会社がカード会員の信用リスクを負い、営業・マーケティング費用を負担する。他の種類のGNS協定と異なり、当社は、共同出資者との間で経営、リスク及び損益を分与している。利益は、加盟店手数料収益、「カード」手数料及び正味スプレッド収益により発生する。JVの経済効果は、後記「米国カード・サービス」で説明する当社の自社カード発行事業のそれと同様であり、当社は、特に当社自身の所有持分の水準に応じてJVの利益の一部を受領する。当社の子会社であるアメリカン・エクスプレス・オーバーシーズ・クレジット・コーポレーション・リミテッドは随時、GNSのJVの一部から「カード」受取債権を購入している。

グローバル・マーチャント・サービス

当社のGMS事業は、加盟店並びに加盟店募集・事務処理機関との関係を構築及び維持し、カード取引の事務処理を行い、「カード」による購入につき「カード」の受入れを承認した加盟店との決済を行うものである。当社は、カードの受入れにつき加盟店と契約を締結し、当社のクローズド・ループ・ネットワークにより提供される能力を活用して、マーケティング情報及びその他のプログラムやサービスを加盟店に提供している。さらに当社は、カードの受入れサポート、不正行為防止並びにその他の付加価値サービスを加盟店に提供している。

当社は、カード会員が希望する場所・方法で「カード」を利用することができるようにするとともに、これまで「カード」が受け入れられていない地理的な重要性の高い地域、業界及び業種においても、加盟店による受入れを増大させることを目標としている。当社は、自社の営業担当者、外部の販売・サービス代理店、募集管理業者、アグリゲーター、銀行・事務処理業者との戦略的提携、インターネット、テレマーケティングのほか、「ウォント・トゥー・オーナー」コールと称する仕組み（すなわち、カードの加盟店となることを希望する業者が当社に電話で直接連絡する）などのさまざまな販売ルートを通じて当社ネットワークの新たな加盟店を増やしている。「グローバル・ネットワーク・サービス」の項で説明したとおり、当社のIO提携先及びJVからも、アメリカン・エクスプレスのネットワークに新規国内加盟店が増えている。

当社の直接及び国内向けの手段を利用して、当社は、加盟店を取得し、契約を保有し、手数料率について加盟店と合意し、すべてのサービスを提供する。1995年以降、当社は、中小加盟店を取得するため、複数の異なるモデルを利用して、外部の加盟店取得者と協力してきた。たとえば、外部の販売代理店は、当社の代わりに加盟店を取得し、同時に当社は、参加加盟店とのカード加盟店契約を維持し、手数料率について合意し、サービスを扱う。2007年に、当社は、米国においてアメリカン・エクスプレス・ワンポイント・プログラム[®]を設立し、これを通じて外部の加盟店取得業者は新たに加盟店となり得る加盟店を認定し、「カード」取引について当社の代わりに決済処理サービスを加盟店に提供し、他方、当社はカード加盟店契約を維持し、手数料率について合意する。当社は、スペインにおいて同様の契約を有している。2014年度中に、当社は、1年に請求額が1百万ドル以下と予想される米国の小規模加盟店の「カード」の受入れを拡大させるために、「オプトブルーSM」という加盟店取得プログラムを開始した。オプトブルー[®]プログラムでは、外部の加盟店募集・事務処理機関が加盟店と直接カード加盟店契約を行い、加盟店の手数料率を決定する。オプトブルー・プログラムは、「カード」受入れの際に一つの加盟店募集機関と取引することを望む適格小規模加盟店のために代替案を提供する。オプトブルーの募集管理業者は、当社がクローズド・ループの情報取引を維持できるよう、関連加盟店情報を当社に提供する。

GMSは、カード会員のニーズに対処するため、当社の「カード」を受入れている加盟店数と、カードが使用できる取引の種類を引き続き拡大している。ここ数年間、当社は、現金又は小切手が決済の主流となっている業界にカードの利用を持ち込む努力を継続し、日常、オンライン及び企業間支出へのカードの利用を増やすことに努力の重点を置いている。2001年度には、当社の米国内請求取扱高の40%が旅行・エンターテインメント部門から、60%が小売りその他部門からであった。2014年度には、米国内の請求取扱高の25%のみが、旅行・エンターテインメント部門からであった。こうした変化は、一つには、より多くの買い物にカードを使用したという消費者の希望の高まりと、当社がカード会員のニーズに対応したカードの使用機会を拡大することに重点を置いていること、旅行・エンターテインメント部門での利用に関して競争が激化していることに対応して、決済カードの使用を認め始めた加盟店の種類が次第に増加したことによるものであった。

世界的には、汎用カードが使える加盟店数が増加し続けている。当社は、過年度に続いて2014年度においても、世界中から当社カード商品の新規加盟店を獲得し、市場の変動に応じて加盟店ネットワークの普及度を算定する方式の精緻化を進めた。当社は、2014年度末時点で、当社の米国内の加盟店ネットワークが当社のカード会員の汎用カードによる利用金額の90%超を占めていたものと推計している。当社は、米国外の箇所で当社の加盟店ネットワークの拡張を続けているが、当社の国外の利用範囲はより制限されている。当社は、当社の国際加盟店ネットワークが当社の汎用カードによる利用金額の約80%を占めていたものと推計している。こうした割合は、当社ネットワークによるカード会員の現在の利用金額と、汎用クレジットカードとチャージカードによる決済を認めているすべての加盟店が「アメリカン・エクスプレス・カード」による決済を認めた場合の当社ネットワークによる当社カード会員の利用金額の推計値との比較に基づくものである。

加盟店手数料収益

当社は、販売された商品又はサービスの決済への「カード」の利用に対し加盟店に請求された手数料から「加盟店」手数料収益を稼得している。加盟店手数料又は手数料率は、「カード」の利用に対し加盟店に請求された手数料であり、一般に請求額の金額に対する百分比で表示される。一部では、加盟店手数料の一環として追加の定額取引手数料が課される。加盟店手数料率は一般に、提出された請求額に対し「加盟店募集機関」（ほとんどの場合、TRS又はその子会社）が加盟店に支払う支払額から差し引かれる。加盟店募集機関は、加盟店とカードの加盟店となることについて契約を締結し、加盟店からの取引に同意し、これらの取引について加盟店に支払いを行い、「アメリカン・エクスプレス」のネットワークを通じて適切な「カード」発行会社に取り引内容を提出する機関である。カード会員が支払いのために「カード」を提示した時点で、加盟店は、取引の利用金額の記録を作成し、それを決済のために加盟店募集機関に提出する。TRS又はその子会社のいずれか1社が加盟店募集機関である限り、加盟店手数料は、取引情報を受領した時点で加盟店手数料として当社により計上される。当社はさらに、機械で読み取らないカード取引又は米国の加盟店において米国外で発行された「カード」を利用する場合の手数料等、追加的な手数料を加盟店に課す場合もある。

当社が加盟店募集機関を務め、加盟店で提示された「カード」が（当社のGNS提携先のように）第三者の銀行又は金融機関により発行されたものである場合には、当社が加盟店に資金決済を行い、加盟店手数料を受領する。当社はまた、「カード」のネットワーク運営機関として、代わりに、当社と発行会社の間で個別に交渉される発行者料率（すなわち、GNS「カード」発行会社が、その発行した「カード」による当社のネットワーク上の取引によって受領する額（通常は、請求額の金額に対する百分比で表示される。））を受領するGNS「カード」発行会社から資金決済を受ける。当社が加盟店より受領した加盟店手数料収益（加盟店と当社の間で直接合意されており、発行者料率に基づくものではない。）とGNS「カード」発行会社が受領する発行者料率の差額が、当社の利益となる。アメリカン・エクスプレスが「カード」の発行会社で、加盟店募集機関が第三者の場合（IOが現地加盟店募集機関である国、又は第三者加盟店募集機関を含む当社のオプトブルー・プログラム。）、当社は、当社と加盟店募集機関との間で個別交渉された、加盟店募集機関との決済においてネットワーク料率を受領し、当社により加盟店手数料収益として計上される。ビザ・インク（「ビザ」）とマスターカード・インターナショナル・インク（「マスターカード」）により運営されるネットワークのようなネットワークとは対照的に、アメリカン・エクスプレスのネットワークでは、集散的に設定された取引手数料は存在せず、発行者料率は加盟店手数料率の基礎とはならず、ネットワーク内の第三者金融機関又は加盟金融機関の間で手数料は合意されていない。

当社は、加盟店が当社の競合他社のものに加え、当社の決済商品の受入れを選択するよう努力している。このように、当社は、受入れコストを正当化するため、当社の革新能力及び加盟店に意味ある価値を提供する能力において競争している。当社が請求する加盟店手数料は、当社が加盟店に提供する価値及びその価値を提供する際に当社が行う投資を反映している。当社は、競合するカード・ネットワークで発行されたカードの利用者と比較して当社のカード会員の利用実績が大きいこと、当社の商品及びネットワークの特徴と機能性、当社のマーケティングに関する専門知識とプログラム、情報サービス、不正行為防止サービス、当社の顧客管理専用グループ並びにその他「カード」の受入れに付随する加盟店価値の提案を促進する投資によるものを含む、さまざまな方法で、競合他社と比べて加盟店により大きな価値を提供している。

加盟店手数料は、とりわけ、加盟店の業種、加盟店での利用金額、加盟店への決済時期・方法、請求額の提出方法のほか、場合によっては、当社との間で調印したカード加盟店契約の範囲（たとえば、ローカルか、グローバルか）、及び利用金額によって異なる。当社は米国とカナダでは当社のプリペイドカードに対し異なる加盟店手数料率を課す。当社はさらに、加盟店が一定の要件を満たせば、「コーポレート・パーチェシング・カード」については別の手数料率を課す可能性がある。

近年では、当社のグローバル加重平均加盟店手数料率が若干低下した。平均加盟店手数料率は、2014年度と2013年度においてそれぞれ2.48%及び2.51%であった。当面は、地域と業界毎に異なる支出構成の変更、取扱量に連動した加盟店手数料率の設定、戦略的投資、一定の料率設定イニシアティブ、競争、価格規制（競合他社の取引手数料の規制を含む。）、及びその他の要因により、平均加盟店手数料率がさらに低下する可能性がある。さらには、代替的な決済スペース（たとえばペイパルやスクエア）からの差別化された決済モデルは、当社の従来の決済モデルに課題をもたらし、当社の平均加盟店手数料率や当社のクローズド・ループ・ネットワークを通じて取引データにアクセスする能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、「カード」の加盟店が、提供される価値に関連付けて加盟店手数料が設定されていることを理解していると考え、別の決済方法やその他の方法の方がいいとして、カードの利用をやめるよう求める加盟店も存在している。当社のカード会員は、カードを使いたい場所で使いたいときに使うことができる能力を高く評価しており、したがって、当社は、米国のドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（「ドッド・フランク法」）のような国内の法律上の要件に従い、当社のカード会員の期待に応え、「アメリカン・エクスプレス」ブランドを保護する手段を講じている。当社は、カード会員がカードを使いたい加盟店を確保することに重点を置く、マーケティング・プログラム（カード会員による小規模加盟店での買い物の奨励をターゲットとするスモール・ビジネス・サタデー[®]等）を通じて当社が加盟店に提供する価値を引き続き拡大し、加盟店の満足感に影響を及ぼす要因に取組み、当社の価値のある提案について早期にかつ頻繁に伝えている。当社は、当社のカード商品の利用を抑制しようとする加盟店とのカード加盟店契約を適宜終了する権利を保有している。当社には、加盟店の事業を成長させ、これらの主要事業提携先との関係の有効性を高める方法を発見することに専念する顧客管理組織が存在する。最も重要なことだが、アメリカン・エクスプレスの「カード」を受け入れるか否かは加盟店が選択することであり、より多くのカード保有者を有するその他のカード・ネットワークとの競争及び新しい形の決済と従来の形の決済の激しい競争を考慮すると、全加盟店にはさまざまな選択肢があるということを当社は認識している。そのため、加盟店を引き付け、当社のネットワークにおいてそれらの定着を図るために、優れておりかつ差別的な価値を提供することに、多大な資源を投じている。

米国司法省（「DOJ」）及び特定の州検事総長は、販売時に加盟店が当社の「カード」商品を区別して取扱うことを禁じる当社のカード加盟店契約の条項（「差別禁止」及び「助言禁止」契約条項）が、米国反トラスト法を違反していると主張して、当社に対して訴訟を起こした。この告訴は、このような契約条項を当社が実行することを永久に禁止する判決を求めている。2015年2月19日に、事実審裁判所は、争われている条項は反競争的であると認定したため、今後審判を下す上での救済措置の範囲が決定される。当社は、判決及び審判について積極的に上訴する予定である。当社に対して不利な判決が下されば、当社のカード会員の経験を損なう、助言の増加、選定的な受入れ、又は販売時におけるその他の形態の差別に当社の「カード」商品を晒すような方法で加盟店契約を変更することを要求される可能性がある。この訴訟に関するより詳細な情報については、本書第一部 第6「3 その他」の「(2) 訴訟」、不利な判決の当社の事業への潜在的な影響に関する情報については、第3「4 事業等のリスク」の「当社の加盟店との契約における無差別及び全カード受入規定に関して、進行中の訴訟次第では、かかる規定が変更され、重大な収益上の損失、費用の増加、重大な金銭支払判決及び／又は当社の評判とブランドに対する損害が生じる可能性があること」を参照。

複数の米国の州の法律は、クレジットカードによる購入に対し追加手数料を課すことを禁止している。逆に、オーストラリア及び欧州連合の一部の国等一部の国においては、明確に追加手数料を課すことが許可されている。法律が認める場合、当社のカード加盟店契約は原則として、「カード」による購入額に対し加盟店が受入れている他のカードによる購入より高い追加手数料を課すことにより、又は「カード」による購入にのみ追加手数料を課し、他のカードで行われた購入には追加手数料を課さないこと等により「カード」を差別しないことに加盟店が合意する規定を設けている。当社はまた、加盟店が現金、小切手又は銀行間送金業者（すなわち、自動決済機関又は「ACH」）で支払いを行う顧客に割引を提示することを禁止していない。さらに、当社は、米国の加盟店が、ドッド・フランク法の規定に基づく特殊な形の決済を行う顧客に割引又は現金給付策を提示することを禁止していない。

2013年12月に、当社は、米国加盟店集団訴訟における和解案を発表した。当該和解に基づき、当社は、加盟店が、その他のチャージ及びクレジットカード又は加盟店が受け入れるその他の決済形態（現金、チェック、デビットカード又はプリペイドカード若しくは銀行間取引を除く。）に対する追加手数料を上限として、アメリカン・エクスプレス・カードのチャージ及びクレジットカード「カード」取引に追加手数料を賦課することを容認するため、当社の米国カード加盟店契約の規定を修正する。当社は、依然として、追加料金は客にとって良いサービスではないと考えるが、かかる和解案は、差別的な取扱い及び費用からカード会員を保護すると同時に、加盟店に対し、アメリカン・エクスプレスのチャージ及びクレジットカード「カード」に対する柔軟性を追加するものである。このような契約の修正は、和解合意が最終的に承認される日より前（控訴期間を含む。）の実施を要求されているものではない。和解案の詳細については、本書第一部 第6 経理の状況 3(2)「訴訟」、第3 事業の状況 4「事業等のリスク」の「加盟店による追加手数料の普及が当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすことがあること」を参照。

加盟店の満足度の強化

GMSは、加盟店でのカードの利用を増大させるプログラムの開発・実行、テクノロジー資源とソーシャルメディアのような革新的なマーケティング・ツールの利用及びクローズド・ループ機能とマーケティングに関する深い専門知識の活用をはじめ、加盟店の満足度に影響する要因の把握・対応に重点を置いている。

当社のクローズド・ループ・ネットワーク及びその他の関係により、カード会員の支出に関する加盟店データ及び情報の分析が可能となる。これにより、当社は、さまざまな経路を通じて、幅広い目標を絞ったマーケティングサービス、ネットワーク機能及び特別オファーを加盟店及びカード会員の利益のために、提供することができる。同時に、当社は、カード会員情報の秘密を保護し、当社に適用のある個人情報、データ保護、情報セキュリティに関する法律、規則及び規制（「個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法等」）並びにその他法律上の要件及び内部方針を遵守している。当社は、「カード」発行銀行提携先と加盟店募集機関提携先と緊密に協力して、クローズド・ループの主要要素をサポートする情報を維持できるようにし、カード会員及び加盟店に対し価値を提供している。

2014年に当社は、カード会員に加盟店からのオファーを提供する、集中型ポータルであるamexoffers.comを開始することによって加盟店及びカード会員を引き続き結び付けた。カード会員は、これらのオファーを「カード」に追加し、明細書に反映される、クーポンのない割引に引き換えることができる。カード会員は、オンラインアカウント及びモバイル・アプリを通じて加盟店オファーにアクセスし続けることができる。さらにアメックス・オファーは、加盟店が新たな顧客を引き付け、カード会員を対象に関連性のあるオファーを提供することによって反復的な取引を生み出す手助けをする。

当社はアメリカン・エクスプレス・ネットワーク上での取引につき加盟店に対し不正行為防止サービスを提供する。当社が2010年に買収した、アクサーティファイ・インク（Accertify Inc）は、加盟店への不正なオンライン取引及びその他のカード不介入取引への対処に役立つソリューションの大手提供会社である。アクサーティファイはアメリカン・エクスプレス、ビザ、マスターカード、ディスカバー及びペイパルなどの主要な決済ネットワーク又はその他の代替的決済方法に関する取引に特別な水準のセキュリティを提供するホスト・ソフトウェア・アプリケーションを供給している。アクサーティファイはまた、末端間の不正行為管理プロセスを外部委託するという選択肢を加盟店に提供しており、その他の付加価値サービスも提供する。

当社はさらに、適格加盟店に対し、その加盟店のアメリカン・エクスプレスとの関係を通じて、業務上のニーズに対し利便性のある魅力的な料率の資金源へのアクセスを提供する融資商品の組合せであるマーチャント・ファイナンスを提供する。提供されるファイナンスは商業融資であり、加盟店の利用明細書の支払いを通じて自動的に返済され、低く設定されている手数料を伴うものである。

当社は、加盟店とカード会員にとってより安全で便利な「カード」の利用と受入れを行っている分野での努力に引き続き重点を置いている。当社は安全で互換性のある決済のグローバルな推進に寄与するために策定された、EMVCo及びPCI・セキュリティ・スタンダーズ・カウンセル・LLCのような標準化団体に参加している。当社の目標は、加盟店における当社「カード」の利用が容易になり、加盟店の販売時点におけるカード会員の手続きが安全であり、かつ均一化し、複数のネットワーク関係を有する発行会社及び加盟店募集機関がそれらのカード商品及びプラットフォームの技術規格を統一することを容易にすることである。これらの努力は、非接触式カード、携帯電話及び新たな決済機器で作動する新しい技術が、顧客に新たな、かつ便利な決済方法を提供するために特に重要である。2014年度中、当社は、英国において、トランスポート・フォー・ロンドンの交通ネットワークにわたってアメリカン・エクスプレス・ブランドの非接触型カードの受入れを拡大させた。米国では、当社は、当社のカード発行パートナーに加え、アメリカン・エクスプレスのネットワークにおいて活動する事務処理機関、加盟店募集機関及び加盟店が利用できるアメリカン・エクスプレス・トークン・サービスを開始させた。これは、従来のカード口座番号を固有の「トークン」と置き換えるものである。当社はさらに、特定の近距離無線通信規格のモバイル機器による決済を可能にする追加のセキュリティオプション及びソリューションを「カード」発行者に提供する、ネットワークのホスト・カード・エミュレーションについての機能を世界中で利用可能にした。

請求をめぐる紛争

当社は、加盟店募集機関であるため、請求をめぐるカード会員と加盟店との紛争がカード会員に有利な形で解決した場合には、一定の債務を有することになる。この種の債務が生じる原因となるのは、通常の事業の枠内での不正請求額、商品・サービス品質や納入をめぐる紛争及び請求上のミスである。通常、当社は、カード会員への支払額を加盟店から提出される現在又は将来の利用明細書の支払いと相殺している。加盟店が「カード」の受入れをやめることにした場合又は廃業した場合など加盟店の利用金額の相殺対象となる提出がなくなった場合には、当社の側で損失が現実化するおそれがある。そのため、当社はこの種のリスクを評価するため、加盟店の状態を積極的に監視している。適宜、当社は、特定の加盟店について、加盟店からの利用金額の支払保留資金を積み立てた現金準備金を設定するか、親会社に保証状又は信用状の差入れを求めることにより加盟店が請求額を提示してから当社が加盟店への支払いを実行するまでの期間を延長するか、又は別の適切なリスク管理ツールを実施することにより、実質的なリスクを軽減する措置を講じることになる。当社はまた、関係会計ルールに従い、この種の偶発債務に備えて当社の貸借対照表に引当金を計上している。

グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービスー競争

当社のグローバル・カード・ネットワークは、国際決済業界において、特にビザ、マスターカード、(ディスカバー・ファイナンシャル・サービスズに保有されている)ダイナース・クラブ・インターナショナル、ディスカバー(主に米国)並びにJCB及び中国銀聯(主にアジア)をはじめとする他のカードのネットワークと競合している。当社は、汎用カードのネットワークとしては、世界規模で、購入金額でみて、ビザ、マスターカードと中国銀聯に次いで第4番目である。こうしたネットワークに加え、加盟店募集業者と事務処理業者及びペイパルのような会社を含むグローバルな幅広い会社が、GMS事業とGNS事業が行っている業務の一部と同様の業務を行っている。当社のクローズド・ループのビジネスモデルに含まれる活動全般に世界規模で参入している企業は当社以外には1社もない。

ネットワークと加盟店サービス事業に影響を及ぼす主な競争要因には、以下が含まれる。

- ・ 有効カード枚数及びこれらのカードの利用金額、
- ・ カードを使用できる加盟店の質と数、
- ・ カード発行会社、カード保有者及び加盟店に対するネットワークの経済的魅力、
- ・ マーケティング・販促キャンペーンの成功、
- ・ 信用度とブランド認知度、
- ・ システム、テクノロジー、商品及びサービス提供の特にオンライン及びモバイル取引における革新と投資(デジタル空間の大手企業との提携によるものを含む)、
- ・ 顧客サービスの内容、
- ・ 顧客サービス、ロイヤルティ及びデータ分析のような分野において提携先に提供できる、決済業界の専門知識及び機能
- ・ カード保有者と加盟店情報のセキュリティ、及び
- ・ 裁判所の命令及び裁判上の和解、係属中の訴訟、法律及び政府規制の影響。

前述のとおり、2015年2月19日、第一審裁判所は、当社の加盟店とのカード加盟店契約内の、加盟店が販売時に当社の「カード」商品を差別することを禁止する条項に異議を申し立てた訴訟において、DOJに有利な判決を下した。もしも当社が、販売時に当社の「カード」商品を助言の増加、選択的な受入れ又はその他の形態の差別に晒すこととなるように加盟店契約を修正することを要求された場合、効果的に競争する当社の能力に悪影響を与える可能性がある。

ネットワーク競争の別の側面は、（ペイパル、スクエア及びアマゾンのような）アグリゲーター、ワイヤレス決済技術（携帯電話ネットワークを利用した取引の実行を含む。）、電子財布プロバイダー、プリペイド・システム及び決済カードと連動したシステム、並びにACHや電子送金等の銀行送金モデルをはじめ、別の決済手段・システムが最近登場し、急速に成長していることである。決済システムを開発するために米国の小売店が主導するマーチャント・カスタマー・エクスチェンジのような加盟店同盟など、新たな決済競合他社は登場し続けている。新たなテクノロジー及び進化する顧客行動は、急速に世界中の人々の情報交換方法や取引方法を変化させている。従来の競合他社及び技術会社、通信会社やアグリゲーターなど従来とは異なる競合他社が、顧客と加盟店の両方にデジタル決済サービスとモバイル決済サービスを提供しようと努力している。増え続けるデジタル世界でのオンライン及びモバイル利用を獲得し維持するための競争は依然として激しい。代替的な事業モデルは、カード決済業界の仲介機能業者を排除する可能性のある要因を反映し、デジタル決済空間への新規参入者は、新たなプラットフォームや技術の開発に利用できる多額の現金準備金やその他の資源、大規模な既存の顧客関係、並びにその他の収益源をサポートするためのツールとしての決済を利用する能力を有する可能性がある。

アグリゲーターなどの代替決済の仕組みやシステムが順調に拡大を続ける限り、加盟店手数料収益と潜在的なその他の収入のほか、当社のクローズド・ループ・ネットワークによる取引データの利用能力が、マイナスの影響を受けるおそれがある。米国では、顧客をACHに基づく決済システムに転送しようとする別の決済手段が引き続き出現し、成長しており、自動更新の請求モデルを有する加盟店が、銀行口座からの直接デビットによる決済へ顧客を移行させようと積極的に努力しており、また既存のデビット・ネットワークもオンライン及びオフラインの両方で拡大が続き、オンラインでのPIN機能の開発作業が行われており、チャージカードやクレジットカードのオンラインでの相対的な利用がさらに低下する可能性がある。新興決済分野における競争環境の追加説明については、後記「コーポレート及びその他」の「エンタープライズ・グロース・グループ―競争」を参照。

当社の競争事業者の一部は、当社のクローズド・ループの機能によく似た仕組みを実施しようとしている。複数のカード・ネットワーク業者、決済業者及び従来と異なる競争事業者がクローズド・ループによく似た機能を実施しようとしていることは、その機能に引き続き価値があり、当社の営業環境における競争が熾烈であることの両方を反映している。

米国外の一部の国では、外部の処理業者と一部の募集機関が、販売時点情報管理（POS）に際し、決済カードによる取引額を現地通貨からカード会員の居住地の通貨（すなわちカード会員への請求に用いる通貨）に換算し、カード会員への請求通貨で取引内容を通知する機能を加盟店へ提供している。この方式では、従来カード・ネットワークが行ってきた通貨換算作業が不要となる。この方法は、「ダイナミック通貨換算」として知られており、カード保有者の請求通貨への為替換算についてカード発行会社やカード・ネットワークの収益が減少するか、ゼロとなる。この方式に関する活動は見掛けられるが、普及はしていない。当社の方針上、原則として、加盟店は請求額を提示した上で、取引が発生した国の通貨で支払いを受け、当社がカード会員への請求通貨への換算を行っている。

本項での記述に加え、競争が当該事業へ及ぼし得る影響に関する詳細な記述については本書第一部 第3「4 事業等のリスク」の「決済業界の世界的な競争の激化・増大により、当社の経営成績が悪影響を受けるおそれがあること」を参照。

グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービスー規制

当社が活動している多くの国の立法者及び規制当局は、反トラスト法に関する訴訟、特定の慣行又は価格を規制する法律並びに決済システムに対する広範囲かつ現行の規制的な監督体制を含む、カード・ネットワークの運営に注力してきた。規制当局及び立法者は、バンクカード・ネットワーク会員が包括的に「取引手数料」（つまりは、ビザやマスターカードのような決済ネットワークにおいてバンクカード加盟店取得機関がカード発行会社に支払う手数料）を設定する方法を含む、カードを受入れるために加盟店が支払う手数料、加盟店が「カード」受入れに対し請求される手数料並びに加盟店によるカードの受入れを管理する規則、契約、監視及びその他の統制に注力してきた。しかし、ビザやマスターカードのネットワークとは異なり、アメリカン・エクスプレスの決済ネットワークには、このような取引手数料又は包括的に定められた手数料若しくは規則はないが、加盟店の料率設定又は加盟店の規則及びカードの受入れを規制する規定に関連する反トラスト訴訟と政府規制は、直接的又は間接的に最終的にすべてのネットワークに影響を及ぼし、消費者及び加盟店に不利な影響を及ぼすおそれがある。とりわけ交換手数料収益又は加盟店手数料収益が減少すると、カード発行会社は、より高い年会費や支払利息などの顧客からの別の収益源を探すか、カード保有者に対するサービス又は特典の縮小又は廃止によりコストの削減を図らなければならなくなるおそれがある。

規制当局が当社の競争企業に手数料を引き下げを要求した一部の国では、当社は、当該国における競争政策の動向を反映するよう加盟店に対する料率を調整している。たとえば、2003年にオーストラリア準備銀行が強制的に実行した銀行系交換料率の引下げにより、ビザとマスターカードの利用に対する加盟店手数料率が引き下げられている。規制によるこうした市場の変化に伴い、当社は、請求取扱高とカードの加盟店数を増やすことができたにもかかわらず、同国における加盟店手数料率を徐々に引き下げた。オーストラリアでは、一部の業界において当社「カード」に際し追加手数料を課す主要加盟店の数が増加しており、場合によっては、銀行系カード・ネットワークで発行されているカードに適用されている料率よりも高い条件の場合もあることを当社は確認している（「差別的な追加料金の請求」として知られている。）。オーストラリア準備銀行は、2013年にオーストラリアの追加手数料基準を改正し、かかる改正により、当社及びその他ネットワークは、加盟店による追加料金を「カード利用の合理的な費用」まで制限することが可能となる。これにより、追加料金を課す加盟店が、アメリカン・エクスプレスの受入れコストがその他の決済カードより高いと判断した場合、アメリカン・エクスプレス・カードに対し差別的な追加料金を請求する加盟店が増加する可能性がある。

2014年12月に、オーストラリア金融制度審議会は、オーストラリアにおける決済カードの規制方法の変更に関する複数の勧告が含まれる報告書をオーストラリア連邦政府に公表した。オーストラリア政府又はオーストラリア準備銀行がこれを実施した場合、これらの勧告は、アメリカン・エクスプレスを含む、業界に大きな影響を与える。金融制度審議会の勧告は、下記を含む：

- ・規制の対象として指定されるネットワークを判断するための最低基準を公表すること
- ・規制された決済システムにおいてカード発行会社に支払うべきすべての金額並びに三者間ネットワーク及び四者間ネットワークの両方にわたるカード発行者に対するその他の支払金額を含むように、取引手数料の上限を拡大すること
- ・取引手数料の上限を引き下げ、定期的な加重平均の上限を固定割合の上限で置き換え、固定金額又は固定割合のいずれかの低い方を上限として適用すること
- ・「低コスト」決済ネットワークが追加手数料を禁止し、「中コスト」ネットワークが追加手数料を制限し、また（現行のように）「高コスト」ネットワークが追加手数料をカード受入れの合理的な費用にまで制限するために、加盟店による追加手数料の規則を変更すること

オーストラリア連邦政府及びオーストラリア準備銀行は、これら勧告のうちのいくつか、又は代替オプションを実施すべきか否か、又、その方法について決定している。当社は、仮に実現したとしても、2015年後半より前には変更は生じないと考えている。

欧州連合では、決済サービス指令（「PSD」）は、EU全域でカード発行会社と加盟店募集機関を含む決済サービス業者の許認可と監督、また顧客との業務方法について共通規則を定めたものである。PSDの目標は、決済サービスに関するEU加盟各国の法律のハーモナイゼーションにより欧州連合全域における単一の内部決済市場の運営を促進することにある。PSDの条項の1つは、加盟店が開示義務に従うことを条件として追加手数料を課すことを認めているが、加盟各国は追加手数料の賦課を禁止又は制限することによりこの規制の適用を控えることができる。これまでに、加盟国では、追加手数料の賦課を禁止するか認めるかについて意見が分かれており、英国（長年、クレジットカードによる購入に対し追加手数料を課すことを認めてきた。）、オランダ及びスペインなどの国は、認めており、フランス、イタリア及びスウェーデンなどのその他の国は、禁止している。全加盟国は、加盟店が特定の決済形態の割引手数料の提供を行うことを認めている。

PSDは、EU機関のサポートによる業界の取組みである単一ユーロ決済地域（「SEPA」）という別の欧州での取組みを補完するものである。とりわけ、SEPAは、カード取引に関する新たな汎欧州規模の技術標準の実施を求め、カード会員、加盟店及びその他の取引相手との決済の集金及び開始のために使用できる新たな直接の貸借取引システムを導入した。PSD、SEPA及び関連のある要求へのコンプライアンスは実施・維持に多額の費用を必要とする。さらに、消費者権利指令（「CRD」）は、PSDに基づき追加手数料を許可する加盟国において、加盟店がカードの購入に対して、加盟店の受入れ費用を超える追加料金を課すことを禁じている。CRDは、受入れ費用の精査方法について加盟店に方針を提供しておらず、また、異なる決済方法の相対的な価値を考慮していない。明確な指針がない場合、追加手数料を課す加盟店がアメリカン・エクスプレスの受入れ費用がその他の決済カードよりも高いと判断した場合、追加手数料に対する費用ベースの制限によって、加盟店はアメリカン・エクスプレス取引に対しより高い追加手数料を課すことになる可能性がある。CRDのこのような要素は、前述のEU決済パッケージの一環として、現在検討されている提案に取って代わられる可能性がある。

2013年7月に欧州委員会（「委員会」）は、決済業界にわたる幅広い分野を網羅する法律を2部に分けて提案した。第一部は、取引手数料に関する、EU全体に及ぶ規制案（「取引手数料規制」）であり、第二部は、PSDの修正を含むものであった（「PSD2」）。EUの立法プロセスの一環として、これらの法案は欧州議会及び欧州連合理事会の審理を受け、これらの機関は、審理を行った後、三者会談として知られるプロセスを通じて法案を最終決定するために委員会と会議する。

取引手数料規制は、実質的な内容に関する2014年12月の欧州評議会、欧州議会及び委員会間の政治的合意を経て、現在立法プロセスの最終段階にある。

当該規制は今後、最終審査を受け、正式に導入されなければならないが、当該機関間で合意された実質的な内容は、下記のとおりである：

・価格上限—消費者カード取引の取引手数料には、一般的にはデビットカード及びプリペイドカードについては20ベシポイント、クレジットカード及びチャージカードについては30ベシポイントの上限が設定される（特定の場合においてはより低い上限を設定することができる）。当社は、ビザやマスターカード等「四者間」ネットワークのような取引手数料を設けておらず、また、アメリカン・エクスプレスのような「三者間」ネットワークは上限の適用から除外されているが、当該規制は、外部の提供者にカードの発行及び／又は加盟店の取得を委託し、又は共同ブランドパートナーと共に、若しくは代理人を通じてカードを発行する際には、「三者間」ネットワークも「四者間」ネットワークとして扱われるべきだと規定する。つまりは、たとえば、当該上限は、アメリカン・エクスプレスとEUにおける各GNS提携先との間で合意された金融取決めの各要素に適用される。当該上限は、規制が施行されてから6ヶ月以内に効力を生じる。しかし、国境を越えない当社の取引に関する当該上限の効力発生は、さらに3年間延期することができる。当社が加盟店と合意する手数料率には上限は設定されないが、取引手数料の上限は、当社の加盟店手数料率を含む、業界全体の加盟店手数料に対する低下圧力を生じる可能性があり、GNS提携先を引き付け、維持する当社の能力を損なう可能性がある。取引手数料規制は、これらの上限の範囲から商用カード取引全般を除外している。

・カード受入れ規定—すべてのカード・ネットワークにおける「助言禁止」ルール及び全カード受入規定（当社のカード加盟店契約に含まれる差別禁止及び全カード受入規定を含む。）は、いくつかの限定された例外を除き、禁止される。これらの規定を取り除いた場合、消費者の混乱及び「カード」会員の不満を招く重大なリスクが生じ、アメリカン・エクスプレスのブランドを損なう結果となる可能性がある。「助言禁止ルール」の禁止は、規制が施行されたら直ちに効力を生じる。全カード受入規則は、1年後に効力を生じる。

・ネットワーク・ライセンス—規制が施行されて6ヶ月経過した後、ネットワーク・ライセンスの地理的範囲（当社がGNS提携先と合意するものを含む。）は、EU全域を対象とする。これは、今までGNS提携先に付与されてきた、特定の国によって排他性の程度が異なるライセンスの価値を損なう可能性がある。

・ネットワーク処理の分離—規制が施行されて1年経過した後、カード・ネットワークは、そのネットワーク処理機能（異なる発行会社と加盟店募集管理業者との間における取引が認証、清算及び決済処理される機能。）を分離しなければならない。かかる提案は、アメリカン・エクスプレス等の「三者間」決済ネットワークには適用されないが、異なるGNSの発行会社及び加盟店募集管理業者が、ある取引に関与している状況（アメリカン・エクスプレスのネットワークにおける取引のうち非常に少ない割合に過ぎない。）において適用されるものとみなされる可能性がある。

・カードの共同バジ—規制が施行されて1年経過した後、一つのカードに複数のネットワークのブランドを付すことができ、当該カードを、これらすべてのネットワークにおける取引の実行で使用することができる。加盟店は、特定のネットワークを優先的に選択するため、店頭販売時の機器に自動機能を導入することができる（ただしカード保有者が最終決定権を有する。）。GNS発行会社パートナーが一つのカードにつき複数のネットワークを提供することができ、加盟店が当該カードについて別のネットワークを優先的に選択するよう店頭販売時の機器をプログラムする場合、これらの規定は、アメリカン・エクスプレスのブランドを損なう可能性がある。

委員会によるPSD2の法案は、欧州議会と欧州評議会の両方によって検討されたが、三者会談のプロセスは、最近始まったばかりである。その他の規定についても、PSD2は、最終的に次の規定を含む可能性がある：(i)取引手数料の上限を超えない取引については追加料金を課すことを禁止するが、上限を超える取引については実費分追加料金を課すことができるよう、追加料金についてさらなる規制を課す、及び(ii)当社のGMS事業など、ライセンス契約により営業活動を行う「三者間」決済ネットワークを含み、すべてのネットワークに対し、金融機関が（たとえば、ライセンスされた発行会社又は募集管理業者として）当該ネットワークにアクセスする際の客観的、均衡的、かつ非差別的な基準を設定するよう要求する規定。前者は、当社の「カード」に対する差別的な追加料金の事例を増加させ、どの取引に追加料金が課されるかについて加盟店に混乱を招き、さらにカード会員の不満をも招く可能性がある。後者は、当社のGMS事業におけるパートナー選びの際に今まで有していた柔軟性と裁量を損なう可能性がある。取引手数料規制とは異なり、PSD2は、おそらく2年以上かかる、加盟国による国内法への組み込みが必要となる。

他の国においても同様の規制の傾向が見受けられる。たとえば、メキシコでは、中央銀行が決済機器の規制及び決済クリアリングハウスの承認に関する規則（非差別及びアクセスに関する基準を含む。）を発令した。しかし、アメリカン・エクスプレスなどの「クローズド・ループ」ネットワーク、並びに当該契約に基づく規模が一定の部門でのシェアを下回ることを条件として（当社のメキシコにおけるGMSの規模がそうであるように）、当社のライセンス契約は除外される。カナダでは、規制当局が大手国際カード・ネットワークに価格設定（具体的には取引手数料の水準）について任意的に取組むよう、促した。アメリカン・エクスプレスの場合は、当社の取組みの範囲は、多社間ではなく各提携先との間でGMS提携先が受領する発行者手数料を合意し、加盟店の価格設定が単純かつ透明であり、また、提示された「カード」の種類にかかわらず、特定の加盟店のクレジット及びチャージ「カード」取引と同じ料率での価格に基づく現在の価格設定慣行の維持に及ぶ。マレーシアでは、中央銀行は、主に2015年7月に効力を生じる、取引手数料に上限を課し、加盟店による助言及びその他のカード・ネットワークと共にデビットカードの共同バッジを許可し、カード保有者のインセンティブ若しくは特典が最小限、又は一切なく、カード保有者に一切費用がかからない、又はほんのわずかしかなかった基本カード商品の選択肢をカード保有者に対して提供することを発行会社に要求する規則を導入した。

特にカナダ、ハンガリー、イタリア、ポーランド、スイス、英国及びEUの規制当局は、現在進行中、完了済み、又は上訴中の取引手数料に関する反トラスト関係の調査を実施しているか、これらの手続きを開始している。たとえば、2007年12月に委員会は、マスターカードの国際決済カード取引に関する多国間取引手数料（「MIF」）がそれぞれの商慣行に関する条約に違反していると判断し、2012年に欧州一般裁判所が、2014年に欧州裁判所がかかる判決を支持した。2008年に、委員会は、欧州内の国際的なコンシューマーカー取引に対するビザのMIFに関して、ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対し正式な反トラスト手続きを開始した。2010年、委員会は、国際的なデビットカードのMIFを4年間に20ベシスポイントまで削減するというビザ・ヨーロッパの公約を認め、2014年に、委員会は、ビザ・ヨーロッパの国境を越えたクレジットカードのMIFを30ベシスポイントといった上限を設定し、国境を越えた取引手数料に対するルールを変更するためのコミットメントを公表した。

一部の国において、政府は、国際カード・ネットワークが国内でライセンスを取得し、及び／又は業務の一部をローカライズすることを要求する規制制度を設定した。たとえば、インドのカード・ネットワーク業者は、2007年支払・決済システム法の下、カード・ネットワークのメンバーシップ及び業務を規制する広範囲な権利を有するインド準備銀行からライセンスを取得しなければならない。インドネシアでは、銀行規制によりカード支払・決済事業の業者はライセンスを取得し、国内法人を設立しなければならない。中央銀行は現在、国内取引のために国内処理基盤の設置を検討している。ロシアでは、カード・ネットワーク業者は、中央銀行によって承認されなければならない。新たに制定された規制は、ネットワークが中央銀行に保証金を預け、政府が所有する基盤を使用してすべての国内取引を実施し、国内取引データが国内に維持されることを保証するように要求する。一部の国の政府は同国内の決済カード・ネットワークが選択されるよう資源や保護を提供する。国際市場における当該法律及びその他の同様の法律、規制及び方針に基づく正式な規制政策の発展及び実施は、かかる国で効果的に競争し、グローバル・ネットワークを維持及び拡大する当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社はまた、汎用カード・ネットワークの運営者として、通貨・外国取引法（一部）の条項及び米国財務省が発令した付随規則（「銀行機密法」と総称する。）（2001年米国パトリオット法（「パトリオット法」）による改正を含む。）に服している。当社は、GNS提携先が、当社のネットワークがマネーロンダリング（資金洗浄）やテロ活動資金の調達のために利用されないよう、マネーロンダリング対策（「AML」）プログラムを実施し、それらを整備することを徹底するために、当社のGNS提携先に関してデュー・ディリジェンスを実施している。アグリゲーターやその他の第三者がアメリカン・エクスプレス・ネットワークに加盟店を追加する中、当社はAMLを精査するために外部業者のデュー・ディリジェンス及び「顧客を知る」方針・統制を拡大させ、適当な状況下では加盟店による「カード」利用を終了させる権利を保有する。当社のGNS事業は、規制対象の米国銀行に対するサービス業者として、連邦準備理事会、連邦預金保険公社（「FDIC」）及び通貨監督庁（「OCC」）を含む連邦銀行規制当局の検査対象となっている。アメリカン・エクスプレス・カンパニーとTRSがそれぞれ銀行持株会社であることにより、当社の事業もまた、連邦準備理事会によるさらなる規制及び規制上の監督に服している。当社の規制上の地位に関する追加情報については、後記「監督・規制」を参照。

米国カード・サービス

当社の米国銀行子会社であるセンチュリオン・バンクとAEBFSBは、その自社「カード」発行事業の重要部分として、米国の個人と経営者／個人事業主向けに幅広い「カード」商品・サービスを発行している。カード会員その他の消費者に旅行サービスを提供している当社の個人向け旅行サービス事業が、当社の中核的なカード事業を補完している。

自社「カード」事業は、利用額が多く信用度の高いカード会員を獲得し、維持することができるよう幅広い「カード」商品、特典及びサービスを提供している。当社の戦略の中核的な要素は、以下のとおりである。

- ・ 従来及び最新の顧客層における対象顧客層を引き付ける特長のある「カード」商品を開発すること

- ・ 当社の各種「カード」商品の利用を促進し、固定客を生み出す強力な奨励策（当社の「メンバーシップ・リワード[®]」プログラム、キャッシュバック特典機能及び「デルタ・スカイマイルズ」等、当社の共同ブランド提携先等がスポンサーとなるロイヤルティ・プログラムへの参加を含む。）の活用
- ・ 旅行及びその他の需要に取り組むために「カード」商品にわたりその他の数々の利益及びサービスを提供
- ・ オンライン及びオフライン経路において利用額を押し上げ、場所や方法を問わず、カード会員が望むとおりに支出を可能にする
- ・ 共同ブランド提携先等との幅広い関係の開拓及び育成
- ・ カード会員が新規・拡大分野の加盟店で「カード」を使用するインセンティブの推進（日常支出と伝統的な現金・小切手の分野を含む。）
- ・ 中小企業の顧客の日常の事業運営を支援するソリューションの提供
- ・ 特別な顧客サービスの提供

個人向け・経営者／個人事業主向けサービス

当社は、「アメリカン・エクスプレス[®]・グリーン・カード」、「アメリカン・エクスプレス[®]・ゴールド・カード」、「プラチナ・カード[®]」及び「センチュリオン[®]・カード」並びにプラム・カード[®]を含む中小企業向けのチャージカード等の個人向けチャージカードを提供している。当社はまた、「アメックス・エブリディ[®]・クレジットカード」、「ブルー・キャッシュ・エブリディ[®]・フロム・アメリカン・エクスプレス」及び「ブルー・スカイ・フロム・アメリカン・エクスプレス[®]」並びに中小企業向けには「ブルー・フォー・ビジネス[®]・クレジットカード」及び「シンプル・キャッシュ[®]・ビジネス・カード」等のリボルビング・クレジットカードも提供している。さらに当社は、他の企業や機関がスポンサーとなり、それらとの共同ブランドで発行される、消費者及び中小企業向けの各種カード（「デルタ・スカイマイルズ・クレジット・カード・フロム・アメリカン・エクスプレス」、「トゥルーアーニングス[®]・カード・フロム・コストコ・アンド・アメリカン・エクスプレス」、「スターウッド・プリファード・ゲスト[®]・クレジットカード・フロム・アメリカン・エクスプレス」、「ヒルトン・Hオーナーズ・カード・フロム・アメリカン・エクスプレス」及び「ロウズ・ビジネス・リワーズ・カード」等）を提供している。2014年12月31日に終了する年度中、チャージカードの請求取扱高は、米国カード・サービスの請求取扱高合計の57%を占めた。当社はまた、アメリカン・エクスプレス・パーソナル・セービングを通じて消費者に直接預金商品も提供している。

「カード」及び預金商品発行会社としてのセンチュリオン・バンク及びAEBFSB

当社の米国内の銀行子会社は、センチュリオン・バンクとAEBFSBの2社で、両社ともFDICによる預金保険の対象となる預金受入機関であり、TRSの完全子会社である。センチュリオン・バンクとAEBFSBは、下表に記載のとおり、それぞれの銀行規制当局により、規制、監督及び検査を受けている。さらに、センチュリオン・バンク、AEBFSB及びその関係会社（当社及びTRSを含む。）は、個人向け金融商品の当社のマーケティング及び販売並びに一部の連邦消費者金融法（特に、2010年消費者金融保護法（「CFPA」）及び貸付真実法（「TILA」）等）の遵守に関して、消費者金融保護庁（「CFPB」）による監督、検査及び強制を受ける。両行は、両行に適用される、AML義務及び消費者保護法を含むさまざまな安全・健全性、内部統制及びコンプライアンスに関する義務に対処するためのコンプライアンス・プログラムを整備する対策を講じている。当社に影響のあるAML対策に関するさらに詳しい説明については、後記「監督・規制」を参照。

各銀行に関する追加情報は、下表のとおりである。

	センチュリオン・バンク	AEBFSB
銀行の種類	ユタ州で認可を受けた産業銀行	連邦貯蓄銀行
規制監督	ユタ金融機関局（「UDFI」）とFDICの規制、監督及び定期検査の対象 個人向け金融商品のマーケティング及び販売並びに連邦消費者金融法の遵守に関して、CFPBの監督、検査及び強制を受ける	米国財務省の独立部門であるOCCの規制、監督及び定期検査の対象 個人向け金融商品のマーケティング及び販売並びに連邦消費者金融法の遵守に関して、CFPBの監督、検査及び強制を受ける
発行するカードの種類	・個人向けチャージ及びクレジット「カード」	・個人向けチャージ及びクレジット「カード」 ・すべてのOPEN [®] クレジット及びチャージ「カード」
「カード」マーケティング方法	主にダイレクトメール、オンライン及びその他の遠隔マーケティング経路	・ダイレクトメール、オンラインとその他の遠隔マーケティング経路 ・対面マーケティング（外部共同ブランド提携先によるものも含む）
預金プログラム	外部のブローカレッジ経路のみにより獲得した預金	外部のブローカレッジ経路により獲得した預金及び消費者から直接受け入れた預金
2012年12月31日現在のTier 1リスクベース資本、リスクベース総資本及びTier 1レバレッジ比率に基づくリスクベース最低自己資本比率*	資本が十分である	資本が十分である

* FDICとOCCのリスクベース資本基準は、事実上同じである。2014年12月31日現在、銀行は一般に、6%以上のTier 1資本比率、10%以上の総資本比率及び5%以上のTier 1レバレッジ比率を維持している場合に資本が十分とみなされていた。2015年1月1日付のバーゼルⅢの段階的な導入をもって、銀行は、一般的に、6.5%以上の株主資本Tier 1資本比率、8%以上のTier 1資本比率、10%以上の総資本比率、5%以上のTier 1レバレッジ比率及び3%以上の新たな補完的レバレッジ比率を維持している場合に資本が十分とみなされる。資本充実度規則の変更を含む資本充実度に関する説明については、後記「監督・規制」の「金融持株会社としての地位と活動—資本の充実度及び流動性」を参照。

チャージカード

一般にあらかじめ利用限度額が設定されていない当社のチャージカードは、商品やサービスの購入資金の調達手段としてではなく、決済手段としての利用を主な目的としている。カード利用の可否は、カード会員の現在の利用パターン、与信記録及び金融資産等のさまざまな要因に基づいて判断される。カード会員は原則として、毎月の請求額の全額を支払うことが義務づけられている。支払期限を経過してもチャージカード利用代金の支払いが履行されないときは、ほとんどの場合、延滞扱いとされ、通常の取扱いが再開されない場合には解約されることがある。あらかじめ利用限度額が設定されず、全額支払いを要求されるこの種の商品は、当社が適切な方法でリスクを管理することを可能にすると同時に、利用額が多いカード会員の間で人気を集めている。

さらに、チャージカードは、米国の適格カード会員が購入額を長期にわたって支払うことができる方法も、いくつか提供している。「サイン・アンド・トラベル[®]」の特徴は、米国の適格カード会員が、航空機のチケット代、宿泊代、レンタカー代、船のチケット代などの適格な旅行関連費用及びその他の旅行項目を当社のチャージカードで支払う場合にその支払期限を延長できるようにすることである。「エクステンディッド・ペイメント・オプション」は、米国の適格カード会員の請求額が一定のドル額を超過した場合に、その支払を延期できる能力を提供するものである。

リボルビング・クレジットカード

当社は、各種リボルビング・クレジットカードを提供している。これらのカードの支払条件、金利及び会費の体系、特典プログラム、並びにカード会員向け優待の内容はさまざまである。リボルビング・クレジットカード商品は、カード会員が、月単位で請求の支払いを行うか、「カード」の毎月の残高を商品又はサービスの購入資金として繰り延べるかを柔軟に選べるようにしている。こうしたリボルビングカードは、チャージカードや共同ブランドカードと合わせて、当社の加盟店ネットワークとの関係拡大を推進している。2014年中、当社は、新たな年間費がかからないクレジットカードであり、カード会員が「カード」を請求期間中に20回以上利用すると「メンバーシップ・リワード」ポイントを追加で獲得することができる、アメックス・エブリディ[®]クレジットカードを開始することを発表した。

共同ブランドカード

当社は、米国内で、提携先企業を厳選して共同ブランドの「カード」を発行している。魅力的な共同ブランドカード提携の獲得をめぐるカード発行会社・ネットワーク間の競争は、こうした提携により利用金額の多いロイヤル・カスタマーとして顧客を確保できるものであるために熾烈なものとなっている。共同ブランドの取決めは、一般に5年から8年といった固定期間で締結され、両当事者の選択によって延期又は更新されない場合は固定期間の満期において期間の定めに従い終了し、又は不履行事由又はその他による早期終了をもって終了する。カード会員は、通常、ブランド提携「カード」の利用実績に基づき、提携先がそれぞれのロイヤルティ・プログラム(航空会社の利用に応じたマイル制、ホテルの利用に応じたポイント制及びキャッシュバック等)により特典を受ける。

当社は、共同ブランドカードの提携先に対し、主にカード会員の利用金額とその金額に応じて発生した特典のほか、提携の規定によっては、利用者の新規獲得数及び維持数も基準として支払いを行っており、その金額は多額なものになることがある。当社が共同ブランドに支払う金額は増加し、共同ブランド提携先をめぐるカード発行会社及びネットワーク間の競争の熾烈化により契約が再交渉されることによって当該金額は引き続き増加する。共同ブランド提携契約に基づく費用の支払いはその発生月に処理する。支払条件は提携契約の規定によって異なるが、支払時期は毎月又は四半期毎のいずれかである。場合によっては、提携先のロイヤルティ・プログラムによるカード会員への特典付与については、当該提携先が単独で責任を負う。当社は、共同ブランドカードの発行会社として、カード会員に対しすべての信用リスクを負い、当該カードに関する受取債権調達費用及び営業費用を負担する。共同ブランド提携先は、提携先のロイヤルティ・プログラムによりカード会員が獲得したマイル、ポイント又はその他の通貨に伴うリスクを保有する。

2014年中、当社は、デルタ航空とスターウッドとの長年にわたる提携関係を含む、複数の主要な共同ブランド提携関係を更新した。2015年2月、当社は、米国のコストコ・ホールセール・コーポレーションとの共同ブランド及び加盟店受入れ契約を2016年3月31日に終了すると発表した。コストコ及びこの影響に関する当社の予測に関する詳細な説明については、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「リスク管理」を参照。

カードの金利決定・勘定管理

一部の「カード」において、当社は、「カード」の種類、ひとつの口座で決済される「カード」の数により金額の異なる年会費を徴収している。当社はまた、リボルビング式クレジット「カード」の多くに、リボルビング残高に対し金融手数料を賦課している。商品により、当社はまた、「メンバーシップ・リワード」プログラムへの加入に対し年間プログラム料、口座の取引状況（たとえば遅延損害金）や一定のオプション・サービス内容に応じた手数料をカード会員に請求する可能性がある。当社は、各カード会員に対し、当初の勧誘時又は申込時のみならず、カード会員となってからも継続的にさまざまな手段で適用される信用基準を適用している。当社は、高度な信用モデルと手法を駆使してリスクを管理している。当社のリスク管理方針の詳細な説明については、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「リスク管理」を参照。

「メンバーシップ・リワード[®]」プログラム

アメリカン・エクスプレスの「メンバーシップ・リワード」プログラムにより、カード会員は、条件を満たす登録した「アメリカン・エクスプレス・カード」による事実上の利用金額1ドル毎に1ポイントを獲得し、旅行、小売店での買い物、食事及びエンターテインメント、並びに金融サービスとポイントを交換し、また慈善団体にポイントを寄付することもできる。当社の「カード」の大多数は、その規定に従いカード会員が特定の業界部門における加盟店で利用できるボーナス・ポイントを取得することができる。一般的にポイントに期限はなく、ためることができるポイント数にも上限はない。登録資格のあるカード会員による利用の大部分は、このプログラムでポイントを獲得することである。「メンバーシップ・リワード」プログラムのステージは、カード会員のライフスタイルや特典プログラムの利用ニーズにより対応した具体的な「カード」商品に沿ったものとなっている。アメリカン・エクスプレスのカード会員は現在、クレジットカード又はチャージカードに応じて、3つの「メンバーシップ・リワード」プログラムのステージのいずれか1つに参加することができる。

当社は、「メンバーシップ・リワード」の「ポイント貯蓄」は、実質上の資産であり、競争上の利点であると考えている。当社は、「メンバーシップ・リワード」を、革新的なポイントの利用方法を提供するために発展させ続けている。たとえば、2014年度中、当社は、全国の参加マクドナルド店舗において適格な米国「カード」会員がポイントを利用できるよう、マクドナルドと提携関係を締結した。当社はさらに、適格な米国「カード」会員がウーバーのアプリを通じてウーバーに乗車する際にポイントを利用できるよう、ウーバーとの提携関係も発表した。

「メンバーシップ・リワード」プログラムに登録しているカード会員が「カード」を利用した場合、当社は、これまでにカード会員が取得したポイントと、将来交換されるであろう特典の見積費用を補填するため、引当金を計上する。「メンバーシップ・リワード」プログラムの登録者が「メンバーシップ・リワード」のポイントを利用して特典を利用した時点で、当社は同プログラムの特典を提供している提携会社に対し提携契約の規定に従い支払いを行う。「メンバーシップ・リワード」費用は、カード会員の請求額、プログラムへの顧客の参加状況、ポイント・プログラム提携業者との契約による取決め内容によって定まる。当社の「メンバーシップ・リワード」プログラムに関する詳細な情報については、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「重要な会計上の見積りーメンバーシップ・リワード費用引当金」を参照。

「メンバーシップ・リワード」は、引き続き競争において当社を差別化する重要な要因及びカード会員の支出とロイヤルティを高める要素となっている。過去の経験から当社は、特典プログラムの登録カード会員は、利用金額が大きく、クレジットの実績も高く、当社により多くの利益をもたらすと考えている。交換の選択肢の幅をさらに広げるにより、当社は、カード会員に費用対効果ベースで特典ポイントを使用する機動性を与えている。当社は、利用金額の多いカード会員とそうしたカード会員を対象とした新しい販路を加盟店に提供しているため、当社のプログラムはまた、ポイント交換提携業者となる加盟店にとっても価値のあるものである。

カード会員向けの特別なサービスとプログラム

カード会員は、世界中で、所持しているカードの種類に応じて多様かつ特別なサービスやプログラムを利用することができる。こうした特別なサービス及びプログラムには、以下が含まれ、そのうちのいくつかは有料である。

- ・ 「メンバーシップ・リワード[®]」プログラム
- ・ 「グローバル・アシスト[®]・ホットライン」
- ・ 「カー・レンタル・ロス・アンド・ダメージ・インシュアランス」
- ・ 「エクステンディッド・ワランティ」
- ・ 「パーチェス・プロテクション」
- ・ 「リターン・プロテクション」
- ・ 「エマージェンシー・カード・リプレイスメント」
- ・ 「オンライン・アカウント・マネジメント」
- ・ 「オンライン・イヤー・エンド・サマリー」
- ・ 「アドバンス・チケット・セールス」
- ・ 「エクスクルーシブ・アクセス・ツアー・カードメンバー・イベント」

既存のカード会員に付加価値を提供し、カード会員にとって便利な場所でサービスを提供し、新規高額利用顧客をアメリカン・エクスプレスに引き付けるための取組みの一環として、当社は、米国内に2箇所（ニューヨーク市のラガーディア空港及びサンフランシスコ国際空港）、当社所有の空港ラウンジを拡大した。さらには、当社は、「カード」会員が、アップル・ペイを受け入れる非接触型加盟店における規格に準拠した機器を通じて、又は「カード」の利用が可能な同規格への参加アプリにおいて購入を行うことができるようにした。

OPEN

当社は、米国内外のコンシューマカード事業のほか、経営者／個人事業主（一般に、従業員数100名以下及び／又は年間売上高10百万ドル以下の企業）向け決済カード発行会社の分野でも有力企業となっている。

「アメリカン・エクスプレス・OPEN」（「OPEN」）は、中小企業の経営者に以下を含むそれらの変化する決済及び事業ニーズへの対応を目的とした幅広いツール、サービス及び節減手段を提供している。

- ・ チャージカードとクレジットカード
- ・ 条件を満たす支出・取引関連の特典交換オプションの特典
- ・ 旅行及びコンシェルジュのサービス
- ・ 購入保護及び手荷物保険のような小売り及び旅行の保護
- ・ 「OPENセービングス®」による旅行、ビジネス・サービス及び商品の厳選された提供業者における5%の料金割引又は「メンバーシップ・リワード」2ポイント
- ・ 経費管理ツール・報告
- ・ オンライン口座管理機能
- ・ 受賞歴のあるコミュニティ主導のウェブサイト「OPEN Forum®」による成長支援と事業管理リソース
- ・ 事業成長を支援するために利用額が最も多く、高所得の顧客のための顧客管理

2014年度に当社は、イントゥイットからのサポートを受け、クイック・ブックスと共に、連携された「カード」を有する「OPENカード」会員が領収書の画像を撮り、領収書と「カード」取引とを結び付け、当該取引に費用項目を結び付け、当該情報を直接クイック・ブックス社のファイルに移行することができる、「レシート・マッチ^(SM)」を開始した。当社はさらに、「OPENカード」会員が7つのビジネス関係の費用項目のうちの1つにおいて3%のキャッシュバックを選択することを可能にする、「エンハンスト・シンプリー・キャッシュ®クレジットカード」の開始を発表した。

上記の商品及びサービスに加え、OPENは米国の中小企業を代理して支援活動に従事する。かかる支援活動には、中小企業による政府からの契約の獲得を支援するための「OPENフォー・ガバメント・コントラクティング」プログラム、女性起業家が事業の成長及び維持の手法について学ぶために策定されたプログラム、並びに地域全般における中小企業の重要性に関する意識を高めるための当社の努力が含まれる。たとえば、2014年度に当社は、五回目の「スモール・ビジネス・サタデー®」（地元企業の消費者意識と愛顧及びその経済・近隣での役割を高める日）をリードした。スモール・ビジネス・サタデーは現在、米国、英国、オーストラリア、イスラエル、カナダ及び南アフリカで実施されている。

カード発行事業―競争

当社の自社発行「カード」事業は、米国内外で大規模で熾烈な競争に直面している。カード発行業者としての当社は、汎用チャージカードとリボルビング方式のクレジットカードを発行している金融機関（バンク・オブ・アメリカ、キャピタル・ワン・ファイナンシャル、シティバンク、ディスカバー・ファイナンシャル・サービスズ及びJPモルガン・チェース）と競合している。さらに、当社の場合、一般に限られた場所でしか利用できないが、小売業者や航空業界のように顧客に自社ブランドのカードを発行し、またその他の方法で与信を供与している事業者との間にも、競争が存在している。カード発行会社及びネットワークの競合他社の両方が、利用金額の多いロイヤル・カスタマーを獲得するために魅力的な価値ある提案を有する主要なビジネス提携相手を対象としているため、当社は共同ブランド関係におけるさらなる競争に直面している。たとえば、当社にとって大規模で成長している事業関係であった米国のコストコとの共同ブランド及び加盟店受入れ契約を更新するために積極的に競争したが、最終的に、当社及び当社の株主にとって経済的に意味のある条件で合意に達することはできなかった。上記「共同ブランドカード」を参照。

最も大規模な競合発行会社は、場合によってはカード債権ポートフォリオを買収し、それぞれのリテール支店網を通じて相互販売を行うことにより、さらに成長を続けている。競合するカード発行会社は、サービス拡大や与信枠の引き上げ特典付のプレミアム・カード、航空会社の利用頻度に応じてマイルが貯まるマイレージ積立、現金の払戻し等の特典・還元プログラム、中小企業オーナー向けサービス、販売促進のためカード取得時と銀行振替時の双方に適用される「ティーザー」金利（期間限定の減免金利）やポイントの獲得、カード会員に特典を提供する提携先との共同カード発行など、カード利用者を獲得するためにさまざまな商品及びサービスを提供している。

要求払い預金口座を提供しているほとんどの金融機関も、預金者の資金需要に対応できるようにデビットカードを発行している。ほとんどの金融機関がATM用のカードをVISA又はマスターカードのロゴ入りの汎用デビットカードに切り替えていることから、販売時点情報管理（POS）の対象となる購入へのデビットカードの利用が拡大している。デビットカードは現金や小切手に代わる手段として販売されており、通常はより少額の決済に使用されていた。しかし、デビットカードはますますクレジットカードやチャージカードの代用として認識されており、そのように使用されている。さらに、当社の競業他社は、取引額が連動する当座預金口座の利用可能金額を超える場合、当座貸越口座を使用して顧客に対するクレジットを拡大することができる。

決済業界の発展が続いているため、当社はまた、新しいテクノロジーと顧客との既存のチャージカード・クレジットカード口座や銀行との関係を利用して決済商品又はその他の手数料ベース商品を開発しているオンライン・ネットワーク業者、電話会社及びサービス型ソフトウェア会社等の従来と異なるプレイヤーとの熾烈な競争にも直面している。さらに、新興市場における決済商品の展開は、先進市場でのこれまでの展開と異なるものになる可能性がある。これらの市場におけるテクノロジーと消費者の行動は、現金から小切手やプラスチックカードに移行するのではなく、1段階以上スキップしてモバイル決済のような代替決済メカニズムに移行することになる可能性がある。決済業界の市場勢力図の変化に関する説明については、前記「グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス」の「グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス―競争」及び後記「コーポレート及びその他」の「エンタープライズ・グロース・グループ―競争」を参照。

カード発行事業に影響する主な競争要因には、以下が含まれる。

- ・ 顧客に提供する顧客ケア、特典プログラム、パートナーシップ、特典及びデジタル・リソースを含むサービスの特徴と質並びに当該特徴とサービスの提供に伴う費用
- ・ 顧客の数、利用状況の特徴及びクレジットの実績
- ・ 「カード」加盟店の数、多様性及び質
- ・ 利率の決定、支払い等の「カード」勘定に関する諸条件
- ・ 顧客が利用できる、デビットカードや電子財布のようなその他の決済カードと決済手段の数と質
- ・ 信用とブランド認知度
- ・ 宣伝活動への投資の水準及び効率性並びに販売促進キャンペーンの成否
- ・ 特に中小企業向けの費用管理データの取込み・報告機能の内容と質
- ・ どのような景気サイクルにあっても信用リスクと金利リスク及び業務と原価を効率的に管理する能力

本項での記述に加え、競争が当該事業へ及ぼし得る影響に関する詳細な記述については本書第一部 第3「4 事業等のリスク」の「決済業界の世界的な競争の激化・増大により、当社の経営成績が悪影響を受けるおそれがあること」を参照。

財務活動

当社は、直接及び外部から調達されている預金並びに上位無担保債等の債券、資産の証券化、担保付借入制度、米国以外の国における長期銀行借入枠のコミットメントを含むさまざまな源泉を通じて資金調達ニーズを満たしている。

TRSの全額出資子会社であるアメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーションとその子会社(総称して、「Credco」)は、米国内で発行されたコーポレート「カード」及び米国外の国で発行された個人向け「カード」とコーポレート「カード」の利用によって生じるチャージ「カード」売掛金の大部分を取得・出資している。Credcoは、その際の買取・出資資金を主に中期社債の発行によって調達している。同様に、センチュリオン・バンクとAEBFSBは、中期社債の発行や米国内での個人向け預金の受入れにより、リボルビング式クレジットカード受取債権と個人・経営者／個人事業主向けチャージカード受取債権の買取資金を調達していた。TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBもまた、資産の証券化プログラムを通じて受取債権の買取資金を調達している。カード会員の売掛金及び貸付金の買取資金調達コストは、「カード」事業の重要な経費項目のひとつとなっている。

資産の証券化等による資金調達については、本書第一部 第3 「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記6を参照。さらに、本書第一部 第3「4 事業等のリスク」の「事業環境と景気環境の困難な状況、並びに米国内外の政治情勢が、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすことがあること」及び「資本・信用市況の悪化が、流動性ニーズ対応能力、資本調達及び資本調達費用に多大の影響を及ぼすことがあること」を参照。

預金プログラム

センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、外部のブローカレッジ・ネットワークによる個人からの預金を受け入れており、AEBFSBは預金商品の組合せ（ハイ・イールド・セービングスやサーティフィケート・オブ・デポジット口座を含む。）である、アメリカン・エクスプレス®パーソナル・セービングスを通じて、個人から直接預金をも受け入れている。2014年12月31日現在、当社の米国リテール預金総額は約433億ドルであった。当社の預金受入業務は、電話、インターネット等の電子的提供経路、ブローカレッジ・ネットワーク、及び/又は支店を通じて預金を集める他の預金受入機関の預金受入業務と競合している。当社は主に、金利のほか、当社ブランドやその特性により、預金部門で競争している。

預金資金を集め、競争力のある預金金利を提示する能力は、当社の米国銀行子会社の資本水準に依存している。連邦預金保険公社（「FDIA」）は一般に、(1)資本が十分な場合、又は(2)資本が充実しており、かつFDICから免除を受けた場合を除き、センチュリオン・バンク及びAEBFSBを含む銀行が、ブローカー預金を受け入れ、又は通常の市場地域若しくは全国（預金の勧誘が行われる場所による。）における現行金利より大幅に高い預金金利を提示することを禁止している。資本が充実している銀行は一般に、FDICがかかる銀行が金利の高い地域で営業を行っているとは判断する場合を除いて、預金（直接個人に対する預金を含む。）に対しFDICの公表全国金利を75ベースポイント以上超える金利を支払うことはない。資本が充実している預金保険対象預金受入機関は、禁止の放棄を申請し、FDICが許可した場合を除いて、ブローカー預金を受け入れ、更新又は繰り越すことができない。資本不足の預金受入機関は、当該機関の通常の市場分野又はその他の場合に当該預金を受け入れられる市場分野において、一般的な金利よりも大幅に高い金利を保険対象の預金に対して提供することにより、預金の勧誘を行うことができない。資本が十分な銀行については、そうした制限はない（ただし、当該銀行が、契約書、同意命令、排除命令、資本指令、又は連邦規制当局の即時是正措置命令に定める資本維持条項に服していないことを条件とする。）。預金受入機関の連邦規制当局が、当該機関は危険・不安定な状態である、又は危険・不安定な銀行業務慣行に従事していると判断した場合、規制当局は、資本が十分な機関を資本が充実している機関に再分類でき、資本が充実している機関は、資本不足の機関に準ずるものとみなされ、特定の制約に従わなければならない、資本不足の機関は、資本が著しく不足している機関に適用される特定の措置を講じる必要があり、これらはすべてブローカー預金を受け入れる当該機関の能力に悪影響を与えることが見込まれる。

カード発行事業及び預金プログラム－規制

アメリカン・エクスプレス・カンパニー及びその子会社（特に米国銀行子会社、センチュリオン・バンク及びAEBFSB並びに当社のその他の銀行子会社を含む。）は、金融機関に適用されるさまざまな法令によって規制されている。これらの法令又は規制当局によるその適用若しくはそれらの司法的解釈に変更が生じた場合には、当社の事業遂行やコスト管理に影響する可能性がある。当社は、慎重に、かつ規制上の要件や予測に沿って事業を運営できるよう、現在及び将来に予想される法令、規制及び業界の動向に照らして定期的に業務方法を見直し、適宜改善している。

当社のチャージカード、消費者貸付及び預金業務の各事業は、米国のみならず諸外国でも広範な規制を受けている。米国では、当社は、以下を含むいくつかの連邦法規制に服している。

- ・ （一般にクレジットの供与及び取扱いにおける差別を禁止する）「信用機会均等法」
- ・ （債権者による消費者信用調査報告書の利用とクレジットの事前審査手続を規制し、クレジットの申込みを拒絶する場合には一定情報の開示を義務づけることを主たる内容とする）「公正信用報告法」（「FcRA法」）（公正かつ正確な信用取引に関する法律（「FACT法」）による改正を含む）
- ・ （信用供与条件の広範な開示を義務づけることを主たる内容とする）「貸付真実法」（クレジットカードやチャージカードの申込みに際して一定の情報開示を義務づけるクレジットカード・チャージカード公正開示法の制定により実施されたTILAの改正を含む。）
- ・ （請求に関する照会への対処方法を規制し、請求に伴う諸要件について明示することを主たる内容とする）「公正クレジット請求法」
- ・ （預金口座の支払率及びその他の条件に関する一部の開示を義務づける）「貯蓄真実法」
- ・ （ATMを含む電子送金取引の開示及び決済並びにATMやその他の電子銀行サービスの利用により生じる顧客の権利と義務を管理することを主たる内容とし、ドッド・フランク法の制定後はデビットカードの取引手数料の上限を規定し、決済カード・ネットワークの独占的な取決めを禁じる）「電子送金法」
- ・ （個人のクレジットカード勘定に関して一定の行為・実務を禁止する）クレジットカードの説明責任と情報開示についての2009年法（「CARD法」）
- ・ 消費者金融保護法（ドッド・フランク法第X編）
- ・ （顧客の明確な同意を得ずにその携帯電話に連絡することを禁じ、大幅な法定損害賠償を規定する）電話消費者保護法
- ・ （商業メールの発信について国が要件を設定し、違反した場合には大幅な法定損害賠償を規定する）2003年CAN-SPAM法
- ・ （TILAが施行し、オープンエンド型消費者クレジットの開示要件を大幅に改訂し、CARD法の要件を実施するために連邦準備理事会が改正した）レギュレーションZ
- ・ 個人向け金融商品・サービスを顧客に提供する際の不公正、許害的及び不正な行為・慣行への関与を一般に禁止する連邦・州の法規制（「UDAAP法」）

米国では、当社の消費者金融商品のマーケティングや販売、及び一定の連邦消費金融法律（CFPA及びTILAを含む）の遵守は、CFPBによる監督及び精査を受ける。CFPBは、信用、預金及び決済サービス並びに商品の提供者に対し、規則を制定及び施行する広範囲な権利を有し、「不公平、詐欺的又は不正」な行為又は慣行を防止している。CFPBは、連邦消費者金融保護法の下、規則を策定し、当社、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBのような大手金融機関に対し当該法律を施行し、その遵守を精査する権限を有する。さらにCFPBは、違反があった場合には罰金を徴収するとともに消費者への賠償を要求し、消費者金融の教育に関与し、消費者による苦情を追跡し、データを要求し、並びに十分なサービスを受けていない消費者及び地域社会に対する金融サービスの利用可能性を促進する権限を与えられている。さらに、当社が営業している多数の米国の州にも、消費者クレジットの保護及び情報開示に関する多数の法律が施行されている（それらの中には、米国法より厳格なものもある。）。米国連邦法規制はまた、不正な債権回収行為も規制している。破産や債務者の救済に関する法律は、当社に対する未払金を回収する能力に影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業にかかる規制環境は、次第に複雑化・厳格化しつつあり、関連法規、規制及び政策を適用するという監督機関の取組みが、より強化された。内部及び規制上の見直しは、慣行、商品及び手順の変化をもたらし、今後にかかる変化をもたらすことが予想される。当該見直しにより、規制監督、監視及び調査に関連するコスト、また、カード会員への返金額、さらには民事制裁金を含む規制措置対策にかかるコストは引き続き増加すると予想される。2012年10月に、当社、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、複数の銀行規制当局と、当社の米国消費者のカード慣行の一部の面に関する見直しについて和解に達した。2013年12月に、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、FDIC、OCC及びCFPBと、複数のクレジットカードのアドオン商品のマーケティング及び請求慣行に関する規制的な見直しを解決するために和解した。

当社は、違反通知に関する一定の要求を含む、一定の適用ある連邦及び州の個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法に服している。それらの法律は、個人情報の収集、利用、共有及び保護についても規律している。前述のとおり、アメリカン・エクスプレス・カンパニー及びTRSは両方とも銀行持株会社であるため、当社の事業は、実効性のあるAMLプログラムの整備に関して、BHC法に基づく一定の活動規制及び銀行秘密法（パトリオット法による改正を含む。）の規定に服している。当社の事業に影響を及ぼすその他の規制と法律の説明については、後記「監督・規制」を参照。

2003年1月に、銀行等の金融機関を規制している主要連邦機関で構成される省庁間機関である連邦金融機関審査委員会は、クレジットカード口座管理と損失引当金に関する実務に関するガイダンス（「ガイダンス」）を通達した。ガイダンスは、5つの分野、すなわち（1）与信枠管理、（2）利用限度額超過への対応、（3）最低支払額及び償却により損失が生じた場合の対応、（4）破綻処理及び債務履行の猶予、並びに（5）一定の収益（手数料）の認識と損失引当金に関する実務を対象としている。センチュリオン・バンクとAEBFSBは、それらの規制検査手続の一環として、それぞれの規制当局とガイダンスの評価・検討を行っているところであり、規制当局の意見を参考にして随時実務を精緻化することができる。ガイダンスは、当社の事業や実務に重大な悪影響を及ぼしたことはなく、当社も及ぼすとは予想していない。

アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズ

「アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズ」は、「カード」会員及びその他の米国内外の消費者にプレミアム・レジャー・トラベル及びライフスタイル関連サービスを提供することに焦点を当てている。サービスは、トラベル・アンド・ライフスタイル・コンサルタンツの自社ネットワーク、13か国で利用可能な「コンシューマー・トラベル」ウェブサイト及びアメリカン・エクスプレス旅行代理店ネットワーク（「アメリカン・エクスプレス・トラベル」のライセンスを受けている独立の旅行代理店を含む。）を通じて提供されている。

米国の「コンシューマー・トラベル」ウェブサイト（amextravel.com）及び当社の米国外のウェブサイトでは、幅広い旅行料金と航空運賃、ホテル、レンタカー、クルーズ、パッケージ商品の割引並びに利用可能なウェブサイト外での顧客サービスを年中無休で提供している。当社はさらに、いくつかの国においては、メンバーシップ・リワードプログラムに加入している「アメリカン・エクスプレス・カード」を利用して適格な旅行を予約すると、1ドル毎に追加でメンバーシップ・リワード[®]を1ポイント獲得できるといった特典を提供している。さらに、カード会員は、当社の「コンシューマー・トラベル」ウェブサイト並びに当社のトラベル・アンド・ライフスタイル・コンサルタンツ及び米国アメリカン・エクスプレス旅行代理店ネットワークを通じて「メンバーシップ・リワード」のポイントを一部の旅行と交換することにより「ペイ・ウィズ・ポイント」機能を利用することができる。

「アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズ」を通じて予約をすると、プラチナ及びセンチュリオン・カード会員に対しては追加的サービスが提供される。米国では、これらの高級な旅行優待には、航空会社25社以上で、適格なアメリカン・エクスプレス・カードを使って条件を満たす国際線のファーストクラスやビジネスクラスのチケットが購入された場合に同伴者用チケットの割引を提供する「インターナショナル・エアライン・プログラム」や、付加価値のあるアメニティを提供する豪華なホテルプログラムである「ファイン・ホテルズ・アンド・リゾーツ」プログラム等が含まれる。

アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズー競争

アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズは、伝統的な「従来型」の旅行代理店、クレジットカード発行会社を通じて旅行特典を提供する旅行代理店並びに当社の自社「カード」事業、オンライン旅行代理店、インターネット又は電話でカスタマー・サービス・センターから直接商品を販売している旅行仕入れ業者と競合している。ここ数年、豪華な旅行商品とコンシェルジュ型のサービスを組み合わせることにより、豪華旅行部門の成長を利用しようとしている「ニッチ型」プレイヤーの存在が高まっている。

アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズー規制

アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズは、旅行サービスの提供に適用される国内外の法律（免許交付要件、米国運輸省が発布した航空旅客保護強化の規則のような航空旅客保護に関する法規制、及び米国運輸保安局が発布した安全飛行規則のような旅客検査・登録に関する法規制を含む。）に服する。アメリカン・エクスプレス・トラベル・アンド・ライフスタイル・サービスズは、米国及びEUの国を含む、当社が営業するその他の国における、適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法（安全侵害届出に関連する一定の要求を含む。）に服している。これらの法律は、個人情報の収集、使用、共有及び保護をも規律する。さらには、アメリカン・エクスプレス・カンパニー及びTRSが銀行持株会社であるため、当社の事業も、有効的なAMLプログラムの維持につき、BHC法及び銀行秘密法（パトリオット法による改正を含む。）に基づき一定の活動制限に服する。BHC法に基づく適用ある活動制限に関する追加情報については後記「監督・規制」を参照。

国際カード・サービス

当社は、世界中の多くの国で、チャージカードとクレジットカードを発行している。当社の地域的な範囲は広大であり、当社は主に、当社に最も大きな財務面の機会を提供していると考える国に重点を置いている。当社のGNS提携先との関係を通じて国外で発行されたカードの説明については、前出「グローバル・ネットワーク・サービス」を参照。

当社は引き続き、2014年度に多くの新しい「カード」商品や機能が強化された「カード」商品を発売することにより、国際的な自社「カード」発行事業を強化した。これらの「カード」は、当社の自社カードとして又はパートナー企業との共同ブランドとして発行している「カード」である。2014年度に当社が他の新たな自社「カード」商品と共に公表又は発売したいくつかの新しい共同ブランド「カード」商品は、インドにおける「アメリカン・エクスプレス[®]メイク・マイ・トリップ・カード」並びにカナダにおける「アメリカン・エクスプレス[®]アエロプランプラス[®]リザーブ・カード」などである。当社は、国際的な自社「カード」発行事業においても、当社が米国での自社カード発行事業で行っているのと同じプログラムとサービスの多くを提供している。さらに、米国内と同様に、当社は、金融サービス機関との販売契約によりカードを国際的に発行している。当社の販売提携の別の例は、共済組織、専門職業団体、教育機関等との提携カードである。たとえば、当社は、当社が国内最大の複数の専門職業団体と共同でカードを発行しているオーストラリアでは提携カード分野への浸透に成功を収めている。オーストラリアでは、提携カードは、当社の個人向け貸付ポートフォリオのかなりの部分を占めている。

米国内と同様に、「メンバーシップ・リワード」プログラムは、国際個人向け事業におけるカード会員の支出を推進する大きな要因となっている。当社のポイント交換オプションには、旅行、小売り、エンターテインメント、ショッピング、レクレーション用ギフトカード、体験、金融サービス及び慈善団体への寄付等が含まれる。2014年度には、当社は引き続き、特典プログラムを拡大している。当社は、一定の国において、「カード」会員が「カード」会員の利用明細における適格取引並びに厳選した小売店舗の店頭及びオンラインの両方における支払いについて特典を利用できるよう、当社の能力を改善し、より高い柔軟性を与えている。当社はさらに、米国外の18か国において、国際個人用カード会員が旅行の購入及びその他の費用の支払いにメンバーシップ・リワードを利用することを可能にすることによって、旅行サービスの支払いにおける機会も提供している。

当社は、当社の強みを強化し、グローバル・プレゼンスを増大するさらなる機会を探し続けている。当社のマーケティングサービス会社であるロイヤルティ・パートナーを通じて、当社は「ペイバック[®]」プログラムのような提携ロイヤルティ・プログラムを築き、参加している提携先での割引及び特典というロイヤルティ・カードの利益を提供している。提携ロイヤルティ・プログラムは、たったひとつのプログラムを通じてさまざまな加盟店からリワード・ポイントを収集することを可能とする。加盟店は、顧客への提供に資金を供給し、貯まったロイヤルティ・ポイントに責任を負い、またロイヤルティ・パートナーは、ロイヤルティ・プラットフォームの運用及びマーケティング支援の提供により収益を稼ぐ。2014年度中、当社はペイバックをイタリアにまで拡大させ、ドイツ、インド、メキシコ及びポーランドに次いで、ロイヤルティ・パートナーが提携ロイヤルティ・プログラムを運営する5か国目となった。2014年12月31日現在、ロイヤルティ・パートナーは、2013年から38%増の約60百万人の活発的な収集者（つまりは2014年中にロイヤルティ・パートナー加盟店においてポイントを収集及び／又は償還している消費者）を有している。ロイヤルティ・パートナーは、加盟店の事業成長に役立つマーケティング分析、オペレーティング・プラットフォーム及びコンサルティングサービスも提供している。これらのサービスを利用し、提携加盟店は利用可能なさまざまな経路にわたり、対象を絞って状況に応じたキャンペーンを運用できる。ロイヤルティ・パートナーは、一定の国において当社と加盟店との関係を深め、当社の国際顧客基盤に消費者をさらに追加し、特典及びロイヤルティ・マーケティング・サービスの範囲を拡大した。また、アメリカン・エクスプレスの商品やサービスを新規の顧客層に提供し、上記のドイツ、インド、メキシコやイタリアにおけるペイバックといった共同ブランド「カード」商品等の、新しい共同ブランド「カード」商品を開発する機会を与えている。

国際カードサービス―競争

米国外の消費者は、米国内と比較して、支出全体に占める汎用チャージカードとクレジットカードを利用する割合が低い。一部の広大な新興市場国でカードを利用する動きが始まっていることは重要である。当社の地理的範囲は広いものの、当社は概して、当社の海外営業国において高いシェアを有していない。当社の自社「カード」発行事業は、シティバンク、HSBC及びバンコ・サンタンデールのような多国籍銀行や、多くの地域銀行・金融機関との競争に晒されている。世界規模では、シティバンクとバンコ・サンタンデールが現在多くの国でカード商品を提供しており、当社は両社を当社にとって最強の競争企業であるとみている。

国際カードサービス―規制

別途説明しているとおり、規制当局は、2014年度中、決済業界に関するさまざまな新しい規制変更の提案と制定を続行している。

欧州では、欧州連合が引き続き、複数の分野において（特に決済、AML、利用者の権利、データ保護及び情報セキュリティ）より広い調和を目指した。かかる汎ヨーロッパ・イニシアティブは、加盟国レベルの広範囲な消費者保護及び透明性へのイニシアティブにより補完される。

欧州以外の国では、規制当局による、特に公平性（カナダ等）、責任ある貸付（カナダ、メキシコ、ニュージーランド及びシンガポール等）、個人情報及びデータ保護（オーストラリア、カナダ、メキシコ及びシンガポール等）及び金融犯罪といった複数の主要なテーマに関連する新たな規制の開始が見受けられた。

複数の国における規制当局は、地域の規則及び規制への遵守を確保することのみに焦点を当てることから、顧客及び結果に焦点を当てながら商品デザイン及び運営に注力することにシフトしている。規制当局の、企業による遵守、リスク及び統制枠組みに関する企業への期待は高まっており、規制当局は、問題の認定及び解決に関する企業の制度及び統制をより重視し始めている。さらに、消費者保護に注目した規制の高まりも見受けられ、（英国やカナダなどの）複数の規制当局は、この分野においてより多くの権限を与えられている。

当社は、この活動が2015年も継続すると予想している。当社は引き続き、市場情勢の変化と政治・経済・規制・メディア環境の進展状況をみながら、当社の事業計画を評価する。

グローバル・コマーシャル・サービス

「グローバル・コマーシャル・サービス（「GCS」）」・セグメントでは、当社のグローバル・コーポレート・ペイメント及びグローバル・ビジネス・トラベル業務により全世界の企業と組織に経費管理及び旅行サービスを提供している。ビジネス・トラベル関連業務は、非連結合弁事業であるGBT JVを通じて提供される。2014年6月30日までは、ビジネス・トラベル業務は完全子会社であった。当社は、大手の法人向け決済ソリューションの提供会社であり、GBT JVは大手の世界中の企業向け旅行管理会社である。

GCSは、以下を含む広範囲の費用管理サービスを世界中の会社に提供している。

- ・ 以下のような「コーポレートカード・プログラム」の総合的なサービスの提供
 - ・ 雇用者が開設した法人口座を通じて個人に対して発行され、交通費や接待費支出並びに日常的な経費を管理するために多くの企業カード会員が使用する「コーポレートカード」
 - ・ 企業の会議・イベント経費の管理支援ツールとして主に企業の会議企画担当者に提供される「コーポレート・ミーティング・カード」
 - ・ 企業が社員の出張経費の清算に利用するBTAであり、法人顧客に一元請求され、法人顧客が直接支払う「ビジネス・トラベル・アカウント（「BTA」）」
- ・ 一連のビジネス・トゥ・ビジネス（又は「B2B」）・ペイメント・ソリューションズには、以下が含まれる。
 - ・ オフィス用品やコンピュータのサプライ用品等の日常的な経費及び大量のチケット購入経費の支払口座として企業が開設する「コーポレート・パーチェシング・カード」
 - ・ 事業関連の購入に対し企業に、1回限りの仮想勘定番号を提供し、不正防止対策を施して取引を処理することができる「vペイメント」
 - ・ 未払金手順の自動化を目指す企業向けの電子ソリューションである「バイヤー・イニシエイテッド・ペイメント（「BIP」）」

GCSは、GBT JVを通じて、法人顧客に対し、包括的なオンライン及びオフライン旅行予約指定サービス及びサポート、旅行プログラム管理サービス、コンサルティングサービス並びに会議や行事の管理サービスを含む、さまざまなビジネス・トラベル関連のサービスを提供する。GBT JVは、当社が提供する商標ライセンス契約に基づき、「アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベル」ブランドの下で営業している。当社はさらにGBT JVとサービス移行契約及び特定のその他の営業契約を締結した。これらの契約に基づき、当社とGBT JVはお互いに特定のサービスを提供し、関連当事者の債権及び債務が生じる。GBT JVに関するより詳細な情報については、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

グローバル・コーポレート・ペイメンツ

グローバル・コーポレート・ペイメンツ（「GCP」）は、当社の「コーポレートカード・プログラム」とビジネス・トゥ・ビジネス・ペイメント・ソリューションズを通じて、世界各地の企業に幅広い決済及び経費管理ソリューションを提供している。2014年度中、当社は、米国内外で、イー・オン、フェイスブック、ジェネラル・エレクトリック、ハリバートン及びシュナイダー・エレクトリックを含む、主要なグローバル・コーポレート・ペイメンツの顧客を追加又は維持した。

コーポレートカード・プログラム

「アメリカン・エクスプレス[®]・コーポレートカード」は、雇用者が開設した法人口座を通じて個人が取得できる業務用のチャージカードである。「コーポレートカード」プログラムを通じて、企業は交通費、接待費及び日常的な経費を管理し、結果として、いくつかの利益の中でも特に、仕入先とより効率的に交渉することができる。当社は、加盟店との直接的な関係を利用して、「コーポレートカード」の顧客に対し、企業支出に関する改善されたデータや合理的な紛争解決手段を提供している。当社は、65以上の国や地域で現地通貨によるコーポレートカードを発行しており、約100の国や地域で国際的なドル建て又はユーロ建てのコーポレートカードが利用可能である。当社はさらに、追加で35の国や地域においてGNS提携関係を通じてコーポレートカードを提供している。

アメリカン・エクスプレスはまた、世界中の他の多くの企業と提携して、さまざまな国で共同ブランドのコーポレートカードを提供している。これまでに、アメリカン・エクスプレスは、12の国や地域で発行される12件のコーポレートカードの共同ブランド提携を実施している。これらの商品は、通常、中規模の企業（米国では、世界的に年間10百万ドルから10億ドルの収益がある企業と定義されている。）に適したものであり、幅広いリワード及び特典を提供するものである。GCPは、大きな成長機会をもたらしてくれる中規模の企業向けの業務を引き続き拡大することに重点を置いている。この規模の事業は、コーポレートカード・プログラムを有していないことがよくある。しかしながら、中規模の企業は、経費の管理及び潜在的な節減の強化並びにその結果としての従業員の便宜を追求しているため、一度登録すると、その業務支出の相当部分を「コーポレートカード」で決済するのが通常である。

GCPは、企業向けにオフィス用の日常的商品のほか、レンタカー、ホテル、レストラン及びクーリエ・サービス等のサービスに対してキャッシュバック及び／又は割引価格を提供する「セービングス@ワーク[®]・プログラム」を米国内で中規模の企業に提供しているほか、米国外でも同様のプログラムを提供している。コーポレートカード会員もまた、当社の「メンバーシップ・リワード」プログラムを利用して、飛行機による出張とホテル滞在費のほか、小売り、住宅及びレクレーション用アイテムに交換できるポイントを獲得することができる。特定の地域では、当社は、企業が企業レベルの特典と交換できるポイントを獲得できる「コーポレート・メンバーシップ・リワード」を提供している。「メンバーシップ・リワード」は、「コーポレートカード」使用を推進し、費用管理と節減をさらに実現する可能性がある有効的なツールである。

ビジネス・トゥ・ビジネス・ペイメント・ソリューションズ

当社はまた、企業が支出管理を行い、コスト節減、プロセス管理及び生産性向上、キャッシュ・フローの改善と支出の一層の可視化を含むその他の潜在的な利得を認識することを補助するために「ビジネス・トゥ・ビジネス・ペイメント・ソリューションズ」を提供している。こうした種類の企業による購買は、当社の支出構成を多様化する上でも有用である。「コーポレート・パーチェシング・カード」は、大企業と中規模の企業による日常支出の管理を支援するものである。「コーポレート・パーチェシング・カード」は、オフィス用・工業用の消耗品や備品等の日常的な商品及び業務経費の決済に利用されている。当社は現地通貨建ての「コーポレート・パーチェシング・カード」を25か国以上で発行している。当社は、GNS提携先関係を通じて発行される「コーポレート・パーチェシング・カード」をさらにもう5か国で提供している。

企業に1回限りの仮想勘定番号を提供する「vペイメント」により、コーポレート・クライアントは、決済に加え、管理の拡充、データの把握・照合を行うことができる。請求額は、指定の期間に所定金額まで認められる。このソリューションにより、照合作業を自動化し、手作業による確認請求を排除し、クライアント企業資源計画・購買・勘定系システムを相互接続することができる。vペイメントは、日常的な購買から支払いまでのさまざまな場面において支払手段として利用することができる。

「バイヤー・イニシエテッド・ペイメント」(「BIP」)により、企業は、加盟店に対して電子決済を行うことができ、これにより、支払いをより正確に管理し、未決済(又は「支払期限未定」)債務の支払期限を引き延ばし、手元資金を増やすことができる。クライアントによるBIP購入の例には、医療設備、工業製品、並びに建設及び建築材料が含まれる。航空会社は、燃料費の購入にBIPを利用している。この商品は、決済書類のペーパーレス化及びキャッシュ・フローの最適化を望んでいる中規模から大規模の会社に最も適している。BIPは、現在、米国、カナダ及びオーストラリアの企業で利用可能である。米国、カナダ及びオーストラリアに加え、メキシコ、ドイツ、英国、フランス、オランダ及びスペインにおいてもBIPのウェブホスト版である、「BIPエクスプレス」が利用可能である。

オンライン機能

GCPIは、1個の安全なウェブベースのオンラインツールにより1日24時間、週7日ベースで、企業及び個人カード会員が「コーポレートカード・プログラム」を管理できる機能を提供し、企業が「ビジネス・トゥ・ビジネス・ペイメント・ソリューションズ」を管理できる能力を提供している。「アメリカン・エクスプレス@ワーク[®]」は、顧客の権限を有する利用者に対し、支出パターンを視覚的に把握し、「コーポレートカード」、「コーポレート・パーチェシング・カード」、「BTA」及び「コーポレート・ミーティング・カード」勘定を変更できるグローバルな管理情報へのオンラインアクセスを提供している。カード会員は、オンライン上で「マネージ・ユア・カード・アカウント」ツールを使用し、個人の「コーポレートカード」勘定を管理できる。「ビジネス・トゥ・ビジネス・ペイメント・ソリューションズ」もまた、顧客に対して、オンラインアクセスを使用してその「vペイメント」及びBIPソリューションを管理する選択肢を提供している。

グローバル・コーポレート・ペイメンツ―競争

コーポレート・ペイメンツ部門は、動的かつ競争が激しく、コーポレートと個人の決済カードやサービス間で重複している面が多々あり、決済提供会社及びネットワークの両方のレベルでますます競争が激化している。大手地方及び国立銀行を含む決済提供会社で、ますます激化する商品及び価格競争を目のあたりにしている。顧客は、ますます、自身の費用管理ツールと一体化され、電子決済方法を支援する決済商品を追求している。ネットワークレベルでの競争については、VISA及びマスターカードの両社が、シティバンク、JPモルガン・チェース及びU.S.バンクなどのカード発行会社に対し、顧客のニーズを満たすために必要なデータ収集・報告サービスの改善を含むサポートを続けている。商品及び価格の競争に加え、コーポレート・ペイメンツ事業におけるその他の重要な競争の要素には、グローバル・サービシング能力、データの質、報告及びプログラム管理ツール等の追加的サービスへのアクセス並びに顧客の経験が含まれる。

グローバル・コーポレート・ペイメンツ―規制

企業向け与信業務に従事しているGCP事業は、当社の個人向け貸付事業より限定的な規制に服している。米国では、当社の個人向け貸付事業に適用される連邦・州法の一部（「信用機会均等法」、FSRA（FACT法による改正を含む。）のほか、不公正又は詐欺的行動や慣習を一般に禁止する法律を含む。）に服している。当社は、当社の商品に対する報酬や手数料を規制する州法にも服している。米国では当社は、一定の適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法に服している（違反通知に関する一定の要求を含む。）。このような法律は、個人情報の収集、使用、共有及び保護をも規制している。当社が営業しているその他の国においても一定の適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法が施行されている（それらの中には、米国の要求よりも厳格なものもある。）。当社はまた、当社の債権回収能力に影響を及ぼすことがある破産と債務者の救済に関する法律に服している。当社の他の事業と同様に、当社は、前述のとおり、実効的なAMLプログラムの整備について、銀行秘密法（パトリオット法による改正を含む。）の規定に服している。この法律と当社の事業への影響の説明については、後記「監督・規制」を参照。国によっては、カード慣行と消費者保護の法律の規制が一部のコーポレート・ペイメンツ関連に適用される場合がある。

コーポレート及びその他

コーポレート及びその他は、当社のエンタープライズ・グロース・グループ及びその他の営業を含む法人業務並びにその他の特定の業務で構成される。当社はまた、本項において当社全体に関連する情報について説明する。

本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「連結流動性及び資本の源泉」に記載のとおり、当社の企業流動性の目的は、規制に従い要求されるものを含む、さまざまなストレスシナリオを充足させるために十分な流動性の源泉を維持することである。当社の事業がすべて流動性から利益を得ているため、コーポレート及びその他の支払利息の大部分は、この流動性プールの維持に関連する支払利息及びその他の企業債務に関連する利息費用を含む。

エンタープライズ・グロス・グループ

当社のエンタープライズ・グロス・グループを通じて、当社は、世界中で新たな顧客層を開拓するため、新たな決済形態やデジタルコマースを進めている。これは会社のサーブ®ソフトウェア・プラットフォームの導入を促進させること、代替的なモバイルオンライン決済サービスを拡大すること、プリペイド商品を成長させること、新たな提携先を築くこと、及び従来のカード事業を超える新たな収益源を構築することを含む。当社は、保有している資産に加えて、新興テクノロジーが、とりわけ、チェック・キャッシャー、マネー・オーダー・サービス及び従来の小売銀行支店といった代替的金融サービスと比べて、競争的で分化された価値のある提案を提供する商品を販売する能力を提供すると考える。ソフトウェア・プラットフォームの収束及び世界中における携帯電話の高まる普及率は、新規及び既存の顧客層による金銭の移動及び管理を手助けする金融商品及びサービスを提供する機会を与える。

エンタープライズ・グロスは、包括的なサービスを含むリロード可能なプレイペイドカードであるアメリカン・エクスプレス・サーブ、チェック／デビット商品の代替商品であるウォルマートとのブルーバード®、その他の汎用のリロード可能なプリペイドカード、アメリカン・エクスプレス®ギフトカード、リベートカード及びB2Bプリペイドカードといったリロードできないプリペイドカード並びに「トラベラーズ・チェック」を含む、幅広い決済商品を提供する。2014年度中、当社は、小売店による、アメリカン・エクスプレス・サーブ及びサーブのキャッシュ・リロード・ネットワークの利用性を拡大させた。当社はさらに、アメリカン・エクスプレス・サーブ及びブルーバードに、顧客が支出を監視し、予算を作成し、支出の上限及び通知を設定し、そして財務目標を設定し追跡することを可能にする、無料の個人財務管理機能を追加した。

当社は、異なる機能を提供し、多数の決済商品を売り込むためにサーブのソフトウェア・プラットフォームを活用することができる。サーブのソフトウェア・プラットフォームは、複数の資金源及び決済オプションをひとつの口座に統合することで、顧客による現金のリロード、請求書の支払い、予算の管理、事前承認されたチェックの発行、ピアツーピアの決済の送付、オフライン及びオンラインでの商品の支払いを可能にする。顧客は、モバイルアプリケーションを通じてオンラインで口座にアクセスすることができ、また、アメリカン・エクスプレス・カードを受け入れている加盟店において物理的にカードを利用して購入することもできる。

さらに当社は、1891年以来、「アメリカン・エクスプレス®・トラベラーズ・チェック」を販売している。「トラベラーズ・チェック」の売上高及びトラベラーズ・チェック投資ポートフォリオによる純受取利息は、2014年度も引き続き減少した。当社はまた、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、及び南アフリカにおいて米ドル、ユーロ及びポンド・スターリング建て、米国において米国建てのプリペイドの旅行用汎用リローダブルカードも発行した。

エンタープライズ・グロースは、ロイヤルティエッジ[®]及び当社の外国為替サービスを管理している。ロイヤルティエッジは、会社が、顧客を引き付け、維持するためのカスタマイズされたポイントベースのロイヤルティ・プログラムを策定、実施及び管理する手助けを行う自社ブランドのロイヤルティ・ソリューションである。当社の外国為替サービスは、小口・大口の外国為替業務と、FXインターナショナル・ペイメントズ事業で構成される。当社の小口外国為替業務は、限定された国際空港に主に集中している。この空港を拠点とする小口業務は、オーストラリアでは、市内にある外国為替支店及び小口顧客を扱う選定された提携先拠点を通じて補完される。当社のFXインターナショナル・ペイメントズ・サービスは、会社、金融機関、並びにオーストラリアと英国における消費者が商品及びサービスについて国境を越えた決済を外国通貨で行うことを可能にする。

エンタープライズ・グロース・グループ競争

当社の決済商品は、さまざまな金融決済商品と競合している。こうした商品には、現金、外貨、小切手、他のブランドのトラベラーズ・チェック、デビットカード、プリペイドカード、ATMカード、銀行口座、チェックキャッシング及びマネーオーダーといった代替的金融サービス、小売店ブランドのギフトカード、他のネットワーク・ブランドのクレジットカード及びチャージカード並びに他の決済勘定及びサービスが含まれる。プリペイド部門に影響を及ぼす主な競争要因は、商品の種類により異なるが、一部は以下のとおりである。

- ・ 決済を受け入れる加盟店の数と所在地
- ・ 他の支払手段を使えるかどうか
- ・ 消費者又は加盟店に請求される手数料
- ・ 販売店に支払われる報酬及び販売店による決済頻度
- ・ 商品の販売・換金の利便性
- ・ マーケティング及び販売促進キャンペーンの成否
- ・ 紛失・盗難への対応を含め、顧客及び／又は加盟店の満足を得られるサービスを提供できるかどうか
- ・ 携帯を含む、複数のアクセス機器を通じてサービスを使えるかどうか

代替決済部門は、特に動的かつ競争が激しく、電子商取引及びモバイル機器において決済システムを提供又は開発しているさまざまな競合他社があり、進化する消費者習慣及び商業的なニーズに応えるために新たな商品が頻繁に導入される。上記のような競合他社には、決済カード発行会社やネットワークのような従来の金融機関、銀行、代替金融サービス提供者、ペイパル及びスクエアのような新興の代替決済提供会社、並びにモバイル事業会社、携帯電話機製造会社、テクノロジー会社、小売業者及びその他の決済業界の新興企業や新規参入者等のような、その他の非従来型競合他社がいる。マーチャント・カスタマー・エクステンジといった加盟店同盟など、さまざまな競合他社を誕生させる提携関係が結ばれている。その他のサービスに関しても、これらの競合他社は、商品をオンラインで購入・販売するために使用でき、金銭の移動及び管理をより効率的にできるデジタル決済及び／又は貯蓄価値機能や、実際の販売時点でのデジタル決済を可能とする代替的な販売時点情報管理（POS）や、デジタルコマース及びモバイルコマース並びにその他のアプリケーションに対する預金口座又は私有口座への、又はこれらの口座からの決済をサポートするサービスを提供し、また開発しようとしている。多くの競合他社は、そのサービスの支援において、インターネット、モバイル機器、及び無線通信ネットワークに主に依存することで、当社よりも低いコストで抑えることにより、利益を享受している。その他の競合他社は、デジタル及びモバイル決済サービスが、当社よりも大幅に大きい準備金及びその他の財源を有し、展開し、又は当社が提供するよりも幅広い範囲のサービス及び機能を提供できると発表するために尽力している。その他の競合他社は、特に米国外の国において、市場参入をより簡単にする関係及びライセンスを保有する可能性がある。消費者及び加盟店の採用が、重要な競争要因であり、当社の競合他社は、当社のものよりもより幅広く採用されるプラットフォームやテクノロジーを開発する可能性がある。ソーシャルネットワーク上での小額決済及び新興デジタル通貨システムは、今日比較的少ないが、急速に成長する可能性があり、新たな決済形態及び手順による競争の可能性を示している。決済サービス及びテクノロジーが進化し続けるため、競争は、激しいままである。

エンタープライズ・グロース・グループ規制

当社は、プリペイドカード及び「トラベラーズ・チェック」の発行会社として、米国内の大半の州で有効な「送金業者」又は「小切手の販売」に関連する法律の規制を受けている。これらの法律上、発行会社は、安全性・健全性基準の充足、販売収益高利率かつ安全に投資すること及び詳細な報告書の提出を義務づけられている。当社は、適用法に従って、プリペイドカードと「トラベラーズ・チェック」について受領した資金を、主として格付けの高い債券（主に中長期の連邦・州機関債や地方歳入債及び銀行預金口座）で保有している。多くの州は、免許を受けた企業を対象として毎年検査を行っている。

さらに、銀行秘密法（パトリオット法による改正を含む。）により、特にトラベラーズ・チェックの発行会社、また外国為替サービスの提供会社は「マネー・サービス業者」として登録し、適用されるAMLの記録保管・報告要件を遵守することが要求されている。さらには、銀行秘密法により、当社はプリペイド商品については有効なAMLプログラムを維持することが要求されている。米国外でも、米国内におけるものと同様のものを含め、さまざまなライセンスやAMLに関する要件が存在している。

プリペイドカード及びトラベラーズ・チェックの発行会社は、多くの州の法律により、同発行会社が、商品の種類毎に、有効期間が経過しても換金又は使用されていないトラベラーズ・チェック又はプリペイドカードの額面金額を州に収めなければならないことを定めた遺失物・遺棄物の処理に関する法律の遵守を義務づけられている。近年、多くの州がトラベラーズ・チェック及び／又はプリペイドカードの有効期間を短縮することを制定する法律を可決しており、多くの場合遡って適用されている。当社は、これらの法律が施行されている州において、当該法律には重大な瑕疵がある（当社の「トラベラーズ・チェック」及びプリペイドカード業務に重大な影響を与え得る。）として異議を申し立てており、今後も継続する予定である。

より一般的には、当社は、すべてのプリペイド商品に関する州の立法活動を監視する。規制が費用を制限し続け、当社によるプリペイドカードの提供に利益性がなくなった一定の州では、販売を制限又は取り止めた。

2014年11月、CFPBは、統一開示、消費者に対する一定の保護及びその他の要件を含む、プリペイドカードに対する規制基準を示した。

グローバル・サービス・グループ

顧客サービスをさらに重視し、あらゆる業務が可能な限り実効的かつ効率的に管理されるよう徹底するために、グローバル・サービス・グループ（「グローバル・サービス」）が新設された。当社は、事業ユニットよりもプロセス別にサポート部門を組織しており、こうしたことが、費用を合理化し、業務の重複を減らし、技能と専門知識をさらに統合し、顧客サービスを向上するものと考えている。

グローバル・サービスは、主に次の部門で構成される。

ワールド・サービス

ワールド・サービスとは、魅力的な営業利益率で特別な顧客のケアを提供することを目標とするグローバル・サービス組織である。リレーションシップ・ケア[®]と呼ばれるワールド・サービスの顧客サービスへのアプローチは、ここ何年かの間で受賞した多くの賞によって認識されるとおり、当社のワールド・クラス・サービスの評判の中核をなすものである。

グローバル・ビジネス・サービス

グローバル・ビジネス・サービス部門は主に、購買、不動産、財務業務及び関連事務、並びに事業戦略及び実行で構成されている共同サービス機関である。これらの内部事務関連業務は、質の向上、効率及びコスト削減のためのプロセスの簡素化・標準化のために統合された。

グローバル・セキュリティ

グローバル・セキュリティは、さまざまな保護、調査、リスク評価及び危機管理サービスを通じてアメリカン・エクスプレスの顧客及び従業員を危害や損失から保護することを目指している。

グローバル・クレジット・アドミニストレーション

グローバル・クレジット・アドミニストレーション（「GCA」）は、世界中の当社のクレジット業務、回収業務及び不正行為業務の徹底した管理を担当している。GCAは、さまざまな決済オプションを通じて助けを必要としているカード会員を支援すること、及び、残高を回復し、不正行為を防止すると共にアメリカン・エクスプレスへのリスクを限定する措置を講じることの間で適正なバランスをとることを目指している。

テクノロジー

当社は、商品の迅速な発売と差別化を可能にするために、当社のシステムと事業基盤に引き続き投資を行う一方で、顧客データのセキュリティも維持している。当社は、引き続き質の高い顧客サービスを提供するために、当社のサービス能力の開発・向上にテクノロジーを活用している。たとえば、当社は、勘定の維持、カード会員情報のアップデート、新規発行カードの勘定への追加、顧客満足に関する問題の解決など、さまざまな顧客サービスと勘定管理業務を支援するために、カード事業で当社の従業員が使用するサービス提供プラットフォームを整備している。

当社は、高度なデータの統合、情報セキュリティ、データ保護及び個人情報を確保するために、引き続き当社のテクノロジー・プラットフォームに資本を投入している。当社の内部IT組織は、情報技術戦略及び情報セキュリティなどの当社の重要なテクノロジー能力を維持する一方で、テクノロジー基盤の管理及びアプリケーション開発・維持の大部分を外部のサービス会社に委託している。このため当社は、外部の専門知識や、取引1件当たりのIT費用削減の恩恵を受けることができる。当社は、後記「監督・規制—個人情報及びデータ保護」で説明する当社の内部政策並びに適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法に従い、当社に委ねられているデータを保護する努力を続けている。

当社は、引き続きオンライン経路を活用して、費用の削減、サービス内容の向上及び当社のビジネスモデルの強化に努めている。2014年度末現在、顧客によるamericanexpress.comでのオンライン勘定管理機能の登録カード枚数は、全世界で約31百万枚であった。このサービスにより、カード会員は、個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法に従い、カード取引をすべて（個人用コンピュータ、タブレット又はモバイル機器のいずれかを通じて）オンラインで確認し、アメリカン・エクスプレスの請求を電子的に支払うことができるほか、「メンバーシップ・リワード」プログラムの勘定をみて、取引することができ、その他さまざまな機能を迅速かつ安全にオンラインで実行することができる。当社は現在、オーストラリア、カナダ、フランス、イタリア、日本、メキシコ及び英国を含む世界22か国にオンライン拠点を置いている。当社はさらにフェイスブック及びツイッターといったソーシャル・メディア・ネットワークにも進出しており、これによりカード会員とコミュニケーション方法が提供される。

監督・規制

概況

連邦と州の銀行法規制・方針は、当社、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBを幅広く規制しており、とりわけ、資本、利益、流動性、ストレステスト、決議計画、配当、自社株の取得又は償還、関連会社及び内部者への貸付又は与信、コーポレート・ガバナンス、内部統制、情報システム、リスク管理、内部監査体制、報酬、ローン書類、与信の引受け、資産の増加及び減損資産に関する基準を定めたものが含まれる。こうした法令の主な目的は、当社への預金者、並びにその他の顧客及び連邦預金保険資金を保護し、システミック・リスクを最小限に抑制することであり、当社の株主又はその他の債権者を保護するためのものではない。2008年の金融危機を受けて、新たな法規制が公布され、遵守及び施行活動に関する調査の高まる厳格化及び規制による高まる要求を通じて、法規制及び方針を適用するという監督機関の取組みがより懸命なものとなっている。

アメリカン・エクスプレス・カンパニーとTRSは、銀行持株会社であり、BHC法に基づく金融持株会社とみなされることを選択した。アメリカン・エクスプレスとTRSは、BHC法に基づく銀行持株会社として、連邦準備理事会の監督・検査に服している。BHC法により制定された「機能別規制」制度に基づき、連邦準備理事会は、連結組織の「包括監督当局」として当社（当社の非銀行子会社の全部を含む。）を監督し、一般に、当該機関の監督及び規制について、当社の米国預金受入機関子会社の米国主要規制当局に権限を委譲している。銀行の規制当局は、銀行持株会社とそれらの子会社に対し幅広い検査・執行権限（多額の制裁金を課し、配当を制限し、資本を配分し、業務と買収を制限し、不採算事業の売却を求める権限を含む。）を有している。銀行持株会社と銀行は、それらの子会社と合わせて、関係規制当局が安全性に欠け、又は不健全と認める慣行を行うことを法律で禁止されている。当社及びその子会社（センチュリオン・バンク及びAEBFSBを含む。）もまた、個人向け金融商品のマーケティング・販売並びに一部の連邦消費者金融法（とりわけCFPA及びTILAなど）の遵守について、CFPBによる監督、検査及び強制の対象である。消費者金融商品及びサービスの規制及び精査については、前記「米国カード」の「カード発行事業及び預金プログラム—規制」を参照。

当社の事業の多くもまた、米国内の他の連邦・州規制当局、証券取引所、外国の政府機関又は規制当局及び証券取引所の厳格な規制に服している。当社の公開開示情報、内部管理環境及びコーポレート・ガバナンス原則の一部は、2002年サーベンス・オクスリー法（「サーベンス・オクスリー法」）のほか、SEC及びニューヨーク証券取引所の関連規制・規則に服している。当社は、グローバルな金融機関として、別々の監督制度から当社の事業行為に重複又は矛盾する要件を課された場合にその限りにおいて、複雑な問題に直面し、当社のコンプライアンス対策に新たな費用が発生する。既存の法律・規制に新たな法律若しくは規制が追加された場合、又は変更された場合（解釈の変更又は執行を含む。）、並びに既存又は新たな法律・規制が施行された場合、当社の財政状態又は経営成績に影響が及ぶ可能性がある。本項での記述に加え、法律及び規制の変化が当社の経営成績と財政状態に及ぼし得る影響に関する詳細な記述については本書第一部 第3「4 事業等のリスク」の「法務・規制リスク」を参照。

金融持株会社としての地位と活動

BHC法は、銀行持株会社の非銀行業務を制限している。「金融持株会社」となることを選択していない銀行持株会社の活動は、「本来の付随業務」のような「銀行業務と緊密に関連する」と連邦準備理事会が判断した業務に限定されている。条件を満たす銀行持株会社は、幅広い金融業務に従事する権限のある「金融持株会社」となることを選択することができる。金融持株会社は、規則又は命令により、本来的に金融の性質をもつ活動、そうした金融活動に付随する、又は（事前に連邦準備理事会の承認を得て）金融活動を補完すると判断されている活動、及び、預金受入機関又は金融機関全般の安全性と健全性に多大なリスクをもたらすことのない活動に、従事することができる。金融持株会社として、アメリカン・エクスプレスは、特に旅行代理店サービスの提供、ファインダー業務及び一部保険引受・代理店業務への従事をはじめ、金融持株会社とみなされることを選択した銀行持株会社のみに認められる活動にも従事している。

銀行持株会社が金融持株会社となり、金融持株会社としての資格を維持するためには、金融持株会社及び子会社である米国預金受入機関の各々が、十分な資本を有し、経営が健全でなければならず、子会社である米国預金受入機関の各々は、1977年コミュニティ再投資法（「CRA」）に基づく最新査定で「十分」より上の評価を得ていなければならない。金融持株会社が、金融持株会社に適用される基準を満たせない場合、金融持株会社であることに依拠して、新たな種類の金融業務に従事すること、又は特定の種類の取得若しくは投資を行うことを禁止される可能性があり、最終的には金融持株会社に許可されるより幅広い範囲の業務を中断するか、その子会社である米国預金受入機関を処分しなければならない可能性がある。

ドッド・フランク法によって修正されたBHC法は、銀行及びその関係会社が自己勘定売買に従事すること、ヘッジ・ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドに投資すること、並びにスポンサーとなることを禁止している。当該条項は、一般に、「ボルカー・ルール」として知られている。2013年12月、連邦規制当局は、ボルカー・ルールを実施するために最終規則を採択した。最終規則は、当社のような大手銀行持株会社のボルカー・ルールの定める禁止事項への遵守を確保するために、遵守プログラムを策定及び実施することを要求している。当社は、現時点で、ボルカー・ルールが当社の事業に重要な影響を及ぼすことはないと予測している。要求される遵守プログラムの開発及び監視は、重要な資源を投じること及び経営陣による注意を必要とする可能性がある。本書第一部 第3「4 事業等のリスク」の「当社の事業は、大幅かつ広範な政府の規制と監督に服しており、そのことが当社の経営成績と財政状態に悪影響を及ぼすおそれがあること」を参照。

大手銀行持株会社のプルデンシャル規制の強化

ドッド・フランク法は、当社を含む合計連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社に対してプルデンシャル規制の強化を課しており、連邦準備理事会に対しては、かかる大手銀行持株会社に関してその他の銀行持株会社に適用されるものよりも厳しいプルデンシャル基準（リスクベース資本要件及びレバレッジ制限、流動性、リスク管理要件、整理計画（「リビング・ウィル」という。）、ストレステスト、早期改善、信用リスク報告並びに集中に関する基準を含む。）の制定を要求している。連邦準備理事会は、条件付資本、公開の強化、短期債務制限及び連邦準備理事会が適切と判断した場合について、追加のプルデンシャル基準を自ら又は米金融安定監視評議会（「FSOC」）の提言により制定する自由裁量権限を有する。連邦準備理事会は、任意に、又はFSOCの提言により、これらのプルデンシャル基準の強化の特定の会社（当社を含む。）への適用を調整できるため、これらの強化基準の最終的な影響は不明確であり、これら基準を当社及びその他金融サービス業界の参加者に対し適用するか否かにより将来変わる可能性がある。

連邦準備理事会は、その権限の下、大手銀行持株会社向けの、かかる強化されたプルデンシャル基準を定めるために、下記のストレステスト及び適正資本量に関する規則を含む、複数の提案及び最終規則を発行した。さらには、2014年2月に、連邦準備理事会は、下記を含む、複数のプルデンシャル規制の強化を実施する最終規則を承認した。

- ・ **流動性管理基準の強化**：連邦準備理事会の規則は、流動性リスクを管理するプルデンシャル・ステップに重点を置いており、これは取締役会及び上級経営陣の流動性リスク管理の責任を包括的に詳述し、とりわけ、流動性ストレスシナリオの範囲について30日間の見積純現金支出及び見積損失又は既存の資金源の減損を充足するのに十分な、一定の基準を満たす資産で構成される、流動性バッファの維持を要求するものである。
- ・ **リスク管理要件の強化**：連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社、連結資産が100億ドル以上の公開銀行持株会社は、銀行持株会社の取締役会の役員で構成される、会社の取締役会に直接報告を行う専用のリスク委員会の設置を要求されており、かかる委員会は、会社の全体のリスク管理方針の検討及び承認を行う。リスク委員会は、適切な数の独立取締役及びリスク管理の専門家を少なくとも一人有することが要求され、又、会社の資本構造、リスクプロファイル、複雑性、業務、規模及びその他適切なリスク関連要因に応じた、会社全体のリスク管理枠組みの運用を監視することが要求され、規則に定める一部のガバナンス規定に服する。当社を含む当該銀行持株会社はまた、最高リスク管理責任者の任命も要求される。

連邦準備理事会が採択する最終規則は、流動性及びリスク管理に関する2011年12月の提案を大幅に組み込んでいるが、他方で、連邦準備理事会の個別の取引相手に対する信用エクスポージャー又は早期償還要件については言及していない。最終規則の規定によれば、当社は、2015年1月1日付で、流動性管理及びリスク管理に関する要件を完全に遵守することが要求されている。

2014年9月2日、OCCは、平均合計連結資産が500億ドル以上の付保国立銀行、付保連邦預金団体及び外国銀行の付保連邦支店に対するガバナンス及びリスク管理要件について規定する最終指針を発表した（OCCは、銀行の業務が非常に複雑であるか、又はその他の理由で高いリスクを示すと判断した場合は、資産が500億ドル以下の銀行にも当該指針を適用しうる。）。OCCは以前は、AEBFSBがそうであったように、平均合計資産が500億ドル以下の銀行（AEBFSBのような連邦預金団体を含む。）であっても、当該銀行とその姉妹銀行が共通の持株親会社の下、合計で500億ドル以上の平均合計連結資産を保有する場合は、一般的には当該銀行にも当該指針が適用されると指摘していた。当該指針は、付保機関はリスクをとる活動を管理及び統制するために、一般的には親会社から独立した、書面によるリスク管理枠組みを設け、これに従うべきだと規定する。当該指針はさらに、取締役会の構成、人材管理及び機関のリスク管理枠組みの監督を含む、付保機関の取締役会に関する最低基準を規定する。付保機関は、2014年11月10日から2016年5月10日までの期間中に遵守しなければならない。

ストレステスト

ドッド・フランク法の強化されたプルデンシャル要件の実施の一部として、連邦準備理事会は、一定の大手銀行持株会社が、悪化する経済状況の中、損失を負担し、事業を支えるために必要な資本を合計連結ベースで十分に有しているか否かを評価する監督及び社内で行う分析（いわゆる「ストレステスト」）に関する規則を発行した。連邦準備理事会は、自らのストレステスト規則、及び、以下の「資本計画」で述べる連結ベースの資本計画要件を適用する。

- ・ **規制当局によるストレステスト**：連邦準備理事会は、当社など、連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社に対し毎年ストレステストを行わなければならない。当該規則に従い、ストレステストは、連邦準備理事会が作り出した最低限の3つの経済・金融シナリオ（ベースライン、悪化、大幅な悪化）を使用する。また、ストレステストは、連邦準備理事会が毎年、会社に提供する方法論やデータに基づくものである。個別のストレステストの結果の概要は、連邦準備理事会により社内でのみ公表される。
- ・ **当社によるストレステスト**：当社など、連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社もまた、同様のストレステストを半期毎に行うことが要求されている。これらのテスト結果の概要は、公開の対象である。

FDIC及びOCCは、センチュリオン・バンク及びAEBFSBを含む一定の銀行組織に適用される毎年のストレステストに関する要件を実施するため、連邦準備理事会が策定した社内で行われるストレステストを管理する規制に整合する規則を発行した。センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、2015年にそれぞれのストレステストの結果を報告しなければならない。

資本計画

当社を含む合計連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社は、「資本計画」を展開・維持し、包括的資本分析（「CCAR」）のプロセスに基づき、検討用に連邦準備理事会に対して資本計画を提出することを要求される。資本計画は、少なくとも9四半期以上の「計画期間」（計画の提出前の四半期から始まる）を対象とし、下記の要素を含んでいなければならない。

- ・ 銀行持株会社の規模、複雑性、リスクプロファイル及び運営の範囲を説明し、銀行持株会社及び連邦準備理事会が展開したシナリオに照らした予想されるストレスの多い状況下の、計画期間にわたる銀行持株会社の資本の使用及び源泉の予想の査定
- ・ 資本充実度（予想されるストレスの多い状況下で、そのリスクに応じた、最低規制比率を上回る、その子会社である預金受入機関の力の源としての機能する、資金調達の安定的な利用を維持し、債権者及びその他の取引相手に対する債務を充足し、またクレジット仲介業者としての機能を継続することにより、営業を継続するために十分な、資本をどのように維持するか、を含む。）を銀行持株会社が査定する過程の詳細
- ・ 銀行持株会社の資本政策
- ・ 銀行持株会社の事業の予想される変更の説明

CCARにおいては、各銀行持株会社は、3つの監督シナリオ（少なくとも1つは銀行持株会社が展開したストレスシナリオでなければならない。）及びベースラインシナリオに基づくストレステストの結果を提出しなければならない。2015年度のプロセスのために連邦準備理事会が展開した非常に不利なストレスシナリオは、米国経済が深刻な不況を経験し、同時にその他の主要な経済における経済活動も大幅に縮小した場合に、可能性は低いですが、起こり得ると連邦準備理事会が考える結果を示すことを目的としている。

銀行持株会社の取締役会又はその指定委員会は、少なくとも年に一度、銀行持株会社の資本充実度を査定する過程の「ロバスト性」を検討し、不備の改善を約束し、また資本計画を承認することが要求される。

資本計画の検討において、連邦準備理事会は、計画の包括性、その想定及び分析の合理性、並びに銀行持株会社が資本充実度過程のロバスト性を検討する方法論及び計画期間を通して予想されるストレスの多い状況下において、最低限の規制比率を超える資本を維持できる銀行持株会社の能力を考慮する。さらに、連邦準備理事会は、銀行持株会社の資本計画プロセス及び手順の質的な検討を行う。全体的な検討及び下記に詳述される規制上の最低資本基準に基づき、連邦準備理事会は、資本計画に反対か否かを表明する。連邦準備理事会は資本計画に反対し、また、銀行持株会社に対し、その資本計画を訂正・再提出することを要求する幅広い権限を有する。銀行持株会社もまた、規則が指定する一部の事由の発生により、又は連邦準備理事会が要求したときに、資本計画を訂正・再提出する現行の要件に服する。その他の制限に加え、当社の資本配分を行う可能性（配当や自社株買戻しを含む。）は、定量的及び質的なテスト双方の下で、当社の資本計画に連邦準備理事会が反対しないかに左右される。当社が資本計画に予定する活動を実行しなかった場合、連邦理事会は同様に、当社の資本活動の可能性を制限する可能性がある。連邦準備理事会が資本計画に反対した場合、銀行持株会社は、連邦理事会が書面にて反対しないと記したものの以外の資本配分を行ってはならない。2015年1月5日、当社は連邦理事会に資本計画を提出した。

連邦準備理事会は、2015年3月11日に、資本計画に対する反対の理由を含む、CCAR 2015に参加するすべての銀行持株会社に関する判断を公表すると表明している。さらには、連邦準備理事会は、監督的な非常に不利及び不利なストレスシナリオの両方に基づく監督的なストレステストの結果を個別に公表する。公開される情報は、特に、連邦準備理事会が予測する、ストレス後の資本比率を含む、会社特有の情報及び計画期間にわたるこれらの比率の最低値を含む。

連邦準備理事会は、大手銀行持株会社の、ストレステストの結果を考慮し、資本計画活動を下方調整する能力は限定的であると指摘した。調整がなされた場合、連邦準備理事会は、従前の及び調整後の2015年の資本計画を使用したストレステストを公表する予定である。2014年10月17日に、連邦準備理事会は、資本計画及びストレステスト規則を修正する最終規則を発行した。特に、2015年4月1日より、当社の規制資本に該当する金融商品の実際の累積的四半期株式発行が、当社が提出した（連邦準備理事会から反対されなかった）資本計画に記載されたものを下回る場合、修正された規制は、一般的に、当社の四半期毎の資本配分（つまりは、配当及び株式の買戻し）を行う能力を制限する。最終規則は、付保銀行持株会社の年間ストレステスト及び資本計画サイクルのスケジュールを調整した。2016年より、参加企業は、従前の規則に基づき毎年1月5日までではなく、毎年4月5日までに連邦準備理事会に資本計画及びストレステストの結果を提出することを要求される。

配当

当社とTRS、並びにセンチュリオン・バンクとAEBFSBは、銀行法規制、規則及び監督政策により配当支払能力を制限されている。一般に、連邦銀行法と適用ある州の銀行法は、配当の支払原資が直近期間の利益の場合、またそうした配当を支払うと資本充実度基準を満たすことができなくなるおそれがある場合には、センチュリオン・バンクやAEBFSBのような預金保険の対象となっている預金受入機関が、規制当局の承認を得ずに、配当を行うことを禁止している。下記「速やかな是正措置」に記載されているとおり、FDIAは原則として、FDIC保険対象の預金受入機関が資本配分（配当の支払いを含む。）を支払う、又は持株会社に管理費用を支払うことによって資本が不足する場合は、これらの行為を禁じている。銀行子会社が持株会社に支払うことができる配当に、具体的な制限を設けているほかにも、連邦銀行規制当局は、銀行の財務状態からみて銀行業務が不安定又は不健全となるような配当を禁止する可能性がある。

当社及びTRSからの株主に対する配当の支払いは、連邦準備理事会の監視を受ける。連邦準備理事会の政策により、銀行持株会社による普通株式配当の原資は過年度に発生した普通株主に帰属する当期純利益に限るべきであり、予定利益留保がその会社の現在及び将来の予想必要額、資産内容及び全体的な財政状態に沿ったものである場合に限るとされている。さらに、銀行持株会社は、子会社である預金受入機関の資本に不当な圧力を課すような、又は銀行持株会社が銀行子会社の強固な資金供給源となる能力を損なうような配当水準を維持すべきではない。連邦準備理事会は、金融機関の財政状態からみて不安定又は不健全な慣行とみなされるおそれのある当社又はTRSによる配当を禁止することができると思われる。

当社は、連結資産が500億ドルを超える銀行持株会社であるため、その配当の支払いは、規制要件の強化に服する。当社は、上記「資本計画」の説明のとおり、連邦準備理事会への提出が要求される資本計画に、配当の支払いの予測を記載することが要求されており、資本計画の過程の一環で課せられる規制が、おそらく、当社の資本配分を行う能力（配当の支払い及び自社株買戻しを含む。）に課される主要な制限となる。さらに、当社は通常、下記のいずれかの事情において（配当が、連邦準備理事会が反対していない資本計画の一部であるか否かを問わない。）資本配分（配当の支払いを含む。）を行う前に、連邦準備理事会の事前承認を得なければならない。

- ・ 当社が、資本配分の実行後、最低規制資本比率又は5%以上のTier 1普通株式比率を充足しない場合。
- ・ 連邦準備理事会が、(i)資本配分が当社の資本又は流動性構造に重大で有害な変動をもたらす、又は(ii)当社の収益が著しく予測を下回ると判断したと当社に通知した場合。
- ・ 資本配分のドル額が、当社の承認を受けた資本計画に記載される配当の予測を超える場合。
- ・ 資本配分が、当社の資本計画の再提出を要求する事由（反対によるもの以外）の発生後、連邦準備理事会が再提出された計画について決定を下す前に、発生する場合。

リビング・ウィル

2014年12月に当社は、合衆国破産法に基づき非常に困難な事象又は重大な障害が起きた場合の迅速かつ秩序ある整理の更新計画を提出した。連邦準備理事会及びFDICが採用した規則に基づき、ドッド・フランク法の下、当社は、毎年、この計画を更新しなければならない。また、当社の事業、組織又は活動について重要な変更が生じた場合にも、この計画の更新を要求される可能性がある。こうした計画を作成・提出するにあたり当社は、合衆国破産法に従って、当社が自ら迅速かつ適切に整理することができることを示す整理計画を作成し提出する能力を考慮しなければならないため、実際問題として、こうした整理計画の作成義務は、当社の組織、活動及び事業戦略並びに当社の銀行と非銀行子会社間の取引や事業協定に対し追加の制約となり得る。連邦準備理事会及びFDICが、当社の計画を信用できないと判断し、当社が当該不備を解消できない場合、当社は、より厳しい資本、レバレッジ若しくは流動性要求、又は当社の成長、活動若しくは事業に対する規制に服し、又は最終的には秩序ある整理を可能にするため一定の資産又は事業を売却するよう要求される可能性がある。

買収及び投資

被保険者である預金受入機関の子会社を有する銀行持株会社として、当社は、当社の投資及び取得を制限する銀行法規制に服する。さらに、取得及び投資は、当社の規制当局（連邦準備理事会、OCC及びFDICを含む。）の事前の検討及び承認の対象となり得る。銀行庁は、取得及び投資案を評価する際に幅広い裁量権を有する。取得を承認するか否かを決定する際、連邦銀行規制当局は、特に、競争、財源・経営資源及び財政の安定に対する取得の影響、将来の見込み（現在及び予測の資本比率・水準を含む。）、経営能力と専門知識及び法規制を遵守しているという記録、公益、地域社会の利便性・必要性及び当社の預金受入機関子会社がCRAを遵守しているという記録、米国の銀行又は金融システムの安定性に対するリスク、並びにマネーロンダリングに対処する際の当社の有効性）を考慮する。

特に、BHC法は、銀行持株会社に対し、(1)銀行若しくは貯蓄・貸付組合の議決権株式の直接・間接所有権又は支配権を取得し、取得後にその銀行持株会社が当該機関の議決権証券（クラスを問わない。）の5%超を直接・間接に所有又は支配することになる場合、(2)銀行持株会社又はその子会社のいずれか（銀行を除く。）が、銀行若しくは貯蓄・貸付組合の資産の全部又は事実上全部を取得する場合、（銀行合併法は、銀行子会社が当該取得を行う前に、規制上の承認を得ることを要求している。）あるいは(3)銀行持株会社が別の銀行持株会社と合併又は統合する場合には、連邦準備理事会から事前に承認を得ることを要求している。

連邦準備理事会は、当社による米国外における既存投資への追加出資及び米国外の企業（外国銀行を含む。）の持分の直接・間接取得を承認しなければならない。ドッド・フランク法は、合計連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社に対し、BHC法の第4(k)条に記載され、一定の例外付で、合計連結資産を100億ドル以上有する金融活動に従事している会社（預金保険対象預金受入機関以外）の議決権株式の直接若しくは間接所有権又は支配権を獲得する前に、連邦準備理事会に書面による通知（ほとんど承認過程に等しい）を提出することを要求している。別の規定では、ドッド・フランク法はまた、金融持株会社に対し、合計連結資産が100億ドル超の非銀行会社を買収する前に連邦準備理事会の承認を得ることを要求する。

適用ある連邦・州の法律は、1つ以上の当社の規制当局への通知、又は規制当局の承認を得ることなく、当社に投資又は当社の支配株を取得する個人の能力を制限する。銀行支配権の異動に関する法律は、個人、法人又は協調して行動する個人若しくは法人の集団が、当社のような銀行持株会社の「支配権」を直接的又は間接的に取得することを禁止している。ただし、連邦準備理事会が事前に通知を受け、当該取引に異議を述べなかった場合は、その限りでない。連邦準備理事会の規制に基づき、当社の議決権株式（クラスを問わない。）の10%以上を取得しようとすることは、ほとんどの場合、当社の支配権の取得に対する反論が認められる推定になり、連邦準備理事会への事前の通知及び連邦準備理事会が反対しないことが要求される。さらに、BHC法により、いずれの個人又は会社も、当社の支配権を取得（当社の議決権証券（クラスを問わない。）またの25%以上に対する所有権若しくは支配権又は当社に対する「支配的影響」を行使する権限の取得を含む。）する前に、連邦準備理事会の承認を得る必要がある。取得者が銀行又は銀行持株会社で、その取得により銀行又は銀行持株会社が当社の議決権証券（クラスを問わない。）の発行済株式の5%超を支配することになる場合には、BHC法は、当社の議決権証券の所有権又は支配権の取得について連邦準備理事会の承認を求めている。

健全性の基盤

銀行持株会社は、法律により、その被保険者である預金受入機関子会社すべての健全性の基盤となることを要求されている。したがって、当社は、センチュリオン・バンク及びAEBFSBの健全性の基盤となること、及び両機関を支援するために資本と金融資源を投じることを要求される可能性がある。この要件がない限り、当社は、自らが支援をしないとの決断をしない限りいつでも、当該支援を要求されることがある。

銀行持株会社からその銀行子会社への資本の貸付に関し、弁済を受ける順位としては、預金と当該銀行子会社のその他の債務に劣後する。銀行持株会社が倒産した場合、銀行子会社の資本を維持する旨の銀行持株会社の連邦銀行規制当局へのいかなる誓約も、破産管財人に引き継がれ、弁済順位も承継される。

資本の充実度及び流動性

当社、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、連邦銀行規制当局の定める資本充実度に関する規則を遵守することを要求されている。これらの規則は、銀行持株会社及び銀行（総称して「銀行組織」という。）が資産の水準及び簿外の債務に照らして適切な資本を確保すること、及び、流動性のある資産を保有することに対する阻害要因を最小限に減らす確保することを意図している。

1980年後半以降、連邦銀行規制当局の資本の充実度に関する規則は、バーゼル委員会が銀行監督について合意した協定に基づいている（「バーゼル委員会」）。これらの枠組みには、バーゼル Iとして知られる1998年資本合意に基づきすべての銀行組織に適用される一般的なリスクベース資本ルール及び（2006年6月にバーゼル委員会が発行した、バーゼルIIとして知られる自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組みにおける、信用リスク向けの先進的内部格付けベース手法及び営業上のリスク向けの先進的測定手法に基づき）合計連結資産が2,500億ドル超又は100億ドル超の外国為替リスクを有する銀行組織（先進的手法機関として知られる。）に適用されるリスクベース資本ルールが含まれる。

2013年7月に、連邦銀行規制当局は、以前は銀行組織に適用されていたリスクベース資本ルールを、よりリスクに敏感になるよう実質的に変更し、バーゼル委員会が2010年12月に発表した、バーゼルIIIとして知られる、国際資本及び流動性規制を強化する最終枠組みを採択する規則（「新資本規則」）を採用した。新資本規則は、現在段階的に導入されており、資本の要素に対する一定の調整に関する移行規定に従い、2015年1月1日付ですべての銀行組織について効力が生じた。先進的手法機関である当社、及びその結果として、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、バーゼル Iのリスクウェイト資産を利用すると同時に、2014年から新資本規則の一部（具体的には、改正された資本の定義及び最低資本比率基準）への遵守が要求された。

当社の資本比率に関する情報については、本書第一部 第3 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「連結流動性及び資本の源泉」を参照。

新資本規則

新資本規則の下、新たな最低資本基準及びバッファー要件が設けられ、2019年までに完全に導入される。具体的に、銀行組織は、普通株式Tier 1 (CET1)、Tier 1及び合計資本対リスクウェイト資産について最低比率を維持することが要求される。さらには、すべての銀行組織は、依然としてTier 1資本対合計調整済四半期平均資産（規制目的のための定義による。）の最低レバレッジ比率に服している。先進的なアプローチをとる機関は、補完的なレバレッジ比率にも服する。これらの比率を算出する便宜上、銀行組織の資本は下記のとおり分類される。

- ・ **普通株式Tier 1資本**： CET1は、普通株式、留保利益及び連結子会社のCET1における限定された額の少数株主持分を含む。
- ・ **追加的なTier 1資本**： 追加的なTier 1資本は、非累積的永久優先株及び連結子会社の追加的Tier 1資本証券における限定された額の少数株主持分（いずれの場合も新資本規則の具体的な要求に服す。）を含む。

- ・ **Tier 2資本：** Tier 2資本は、一定の劣後債務、累積的又は強制償還日がある優先株式及び連結子会社のTier 2資本における限定された額の少数株主持分並びに貸付及びリースによる損失の引当金の一部（いずれの場合も新資本規則の具体的な要求に服す。）を含む。

新資本規則は、CET1からの一定の資産（将来の課税所得によって決まる繰延税金資産、住宅ローン貸付管理権、金融機関に対する投資及び年金資産）を控除すること及び累積OCIを資本に含むことを要求する。のれん及びほとんどの無形固定資産はCET1からすべて控除されることが要求される。

銀行組織の資産並びに当該銀行機関の指定されたオフバランス・シートの義務及び債務は、要求されるリスクベース比率を計算するためにさまざまなリスク区分に割り当てられる。新資本規則は、資本比率の分母におけるリスクウェイト資産の計算に使用される過去のリスクウェイト区分を修正し、バーゼル IIIの広範囲な種類のリスクウェイト区分によって置き換えられる。基準的手法の現在のリスクウェイトは、一般的に、規制当局の過去のバーゼル Iに基づく一般リスクベース資本指針において、0%から100%のリスクウェイトに比べ0%から1,250%に及ぶ。より高いリスクウェイトは、一定の証券化エクスポージャー、エクイティエクスポージャー、証券会社への請求及びOTCデリバティブの相手方当事者へのエクスポージャーを含む、さまざまなエクスポージャーに適用される。さらには、先進なアプローチをとる銀行組織は、一般的に適用される基準的及び先進的なアプローチの双方に基づき、リスクベース資本比率を計算し、低い方の資本比率を利用して最低リスクベース資本要件を満たすか否かを判断する。新資本規則のうち基準的アプローチを実施する部分は、2015年1月1日付で効力が発生した。2014年度中、当社は、平行して、バーゼル Iに基づく資本枠組み（一定の項目のために調整済み。）及び先進的なアプローチをとる機関向けの要件の下計算される双方のリスクウェイト資産を利用して、連邦銀行規制当局に対し資本充実度比率の報告を開始した。平行期間は、規制当局が平行する報告の終了を許可するまで継続する（この時点で、当社は、新資本規則における先進的及び基準的アプローチのいずれかの高い方で計算されたリスクウェイト試算を利用し、資本比率を公的に報告する予定である。）。

2014年中、新資本規則が段階的に導入されている中、当社、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBはそれぞれ、CET1、Tier 1資本（すなわち、CET1と追加的なTier 1資本）並びに合計資本（すなわち、Tier 1資本とTier 2資本）の比率を、それぞれ、最低4.0%、5.5%及び8.0%で維持するよう要求された。2015年1月1日付で、当社、TRS、センチュリオン・バンク及びAEBFSBはそれぞれ、資本保全バッファ又は下記に詳述する反循環的な資本バッファに関係なく、Tier 1資本及び合計資本比率を、それぞれ、4.5%、6.0%及び8.0%で維持するよう要求された。

新資本規則は、最低リスクウェイト資産比率に加えて、すべてCET1から構成された2.5%の資本保全バッファをも実施する。結果として、CET1、Tier 1資本及び合計資本比率の最低比率は、完全に導入されれば、事実上、7.0%、8.5%及び10.5%となる。資本保全バッファの実施は、2016年1月1日に0.625%の水準で開始し、2019年1月1日に完全に実施されるまで、毎年同じ増加率で増加する。さらには、当社のような先進的なアプローチをとる機関向けの要求される最低CET1、Tier 1資本及び合計資本比率は、すべてCET1から構成された反循環的な資本バッファによって2.5%まで増加させることができる（当該バッファは、連邦銀行規制当局が、過剰に拡大性のある期間に伴う無秩序な景気後退から銀行システムを保護するために当該バッファが必要であると判断した場合には請求することができる。）。結果として、完全に導入されれば、反循環的な資本バッファ及び資本保全バッファによって、最小有効のCET1、Tier 1資本及び合計資本が9.5%、11.0%及び13.0%となる可能性がある。

CET1、Tier 1資本及びリスクウェイト資産に対する合計資本の比率が最低限を上回っているが、資本保全バッファを下回っている（又は資本保全バッファと反循環的な資本バッファの組合せを、後者が適用される場合に下回っている）銀行組織は、配当、資本証券の買戻し及び償還並びに役員報酬といった任意分配に対する制限に直面する。

監督上の問題として、連邦銀行規制当局は、ほとんどの銀行持株会社（特に当社のような大手銀行持株会社）が、銀行持株会社とその預金機関子会社が最低でも「資本が十分」とされる程度の規制上の資本比率を維持することを期待している。当該規則はまた、内部成長を遂げている又は買収を実行している銀行持株会社が、無形固定資産に大きく依存しなくても、最低監督水準を大幅に上回る資本ポジションを維持することを期待されていることを定めている。最近の金融危機後、連邦銀行規制当局は、より大規模な銀行持株会社において資本が十分とされる基準をかなり上回る資本比率を維持するよう奨励している。さらに、連邦準備理事会は、普通株式持分をTier 1資本の「主体となる」要素にするとの規制上の要件をさらに重視している。さらに、連邦準備理事会は、業務拡大又は新規活動について評価する際に、「実質Tier 1資本レバレッジ比率」（すべての無形固定資産を差し引いたもの）とその他の資本基盤の指標を検討すると明言している。

2012年10月に、バーゼル委員会は、国内経済に重大な影響を及ぼし得る一定の銀行（いわゆる「国内のシステム上重要な銀行」又は「D-SIB」）に対し、CET1課徴金を課す最終規則を発令した。かかる枠組みは、連邦銀行規制当局が、銀行がD-SIBであるか否かを評価し、D-SIBが要求する資本の保有額を決定し、及び／又はD-SIBがその他の政策手段に服すべきか否かを判断する最低限の指針を定める。しかし、新資本規則は、当社のようにグローバルなシステム（又は「G-SIB」）に指定されていない銀行組織がD-SIB課徴金の対象となるか否か、又はどの程度対象となるかを示していない。D-SIB枠組みが既存のG-SIB枠組みを補完するといったバーゼル委員会の表明目的に従い、2016年1月の初めから、D-SIB課徴金はG-SIB課徴金と共に実施される。米国の規則はD-SIBに対する課徴金（又は銀行組織をD-SIBとして指定するために米国の連邦銀行規制当局が使用する特定の方法）について言及していないが、連邦銀行規制当局は、過去に、バーゼル委員会の課徴金案に従い、合計連結資産が500億ドル以上の機関（又は当該機関の一部）に対する資本課徴金を検討していると述べたことがある。

レバレッジ要件

銀行組織も最低レバレッジ比率要件に遵守することを要求されている。レバレッジ比率は、銀行組織のTier 1資本に対する合計調整済み四半期平均資産（規制目的のために定義される。）の比率である。銀行組織はすべて、2015年1月1日付で4.0%以上のレバレッジ比率を維持することを要求されている。

新資本規則は、バーゼルIII枠組みに従い、当社のような先進的手法銀行金向けの補完的レバレッジ比率要件を定める。補完的レバレッジ比率は、貸借対照表上の取引リスク及び特定のオフバランス・シート取引リスクの両方を含む広義のレバレッジエクスポージャーに対するTier 1資本の比率である。新資本規則は、先進的手法機関向けの3.0%の最低補完的レバレッジ比率を要求し、連邦銀行規制当局への報告は2015年1月1日に開始し、2018年1月1日に完全な実施及び遵守が要求される。

流動性規制

流動性リスク管理及び監督は、金融危機以来重要性が増してきた。2014年中、連邦銀行規制当局は、一定の米国の銀行組織に対しバーゼルⅢ流動性枠組みに規定される2つの基準のうち1つ（銀行事業体が、規制当局が指定する重大な流動性ストレスシナリオのもとで、30日の計画対象期間中に現金に換えることのできる、適切な水準の処分上の制約を受けない高品質の流動資産を維持していることを確認するよう策定されている、流動性カバレッジ比率（「LCR」））を実施する最終規則を採択した。会社の上質な流動性資産に対する予想純アウトフローは、その会社のLCRである。最も包括的な形態のLCR要件は、当社のような先進的アプローチをとる銀行組織並びにAEBFSB及びセンチュリオン・バンクのような100億ドル以上の合計連結資産を有する当該組織の預金機関子会社のみに適用される。連邦銀行規制当局のLCR規則の下、付保銀行機関は、LCR要件に予定より早く遵守しなければならない（2015年1月1日から80%以上、2016年1月1日までは90%以上、2017年1月1日には100%を維持しなければならない。）。当社は、2015年1月31日より毎月、2016年7月1日より毎日LCRを算定及び報告することを要求されている。当社、AEBFSB及びセンチュリオン・バンクは、導入中及び完全に導入されたLCR規則の要件を満たさなければならない。

バーゼルⅢ枠組みは、より中長期の資産調達と銀行事業体の活動を1年間の計画対象期間にわたり促すよう策定されている安定調達比率（「NSFR」）という2つ目の基準をも含んでいる。これらの要件は、銀行事業体が、資産構成要素として現金、米国財務省証券とその他の国家債務の保有を増加させ、調達源として長期債務の使用を増加させることを奨励する。連邦銀行規制当局は、米国の銀行期間向けのNSFR流動性枠組みを施行する規則をまだ提案していないため、当社が従うことになるであろう最終要件はまだ判明していない。バーゼル委員会は、2014年10月31日に、NSFRが、2018年1月1日までに最低基準として実施されると予期する最終NSFRを公表した。バーゼル委員会の最終NSFR書面は、NSFRは最終LCR書面と同様に、国際的に活動している銀行に適用されると規定している。

連邦準備理事会の合計連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社のプルデンシャル規制強化案もまた、前述の「大手銀行持株会社のプルデンシャル規制の強化」で説明した流動性基準の強化に含まれる。

速やかな是正措置

FDIAは主に、連邦銀行規制当局に対し、FDICの預金保険の対象となっている（センチュリオン・バンクやAEBFSB等）にもかかわらず、最低資本比率を満たしていない預金受入機関について速やかに是正措置を講じるよう要求している。FDICは、資本について、「資本が十分である」、「資本が充実している」、「資本が不足している」、「資本が著しく不足している」、「資本が危機的に不足している」の5段階で表示している。預金受入機関の資本状態がどの段階とされるかは、その資本水準が、関連するさまざまな資本基準のほか、規制に定めるその他の要素と比較してどのようなものかにより異なる。銀行は、検査による評価が不満足なものである場合には、実際の資本ポジションにより示されるより低い資本区分にあるとみなされることがある。ある金融機関の「資本が不足している」とされると、FDIAは、当該金融機関が区分されている資本カテゴリーによって、営業、経営、資本配分に対し段階的により制限的な制約を課す。資本が十分でない預金受入機関はまた、譲渡性預金口座登録業務預金を含むブローカー預金の受入れについて制限に服することになる。当社の米国内のリテール預金残高の大部分は、外部経路から調達されており、当該預金は、銀行規制においてはブローカー預金とみなされている。当社の預金プログラムの説明については、前記「米国カード・サービス—個人向け・経営者／個人事業主向けサービス」の「預金プログラム」及び本書第一部 第3章 7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「預金プログラム」を参照。

FDIAは一般に、FDICの預金保険の対象となっている預金受入機関が、その後資本不足とみなされるおそれが生じた場合には、資本配当（配当金の支払いを含む。）又は持株会社への運用報酬の支払いを禁止される。資本不足とされる預金受入機関は、連邦準備理事会からの借入制限と業務拡大制限に服し、資本回復計画の提出を要求される。資本回復計画が受け入れられるには、持株会社は、資本不足となった時点における預金受入機関の資産の5%と、計画を遵守できなくなった時点の資本不足額のいずれか少ない方に相当する額を上限として、資本計画を保証しなければならない。持株会社が破産した場合、その保証は、一般無担保債権者の債権に優先することになると思われる。預金受入機関が同意の得られる計画を提出できなかった場合には、資本が著しく不足しているに準ずるものとみなされる。

資本が著しく不足している預金受入機関は、資本が十分となるよう議決権株式の売却命令、資本合計を減らす要求、提携先銀行からの預金受入の中止を含む多くの要求や制限に服することになる場合がある。資本が危機的に不足している預金受入機関には、管財人又は保全人が任命される。

早期改善体制

ドッド・フランク法は、当社を含む連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社の「早期改善」体制の設立を要求している。2012年1月、連邦準備理事会は、FDIAにより被保険対象の預金受入機関に現在適用されている早期改善措置体制に一部基づく、早期改善体制案を含む規則制定案の通知を公表した。規則案は、資本及びレバレッジ、ストレステスト要件、リスク管理、流動性及び公に入手可能な市場データに基づく「将来的な」誘因を利用する。これらの規則はまだ最終ではないため、当社に対するその最終的な影響は確定していない。

センチュリオン・バンク又はAEBFSBとそれらのそれぞれの関連会社との間の取引

センチュリオン・バンクとAEBFSB及びそれらの関連会社（当社、TRS及びそれらの非銀行子会社を含む。）との間の一部の取引（センチュリオン・バンクとAEBFSBからの貸付及び与信を含む。）は、定量・定性制限、担保必要額、並びに法令及び連邦準備理事会の規制により課されるその他の制約に服している。これらの制約対象となる取引は一般に、独立企業間の取引条件により行うことを要求される。これらの制約は、預金受入機関とその子会社の間の取引には一般に適用されない。

FDIC保険料

センチュリオン・バンクとAEBFSBは、預金を受け入れており、それらの預金は、所定の限度額の範囲内でFDICの預金保険の対象となっている。FDICの預金保険金（「預金保険金」）は、預金保険対象預金受入機関に対する保険料で賄われる。

各機関の保険料は、保険料期間中の預金保険対象預金受入機関の平均有形株主資本を差し引いた平均連結合計資産に関する基準保険料（「保険料基準」）に基づいている。センチュリオン・バンクとAEBFSB等の大手預金受入機関に適用される保険料率は、預金保険対象預金受入機関の、(1)長期無担保債務の保険料基準に対する割合、(2)別の預金保険対象預金受入機関が発行する長期無担保債務の保険料基準に対する割合及び(3)保険料基準に対するブローカー預金の割合に基づき調整される。保険料基準に対するブローカー預金の調整は、機関の資本が十分で、CAMELS総合評定で1又は2を有する限り、適用されていない。ルールは、FDICに対して、追加で任意の保険料率調整を課すことを許可している。

ドッド・フランク法は、FDICに対して、預金保険金の支払準備率を2020年9月30日までに推定保険対象預金の最低1.35%に維持することを要求している。2010年12月20日、FDICは、準備率の増加を2%とする最終ルールを公表した。当該ルールは、準備率の増加を表し、当該増加によりセンチュリオン・バンク及びAEBFSBの費用が増加する。加えて、ドッド・フランク法は、預金保険金の規模に関する上限（保険対象預金の1.5%）を排除し、FDICの裁量により、預金保険金から配当を支払った。

FDIAに基づき、FDICは、不安定で不健全な業務に従事している、事業を継続するには不安定又は不健全な状態にある、又は適用法、規制、規則、FDICから課せられた命令又は条件に違反したと認定した場合には、預金保険を解除することがある。当社は、被保険者である当社の預金受入機関子会社のいずれにおいても、預金保険の解除に至るおそれのある業務、状態又は違反がどのようなものか承知していない。

預金保険対象預金受入機関の破綻時におけるFDICの権限

FDICは、センチュリオン・バンク又はAEBFSBなどの預金保険対象預金受入機関の破綻又はその他の事由により保人又は管財人に任命された場合には、(1)預金受入機関の債権者の承認を得なくても、預金受入機関の資産・負債の一部を新たな債務者に譲渡する、(2)預金受入機関の契約条項のその条件通りに履行する、又は(3)預金受入機関が当事者であり、その履行が負担になるとFDICが判断し、それを否認又は拒絶することが預金受入機関の適正な管理を促進するとFDICが判断する契約を否認又は拒絶する、権限を有する。

さらに、連邦法に基づき、米国預金債務の所有者の債権と、預金保険対象預金受入機関の管財人の管理費用に対する債権については、管財人による清算又はその他の解散時において、当該機関の他の一般無担保債権者の債権（預金受入機関の預金債権保有者と米国外拠点の預金者の債権を含む。）が優先される。そのため、FDICが、一般社債権者が保有する債務を拒絶しようとしたか否かにかかわらず、一般社債権者と米国外拠点の預金者が受取ることができる金額があるとしても、当該預金受入機関の米国内拠点の預金者よりも大幅に低くなる可能性がある。

ドッド・フランク法に基づく整然清算権限

ドッド・フランク法により、銀行持株会社を含む体系的に重要な非銀行金融会社の整理体制である整然清算権限（「OLA」）が新設され、これに基づき財務長官は、会社が債務不履行の危機に晒され、米国の金融安定性に対しシステムミック・リスクが提示された場合に、当該会社を清算する管財人としてFDICを任命できる。財務長官によるこの決定は、連邦準備理事会及びFDICによる圧倒的多数の推薦と、財務長官による米国大統領との相談後及び一定の条件が満たされた後に行われなければならない。OLAは、FDICの預金受入機関の整理モデル（FDICに管財人として非常に広範な権利を与えることを含む。）に類似している。OLAに基づく債権者の権利は、FDIC体制から、OLAと米国破産法に基づく取扱いの相違を軽減させるために変更されたが、これら二つの体制の間では大きな差異がある（FDICの、限定された状況において債権者の厳格な優先性を放棄する権利（破産手続において司法手続きを利用するのに対して）債権者の請求を決定するために行政の請求手続きを利用すること及び請求を「橋渡し」会社に移転させるFDICの権利を含む）。前述の「金融持株会社としての地位と活動」の「リビング・ウィル」に記載されているとおり、OLAは当社の整理計画とは切り離されている。

ドッド・フランク法は、OLAの清算手続きにおいて、破産管財人又は関連「橋渡し」会社に流動性を提供することができる整然清算基金を設置した。整然清算基金は、米国財務省からの借入金を通じて資金供給され、経営破綻した金融会社の資産によって払い戻され、必要な場合、リスクベース評価が、まず、第7章の清算で受領した額よりもOLA手続きで受領する額が多い事業体に対して、その超過額の範囲で行われ、次に、当社のような合計連結資産が500億ドル以上の銀行持株会社とその他一部の非銀行金融会社に対して行われる。整然清算が引き起こされた場合、当社は、整然清算基金の評価に直面する可能性がある。かかる将来の評価の水準を判断することは不可能である。

FDICは、OLAの下、「シングル・ポイント・オブ・エントリー」又は「SPOE」戦略として知られる戦略を立てた。当該戦略の下、FDICは、破綻した金融持株会社の資産（その運営子会社の持分を含む。）及び（可能性として）非常に限られた負債を「橋渡し」持株会社に移転することによって当該破綻した金融持株会社を清算、破綻した金融持株会社の資源を利用して運営子会社の資本構成を変更、並びに橋渡し持株会社から設立される1つ又は複数の新しい金融会社の証券を譲渡することによって破綻した金融持株会社の無担保債権者及びその他の破綻管財人の管理下にある要求者の請求に応じる。本戦略の下、破綻した金融持株会社の経営陣は交代させられ、破綻した金融持株会社の株主及び債権者が破綻による損失を負担する。FDICは、2013年12月にSPOE戦略の要素のいくつかを記載した通知を発表し、本戦略をさらに進展させるためパブリック・コメントを募集した。

相互保証条項

1989年金融機関改革・救済・執行法（「FIRRAE」）の「相互保証」規定に基づき、センチュリオン・バンクやAEBFSBのような預金保険対象預金受入機関は、共通の支配下にある預金保険対象預金受入機関の債務不履行又はそうした機関へのFDICの支援に関連してFDICが負担した、又は負担すると合理的に予想される損失についてFDICに対し責任を負うことがある。センチュリオン・バンクとAEBFSBは、共通の支配下（FIRRAEの相互保証規定の定義による。）にある。

コミュニティ再投資法

センチュリオン・バンクとAEBFSBは、CRA（現地コミュニティ（低・中所得層の多い地域を含む。）の与信ニーズに対応するために、機関の安全かつ健全な運営に矛盾しない、差別是正の継続的な義務を預金機関に課す。）に服している。CRAは、機関の主な連邦規制当局に対し、検査過程の一環として、CRAに基づく義務への対応に関し機関の記録を査定し、また、そうした査定を合併・買収計画案及び支店の開設又は移転の申請を評価する際に考慮することを要求している。AEBFSBは、CRAの遵守について2012年第3四半期にOCCによる調査を受け、CRA格付けで「可」の評価を受けた。センチュリオン・バンクは2013年第4四半期中にFDICによる調査を受け、直近の調査において「可」の評価を受けた。

銀行又は銀行持株会社の買収承認を申請している当社及びTRSのような銀行持株会社については、連邦準備理事会は、申請内容の検討に際し、申請者である銀行持株会社の子会社である各預金受入機関の記録を査定する。さらに、前述のとおり、当社の米国子会社である預金受入機関がCRAの十分な評価を受けることができない場合には、金融持株会社の権限に依存した業務に従事する当社とTRSの能力が制約を受けるおそれがある。

個人情報及びデータ保護

当社は、適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティへの遵守の枠組みを規定し、顧客の個人情報に関する高まる期待を満たし、事業革新及び成長を可能とする方針を定め、これを維持し続けている。

当社は、個々のニーズに応じた商品やサービスを開発・提供するために、当社の顧客に関する情報を利用している。顧客は、こうした情報の当社による利用・開示方法を選択する機会を付与されており、適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法に基づき顧客情報の安全管理対策について顧客に通知している。

個人情報の取扱い、データ保護及び情報セキュリティに対する規制・立法措置並びにマスコミ及び世論の関心は世界的に拡大しつつあり、急速かつ広範な個人情報の収集、流布や利用に関するテクノロジーの発展（モバイル機器を含む。）、インターネットの広範な利用、モバイルコマース及びソーシャル・ネットワーキングの利用の拡大と同時にそれに伴う懸念、及び大々的に報じられているセキュリティの侵害やサイバーセキュリティ事件が拡大を加速させている。当社の規制検査官を含む規制当局は、当社の個人情報、データ保護及び情報セキュリティに関する方針・慣行（アクセス制御に関するものを含む。）が、消費者へ当社のデータ収集と使用・共有及び／又はセキュリティ慣行を報告し、必要であれば、消費者の情報の使用法及び共有法について消費者に選択肢を与え、適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティに従い消費者の個人情報を保護するのに十分であることを確保することにますます重点を置いている。

米国では、当社の特定の事業はグラム・リーチ・ブライリー法（「GLBA」）及びその施行規則及び指針に服する。GLBAは、とりわけ、金融機関が消費者の非公開な個人情報を無関係の第三者に開示する権利に対し一定の制限を課し、金融機関によるデータ収集、共有及びセキュリティ慣行について金融機関が消費者に対し一定の開示を行うことを要求し、金融機関が無関係の第三者に個人情報を開示することを（一定の例外付で）「拒否」する顧客の権利を認め、金融機関の規模や複雑性、金融機関の活動の性質や範囲並びに金融機関が処理する消費者情報の機密性に応じた保護を含む、書面による包括的な情報セキュリティプログラムを実施し、維持することを要求する。GLBAは消費者の個人情報をより強力に保護する州法に優先するものではない。複数の州は、一定の適用される可能性がある金融情報保護法（カリフォルニア州で施行された法等）；情報セキュリティ及び／又は情報処理要件（マサチューセッツ州とネバダ州で適用される可能性のある要件を含む）；インターネット上での個人情報保護法（カリフォルニア州で施行された法等）；並びに一定の情報の種類の機密性に関する法律（一定の健康関連情報及び／又はソーシャル・セキュリティ番号を支配する法等。これらについては適用される可能性のある連邦法、規則、規制及び／又は指針も存在する。）を含む、個人情報及び／又は情報セキュリティに関する法律、規則及び／又は規制を採択した。これら要件の一部は当社の従業員及び／又は契約者並びに顧客に適用される可能性もある。

さまざまな連邦銀行規制当局、47の州、コロンビア特別区、プエルトリコ及びバージン諸島が、データ・セキュリティ侵害が発生した場合には一部の状況においてさまざまなレベルの消費者、規制当局及び／又は法執行機関に届出を求めるセキュリティ侵害の届出要件に関する法規制を施行した。情報侵害の届出に関する法律もまた、当社が営業を行っている世界の他の地域（ドイツ、日本、メキシコ、韓国及び台湾を含む。）でもさらに拡大している。情報の侵害が起きた場合の届出義務がまだ課されていない多くの国でも、規制当局は、自発的な侵害の届出を推進するために情報保護当局が多額の制裁金や料金を課すおそれを強調している。

当社は、当社が営業しているその他の国（EU、オーストラリア、カナダ、日本、香港、メキシコ及びシンガポールを含む。）の一定の個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法に服す。

欧州では、1995年から施行された欧州指令95/46/EC（一般に「情報保護指令」と呼ばれている。）が、個人情報の処理及びそのような情報の自由移動に関する個人情報の保護について規定する。情報保護指令は、特に個人情報の管理者及び／又は処理業者に対し個人情報の保護に必要な技術対策と組織的な対策を講じることを義務づける。欧州指令2002/58/EC（一般に「e-プライバシー指令」）が、個人情報の処理及び電子通信セクターにおけるプライバシーの保護に関する要件を規定する。e-プライバシー指令は、とりわけ、未承諾のマーケティング・コミュニケーションの送付並びにネット利用者に関するデータの収集や利用に関する新たな規制を設定した。欧州及びその他地域におけるデータ保護法の遵守は、当社に、より高度な技術と管理費用及びその他の費用の増額をもたらし、当社のクローズド・ループ・データを利用する能力を制限する可能性がある。

委員会は、2012年1月に、EUデータ保護指令（95/46/EC）の代わりとなるデータ保護枠組みの規則の草案文書を公表した。EU法の制定準備は現在も進行しているが、成立した場合、新規則は、当社のような加盟国の住民の個人データの収集及び／又は処理を行う当事者に影響を与え、その結果追加の遵守義務や費用が生じ得る。）を含む文書の草案を配布した。一般データ保護規制の草案は、特に、データ侵害の速やかな通知の要件（一部の状況においては、データ対象者及び監督当局に対して）を提案しており、セクター全般・EUにわたり均等に適用され、また規制要件案を遵守しない場合はかなりの罰金を課すことを提案している。

2012年11月、当社の欧州経済地域から収集した個人情報世界のアメリカン・エクスプレスのグループ会社に移行させることに関する拘束力のある企業規則（「BCR」）は、英国のデータ保護規制当局によって承認された。当該承認は2013年1月28日より有効である。これは、英国の規制当局及びその他の欧州国家のデータ保護規制当局間の協議プロセス後、当社は、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン及びオランダでBCRについて欧州経済地域の規制当局から正式な承認を取得した。

2014年7月1日に、カナダの反スパム法（「CASL」）の一部が施行された。CASLは、米国及びその他の国の反スパム法と比べ、広範囲である。さらには、CASLは域外適用され、カナダ国外の送信者にも適用される。CASL及びその他のカナダのプライバシー法の遵守は当社の費用を増加させるか、又は運用面の変更を強いる可能性がある。

近年では、国内のデータ処理法及び／又は国民の個人データを国内で保管するよう求める法律を検討する国が見受けられる。このような法律が一件ロシアで可決され、現時点での遵守の期限は2015年9月1日である。ロシア及び他国でのこのような法律の遵守は、より高度な技術、管理及びその他の費用をもたらし、当社のクローズド・ループ・データの利用を最適化する能力を制限する可能性がある。

当社は、適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法や社内方針に従い、当社に委託された情報を保護するために個人情報の盗難やその他の不正行為の防止等の努力を続ける一方、当社の目標達成のために適切な方法で個人情報を収集及び利用することに努める。当社はまた、当社の従業員、提携先、サービス提供者の顧客及び従業員データへのアクセス水準を評価するための措置も行っている。

公正信用報告

FCRAは、消費者信用調査機関による消費者信用情報の開示と銀行や企業による消費者信用調査情報の利用を規制している。とりわけ、FCRAは、当社顧客の特定の個人の財務情報及び信用度情報の、関連会社との共有と関連会社の使用に関して、（限定的な例外はあるが）制約を加えている。

FCRAは、2003年に制定されたFACT法により大幅に改正された。FACT法は、一定の例外を除き、関連会社から個人情報の提供を受けた会社が、当該個人に対しその情報が当該会社の商品の同人への販売に利用されることを拒否することを認めるよう要求している。2007年には、連邦銀行規制当局は、FACT法の関連会社によるマーケティング規定を実施する最終ルールを公表した。これらの機関による監視の対象となる会社は、2008年10月1日までに同ルールを遵守することを要求されていた。当社は、当社の顧客が、当社と関連会社による共有やマーケティングに加わらないことができるさまざまな仕組みを実施しており、適用法、規則及び規制や顧客満足体験の遵守を確保するこれらの仕組みの検討と強化を続けている。

FACT法はさらに、個人情報盗難事故の防止又は減少と消費者信用調査情報の精度を高めることを目的とする規定を追加する修正をFCRAに加えた。連邦銀行規制当局と連邦取引委員会（「FTC」）は、2007年に、金融機関に対し、本人確認情報の窃盗行為が起きる可能性が高い場合には、そうしたリスクに対処し、勘定を特定するために合理的な方針と手続きを含むプログラムを実施するよう要求する最終ルールを公表した。連邦銀行規制当局による監視の対象となる会社は、2008年11月1日までにルールを遵守することを要求されていたが、FTCは、議会による立法の検討により法律の範囲内となる企業の規模及び施行規則が明確になるのを待ち、規則の施行を2010年12月31日まで停止した。2010年12月18日、大統領は2010年レッド・フラッグ・プログラム・クラリフィケーション法に調印し法律として成立させた。当社の内部方針・基準のほか、企業規模のデータ保護、情報セキュリティ及び不正行為防止プログラムは、新たな個人情報盗難防止要件を遵守するために策定されている。

FACT法はまた、消費者信用調査機関と消費者信用調査情報を提供又は利用する事業体の双方に義務を課している。たとえば、情報提供者は、個人情報の盗難による情報開示を防止するための措置を講じる義務を負う。また、個人が消費者信用調査機関に提供された情報が正確ではないと争う場合、その情報の提供者は、調査を実行し、適時に対処しなければならない。連邦銀行規制当局とFTCは、情報の提供者が消費者信用調査機関に提供された情報の正確性に関する争いについて調査を行うことを要求されるおそれのある状況を特定する規則を公表した。FACT法はさらに、消費者信用調査情報を利用している与信機関に対し、借手に当該機関が他の大半の顧客に提供している条件に比べて「著しく不利でない」条件で信用を供与することを決定する際に、その条件は消費者信用調査情報に基づくものであること、及び借手には消費者信用調査機関から信用調査報告書の写しを無償で入手する権利があることの通知を義務づけている。その場合、借手は、消費者信用調査機関から報告書の写しを無料で受領することができる。連邦銀行規制当局とFTCは、「リスクベース金利」の通知が利用者に交付されなければならない状況と、そうした通知の内容、形式及び交付時期について具体的に定めた規則を公表した。ドッド・フランク法は、2011年から、「リスクベース金利」通知と別途FCRAが要求する不利益措置通知に対して、クレジットスコアに関する一部の情報の追加を要求している。与信申込書の事前審査消費者信用報告情報を用いて与信を行う業者はさらに、消費者が新たに事前審査の対象となる与信を受けることを断る権利を有している旨を通知しなければならない。FACT法の制定とFACT法の実施規則は、当社の事業又は実務に重要な影響を及ぼすとは予想されない。

CARD法

当社は、2009年に成立したCARD法として知られる法律の規定に服している。CARD法及びCARD法を実施する規制は、クレジットカード請求、金利決定、開示及びその他の慣行並びに商品券、小売店のギフトカード及び主に個人使用向けの汎用プリペイドカードを規制している。

請求及び支払いについて、CARD法は、発行会社が、支払期日の少なくとも21日前までに消費者に対し最低限の支払額を示す定期の明細書が送付されることを確保するために策定された合理的な手続きを採択している場合を除き、発行会社が目的の如何を問わずいかなる支払いをも遅延とみなすことを禁止している（過料利息率や延滞手数料の課金を含む。）。発行会社は、要求された最低限の弁済の残額について、まず年率（「APR」）が最も高い残高に当該残額を充当し、その後、その次に高いAPRを持つ残高に充当することが要求されている。

料率の設定についてCARD法は、販促キャンペーン金利の適用期間が満了した場合、変動金利を調整する場合、又は、勘定に60日以上延滞が生じているなどの列挙された特定の事情がある場合を除き、未払残高に対するAPRを、発行会社が引き上げることを禁止している。カード発行会社は、一般的に、クレジットカードの将来における使用に適用されるAPR又は年会費を、勘定が開設されてから当初1年以内に引き上げることはできないし、1年経過後も、ケースに応じた事前通知をもってのみ引き上げることができる。発行会社がAPRを引き上げた場合、CARD法は、発行会社に対し、APRの引き上げについて定期的に再評価を行い、引下げが適切かどうかを判断するよう求めている。

開示について、CARD法は、発行会社に対して一般的に、定期の明細書において一定の返金（各請求サイクルにおいて要求される最低限の支払いのみを行うことによって残高を完済する場合に、利息費用を含む、顧客の合計費用）に関する開示を行うことを要求している。発行会社は、勘定の規定について「重大」な変更（たとえば、APR又は遅延損害金の引き上げなど）を行う45日前に事前通知を行うことを義務づけられている。

その他CARD法の重要な規定は、勘定に関する各種の違反にかかるそれぞれの損害金の金額が、当該違反に対して「合理的で見合っている」こと、発行会社は、勘定の規定に基づき要求される最低限の支払いを行う顧客の能力を検討することなくクレジットカード勘定を開設又はクレジットラインを引き上げてはいけないこと、並びに、発行会社は定期的にCFPBに対し、公開サイトに掲載するためにカード勘定規定を提供することなどを定めている。

CARD法は、商品券、小売店のギフトカード及び主に個人、家族又は家庭使用向けに発行された汎用プリペイドカード（一定の除外及び例外に服す。）について、一定の規制を課す。CARD法は、1年間取引がなかった場合にのみその後、商品券、小売店のギフトカード及び汎用プリペイドカードの休止手数料、休眠手数料又はサービス手数料を課すことを許容している。加えて、規則は、ギフトカードについては、資金の使用期限がカードが発行された日から5年未満であるもの、小売店ギフトカード又は汎用プリペイドカードについては、資金が最後に読み込まれた日から5年未満であるものについて、販売・発行を禁じている。規則はまた、適用ある期限の5年以上前に、顧客が券又はカードを購入できる合理的な機会を与えることを目的とする政策や手続きの実施も要求している。規則は、原資金が有効である限り、期限切れの券やカードの交換や、残高の返金に対して手数料を課すことを禁じている（紛失・盗難カードは除く。）。また、CARD法は、休止手数料、休眠手数料又はサービス手数料以外の手数料について追加の開示を要求している。

マネーロンダリング対策の遵守状況

アメリカン・エクスプレスは、米国に本社を置いている金融会社であり、またグローバルなプレゼンスを有しているため、かなり多くのAMLに関する法規制に服している。米国では、AMLに関する要件の大部分は、銀行秘密法（パトリオット法による改正を含む。）に由来している。欧州では、AMLに関する要件の大部分は、第3回欧州連合マネーロンダリング指令（及び先行の欧州連合マネーロンダリング指令）を現地の法規制に国が置き換えた結果である。当社は、2015年に第4回欧州連合マネーロンダリング指令が可決されると予測しており、これにより新たなAMLに関する要件が追加される可能性がある。さらに、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ及びメキシコなどその他多数の国も、新たな又は強化されたAMLに関する法律を制定又は提案しており、またアメリカン・エクスプレスに適用されるAMLに関する規制の改正を公布している。

これらの法規制の基礎となるのは、金融システムが不法な利益を隠匿する犯罪者により利用されることを防ぎ、テロリストによるテロ活動支援資金の利用や移転を阻止しようとする各政府の取組みである。特に、これらの法規制は、金融機関に対し、特に疑わしい取引における情報開示要件の拡大並びに情報収集及び帳簿管理に関する要件の強化を含む一定の基準を満たすAMLプログラムの策定を義務づけている。連邦、州又は外国のAML及び対テロ資金支援に関する法律は、重大な刑事及び民事訴訟、罰金及び重大な資産の募集又はその他の実行活動をもたらす可能性がある。

アメリカン・エクスプレスは、少なくとも、アメリカン・エクスプレス及びその事業のすべてがAML及び反テロリスト資金供給対策に関連する適用法律、規則及び規制のすべてを遵守するように策定されたグローバル・マネーロンダリング対策方針を制定し、その維持を継続している。アメリカン・エクスプレス・グローバル・マネーロンダリング対策方針は、各アメリカン・エクスプレスの事業が、内部統制システムを定める遵守プログラムを維持することを要求し、適切なデュー・ディリジェンス及び必要に応じてデュー・ディリジェンスの強化（適切な書類の取得及び維持を含む。）が、口座開設時に行われ、必要に応じて顧客との関係により更新されるようにしている。グローバル・マネーロンダリング対策方針もまた、潜在的な疑わしい活動を特定する取引及び口座関係を監視し、適用法、規則及び規制に従い、疑わしい活動を政府当局に報告する適切な方法を確認するために策定されている。さらに、アメリカン・エクスプレス・グローバル・マネーロンダリング対策方針は、AML及びテロリスト資金供給対策の問題について適切な人材の養成を要求しており、また独立した検査も定めて、グローバル・マネーロンダリング対策方針が、すべての適用法規制を遵守するようにしている。

外国資産管理規制局

米国は、指定外国、国民及びその他との取引に影響を及ぼす経済制裁を課している。米国は、米国人に対して、テロリストや麻薬密売人のような「特別指定者」と認定される個人又は団体に関与することを禁じている。これらの禁止は、米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）が管理しており、一般的に「OFAC」ルールとして知られている。OFACルールは、米国人が禁止されている個人、団体又は国との、又はこれらに関係する金融取引に関与することを禁じており、その個人、団体又は国が利害関係を有する資産の凍結を要求し、また米国の管轄対象である財産（米国人が所有又は支配している財産を含む。）の当該個人、団体又は国への譲渡を禁止している。OFACからの許可を受けない方法で、凍結資産（たとえば、財産又は銀行預金）の払戻し、引き落とし、相殺又は譲渡を行うことはできない。当社は、OFAC要件への遵守を確保するためにグローバル制裁プログラムを維持している。当該要件を遵守できない場合、刑事処分を含む、法律や評価の上で深刻な影響が出る可能性がある。

2012年イラン脅威削減・シリア人権法の第219条（1934年証券取引法（その後の改正を含み、「証券取引法」）の第13(r)条を追加した。）に従い、発行会社は年次の又は四半期報告書に、必要に応じて、自身又は関連会社がイラン又は一定の大統領命令の下指名された個人若しくは事業体に関する一定の活動、取引又は売買に故意に従事しているか否かを開示しなければならない。当該開示は、活動、取引又は売買が、米国外で、米国外の関連会社により当該場所の適用法に従って行われた場合であっても、また、当該活動が米国法上、処罰の対象となり得るか否かにかかわらず、要求される。

2014年12月31日に終了した1年の間、アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベルは、イラン航空の航空券を1券、マーハーン航空の航空券を3券及びホマ・ホテル・テヘランのホテル予約を1件行った。さらには、一定の第三者サービス提供者は、アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベルの顧客を代理して、特定の旅行の手配に関連して2014年12月31日に終了した1年の間、世界中のイラン大使館及び領事館から約50件のビザを取得した。アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベルに当該取引に起因するごく小額の粗収益及び利益が生じた。アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベルは、これらの取引は、国際緊急経済権限法（その後の改正を含む。）に基づき、旅行関連取引の制裁事由における一定の免除事由に該当するとして容認され则认为、アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベルは、当該活動が米国法で許可されている限り、当該活動に従事し続ける予定であると当社に知らせてきている。

さらには、当社の関連会社とみなされる旅行会社である日本旅行・アメリカン・エクスプレス（「日本旅行」）から、顧客のために一定の旅行手配に関して、2014年12月31日に終了した1年の間、日本のイラン大使館から47件のビザを取得したとの通知を受けた。日本旅行はこれらの取引に起因してごく小額の粗収益及び利益を得た。日本旅行は、このような活動が米国法で許可されている限り、かかる活動に従事し続けるとしている。

報酬慣行

当社の報酬慣行は、連邦準備理事会の監督に服している。2010年6月に、連邦準備理事会、OCC、FDIC及びOTSは共同で、連邦準備理事会の監督下にあるすべての銀行（当社のほか、センチュリオン・バンク及びAEBFSBを含むすべての預金保険対象預金受入機関等の銀行持株会社を含む。）に適用される健全な奨励報酬方針に関する最終ガイダンスを公表した。この最終ガイダンスは、奨励報酬制度が軽率なリスク・テークを奨励するものではなく、銀行の安全と健全性に沿ったものであることを確保するために奨励報酬に関する取決めに関して3つの主要原則を定めている。この3原則は、銀行の奨励報酬に関する取決めが、(1)当該銀行が軽率なリスクに晒されることを従業員に奨励しない方法でリスクや財務成績のバランスを適切に保つ奨励報酬を付与し、(2)実効的な内部統制とリスク管理に矛盾せず、(3)強力なコーポレート・ガバナンス（銀行の取締役会による積極的かつ効率的な監視を含む。）により支えられるべきことを定めている。連邦準備銀行又はその他の銀行規制当局が当該銀行の報酬慣行の精査に際し銀行の報酬慣行の不備を指摘した場合、当該銀行の監督評価に織り込まれることがあり、当該銀行が買収を実行し、又はその他の行為を行う能力に影響が及ぶ可能性がある。最終ガイダンスの定めによると、奨励報酬に関する取決め又は関連するリスク管理統制又はガバナンス手続が当該銀行の安全と健全性を危うくしているのに、当該銀行が迅速かつ効果的な不備の是正策を講じていない場合には、当該銀行に対し強制的な処分が行われることがある。

さらに、2011年に、連邦準備理事会、OCC、FDIC、OTS、SEC、連邦住宅金融局及びナショナル・クレジット・ユニオン・アドミニストレーションは、ドッド・フランク法による奨励ベース報酬慣行に関する規則制定案を公表した。当該規則案に基づき、合計連結資産が10億ドル以上のすべての金融機関（当社、センチュリオン・バンク及びAEBFSB等）は、「過度の」報酬又は会社の重大な金融損失につながり得る報酬を提供することによる不適切なリスク負担を促す、奨励ベース報酬の取決めを行うことが禁じられる。対象となるすべての機関は、規則案の遵守を判断し、また遵守を確保する政策と手続きの維持も行うためにも、連邦規制当局に追加の開示を要求される。さらに、当社のような合計連結資産が500億ドル以上の対象機関については、規則案により、一部の役員の奨励ベース報酬の50%以上を最低3年間繰り延べることが要求され、繰延期間中に認識された実際の損失やその他の業績評価を反映する繰延支払いの調整が定められている。さらに、合計連結資産が500億ドル以上の対象機関の取締役会は、機関を相当なリスクに晒す権限を有する従業員を特定し、特定された従業員についてリスクと金銭報酬のバランスを保つために用いられる奨励ベース報酬方法の評価と文書記録を行い、またリスクと金銭報酬のバランスを保つその他の利用可能な方法を適切に検討した後に、かかる従業員の奨励ベース報酬の取決めを承認しなければならない。当該規則のコメント期間は2011年5月に終了した。最終規則はまだ採択されていないが、連邦準備銀行の職員等は、連邦銀行規制当局は奨励報酬に関する新たな規則のパブリック・コメントについて準備しているプロセスの最中であると指摘した。これら又はその他の規則が当初の提案と同様の形で採択された場合、当該規則は当社の執行役の報酬体系を制限する可能性がある。

役員報酬に関する当該政策・規制の範囲と内容は引き続き整備され、将来さらに変更される可能性がある。
こうした政策・規制の遵守が、重要な従業員を雇用し、雇用を継続し、意欲を起こさせる当社の能力に悪影響を及ぼすかどうか、現時点で判断することはできない。

腐敗防止

当社は、米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）、英国贈収賄防止法及び不正な支払いを行う、又は支払いの申し出をすることを禁止するその他の法律を含む、複雑な米国内外の腐敗防止の法規制に服している。FCPAは、取引や不正な利益を獲得又は維持するために、外国政府職員、政党若しくは政党員に不正に価値あるものを提供又はすることを違法とする。FCPAの贈収賄防止規定は、DOJにより施行された。FCPAはまた、当社に対し、SECが執行している会計基準及び内部統制基準の一部を厳密に遵守するよう要求している。近年、DOJ及びSECによるFCPAの執行がより厳しくなっている。英国贈収賄防止法は、2011年7月に効力を生じたが、これもまた、商業賄賂及び賄賂の受取りを禁じており、外国政府職員への不正な支払いの禁止に加えて、関連する人物による賄賂の防止ができない場合は企業の違反としている。FCPA、英国贈収賄防止法及びその他の法律を遵守しなかった場合、当社及び／又は個人の従業員は、厳しい刑事上・民事上の処罰を受ける可能性がある。当社が取引業務を行う場合、子会社若しくは共同出資、又はその他の提携先のいずれによるかを問わず、腐敗の知覚レベルが高い国ほどリスクも大きくなる可能性がある。当社には、禁止された慣行を発見・防止し、専門的な研修を行い、当社の経営及び決済を監視し、取引や取引が規則される方法に関する不正の申立てを調査するために策定されたリスクベースの方針・手続きがある。しかしながら、当社の従業員、下請業者又は代理人が国際業務に適用される法律の遵守を怠った場合には、当社のほか、個人の従業員が調査又は告発を受けることがあり、当社の財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

国外事業

当社は、米国以外の諸国での当社の「カード」商品及びその他の金融サービスの利用から収益のかなりの部分を稼得しているため、米国外でのこれらの商品・サービスの利用を引き続き拡大している。（当社の収益の地理的分散については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5) 連結財務諸表に対する注記25参照。）当社の収益は、これら諸国の政治・経済情勢（現地カード会員の当該国以外でのカード利用に起因する債務についての現地カード発行会社の支払い、現地通貨以外の通貨で請求を受けるカード会員によるカード請求の支払いについて、外国為替を利用できるか否かを含む。）の影響を受けることがある。現地カード会員の通貨価値が大幅かつ急激に下落した場合には、現地のカード会員から現地のカード発行会社に対する当該国以外での利用額の支払いに影響が及ぶことがある。

当社は国外事業を展開しているため、外国為替相場の変動に伴い、米ドル以外の通貨建ての資産及び負債の実現額と、当社の連結財務書類上、米ドルで計上されている額との間に過不足が生じるリスクがある。このような過不足が生じる可能性のある取引の例には、カード会員が請求通貨以外の通貨で商品・サービスを購入した場合、「トラベラーズ・チェック」をその表示通貨と異なる通貨で販売した場合、最も一般的なものとして、国外事業への投資が含まれる。これらのリスクを適切に監視・管理できなければ、当社の業務に悪影響が及ぶおそれがある。当社の外国為替に関するリスクの管理方法の詳細な説明については、本書第一部 第3「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」の「リスク管理―市場リスク管理手続」を参照。

セグメント情報及び同種のサービスの区分

当社の報告対象事業セグメント、地域別営業及び同種のサービスの区分に関する情報については、本書第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記25を参照。

4 【関係会社の状況】

(A) 主な子会社

次表は、2014年12月31日現在、当社により直接支配を受けている主な子会社である。

会社名	本店所在地	設立準拠法	当社保有率	資本金
アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービス・カンパニー・インク	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	米国ニューヨーク州	100%	19,663百万ドル

(B) その他の主な当社の子会社

旅行関連サービス

名称	設立準拠法
アメックス・バンク・オブ・カナダ	カナダ
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB	米国ユタ州
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク	米国ユタ州
アメリカン・エクスプレス・カンパニー(メキシコ)エス・エイ・デ・シー・ブイ	メキシコ
アメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーション	米国デラウェア州
アメリカン・エクスプレス・ヨーロッパ・リミテッド	米国デラウェア州
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インク	米国デラウェア州

5 【従業員の状況】

2014年12月31日現在、当社及びその子会社の従業員数は約53,500名であった。労働組合に加入している従業員数は僅かである。パートタイムの従業員数についても僅かである。全労働力の約59%が米国外にある。当社は、労働組合と円満な関係を築いており、特筆すべき事項は存在しない。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

後記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

2 【生産、受注及び販売の状況】

該当なし。

3 【対処すべき課題】

後記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

4 【事業等のリスク】

以下は、当社と当社の事業に影響を及ぼすおそれのある具体的なリスクについて述べるものである。以下の各リスクと本書に記載の別の情報の全部について慎重に検討されたい。当社は、現在知り得る情報に基づき、以下の情報が、当社に影響を及ぼしている最重要のリスク要因を特定するものであると考えている。ただし、当社が直面しているリスクや不確実な事項は、下記に限られるものではない。現時点で当社の知らない、又は現時点において重要でない当社が考えている新たなリスクや不確実な事項も、当社の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

以下のリスクや不確実な事項のいずれかが実際の出来事に発展した場合、又はリスクと不確実事項に記載した状況が発生し、又は引き続き発生する場合には、そうした出来事や状況が、当社の事業、財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。こうした出来事はまた、当社の有価証券の取引価格にも悪影響を及ぼすことがある。

経済・市場リスク

事業環境と景気環境の困難な状況、並びに米国内外の政治情勢が、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすことがあること

当社の経営成績は、米国内と世界の他地域の事業環境と景気環境の重大な影響を受けている。当社は消費者と企業の行動への依存度が高いこともあって、グローバルな景気回復への予測の不透明さは当社に悪影響を及ぼしており、今後も引き続き及ぼす可能性がある。長期の経済低成長又は経済環境の悪化により、カード利用額を含む、顧客の行動並びにカード会員が当社から借りている金額を支払う能力及び意向をさらに変化させるおそれがある。経済環境が悪化する場合、当社の経営成績および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

消費者の支出、企業投資、政府支出、金利、税率、燃料とその他のエネルギー費用、資本市場の変動と体力、インフレなどの要因はすべて、事業・経済環境、ひいては当社の収益力に影響を及ぼす。失業の増大、世帯収入の減少、消費者の支出の減少、信用に対する需要の低下、企業利益の低下、又は事業投資の縮小を特徴とする景気後退は、当社の事業、経営成績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、このような要因は、利益、信用メトリクス及び利ざやが変動し、アナリストや投資家（それらの当社の事業への影響に関する前提条件はさまざまである。）の予想からそれる原因となる場合があり、当社の普通株式の取引価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

一定の地域又は国における政治的又は経済的不安定は、消費者支出及び貸出業務に特に影響を及ぼし、又は一定通貨の兌換性に制約を生じさせるおそれがある。さらに、当社の旅行ネットワークは、世界の地政学的情勢等の悪影響を受けることがある。旅行支出は、企業や個人の裁量支出水準に敏感に反応し、一般に景気後退期には低下する傾向にある。

当社は、2014年12月31日現在、約44億ドルの国の投資有価証券と地方自治体債務を有している。当該投資有価証券の実際の不履行率が、経済やその他の問題により、過去のパターンから著しく変化した場合、当社の投資ポートフォリオの価値に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。当社は、2014年12月31日現在、欧州のソブリン債に対する重大なエクスポージャーは有していないが、その他の国、当社が事業や営業を行っていない国でさえも、その経済の悪化が当社に悪影響を及ぼすおそれがある。

資本・信用市況の悪化が当社の流動性ニーズへの対応能力、資本調達及び資本調達コストに多大な影響を及ぼすことがあること

当社は、加盟店費用、営業費用、債券の利息及び資本株式の配当を支払うために、また期限到来した負債を返済するために、流動性を必要としている。十分な流動性が不足すると、当社は、成長機会への投資の制限や事業の縮小を余儀なくされるおそれがある。当社の流動性の主な源泉は、カード会員及び加盟店からの支払、当社のポートフォリオと資産からのキャッシュ・フロー（主に、現金と、換金が容易な資産で構成される。）、直接及び外部から調達されている預金、無担保中・長期債及び資産証券化などの債券、当社の担保付き融資制度を通じた証券化された借入金、連邦準備理事会の割引窓口、並びに長期確約済借入枠である。

無担保債券と資産証券化の債務証券市場における当社の資金調達能力は、投資家の需要に依存している。金融市場にわたる混乱、不確実性又はボラティリティは、市場の流動性に不利な影響を及ぼし、当社の事業運営に必要な資本の調達能力を制限しうる。こうした市況により、満期到来した負債を適時に借り換え、規制最低資本比率を充足し、当社の事業の拡大に必要な資本を調達する当社の能力が制限されることがある。そのため、当社は、資本調達時期を延期し、又は魅力に欠ける資本調達コストを負担することを余儀なくされることがあり、それによって、収益性が低下し、財務の機動性が大幅に低下する可能性がある。市場の混乱とボラティリティは、当社の資本調達能力と当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響（著しい悪影響となることもある。）を及ぼす可能性もある。

当社の流動性と資金ニーズの詳細な説明については、後記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「資金調達プログラムと活動」を参照。

当社と当社の子会社の信用格付けが引き下げられると、資本市場からの資本調達コストが増大し、資本市場からの調達が制限され、当社の経営成績と財政状態に著しい悪影響が及ぶ可能性があること

当社と当社の長期社債は現在、主要格付け会社から投資適格の格付けを得ているが、それらの格付けは、2009年度第2四半期に主要格付け会社のうち2社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス（「ムーディーズ」）とスタンダード・アンド・プアーズ（「S&P」）により引き下げられた。格付け会社は定期的に当社と子会社を評価しており、当社と子会社の長・短期社債の格付けは、多くの要因（財務基盤のほか、金融サービス業界全般に影響を及ぼしている状況を含む当社が如何ともしがたい要因、さらにはさらに幅広い経済状態を含む。）に基づいている。現在の格付けを維持できない場合、特に資本市場での資金調達能力が不利な制約を受け、当社と子会社が資金調達を行うことができるコスト等の条件に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、格付け会社の対応を予測することはできない。金融サービス会社の他の会社と同様に、当社と当社の子会社の格付けは、どの格付け会社からも常に予告なく引き下げられる可能性がある。

不利な通貨変動および外国為替管理により、当社の国際事業収益が減少し、当社の資本に影響することがあること

2014年度中、当社の収益合計（支払利息差引後）の約28%が米国外の活動を源泉とするものであった。当社は、その国際事業により外国為替リスクに晒されており、米国外を源泉とする当社の収益の一部は、他通貨の価値が米ドルに対し変動した場合に予測不能かつ不明瞭な変動に晒される。そうした変動による為替差益・差損は、当社の当期純利益に含まれている。さらに、当社は、他の表示通貨の米ドルへの換算が制限又は禁止されるおそれのある外国為替管理規制の適用を受けることがある。こうした事由又は事情のいずれかが発生した場合、当社の国際事業を源泉とする収益の米ドルの価値が減少し、当社の経営成績に著しい悪影響を及ぼすことがある。一年間にわたり、複数の通貨に対しドルが強かったため、2014年12月31日に終了した年度において、米ドルに関連する外貨変動は、当社の純収入343億ドルに対し約4億ドル不利に働いた。また、現在、2015年中に外国為替が当社の業績に悪影響を及ぼすことが予測されている。

法務・規制リスク

当社の加盟店との契約における無差別及び全カード受入れ規定に関して、進行中の訴訟次第では、かかる規定が変更され、重大な収益上の損失、費用の増加、重大な金銭支払判決及び／又は当社の評判とブランドに対する損害が生じる可能性があること

DOJ及び特定の州検事総長は、販売時に加盟店が当社の「カード」商品を区別して取扱うことを禁じる当社のカード加盟店契約の条項が、米国反トラスト法を違反していると主張して、当社に対して訴訟を起こした。DOJ及び州による訴追において同じく被告人であったビザ及びマスターカードは和解に達し、この合意（裁判所により承認された。）に基づき訴訟当事者から除外された。当該和解により、ビザ及びマスターカードは、加盟店が販売時点において他のカード商品又は支払方法にカード保有者を誘導する各種の措置に関与することを禁止する契約の締結を禁止されている。2015年2月19日に、裁判所は、争われている条項は反競争的であると認定したため、今後審判を下す上での救済措置の範囲が決定される。当社は、判決及び審判について積極的に上訴する予定である。さらに、当社は、カード加盟店契約における無差別及び全カード受入れ条項の無効を訴えて、加盟店が起こした集団訴訟案を含む多くの訴訟の被告である。2013年12月、当社は、かかる加盟店による集団訴訟について和解することに合意し、和解合意は、裁判所によって仮定的に承認された。裁判所によって和解合意が最終的に承認される保証はなく、和解合意書は、原告及びその他の当事者による和解合意への反対並びに控訴手続きに影響される可能性がある。これらの訴訟については、本書第一部 第6「3 その他」の「(2) 訴訟」に記載されている。

当社に対するこれらの手続きのいずれでも不利な結果となった場合（DOJ及び州による執行への上訴に対する不利な最終判決を含む。）、かかる結果は当社の収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、当社カード会員に使用を控えさせ、著しい金銭負担を課すおそれのある、及び／又は当社の評判やブランドに傷をつけるような、販売時により多くの誘導、差別的な受理又はその他の差別に当社のカード商品を晒す可能性がある内容に、当社の加盟店契約を変更することが要求される可能性がある。当社が加盟店契約の変更を要求されなくとも、当該訴訟、訴訟の和解又は規制措置の結果ビザ及びマスターカードの方針・実務が変更された場合、当社の事業慣行の変更をもたらし、収益性に重大な悪影響を与える可能性がある。

当社の事業は、大幅かつ広範な政府の規制と監督に服しており、そのことが当社の経営成績と財政状態に悪影響を及ぼすおそれがあること

2008年11月14日に、アメリカン・エクスプレス・カンパニーとTRSは、BHC法に基づく銀行持株会社となり、BHC法に基づく金融持株会社とみなされることを選択した。銀行持株会社となったのに伴い、当社は、持株会社レベルでの連結資本規制、当社の米国内の預金受入機関2社に関する資本・経営基準の整備、連邦準備理事会の規制に基づく当社の非銀行業務、投資及び買収に対する規制を含むが、それらに限定されない連邦準備理事会の規制に服している。

銀行規制は主に、預金者の資金、連邦預金保険資金及び銀行システム全体を保護することを目的としており、株主や債権者を保護するものではない。当社が金融持株会社とみなされることを選択した銀行持株会社に適用される規制条件を充足することができない場合、当社の財政状態と経営成績が悪影響を受ける可能性があり、資本活動（配当宣言又は自社株買戻し等。）又は一定の活動や取得等を行う当社の能力が制限される可能性がある。さらに、当社の銀行規制当局は、適用ある銀行規則又は規制の調査や施行において広範囲な権力を有し、当社の一定の活動又は取得を行う能力を制限し、当社により多くの資本を維持することを要求する可能性がある。

当社はまた、金融サービス業界の参加業者として又はその他の立場において、世界中の管轄区域内の、広範囲に及ぶ政府規制及び監督に服している。とりわけ、行政が既存の法令の遵守を当社に強制することにより、当社は罰金を科され、補償金を支払わされ、当社の一部の事業活動への従事を禁止され、当社の事業活動に制限や条件を課され、当社の事業に関連して又は従業員について税金・その他政府関係費用の新たな又は実質的な値上げを受けるおそれがある。規制上の措置は当社の評判やブランドを大きく損なう可能性があり、当社の顧客にとって当社商品やサービスの魅力を減殺するようないかなる事業慣行の変更は当社の経営成績と財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、一部の海外の管轄区域における法律の執行は、矛盾していたり、予測不可能なことがあり、これは当社の権利を実施する能力と、当社の事業に有益であると考えられる業務を引き受ける能力の両方に影響を与える可能性がある。その結果、当社の米国外の営業の収益性が、悪影響を受けることがある。

また、当社の事業に適用される新たな法令や既存法令の適用慣行の変更が課されるリスクもあり、これは当社の事業活動の収益性に影響を及ぼし、事業機会を追求する当社の能力を制限し、当社に事業慣行の一部変更又は顧客との関係の変更を要求し、当社の重要な社員の雇用継続に影響を及ぼし、又は当社に新たな費用（コンプライアンス費用の負担増を含む。）を負わせるおそれがある。さらに、こうした変更によって、当社は、必要な変更を行うために多大な経営陣の注意と資源を投じる必要が生じることがあり、当社の経営成績と財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

金融サービス業界に影響を及ぼす立法案に加え、当社の経営成績は、米国議会が、内国歳入法のサブパートFにおける現行の金融に関する例外を更新し続けることができない（これによって、当社の実行税率が増加され、当社の純利益に悪影響が及ぶ可能性がある。）などを含め、その他の法的行為又は怠慢によって不利な影響を受ける可能性がある。

当社の競合他社の多くがさまざまな、そして多くの場合はさほど厳しくない法的及び規制的な体制に服している。当社のような米国の金融機関に適用される、より厳格な法律及び規制は、代替的な決済スペースにおいて当社を従来と異なるプレーヤーと比べて競争上で不利な状況に置く可能性がある（一定の取引に従事することを制限すること、当社の商品やサービスの値段を上げること、又は当社の費用構造に悪影響を及ぼすことを含む。）。

当社が服している重大な法律及び規制に関する情報については、前記第2「3 事業の内容」の「監督・規制」を参照。

訴訟や監督機関の対応により、当社が多額の制裁金、科料、判決及び／又は要求に服し、その結果として費用が大幅に増大し、当社の信用が傷付けられ、及び／又は当社の事業に不利な影響が及ぶ可能性があること

クレジットカード決済業界の各企業は、従来、重大な訴訟並びに、とりわけ、競争／独占禁止法、消費者保護法及び知的所有権を侵害したとして行われる調査の当事者となっている。これらの訴訟の多くには、多額の補償的又は懲罰的損害賠償請求、違約金及び罰金に対する請求が含まれている。加盟店が、引続き、さまざまな支払方法にコストをかけるとすれば、更なる訴訟及びその他の法的措置が講じられる可能性がある。訴訟に内在する不確実性及び当社に対する主張に多額又は予測できない損害賠償請求があることを踏まえると、訴訟関連事項によって当社が負担する可能性のある最終的な債務は、大きく不確実である。当社に対する重大な法的責任の認定又は主張でさえも、当社の事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼし、当社の評判を傷付け、結果として、当社の事業に重大な損害を与える可能性がある。

当社のような金融機関は、重大な規制上の調査にここ数年間直面しており、これが公的執行をもたらしている。当社及びその子会社は、CFPB及びその他の規制当局の規制措置の対象となっており、法令又は規制の不遵守又は不遵守の疑いがあった場合に政府による審問、調査及び実施手続きを含む、かかる措置に関与し続ける可能性がある。最近、いくつかの大手金融機関が、規制上の執行措置について、過去と比べても著しく高額な和解を、広く報道する形で発表した。近時のより高額な和解額への流れは、将来執行措置に関与する金融機関にとって、より不利な結果をもたらす可能性がある。当社は、規制当局が、非公開の監督措置又は認定を通じて監督上の懸念事項に取り組むことに加え、引続き、金融機関に対し、正式な執行措置をとり続けると予想している。これには、当社の事業に不利な影響を及ぼす制約の中でも、当社の活動を制限する規制が含まれる可能性がある。

追加規制、規制遵守へのさらなる尽力及び強化される規制的な調査及び施行といった現在の環境は、慣行、商品及び手続きの変更、規制の監督、監視及び調査に関連する費用の増加並びにカード会員への追加的な払戻しをもたらす可能性がある。訴訟及び規制的な措置は、一般的に、当社に重大な罰金を発生させ、費用を増加させ、当社の活動に規制を課し、当社の評判及びブランドを損ない、当社の事業、財務状況又は経営成績に不利な影響をもたらす可能性がある。

当社は、資本充実度及び流動性規則に服しており、当社が当該規則を満たせない場合には、当社の財政状態に悪影響が及ぶこと

規制上の資本充実度規則及びその他の規制要件に基づき、当社、TRS並びに当社の米国銀行子会社であるセンチュリオン・バンク及びAEBFSBは、構成要素、リスクウェイト及びその他の要因について規制機関が行う質的判断に従い、資産、負債及び一部の簿外項目の量的評価基準を含む資本充実度とレバレッジ比率の規則を満たさなければならない。当社、TRS又は当社の米国預金受入機関子会社のいずれかが「自己資本が優良」かつ「経営管理が良好」であるという地位を維持できない場合、一定期間にわたり是正されないときには、当社の競争力が落ちるおそれがあり、結果として連邦準備理事会による規制が課される可能性がある（普通株式の配当を支払う、普通株式を買い戻す、又は当社の事業に投資する当社の能力を制限することを含む。）。

当社及び銀行持株会社としてのTRS並びに当社の銀行子会社に適用される資本要件は、国際バーゼルⅢフレームワークを実施するために大幅に修正され、現在、かかる修正が段階的に導入されている。これらの修正がすべて導入された時点で、当社、TRS及び当社の銀行子会社は、今までより厳格な資本充実度要件を充足させるよう要求される。当社は、バーゼルⅢが2014年第4四半期中に完全に導入されていれば、米国バーゼル資本Ⅲ規則に基づく当社の資本比率は、最低必要条件を超えていたであろうと推計する。この予測は、将来において変わる可能性がある。当社に要求されるストレステスト（内部及び連邦準備理事会の両方による）の一環として、当社は、毎年連邦準備理事会が発表する不利及び非常に不利な経済シナリオにおける該当する資本基準に遵守し続けなければならない。これらの要件を充足させるために、当社は、新資本規則が導入されるにつれ、新資本規則の基準を超える追加的な資本を保有しなければならない可能性がある。

新資本規則に加え、当社及び当社の米国銀行子会社等の金融機関に適用される規制資本基準及び要件並びに当社にかかる要件を充足させる能力に重大な影響を及ぼし得る複数の提案又は提案の可能性が存在する。バーゼル委員会は、国内経済に重要な影響を及ぼす一定の銀行に対し資本バッファを課す、D-SIB用のフレームワークを採択した。新資本規則は、バーゼル委員会の追加料金提案に従い、D-SIBに対する追加料金の採択について言及していない一方で、連邦銀行規制当局は、新資本規則は、500億ドル以上の合計連結資産を有する機関又はかかる機関の一部に対する資本追加料金を検討していると述べた。

同様に、当社、AEBFSB及びセンチュリオン・バンクは、30日間の対象期間に焦点を当てた、バーゼルⅢに基づくLCRを含む新流動性規則並びに500億ドル以上の合計連結資産を有する機関向けの、ドッド・フランク法の強化されたプルデンシャル基準に基づく補完的な流動性規則に服している。さらには、バーゼル委員会は、流動性措置として、国際的に活動している銀行向けに1年間の対象期間に焦点を当てたNSFRを導入した。米国の連邦銀行規制当局は、米国でNSFRを導入する規則を未だに提案していない。

従って、当社及び当社の米国銀行子会社に適用される資本及び流動性体制の大部分について重大な不安が存在し続け、結果として、当社の長期資本及び流動性計画及び事業業績に対する最終的な影響にも大きな不安が引続き存在する。

当社は、連邦準備理事会がそれぞれ段階的に導入する新資本規則（資本保全バッファを含む。）及びLCRを満たすと予想しているが、かかる要件は、当社の貸付、預金残高を増加する、買収を行う、並びにより多くの配当又は株式買戻しの形で資本を配分する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。資本及び流動資産基準が高まれば、当社の株主資本利益率は減少する可能性がある。バーゼルⅢフレームワークのその他の部分を実施するに当たり新資本規則、LCR又は規制当局が課すものを含む、現在又は将来の資本若しくは流動性要件を満たせない場合、当社の財務状況は重大な悪影響を受ける可能性がある。

新資本規則及びLCRを含む資本充実度及び流動性規則を遵守するには、多大な資源への投資が必要となる。当社はバーゼルⅢの基準化アプローチに基づきリスクウェイト計算に関する現在の見積りを出しているが、当社は、現在の見積りが正しいと保証することはできず、既定の資本比率を維持するためには、現在の見積りを大幅に上回る規制資本を保有しなければならない可能性がある。適用される資本充実度及び流動性規則において、当社が遵守を求められる規制的要求を満たさない場合、連邦銀行規制当局による当社、TRS及びその米国銀行子会社への評価は不利な影響を受ける可能性がある。

資本充実度要件の情報については、前記第2「3 事業の内容」の「監督・規制」の「金融持株会社としての地位と活動―資本の充実度」を参照。

当社は、配当支払能力と自社株取得能力が制限される規制に服している。当社の子会社も、当社に対する配当支払を制限する規制に服しており、これにより当社の流動性は不利な影響を受ける可能性がある

当社は、不安定又は不健全な銀行業務であるとみなされるおそれのある一切の行動を禁止する幅広い権力を有する監督機関から配当支払能力及び自社株取得能力を制限されている。たとえば、連邦準備理事会は、その政策により、銀行持株会社が一般に、利益のみを原資として、将来の利益留保が各社の予想する将来のニーズ、資産内容及び財政状態に沿っている場合に限り、普通株式に対する配当を支払うべきとしている。当社はまた、特に、配当支払いの予測及び自社株取得を含む、資本計画を連邦準備理事会が検討するために提出する義務にも服している。資本計画及びストレステストプロセスの一環として、当社が提案する資本活動は、ストレスを受けている市場環境において、当社が適用ある資本要件を満たす能力として評価される。当社の資本計画が何らかの理由によって認められない場合、又は当社が適用ある資本要件を満たせない場合、当社が資本行動を実行する能力は制限される可能性がある。当社が競合社と共に配当を増加させられない場合、又は当社の普通株式配当若しくは株式買戻プログラムの減少、排除は、当社の普通株式の市場価格及びアメリカン・エクスプレスに対する市場認識に悪影響を及ぼす可能性が高い。

当社は、当社のシリーズB優先株式の直近の配当機関について配当を宣言し、配当の全額を支払わない限り、一定の例外を除き、当社が普通株式について配当し、又は普通株式を購入、償却若しくはその他の方法で取得することは、禁止される。

アメリカン・エクスプレス・カンパニーは、流動性に関してその子会社からの配当にも依存しており、連邦法及び州法は、当社の子会社が親会社に支払う配当額を制限している。特に、当社の米国の預金機関子会社は、配当の決定及び支払いに対するさまざまな法的及び規制的制限に服する。当社の流動性は、当社が義務を果たすために必要な時に子会社が当社に対する配当の決定及び支払いができない場合、並びに当社が発行済み株式に対する配当支払い、未払負債に対する元本及び利息の支払い又は債務残高に対するその他の支払いができない場合に限り、減少させることができる。

銀行持株会社及び預金機関の配当制限に関する追加の情報は、前記第2「3 事業の内容」の「監督・規制」の「金融持株会社としての地位と活動―配当」及び後記「7 財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「連結資本の源泉及び流動性―自社株の取得及び配当」、並びに第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記23を参照。

銀行、カード発行会社及びカード・ネットワーク運営機関全般に重点を置くグローバルな規制の動きが高まっており、新たなコンプライアンス負担のコストを課し、当社のネットワークを経由する取引量と収益が減少することになるおそれがあること

当社は、当社のチャージカードとクレジットカードが利用され、当社が銀行業務とカード業務を行っている多くの国において、銀行や決済業界に影響を及ぼす規制の対象となっている。特に、当社は、米国内外の金融機関に適用される多くの規制の対象となっている。当社はまた、金融機関向けサービス業者としても規制の対象となっている。決済業界の規制は発展し、大幅に拡大している。たとえば、当社は、実効的なAMLプログラムの整備に関して、銀行秘密法（パトリオット法による改正を含む。）の規定に服している。この分野に重点を置く規制の拡大により、当社が消費者に提供する商品・サービスの種類、当社のカード、当社のカードが使用できる国、並びに当社のカードを取得又は利用できる顧客と加盟店の種類に関して、新たな義務や規制を負うおそれがある。当社のカードに関連するマネー・ローンダリングおよびテロリスト資金供与は、執行措置をもたらす可能性があり、当社の評判は、当社の顧客と一定の国、人若しくは事業体との関係又は当該取引の存在によって損なわれる可能性がある。さらに、欧州経済地域の加盟国は、電子決済サービスに関して、「決済サービス指令」を実施しているが、同指令は、カード発行会社と加盟店管理業者を含む決済サービス業者のライセンス許諾及び監督並びにそれらの業務方法について共通の法的枠組みを実施することになるものである。同指令は現在も見直されており、まだ明確ではないが、さらなる変更が予想される。かかる規則及びその他の規則に遵守することは当社の費用を増加させ、当社が収入を得る機会を損なう可能性がある。

各種監督機関及び立法機関もまた、当社の引受基準及び勘定管理に対する監視強化を一因として、本人情報の盗み出し、勘定管理に関するガイドライン、信用情報機関への報告、情報開示規則、セキュリティのほか、当社に直接影響を及ぼすと思われるマーケティングに関する規制を検討している。これらの新たな要件は、当社がチャージカードとクレジットカードを発行し、又は他の金融機関と提携する能力に制約を加える可能性があり、それによって当社の取引量が減少するおそれがある。場合によっては、新しい法規制の影響として、当社が新しいタイプのチャージカードやクレジットカードを提供する能力が制限され、又はストアード・バリュー・カード等の既存カードを提供する能力に制約が加えられることにより、当社の収益又は収益の伸びが著しくかつ不利に低下するおそれがある。

世界中の立法者及び規制当局は、決済業界における規制に対するお互いのアプローチを認知している。従って、ひとつの国、州又は地域における発展は、その他の国、州又は地域における規制的なアプローチに影響を及ぼす可能性がある。近年、米国以外の数カ国は、カード・ネットワークの運営に関する報酬（ビザやマスターカードのような決済ネットワークにおけるカード発行会社に支払われる取引手数料、及び加盟店がカードによる決済を認める際に請求する手数料を含む。）並びに加盟店のカードの受領規則の条件（無差別及び全カード受入れ規定を含む。）を重視するようになってきている。たとえば、欧州における一定の国（たとえば、ポーランド、ハンガリー、スペイン）は、取引手数料に関する国内規制を制定した。欧州自身も、取引手数料に制限を設け、加盟店カードの受入れに関する複数のその他の事項を規制する、2014年の欧州全土にわたる規則の確定に大きく前進した。メキシコでは、政府は、中央銀行及び国家銀行委員会に、行動をともにする場合、取引手数料及びその他費用を含む、決済システムに関する規制を発令する権力を付与する決済ネットワーク法を可決した。マレーシアでは、ナショナル・バンクが、取引手数料及びカード利用に関するその他の事項に関する規制を発表した。場合によっては、当該規制は当該事業の一定の要素に及ぶ（たとえば、GNSパートナーとの金融的な取決め又は加盟店のカード受入れ規定。）。さらには、カナダ、ハンガリー、イタリア、ポーランド、スイス、英国及び欧州連合は、現在も継続中であるか、完了しているか、又は上訴が行われている多国間の取引手数料に対する独占禁止に関する調査又はこれに関する訴訟を開始した。これらの調査は、無差別及び全カード受入れ規則等のネットワークの慣行の変化をもたらしたものもある。

取引手数料（一定の決済ネットワークにおいて、加盟店募集機関からカード発行銀行に支払われる、集合的に設定された手数料。）は一般に、これらのシステムにおけるデビットカードとクレジットカードの利用に対し加盟店に請求される加盟店サービス手数料の最大部分を占めている。これに対し、アメリカン・エクスプレスのネットワークではこのような取引手数料は存在しない。こういった理由やビザとマスターカードが主要なカード・ネットワークであるといった事実により、監督機関の重点は主に当該ネットワークに置かれているが、反トラスト法訴訟及び加盟店の手数料率設定に関する政府規制が最終的にすべてのネットワークに影響を及ぼすおそれがある。ネットワークが受ける影響の中でもとりわけ取引手数料及び／又は加盟店手数料収益が減少すると、カード発行会社は、年会費や利息費用など別の収益源を探り、あるいは特典プログラムの縮小又は廃止により経費削減を行うようになる。

ドッド・フランク法は、決済カード・ネットワークが、顧客が現金、小切手、クレジットカード又はデビットカードなどの特定の決済形態による顧客の決済を促進するための割引又はインセンティブを提供することを制限することを禁止しているが、クレジット又はデビットカードによる支払いを促進するための提供がネットワーク又は発行会社によって区別するものでないことを条件としている。さらに、連邦法又は適用州法が要求する範囲で、割引やインセンティブはすべての買い手候補に提供されなければならない、また明確に目立つ形で開示されなければならない。ドッド・フランク法により、米国の加盟店も、クレジットカードによる購入について最低購入額を10ドルと設定することを許可されたが、加盟店がネットワーク又は発行会社間で差別しないことを条件としている。連邦政府機関及び高等教育機関も、クレジットカードによる購入について最高額を設定することを許可されているが、ネットワーク又は発行会社間で差別をしないことが条件である。この法律の結果、加盟店は、チャージカード及びクレジットカード商品の使用から離れ、当社の収益及び収益性に悪影響を及ぼし得るデビットなどの他の決済形態へと移行するよう顧客に奨励する可能性がある。さらに、クレジットカード課金を禁止する、米国におけるいくつかの州法を撤廃する訴訟が加盟店によって提起された。

EUでは、カード決済部門における、価格規制、全カード受入れの排除及び「反ステアリング」規則を含む新たな広範囲に及ぶ規制の変化、並びにその他の重要な変更のうち、当社のネットワークへのアクセスを許可する要件も2014年中に大きく前進し、ほぼ確定した。いくつかの提案及びその潜在的な影響については、前記第2「3 事業の内容」の「グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス-規則」を参照。かかる法案及びその他の潜在的又は提案された法案及び規制の変更は、より確立された銀行カード・ネットワークと競争する柔軟性を大幅に制限し、取引手数料に対する上限案に関連した競合他社の価格設定の低下による、手数料率に対する押し下げの結果、EUにおける当社の事業から得られた手数料収入が不利な影響を受ける可能性がある。この結果、当社の有効なカード及び取引量は悪影響を受ける可能性がある。法案は、当社に、必要な変更を実施するために大幅な経営上の注意及び資源を注ぐことを要求し、当社の経営成績及び財務業績に不利な影響を及ぼす可能性がある。

前述の事項等に関するものを含む、進化する規制的な環境が当社の事業及び運営に及ぼす影響は、最終実施規則、規制当局のガイダンス及び解釈、監督上の措置及び優先事項、当社の競合社及びその他の市場参加者の活動並びに消費者の言動といった複数の要素に左右される。進化する規制上の環境によって、当社のコンプライアンス費用が増大し、又は当社のネットワーク上で処理される取引又はそうした取引による加盟店手数料収益が減少することになる可能性があり、当社の経営成績に著しい悪影響が及ぶおそれがある。監督当局による注視が強化されると、当社は、当社の事業環境又は商品提供を制限又は変更すること、当社の事業機会を追求する機会を制限すること、サービスに課すことができる費用を制限すること、又はその他の方法で当社の営業成績が悪影響を受けることを余儀なくされる可能性がある。

当社が、全事業の技術開発投資に成功できず、最先端の技術開発について競争力が得られず、また知的財産を保護できない場合には、当社の収益と収益性が不利な影響を受けるおそれがあること

当社が属する業界は、急激かつ大規模な技術革新に晒されている。そうした業界で競争するには、取引処理、データ管理及び解析、顧客との双方向の連絡・通信、プリペイド商品、代替決済方法及びリスク・コンプライアンス・システムを含む全事業分野の事業プロセスと技術の進歩への投資を続行する必要がある。当社は、新技術の開発と利用の一部を第三者（当社の競争会社と潜在的競争会社の一部を含む。）に依存している。当社は、決済業界に適用される新しい技術は今後も新たに登場し、こうした新しい技術が、現在当社がカード、ネットワークその他のサービスで利用している技術よりすぐれた機能を発揮し、又は現在の技術を陳腐化させることがあると予想している。決済テクノロジーや市場勢力図の変化により、当社は、特に、オンライン利用の当社シェアの拡大・維持と、カード会員のデジタル体験の強化に成功できておらず、当社の収益及び収益性に悪影響が及ぶおそれがある。当社は、これら新技術に伴い、データの機密性及び保護に関するさらなる規制上又は法的な精査や要求を予想している。当社が同意できる条件で競争力のある技術又は事業プロセスを開発、取得又は利用できる能力は、第三者（競合他社と潜在的競合他社を含む。）が主張する特許権により制限されることがある。さらに、当社が新しい技術を導入する能力は、業界全体に適用される標準の必要性、カード会員又は加盟店の変更に對する抵抗、当社システムの複雑性、又は第三者の知的財産権により阻害されることがある。

当社は、さまざまな対策に依拠して、知的財産と財産的価値のある情報（著作権、商標、特許及びアクセス・販売経路の支配権を含む。）を保護している。しかしながら、これらの対策では、財産的価値のある情報の不正使用又は知的財産の侵害を防止できず、その結果競争優位を失うことがある。さらに、競合他社又はその他の第三者から、当社のシステム、プロセス又は技術がそれらの知的財産権を侵害しているとの請求を受けることがある。技術と当社の営業環境の複雑性、変化の早さ、競争や、知的財産関連訴訟の潜在的リスクと不確実性から考えて、将来の当社に対する侵害請求の主張により、当社が大幅な減収となり、多額のライセンス料、ロイヤリティ又は技術開発費を負担し、又は多額の損害賠償金を支払うような事態が起きる可能性がある。

個人情報、情報セキュリティとデータ保護の分野における規制により、当社の費用が増大し、当社が個人情報を収集及び／又は利用する方法並びにビジネス機会に影響を及ぼす又は制限するおそれがあること

当社は、さまざまな適用ある個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法（セキュリティ侵害届出に関する義務を含む。）に服しており、当社は、これらによる不利な影響を受けるおそれがある。たとえば、米国内では、当社の一定の事業は、グラム・リーチ・ブライリー法並びに施行規則や指針に服している。とりわけ、GLBAは、消費者の非公開情報を無関係の第三者と共有する金融機関の能力に一定の制限を課し、消費者に対しデータ収集、共有及びセキュリティ慣行につき一定の開示を提供することを金融機関に要求し、金融機関による個人金融情報を無関係の第三者に開示することを断る権利を消費者に与え（例外は限られる。）、金融機関に、それぞれの規模と複雑性、それぞれの活動の内容と範囲及び金融機関が処理する顧客情報の機微性からみて適切な、安全管理措置を含む包括的な情報監視プログラムを文書化、実行及び保管することを義務付けている。GLBA法及びさまざまな州法の追加情報については前記第2「3 事業の内容」の「監督・規制」の「個人情報及びデータ保護」を参照。

EUでは、個人情報管理者／又は事務処理担当者に対し、特に個人情報の保護に必要な技術・組織対策を講じるよう義務付ける欧州情報保護指令が可決され、欧州連合加盟国の国内法を通じて実施された。EU全域でこうした法律が解釈されるにつれて、特にデータの保護とデータ転送の仕組みの適正化を確保するうえでコンプライアンス費用が増大している。

さまざまな米国連邦銀行規制当局、州及び外国法域は、一部の状況においてセキュリティ侵害が起きた場合のセキュリティ侵害届出要件を制定した（個人、消費者、規制上及び／又は法律執行通知の水準はさまざまである。）。これらの要件は当社の「カード」を受入れる加盟店や提携先にも広く適用される。データ侵害の届出義務を課していない多くの国では、データ保護当局が任意届出を奨励することにより、規制機関が多額の制裁金や料金を課すことの脅威を強調するようになっている。

近時の大型小売店における最近のアカウント・データ・コンプロマイズ事象、及びいくつかの政府機関による監視活動の開示は、世界中において、個人情報、データ保護及び情報セキュリティに対する行政的及び規制的な注目を高めた。米国及び当社が営業するその他の国における立法機関及び／又は規制機関は、個人情報、情報セキュリティ及びデータ保護法を採用又は改定しており、採択されれば、当社の現在及び予定している個人情報及び情報セキュリティ関連の慣行、消費者及び／又は従業員情報の収集、利用、共有、維持及び保護並びに当社の複数の現行又は予定している事業活動に影響を与える可能性がある。新たな法制定又は規制は、当社のコンプライアンス費用及び事業運営の費用を増加し、一定のビジネス・イニシアティブによる収益を減少させる可能性がある。さらには、発展した技術に対する現行法の適用は、不明確となる可能性があり、コンプライアンスリスクを増大させる可能性がある。

顧客及び／又は従業員情報に影響を及ぼし、当社が服する現在又は将来の個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法への遵守は、コンプライアンス費用及び技術費用の増加をもたらし、クローズド・ループ機能を十分に活用し、一定の商品やサービスを提供する能力を制限する可能性がある。これらは当社の収益性に著しい悪影響を及ぼすおそれがある。当社が、個人情報、データ保護及び情報セキュリティ法を遵守しなかった場合には、重大な規制上及び／又は政府調査及び／又は措置、訴訟、罰金や制裁金を課され、当社の信用と当社のブランドが損なわれる可能性もある。近年では、当社が営業するさまざまな国において、個人情報、データ保護及び情報セキュリティの分野でますます制定活動が行われている。

当社の成功は、当社の業務執行役員とその他の重要社員に部分的に依存しており、重要な社員を失うと当社の事業に重大な悪影響が及ぶ可能性があること

当社の成功は、当社の業務執行役員とその他の重要社員に部分的に依存している。当社の上級経営陣チームは、相当の業界経験を有しており、他の人材をもって代えがたい存在であると思われる。当社の上級経営陣チームは比較的小規模で、当社は、金融サービスと決済業界は重大な競争の時代にあると考えている。有能な人材市場は非常に競争が激しく、当社は、当社の上級経営陣チーム又はその他の重要社員に代わる、又はそれらの後継者となる有能な人材又は候補者を惹きつけ、定着させることができない場合がある。前記第2「3 事業の内容」の「監督・規制—報酬慣行」に詳述するとおり、当社の報酬慣行は、連邦準備理事会の精査・監督を受けており、当社の米国預金受入機関子会社の報酬慣行は、FDIC及びOCCの精査・監督を受けている。当社は、大規模な金融・銀行機関として、連邦理事会、FDIC又はその他世界各地の規制局による報酬慣行に対する制限にも服することがある（こうした制限は、当社の競合他社にも影響を及ぼすかもしれないし、及ぼさないかもしれない。）。これらの制限（ドッド・フランク法による奨励報酬に関する方針への制限を含む。）は、業務執行役員及びその他の重要社員を惹きつけ、定着させる当社の能力にさらに影響を及ぼす可能性がある。重要な社員を失うと、当社の事業に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

課税及び未請求資産に関する立法イニシアティブ又は政府当局による評価は当社の経営成績と財政状態に悪影響を及ぼすおそれがあること

当社は世界中の法域で活動している。従って、当社は米国の連邦、州及び地方政府並びにさまざまな外国法域を含む、複数の政府当局にさまざまな税及び費用を支払っている。当社が支払う税及び費用は、適用ある税務当局の評価及び監査に服し、これによって追加的な費用が発生する可能性がある。さらには、当社は、一定の政府当局に対し、一定の期間請求されていない、当社が保有するその他の者の資産（たとえば、トラベラーズチェック等の現金化されていない貯蓄価値商品及びその他のプリペイド商品）を譲渡することを要求する、未請求及び請求者不明の預かり資産（不動産復帰）の法律に服する。課税及び未請求資産に関する法律及び規制は非常に複雑でありさまざまな解釈の仕方がある。経営陣は、当社のポジションは合理的であると考えているが、複数の当局は当社のポジションを批判するか、既存の法律及び規制をより広範に適用する可能性がある。これは重大な税債務、未請求資産及び未払債務を超える利息をもたらす可能性がある。

当社の有効税率に影響を及ぼし、当社の税ポジション及び／又は税債務に悪影響を及ぼし得る米国における基本的な税制改正又は多国籍企業による、「税源浸食と利益移転」に取り組むための複数の管轄における行動といった立法イニシアティブは随時提案される可能性がある。さらには、米国の連邦、州、及び地方並びに外国の税法及び規制は非常に複雑でありさまざまな解釈の仕方がある。トラベラーズチェック及び／又はプリペイドカードについてより短い復帰期間を設定するために、法制定が提案され、複数の国では施行された（多くの場合、遡及的に適用される。）。当社は、法が制定された州のうち、当社のトラベラーズチェック及びプリペイドカード事業に重大な影響を及ぼし、現金化されていない貯蓄価値商品に関する財務書類に計上された推定債務を増加させる可能性のある法律の重大な欠陥にこれからも挑戦し続ける。

[次へ](#)

事業リスク

決済業界の世界的な競争の激化・増大により、当社の経営成績が悪影響を受けるおそれがあること

決済業界は、非常に競争が激しく、チャージカード・クレジットカード・デビットカードのネットワークや発行会社、紙ベースの取引（現金及びチェック等。）、銀行送金モデル（電子送金及びACH等。）、アグリゲーター及び（ペイパル、スクエア及びアマゾンのような）ウェブベースの決済プラットフォームのような常に新しい代替的決済方法・システム・商品、ワイヤレス決済技術（携帯電話ネットワークを利用した取引の実行を含む。）、電子通貨、プリペイド・システム、ギフト・カード及び決済カードと連動したその他のシステムを含む、幅広い種類の金融支払商品と競争している。

当社は、利用金額ベースでは、ビザ、マスターカード及び中国銀聯に次ぐ、世界規模で4番目の汎用カード・ネットワークである。ビザとマスターカードはほとんどの国で当社より規模が大きいと考えられる。その結果、競合他社であるカード発行会社及びビザとマスターカードのネットワークの取得者は、ビザとマスターカードの支配的な地位、規模、資源、マーケティング及び金利決定の恩恵を受けることができる場合がある。当社はまた、競合他社からの価格圧力の増加に直面している。

さらに、当社の競合他社の一部は、当社よりもかなり大きな金融資源等（より多くの支払準備金を含む。）をすでに開発しているか、又は開発する可能性があり、当社が提供しているものよりも幅広いプログラムとサービスを提供している可能性があり、当社よりも高いブランド知名度と共同カードプログラムや加盟店の受入体制を確保するために、より実効性のある広告、マーケティング又は抱き合わせ販売戦略を用いることがある。当社は引き続き、こうした脅威に対し実効的な競争を行うこと、又は当社の競合他社と同じくらい効果的に消費者の支出習慣の変化に対応若しくは適応することができない可能性がある。当社の競合他社はまた、当社とは異なるプラットフォームで効果的に新商品の発売及び新開発のプログラムやサービスの導入を図ることがある。

国際的に競争は依然として激しく、その結果、当社は、自社発行顧客、経営者／個人事業主向け商品、GNS提携先及びプリペイドサービス等の代替的決済手段を通じた米国外での当社の成長の加速に成功できていない。

近接決済デバイス（非接触型決済カード等。）及び遠隔決済技術（クラウドベース勘定等。）の分野における継続的な進化を含む新たなテクノロジー並びに顧客行動の進化は、世界中の人々の情報交換方法や取引方法を変化させている。これに関連して、携帯電話、テクノロジー及び電気通信会社やアグリゲーターなど従来及び新規の競合他社が、顧客と加盟店の両方にデジタル決済サービスとモバイル決済サービスを提供しようと努力している。当社の競合他社は、当社より早く革新する可能性があり、新たなテクノロジーは、当社の競合他社がより効率的又は低価格なサービスを提供することを可能にすることにより、競争的な圧力をさらに増加させる可能性がある。当社の成功は、新たなテクノロジーを開発し、技術的に変化し、進化する業界基準に順応する当社の能力に一部左右される。当社が革新に追随することができない場合、モバイル、デバイス型・多重チャンネル型商業への移行を管理できない場合、又はカード会員の経験の質を改善できない場合、当社の事業及び営業成績は悪影響を受ける可能性がある。

当社のカード及び勘定による支出は、引き続き、競合するネットワークで発行されるデビットカードの消費者による利用増加の影響を受ける可能性がある。米国では、顧客の目をACHに基づく決済システムに向けさせようとする代替的決済手段が出現・成長を続けている。そして既存のデビットネットワークもまた、オンライン上及びオフライン上の双方で拡大を続けており、オンラインでのPIN機能を開発する努力がなされているため、オンラインでのチャージカードとクレジットカードの相対的な使用がさらに減少するおそれがある。

当社はさらに、小売り及びオンライン販売を通じて、オープンループのプリペイド・デビット・カードを売買する会社、当座預金及び預金口座を提供する銀行及びその他の提供者、その他のデビットカード、チェックキャッシャー、現金注文サービスの発行者、並びにより多くの金融サービスを自身の提供商品へ統合させようとしている大手小売業者及び小売業者間の提携とも競合している。当社は、顧客（以前は従来の金融システムから除外、又は低い質のサービスを受けていたものを含み、独自のプリペイドカード・プログラムの開発を望んでいる顧客を含む。）にサービスを提供する体制が多くの場合整っており、従来及び代替的な金融サービス提供者からの高まる競争を見込んでいる。銀行、小売店及び代替金融サービス提供者の、プリペイドカード・プログラムを開発し、促進させる意欲が高まることは、アメリカン・エクスプレス・サーブ等の当社のプリペイド商品に悪影響を及ぼす可能性がある。

代替決済の仕組み、システム及び商品がオンライン及びモバイル決済の場面で順調に拡大を続ける限り、当社の加盟店の収益と当社のクローズド・ループ・ネットワークによる取引データの利用能力がマイナスの影響を受けるおそれがある。当社は、当社の競合社との差別化をはかれず、当社の顧客のために価値を創出できず、並びに/又はモバイル及びオンライン決済、手数料ベースサービス及びテクノロジーといった分野において効率的に成長できなければ、当社は、これらの脅威に対し効率的に競争できない可能性がある。当社の成長イニシアティブの多くは当社にとって新しい分野に関するものであり、戦略の実行に成功できない可能性がある。当社、新商品・サービス（当社のエンタープライズ・グロース・グループを通じて提供するプリペイド商品及びサービスなど、当社が提供する新たなテクノロジーと支払オプションを含む。）の採用を推進できない場合、当社の将来の成長に不利な影響を与えられられる。

当社が新たな事業分野と新たな地理的地域に進出する場合、当社は、かかる分野や地域の顧客、規制当局及び業界関係者との豊富な経験やより定着した関係を有する競合他社に直面する可能性があり、当社の競争能力に悪影響を及ぼすおそれがある。当社は、新たな事業分野に拡大する場合、新たなコンプライアンス及び規制的リスクに直面する可能性があり、当社は、競合他社（特に規制されている金融機関ではない競合他社。）と比べ、より多くの費用、時間及び資源を規制の遵守に充てなければならない可能性がある。さらには、デジタルウォレット、携帯アプリケーション又は販売時点情報管理を通じて顧客及び加盟店の決済方法の選択へのアクセスを管理する会社は、当社の商品の受入れを拒否、若しくはその使用を抑圧することができ、又は当社の顧客及び取引データへのアクセスを制限することができる。当該会社は、このようなデジタルウォレットやアプリケーションに参加するために、当社からの支払を必要とする可能性があるため、取引上の収益性に影響を及ぼす可能性がある。現地の競合他社に有利な法律や事業慣行は、国内ネットワークを通じてカード取引を行うことを要求し、一部の事業の外国人出資を禁止若しくは制限し、当社の国際地域での成長を停滞させるおそれがある。さらには、当社のサービス提供を拡大させること、顧客取得チャンネルを追加すること、及び新たな提携関係を構築することは、現在の取り決めより高いコストを発生させるおそれがあり、当社の平均加盟店手数料率に悪影響を及ぼす、又は当社のブランドの力を低下させる可能性がある。

規制当局は最近、金融機関が従事することができる活動の種類と金融機関の規模の制約に関する提案、並びに一部金融機関に対する課税等に関する提案を含め、当社の事業に影響を及ぼす可能性のあるさまざまな提案を行っている。これらの提案又は同様の提案及び訴訟の結果は、当社の競合他社のすべてに適用される可能性がないため、当社の効率的な競争力に影響を及ぼすおそれがある。

当社は、商品・サービスの支払につき当社のカード加盟店に請求する手数料に影響を及ぼす可能性のある、継続的な熾烈な競争圧力に直面していること

利益を押し上げるために手数料率の高いリボルビング与信残高に依存している決済業界の競合他社と異なり、当社のビジネスモデルは、カード会員の利用金額に重点を置いている。加盟店料収益（一般的に、当社ネットワークでカード会員がカードを利用して商品・サービスを購入した時点で加盟店に請求される手数料）は、主に請求取扱高によるものであり、単独の収益源としては当社最大である。当社は、高まる加盟店手数料率の引き下げ、また別の加盟店料の見直し策の実施に対する市場圧力を受けている（規制当局が命ずる競合他社の価格の値下げによる圧力を含む。）。当社はさらに、その他の収入源を有し、又はより低い基礎費用により、主要なビジネスパートナー及び加盟店にとってより魅力的な価格決定を行える競合他社からの圧力に直面している。加盟店はさらに、カードを受入れる条件として、インセンティブ及び値引きについて交渉することができる。加盟店が合併し、より大規模になるにつれ、当社は、一定の加盟店に提供するインセンティブ及び／又は値引きの額を増加させなければならない可能性があり、当社の営業成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。価格決定に対する競争的および規制的圧力によってこれらのイニシアティブのコストを相殺することが困難になる可能性がある。

さらに、決済モデルが、代替的決済の場面や規制環境・訴訟環境において従来とは異なる業者から分化することにより、当社の従来の決済モデルに課題が突きつけられ、当社の平均加盟店料率に悪影響が及ぶ可能性がある。いくつかの加盟店は、従来型及び新たなテクノロジーの両方を利用して、自身の決済ソリューションに投資し続けている（たとえば、マーチャント・カスタマー・エクステンジにおけるカレントCなど。）。加盟店が広範囲な消費者の乗り換え及び利用を導入することができた場合、当社の加盟店手数料収益と請求取扱高に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の継続的な優先課題は、加盟店に対する価値を引き上げ差別化することであるが、成功しなかった場合には、当社の加盟店手数料収益と財務成績にマイナスの影響が及ぶおそれがある。当社の加盟店料率が引き続き低下するようなことがあれば、当社は、請求取扱高の増加、その他の収益源（たとえば、手数料収益若しくは受取利息又はその両方）の増加など、財務に対する影響を打ち消す方法を見つけなければならない。当社は、特に現在の規制環境の中、加盟店手数料収益の維持するか、又は加盟店手数料収益の減少による影響を打ち消すことができないおそれがあり、この結果、当社の収益と収益力、ひいては革新への投資及び加盟店・カード会員に対する付加価値サービスへの投資を行う当社の能力が著しい悪影響を受けるおそれがある。

加盟店による追加手数料の普及が当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすことがあること

オーストラリア及び特定のEU加盟国等の一部の国々において、加盟店は、法律によって、カード決済に追加料金を課すことができる。前記第2「3 事業の内容」の「グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス-規則」に記載されているとおり、欧州議会及び欧州理事会がEU法の改定を確定するために欧州委員会と打ち合わせる中で、ユーロ加盟国のうち、追加料金が許可される国々は、増加する可能性がある。当社は、かかる法案の最終形態又は当社に及ぼす影響を予測することはできない。オーストラリアでは、一定の加盟店部門において、アメリカン・エクスプレス・カードに対し選定的ではあるが、増加する加盟店追加料金が見受けられ、場合によっては、追加料金は銀行カード・ネットワークで発行されるカードに適用される料金を上回る基準に基づくこともある（「差別的な追加料金の請求」として知られている。）。

2013年12月に、当社は、米国加盟店集団訴訟における和解案を発表した。当該和解に基づき、当社は、加盟店が、その他のチャージ及びクレジットカード又は加盟店が受入れるその他の決済形態（現金、チェック、デビットカード又は銀行間取引を除く。）に対する追加手数料を上限として、アメリカン・エクスプレス・カードのチャージ及びクレジット「カード」取引に追加料金を賦課することを許可するよう、当社の米国カード加盟店契約の規定を修正する。当社は、依然として、追加料金は客にとって良いサービスではないと考えるが、かかる和解案は、加盟店がデビットカードに追加料金を賦課しない場合でも、加盟店が、アメリカン・エクスプレスのチャージ及びクレジット「カード」に対し、その他のチャージ及びクレジット「カード」と対等に追加料金を賦課できるよう更なる柔軟性を与える。当社は、このような契約への修正を、和解合意が最終的に承認される日より前（控訴期間を含む。）に実施することを要求されない。和解が最終的に承認された場合、かかる契約への修正は、ドッドフランクに基づく、デビットカードでの決済を促進させるための値引き又はインセンティブを提供するといった米国加盟店のオプションと共に、支払いをアメリカン・エクスプレスのチャージ及びクレジット「カード」からデビットカードへ移行させることができる。かかる和解案の詳細については、後記第6「3 その他」の「（2）訴訟」を参照。

追加料金が広範囲に利用されるようになれば、アメリカン・エクスプレス・カード、クレジットカードとチャージカードは全体的に消費者にとって魅力が低下し、結果として有効な「カード」と取引高は減少する可能性がある。その影響は、追加料金が課される方法及び追加料金がすべての決済カードに課されるか否か、デビットカードが除外されるか、又は追加料金がカード、ネットワーク、取得者若しくは発行者によって異なるか否かに左右される。追加料金が、特にアメリカン・エクスプレスのカード会員に偏って影響を及ぼす場合に、当社の事業、財政状態及び業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社のマーケティング、宣伝、加盟店による受入れ及び特典プログラムによりカードの利用を促進し、そうしたプログラム費用を効果的に抑制する当社の努力（いずれの努力も当社の収益性に影響を及ぼす可能性がある。）を順調に進められない可能性があること

当社の事業の特徴は、当社のカード会員の支出額が高いことである。当社の決済サービス商品、特にクレジットカードとチャージカード及びプリペイド商品に対する個人顧客と企業顧客の利用金額を増やすには、当社が新しい高機能のカードとプリペイド商品を開発・発行し、そうした商品からの収益を増やすことができるかどうかにより左右される。さらには、加盟店による、当社カードの受入れの拡大の継続にも左右される。加盟店による受入れの増加率が減速又は反転した場合、当社の事業は損害を被る可能性がある。

当社が、新規のカード会員を引きつけ、カード会員数の自然減を減らし、個人の利用総額の割合を維持し、又は高める努力をする方法のひとつが、当社の「メンバーシップ・リワード」プログラム等のカード会員向け特典によるものである。メンバーシップ・リワード・ポイントの実際の引換量及び関連する引替え費用の大幅な変更、又は経営陣がこれらを合理的に予測できない場合、当社の収益性は悪影響を受けるおそれがある。さらには、当社は、カード会員向け特典をコスト効果にすぐれた方法で管理・拡大できないことがある（マーケティング・宣伝・特典費用及びカード会員サービス費用の増加を取り込むことを含む。）。

当社の成長の見通しは、新しい決済サービスを提供することで革新できるかにかかっている。顧客が当社の商品に大きな価値があると判断しない場合、顧客は当社の新商品及びサービスを受入れず、当社の営業収益は悪影響を受けるおそれがある。さらに、多くのクレジットカード発行会社が当社と同様の特典プログラムと共同ブランドを実施しており、これらの発行会社が、当社のプログラムより魅力的なプログラム及びサービスを実施する可能性もある。

当社がマーケティング、販売促進及びリワードプログラムに投資し続ける場合、当社は、支払高若しくは手数料に基づく収益などその他の分野における収益又はその両方を増加することによって、財政への影響を相殺させる方法を追求しなければならない。特に現在の規制環境においては、これらに成功するとは限らない。

当社のブランドと信用は当社の重要な資産であり、当社の事業は当社の市場における認知度の影響を受ける可能性があること

当社のブランドとその属性は、当社の重要な資産であり、当社は、当社の継続的な成功は、当社ブランドの価値を持続、増大及び活用する当社の能力に左右されると考えている。当社が個人と中小企業カード会員と法人顧客を引きつけ、定着させることができるかどうかは、当社のサービス水準、信頼性、業務方法、財政状態及びその他の主観的品質が外部にどの程度認知されているかどうかにより大きく左右される。これらの事項に関して否定的な認識や報道は、（一見個別の出来事のようにあっても）既存の又は潜在的なカード会員や企業顧客の信頼と信用を奪い、当社に対する評判を損なうおそれがあり、当社が、新規のカード会員及び顧客を引きつけ、既存のカード会員を維持することを難しくするおそれがある。否定的な世論は、いかなる数の活動又は状況下における、実際の、又は行なったとされる行為（カード運用、規制遵守及び顧客情報の利用と保護を含む。）及び規制当局が取る措置若しくはかかる措置に対応するためにその他の者が取る措置からでも生じうる。ソーシャル・メディア・チャンネルも、当社のブランドの評判を急速かつ広範囲に傷つける可能性がある。

当社のブランドと評判もまた、当社が管理できない第三者がとった行動により、損なわれることがある。たとえば、アメリカン・エクスプレスのネットワーク上でカードを発行し、加盟店を獲得する第三者ベンダー又はGNS提携先の不備が、当社に起因するとカード会員と加盟店が考え、そうして当社の評判とブランド価値が傷つけられる可能性がある。加盟店によるカードの受入れの不足又は利用の抑制は、当社のブランド及び商品に関する認識に不利な影響を及ぼし、全体的な取扱量を減少させ、その他の決済システムの魅力を高める。当社が属する業界の最近の不利な状況もまた同様に、当社の評判に悪影響を及ぼし、監督又は法令上の監視が厳格化され、又は当社に対し訴訟が提起されることがある。さらに、米国において本社を有し、事業を行う企業として、政治

的地位等から生じる米国への否定的な認識により、当社及び当社ブランドへの認識が損なわれるおそれがある。当社は、当社の評判とブランドにとって潜在的なリスクとなる分野の最新の状況を監視しているが、否定的な認識や報道は、当社の収益と収益力に著しい悪影響を及ぼすおそれがある。

当社が戦略の実行に成功できない場合、当社の事業及び経営成績は重大な悪影響を受ける可能性があること

当社は、当社の予想通りに重要な戦略的イニシアティブを実行できない可能性があり、結果として当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性がある。当該戦略的イニシアティブは、当社の経営成績を改善し、長期的な株主価値を推進するよう策定されており、下記を含む。

- ・ 支払の普及率及び加盟店の範囲を増加させること
- ・ 自社及びGNS商品を通じて国際的に拡大していくこと
- ・ デジタル決済の分野（オンラインとモバイル・チャンネルを含む。）での当社の存在感を強化させること
- ・ ロイヤルティ提携事業、ロイヤルティ・パートナー及び当社より新しい決済商品（アメリカン・エクスプレス・サブ及びブルーバードを含む。）を拡大させること

新たな商品とサービスを開発し、既存の商品とサービスを強化するプロセスは複雑であり、費用がかかり、かつ不確実である。消費者の変化するニーズや新たな技術トレンドを正確に予想できない場合、当社の市場シェアと経営成績は重大な悪影響を受ける可能性がある。さらには、当社は、新たな商品及びサービスが大きな収益（もしあれば。）を生み出すために、必要な時間及び費用を低く見積もる可能性がある。

当社は引き続き規律のある費用管理戦略（革新事業を含む。）を追求している。但し、当社の外国事業に発生する費用が外国為替の変動及び規制遵守に左右されるため、将来的な費用の増加をコントロールできるといった保証はない。さらには、現在の規制と訴訟環境において、当社の訴訟及び訴訟関連費用を予想又はコントロールすることは困難である。サイバーセキュリティに対する驚異が進化し続ける中、当社は、当社の保護的なセキュリティ措置を改定又は強化し続ける、当社の情報システム及びインフラの脆弱性を調査及び改善、又はセキュリティリスクを軽減するために新たな技術を構築するための投資を行うために重大な追加資源を消費する必要がある可能性がある。当社の費用をうまく管理することができなければ、当社の金融業績は悪影響を受ける。さらには、事業への投資に関する費用が発生しており、今後も発生し続ける。これらの投資は当社が予想するほど、又は全く生産的でない可能性がある。

当社の情報テクノロジー・システムの重大な混乱する、又はそのセキュリティの侵害、若しくは当社カードを利用した詐欺事件の増加により、当社ブランドの評判が損なわれ、法律上、規制上及び財政上の重大なエクスポージャーに繋がるおそれがあり、当社のチャージカードとクレジットカードの利用件数や加盟店数が減るおそれがあること

当社と外部業者は、当社のチャージカード、クレジットカード及びプリペイド商品に関する顧客情報を処理、発信及び保管しており、当社は通常の業務過程で、かなりの量の、個人を特定できる一定の種類の情報や当社の顧客と従業員に関するその他の情報を収集、分析、及び維持している。

当社のような大手金融機関の情報セキュリティのリスクは近年、全体的に増加している。当社は、現在、最も危険なリスクをもたらすと考える4つの種類の「驚異をもたらす者」、すなわち、サイバー犯罪者、国が支援する団体、確固としたインサイダー及び「政治的ハッカー」若しくは社会的反対者を認定した。かかる驚異をもたらす者は、ますます巧妙な方法を使って、カード会員の勘定（「メンバーシップ・リワード」勘定を含む。）に関する各種情報を取得し、詐欺行為を働いたり、本人情報を盗み出したり、情報セキュリティシステムを破壊したりするなどの違法行為を行い、企業システムとウェブサイトでセキュリティと個人情報の潜在的な脆弱性を露呈し、悪用している。決済業界内で機能の委託や専門化が増えるにつれて、当社のカードを利用した取引の処理に関与する第三者の数も多くなり、第三者（当社の「カード」を利用する加盟店及び当社の提携先を含む。）が保持するデータの秘密保持、個人情報の保護及び／又はセキュリティが危うくなり、当社のカードの不正取引をもたらすというリスクも存在する。

当社は、データ侵害と不正行為を発見・予防するシステムとプロセスを策定・維持しているが、これらのシステムの策定・維持には費用がかかり、テクノロジー及び規制上の義務が変化し、セキュリティ手段を打開しようとする取組みがより高度化されるにつれて、継続的に監視・更新する必要がある。当社の努力にもかかわらず、データ侵害の可能性、悪意のあるソーシャル・エンジニアリング、不正行為の可能性とその他悪意のある行為は完全には排除できず、各々に付随するリスク（機密、独占所有権のある、及びその他の情報の無許可の開示、解放、収集、監視、不正使用、損失又は破壊を含む。）も依然として存在する。

当社の情報テクノロジー・システム（当社の取引の認証・決済・精算システムを含む。）では、テクノロジーの故障、顧客取引高の急激な増加、自然災害、事故、停電、電気通信の機能停止、不正行為、サービス拒否やその他のサイバー攻撃、テロ行為、コンピューター・ウィルス、物理的な若しくはインターネット上の侵害、又は類似する事由により、サービスの混乱や低下が発生することがある。たとえば、当社及びその他の米国金融サービス提供者は、巧妙な第三者による分散型サービス拒否攻撃のターゲットとなっている。サービスの混乱は、当社のオンラインサービスや口座情報の利用を妨害し、当社又は顧客のデータを漏洩し、取引の処理や財務報告を妨げるおそれがある。発展途上国の不十分なインフラもまた、サービスの混乱を生じさせるおそれがあり、これらの国々で事業を行う当社の能力に影響を及ぼすおそれがある。

当社の情報テクノロジー・システムに重大な混乱又は侵害が発生した場合、若しくは当社カードに関する実際又は認識されている不正行為又はその他違法行為のレベルが、事業パートナー、加盟店若しくはその他の市場参加者におけるデータ侵害、社員の過誤、違法行為又はその他の事情により上がると、監督機関の介入（カードの強制再発行等。）を招き、訴訟と改善の費用が増加し、顧客及び／又は企業提携先の個人情報の保護とセキュリティに関する懸念がさらに高まり、当社のブランドの評判が損なわれ、財務上の損害が生じることになるおそれがあり、当社カードの利用や利用が認められる機会が減ることにより、当社の事業に重大な悪影響が及ぶことになるおそれがある。このような混乱又は侵害を直ちに発見できない場合、その影響は増す可能性がある。データ侵害及びその他の実際又は認識されているデータの機密性、プライバシー及び／又はセキュリティの維持の失敗は、銀行規制当局による当社、TRS及び米国の銀行子会社への評価に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が影響を受ける否かを問わず、その他の大手金融機関、大手小売店又はその他の市場参加者に対するサイバー攻撃若しくはデータ侵害は、顧客からの信用への一般的な損失（当社若しくは金融システム全般のセキュリティ措置の有効性の市場認識を損なうことを含む。）をもたらす可能性があり、結果として、当社の商品及びサービスの利用が低下する可能性を含め、当社に悪影響をもたらす可能性がある。当社は、一定のサイバーリスク攻撃に対する保険に入っているが、重大な損失事象の影響を相殺するには不十分である可能性がある。

当社は、当社の事業の大部分を占めている提携先と契約を締結していること。当社は、提携先の倒産、清算、事業再編、統合及び提携を含む当該提携先のリスクに晒されており、提携先への支払義務が発生することがあること。当社はさらに、提携関係をめぐる重大かつ増している熾烈な競争に直面しており、これらの取決めの喪失又は再交渉をもたらす可能性があり、当社の事業及び営業成績に大きく不利な影響を及ぼす可能性がある。

当社は、通常業務において、さまざまな業界の業務提携先とさまざまな契約上の取決めを行っている。たとえば、当社は、コストコ及びデルタ・エアラインズ並びに世界中におけるその他多数の者と提携して、個人と小企業向けに、共同ブランドカードを提供しており、また、多くの業界（航空業界を含む。）の企業との提携により展開している「メンバーシップ・リワード」プログラムを通じて、カード会員である加入者に特典を提供している。当社の共同ブランドポートフォリオは、2014年12月31日に終了した事業年度の全世界における請求取扱高の25パーセント以下を占め、2014年12月31日時点で、当社の全世界におけるカード会員貸付の50%未満を占めた。当社の共同ブランドポートフォリオが創出した請求取扱高及びカード会員ローンは、1つ以上の共同ブランドの取決めの終了による場合を含み、大幅に減少する可能性がある。さらには、いくつかの当社の共同ブランドの取決めは、満了又は終了時に、共同ブランドパートナーが自身のプログラムに関して創出された債権を買い取る、又は外部業者に買い取るよう指定するよう規定し、結果として、当社のカード会員の貸付残高を大幅に減少させる可能性がある。

主要な事業パートナーとの関係の争奪戦は非常に熾烈であり、当社がかかるパートナー関係を成長又は維持させることができる保証はない。魅力的な共同ブランドカードのパートナー関係を成立及び維持することは、通常、これらのパートナーシップは高額消費の忠実な顧客を有するため、カード発行者及びネットワーク間で特に競争的である。当社は、関係を取得し発展させるために多大な資源、時間及び費用を投資した後も、パートナー関係を失うリスクに直面しており、最終的に、カード会員を維持するために負う追加料金をもたらす可能性がある。当社は、このような関係をめぐる競争が増加する中、既存の関係がより不利な条件で交渉されるといったリスクに直面している。提携関係の喪失（契約期間終了時に更新しない、又は早期解約のいずれかによる場合を問わない。）又は当社にとって非常に悪い条件で既存の関係を再交渉することは、当社の事業及び営業成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。たとえば、当社は、米国におけるコストコとの共同ブランド関係は、2016年3月31日に終了する予定であると最近発表した。コストコに関する記載及び影響に関する当社の予測については、後記「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」を参照。当社はさらに、最近、カナダのコストコとジェットブルーとも共同関係を更新するための条件に至ることはできなかった。さらには、当社の主要な提携先の喪失に関する一切の宣伝は、当社の評判を損なう可能性があり、カード会員及び加盟店を引き付け、維持することをより困難にし、当社の残りの潜在的な提携先との交渉力を低下させる可能性がある。

トリガー事由が発生したときに（たとえば、(i)当社が破産申請をした場合、(ii)当社の経済環境が著しく低下し、当社のシニア無担保債務がS&P及びムーディーの投資適格格付けを大幅に下回る格付けを受けた場合、(iii)公的な債務格付けを失った場合、又は(iv)一定の業績レベルに及ばなかった場合等。）、当社に、共同ブランド提携先及び加盟店等の一定の提携先に対する支払義務が生ずる、又は支払を加速させることがある。当社は、トリガー事由を効果的に管理できない場合、これらの提携先に予想外の支払を行わなければならないことになるおそれがあり、当社の財政状態と経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。同様に、当社は、ポイント交換が完全に行われない可能性のあるロイヤルティ・プログラムの前払金に関して、一部の共同ブランド提携先に信用リスクを有している。当社はまた、倒産、清算、破産、財政難、事業再編、企業結合等それらに準ずる事由が航空業界又は当社の請求取扱量の相当部分を占める別の業界に発生し、そうした事態に効果的に対処できない場合にリスクに晒される（当該業界の主要業務提携先の実際の弱点又は弱点と認められる事項により特定のカード商品やサービス（及び請求取扱高全般）に発生するおそれのある潜在的な悪影響を含む。）。たとえば、当社は、営業を停止又は当社カードの受入れを止めた加盟店から購入した商品・サービスに対しカード会員に払戻しを行う義務を負うか、又は払戻しを行うことにした場合には、重大な影響を受ける可能性がある。

航空業界は、当社の請求取扱量のかかなりの部分を占めているが、過去には倒産、事業再編、統合等それらに準ずる事象が生じている。2014年12月31日に終了した事業年度において、航空業界は当社の世界中の請求取扱量9%を占めていた。当社は、商品及びサービスが提供されなかったことについてカード会員を守る場合に限り（たとえば、当社は、未使用の、又は「離陸していない」、カード会員が購入した航空券の航空会社への支払を送金した場合。）、当社は、航空業界に対し信用リスクを有する。当社は、航空会社からこの金額を回収できない場合、カード会員に貸し出された金額の損失を負担する。

航空会社はまた、「メンバーシップ・リワード」プログラムの最も重要で貴重な提携先の一部となっている。「メンバーシップ・リワード」プログラムの参加航空会社が同プログラムに参加していない航空会社と合併した場合、統合後の航空会社は、参加継続の是非を決定しなければならなくなる。同様に、当社の共同ブランド提携先の航空会社競合する共同ブランドの航空会社と合併すると、統合後の航空会社はどちらの共同ブランドカードを提供するか決定しなければならなくなる。当社の最大の航空共同ローン・ポートフォリオであるアメリカン・エクスプレス・デルタ・スカイマイルスは、2014年12月31日に終了した事業年度における全世界の取扱高の約6%及び現在で世界中の「カード」会員ローンの15%弱を占めた。

航空会社が「メンバーシップ・リワード」又は「カード」会員に提供されるその他の福利プログラムから離脱するか、これらのプログラムに参加する際の規定を変更するか、又は「アメリカン・エクスプレス」との共同ブランド「カード」の提供を中止することを決めた場合（たとえば、2014年のアメリカン航空による、「センチュリオン・カード」及び「プラチナ・カード」会員の「エアポート・クラブ・アクセス」プログラム。）、当社の事業は悪影響を受けるおそれがある。航空業界に関する一般的なリスクに関する追加情報については、後記「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」の「リスク管理—法人向け信用リスク—航空産業に対するエクスポージャー」を参照。

当社のリスク管理に関する方針・手続が効果的なものでない場合があること

当社のリスク管理枠組みは、リスクを軽減し、おおよそリスクとリターンの均衡を保っているように思われる。当社は、当社が晒されているリスクの種類（信用リスク、市場リスク、資産負債リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、モデル・リスク及びレピュテーション・リスクを含む。）の把握、監視及び管理を行うことを目的とする方針・手続を確立した。当社が当社の事業遂行に対し負担するリスクの把握、監視及び管理に際し用いる方針・手続の説明については、後記「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」の「リスク管理」を参照。当社は、当社のリスク管理に関する方針・手続の策定に相当の資源を振り向けており、将来も引き続きそのようにする予定であるが、これらの方針・手続や、ヘッジ戦略のような当社のリスク管理手法が十分に効果的なものでないことがある。さらに、存在する、又は将来発展する、当社が適切に予測、把握又は軽減していないリスクも存在する可能性がある。さらに、規制や当社が営業を行う市場は発展を続けているため、当社のリスク管理枠組みは、それらの変更に對して必ずしも十分に対応できないことがある。当社のリスク管理枠組みが、当社のリスクを効果的に把握しておらず、また軽減していない場合、当社は予想していない損失を被り、重大な悪影響を受けるおそれがある。

当社のリスク管理は、場合によっては、分析及び／又は予測モデルの利用に左右される。当社は、モデル開発及び独立したモデル検証のガバナンス体制を有しているが、モデル方法は間違っている可能性があり、又は誤用される可能性がある。当社の判断が正しくない又は誤用されたモデルアウトプット及びレポートに基づく場合、当社は、金銭的損失、誤ったビジネス及び戦略的な意思決定、又は当社の評判への損害など不利な結果に直面する可能性がある。さらには、当社の資本配分プランに関連するものを含み、当社の規制当局による決断が、当社のモデルの品質が不十分であると認識するものである場合、当社は不利な影響を受ける可能性がある。

当社は、カード商品による支出、個人・法人顧客による借入金の支払い、及び当社のカード商品の加盟店に影響を及ぼすおそれのある個人向け貸付金、企業向け貸出金、GNS提携先との決済、加盟店及び消費者の破産、支払延滞発生率及びその他の信用動向に関する信用リスクを効果的に管理しなければならない。

信用リスクは、債務者又はカウンターパーティーの債務不履行により損失を被るリスクのことである。当社は、主に消費者及び中小企業カード会員の受取債権や貸付によって個人向け信用リスクに晒されているほか、加盟店、GNS提携先及びGCP顧客並びに基金及び投資相手によって法人向け信用リスクにも晒されている。第三者は、破産、流動性不足、営業上の障害等の理由により当社に対する債務を履行しないことがある。カントリー・リスク、地域リスク及び政治リスクも、信用リスクに影響しうる。信用度を査定する当社の能力は、当社が信用リスクの管理に用いる基準やモデルが、将来の損失を予測できなくなった場合に、損なわれることがあり、これにより、当社の損失の増加を引き起こす、又は当社の経営成績に不利な影響を与えるおそれがある。債務不履行の増加と破産発生率の上昇は、将来における償却の前兆となることがよくあり、当社は貸倒引当金を積み増ししなければならなくなることがある。2014年度は債務不履行と貸倒償却が減少したが、当社はこれらの比率において過去最低値を経験し、この比率は増加する見込みであると考えている。償却率が上昇し、貸倒引当金の積み増しが行われた場合、当社の利益率と証券化の成果に悪影響が及ぶことがあり、当社の資金調達費用が増大することがある。さらに、当社が以前に償却した金額を回収する能力は限定されることがあり、当社の収益に不利な影響を与えるおそれがある。

当社は、貸出金及び受取債権の残存ポートフォリオの貸倒引当金繰入額の推計を行っているが、こうした推計が正確なものでないことがある。さらに、当社が信用リスク管理に用いる情報が、不正確又は不完全なものである場合がある。当社は、特定の顧客やカウンターパーティー、並びに当社が信用上の懸念を示していると考え特定の業界、国及び地域に対する与信債権総額を定期的に検討しているが、不正行為など予測又は発見が難しい事由又は事情により債務不履行リスクが生ずることがある。当社はまた、当社の顧客の信用リスクに関して十分な情報を入手できないことがある。さらには、当社の信用リスクを管理する能力は、法的又は規制的变化（破産法及び最低支払額規則等。）によって不利な影響を受ける可能性がある。信用リスクの増加により、貸付金・債権の当社のポートフォリオに内在する信用損失を低く見積もったこと、経済状況の悪化、当社の事業構成の変化、又はその他により生じたものであるかを問わず、当社は損失引当金を増額しなければならないおそれがあり、当社の経営成績と財政状態に重大な悪影響を与えるおそれがある。

当社はまた、当社が晒されている市場及び資産負債リスクを効果的に管理しなければならない。市場リスクは、市場変数の悪化によりポートフォリオ又は金融商品の価値に損失が生ずるリスクであり、当社の財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、カード事業及び投資ポートフォリオの金利により市場リスクに晒されている。当社の借入金利と貸出金利の変動は、当社の資産・負債の価値に影響を及ぼす。当社の借入金に対する支払金利が、当社の貸出金に対する受取金利を超えると、当社の利回りが低下するおそれがあり、その結果として当社の当期純利益が減少するおそれがある。2014年12月31日現在、利率が1.0%増加したと仮定した場合、当社の年間純利益は約212百万ドル減少する。

当社はまた、当社の資産と当社の負債の一部の公正価値、特に容易に換金できない投資（当社の投資ポートフォリオとデリバティブ商品を含む。）を正確に推計しなければならない。

さらに、当社はまた、当社が晒されている流動性リスクを効果的に管理しなければならない。流動性リスクは、事業上の需要に対応し、当社の債務を履行するために必要な現金及び現金等価物を調達できないことであると定義されている。当社の流動性管理に支障が生じると、当社は極端に大きな流動性を保持することになる場合があり、そうした場合にはコスト負担が発生し、資金調達の機動性が制限されることになる可能性がある。また、当社の流動性が極端に不足すると、流動性事由が発生したときに資金難が生じるおそれがある。当社の流動性管理に関する詳細な情報については、前記「資本・信用市況の悪化が当社の流動性ニーズ対応能力、資本調達及び資本調達コストに多大な影響を及ぼすことがあること」を参照。

最後に、当社はまた、当社が晒されているオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクを管理しなければならない。当社は、オペレーショナル・リスクのプロセス若しくは情報システムの不適切性や支障、低いデータ品質、人為ミス又は（自然災害のような）外部環境により、当社の目標を達成できないリスク（法令不遵守による損失を含む。）とみなしている。オペレーショナル・リスクには、とりわけ、社員の過誤又は故意による重大な財務情報の虚偽表示、外部委託先によるサービスレベル契約又は規制・法律上の義務の遵守状況を監視できなかったこと、又は当社が第三者のサービス業者に付与する当社システム内のデータの利用を適切に監視・管理できなかったことが含まれる。プロセスが変更され、又は新たな商品やサービスが開始される中、当社は、このような変化から生じるオペレーショナル・リスクを完全に理解又は認識することができないおそれがある。コンプライアンス・リスクは、適用法、規則、規制、並びに方針や手順に従うことができなかった場合に生じる。オペレーショナル・リスクとコンプライアンス・リスクは、当社をレピュテーション・リスクに加え、罰金、民事上の制裁金、又は賠償金の支払いに晒す可能性があり、ビジネス機会の低下や主要な事業を拡大する機会の低下をもたらす可能性がある。

当社のリエンジニアリング等の費用抑制対策が成功に至らず、当社が予定していた利益の全部又は大部分を實現できない場合があること

多くの要因が、当社の費用額や、その費用がどれだけ速く増額するかに影響を与える可能性がある。当社の継続的な投資は、競争の激しい事業を維持するために必要となることがあり、当社の費用を増加させる可能性がある。当社はこれまでも、（マーケティング、宣伝、特典、営業基盤等の重要分野における節減対策への再投資を含め、）費用の削減等の利益を得るために当社の営業体制を抜本的に見直し、収益を生み出す事業機会を拡大し、短・長期的に収益に対する営業費用の割合を改善するさまざまな取組みを定期的に実施しており、現在も実施を検討中である。こうした取組みには、費用管理、体系的かつ戦略的対策、業務の外部化、内外業務のインターネットやモバイル・チャンネル化による費用節減、これらのリエンジニアリング策の一部に伴うスタッフ削減計画が含まれる。当社が適時にこれらの取組みを成功裡に達成できない場合、又は経営効率若しくはコンプライアンス及び統制プロセスを犠牲にして最終的な措置がとられた場合には、当社は、当社が予定していた利益の全部又は大部分を實現できないことがある。こうした恩恵を達成することができない場合、若しくはこれらの恩恵から利益を得られない場合、又は当社の費用管理がうまくできない場合、当社の財政状態、経営成績及び以前公表した当社の財政目標を達成する能力に不利な影響が及ぶおそれがある。

当社の買収、戦略的提携、ジョイントベンチャー及び投資活動に関連する利益の實現を順調に進められない可能性があること並びに当社の事業及び信用は悪影響を受ける可能性があること

当社は、レボリューション・マネー、アクサーティファイ、及びロイヤルティ・パートナーの買収をはじめ、多くの事業を買収し、多くの戦略的投資を行った。当社は、その他の取引の可能性について評価することができる。当該取引は、当社の財政状態と経営成績にとって重要である可能性もある。当社が適切な候補者の特定に成功し、潜在的な投資や買収の機会を正確に評価して、これらの機会について容認できる条件を交渉し、買収・投資案を完了できるという保証はない。買収した会社、事業又はテクノロジーの当社既存業務への統合に成功できない場合、かかる買収や投資で予期していた利益の實現の失敗、予期しない負債の発生、当社事業全般に対する損害を引き起こす可能性がある。

前記第2「3 事業の内容」の「グローバル・コマーシャル・サービス」に詳述されているとおり、当社は、2014年、グローバル・ビジネス・トラベル事業について、新たなジョイントベンチャーを設立した。ジョイントベンチャー取引に関連した、根底にあるジョイント・ベンチャーの前提（コーポレート・トラベル事業の変革及び拡大の促進、追加的な投資能力を作り出すこと、一連の商品及びサービスを強化することを含む。）を實現できる保証はない。ジョイントベンチャー取引の結果、当社及びグローバル・ビジネス・トラベル・ジョイントベンチャーは、主要顧客、ベンダー及びその他の主要なビジネスパートナーを失う可能性がある。これらのリスク又はジョイントベンチャー取引に関連して直面するその他の問題に取り組むことができない場合、かかる取引が予想していた利益の實現が阻止され、予定していなかった債務が発生し、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。

ジョイントベンチャー及び少数株式保有は、本質的に、企業事業に対するより低い支配権を構成するため、ジョイントベンチャー又は少数株式保有に関連する金融、法的、営業及び／又はコンプライアンス・リスクを増加させる可能性がある。さらには、当社は、当社の営業上の利益、戦略、又は目標と一致しないジョイントベンチャーパートナー、支配株主、又は経営陣に依拠する可能性がある。ジョイントベンチャーパートナー、支配株主、又は経営陣によるビジネス決定、行為又は不作為は、当社に対する訴訟又は規制的行为をもたらし、その他の方法で当社の評判及びブランドを損なう可能性がある。

市場の需要と規制上の制約により預金を受け入れ、維持できないと、当社の流動性ポジションと当社の事業資金調達能力に著しい悪影響が生じるおそれがあること

資金調達源として、当社の米国銀行子会社は、アメリカン・エクスプレス・パーソナル・セービングを通じて直接消費者からのほか、外部のブローカレッジ・ネットワークを通じて個人から、預金を受け入れている。2014年12月31日現在の当社の米国リテール預金合計は約433億ドルであった。当社は、預金市場（特にブローカレッジ・ネットワーク）において激しい競争に直面している。業界全体にわたる積極果敢な価格決定は、既存の残高の維持及び費用効率の高い新たな預金資金の取得に不利な影響を及ぼし、当社の成長及び収益性に影響を及ぼす可能性がある。当社が預金を引きつけ、維持するためにより高い金利を提示する必要がある場合には、当社の資金調達コストが悪影響を受けることになる。顧客は、その他の理由により、競合他社が提供する商品及びサービスを好んで、口座を解約、又は残高若しくは預金を減少させる可能性がある。これらの変化（急速に起きる可能性がある。）は、価格決定、オンラインセキュリティ又は当社の評判に関する懸念を含む、当社の商品又はサービスに対する一般的な不満によってもたらされる可能性がある。

当社が預金により資金調達を行い、競争力のある預金金利を提示できるかどうかともまた、当社の米国銀行子会社の資本水準に左右される。連邦預金保険法は一般に、(1)自己資本が十分な場合、又は(2)資本が充実しており、FDICから適用免除を受けている場合を除き、銀行（センチュリオン・バンク及びAEBFSBを含む。）が、ブローカー預金を受け入れること、又は通常の市場地域又は全国（預金の勧誘活動が行われる場所による。）の現行金利より大幅に高い預金金利を提示することを禁止している。当社の米国リテール預金の残高の大部分は、外部のブローカレッジ・ネットワークにより資金調達されており、これらの預金は、銀行規制においてはブローカー預金とみなされている。資本が十分でない銀行は一般に、FDICがかかる銀行が金利の高い地域で営業を行っているとは判断する場合を除いて、どのような預金（直接消費者向けの預金を含む。）に対しても、FDICが公表する国内金利を75ベースポイント以上超える利息を支払うことができない。自己資本が充実している預金保険対象預金受入機関は、禁止の放棄を申請し、FDICが許可した場合を除いて、ブローカー預金を受け入れ、更新又は繰り越すことができない。資本不足の預金受入機関は、当該機関の通常の市場分野又はその他の場合に当該預金を受け入れられる市場分野において一般的な金利よりも大幅に高い金利を保険対象の預金に対して提供することにより、預金の勧誘を行うことはできない。自己資本が十分な銀行に対しては、その銀行が、契約書、同意命令、排除命令、資本指令、又は連邦規制機関から発せられた迅速な改善命令に定める資本維持条項に服していないことを条件として、こうした制約は存在しない。預金受入機関の連邦規制機関が、当該預金受入機関が危険・不安定な状態である、又は危険・不安定な銀行業務慣行に従事していると判断した場合、規制機関は、資本が十分な機関を資本が充実している機関に再分類でき、資本が充実している機関は、資本不足の機関と準ずるものとみなされ、特定の制約に従わなければならない、資本不足の機関は、資本が著しく不足している機関に適用される特定の措置を講じる必要がある。

センチュリオン・バンク及びAEBFSBは、2014年12月31日現在その目的において「自己資本が十分」とみなされているが、今後も引き続きこの定義を満たすと断言することはできない。新資本規則は、段階的に導入されたときに、銀行持株会社とその銀行子会社に対し、株式資本により重点を置いて、大幅に追加の資本を維持することを要求する。加えて、当社の規制当局は、いつでも自己資本が十分とされる要件を調整することができ、当社の預金事業に対し制限（当社が預金に支払う金利を含む。）を加える権限を有している。将来預金を引きつけ、又は維持できないと、当社の流動性ポジションと当社の事業資金調達能力に著しい悪影響が及ぶおそれがある。

当社は、当社の事業運営に不可欠の各種コンピュータ・システム、プラットフォーム及びその他のサービスを外部業者に依存しており、これらの外部業者が当社の事業に被害をもたらす行為を行う場合があること

当社は、世界中でサービス・ネットワークを運営している。費用・営業効率を達成するために、当社は、当社の世界規模の事業運営に不可欠の当社のコンピュータ・システム等のサービスの多くを外部業者に外注している。こうした外注先の大部分は、発展途上国である。当社は、顧客とやりとりするために、ソーシャル・メディア・プラットフォームやモバイル技術を含む、第三者に依拠している。当社は、決定の一部が第三者であるサービス業者の管理下にあるというリスク、及びそれらの決定が当社の活動に悪影響を及ぼすおそれがあるというリスクに晒されている。第三者のサービス業者によるサービスレベル契約又は規制・法律上の義務の遵守状況を適切に監視できなかった場合、当社の財政又は評判は悪影響を受ける可能性がある。さらには、第三者が保持する、又は第三者のネットワーク又はプラットフォームを通じて発信されるデータの機密性、プライバシー及び／又はセキュリティが侵害されるといったリスクも存在し、当該攻撃又は侵害が当社のシステムに影響を及ぼさない場合でも、当社の事業を著しく侵害する可能性がある。さらに、複数の外部業者を管理しなければならないことにより、当社の業務の複雑性が増大する一方で、当社の管理の行き届く範囲が縮小する。また、こうした業務に対する需要が世界中で高まるにつれて、外注先の費用効率が低下する可能性がある。

さらに、当社は、当社のグローバル・ネットワークによる情報の適時送信について第三者のサービス業者、加盟店、プロセサー、アグリゲーター、GNS提携先及びその他第三者に依存している。サービス業者又は第三者が、自然災害、業務の混乱、テロ行為、ハッキングやその他のサイバーセキュリティ事件等の理由で、当社の必要とするデータ品質、通信能力又は通信サービスを提供できなくなった場合、それによって当社のサービスが中断する、又は顧客に対するサービスの質が低下するおそれがある。上記「当社の情報テクノロジー・システムの重大な混乱する、又はそのセキュリティの侵害、若しくは当社カードを利用した詐欺事件の増加により、当社ブランドの評判が損なわれ、法律上、規制上及び財政上の重大なエクスポージャーに繋がるおそれがあり、当社のチャージカードとクレジットカードの利用件数や加盟店数が減るおそれがあること」を参照。

当社の事業は、地政学的事由、天候、自然災害及びその他の状況の影響を受けること

地政学的事由、テロ攻撃、自然災害、天候条件の悪化、疾病の大流行、ハッカーによる当社のインフラへの進入又は悪化及びその他の大惨事が当社の事業に悪影響を与える可能性がある。当社の本社は、ワールド・トレード・センターに隣接していたために、2001年9月11日の同時多発テロによる損害を受けた。将来同様の出来事又はその他の災害や惨事が発生した場合、当社の事業と営業基盤（当社のITシステムを含む。）に悪影響が及ぶおそれがある。当社は収益の一部を旅行関連支出から得ているために、当社の事業は、安全に関する懸念に機敏に反応し、旅行者が安全上の問題に懸念を持つようになった時期又は旅行することが健康に関するリスクを伴うおそれがある場合には落ち込む可能性がある。さらには、かかる中断の結果、当社が提供する旅行中断保険方針に基づく債権の支払いが発生し、旅行の中断が長引いた場合、全体的な当社の旅行関連支出に重大な悪影響が及ぶおそれがある。上記の状況（又は同様の状況）が旅行中断の蔓延や長期化に繋がる場合、当社の経営成績に重大な悪影響を与える可能性がある。カード会員の支出も自然災害又はその他の大惨事の被害に遭った地域において悪影響を受ける可能性がある。当該事象が景気全体に及ぼす影響も、当社の財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

該当なし。

6 【研究開発活動】

該当なし。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

アメリカン・エクスプレス・カンパニーの以下の考察は、連結財政状態及び経営成績の考え方と理解を提供するためのものである。一部の主な用語については、末尾「主な用語の解説」に定義されている。

「アメリカン・エクスプレス」又は「当社」とは、別段の記述がある場合又は文脈上別段の意味を有する場合を除き、アメリカン・エクスプレス・カンパニー及び連結基準に基づく同社子会社をいう。

概 要

事業紹介

当社は、米国カード・サービス（「USCS」）、国際カード・サービス（「ICS」）、グローバル・コマーシャル・サービス（「GCS」）及びグローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス（「GNMS」）という4つの報告対象事業セグメントを有するグローバル・サービス企業である。当社は、生活を豊かにし、事業の成功を構築する商品、見識と経験を当社の顧客に提供している。当社の主要な商品とサービスは、世界各地の個人及び法人に提供している決済用のチャージカード及びクレジットカード商品並びに旅行関連サービスである。2014年7月1日以降、非連結合併事業であるアメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベル（「GBT JV」）を通じて、法人向け旅行関連サービスを提供している。2014年6月30日までは、法人向け旅行事業は、完全子会社であった。当社の商品・サービスの範囲には、以下のものが含まれる。

- ・ チャージカード及びクレジットカード商品
- ・ 費用管理商品・サービス
- ・ 旅行関連サービス
- ・ ストアード・バリュー商品及びプリペイド商品
- ・ ネットワーク・サービス
- ・ 加盟店募集・加盟店事務処理業務、各種事務処理・決済及び加盟店向け販売時点情報管理（POS）、マーケティング・情報関連商品・サービス
- ・ 手数料サービス（詐欺防止サービス及びカスタマイズされた顧客ロイヤルティ・特典プログラムの設計を含む。）

当社の商品・サービスは、個人、経営者／個人事業主、中小企業及び大企業を含む多様な顧客グループにグローバルに販売されている。これらの商品・サービスは、ダイレクトメール、オンライン、社内外の営業担当者及び直接反応広告を含む様々な経路を通じて販売されている。

当社は、世界の決済業界において、チャージカード、クレジットカード及びデビットカードのネットワーク、発行会社及び加盟店募集管理業者、並びに進化する代替的な決済代行業者と競合している。決済業界が進化し続けるにつれて、当社は、非伝統的プレーヤーとの激しさを増す競争に直面している。これらのプレーヤーは、決済その他手数料に基づくソリューションを創出するために、新しいテクノロジー並びに顧客の既存の勘定及び関係を利用している。当社は、当社の顧客のデジタル体験を向上させ、かつオンライン及びモバイルコマース用プラットフォームを開発することを追求するにつれて、デジタル市場向けに既存の事業を変革し、新たな商品・サービスを創造している。

当社の商品・サービスは、当社にとって次のような種類の収益を生み出している。

- ・ 当社最大の収益源である加盟店手数料収益（カード会員が当社のネットワーク加盟店で商品・サービスの購入にカードを利用したときに加盟店に一般に請求される手数料）
- ・ カード手数料（純額）（年間会費等の手数料により稼得される収益）
- ・ 旅行手数料及び報酬（旅行関連取引に関する顧客及びサプライヤーの両方に対し取引手数料又は管理手数料を請求することにより稼得される。2014年6月30日まで法人向け旅行手数料及び委託料が含まれていた。）
- ・ その他の手数料及び報酬（外貨換算手数料、カード関連報酬・審査料、ロイヤルティ・パートナー関連手数料及びその他のサービス手数料として稼得される。）
- ・ その他の収益（当社のグローバル・ネットワーク・サービス（「GNS」）事業の提携先との契約により発生する収益（委託料及び契約手数料を含む。）、カード会員の旅行等保険プログラムから稼得される保険料、プリペイドカード関連収益、GBT JV関連の移行期間サービス契約に関する収益、持分法投資による利益（GBT JVを含む。）及びその他の雑収益・手数料を含む。）
- ・ ローンに対する利息（主に、未返済残高に対する受取利息）

財務ハイライト

2014年度の当社の当期純利益は59億ドルとなり、希薄化後1株当たり利益は5.56ドルとなった。これに対し、2013年度の当期純利益は54億ドル、希薄化後1株当たり利益は4.88ドルであり、2012年度の当期純利益は45億ドル、希薄化後1株当たり利益は3.89ドルであった。

2014年度の成績には、以下が含まれていた。

- ・ 第4四半期におけるコンカー・テクノロジーズ（「コンカー」）に対する当社の投資持分の売却による719百万ドル（税引後453百万ドル）の利益
- ・ 第2四半期における法人向け旅行合併事業の取引による626百万ドル（税引後409百万ドル）の利益
- ・ リエンジニアリング計画に関する費用について420百万ドル（税引後277百万ドル）の純費用（第4四半期及び第2四半期における313百万ドル（税引後206百万ドル）及び133百万ドル（税引後90百万ドル）のリストラクチャリング費用をそれぞれ含む。）
- ・ 第4四半期におけるデルタ航空（「デルタ」）との当社の提携の更新に関して109百万ドル（税引後68百万ドル）の費用

2013年度の成績には、以下が含まれていた。

- ・ 第4四半期における加盟店訴訟の和解案に関連して66百万ドル（税引後41百万ドル）の費用

2012年度の成績には、以下が含まれていた。

- ・ 当社のリエンジニアリング計画に関して461百万ドル（税引後328百万ドル）の純費用（第4四半期における400百万ドル（税引後287百万ドル）のリストラクチャリング費用を含む。）
- ・ 米国カード会員の「メンバーシップ・リワード」の将来のポイント交換率を推計するプロセスの改善に起因する342百万ドル（税引後212百万ドル）の費用
- ・ 一部の外国税額控除の実現に関して146百万ドルの税務上の利益

財務目標

当社は、平均的かつ長期的に、3つの財務目標の達成に努めている。

- ・ 1株当たり利益（「EPS」）の増加率を12%から15%とする。
- ・ 収益（支払利息差引後）の増加率を8%以上とする。
- ・ 自己資本平均残高利益率（「ROE」）を25%以上とする。

当社は、EPS目標及びROE目標を達成した場合には、配当又は普通株式の買戻しにより平均的かつ長期的に発生資本の約50%を株主に還元できるよう努める（ただし、本書に記載する特定の規制により制限を受ける可能性がある。）。当社の財務目標を達成するための能力に関する特定の要素に関する考察については、後記「現在の事業環境／見通し」を参照。

将来の見通しに関する記述及び非GAAP指標

本項の記述の一部は、1995年民事証券訴訟改革法に定める将来の見通しに関する記述である。「将来の見通しに関する記述に対する注記」を参照。

当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（「GAAP」）に基づき、当社の連結財務書類を作成している。ただし、本書に含まれる情報の一部は、非GAAP財務指標に該当する。当社による非GAAP財務指標の計算は、他社による同様の名称の指標の計算とは異なる場合がある。

銀行持株会社

アメリカン・エクスプレス・カンパニーは、1956年銀行持株会社法に基づく銀行持株会社であり、連邦準備制度理事会（「連邦準備理事会」）は当社の主な連邦監督機関である。そのため、当社は、連邦準備理事会の規制、政策及び最低資本基準に服している。

現在の事業環境／見通し

2014年度の当社の成績は、当社のカード会員によるカード利用金額の一層の増加、カード会員向けローン債権平均残高の増加、史上最低水準又はその近辺にあるクレジット・クオリティ指標及び営業費用の抑制継続を反映する一方で、当社の健全な貸借対照表により、多額の資本を当社の株主に還元することができた。当社は、現在の経済・競争環境にあって堅調な利益を生み出したものと考えているが、2015年度にはより多くの困難に直面するものと認識している。

2014年度において、当社のネットワークにおけるカード会員の全世界での年間カード利用金額が初めて1兆ドルを超えた。カード会員の請求取扱高は、第4四半期において上昇率がやや鈍化したが、前年度と比較して年間7%増加した。加盟店手数料収益は、前年度と比較して年間4%増加した。請求取扱高の増加は加盟店手数料収益の増加を上回ったが、これは主として、当社のGNS事業（当社が加盟店から稼得する加盟店手数料収益を、当社のカード発行銀行提携先と分配している。）の成長加速、法人顧客及び加盟店提携先に対してなされる一部の契約締結及び支払い、当社の現金リベート特典商品の堅調な成長並びに地域及び業界別のカード利用構成の変化を要因とするものであった。これらの要因と、競争及び価格規制（競合会社の売上交換手数料率の規制を含む。）が相まって、かかる傾向が長期的に続く可能性がある。

ローン債権平均残高は、2014年度に4%増加したが、これに資金調達コストの低下が相まって、正味受取利息が8%増加した。純償却率は、史上最低水準又はその近辺にとどまったが、全般的な改善率は2014年度に鈍化した。当社は、ある時点で、純償却率がこの歴史的な低水準から上昇し、その場合、ローン債権平均残高が現在の水準以上にとどまると仮定すると、損失引当金繰入額が増加すると予想している。

上述のとおり、当社の2014年度の成績には、第2四半期における法人向け旅行合弁事業の取引による純利益（税引前626百万ドル）及び第4四半期におけるコンカーに対する当社の投資持分の売却による純利益（税引前719百万ドル）が含まれている。当社は、これらの利益の大部分を、業務効率の改善に向けられた事業構築活動及び計画への追加投資のために利用した。具体的には、マーケティング・販促・特典費用は、さらなる追加の投資及びデルタとの間の当社の長期的な関係の更新に関する費用を反映している。また、当社は、当社のさらなる効率化と営業費用の抑制をすすめる、その結果として当社が新規の改善された商品及びサービスに投資することを一層可能にするため、第2四半期（税引前133百万ドル）及び第4四半期（税引前313百万ドル）にリストラクチャリング活動を行った。

当年度の営業費用は、6%減少し、非GAAP指標である調整後営業費用は、前年度比で横ばいとなった。調整後営業費用の詳細については、表1を参照。

幅広い個人及び法人向けカードの提供、大規模国際事業並びに世界中のGNS提携先を含め、当社の事業が商品別及び地域別に多様化する一方、当社は、2015年度にますます多くの困難に直面する。

決済業界の規制は、近年大幅に強化されており、世界中の様々な政府が決済システムに対する規制制度を確立しているか、又は確立することを提案している。欧州連合（「EU」）においては、カード決済部門における規制改正案（価格規制の導入、全カード受入規制及び助言禁止規則の撤廃、当社のネットワークへのアクセス付与に関する要件並びにその他重要な変更を含む。）により、EUにおける当社の事業による加盟店手数料収益が悪影響を受ける可能性があり、またより浸透している銀行カード・ネットワークと競争するための当社の柔軟性が大幅に制限される可能性がある。法規制環境に関するさらなる情報については、「法規制等に関する最近の状況」を参照。

さらに、世界の経済成長は、緩やかな、かつ様々に入り交じったペースで持続している。当社の2014年度の成績は、米ドル高による悪影響を受けたが、当社は現在、2015年度も外国為替による悪影響を予想している。当社の成績は、短期金利が上昇した場合又は米国議会が当社の能動的な金融所得に関する法律を更新し続けることができず、当社の実効税率が上昇し、2015年度以降の当期純利益に悪影響が及んだ場合には、悪影響を受ける可能性がある。

決済業界全体において極めて激しい競争が続いている。共同ブランド分野において、当社は、当社のカード会員に最高の価値を提供するこれらの関係に焦点を当てる一方で、当社の事業及び株主に適切な利益を還元している。当社は最近、デルタ、スターウッド及びキャセイ・パシフィックとの関係を更新及び延長した。競争激化のため、当社のビジネスモデルの重要な構成要素である共同ブランドとの関係の更新及び延長にかかる当社の費用は概して増加している。当社は引き続き、多様かつバランスのとれた商品カテゴリー構成を求めて努力していく。

2015年2月12日に発表されたとおり、当社は、重要な成長著しい取引関係である、米国のコストコとの間における当社の共同ブランド及び加盟店の受入れに関する契約の更新を試みた。代替的な投資と比較して当社及び当社の株主にとって魅力的な利益を提供する条件への合意には至らなかった。米国のコストコの共同ブランド顧客は、2014年12月31日に終了した年度において、当社の全世界の請求取扱高の約8%を生み出した。これらの顧客のカード利用の70%超は、コストコの店舗外において行われた。2014年12月31日現在、これらの共同ブランド顧客は、当社の全世界のカード会員ローン債権残高の約20%及び当社の総有効カード枚数の約10%を占めた。さらに、2014年12月31日に終了した年度における当社の全世界の請求取扱高の1%は、コストコの店舗におけるその他のアメリカン・エクスプレス・カードでの支払いによるものであった。コストコとの間における当社の現在の共同ブランド及び加盟店の受入れに関する契約は、2016年3月31日に満了する予定である。既存のコストコ米国カード会員向けローン債権ポートフォリオの売却の時期は、コストコ、当社及び新規の共同ブランドカード発行会社の間における一連の意思決定及び交渉に依存する。

当社は、カード会員（コストコ共同ブランド関係からの会員を含む。）に対し当社の自社提供の商品群から魅力的な商品を提供することにより、カード会員を引き付けるための投資を行う予定である。また、当社は、長期的により魅力的な利益を提供し、当社を長期的かつ持続的に成長させるものと当社が考える、当社全体にわたるその他の成長計画への投資を行う予定である。当社は、当社の既存の共同ブランド関係をより強固にすることにより、当社が共同ブランド分野及び当社全体における成長機会に投資するためのより高い柔軟性を得て、決済及び商取引の世界における革新を推進するための一助となるものと考えている。

それと同時に、当社は、当社のコスト基盤全体が適切な規模になるように再設計する準備があるが、それには将来のリストラクチャリング費用が伴うと同時に、当社が2015年度及び2016年度において営業費用の抑制を維持することができる可能性がある。リストラクチャリング費用の時期及び規模は、ポートフォリオの売却の有無、コストコ米国共同ブランドポートフォリオに関連する請求取扱高の減少率及び当社がその他の商品に関する請求取扱高を増加させることができるペースを含む多数の要因に依存する。

競争激化及び価格規制、米ドル高、2016年度における当社の米国コストコ共同ブランド関係の満了及びその他上記の要因の累積的影響が存在し、当社はこれらの直近の困難に対処し、米国コストコ関係の終了に備えて積極的に投資を行うため、2015年度の1株当たり利益が前年度比で重大な悪影響を受ける可能性がある。2016年度におけるこれらの困難の影響は、魅力的な商品やサービスをカード会員に提供し、その他の収益源を成長させ、費用抑制計画を実施するための当社の能力等の要因に依存するが、これらの措置が成功する保証はない。当社は、当社のビジネスモデルを信頼しており、当社の前年度比での成績がコストコとの関係解消又は当社のその他の共同ブランド提携先との関係の更新による影響を受けなければ、当社の財務目標は、より長期的に適切であり続けると考えている。

2015年2月19日、事実審裁判所は、加盟店が販売の際に当社のカード商品に不公平な取扱いをすることを禁止した、加盟店との当社カードの受入れに関する契約の規定を争う事件において、米国司法省（「DOJ」）に有利な判決を下した。不利な判決による当社の事業への潜在的な影響については、「法規制等に関する最近の状況」を参照。

表1：調整後営業費用

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2014年対2013年 増加(減少)
給与・従業員福利費用	6,095	6,191	
その他(純額)	6,089	6,796	
報告対象営業費用合計	12,184	12,987	(6)%
GBT JV取引による利益(取引関連費用控除後)	547	—	
グローバル・ビジネス・トラベル(GBT)の営業費用(a)	-	(696)	
アメリカン・エクスプレス財団への寄付(b)	(40)	-	
リストラクチャリング費用(b)	(446)	-	
調整後営業費用(c)	12,245	12,291	—%

- (a) 2013年度第3四半期及び第4四半期に報告されたGBTの営業費用を示している。その他のGBT関連項目（取引関連費用及び長期的に段階的に解除される移行期間サービス契約に関連する影響を含む。）は含まれない。
- (b) 類似の分類の費用が2014年度第2四半期又は第4四半期以外の期間において認識された場合、当該費用は除かれていない。
- (c) 調整後営業費用及び関連する増加率は、非GAAP指標である。経営陣は、これらの指標が当社の継続的な成績を評価するにあたり有用であるものと考えている。

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

連結経営成績

本項記載の重要な用語と関連情報については、「主な用語の解説」を参照。

表2：財務成績の概要

12月31日に終了した年度 (百分比及び1株当たり金 額を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)		2013年対2012年 増加(減少)	
収益合計 (支払利息差引後)	34,292	32,974	31,555	1,318	4%	1,419	4%
損失引当金繰入額	2,044	1,832	1,712	212	12%	120	7%
費用	23,257	23,254	23,392	3	-%	(138)	(1)%
当期純利益	5,885	5,359	4,482	526	10%	877	20%
普通株式1株当たり利益 —希薄化後(a)	5.56 (ドル)	4.88 (ドル)	3.89 (ドル)	0.68 (ドル)	14%	0.99 (ドル)	25%
自己資本平均残高利益率 (b)	29.1%	27.8%	23.1%				
有形自己資本平均残高利益 率(c)	35.9%	34.9%	29.2%				

- (a) 普通株式1株当たり利益—希薄化後は、2014年、2013年及び2012年各12月31日に終了した各年度にそれぞれ46百万ドル、47百万ドル及び49百万ドルの利益が参加型株式報酬及びその他の項目に配分されたことの影響により減少した。
- (b) ROEは、(i)当期純利益（2014年度、2013年度及び2012年度について、それぞれ59億ドル、54億ドル及び45億ドル）を(ii)株主持分合計年間平均残高（2014年度、2013年度及び2012年度について、それぞれ203億ドル、193億ドル及び194億ドル）で除することにより計算される。
- (c) 非GAAP指標である有形自己資本平均残高利益率は、ROEと同じ方法で計算されるが、非GAAP指標である有形自己資本平均残高利益率の計算では、2014年、2013年及び2012年各12月31日現在それぞれ39億ドル、41億ドル及び42億ドルののれん及びその他の無形固定資産平均残高並びに2014年12月31日現在7億ドルの優先株式が株主持分合計平均残高から除外されている。当社は、有形自己資本平均残高利益率が、当社事業の収益性を示す有用な指標であると考えている。

表3：収益合計(支払利息差引後)の概要

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)		2013年対2012年 増加(減少)	
加盟店手数料収益	19,493	18,695	17,739	798	4%	956	5%
カード手数料(純額)	2,712	2,631	2,506	81	3%	125	5%
旅行手数料及び報酬	1,118	1,913	1,940	(795)	(42)%	(27)	(1)%
その他の手数料及び報酬	2,508	2,414	2,317	94	4%	97	4%
その他	2,989	2,274	2,425	715	31%	(151)	(6)%
利息以外の収益合計	28,820	27,927	26,927	893	3%	1,000	4%
受取利息合計	7,179	7,005	6,854	174	2%	151	2%
支払利息合計	1,707	1,958	2,226	(251)	(13)%	(268)	(12)%
正味受取利息	5,472	5,047	4,628	425	8%	419	9%
収益合計(支払利息差引後)	34,292	32,974	31,555	1,318	4%	1,419	4%

収益合計(支払利息差引後)

加盟店手数料収益は、2014年度には2013年度比で798百万ドル(4%)増加し、2013年度には2012年度比で956百万ドル(5%)増加した。両年度の増加は、平均加盟店手数料率の低下、当社全体の請求取扱高を上回るGNS関連の請求取扱高の増加率並びに現金リベート特典及び法人顧客インセンティブの増加により部分的に相殺されたものの、請求取扱高の7%増を要因とするものであった。2014年度の米国請求取扱高と米国外請求取扱高は、2013年度比でそれぞれ8%増及び6%増となったが、これは、自社発行基本カード1枚当たりの平均利用金額及び有効基本カード枚数の増加を要因とするものであった。外国為替レートの変動による影響を除くと、米国外請求取扱高は、10%増加した。請求取扱高の業績に関する詳細は、表6及び表7を参照されたい。2014年度、2013年度及び2012年度の平均加盟店手数料率は、それぞれ2.48%、2.51%及び2.52%であった。地域別及び産業別のカード利用構成の変化、販売量に応じた加盟店料率の決定、戦略的投資、一部の価格決定策、競争、価格規制(競合会社の売上交換手数料率の規制を含む。)並びにその他の要因により、平均加盟店料率は今後も長期的に低下し続ける可能性がある。

カード手数料(純額)は、2014年度には2013年度比で81百万ドル(3%)増加し、2013年度には2012年度比で125百万ドル(5%)増加した。両年度の増加は、主としてICS及びUSCSにおける平均自社発行有効カード枚数の増加及び平均カード手数料の増加を要因とするものであった。外国為替レートの変動による影響を除くと、2014年度のカード手数料(純額)は2013年度比で5%増加し、2013年度のカード手数料(純額)は2012年度比で8%増加した¹。

¹ 非GAAP指標である為替調整後情報は、米ドルへの通貨換算上、比較対象期間の為替レートが一定であったと想定している(すなわち、当年度の成績の確定に用いられた外国為替レートは、その成績が比較対象となる前年度にも適用されると想定している。)。当社は、為替調整後の情報を表示することにより、通貨為替レートの上下により生じる変動を排除して異なる期間の成績を比較することが容易になることから、投資家にとって有用であると考えている。

旅行手数料及び報酬は、2014年度には2013年度比で795百万ドル（42%）減少し、2013年度には2012年度比で27百万ドル（1%）減少した。2014年度における2013年度比での減少は、主として法人向け旅行合併事業の取引を要因とするものであり、その結果、両期間を比較することが難しくなった。2013年度における2012年度比での減少は、主として法人向け旅行売上高の横ばい、及び米国内の個人向け旅行売上高の2%減を要因とするものであった。

その他の手数料及び報酬は、2014年度には2013年度比で94百万ドル（4%）増加し、2013年度には2012年度比で97百万ドル（4%）増加した。2014年度における2013年度比での増加は、主として当社のロイヤルティ・パートナーの事業による収益及び延滞手数料の増加を要因とするものであった。2013年度における2012年度比での増加は、カード会員への返金の減少、延滞手数料及び外国為替差益の微増、並びに当社のロイヤルティ・パートナーの事業による収益の増加を要因とするものであった。

その他の収益は、2014年度には2013年度比で715百万ドル（31%）増加し、2013年度には2012年度比で151百万ドル（6%）減少した。2014年度における2013年度比での増加は、出版事業（2013年度第4四半期に売却された。）による収益の逸失に部分的に相殺されたものの、主として当社のコンカーに対する投資持分の売却による719百万ドルの利益、GBT JVに提供された移行期間サービスの対価として受領した収益及びロイヤルティ・エッジの収益の増加を要因とするものであった。2013年度における2012年度比での減少は、一部の国際諸国における未決済のトラベラーズ・チェックに関する負債の見積変更により、2012年度上半期に計上された利益の影響を要因とするものであった。また、この2013年度の減少には、2013年度第4四半期における出版事業からの収益の逸失、及び2013年度における2012年度比でのその他の収益におけるカード会員への返金の増加が含まれている。これらの減少は、2013年度におけるさらなる顧客との契約によるロイヤルティ・エッジの収益の増加及び投資有価証券の売却益の増加により部分的に相殺されている。

受取利息は、2014年度には2013年度比で174百万ドル（2%）増加し、2013年度には2012年度比で151百万ドル（2%）増加した。両年度における増加は、投資有価証券平均残高の減少による投資有価証券の利息及び配当の減少により部分的に相殺されたものの、主としてカード会員ローン債権平均残高の増加によるローン利息の増加を要因とするものであった。

支払利息は、2014年度には2013年度比で251百万ドル（13%）減少し、2013年度には2012年度比で268百万ドル（12%）減少した。両年度における減少は、顧客預金平均残高の増加により部分的に相殺されたものの、主として債務及び顧客預金に関する資金調達コストの低下を要因とするものであった。また、2013年度の減少は、長期債務平均残高の減少を要因とするものであった。

表4：損失引当金繰入額の概要

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)		2013年対2012年 増加(減少)	
チャージカード	792	648	601	144	22%	47	8%
カード会員向けローン	1,138	1,115	1,030	23	2%	85	8%
その他	114	69	81	45	65%	(12)	(15)%
損失引当金繰入額合計	2,044	1,832	1,712	212	12%	120	7%

損失引当金繰入額

チャージカード損失引当金繰入額は、2014年度には2013年度比で144百万ドル（22%）増加し、2013年度には2012年度比で47百万ドル（8%）増加した。2014年度の増加は、主として2014年度における2013年度比での引当金繰入率の改善の鈍化、法人向けカードの償却額の増加、及び引当金繰入れ（2013年度は引当金戻入れ）をもたらしたその他の損失引当金の想定の変化による影響を要因とするものであった。2013年度の増加は、2013年度における2012年度比での引当金戻入額の増加により部分的に相殺されたものの、純償却額の増加をもたらしたカード会員受取債権平均残高の増加を要因とするものであった。カード会員ローン債権損失引当金繰入額は、2014年度には2013年度比で23百万ドル（2%）増加し、2013年度には2012年度比で85百万ドル（8%）増加した。2014年度の増加は、与信実績の改善による純償却額の減少による利益により部分的に相殺されたものの、カード会員ローン債権平均残高の増加、引当金繰入率の改善の鈍化、及び2013年度比での引当金戻入額の減少をもたらしたその他の損失引当金の想定の変化による影響を要因とするものであった。2013年度の増加は、与信実績の改善による2013年度における純償却額の減少による利益により部分的に相殺されたものの、主として2012年度比での引当金戻入額の減少を要因とするものであった。その他の損失引当金繰入額は、2014年度には2013年度比で45百万ドル（65%）増加し、2013年度には2012年度比で12百万ドル（15%）減少した。2014年度の増加は、2014年度第4四半期における加盟店関連費用を一部の要因とするものであった。

表5：費用の概要

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)		2013年対2012年 増加(減少)	
マーケティング・販促	3,320	3,043	2,890	277	9%	153	5%
カード会員特典	6,931	6,457	6,282	474	7%	175	3%
カード会員サービスその他	822	767	772	55	7%	(5)	(1)%
マーケティング・販促・特典・カード会員サービスその他合計	11,073	10,267	9,944	806	8%	323	3%
給与・従業員福利	6,095	6,191	6,597	(96)	(2)%	(406)	(6)%
その他(純額)	6,089	6,796	6,851	(707)	(10)%	(55)	(1)%
費用合計	23,257	23,254	23,392	3	-%	(138)	(1)%

費用

マーケティング・販促費用は、2014年度には2013年度比で277百万ドル（9%）増加し、2013年度には2012年度比で153百万ドル（5%）増加した。2014年度における2013年度比での増加は、主として法人向け旅行合弁事業の取引による利益及び成長計画におけるコンカーに対する当社の投資持分の売却の一部の再投資を要因とするものであった。2013年度における2012年度比での増加は、カード会員獲得のためのマーケティングに関する支出の増加を要因とするものであった。

カード会員特典費用は、2014年度には2013年度比で474百万ドル（7%）増加し、2013年度には2012年度比で175百万ドル（3%）増加した。2014年度における2013年度比での増加は、主としてカード利用量の増加及び1ポイント当たりの加重平均費用（「WAC」）の想定増加に伴う新規獲得ポイントに関連する266百万ドルの増加による「メンバーシップ・リワード」費用の263百万ドルの増加を要因とするものであり、2014年度第4四半期におけるデルタとの提携の更新に関する109百万ドルの費用による影響が含まれている。これらの増加は、最終的なポイント交換率（「URR」）の平均上昇率の鈍化により相殺された。共同ブランド特典費用は、主としてカード利用量の増加を要因として、211百万ドル増加した。

2013年度におけるカード会員特典費用の増加は、「メンバーシップ・リワード」費用の108百万ドル減により部分的に相殺されたものの、主としてカード利用量の増加に関連した共同ブランド特典費用の283百万ドルの増加を要因とするものであった。「メンバーシップ・リワード」費用の減少は、主として未交換の獲得ポイントに関する負債に関連する208百万ドルの減少を要因とするものであり、2012年度比での1ポイント当たりの想定WACの平均低下率の鈍化及びURRの平均上昇率の鈍化に関する費用の純増により部分的に相殺されたものの、米国URR推定プロセスの改善に関する2012年度の342百万ドルの費用の影響が含まれている。当該208百万ドルの減少は、新規獲得ポイントに関連する費用100百万ドルの増加により部分的に相殺された。

「メンバーシップ・リワード」の現行加入者向けのURRは、2014年12月31日において95%（端数切上げ）であり、2013年12月31日における94%（端数切下げ）及び2012年12月31日における94%（端数切上げ）から増加した。URRの上昇は、当社の「メンバーシップ・リワード」プログラムに関する契約が増えたことを要因とするものであった。

カード会員サービス費用は、2014年度には2013年度比で55百万ドル（7%）増加し、2013年度には2012年度比で5百万ドル（1%）減少した。2014年度における2013年度比での増加は、主として、一部のカード会員特典の契約数及び利用数の増加、並びに最近オープンしたアメリカン・エクスプレス・ブランドの空港ラウンジを要因とするものであった。

給与・従業員福利費用は、2014年度には2013年度比で96百万ドル（2%）減少し、2013年度には2012年度比で406百万ドル（6%）減少した。2014年度における2013年度比での減少は、主として法人向け旅行合弁事業の取引を要因とするものであり、その結果、両期間を比較することが難しくなった。かかる減少は、2014年度第2四半期及び第4四半期におけるリストラクチャリング費用により部分的に相殺された。2013年度における2012年度比での減少は、主として2012年度第4四半期のリストラクチャリング費用を要因とするものであった。

その他の費用は、2014年度には2013年度比で707百万ドル（10%）減少し、2013年度には2012年度比で55百万ドル（1%）減少した。2014年度における2013年度比での減少は、主として法人向け旅行合弁事業の取引（その結果、2014年度第2四半期に利益が計上され、2014年度第3四半期以降の期間との比較が難しくなった。）及び2013年度における加盟店訴訟の和解案を要因とするものであった。また、かかる減少は、2014年度におけるプロフェッショナル・サービス費用並びに賃借料及び設備関係費用の減少を要因とするものであった。これらの利益は、2014年度における詐欺対策費用及び非法人所得税項目の増加、並びに2014年度第2四半期におけるアメリカン・エクスプレス財団への寄付により部分的に相殺された。2013年度の減少は、2012年度におけるカード会員への返金及び投資の減損の増加を要因とするものであるが、主としてデータ処理費用の増加及び2013年度第4四半期における加盟店訴訟の和解案を要因とする、賃借料及び設備関係費用の増加、技術開発投資並びにその他の事業投資の増加を要因とするプロフェッショナル・サービス費用の増加によって部分的に相殺された。

法人所得税

実効税率は、2013年度の32.1%、2012年度の30.5%に対し、2014年度は34.5%であった。2014年度及び2013年度の実効税率には、一部の過年度の税務申告に関する解決に関連して、それぞれ40百万ドルの費用及び150百万ドルの税制優遇が含まれていた。2012年度の実効税率には、一部の外国税額控除の実現に関して、146百万ドルの税制優遇が含まれていた。3年間の実効税率は、経常的かつ恒久的な税制優遇策にかかる税引前利益の水準及び事業の地域構成の変化を反映している。

表6：主要統計情報

12月31日に終了した年度	2014年	2013年	2012年	2014年対 2013年 増(減)率	2013年対 2012年 増(減)率
カード請求取扱高(十億)：					
米国	688.1	637.0	590.7	8%	8%
米国外	334.7	315.4	297.7	6%	6%
合計	1,022.8	952.4	888.4	7%	7%
総有効カード枚数(百万枚)：					
米国	54.9	53.1	52.0	3%	2%
米国外	57.3	54.1	50.4	6%	7%
合計	112.2	107.2	102.4	5%	5%
有効基本カード枚数(百万枚)：					
米国	42.6	41.1	40.3	4%	2%
米国外	47.0	44.0	40.5	7%	9%
合計	89.6	85.1	80.8	5%	5%
平均加盟店手数料率	2.48%	2.51%	2.52%		
基本カード会員平均利用金額(ドル)(a)	16,884	16,334	15,720	3%	4%
カード1枚当たり平均手数料(ドル)(a)	40	40	39	-%	3%
調整後カード1枚当たり平均手数料(ドル)(a)	45	44	43	2%	2%

- (a) 平均基本カード会員利用金額とカード1枚当たり平均手数料は、自社発行カード業務についてのみ算出されている。カード1枚当たり平均手数料は、繰延直接取得費用償却費を含むカード手数料(純額)を全世界における平均自社発行有効カード枚数で除したものに基つき計算されている。非GAAP指標である調整後カード1枚当たり平均手数料は、同じ方法で計算されるが、繰延直接取得費用償却費は除外されている。2014年、2013年及び2012年各12月31日に終了した年度の除外された償却費の額は、それぞれ306百万ドル、262百万ドル及び257百万ドルであった。当社が調整後平均カード1枚当たり手数料を表示しているのは、この指標が当社の自社発行カード商品全般のカード手数料の設定状況をよく表示していると当社が考えているためである。

表7：主要統計情報

	2014年度		2013年度	
	増(減)率	外国為替レート に変動がなかった と想定した場合の 料率の増(減)率 (a)	増(減)率	外国為替レート に変動がなかった と想定した場合の 料率の増(減)率 (a)
全世界(b)				
請求取扱高	7%	9%	7%	8%
自社発行カード請求取扱高	7%	7%	6%	7%
GNS請求取扱高(c)	12%	15%	12%	16%
航空会社関連取扱高 (2014年度及び2013年度において、ともに全世界 での請求取扱高の9%)	5%	6%	3%	3%
米国(b)				
請求取扱高	8%		8%	
自社発行個人向けカード請求取扱高(d)	7%		7%	
自社発行経営者/個人事業主向け カード請求取扱高(d)	10%		11%	
自社発行コーポレート・サービス請求取扱高(e)	8%		8%	
T&E関連取扱高 (2014年度及び2013年度において、ともに米国請 求取扱高の26%)	6%		6%	
非T&E関連取扱高 (2014年度及び2013年度において、ともに米国請 求取扱高の74%)	9%		9%	
航空会社関連取扱高 (2014年度及び2013年度において、ともに米国請 求取扱高の8%)	3%		4%	
米国外(b)				
請求取扱高	6%	10%	6%	10%
日本、アジア太平洋及びオーストラリア (「JAPA」)請求取扱高	10%	14%	6%	13%
ラテン・アメリカ及びカナダ(「LACC」)請求 取扱高	(1)%	8%	6%	11%
ヨーロッパ、中東及びアフリカ(「EMEA」)請 求取扱高	7%	7%	7%	6%
自社発行個人及び経営者/個人事業主向け カード請求取扱高(f)	2%	6%	2%	6%
JAPA請求取扱高	-%	6%	(4)%	6%
LACC請求取扱高	(5)%	2%	4%	7%
EMEA請求取扱高	9%	8%	7%	6%
自社発行コーポレート・サービス請求取扱高(e)	3%	6%	2%	3%

(a) 為替調整後情報は、米ドルへの通貨換算上、比較対象期間の為替レートが一定であったと想定している（すなわち、当年度の成績の確定に用いられた外国為替レートは、その成績が比較対象となる前年度にも適用されると想定している。）。当社は、為替調整後の情報を表示することにより、通貨為替レートの上下により生じる変動を排除して異なる期間の成績を比較することが容易になることから、投資家にとって有用であると考えている。

(b) 上表において「自社発行」又は「GNS」と指定されていない項目には、自社発行及びGNS両方のデータが含まれる。

(c) GNMSに含まれる。

(d) USCSに含まれる。

(e) GCSに含まれる。

(f) ICSに含まれる。

表8：主要統計情報

12月31日現在又は同日に終了した年度 (百分比及び別段の表示ある場合を除き、 百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対 2013年 増(減)率	2013年対 2012年 増(減)率
全世界におけるカード会員受取債権：					
受取債権合計(十億ドル)	44.9	44.2	42.8	2%	3%
損失引当金：					
期首残高	386	428	438	(10)%	(2)%
引当金繰入額(a)	792	648	601	22%	8%
純償却額(b)	(683)	(669)	(640)	2%	5%
その他(c)	(30)	(21)	29	43%	#
期末残高	465	386	428	20%	(10)%
受取債権に対する割合	1.0%	0.9%	1.0%		
純償却率—元本のみ—USCS/ICS(e)	1.7%	(d)	(d)		
純償却率—元本及び手数料—USCS/ICS(e)	1.9%	(d)	(d)		
受取債権合計に対する30日超延滞債権の割合 —USCS/ICS	1.6%	(d)	(d)		
カード利用金額に対する純損失率—GCS	0.09%	0.08%	0.06%		
受取債権合計に対する請求後90日超延滞債権の割合 —GCS	0.8%	0.9%	0.8%		
全世界におけるカード会員向けローン債権：					
ローン債権合計（十億ドル）	70.4	67.2	65.2	5%	3%
損失引当金：					
期首残高	1,261	1,471	1,874	(14)%	(22)%
引当金繰入額(a)	1,138	1,115	1,030	2%	8%
純償却額—元本のみ(b)	(1,023)	(1,141)	(1,280)	(10)%	(11)%
純償却額—利息及び手数料(b)	(164)	(150)	(157)	9%	(4)%
その他(c)	(11)	(34)	4	(68)%	#
期末残高	1,201	1,261	1,471	(5)%	(14)%
期末引当金—元本のみ	1,149	1,212	1,423	(5)%	(15)%
期末引当金—利息及び手数料	52	49	48	6%	2%
ローン債権に対する割合	1.7%	1.9%	2.3%		
延滞債権に対する割合	167%	169%	182%		
ローン債権平均残高(十億ドル)	66.0	63.3	61.5	4%	3%
純償却率—元本のみ(e)	1.5%	1.8%	2.1%		
純償却率—元本、利息及び手数料(e)	1.8%	2.0%	2.3%		
ローン債権合計に対する30日超延滞債権の割合	1.0%	1.1%	1.2%		
ローン平均残高で除した正味受取利息(f)	8.3%	8.0%	7.5%		
カード会員ローン債権に対する純利回り(f)	9.3%	9.3%	9.1%		

#は増減率が100%を超えることを示している。

- (a) カード会員ローン債権に関する（承認された取引による）元本、利息及び／又は手数料、並びにカード会員受取債権に関する（承認された取引による）元本及び手数料の引当金の要素に関する引当金繰入額。
- (b) 回収額控除後の償却額。
- (c) カード会員受取債権については、2014年度において、その他の負債に再分類された(7)百万ドルのカード関連詐欺による損失、2014年、2013年及び2012年各12月31日に終了した各年度において、それぞれ(15)百万ドル、(4)百万ドル及び2百万ドルの為替換算調整額、2012年度において、その他の負債から貸倒引当金に再分類された18百万ドルのカード会員破産引当金、並びに2014年、2013年及び2012年各12月31日に終了した各年度において、それぞれ(8)百万ドル、(17)百万ドル及び9百万ドルのその他の調整額が含まれている。カード会員ローン債権については、2014年度において、その他の負債に再分類された(6)百万ドルのカード関連詐欺による損失、2014年、2013年及び2012年各12月31日に終了した各年度において、それぞれ(17)百万ドル、(12)百万ドル及び7百万ドルの為替換算調整額、2012年度において、その他の負債から貸倒引当金に再分類された4百万ドルのカード会員破産引当金、並びに2014年、2013年及び2012年各12月31日に終了した各年度において、それぞれ12百万ドル、(22)百万ドル及び(7)百万ドルのその他の調整額が含まれている。
- (d) 従来、ICSについて、カード利用金額に対する純損失率及び受取債権に対する請求後90日超延滞債権の割合が表示されていた。2014年度第1四半期から、システム改良の結果、受取債権合計に対する期限後30日超延滞債権の割合、純償却率（元本のみ）及び純償却率（元本及び手数料）が表示されている。
- (e) 当社は、業界の慣習と一致するように、元本のみ（すなわち利息及び／又は手数料を除く。）の損失に基づく純償却率を表示している。さらに、当社の慣行は、回収不能な利息及び／又は手数料を損失引当金繰入額合計の一部として含めることであるため、元本、利息及び／又は手数料を含む純償却率も表示している。
- (f) カード会員ローン債権純利回り（非GAAP指標）、ローン平均残高で除した正味受取利息（GAAP指標）の計算、及びカード会員ローン債権純利回りを表示する当社の論理的根拠については、表9を参照。

表9：カード会員ローン債権の純利回り

12月31日に終了した年度 (百分比及び別段の表示ある場合を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年
正味受取利息	5,472	5,047	4,628
控除：			
当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに帰属しない支払利息	1,019	1,181	1,366
当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに帰属しない受取利息	(359)	(361)	(401)
調整後正味受取利息(a)	6,132	5,867	5,593
ローン平均残高(十億ドル)	66.0	63.3	61.5
控除：一部の非伝統的カード会員ローンその他の手数料(十億ドル)	(0.2)	(0.3)	(0.2)
調整後ローン平均残高(十億ドル)(a)	65.8	63.0	61.3
ローン平均残高で除した正味受取利息	8.3%	8.0%	7.5%
カード会員ローン債権純利回り(a)	9.3%	9.3%	9.1%

- (a) 調整後ローン平均残高、調整後正味受取利息及びカード会員ローン債権純利回りは、非GAAP指標である。当社は、調整後正味受取利息及び調整後ローン平均残高は、当社のカード会員ローン債権ポートフォリオの収益性を示す指標を提供するカード会員ローン債権純利回りの構成要素であるため、投資家にとって有益であると考えている。

[次へ](#)

事業セグメント別成績の概要

当社は、当社の報告営業セグメントの評価に際し、主たる営業意思決定者が検討した業績、景気の特徴、提供する商品・サービス、顧客の階層、商品の販売経路、地域別検討（主に米国内と米国外を対比して検討）、及び規制に関する検討事項をはじめとする様々な要素を複合的に検討している。セグメント別商品・サービスの詳細な説明については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記25を参照。

事業セグメントの成績は、基本的に、各セグメントを独立の事業とみなしたものである。これらの成績の基本となった経営報告手続は、後述の様々な方法を用いて収益と費用を配分している。

本セクションの表に記載する重要な用語及び関連情報については、「主な用語の解説」を参照。

収益合計（支払利息差引後）

当社は、トランスファー・プライシング方式を用いて、セグメント間に加盟店手数料収益とその他一定の収益を配分している。USCS、ICS及びGCSの各セグメントの加盟店手数料収益には、一般的に、各セグメントのカード会員から発生した加盟店手数料収益全体のうち発行会社部分が反映され、GNMSの加盟店手数料収益には、一般的に、加盟店手数料収益全体のうちネットワーク及び加盟店管理業者部分が反映されている。カード手数料（純額）並びに旅行手数料及び報酬は、それぞれが報告されるセグメントに直接帰属する。ローンの利息及び手数料並びに一部の投資利益は、それぞれが報告されるセグメントに直接帰属する。支払利息は、各セグメントの資金需要と内部の資金調達レートの組み合わせに基づき配分された資金調達コストを示している。

損失引当金繰入額

損失引当金繰入額は、それらの報告セグメントに直接帰属する。

費用

マーケティング・販促費用は、各セグメントで発生した実際の経費に基づき当該各セグメントに含まれるが、ブランド広告費については、主にGNMSとUSCSの各セグメントに反映される。特典・カード会員サービス費用は、各セグメントで発生した実際の費用に基づき各セグメントに含まれる。

給与及び従業員福利費用及びその他の営業費用は、各セグメント内で直接発生したプロフェッショナル・サービス費用、賃貸料並びに設備関係費用及び通信費などの費用を反映している。さらに、テクノロジー費用などのサポート業務関連の費用が、主として各セグメントに直接帰属するサポート業務活動に基づき各セグメントに配分される。スタッフ・グループ支援業務のようなその他の間接費用は、各セグメントの直接的なサービス消費と税引前利益の相対的水準との組み合わせに基づき、「コーポレート及びその他」からその他のセグメントに配分される。

資本

各事業セグメントは、ビジネスモデルに基づく事業の必要額、リスク測定基準及び最低自己資本比率基準に基づき資本の配分を受けている。ビジネスモデルによる事業の必要額には、業務のサポートに必要な資本と具体的な貸借対照表項目が反映されている。リスク測定基準には、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに関する検討事項が反映されている。

法人所得税

法人税繰入額（利益）は、各セグメントを構成する様々な事業に適用される実効税率に基づき各事業セグメントに配分される。

米国カード・サービス・セグメント

表10：USCSの主要損益計算書データ

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)	2013年対2012年 増加(減少)
収益：					
加盟店手数料収益、 カード手数料(純額)及びその他	12,732	12,123	11,469	609	5% 654 6%
受取利息	5,786	5,565	5,342	221	4% 223 4%
支払利息	604	693	765	(89)	(13)% (72) (9)%
正味受取利息	5,182	4,872	4,577	310	6% 295 6%
収益合計(支払利息差引後)	17,914	16,995	16,046	919	5% 949 6%
損失引当金繰入額	1,396	1,250	1,253	146	12% (3) -%
収益合計(損失引当金繰入額控除後 支払利息差引後)	16,518	15,745	14,793	773	5% 952 6%
費用：					
マーケティング・販促・特典・ カード会員サービスその他の 費用	7,301	6,825	6,552	476	7% 273 4%
給与・従業員福利費用及び その他の営業費用	4,117	3,926	4,172	191	5% (246) (6)%
合計	11,418	10,751	10,724	667	6% 27 -%
税引前セグメント利益	5,100	4,994	4,069	106	2% 925 23%
法人所得税繰入額	1,900	1,801	1,477	99	5% 324 22%
セグメント利益	3,200	3,193	2,592	7	-% 601 23%
実効税率	37.3%	36.1%	36.3%		

USCSは、米国内の個人向け及び経営者／個人事業主向けの幅広いカード商品及びサービスを発行しており、カード会員及びその他の個人向けの個人旅行サービスを提供している。

収益合計（支払利息差引後）

2014年度の加盟店手数料収益、カード手数料（純額）及びその他の収益は、加盟店手数料率の低下及び現金リベート特典の増加により部分的に相殺されたものの、請求取扱高の増加による加盟店手数料収益の増加を主因として、2013年度比609百万ドル（5%）増となった。2014年度の請求取扱高は、自社発行基本カード1枚当たり平均利用金額の4%増及び有効カード枚数の4%増を主因として、2013年度比8%増となった。

2014年度の受取利息は、カード会員への弁済の増加により部分的に相殺されたものの、カード会員ローン債権平均残高の増加を主因として、2013年度比221百万ドル（4%）増となった。2014年度の支払利息は、資金調達コストの低下を要因として、2013年度比89百万ドル（13%）減となった。

2013年度の収益合計（支払利息差引後）は、請求取扱高の8%増及び正味受取利息の増加による加盟店手数料収益の増加を主因として、2012年度比949百万ドル（6%）増となった。

損失引当金繰入額

2014年度の損失引当金繰入額は、与信実績の改善によるカード会員ローン債権の純償却額の減少による利益により部分的に相殺されたものの、カード会員ローン債権平均残高の増加、引当金率のゆるやかな改善、及び2014年度の引当金戻入額の減少をもたらしたその他の損失引当金の想定の変化による影響を主因として、2013年度比146百万ドル（12%）増となった。2013年度の損失引当金繰入額は、2012年度比3百万ドル減となった。

2014年度、2013年度及び2012年度の貸付及びチャージカードの償却率については、表11を参照。

費用

2014年度のマーケティング・販促・特典・カード会員サービスその他の費用は、カード会員特典費用の397百万ドル（8%）増を主因として、2013年度比476百万ドル（7%）増となった。特典費用の増加は、主として利用量の増加に伴う共同ブランド特典費用の203百万ドル増及び「メンバーシップ・リワード」費用の194百万ドル増を要因とするものであった。「メンバーシップ・リワード」費用の増加は、新規獲得ポイントの増加及び1ポイント当たりの想定WACの上昇を主因とするものであり、2014年度第4四半期におけるデルタとの提携の更新に関する96百万ドルの費用による影響が含まれている。

2014年度の給与・従業員福利費用及びその他の営業費用は、2013年度比でのカード関連詐欺による損失の増加、当社のコミュニティ再投資活動ポートフォリオへの一部の投資の推定価値の変化及びリストラクチャリング費用の増加を主因として、2013年度比191百万ドル（5%）増となった。

2013年度の費用合計は、マーケティング・販促費用及び特典費用の増加を主因として、2012年度比27百万ドル増となった。カード会員特典の増加は、米国URR推定プロセスの強化に伴う2012年度における317百万ドルの費用の影響により実質的に相殺されたものの、共同ブランド特典費用の増加を要因とするものであった。これらの増加は、2013年度におけるカード会員への弁済費用の減少及び2012年度第4四半期におけるリストラクチャリング費用の影響により、その大部分が相殺された。

法人所得税

全期間の税率は、過年度の税務申告に関する問題解決による利益、及び税引前利益の変動水準に対する経常・永続的な税務上の利益の関係を含んでいる。

表11：USCSの主要統計情報

12月31日現在又は同日に終了した年度(百分比及び別段の表示がある場合を除き、百万ドル又は百万枚)	2014年	2013年	2012年	2014年対 2013年 増加(減少)	2013年対 2012年 増加(減少)
カード請求取扱高(十億ドル)	542.0	501.0	462.3	8%	8%
総有効カード枚数	45.6	43.7	42.2	4%	4%
有効基本カード枚数	34.0	32.5	31.3	5%	4%
基本カード会員平均利用金額(ドル)*	16,294	15,689	14,986	4%	5%
米国コンシューマー・トラベル：					
旅行売上高	3,774	3,967	4,042	(5)%	(2)%
旅行手数料及び報酬／売上高	7.2%	7.1%	7.6%		
セグメント資産合計(十億ドル)	113.2	103.5	98.3	9%	5%
セグメント資本	10,433	9,269	8,714	13%	6%
セグメント資本平均残高利益率(a)	32.5%	35.6%	28.8%		
有形セグメント資本平均残高利益率(a)	33.6%	37.0%	30.1%		
カード会員受取債権：					
受取債権合計(十億ドル)	22.5	21.8	21.1	3%	3%
純償却率一元本のみ(b)	1.6%	1.7%	1.9%		
純償却率一元本、利息及び手数料(b)	1.8%	1.9%	2.1%		
受取債権合計に対する30日超延滞債権の割合	1.7%	1.6%	1.8%		
カード会員ローン債権：					
ローン債権合計(十億ドル)	62.6	58.4	56.0	7%	4%
純償却率一元本のみ(b)	1.5%	1.8%	2.1%		
純償却率一元本、利息及び手数料(b)	1.7%	2.0%	2.3%		
ローン債権合計に対する30日超延滞債権の割合	1.0%	1.1%	1.2%		
カード会員ローン債権の純利回りの計算：					
正味受取利息	5,182	4,872	4,577		
控除：					
当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに 帰属しない支払利息	157	183	204		
当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに 帰属しない受取利息	(12)	(9)	(9)		
調整後正味受取利息(c)	5,327	5,046	4,772		
ローン平均残高(十億ドル)	57.8	54.7	52.8		
控除：一部の非伝統的カード会員ローンその他の 手数料(十億ドル)	—	—	—		
調整後ローン平均残高(十億ドル)(c)	57.8	54.7	52.8		
ローン平均残高で除した正味受取利息	9.0%	8.9%	8.7%		
カード会員ローン債権の純利回り(c)	9.2%	9.2%	9.0%		

*：自社発行カードのみ。

- (a) セグメント資本平均残高利益率は、(i) 1年間のセグメント収益（2014年度、2013年度及び2012年度にそれぞれ32億ドル、32億ドル及び26億ドル）を(ii) 1年間のセグメント資本平均残高（2014年度に98億ドル、2013年度及び2012年度にともに90億ドル）で除することにより計算される。非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率は、セグメント資本平均残高利益率と同じ方法で計算される（但し、非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率の計算上、2014年、2013年及び2012年各12月31日現在それぞれ319百万ドル、334百万ドル及び379百万ドルののれん及びその他の無形資産平均残高がセグメント資本平均残高から除外されている。）。当社は、有形セグメント資本平均残高利益率が当社の事業の収益性の有用な指標であると考えている。
- (b) 前記表8の注(e)を参照。
- (c) 調整後正味受取利息、調整後ローン平均残高及びカード会員ローン債権の純利回りは、非GAAP指標である。これらの用語の定義については、「主な用語の解説」を参照。当社は、調整後正味受取利息及び調整後ローン平均残高は、当社のカード会員ローン債権ポートフォリオの収益性を示す一指標を提供するカード会員ローン債権の純利回りの構成要素であり、投資家にとって有益であると考えている。

国際カード・サービス・セグメント

表12：ICSの主要損益計算書データ

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)	2013年対2012年 増加(減少)		
収益：							
加盟店手数料、カード手数料(純額) 及びその他	4,737	4,644	4,561	93	2%	83	2%
受取利息	1,085	1,118	1,147	(33)	(3)%	(29)	(3)%
支払利息	330	361	402	(31)	(9)%	(41)	(10)%
正味受取利息	755	757	745	(2)	－%	12	2%
収益合計(支払利息差引後)	5,492	5,401	5,306	91	2%	95	2%
損失引当金繰入額	370	388	279	(18)	(5)%	109	39%
収益合計(損失引当金繰入額控除後 支払利息差引後)	5,122	5,013	5,027	109	2%	(14)	－%
費用：							
マーケティング・販促・特典・ カード会員サービスその他の費用	2,160	2,013	1,927	147	7%	86	4%
給与・従業員福利費用及びその他の 営業費用	2,513	2,357	2,441	156	7%	(84)	(3)%
合計	4,673	4,370	4,368	303	7%	2	－%
税引前セグメント利益	449	643	659	(194)	(30)%	(16)	(2)%
法人所得税繰入額	38	12	25	26	#%	(13)	(52)%
セグメント利益	411	631	634	(220)	(35)%	(3)	－%
実効税率	8.5%	1.9%	3.8%				

#は増減率が100%を超えることを示している。

ICSは、米国外の個人向け及び経営者／個人事業主向けの自社発行カードを発行し、世界各国において提携ロイヤルティ事業を運営している。

収益合計（支払利息差引後）

2014年度の加盟店手数料収益、カード手数料（純額）及びその他の収益は、2013年度比93百万ドル（2％）増（外国為替レートの影響を除くと6％増²）となった。かかる増加は、ロイヤルティ・パートナー関連手数料の増加、加盟店手数料収益の増加及びカード手数料（純額）の増加を主因とするものであった。2014年度の請求取扱高は、2013年度比2％増（外国為替レートの影響を除くと6％増）となった。地域別の請求取扱高の詳細については、表7を参照。

2014年度の受取利息は、2013年度比33百万ドル（3％）減（外国為替レートの影響を除くと2％増²）となった。

2014年度の支払利息は、資金調達コストの低下を主因として、2013年度比31百万ドル（9％）減（外国為替レートの影響を除くと2％減²）となった。

2013年度の純収益合計（支払利息差引後）は、カード手数料（純額）、ロイヤルティ・パートナー関連手数料及び外国為替換算手数料収益の増加を主因として、2012年度比95百万ドル（2％）増となった。

損失引当金繰入額

2014年度の損失引当金繰入額は、チャージカード引当金繰入額の増加を主因として、2013年度比18百万ドル（5％）減（外国為替レートの影響を除くと1％減²）となった。2013年度の損失引当金繰入額は、チャージカード及びカード会員ローン債権の両方に対する引当金繰入額の増加を主因として、2012年度比109百万ドル（39％）増となった。チャージカード引当金繰入額の増加は、受取債権平均残高の増加による純償却額の増加及び2013年度に設定された引当金を要因とするものであった。カード会員ローン債権引当金繰入額の増加は、純償却額の減少により部分的に相殺されたものの、2012年度比での引当金戻入額の減少を要因とするものであった。

2014年度、2013年度及び2012年度の貸付・請求金額の償却率については、表13を参照。

² 外国為替レートの変動に関しては、前記注1を参照。

費用

2014年度のマーケティング・販促・特典・カード会員サービスその他の費用は、2013年度比147百万ドル（7％）増（外国為替レートの影響を除くと11％増³）となった。かかる増加は、成長計画における法人向け旅行合弁事業の取引及びコンカーに対する当社の投資持分の売却による利益の大部分の再投資によるマーケティング・販促費用の増加、並びにロイヤルティ・パートナー費用の増加を主因とするものであった。

2014年度の給与・従業員福利費用及びその他の営業費用は、2014年度のリストラクチャリング費用を主因として、2013年度比156百万ドル（7％）増となった。

2013年度の費用合計は、2012年度第4四半期のリストラクチャリング費用により実質的に相殺されたものの、2013年度における一部の国際諸国に関する「メンバーシップ・リワード」URR推定プロセスの変更に関する費用を主因として、2012年度比2百万ドル増となった。

³ 外国為替レートの変動に関しては、前記注1を参照。

法人所得税

全期間の税率が、米国外における当セグメントの継続中の資金調達活動に関連する経常・永続的な税務上の利益（当社の内部租税配分処理に基づきICSに配分されている。）を反映している。また、2013年度の実効税率は、過年度の一部の税務申告に関する問題解決による利益を反映しており、2012年度の税率は、一部の外国税額控除の実現に関する税務上の利益の割当分を反映している。さらに、各年度の実効税率は、税引前利益の変動水準に対する経常・永続的な税務上の利益の影響を反映していた。

表13：ICSの主要統計情報

12月31日現在又は同日に終了した年度 (百分比及び別段の表示がある場合を除き、 百万ドル又は百万枚)	2014年	2013年	2012年	2014年対 2013年 増加(減少)	2013年対 2012年 増加(減少)
カード請求取扱高(十億ドル)	133.8	131.7	128.9	2%	2%
総有効カード枚数	15.7	15.7	15.6	—%	1%
有効基本カード枚数	11.0	10.7	10.6	3%	1%
基本カード会員平均利用金額(ドル)*	12,297	12,429	12,221	(1)%	2%
インターナショナル・コンシューマー・トラベル：					
旅行売上高	1,422	1,420	1,372	—%	3%
旅行手数料及び報酬／売上高	6.8%	6.9%	7.2%		
セグメント資産合計(十億ドル)	30.7	31.1	31.8	(1)%	(2)%
セグメント資本	2,948	3,132	2,875	(6)%	9%
セグメント資本平均残高利益率(a)	13.6%	20.9%	21.8%		
有形セグメント資本平均残高利益率(a)	24.6%	38.8%	43.0%		
カード会員受取債権：					
受取債権合計(十億ドル)	7.7	7.8	7.8	(1)%	—%
純償却率—元本のみ(c)	1.9%	(b)	(b)		
純償却率—元本及び手数料(c)	2.1%	(b)	(b)		
受取債権合計に対する請求後30日超延滞債権 の割合	1.3%	(b)	(b)		
受取債権合計に対する請求後90日超延滞債権 の割合	(b)	1.1%	0.9%		
請求金額に対する純損失率	(b)	0.20%	0.16%		
カード会員ローン債権：					
ローン債権合計(十億ドル)	7.7	8.8	9.2	(13)%	(4)%
ローン債権合計に対する請求後30日超延滞債権の 割合	2.0%	1.9%	1.9%		
純償却率—元本のみ(c)	2.4%	2.3%	2.4%		
純償却率—元本、利息及び手数料(c)	1.6%	1.4%	1.5%		
受取債権合計に対する請求後30日超延滞債権 の割合					
カード会員ローン債権の純利回りの計算：					
正味受取利息	755	757	745		
控除：					
当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに 帰属しない支払利息	89	93	102		
当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに 帰属しない受取利息	(39)	(29)	(25)		
調整後正味受取利息(d)	805	821	822		
ローン債権平均残高(十億ドル)	8.2	8.5	8.7		
控除：一部の非伝統的カード会員ローンその他 の手数料(十億ドル)	(0.2)	(0.2)	(0.2)		
調整後ローン平均残高(d)	8.0	8.3	8.5		
ローン債権平均残高で除した正味受取利息	9.2%	8.9%	8.5%		
カード会員ローン債権の純利回り(d)	10.0%	9.9%	9.6%		

*：自社発行カードのみ。

- (a) セグメント資本平均残高利益率は、(i) 1年間のセグメント収益(2014年度、2013年度及び2012年度にそれぞれ411百万ドル、631百万ドル及び634百万ドル)を(ii) 1年間のセグメント資本平均残高(2014年度及び2013年度にともに30億ドル、2012年度に29億ドル)で除することにより計算される。非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率は、セグメント資本平均残高利益率と同じ方法で計算される(但し、非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率の計算上、2014年、2013年及び2012年各12月31日現在で14億ドルののれん及びその他の無形資産平均残高がセグメント資本平均残高から除外されている。)。当社は、有形セグメント資本平均残高利益率が当社の事業の収益性の有用な指標であると考えている。
- (b) 従来、システム上の制約から、カード利用金額に対する純損失率及び受取債権に対する請求後90日超延滞債権の割合が表示されていた。2014年度第1四半期から、システム向上の結果、純償却率(元本のみ)、純償却率(元本及び手数料)及び受取債権合計に対する請求後30日超延滞債権の割合が表示されている。
- (c) 前記表8の注(e)を参照。
- (d) 調整後正味受取利息、調整後ローン平均残高及びカード会員ローン債権の純利回りは、非GAAP指標である。当社は、調整後正味受取利息及び調整後ローン平均残高が、当社のカード会員ローン債権ポートフォリオの収益性を示す一指標を提供するカード会員ローン債権の純利回りの構成要素であるため、投資家にとって有益であると考えている。

グローバル・コマーシャル・サービス・セグメント

表14：GCSの主要損益計算書データ

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)	2013年対2012年 増加(減少)		
収益：							
加盟店手数料収益、 カード手数料(純額)及びその他	5,173	5,085	4,995	88	2%	90	2%
受取利息	15	13	11	2	15%	2	18%
支払利息	240	245	257	(5)	(2)%	(12)	(5)%
正味支払利息	(225)	(232)	(246)	(7)	(3)%	(14)	(6)%
収益合計(支払利息差引後)	4,948	4,853	4,749	95	2%	104	2%
損失引当金繰入額	180	129	106	51	40%	23	22%
収益合計(損失引当金繰入額控除後支払 利息差引後)	4,768	4,724	4,643	44	1%	81	2%
費用：							
マーケティング・販促・特典・ カード会員サービスその他の費用	682	604	579	78	13%	25	4%
給与・従業員福利費用及び その他の営業費用	1,678	2,876	3,104	(1,198)	(42)%	(228)	(7)%
費用合計	2,360	3,480	3,683	(1,120)	(32)%	(203)	(6)%
税引前セグメント利益	2,408	1,244	960	1,164	94%	284	30%
法人所得税等繰入額	865	384	316	481	#%	68	22%
セグメント利益	1,543	860	644	683	79%	216	34%
実効税率	35.9%	30.9%	32.9%				

#は増減率が100%を超えることを示している。

GCSは、大企業及び中小企業向けの国際企業決済サービスを提供している。GCSに含まれていた当社の企業向け旅行業務は、前記の企業向け旅行合弁事業の取引に伴い、2014年6月30日付けで非連結化された。したがって、非連結化以前の期間との比較が難しくなった。GBT JVの純利益に対する当社の比例持分は、現在、その他の収益に計上されている。

収益合計（支払利息差引後）

2014年度の加盟店手数料収益、カード手数料（純額）及びその他の収益は、2013年度比88百万ドル（2%）増となった。かかる増加は、法人向け旅行合弁事業の取引（その結果、期間ごとの比較が難しくなった。）の影響により部分的に相殺されたものの、当社のコンカーに対する投資持分の売却による利益及びカード会員利用金額の増加による加盟店手数料収益の増加を主因とするものであった。2014年度の請求取扱高は、自社発行基本カード1枚当たり平均利用金額の7%増を主因として、2013年度比6%増となった。2014年度の請求取扱高は、米国内では8%増加し、米国外では3%増加した。

2014年度の正味支払利息は、資金調達コストの低下を主因として、2013年度比7百万ドル（3%）減となった。

2013年度の収益合計（支払利息差引後）は、カード会員利用金額の増加による加盟店手数料収益の増加を主因として、2012年度比104百万ドル（2%）増となった。

損失引当金繰入額

2014年度の損失引当金繰入額は、チャージカード引当金繰入額の増加を主因として、2013年度比51百万ドル（40%）増となった。チャージカード引当金繰入額の増加は、企業向けカードの純償却額の増加をもたらしたカード会員受取債権平均残高の増加を主因とするものであった。2013年度の損失引当金繰入額は、2012年度比での引当金繰入額の減少により部分的に相殺されたものの、純償却額の増加をもたらしたカード会員受取債権平均残高の増加を主因として、2012年度比23百万ドル（22%）増となった。チャージカード純損失率（請求金額に対する割合）については、表15を参照。

費用

2014年度のマーケティング・販促・特典・カード会員サービスその他の費用は、カード会員特典・マーケティング・販促費用の増加を主因として、2013年度比78百万ドル（13%）増となった。特典費用の増加は、カード利用量の増加を主因とするものであり、また2014年度第4四半期におけるデルタとの提携の更新に関する13百万ドルの費用の影響が含まれている。マーケティング・販促費用の増加は、成長計画における法人向け旅行合弁事業の取引による利益及びコンカーに対する当社の投資持分の売却による利益の大部分の再投資を要因とするものであった。

2014年度の給与・従業員福利費用及びその他の営業費用は、取引関連費用及びリストラクチャリング費用により部分的に相殺されたものの、グローバルな法人向け旅行合弁事業の取引（その結果、期間ごとの比較が難しくなった。）の影響及び2014年度第2四半期における取引に関連する利益を主因として、2013年度比12億ドル（42%）減となった。

2013年度の費用合計は、2012年度のリストラクチャリング費用の増加を主因として、2012年度比203百万ドル（6％）減となった。

法人所得税

2013年度の実効税率は、当社の一部の米国外商用旅行業務に関連する繰延税金資産に対する評価引当金の戻入れ、並びに過年度の一部の税務申告に関する問題解決に関する税務上の利益の割当分を反映している。

2012年度の実効税率は、一部の外国税額控除の実現に関する税務上の利益の割当分を反映している。また、2012年度の実効税率は、主として一部の米国外旅行業務に関連するリストラクチャリング費用に関連する評価引当金の影響を反映している。

表15：GCSの主要統計情報

12月31日現在又は同日に終了した年度 (百分比及び別段の表示がある場合を除き、 百万ドル又は百万枚)	2014年	2013年	2012年	2014年対 2013年 増加(減少)	2013年対 2012年 増加(減少)
カード請求取扱高(十億ドル)	186.7	175.4	166.4	6%	5%
総有効カード枚数	6.9	7.1	7.0	(3)%	1%
有効基本カード枚数	6.9	7.1	7.0	(3)%	1%
基本カード会員平均利用金額(ドル)*	26,706	24,924	23,737	7%	5%
セグメント資産合計(十億ドル)	18.5	19.2	18.9	(4)%	2%
セグメント資本	3,782	3,688	3,625	3%	2%
セグメント資本平均残高利益率(a)	40.9%	23.6%	17.6%		
有形セグメント資本平均残高利益率(a)	74.4%	45.8%	35.1%		
カード会員受取債権：					
受取債権合計(十億ドル)	14.6	14.4	13.7	1%	5%
受取債権合計に対する請求後90日超延滞債権 の割合	0.8%	0.9%	0.8%		
請求金額に対する純損失率	0.09%	0.08%	0.06%		

*：自社発行カードのみ。

- (a) セグメント資本平均残高利益率は、(i) 1年間のセグメント収益（2014年度、2013年度及び2012年度にそれぞれ15億ドル、860百万ドル及び644百万ドル）を(ii) 1年間のセグメント資本平均残高（2014年度に38億ドル、2013年度及び2012年度にそれぞれ36億ドル）で除することにより計算される。非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率は、セグメント資本平均残高利益率と同じ方法で計算される（但し、非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率の計算上、2014年12月31日現在で17億ドル、2013年及び2012年各12月31日現在でともに18億ドルののれん及びその他の無形資産平均残高がセグメント資本平均残高から除外されている。）。当社は、有形セグメント資本平均残高利益率が当社の事業の収益性の有用な指標であると考えている。

グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス・セグメント

表16：GNMSの主要損益計算書データ

12月31日に終了した年度 (百分比を除き、百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年対2013年 増加(減少)	2013年対2012年 増加(減少)		
収益：							
加盟店手数料収益、手数料及び その他	5,426	5,229	5,005	197	4%	224	4%
受取利息	52	32	23	20	63%	9	39%
支払利息	(269)	(252)	(243)	(17)	7%	(9)	4%
正味受取利息	321	284	266	37	13%	18	7%
収益合計(支払利息差引後)	5,747	5,513	5,271	234	4%	242	5%
損失引当金繰入額	93	67	73	26	39%	(6)	(8)%
収益合計(損失引当金繰入額控除後支 払利息差引後)	5,654	5,446	5,198	208	4%	248	5%
費用：							
マーケティング・販促・特典・ カード会員サービスその他の費用	819	704	744	115	16%	(40)	(5)%
給与・従業員福利費用及びその他 の営業費用	2,215	2,273	2,235	(58)	(3)%	38	2%
費用合計	3,034	2,977	2,979	57	2%	(2)	－%
税引前セグメント利益	2,620	2,469	2,219	151	6%	250	11%
法人所得税等繰入額	960	894	776	66	7%	118	15%
セグメント利益	1,660	1,575	1,443	85	5%	132	9%
実効税率	36.6%	36.2%	35.0%				

GNMSは、自社発行及び非自社発行カード取引を処理・決済するグローバルな決済ネットワークを運営している。GNMSは、加盟店を獲得し、店頭商品、マルチチャネル・マーケティング・プログラム及び能力、サービス及びデータを提供し、当社のグローバルなグループ・ネットワークを活用している。同部門は、外部カード発行会社及び加盟店管理業者との間でパートナーシップ契約を締結し、アメリカン・エクスプレス・ブランドのライセンシング及びグローバル・ネットワークの範囲拡張を図っている。

収益合計（支払利息差引後）

2014年度の加盟店手数料収益、カード手数料（純額）及びその他の収益は、2013年度比197百万ドル（4％）増となった。この増加は、全世界におけるカード請求取扱高が7％増加したことによる加盟店関連収益の増加を主因とするものであった。

2014年度の正味受取利息は、2013年度比37百万ドル（13％）増、外国為替レートの影響を除くと21％増となった⁴。この増加は、当社の加盟店ローンによる収益の増加を主因とするものであった。支払利息（貸方）は、加盟店支払勘定におけるGNMSにとっての純利益をもたらした内部移転価格・資金調達レートに関するものである。

2013年度の収益合計（支払利息差引後）は、加盟店手数料収益及び受取利息の増加を主因として、2012年度比242百万ドル（5％）増となった。

⁴ 外国為替レートの変動に関しては、前記注1を参照。

損失引当金繰入額

2014年度の損失引当金繰入額は、第4四半期における加盟店関連費用を主因として、2013年度比26百万ドル（39％）増となった。2013年度の損失引当金繰入額は、2012年度比6百万ドル（8％）減となった。

費用

2014年度のマーケティング・販促・特典・カード会員サービス及びその他の費用は、成長計画における法人向け旅行合弁事業の取引による利益の大部分の再投資を主因として、2013年度比115百万ドル（16％）増となった。

2014年度の給与・従業員福利費用及びその他の営業費用は、前年度の加盟店訴訟の和解案を主因として、2013年度比58百万ドル（3％）減となった。

2013年度の費用合計は、2013年度の加盟店訴訟の和解案により実質的に相殺されたものの、マーケティング・販促・プロフェッショナル・サービス・給与・従業員福利費用の減少を主因として、2012年度比2百万ドル減となった。

表17：GNMSの主要統計情報

12月31日現在又は同日に終了した年度 (百分比及び別段の表示がある場合を除き、 百万ドル又は百万枚)	2014年	2013年	2012年	2014年対 2013年 増加(減少)	2013年対 2012年 増加(減少)
グローバル・カード請求取扱高(十億ドル)	1,022.8	952.4	888.4	7%	7%
セグメント資産合計(十億ドル)	18.1	17.1	16.5	6%	4%
セグメント資本	1,970	1,952	2,048	1%	(5)%
セグメント資本平均残高利益率(a)	84.0%	76.8%	68.6%		
有形セグメント資本平均残高利益率(a)	92.9%	84.9%	75.9%		
グローバル・ネットワーク・サービス：					
カード請求取扱高(十億ドル)	160.7	144.1	128.8	12%	12%
総有効カード枚数	44.0	40.7	37.6	8%	8%

(a) セグメント資本平均残高利益率は、(i) 1年間のセグメント収益(2014年度、2013年度及び2012年度にそれぞれ17億ドル、16億ドル及び14億ドル)を(ii) 1年間のセグメント資本平均残高(2014年度に20億ドル、2013年度及び2012年度にともに21億ドル)で除することにより計算される。非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率は、セグメント資本平均残高利益率と同じ方法で計算される(但し、非GAAP指標である有形セグメント資本平均残高利益率の計算上、2014年、2013年及び2012年各12月31日現在でそれぞれ189百万ドル、195百万ドル及び203百万ドルののれん及びその他の無形資産平均残高がセグメント資本平均残高から除外されている。)。当社は、有形セグメント資本平均残高利益率が当社の事業の収益性の有用な指標であると考えている。

コーポレート及びその他

コーポレート機能及びその他一部の事業(当社のエンタープライズ・グロス・グループ及びその他の業務を含む。)は、コーポレート及びその他に含まれている。

2014年度のコーポレート及びその他の純費用は、2013年度及び2012年度の900百万ドル及び831百万ドルに対して、929百万ドルに増加した。2014年度の純費用の増加は、給与・従業員福利費用の減少により部分的に相殺されたものの、リストラクチャリング費用の増加、アメリカン・エクスプレス財団への慈善寄付及び成長計画への増分投資を要因とするものであった。2013年度の税引後純費用の増加は、一部の国際諸国における未決済のトラベラーズ・チェックに関する負債の見積変更による2012年度における好影響、及び2013年度の税金費用の増加を主因とするものであったが、2012年度のリストラクチャリング費用による影響により部分的に相殺された。

また開示対象の全期間に係る業績には、前記「連結流動性及び資本の源泉—流動性管理」記載の流動性プールの維持に関する正味支払利息、並びにその他の企業債務に関する支払利息が含まれていた。

連結流動性及び資本の源泉

当社の貸借対照表管理の目標は、以下を維持することにある。

- ・ 堅固で機動性のある株式資本
- ・ 当社の資産によって資金を調達し、業務上の需要を満たすことができる幅と深みのある多様な一連の資金調達源
- ・ 経済情勢が大幅に悪化する中で、当社が当社の伝統的な資金調達プログラムに基づき新たな資金を引き続き調達できない場合でも、当社が少なくとも12カ月間にわたり将来の予想される資金調達に関する義務及び事業要件を履行できる流動性プログラム

資本戦略

当社の目標は、堅固な株式資本基盤を維持し、将来の事業の成長を支えることができる機動性を提供するために、利益とその他の源泉から発生した十分な水準の資本を留保することにある。当社は、リスク調整後自己資本利益率がその調達コストを超えても、事業の拡大に配分された資本から株主価値が発生するものと考えている。

当社の連結資本ポジションの水準と構成は、当社の事業活動を反映した当社の資本充実度内部評価プロセスのほか、市場環境及び特に信用格付会社、規制当局及び株主の要求又は期待を考慮して決定される。さらに、当社の連結資本ポジションは、子会社の資本必要額の影響を受ける。また当社は、銀行持株会社として、米国連邦銀行機関の管理下にある最低資本規制に服している。連邦準備理事会は、資産、負債及び一部のオフバランス・シート項目の数値基準に関して具体的な資本充実度のガイドラインを策定している。

当社は、バーゼルⅢの先進的手法の実施機関として、バーゼルⅢの資本定義（暫定規定を含む。）及びバーゼルⅠのリスクウェイト資産を用いて、当社の自己資本比率を報告した。当社は、2015年度から、バーゼルⅢの資本定義（暫定規定を含む。）及びリスクウェイト資産の計算のためのバーゼルⅢの標準化された手法を用いて、当社の自己資本比率を報告する予定である。バーゼルⅢ基準は、2019年1月1日までに段階的導入が完了する予定である。また、当社は、米国外の一部の国においてバーゼルⅢを採用した。

また、当社は、バーゼルⅢの先進的手法の実施機関のためのバーゼル要件に基づき、規制当局に対し並行して、資本充実度の報告を行っている。並行期間は、当社が、並行する報告を離脱した上で、バーゼルⅢの標準化された手法及び先進的手法の両方を用いた当社の自己資本比率の公的な報告を開始する規制承認を受けるまで、継続される予定である。

下表は、2014年12月31日現在の当社及び当社の重要銀行子会社の規制リスクベース資本比率とレバレッジ比率、並びに市場で広く用いられているその他の比率を表示したものである。

表18：規制リスクベース資本比率及びレバレッジ比率

	2014年 バーゼルIII基準(a)	2014年12月31日 現在の比率
リスクベース資本		
普通株式Tier 1資本比率	4.0%	
アメリカン・エクスプレス・カンパニー		13.1%
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク		18.8%
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB		14.2%
Tier 1	5.5%	
アメリカン・エクスプレス・カンパニー		13.6%
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク		18.8%
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB		14.2%
合計	8.0%	
アメリカン・エクスプレス・カンパニー		15.6%
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク		20.1%
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB		16.0%
Tier 1レバレッジ	4.0%	
アメリカン・エクスプレス・カンパニー		11.8%
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク		18.7%
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB		15.1%
リスクウェイト資産に対する普通株式持分の割合		
アメリカン・エクスプレス・カンパニー		15.0%
リスクウェイト資産に対する有形普通株式持分の割合(b)		
アメリカン・エクスプレス・カンパニー		12.0%

(a) 先進的手法の実施機関について2014暦年において連邦準備理事会により定義されている暫定的なバーゼルIIIの最低限の資本保全バッファ。

(b) 非GAAP指標である有形普通株式持分については、後記を参照。

バーゼルⅢに基づく2014年度の暫定規定により、当社の報告対象の自己資本比率は、バーゼルⅠとして知られる過去の規制基準に基づく場合よりも高くなっている。具体的には、普通株式Tier 1リスクベース資本比率及びTier 1リスクベース資本比率は、バーゼルⅠにおいてはそれぞれ約45ベースポイント及び40ベースポイント低かった。この差に最も寄与したのは、無形資産の取扱いであり、バーゼルⅢにおいては5年かけて完全に算入された。

当社は、最低資本比率を上回る資本水準と資本比率を維持し、かかる資本を費用効率の高い方法で調達できるよう努めている。最低資本水準が維持できないと、金融持株会社としての当社の地位に影響が及び、それぞれの規制当局が当社の事業活動を制限することになる可能性のある措置を講ずるおそれがある。

当社の自己資本の主な源泉は、純利益の発生である。これまで、純利益とその他の源泉（従業員によるストック・オプションの行使など）により発生した資本は、当社の必要資本額の年間増加率を上回ってきた。資本が事業・規制上の必要額及び格付会社の要求額を上回っている限り、当社は、これまで通常の普通株式配当と自社株取得プログラムを通じて株主に超過資本を還元してきた。

当社は、適宜当社の事業全体に資本を振り分ける機動性を維持している。たとえば、当社は、債券の格付けや最低資本比率に対応するために、子会社に追加資本を注入して、資本を目標水準で維持することがある。こうした注入額は、親会社であるアメリカン・エクスプレス・カンパニーの資本と流動性の水準に影響を及ぼすことがある。当社は現在、利益が永久的に再投資される米国外子会社から米国親会社へ資本を移動させることを意図しておらず、またそうする必要性も予期していない。

以下、当社の規制リスクベース資本比率及びレバレッジ比率について定義する。計算方法は基準規制ガイドンスに基づくものである。

リスクウェイト資産 — 資産は、資本充実度に関するガイドラインに適合させるために連邦準備理事会が用いている計算式によりリスク加重される。貸借対照表上の項目とオフバランス・シート項目は、リスク加重されているが、オフバランス・シート項目は、リスク調整後ウェイトの割当てを受ける前にリスク転換掛け目を用いて貸借対照表上の相当額に転換されている。オフバランス・シート項目は、計算全体の最小部を構成する。2014年12月31日現在のバーゼルⅠに基づくリスクウェイト資産は、1,333億ドルであった。

普通株式Tier 1リスクベース資本比率 — 普通株式Tier 1リスクベース資本比率は、普通株式Tier 1資本をリスクウェイト資産で除することにより計算される。普通株式Tier 1は、普通株主持分（Tier 1の条件を満たさないのれん及び無形資産について調整後）、一定の繰延税金資産及びその他の一部の包括利益（証券及びデリバティブに関する未実現利益／損失（純額）、年金その他の退職後給付に関する未実現損失（純額）（すべて税引後かつ暫定規定に従う。））の合計である。2014年12月31日現在の普通株式Tier 1資本は、175億ドルであった。

Tier 1リスクベース資本比率 — Tier 1資本比率は、Tier 1資本をリスクウェイト資産で除することにより計算される。Tier 1資本は、普通株式Tier 1資本、当社の永久優先株式、及び連結子会社に対する第三者非支配持分の合計である。2014年12月31日現在のTier 1資本は、182億ドルであった。

リスクベース総資本比率 — リスクベース総資本比率は、Tier 1資本及びTier 2資本の合計額をリスクウェイト資産で除することにより計算される。Tier 2資本は、受取債権・貸倒損失引当金（リスクウェイト資産の1.25%を上限とする。）、持分証券未実現利益の一部、2014年度第4四半期に発行された劣後債600百万ドル及び劣後ハイブリッド証券750百万ドルの合計額として計算している。劣後ハイブリッド証券750百万ドルは、バーゼルⅢに基づくTier 2資本の要件を満たしておらず、資本から移行中である（2014年12月31日現在でTier 2資本に含まれる合計額は、375百万ドルであった。）。よって、2014年12月31日現在でTier 2資本に含まれる劣後債の合計額は、975百万ドルであった。2014年12月31日現在のTier 2資本は、26億ドルであった。「バーゼルⅢの段階的導入の完了」の項目を参照。

Tier 1レバレッジ比率 — Tier 1レバレッジ比率は、Tier 1資本を直近四半期の当社の連結資産合計平均残高で除することにより計算される。2014年12月31日現在の連結資産合計平均残高は、1,547億ドルであった。

以下、市場で広く用いられているリスクウェイト資産に対する有形普通株式持分の割合の定義を記載する。但し、会社によって計算方法が異なる場合がある。

リスクウェイト資産に対する普通株式持分及び有形普通株式持分の割合 — 普通株式持分は、2014年12月31日現在の当社の株主持分207億ドルから優先株式7億ドルを減じた金額に相当する。非GAAP指標である有形普通株式持分は、2014年12月31日現在の普通株式持分からのれんその他の無形資産39億ドルを減じた金額に相当する。当社は、リスクウェイト資産に対する有形普通株式持分の割合の表示が、当社の資本ポジションの健全性を評価するのに有益な尺度となるものと考えている。

バーゼルⅢの段階的導入の完了

バーゼルⅢは、段階的導入が完了した場合には、銀行持株会社及びその銀行子会社に対し、従前の要件以上の資本を維持すること（特に普通株式が重視される。）を義務づけることとなる。当社は、2014年12月31日に終了した12カ月間においてバーゼルⅢの段階的導入が完了していれば、当社の報告対象の普通株式Tier 1リスクベース資本比率及びTier 1リスクベース資本比率はそれぞれ12.2%及び12.8%となり、当社の報告対象のTier 1レバレッジ比率は11.1%となっていたものと推測している。2014年12月31日現在で、バーゼルⅢ規則の段階的導入が完了していれば、当社の補完的レバレッジ比率は9.4%となっていたであろう⁵。これらの比率は、リスクウェイト資産を決定するための標準化された手法を用いて計算される。上記のとおり、当社は現在、米国におけるバーゼルⅢの先進的手法の実施に向けて措置を講じているところである。

バーゼル自己資本基準は、普通株式Tier 1リスクベース資本比率の最低要件よりも1.5%高いTier 1リスクベース資本比率の最低要件を定めている。このようなTier 1資本（普通株式及び適格優先証券を含む。）と普通株式Tier 1との差は、2014年の計画提出により開始された包括的資本分析及びレビュー（「CCAR」）における最低資本要件にも存在する。当社は、当社の2014年のCCAR提出において、優先株式の発行について異議を受けなかった。これに応じて、当社は、2014年度第4四半期に750百万ドルの優先株式を発行した。また、当社は、市場の状況に応じて、2015年度第1四半期に優先株式の追加発行を予定している。優先株式の発行は、普通株式の要件を上回るTier 1資本の要件の一部の調達を助けるものである。

当社の750百万ドルの劣後ハイブリッド証券は、以前は（Tier 1資本ではなく）Tier 2資本にそのすべてが含まれていたが、バーゼルⅢに基づくTier 2資本の要件を満たしていない。かかる劣後ハイブリッド証券のTier 2資本からの段階的解除は、2014年度第1四半期に始まり、これにより、当社のリスクベース総資本比率に影響が及んでいる。上記のとおり、当社は、2014年度第4四半期に600百万ドルの劣後債（バーゼル規則に基づくTier 2資本として適格である。）を発行した。当社のリスクベース総資本比率は、引き続き必要最低限の水準を十分に上回るものとみられる。

⁵ 段階的導入が完了したバーゼルⅢの各資本比率は、非GAAP指標である。当社は、当社の自己資本比率に関する将来の規制資本基準の影響を示すことにより、自己資本比率の表示が投資家にとって有益であると考えている。

以下、バーゼルⅢ規則により定義される段階的導入が完了したバーゼルⅢの自己資本比率について、標準化された手法を用いて定義する。計算はすべて非GAAP指標である。

段階的導入が完了したバーゼルⅢ普通株式Tier 1リスクベース資本比率 — 段階的導入が完了したバーゼルⅢ普通株式Tier 1リスクベース資本比率は、段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づく普通株式Tier 1を、段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づくリスクウェイト資産で除することにより計算される。

段階的導入が完了したバーゼルⅢ Tier 1リスクベース資本比率 — 段階的導入が完了したバーゼルⅢ Tier 1リスクベース資本比率は、段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づくTier 1資本を、段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づくリスクウェイト資産で除することにより計算される。

下表は、暫定的バーゼルⅢ規則に基づく当社の普通株式Tier 1及びTier 1リスクベース資本と、2014年12月31日現在の段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づく普通株式Tier 1リスクベース資本及びTier 1リスクベース資本の推定額との比較を表示したものである。

表19：暫定的バーゼルⅢ対段階的導入が完了したバーゼルⅢ

(十億ドル)	CET1	Tier 1
暫定的バーゼルⅢに基づくリスクベース資本	17.5	18.2
調整：		
AOCI	(0.3)	(0.3)
無形資産に関する暫定的引当金繰入額	(0.7)	(0.7)
繰延税金資産	(0.1)	(0.1)
その他	—	0.1
段階的導入が完了したバーゼルⅢに基づく普通株式Tier 1資本 (「CET1」)及びTier 1リスクベース資本の推定額	16.4	17.2

段階的導入が完了したバーゼルⅢリスクウェイト資産 — 段階的導入が完了したバーゼルⅢリスクウェイト資産は、段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づき調整された当社のバーゼルⅠリスクウェイト資産を反映している。これには、繰延税金資産に適用される増分リスク加重の影響及び非連結金融機関への重要な投資、並びに延滞勘定、株式持分及びソブリンに対するエクスポージャーが含まれる。2014年12月31日現在の段階的導入が完了したバーゼルⅢリスクウェイト資産は、1,343億ドルと推定された。

段階的導入が完了したバーゼルⅢ Tier 1レバレッジ比率 — 段階的導入が完了したバーゼルⅢ Tier 1レバレッジ比率は、段階的導入が完了したバーゼルⅢ Tier 1資本を当社の連結資産合計平均残高で除することにより計算される。

バーゼルⅢ補完的レバレッジ比率 — 段階的導入が完了したバーゼルⅢ規則に基づく補完的レバレッジ比率は、段階的導入が完了したバーゼルⅢ Tier 1資本を、バーゼルⅢに基づく補完的レバレッジ資本目的の当社の資産合計残高で除することにより計算される。補完的レバレッジ資本目的の資産合計残高には、Tier 1資本の控除、オフバランス・シートのデリバティブ、無条件で取消可能な未実行の融資枠及びその他のオフバランス・シート負債に関する調整額を含んだ連結資産合計残高が反映されている。2014年12月31日現在の補完的レバレッジ資本目的の資産合計残高は、1,831億ドルと推定された。

自社株の取得及び配当

当社は、超過資本を株主に還元する自社株取得プログラムを実施している。自社株の取得により、発行済社外流通株式数が減少し、従業員報酬制度による新規株式発行の全部又は一部を相殺している。

2014年12月31日に終了した年度中、当社は、配当（10億ドル）及び自社株取得（44億ドル）により当社の株主に対し約54億ドルを還元した。当社は、2014年度中、平均価格89.60ドルで普通株式49百万株につき自社株取得を行った。これらの配当及び自社株取得の総額は、当年度中の発生資本合計の約86.1%に相当する。2014年度におけるこの分配率は、平均的かつ長期的に配当又は普通株式の買戻しにより株主へ資本の約50%を分配するという目標を大幅に超えている。かかる2014年度の比率は、当社の自己資本比率の健全性、並びに当社の有機的な事業成長及び買収を支えるために必要とされる資本の額に関して、当期純利益から、また従業員持株制度を通じて、当社が発生させる資本の額に起因するものである。

2015年1月5日、当社は、連邦準備理事会に対し、当社の包括的資本計画を提出した。同資本計画には、一定の市況悪化の想定に基づく業績及び資本調達の可能性の分析が含まれる。同資本計画は、配当及び資本分配に関する連邦準備理事会のガイダンスに従い、連邦準備理事会に提出された。当社は、2015年3月11日までに連邦準備理事会からの返答があるものと期待している。当社は、2015年第1四半期に当社の資本計画に基づき最大10億ドル相当の自社株取得を行うことを予定しており、当該計画に対しては、2014年3月において連邦準備理事会から異議を受けなかった。自社株取得の対象となる実際の株式数は、市況及び従業員計画活動に基づき決定される。

資金調達戦略

当社の主要な資金調達目標は、期限の到来した債務を履行し、そのグローバル事業において増え続ける現在と将来の資産によってコスト効果にすぐれた方法で資金を調達し、力強い流動性を維持することができるよう、幅広くうまく分散された資金調達源を維持することである。特に商品別、期間別、投資家層別に資金調達源を分散することによって、いずれか一種類の商品、期間又は投資家に混乱が生じたとしてもその影響をさらに隔離することができる。ある特定期間の当社の資金調達手段の構成は、資金調達源を分散し、流動性目標を達成すると同時に、コスト効果を上げられるかの観点から決められる。当社の資金調達戦略と資金調達活動は、当社の資産負債総合管理活動に組み込まれている。当社は、アメリカン・エクスプレス・カンパニー及びその全子会社を対象とした資金調達方針を実施している。

当社の自社発行カード事業は、主たる資産創出事業であり、国内外のカード会員受取債権業務と貸付業務の両方において多額の資産を有している。当社の資金調達必要額の大部分は、自社発行カード事業とその事業活動の全部（加盟店への支払など）を支えるための流動性ポジションの維持によるものである。当社は、カード取引について、カード会員から支払いを受ける前に、加盟店に支払いを行っているため、当社は、カード会員のローン及び受取債権が残存している間に加盟店への支払資金を調達しなければならない。当社はまた、一般事業資金の追加調達（買収活動を含む。）を行うことが必要になる場合もある。

資金調達プログラムと活動

当社は、直接預金及び第三者から配分された預金、並びにシニア無担保債、資産証券化、有担保借入枠を利用した借入れ、並びに一部の米国外地域における長期確約済銀行借入枠等の負債商品を含む様々な源泉を通じて、資金調達ニーズを満たしている。

12月31日現在の当社の連結借入債務及び顧客預金残高は、下表のとおりである。

表20：連結借入債務及び顧客預金

(十億ドル)	2014年	2013年
短期借入債務	3.5	5.0
長期借入債務	58.0	55.3
借入債務合計	61.5	60.3
顧客預金	44.2	41.8
借入債務合計及び顧客預金	105.7	102.1

経営陣は、現在のところ、バーゼルⅢの要件に対する当社の現在の理解に基づき、バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率基準に適合するために、当社の資金調達プログラムにつき重大な変更を行うことを予定していないが、当社がかかる要件に関して規制当局から追加の説明及び実施ガイダンスを受け、要件に対する解釈が時間の経過とともに進展するにつれて、変更を行う可能性がある。

2015年度通年における当社の資金調達計画には、特に、約30億ドル乃至90億ドルの無担保定期社債発行及び30億ドル乃至90億ドルの有担保定期社債発行が含まれている。当社の資金調達計画は、将来の事業成長、世界の経済的、政治的及びその他の事由による市場能力に対する影響、当社が提供する証券に対する需要、規制の改正、受取債権を証券化し販売する能力、並びに証券化取引において以前に売却された受取債権のパフォーマンス等、様々なリスク及び不確実性にさらされている。これらのリスク及び不確実性の多くは、当社の支配を超えるものである。

当社の持分資本と資金調達戦略は、特に主要格付会社であるムーディーズ・インベスターズ・サービスズ（「ムーディーズ」）、スタンダード・アンド・プアーズ（「S&P」）、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）及びドミニオン・ボンド・レーティング・サービスズ（「DBRS」）の適切かつ安定的な無担保社債格付を維持することを目的としている。このような格付けは、当社全体の資金調達戦略の一環として費用効果が高い無担保資金調達の利用を支援するのに役立つ。当社の資産担保証券化（「ABS」）活動は、別途格付けされている。

表21：無担保社債格付

信用格付 会社	格付先	短期格付	長期格付	見通し
DBRS	全格付先	R-1 (中程度)	A (高)	安定的
フィッチ	全格付先	F1	A+	安定的
ムーディーズ	TRS及び格付けを取得している事業子会社(a)	プライム-1	A2	安定的
ムーディーズ	アメリカン・エクスプレス・カンパニー	プライム-2	A3	安定的
S&P	TRS及び格付けを取得している事業子会社(a)(b)	A-2	A-	安定的
S&P	アメリカン・エクスプレス・カンパニー	A-2	BBB+	安定的

(a) アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレイティッド・サービスズ・カンパニー・インコーポレイティッド。

(b) S&Pは、TRSに対し短期債務格付を付与していない。

当社の無担保債券又は資産証券化プログラムに係る有価証券に対する格付けが引き下げられると、資金調達コストが増加し、未使用与信枠に基づく借入金関連の手数料が上昇するおそれがある。また信用格付が引き下げられると、無担保債券と資産証券化資本市場における当社の借入能力が低下するおそれがある。当社は、資金調達構成（連邦預金保険公社（FDIC）の預金保険付の小口預金の割合を含む。）により、信用格付会社による格付けの引き下げが当社の資金調達能力と資金調達コストに及ぼす影響が低下するものと考えている。

短期資金調達プログラム

コマーシャルペーパーのような短期借入債務は、当初期間が12カ月以下の負債、及び利付当座借越と定義されている。当社の短期資金調達プログラムは、主に受取債権残高の季節的変動の管理などの運転資本ニーズに対応するために利用されている。将来における短期借入債務の発行額は、当社の資金調達戦略、当社のニーズ及び市況に左右される。

12月31日現在の当社の短期借入債務の状況は、以下のとおりである。

表22：短期借入債務残高

(十億ドル)	2014年	2013年
コマーシャルペーパー(a)	0.8	0.2
その他の短期借入債務	2.7	4.8
合計	3.5	5.0

(a) 2014年度及び2013年度の未返済コマーシャルペーパー平均残高は、それぞれ2億ドル及び1億ドルであった。

これらの借入債務の詳細については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記9を参照。

預金プログラム

当社は、アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク（「センチュリオン・バンク」）及びアメリカン・エクスプレス・バンク・FSB（「FSB」）の各子会社（合わせて「銀行子会社」）で預金を提供している。これらの資金は現在、口座保有者1人当たり250,000ドルを上限としてFDICの預金保険の対象となっている。当社が預金による資金調達を得て、競争力のある利率を提供することができるかどうかは、銀行子会社の資本水準にかかっている。当社は、第三者販売経路を通じて調達される預金商品の販売を補完するために、FSBを通じて、直接小口預金プログラムである「パーソナル・セービングス・フロム・アメリカン・エクスプレス」を実施している。この直接小口預金プログラムは、FDICの預金保険付譲渡性預金証書（「CD」）とハイイールド貯蓄勘定商品を個人に直接提供するものである。

12月31日現在、当社が保有していた預金は、次のとおりであった。

表23：顧客預金

(十億ドル)	2014年	2013年
米国個人向け預金：		
貯蓄勘定—直接	26.2	24.6
譲渡性預金証書(a)：		
直接	0.3	0.5
第三者	7.8	6.9
スウィープ勘定—第三者	9.0	8.9
その他個人向け預金		
米国外預金及び米国無利子預金	0.2	0.1
カード会員クレジット残高—米国及び米国外	0.7	0.8
顧客預金合計	44.2	41.8

(a) 2014年12月31日現在、直接及び第三者プログラムを通じて発行された米国小口譲渡性預金証書のポートフォリオ合計の加重平均残存期間は29.5カ月、発行時の加重平均利率は1.54%であった。

長期負債プログラム

2014年度に、当社とその子会社は、期間が3年から10年の社債と資産証券化証書を発行した。これらの金額には、AAAの格付けを取得した証券化証書・社債約53億ドル、劣後証券1億ドル並びに無担保債（期間と市場はさまざま）82億ドルが含まれていた。当年度中、当社は、約8億ドルの劣後証券の発行を留保していたが、それは、同証券の金利と利回りが当社の利用可能なその他の資金調達源と比較して魅力的なものでなかったことが理由であった。

2014年度に当社が発行した社債等は、以下のとおりである。

表24：社債発行

(十億ドル)	金額
アメリカン・エクスプレス・カンパニー：	
固定利率劣後債（加重平均クーポンレートは3.63%）	0.6
アメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーション：	
固定利率シニア債（加重平均クーポンレートは1.76%）	5.1
変動利率シニア債（3カ月物LIBOR+42ベースポイント（平均値））	2.5
アメリカン・エクスプレス・クレジット・アカウント・マスター・トラスト：(a)	
固定利率シニア証券（加重平均クーポンレートは1.41%）	3.5
変動利率シニア証券（1カ月物LIBOR+35ベースポイント（平均値））	1.8
変動利率劣後証券（1カ月物LIBOR+49ベースポイント（平均値））	0.1
合計	13.6

(a) アメリカン・エクスプレス・クレジット・アカウント・マスター・トラスト（「レンディング・トラスト」）からの発行分には、当年度中に当社が発行を留保していた劣後証券8億ドルは含まれていない。

資産証券化プログラム

当社は、当社のカード事業から発生するカード会員受取債権とローン債権を定期的に証券化している。証券化市場は、当社に費用効果にすぐれた資金調達手段を提供しているが、カード会員受取債権とローン債権の証券化は、それらの資産を信託に譲渡し、同信託が第三者である投資家に対し譲渡対象資産による担保付で証券を発行することにより行われる。発行代わり金は、譲渡された資産の対価として、当社の全額出資子会社を通じて当社に分配される。

証券化された受取債権及びローン債権は、当社の連結貸借対照表において資産として報告されており、第三者である投資家に対し発行された関連証券は、長期負債として報告されている。

証券化信託のそれぞれの条件に基づき、信託財産のパフォーマンスに関する一定の誘発事由が発生した場合、信託費用の支払い、引当金の計上のほか、最悪のシナリオの場合には投資家証券の繰上償還を行うことになる可能性がある。2014年12月31日に終了した12カ月間において、そのような誘発事由は発生しなかった。

流動性管理

当社の流動性目標は、オンバランス・シート及びオフバランス・シートの流動性の源泉の多様な集合へのアクセスを維持することである。当社は、経済情勢が大幅に悪化する中で、当社が通常の資金調達プログラムの下で新たな資金を調達できない場合であっても、少なくとも12カ月間にわたり事業資金需要を満たし、将来予想される金銭債務を履行することができるように、十分な流動性の源泉を維持している。当社は、当社の全社規模の流動性リスク管理へのアプローチを定めた流動性リスク方針を実施している。

当社は、当社の商品及びサービスを提供する通常の過程で発生する流動性リスクを負担し、引き受けている。当社がさらされる流動性リスクは、多様な源泉に起因する可能性があり、したがって当社の流動性管理戦略には、以下の事項を含むがこれらに限らない、多様なパラメーター、評価及びガイドラインが含まれる。

- ・ 資金調達源の多様な集合を維持すること（詳細については「資金調達戦略」を参照。）。
- ・ 債務履行のために利用可能な、担保を設定されていない流動資産及びオフバランス・シートの流動性の源泉を維持すること。
- ・ 多様な情報源から、多様なシナリオに基づきキャッシュの増減を予想すること。
- ・ 不十分な流動性と当社の収益性との間のトレードオフを、内部資本充実度評価プロセスに組み込むこと。

当社は、ドッド・フランク法及びその他の流動性規制措置（流動性カバレッジ比率（「LCR」）など）の要件を遵守するために、オンバランス・シートの現金及びその他の流動資産並びにオフバランス・シートの資金調達源（確約済銀行与信枠及びABS導管体与信枠など）流動性の源泉への多様な集合へのアクセスを維持するように努めている。また、当社は、当社の米国銀行子会社を通じて、連邦準備理事会のディスカウント金利による窓口借入れのために用いられる適格担保を保有している。

当社は、当社が任意の時点において維持する流動性の源泉の金額及び構成を決定するために、多様なストレス・シナリオ（法令により要求されるもの及び当社自身のストレス・シナリオを含む。）の要件を満たすように努めている。これらのストレス・シナリオは、それぞれ明確な特徴を有し、キャッシュ・フローの想定、期間、適格な流動性の源泉及びその他の要因により異なる。当社自身のストレス・シナリオにおいては、当社が厳しいマクロ経済的シナリオにおいて当社の通常の資金調達プログラムを利用することができないことが想定され、その場合、当社は、満期が到来した債務などの金銭債務、及び少なくとも12カ月間にわたる当社の事業における正味キャッシュ・フロー計画上の必要額を満たすようなオンバランス・シート及びオフバランス・シートの流動性の源泉の構成を目標にする。LCRは、30日間にわたる明確なキャッシュ・フローの想定を定める別の形式のストレス・シナリオであり、オンバランス・シート資産の高品質流動資産としての適格基準を定めている。

当社は、その維持する流動性の金額を判断するに際し、景気情勢及び金融市況、業務の季節性、業務の成長、潜在的な買収又は処分、代替的な流動性の源泉を確保する費用とその利用可能性、信用格付会社の検討内容など、様々な要因を検討している。

現金又は容易に換金できる有価証券に対する当社の利回りは、一般に、これらの残高の資金調達源に対する支払利息を下回っている。そのため、当社は、これらの金額について多額の金利費用（純額）を負担している。

金利費用（純額）の水準は、当社の現金と市場性の高い有価証券の保有量、及びそれらの金額の調達費用とそれらの投資利回りの差額により様々となる。

証券化借入能力

2014年12月31日付けで、当社は、2016年7月15日を期限とする確約済み・リボルビング方式・有担保借入枠を維持しており、当該借入枠により、当社はアメリカン・エクスプレス・イシュアンス・トラストⅡ（「チャージ・トラスト」）から額面最大30億ドルの適格AAA債を販売することができる。また、当社は、2017年9月15日を期限とする確約済み・リボルビング方式・有担保借入枠を維持しており、当該借入枠により、当社はレンディング・トラストから額面最大20億ドルの適格AAA債を販売することができる。これらの借入枠はともに、季節的な運転資金ニーズに対して資金調達を行い、さらに当社の緊急時の資金調達源を向上させるために、通常の営業過程において使用される予定である。2014年12月31日現在、チャージ・トラスト借入枠に基づき引き出された金額は25億ドルであり（2015年2月17日に返済済み。）、レンディング・トラスト借入枠からの引き出しはなかった。

連邦準備理事会からのディスカウント金利による窓口借入れ

銀行子会社は、預金保険対象預金受入機関として、適格担保額の差し入れを条件として、サンフランシスコ連邦準備銀行から借入れを行うことができる。連邦準備理事会は、クレジットカードの受取債権及びチャージカードの受取債権の両方が、ディスカウント金利による窓口借入れとしての有担保借入れのためのある種の適格担保に該当することを示している。特定の資産が適格担保とみなされるか否か、及び担保に対する借入可能額については、依然として連邦準備理事会の裁量に従う。

当社は、既存の証券化信託を通じて当面売却できると思われる、又は有担保借入れの担保として差し入れることができると思われる米国クレジットカードの受取債権及びチャージカード受取債権を約553億ドル（2014年12月31日現在）有しており、いずれも市況と適格条件次第であるがさらなる流動性を確保している。

確約済銀行与信枠

当社は、前記の有担保借入枠に加えて、米国及びオーストラリアの与信枠を通じて、2014年12月31日現在の当社の67億ドルの確約済銀行団与信枠を維持しているが、その満期は下表のとおりである。

表25：確約済銀行団与信枠の満期

(十億ドル)

2016年	2.0
2017年	4.7
合計	6.7

与信枠の利用は、当社が一定の財務上の誓約事項を遵守すること（主として、アメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーション（「Credco」）の利益・固定費用合計額の固定費用に対する一定の割合を維持すること。）を条件とする。2014年12月31日現在、当社は各誓約事項を遵守している。2014年12月31日現在における確約済与信枠の引出残高37億ドルは、当社の通常の過程における事業活動のための資金として利用された。当該与信枠の残存能力は、主に当社の緊急時の資金調達源のさらなる向上のために役立った。

当社の確約済銀行与信枠に関する契約には、与信枠による借入ができなくなるような重要な悪化条項はなく、当該与信枠は、当社の信用格付に依存していない。

キャッシュ・フロー

下表は、当社のキャッシュ・フロー活動を要約したものであり、次いで、営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに影響を与える主要な動因について述べる。

表26：キャッシュ・フロー

(十億ドル)	2014年	2013年	2012年
下記により得た(又は使用された)キャッシュの合計：			
営業活動	11.0	8.5	7.1
投資活動	(8.0)	(7.2)	(6.5)
財務活動	—	(3.9)	(3.3)
現金及び現金等価物に対する為替レート変動の影響	(0.2)	(0.2)	0.1
現金及び現金等価物の純増(純減)	2.8	(2.8)	(2.6)

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローには、主に(i)当期純利益に含まれる非現金項目、並びに(ii)支払いの金額と時期が様々であることから、通常業務においても大幅に変動する可能性がある営業資産と営業負債の残高の変動について調整された当期純利益が含まれる。

2014年12月31日に終了した年度に営業活動により得たキャッシュ（純額）は、110億ドルとなったが、これは、損失引当金繰入額、減価償却費及び償却費並びに株式報酬の一定の変動などの非現金項目について調整された59億ドルの当期純利益、並びにGBT JV取引に関連する6億ドルの税引前利益を要因とするものであった。さらに、コンカーに対する当社の投資持分の売却について、10億ドルの売却手取金が投資活動によるキャッシュ・フローとして計上されているため、当該売却による7億ドルの税引前利益は、営業活動から除外されている。現金の源泉である支払債務及びその他の債務の増加は、請求取扱高の増加及び当年度第4四半期に計上されたリストラクチャリング費用を要因とするものであった。

2013年12月31日に終了した年度に営業活動により得たキャッシュ（純額）は、85億ドルとなったが、これは、損失引当金繰入額、減価償却費及び償却費並びに株式報酬の一定の変動などの非現金項目について調整された54億ドルの当期純利益を要因とするものであった。

2012年12月31日に終了した年度に営業活動により得たキャッシュ（純額）は、71億ドルとなったが、これは、損失引当金繰入額、減価償却費及び償却費、繰延税金及びその他並びに株式報酬の一定の変動などの非現金項目について調整された45億ドルの当期純利益を要因とするものであった。これは、5億ドルの債務交換に関するプレミアムの支払いによるキャッシュの流出により部分的に相殺された。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当社の投資活動には主に、カード会員のローン債権及び受取債権並びに当社の売却可能投資ポートフォリオの変化が含まれている。

2014年12月31日に終了した年度には、投資活動に使用されたキャッシュ（純額）として(80)億ドルが計上されたが、これはカード会員受取債権及びローン債権の純増並びに建物及び設備の取得（売却分控除後）から構成される。これは、投資有価証券の売却及び満期到来（コンカーに対する当社の投資持分の売却手取金10億ドルを含む。）により部分的に相殺された。

2013年12月31日に終了した年度には、投資活動に使用されたキャッシュ（純額）として(72)億ドルが計上されたが、これはカード会員受取債権及びローン債権の純増並びに建物及び設備の取得（売却分控除後）から構成される。

2012年12月31日に終了した年度には、投資活動に使用されたキャッシュ（純額）として(65)億ドルが計上されたが、これはカード会員受取債権及びローン債権の純増並びに建物及び設備の取得（売却分控除後）から構成され、投資有価証券の売却及び満期到来により部分的に相殺された。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当社の財務活動には主に、社債の発行と償還、顧客預金の変動、普通株式の発行及び買戻し、並びに配当の支払いが含まれる。

2014年12月31日に終了した年度には、財務活動により得たキャッシュ（純額）は、アメリカン・エクスプレスの普通株式の買戻しにより部分的に相殺されたものの、顧客預金並びに短期借入債務及び長期借入債務の純増を主因として、11百万ドルとなった。

2013年12月31日に終了した年度には、財務活動に使用したキャッシュ（純額）は、アメリカン・エクスプレスの普通株式の買戻しを主因として、(39)億ドルとなった。

2012年12月31日に終了した年度には、財務活動に使用したキャッシュ（純額）は、顧客預金の純増により部分的に相殺されたものの、アメリカン・エクスプレスの普通株式の買戻し並びに短期借入債務及び長期借入債務の純減を主因として、(33)億ドルとなった。

オフバランス・シート取引及び契約債務

当社は、当社の財政状態、財政状態の変動、経営成績又は流動性及び資本の源泉に現在又は将来重大な影響を及ぼすおそれのある貸借対照表上及びオフバランス・シート上の取引、取決め、債務及びその他の関係を把握している。

契約債務

下表は、当社の契約による確約将来債務に相当する取引を表示している。購入債務には、執行可能かつ法的拘束力があり、重要な条件（固定又は最低購入数量、固定、最低又は変動価格に関する規定及びおおよその取引時期を含む。）について明示的に定めた商品・サービスの購入に関する当社の約定が含まれる。

表27：年度別の確約将来債務

(百万ドル)	年度別支払期日到来額(a)				
	2015年度	2016－2017 年度	2018－2019 年度	2020年度 以降	合計
長期借入債務	12,079	27,906	15,557	3,180	58,722
長期借入債務利払額(b)	1,032	1,450	390	1,301	4,173
譲渡性預金証書	1,765	3,627	2,784	16	8,192
その他の長期負債(c)	207	88	17	20	332
オペレーティング・リース債務	189	305	220	921	1,635
購入債務(d)	364	122	51	—	537
合計	15,636	33,498	19,019	5,438	73,591

- (a) 上表には、法人税の不確実性に関する約9億ドルの租税債務は含まれていないが、それは、そうした債務に固有の複雑性と複数の法域で現在審査が行われている課税年度の関係で、支払いの合理的な予測が可能でないためである。
- (b) 推計利払額は、2014年12月31日現在の実効金利により計算されており、既存の金利スワップの影響額を含む。実際のキャッシュ・フローは、推計支払額とは異なる可能性がある。
- (c) 2014年12月31日現在、米国アメリカン・エクスプレス退職制度のために、最低要求拠出は行われておらず、現在拠出の計画もない。米国アメリカン・エクスプレス退職還付制度及び米国外確定給付年金及び退職後給付制度のもとでの2015年度の拠出額は約60百万ドルと予想されており、この金額はその他の長期負債に含まれている。確定給付年金・退職後給付制度に基づく残りの債務（総額707百万ドル）は、当該債務の発生時期を確定できないため、上表には含まれていない。さらに、優良カード会員は何らの制限もなく直ちにポイントを交換することができるが、ポイント交換時期は確定できないため、その他の長期負債には、長期負債とみなされていない「メンバーシップ・リワード」負債65億ドルは含まれていない。
- (d) 購入債務額は、2014年12月31日時点で有効であった契約に基づく期間別の（場合に依じて）期限前解約金又は解約不能最低約定債務を表している。

当社はまた、一部の共同ブランド提携先との契約に基づき支払債務を負っている。当社は、当社の継続事業の一環として、当該契約の残存期間（2015年から2022年に及ぶ。）において当該債務を完全に履行する予定である。こうした取決めに基づく債務は、2014年12月31日現在約10億ドルであった。

上記の契約債務のほかに、当社は、保証その他のオフバランス・シート取決めを含むオフバランス・シート取決めに有している。

保証

当社の主要な保証は、「アメリカン・エクスプレス」カードの保有価値を高めるためのカード会員向けサービスに伴うものである。2014年12月31日現在、当社は、カード会員向けプロテクション・プランに関して総額約450億ドルの保証、並びに通常業務におけるその他の保証を有していた。当社の保証については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記16を参照。

その他のオフバランス・シート取決め

2014年12月31日現在、カード会員が利用可能な当社の未使用与信額は約2,780億ドルであった。カード会員が利用可能な未使用与信総額は、こうした未使用与信額の大部分が引き出されない可能性があることから、将来における潜在的な現金需要を示すものではない。当社のチャージカード商品は通常、事前に利用限度額が定められていないため、カード会員が利用可能な未使用の与信額に含まれていない。

当社は、デリバティブに関するカウンターパーティーの信用リスクを軽減するために、当社のデリバティブ取引のカウンターパーティーから、2014年及び2013年の各12月31日現在で91百万ドル及び0ドルの公正価値を有する米国財務省証券に対する担保権という形式により現物担保を受け入れており、そのいずれも売却又は転質されていない。

当社のその他のオフバランス・シート取決めの詳細な説明については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記13を参照。

リスク管理

統 治

当社は、リスクの特定、集計、監視及び管理のために、包括的な全社的リスク管理（「ERM」）プログラムを用いている。また同プログラムは、当社のリスク選好、ガバナンス、カルチャー及び能力を定義している。ERMプログラムの実施及び実行は、当社の最高リスク責任者により指揮されている。

リスク管理は、当社の取締役会により、3つの委員会、すなわちリスク委員会、監査・コンプライアンス委員会及び役員報酬・福利委員会を通じて監督される。各委員会は、専ら社外取締役で構成され、委員会レベルで検討された事項について定期的に取り締役に報告している。特定の委員会の権限の下にあるリスクに加えて、取締役会は、当社の「トップの姿勢」及びリスク・カルチャーを監視し、戦略的リスクを監督し、当社が随時直面する個別的及び総体的なリスクを検討する。これらの取締役会委員会は、当社のリスク管理のプロセス、統制及び能力に関して、当社の最高リスク責任者、最高コンプライアンス・倫理責任者、監査責任者及びその他の上級経営陣との間で、定期的に非公開会議を行っている。

当社の取締役会リスク委員会は、当社のリスク方針及びリスク管理パフォーマンスに対するリスク監督を行う。リスク委員会は、主要なリスク管理方針を承認し、リスクに関するカルチャー、人材、能力及び結果を監視する。特にリスク委員会は、当社のERM方針、並びに個人の信用リスク、法人の信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク及び資産負債リスクに適用される下位方針並びに新商品・サービスの開始、第三者管理及び解決計画に適用される方針を承認する。ERM方針は、リスク選好並びにリスク・テイクに対するガバナンス及び当社のリスク監督プロセスを定義している。リスク選好は、当社がリスク・エクスポージャーを当社のリスク許容範囲内に十分に統制しつつ、当社が当社の事業計画を達成するために受容することを望むリスクの水準及び種類を定義する。さらに、全体として、またリスク種別ごとに、リスク・テイクに関する原則を策定し、リスク限度、報告トリガー要因及び統制プログラムに関する包括的なシステムにより支援されている。

またリスク委員会は、当社の最高リスク責任者の指名、交代、パフォーマンス及び報酬を検討及び承認する。リスク委員会は、主要なリスク、取引及びエクスポージャーを最高リスク責任者直属に報告するグローバル・リスク監督チームから定期的な最新情報を受けとる。

リスク委員会は、当社の信用リスク・プロファイル並びに信用リスク・パフォーマンス、傾向及びリスク管理能力を検討する。

また、リスク委員会は、全社規模のオペレーショナル・リスクの動向、出来事及び能力（法令遵守、詐欺、法律、プロセス又は統制の失敗、情報セキュリティ及びプライバシーを重視する。）、並びに市場リスク、資金調達リスク、流動性リスク及びレピュテーション・リスクの動向を検討する。また、リスク委員会は、当社によるバーゼルの資本及び流動性に関する基準、並びにバーゼルの内部資本充実度評価プロセス（バーゼルのCCARの提出及び解決計画を含む。）の遵守に対する監督を提供している。

当社の取締役会監査・コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス方針及びリスク許容度を承認し、当社のコンプライアンス・リスク管理の重要性を強化する。さらに、監査・コンプライアンス委員会は、当社の全社的コンプライアンス・リスク管理プログラムの有効性を検討する。さらに幅広く見れば、同委員会は、当社の財務書類及び財務報告プロセスの健全性、内部及び外部監査（独立の登録公認会計士事務所の適格性及び独立性、並びに当社の内部監査業務機能のパフォーマンスを含む。）、並びに当社の内部会計及び財務統制システムの健全性に関する取締役会の監督責任を補佐することにつき責任を負っている。

監査・コンプライアンス委員会は、当社の内部監査グループの監督を行う。監査・コンプライアンス委員会は、当社の監査責任者の指名、交代、パフォーマンス及び報酬を検討及び承認し、内部監査グループの年間監査計画、憲章、方針及び予算を承認する。また、監査・コンプライアンス委員会は、監査計画の状況及び結果（内部監査グループにより発行される重要な報告及び経営陣の是正措置の状況を含む。）に関する最新情報を定期的に受けとる。

当社の取締役会役員報酬・福利委員会は、当社全体、当社の事業ユニット及びリスク・テイクしている従業員を対象とした報酬プログラムにおいてリスクとインセンティブの適切なバランスが取れるようにして、軽率又は非経済的なリスクを取らずに業績が達成されるように、最高リスク責任者と協力している。当社の最高リスク責任者は、当社及び当社の事業ユニットのための目標設定に積極的に関与する。また、当社の最高リスク責任者は、各事業ユニットの現在及び将来のリスク・プロファイルを検討し、パフォーマンス評価のための情報を提供する。最高リスク責任者は、役員報酬・福利委員会と会議を行い、軽率なリスクを取らずにパフォーマンス目標及び結果が達成されたか否かを証明する。役員報酬・福利委員会は、当社の賞与基金及び上級役員の報酬を決定するために、リスクとのバランスが取れたインセンティブ報酬を利用している。

複数の内部管理委員会（当社の最高リスク責任者を委員長とする全社的リスク管理委員会（「ERMC」）を含む。）が存在し、リスクを監督している。ERMCは、リスク・ガバナンス及び監督について責任を負っている。ERMCは、全社的なリスク選好の枠組みを維持し、これにより定義される限度及び報告の遵守を監視している。ERMCは、該当する取締役会委員会による承認を受けて、当社全体のリスク及びリスク方針の実施を監督している。ERMCは、主要なリスク・エクスポージャー、傾向及び集中、重大なコンプライアンス事項並びに経済資本及びバーゼル資本の傾向を検討し、重大なリスクを監視、統制及び報告するための措置に関するガイダンスを提供している。

ERM方針に定義されているとおり、当社は、リスク管理に対する「3つの防衛線」アプローチに従っている。第1の防衛線は、直接リスク・テイクを開始する機能及び管理委員会から構成されている。事業ユニット長ら、当社の最高信用責任者、最高オペレーショナル・リスク責任者、最高市場リスク責任者及び機能リスク責任者は、第1の防衛線の一部を構成している。

第2の防衛線は、第1の防衛線のリスク・テイク活動を監視する独立した機能から構成されている。グローバル・リスク監督責任者及び市場リスク監督責任者、最高コンプライアンス・倫理責任者、コーポレート・コントローラー並びに一部の統制グループは、全社的レベル及び規制対象事業体内部で、第2の防衛線の一部を構成している。グローバル・リスク監督チームは、第1の防衛線チームにより配置された方針、戦略、枠組み、プロセス及び能力を監督し、リスク管理において第1の防衛線に対するチェック機能を果たす。

当社の内部監査グループは、第3の防衛線を構成しており、第1の防衛線及び第2の防衛線に対する独立した評価及び効果的な質問を提供する。

さらに、当社の最高財務責任者を委員長とする資産負債総合管理委員会（「ALCO」）は、市場、流動性、資産負債リスク及び資本の管理について責任を負っている。

信用リスク管理プロセス

信用リスクは、債務者若しくはカウンターパーティーの債務不履行又は担保の信用力の変化による損失と定義されている。当社の信用リスクは、個人向け信用リスクと法人向け信用リスクという2つの幅広い分野に分類される。それぞれのリスクについて、異なるリスク管理能力、戦略及びツールが用いられている。重要性の高い個人向け又は法人向け信用リスクにさらされている事業単位は、各1名の最高信用責任者の指揮下にある専属リスク管理チームのサポートを受ける。独立性を保持するために、すべての事業単位の最高信用責任者は、当社の最高信用責任者に対し報告を行い、今度は後者が当社の最高リスク責任者に対し直接報告を行う。

個人向け信用リスク

個人向け信用リスクは、主に個人向け及び経営者／個人事業主向けのチャージカード、クレジットカード、与信枠及びローンから発生する。これらのポートフォリオは、様々な地域、業界及び純資産水準に及ぶ数百万の顧客で構成されている。当社は、当社のブランド、上質な顧客サービス、商品特性、並びに引受、顧客管理及び回収に及ぶリスク管理能力により推進される当社の顧客の上質なプロファイルの恩恵を受けている。外部要因を挙げれば、こうしたポートフォリオのリスクは、顧客の流動性に影響を及ぼす可能性がある失業率及びGDP成長率などの幅広い経済動向と相関関係がある。

事業単位の幹部及びそれらの最高信用責任者は、個人向け信用リスクのプロセス管理において主導的な役割を担う。このような最高信用責任者は、個人向け信用リスク委員会による指導を受ける。同委員会は、個人向け信用リスク管理方針の執行を担当する。この方針をサポートするために、与信の意思決定、ロジック及びプロセス（予測、新規口座の承認、販売時点での認証、与信枠の管理及び回収を含む。）を網羅した下位方針と運用マニュアルが整備されている。下位リスク方針及び運用マニュアルの目的は、与信管理原則を一貫して適用し、資産内容と損失認識の報告方法の標準化を保証することにある。

個人向け信用リスクの管理は、利用金額と支払履歴、及び信用調査会社から入手したデータフィードなど、予測及び顧客に関する最新情報を用いた高度な独自の内部評価と意思決定モデルによりサポートされている。新たなデータ（商業変数など）は、経営者／個人事業主向けリスクをさらに軽減するために統合されている。当社は、当社の顧客への貢献を高めるために、顧客との取引についてデータに基づく経済的な意思決定ロジックを策定している。

法人向け信用リスク

法人向け信用リスクは、主に当社のグローバル・コーポレート・ペイメンツ、グローバル・マーチャント・サービス、GNS、プリペイド・サービス及び外国為替サービスの各事業、並びに投資・流動性管理活動において発生する。個人向け信用リスクと異なり、法人向け信用リスクは、貸倒発生頻度は低い、貸倒が発生した場合の深刻度が大きい。こうしたリスクは、景気情勢全般の影響及び各顧客に固有の事由の両方の影響を受ける。法人向けポートフォリオに損失が発生する頻度が低いとはいえ、ある特定の年度に、又は数年間にわたり多額の損失が生じていないことが必ずしも法人向けポートフォリオのリスク水準を示すものではないと認識している。

個人向け信用リスクと同様、法人向け信用リスクを引き受ける事業単位は、最高信用責任者のサポートを受ける。これらのオフィサーは、法人リスク管理委員会（「IRMC」）による指導を受ける。同委員会は、法人向け信用リスク管理方針の実施・実行と、多額の法人向け信用リスク債権が発生している各事業単位のクレジット・オフィサーの指導に責任を負う。同委員会は、事業単位の最高信用責任者とともに、主要リスク能力に対する投資判断を行い、リスク軽減に関する引受基準の適切な実施と契約上の権利を確保し、リスク債権総額を監視し、リスク軽減策を決定する。IRMCは、ERMのガイドラインと手続の遵守を確保するために、大口の法人リスク債権総額を手続に従って検討し、適宜ERMに報告する。同時に、IRMCは、リスク調整後資本利回りを極大化するために各事業単位のリスク管理チームに指針を提供する。一元化されたリスク評価担当部署や航空会社リスクの専門グループは、当社の法人債務者のリスク評価を行っている。

航空産業に対するエクスポージャー

当社は、航空会社との間で、複数の重要な共同ブランド、特典及び法人決済に関する取決めを締結している。ERMプログラムは、全世界の航空会社に対する包括的事業分析を通じて、当社の提携航空会社及び当社内におけるすべての機能に対する航空会社戦略全体により提起されるリスクを評価する。当社の最大の提携航空会社はデルタであり、この提携関係には独占的クレジットカードの共同ブランド・パートナーシップその他の取決め（会員特典ポイント交換、加盟店の受入れ、旅行及び法人決済を含む。）が含まれている。本書第一部 第3 事業の状況 4 事業等のリスクを参照。

ソブリン債に対するエクスポージャー

当社は、その継続的なリスク管理プロセスの一環として、ソブリン及びソブリン以外の顧客及びカウンターパーティーの両方に対する当社の財務エクスポージャーを監視し、地理的地域別及び経済セクター・産業別のリスク集中を測定・管理している。監視の主要な焦点は、経済・財務特性の低迷による信用悪化である。当社は、そのソブリン債のリスクに関する市場の評価、並びにその経済及び財政の見通しに関する当社の評価に基づき各国を評価しており、リスクが高いものと判断されている国々を注視している。2014年12月31日現在、当社は、リスクが高いものと判断されているこれらの国々の政府機関、金融機関及び法人に対する当社のグロスの信用エクスポージャーは、個別的及び総体的に重要ではないものと考えている。

オペレーショナル・リスク管理手続

当社は、オペレーショナル・リスクを手続、人員又は情報システムの不適切処理若しくは不備、又は外部環境により事業目標を達成できないリスク（法令不遵守を含む。）と定義している。オペレーショナル・リスクは、あらゆる事業活動に内在しており、直接又は間接の財務損失、ブランドの失墜、顧客の不満足、あるいは法規制に基づく行政処分により組織に影響を及ぼすことがある。

オペレーショナル・リスクを適切に測定・管理するために、当社は、リスク委員会が承認したオペレーショナル・リスク管理方針に詳しく定められている総合的なオペレーショナル・リスク体制を実施している。オペレーショナル・リスク管理委員会（「ORMC」）は、効果的なリスク評価に関してすべての統制グループと調整し、また事業単位及びスタッフ・グループにおけるリード・オペレーショナル・リスク・オフィサーによる予防、対応及び軽減のための取組みを統制・監督する。独立性を保持するために、すべての事業単位のリード・オペレーショナル・リスク・オフィサーは、当社の最高オペレーショナル・リスク責任者に対し報告を行い、今後は後者が当社の最高リスク責任者に対し直接報告を行う。

当社は、固有のオペレーショナル・リスクと将来新たに生じるオペレーショナル・リスクの把握、測定、監視及び報告を行うためのオペレーショナル・リスク体制を利用している。この体制は、ORMCにより監督されているが、(a)オペレーショナル・リスクの発生把握、(b)問題の管理及び統制の向上を手配するためのプロジェクト・オフィス、(c)重要なリスク指標（顧客の苦情又は実施前テストの指標等）、並びに(d)プロセス及び法人レベルでのリスク評価手法で構成される。

この体制は、瑕疵を是正し、顧客を救済し、将来の問題軽減のための統制及びテストを改善することを目的として、発生原因、顧客及び／又は当社への影響並びに解決策の説明責任を決定するために、オペレーショナル・リスク事由の評価を要請する。当社への影響は、オペレーション、財務、ブランド、規制コンプライアンス及び法務の観点から評価される。

情報セキュリティ、プライバシー及びデータに関するガバナンス

当社は、不正なアクセス、使用、開示、妨害、改ざん又は破壊から情報及び情報システムを保護するように設計された、情報セキュリティ枠組み・運営モデルを実施している。

ORMCの部会である当社の情報セキュリティ・リスク管理委員会は、最高情報セキュリティ責任者を委員長として、当社の情報セキュリティ・リスク管理活動の監督及びガバナンスを行っている。さらに、同委員会は、サイバー・リスクに対する許容度の設定及びサイバー・クライシスに対する準備の管理について責任を負っている。

当社は、当社が現在、最大のリスクを提起するものと考えている「脅威アクター」の4つの分類、すなわちサイバー犯罪者、国家の支援を受けた集団、決心した内部者及び「ハクティビスト」（すなわち社会的反対者）における当社のサイバー・リスクを評価している。当社の情報セキュリティ枠組み・運営モデルは、サイバーセキュリティ攻撃に対する準備、予防、発見、対応及び回復といった様々なセキュリティ段階に着目したアプローチを用いている。

当社のプライバシー枠組み・運営モデルは、同様の構造に従っている。これは、最高プライバシー責任者により指揮され、最高情報セキュリティ責任者及びコンプライアンス・リスク管理リーダーと結び付けられている。ORMCの他の部会である当社のプライバシー・リスク管理委員会は、個人情報の収集、通知、使用、共有、移転、機密及び保持に対する監督及びガバナンスを行っている。

当社の企業データ・ガバナンス枠組み・方針は、規制上の報告、リスク管理及びその他の重要なシステムにおいて使用されるデータ（ビッグデータ能力を含む。）に関するガバナンス及びデータ基準を定義している。

コンプライアンス・リスク管理プロセス

当社は、コンプライアンス・リスクを、適用ある法律、規制、規則又は行動規範を遵守しなかった結果として生じる、法律又は風評に関する被害、罰、罰金及び損害賠償請求その他の形式による制裁に関するリスクと定義している。

当社は、コンプライアンス・リスクを効果的に軽減する当社の能力を、当社のビジネスモデルの重要な要素と考えている。当社のグローバル・コンプライアンス・アンド・エシックス部門は、当社の全社規模のコンプライアンス・リスク管理プログラムの策定・維持につき責任を負う。このプログラムに基づき、当社は、当社がさらされている規制リスクを評価、統制、監視、測定及び報告することにより、コンプライアンス・リスクを管理・軽減するように努めている。

レピュテーション・リスク管理手続

当社の定義によれば、レピュテーション・リスクとは、当社の商品、サービス、事業慣行、経営、顧客及びパートナーに関する否定的な評判が、それが認識か事実かを問わず、顧客基盤の弱体化、高額な費用がかかる訴訟又は収益減少をもたらすリスクをいう。

当社は、当社の評判の保護が、世界中で最も評判の高いサービス・ブランドになるという当社のビジョンにとって重要で、当社の長期的成功にとって肝要であるものと考えている。

当社の経営幹部は、取引、事業活動及び経営慣行に関するレピュテーション・リスクの影響が適切に検討され、関連する主題の専門家が必要に応じて関与することの確保について、責任を負う。ERM及びその部会は、レピュテーション・リスクが存在する可能性がある決定を検討し、レピュテーション・リスクに関する検討事項が適切に反映されていることを確保することに責任を負う。

市場リスク管理手続

市場リスクは、市場価格の変動に起因する利益又は価値に対するリスクである。当社の市場リスクの主な源泉は、次のとおりである。

- ・ 当社のカード及び保険事業、並びに当社の投資ポートフォリオにおける金利リスク
- ・ 当社の米国外業務における外国為替リスク

市場リスク限度額、並びに市場リスク・資産負債管理（「ALM」）方針に定める報告トリガー要因は、取締役会リスク委員会及びERMC承認を受けている。市場リスクについては、方針と限度額の遵守状況が、ALCOの直属で、当社のチーフ・マーケット・リスク・オフィサーが委員長を務める当社の市場リスク委員会により一元的に監視される。市場リスク管理もまた、デリバティブ金融商品の利用状況、資金調達・流動性及び投資の状況に関する方針を指針としている。市場リスク監督責任者は、市場リスク、流動性リスク及びALM活動に関する方針に対する独立したリスク評価及び監督を行っている。

当社の市場リスクの大部分は、当社の商品・サービスの提供による副産物である。金利リスクは、カード会員受取債権による資金調達、固定金利ローンから変動金利ローンへの借り換えのほか、プライムやLIBOR等のベンチマーク金利の相関関係の変化による純金利マージンに対するリスクを通じて発生する。

当社のチャージカード商品と固定金利貸付商品の金利リスクは、資金調達額全体に占める変動金利借入金及び預金の割合と固定金利及び預金の割合を変更することにより管理される。さらに、金利スワップは、固定金利借入金の変動金利借入金への切り替え、又は変動金利借入金から固定金利借入金への切り替えに随時使用される。当社は、事業の規模や構成の変化に応じて、変動金利と固定金利による資金調達構成を変更することができる。

当社は、トレーディング目的でデリバティブ金融商品を扱っていない。当社のデリバティブ金融商品の詳細については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記14を参照。

当社は、金利曲線に一定の変動があった場合に発生する可能性がある、利益及び株式の経済的価値に対する潜在的な影響を経営陣に認識させるために、様々な範囲の深刻度を用いて、様々なシナリオを分析している。2014年12月31日現在、金利が100ベースポイント上昇したと想定した場合の当社の年間正味受取利息の不利な影響額は、約212百万ドルになるものと思われる。この影響額を計算するために、当社はまず、予想される将来の事業成長及び市場に基づくフォワードレートを考慮して、今後12カ月間における正味受取利息の潜在的な変化を測定する。その後、インプライド・フォワードレート曲線に100ベースポイントの上昇を加えて、予想正味受取利息に対する影響額を測定する。この影響額は、変動利率による負債により調達されたチャージカードに関する受取債権（無利子）及びクレジットカードに関するローン債権（固定利率とみなされている。）の額に主に促進されている。2014年度12月31日現在、全世界におけるチャージカード勘定に関する受取債権及びクレジットカードに関するローン債権のうち固定利率とみなされていたものの割合は66.7%（780億ドル）で、残り33.3%（390億ドル）が変動利率のクレジットカードに関するローン債権とみなされていた。

当社はまた、当社の変動金利貸付債権の利回りを決定するプライムレートのベンチマークと、当社の未返済債務の大部分に対する実質金利コストを決定するLIBORレートのベンチマークの関係の変化による市場リスクにもさらされている。これら2つの指標の変動率に違いが生じた場合（通常、ベシス・リスクと呼ばれる。）、当社はLIBORに基づく金利で借入れを行い、プライムレートに基づき当社の顧客に貸出しを行っていることから、当社の変動利率米国貸付取引の正味利ざやが影響を受ける。向こう12カ月間にプライムレートと1カ月物LIBORのスプレッドが10ベシスポイント低下したと想定する場合の当社の正味受取利息への不利な影響は、38百万ドルと推計される。当社は現在、約380億ドルのプライムレートに基づく変動金利米国貸付債権及び380億ドルのLIBORインデックス債（資産証券化分を含む。）を保有している。

外国為替リスクは、3つの主要な源泉、すなわち(1)カード会員の異種通貨間取引手数料、(2)外国子会社の株式及び(3)米国外の部門における外貨建て利益から発生する。当社の外国為替リスクは、主として通貨のスポット売買契約を締結することにより、又は当社の外貨建て利益の大部分をヘッジすることにより管理されている。ヘッジ対象となるエクスポージャーは、経済合理性に基づくものであり、外国為替先物予約及び異種通貨間スワップ取引等のデリバティブ金融商品の利用を含む様々な手段により実行される。

2014年及び2013年各12月31日現在の外貨デリバティブ商品の想定元本残高総額は、それぞれ約300億ドル及び270億ドルであった。通貨換算を伴うカード請求額、貸借対照表上の債権総額及び外貨建て利益に関するデリバティブ・ヘッジ業務は一般に、ヘッジ会計の条件を満たしていない。但し、外国子会社の株式の為替リスクに関するデリバティブ・ヘッジ業務は、一般にヘッジ会計の条件を満たしている。

当社は、外国為替レートに様々な程度の変動があった場合に発生する可能性がある、利益に対する潜在的な影響を経営陣に認識させるために、シナリオ分析を行っている。異種通貨間で処理されるカード利用金額と貸借対照表上の債権総額（関連外国為替先物予約取引残高を含む。）に関して、米ドルの価値に10%の変動が生じたと想定した場合の当社の利益への影響は、2014年12月31日現在重要なものではなかったと思われる。外貨建て利益に関して、今後12カ月間の国外事業の予想成績に関して10%の米ドル高を想定した場合の税引前利益への悪影響は、2014年12月31日現在約182百万ドルになると思われる。外国子会社株式の為替リスク（関連外国為替先物予約契約残高を含む。）に関して、米ドルに10%の変動を想定した場合の持分の減少額は、2014年12月31日現在重要なものではなかった。

金利と外国為替レートの変動の実際の影響は、特に、レートの変動が生じた時期、それぞれのレートが同じ向きに変動しない、又は同じ向きに同じ程度に変動しない程度、当社のヘッジ取引のコスト、取扱量及び構成の変化、並びに当社の事業の取扱量及び構成の変化によって異なる。

資金調達・流動性リスク管理手続

流動性リスクは、当社が継続的な財務及び事業に関する債務を、満期到来時に合理的な費用で履行できないことと定義される。当社の流動性リスクの管理に関する一般的な原則と総合的な枠組みは、取締役会リスク委員会及びALCOが承認する流動性リスク方針に明確に定められている。流動性リスク限度は、取締役会リスク委員会及びERMCにより承認される。流動性リスクは、ALCO直属の資金調達・流動性委員会により一元的に管理される。さらに、市場リスク監督責任者は、流動性リスクに対して独立した監督を行っている。当社は、経済情勢が大幅に悪化する中で、当社が通常の資金調達プログラムの下で新たな資金を調達できない場合であっても、引き続き少なくとも12カ月間にわたり当社の事業要件及び将来予想される資金調達義務を履行することができるように、現金、簡単に現金に転換することができる市場性の高い有価証券及び緊急時の流動性の源泉の多様な集合へのアクセスを維持することにより、流動性リスクを管理している。当社は、過剰な流動性を維持する場合（これにより、コストがかかり、財務上の機動性が制限されることがある。）と、流動性が不足する場合（これにより、流動性事由が発生したときに財務上の損害が生じることになることがある。）の差引バランスを考慮している。

流動性リスクは、ストレス事由発生時に必要とされる金額と場所で十分な資金調達先と緊急時流動性の提供元が確保できるようにするために、全社レベルと主要法人レベルの両方で管理されている。資金調達・流動性委員会は、当社全体と子会社の現金ポジション及び資金調達必要額の予測額をレビューし、通常の状態ではこれらの必要額を充足することを目的とした資金調達計画を承認し、必要な流動性の確保額を把握するための指針を策定し、ポジションを監視し、講じるべき対策を決定する。

[次へ](#)

重要な会計上の見積もり

適宜他の財務書類に対する注記で参照されている当社の重要な会計方針の要約については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記1を参照。下記は、経営陣の重要な想定と判断を要する当社の会計方針の一部である。

カード会員損失引当金

カード会員損失引当金は、貸借対照表の日付現在における当社のカード会員のローン債権と受取債権の残高ポートフォリオに内在する推定損失として経営陣が適切に推計した金額を表している。

当該損失の推計にあたり、経営陣は、ポートフォリオの実績を分析し、引当金の定量的構成要素に関する経営陣の判断を反映するような統計・分析モデルを用いている。当該モデルは、延滞に基づく損失移動率、損失発現期間及び適切な過去の期間における平均損失並びに期待される将来の回収額を含むいくつかの要素を考慮している。経営陣は、カード会員ローン債権及び受取債権に関する損失引当金を増減させる可能性がある外部及び内部の定性的要素の一部について、定量的引当金を調整するか否かを検討している。

当該引当金の推計プロセスには、高度な判断力が必要とされる。外部環境の動向を考慮してアップデートされた過去の与信実績は将来のパフォーマンスを示すものではないため、その限りにおいて、実際の損失額が経営陣の判断と予測と大きく異なるおそれがあり、いずれかの四半期における将来のカード会員損失引当金繰入額が増減されることになる。

2014年12月31日現在、当該日において集合的に減損を評価されたカード会員のローン債権及び受取債権の残高ポートフォリオに内在する損失に対する経営陣による推定値が10%増加した場合、損失引当金が増加し、これに応じて損失引当金繰入額が、約167百万ドル変化していたものと思われる。この感応性分析は、損失引当金繰入額の感応性を評価する仮想シナリオとして提供されている。当該分析は、経営陣による将来の損失の予測を表すものではなく、その他のポートフォリオ要因（延滞に基づく損失移動率若しくは回収額又は未返済残高の額等）が損失引当金の残高に影響を及ぼす程度及びこれに対応して損失引当金繰入額に及ぶ影響を含まない。

メンバーシップ・リワード費用に関する負債

「メンバーシップ・リワード」プログラムは、当社最大のカード・ベースの特典プログラムである。カード会員は、自らの登録したカード商品の購入金額に応じてポイントを貯めることができる。またカード会員は、一定の種類の購入によりボーナス・ポイントを貯めることができる。「メンバーシップ・リワード」のポイントは、旅行、エンターテインメント、商品券及び商品を含む幅広い種類の特典と交換することができる。通常、ポイントに期限はなく、カード会員が貯めることができるポイント数にも上限は設けられていない。

当社は、カード会員が将来交換することが予想される獲得ポイントの推計費用を「メンバーシップ・リワード」負債として計上している。「メンバーシップ・リワード」負債は、長期的には、登録水準、自然減、獲得・交換ポイント数及び関連するポイント交換コストによる影響を受ける。当社は、URR及び1ポイント当たりWAC（これらを現登録者のポイント数に適用する。）を決定することにより、「メンバーシップ・リワード」負債を推計している。

URR想定は、将来の期間において最終的に交換される現登録者の獲得ポイント数を推計するために用いられる。経営陣は、ポイント交換動向、カード商品の種類、登録期間、カード利用金額の水準及び信用特性に基づき、カード会員がこれまでに貯めたポイントのURRをより適切に推計するために、統計・保険数理モデルを用いている。

1ポイント当たりWAC想定は、将来のポイント交換コストの推計に用いられており、主に、カード会員による交換の選択内容、提携先による特典の提供状況及び「メンバーシップ・リワード」プログラムの変更に基づくものである。1ポイント当たりWACは、過去12カ月間のポイント交換状況から導き出され、将来の予想コストを示すわけではないポイント交換コストの一定の変更について適宜調整される。

「メンバーシップ・リワード」負債を推計するプロセスには、高度な判断が含まれる。実際のポイント交換及び関連するポイント交換コストは、経営陣の判断とは大幅に異なる可能性があり、そのため「メンバーシップ・リワード」費用は、増加又は減少する可能性がある。経営陣は、ポイント交換パターン、利用1ポイント当たりのコスト、提携先との契約の変更等の要因に基づき、負債推計のプロセス及び想定を定期的に評価している。

「メンバーシップ・リワード」URR及び1ポイント当たりWACの変動は、報告対象期間終了時点において現登録者が貯めたが交換していない全ポイントの費用をカバーするものと推計される金額だけ、当期のマーケティング・販促・特典・カード会員サービス費用を通じて負債を増減させる効果を有する。2014年12月31日現在、現登録者の推計URRが100ベース・ポイント上昇したとすれば、「メンバーシップ・リワード」負債とそれに対応する特典費用は、約319百万ドル増加していたものと推定される。同様に、1ポイント当たりWACが1ベース・ポイント増加したとすれば、「メンバーシップ・リワード」負債とそれに対応する特典費用は、約82百万ドル増加していたものと推定される。

公正価値の測定

当社は、連結貸借対照表に公正価値で計上されている投資有価証券及びデリバティブ商品を保有している。経営陣は、これらの金融商品の公正価値の推計に際して想定と判断を行う。

公正価値測定・開示指針に従い、公正価値を測定する目的は、元本、又は元本がない場合には個別の資産若しくは負債に関する最も有利な市場価格に基づき、測定日における市場参加者間の適正な取引において資産の売却に対し受領される、又は債務の移転に対し支払われる価格を確定することにある。開示指針は、公正価値の測定に用いられる3段階の評価手法のデータを定めるものである。公正価値のヒエラルキーでは、同一の資産又は負債の活発な市場における調整前価格に基づく公正価値の測定が最も優先的に行われ（レベル1）、次に、重要な観察可能データによる価格設定モデルに基づく公正価値の測定が行われ（レベル2）、最後に、重要だが観察不能のデータによる価格設定に基づく公正価値の測定が行われる（レベル3）。当社は、2014年12月31日に終了した年度において、経常ベースで測定されるレベル3資産を有していなかった。本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記15を参照。

投資有価証券

当社の投資有価証券は、主に、州・地方自治体、並びに米国政府及び機関が発行した確定利付証券で構成される。

当社の投資有価証券（確定給付年金制度資産を構成する投資対象を含む。）の公正時価は、主に当社が委託した値付け業者から入手される。当社は、各証券につき1個の価格を、当社が委託した値付け業者から受領する。値付け業者から提供された公正価値は、プライシング・モデルを用いて推計されたものであり、そうしたモデルのデータは観察可能な市場データ又は同様の有価証券の最近の取引に基づく。値付け業者は、2013年及び2014年各12月31日現在で用いられたプライシング・モデルに調整を加えていない。さらに当社は、値付け業者から受領した価格の調整を行っていない。当社は、少なくとも年1回、値付け業者が用いる評価手法を理解していることを再確認している。加えて、当社は、四半期ごとに1回以上、各値付け業者から取得した価格と、異なる価格ソースから取得した評価額とを比較することにより、さらには当該価格と、有価証券の売却により受領した売却価格とを比較することにより、それらの妥当性を検証している。

当社の投資有価証券の公正価値の測定に際し、プライシング・モデルに用いられたデータが、活発な市場から、又は（活発でない市場の場合は）同様の有価証券の最近の取引から、直接観察可能であるとしても、プライシング・モデルには、一定量の主観が混じるため、データのモデル化の方法の判断が異なると、公正価値の推計値も違うものになるおそれがある。

投資有価証券の一時的でない減損

実現損失が認識されるのは、投資有価証券の公正価値の低下が一時的でないでと経営陣が判断するときである。当該判断には回収の金額と時期に関する判断を必要とする。当社は、四半期ごとに1回以上、さらに市況により必要であればそれ以上の頻度で、当社の投資有価証券の精査・評価を行い、一時的でない減損が生じていることを示唆している投資有価証券を特定する。当社は、債券について一時的でない減損の評価を行う際には、いくつかの要因を検討する。一時的でない減損の評価に際し検討される主な要因には、投資有価証券の公正価値の下落が、どの程度、特定の発行体のデフォルト・リスクの増大、又は市場金利リスクを要因としているかの判断が含まれる。市場金利リスクに関しては、当社は、当社による投資有価証券の売却予定の有無、及び非実現損失を回復する前に投資有価証券を売却する必要があるかどうか査定する。

当社の投資有価証券のいずれかについて一時的でない減損が生じているかどうかの判断に際し、事実と事情の変化により、回収可能性と発行体の信用の健全性に関する当社の見方、又は投資有価証券に対する市場金利の影響に関する経営陣の判断にも変更が生じる可能性がある。かかる変更により、当社は、利益を経て、一時的でない減損を計上することになる可能性がある。

デリバティブ商品

当社の主なデリバティブ商品は、金利スワップ及び外貨先物予約である。

当社のデリバティブ商品の公正価値の推計に際しては、独自のプライシング・モデルを用いている第三者評価サービス、又は内部のプライシング・モデルが用いられる。それらのモデルのデータは活発な相場のある市場から容易に観察できる。当社は、少なくとも年1回、第三者評価サービスが用いる評価手法を理解していることを再確認している。

当社のデリバティブ商品に起因する信用リスクを軽減するために、カウンターパーティーは、事前承認され、投資適格の格付けを取得している必要がある。さらに当社は、信用補完契約に基づき現金担保及び現物担保を交換することにより、一定のカウンターパーティーの信用リスクを管理している。現物担保は、その他の資産項目に含まれているデリバティブ残高を軽減しないが、カウンターパーティーがデフォルトした場合に利用可能であるため、リスク・エクスポージャーを事実上軽減する。当社のデリバティブ商品のカウンターパーティーの信用リスクの評価に基づき、当社は、信用評価調整を保証するデリバティブのポジションを有していない。

当社のデリバティブ商品の公正価値の測定に際し、プライシング・モデルに用いられた対象データが活発な相場のある市場から容易に観察できるとしても、プライシング・モデルは、一定量の主観を伴うものであるため、対象データのモデル化に際しての判断が異なると公正価値の推計値も異なるものになる。

のれんの回収可能性

のれんは、被買収事業の買収費用が取得資産と引受負債の公正価値を上回る場合のその超過額に相当する。のれんは償却されないが、報告単位レベルで年1回、又は、事業環境の悪化により報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回ることになる可能性が高くなるような事由又は事情が生じた場合に、のれんの減損テストが行われる。当社ののれんの減損テスト実施のための当社のアプローチ及び方法については、連結財務書類に対する注記7に記載したが、基本的には、当社の報告単位ごとの公正価値の測定に基づいており、これは本質的に重要な判断力の行使を必要とするものである。

評価について、当社は、当社の報告単位の公正価値の推計にあたり、収益アプローチ（割引キャッシュ・フロー）と市場アプローチ（市場倍率）の組合せを用いている。

収益アプローチに基づき割引キャッシュ・フロー・モデルを作成するにあたり、当社は、報告単位の内部複数年予測と経営陣が現在と予想される将来の景況からみて適切と考える成長率を用いて計算した最終値を用いて、将来キャッシュ・フローを推計している。当社は、これらのキャッシュ・フローを割引くために、資本資産プライシング・モデルを用いて確定された当社の予想自己資本コストを用いる。当社は、市場アプローチに基づく市場メソッドを用いるにあたり、比較可能な公開会社の指標（利益、収益等）を、当社の報告単位の実際の業績に適用する。予想キャッシュ・フロー、割引率及び市場倍率の推定における判断は重要であり、これが不正確である場合には、当社の報告単位の公正価値に重大な影響が及ぶ可能性がある。

当社の報告単位について更新された評価に基づき、当社は、2014年12月31日現在、のれんに減損が生じていないと判断し、2014年度にはのれんの償却は行わなかった。しかしながら、将来の経営成績又はマクロ経済状況が経営陣の現在の想定と大幅に異なるものになった場合には、当社ののれんの減損リスクが増大するおそれがある。

法人所得税

当社は、米国、州、地方自治体の法人所得税法のほか、当社が営業している外国の法人所得税法に服している。これらの税法は複雑であり、そうした法律の納税者の事実関係への適用状況については、さまざまな解釈が存在することがある。当社は、法人所得税引当金繰入額を計上する際に、本来的に複雑な性格をもつ税法の適用について判断をしなければならない。

未実現の税務上利益

当社は、納税申告書にすでに反映されているか又は今後反映される予定の税務ポジションと財務書類で認識される税務上の利益の差額を未実現税務上利益として負債処理している。

未実現税務上利益を負債処理するにあたり、税務ポジションが認められるべきかどうか、また認められるべきであればどの程度認められるべきかの判断に際し、いくつかの想定が行われることがある。関連課税当局の検査時にその技術的利点に基づき認められる可能性が高い場合に限り、税務ポジションが認識される。認識された税務上の利益は、最終的な決着により実現される可能性が高いと経営陣が考える最大の利益である。新たな情報が入手できた時点で、当社は、当社の税務ポジションを評価し、適宜当社の未認識の税務上の利益を調整している。

最終的に実現される税務上の恩恵は不確実であるため、以前に認識された額と異なる可能性があり、そのような差異は一般的に法人所得税引当金繰入額に影響を与える。

繰延税金資産の実現

繰延税金資産・負債は、財務書類と資産・負債の課税基準の違いを考慮して、その違いに対する引当金が計上されると予想される年度の予想実効税率を用いて、確定される。

繰延税は連結財務書類で認識される項目の将来における税務上の影響額を測定するものであるため、繰延税金資産の恩恵の全部又は一部が実現されない可能性があるかどうか判断するには、一定の推計と推定が必要である。こうした評価に際し、経営陣は、将来の課税所得、一時差異の解消及び利用可能な納税プラン戦略の影響を分析・推計する。こうした評価は、新しい情報を考慮して、四半期ごとに実施される。

事実又は事情の変化は不確実であるため、繰延税金資産の最終的な実現を変化させる可能性がある。

その他の事項

最近の法規制等に関する状況

当社は、金融サービス業界の参加者として、また銀行持株会社として、連邦準備理事会による包括的な審査及び監督を受け、また当社の事業及び運営に影響を与えるさまざまな法令に服している。過去数年間における立法計画及び引き続き規制改革の実施を考慮すると、当社を含む金融サービス会社にとって、コンプライアンス要件及び支出は増加しており、当社は、コンプライアンス要件及び支出が、今後引き続き増加するものと予想している。

さらに、当社が事業展開している各国の立法当局及び規制当局は、カード・ネットワークの運営に焦点を当てている（カード発行会社、加盟店募集管理業者及び決済ネットワークの一部の慣行及び価格設定に変更を課すような反トラストに関する措置、法律及び規則、並びに決済システムに関する広範かつ継続的な規制監督制度の設置を通じたものを含む。）。規制当局及び立法当局は、加盟店がカードの受入れのために支払う手数料（銀行系カードのネットワーク・メンバーが「インターチェンジ・フィー」（すなわち、銀行系カードの加盟店募集管理業者がビザやマスターカードのような決済ネットワークのカード発行会社に支払う手数料）を集団で設定していることを含む。）及び加盟店がカードの受入れについて請求される手数料並びに加盟店によるカードの受入れに適用される規則、契約及び監視その他の支配に対して焦点を当てている。ビザやマスターカードのネットワークと異なり、アメリカン・エクスプレスの決済ネットワークはインターチェンジ・フィーや集団的な取引手数料又は規則を設定していないが、反トラスト法上の対応と加盟店の料率決定又は加盟店向けの規則及び契約の条項に関する政府規制は、すべてのネットワークに直接的又は間接的に影響を及ぼす可能性がある。たとえば、ビザ・ヨーロッパのクロスボーダーのクレジットカードの多方向インターチェンジ・フィーの上限を30ベース・ポイントとし、クロスボーダーのインターチェンジの適用方法に関する同社の規則を変更するという同社の確約に拘束力を生じさせる旨の欧州委員会（「委員会」）の決定は、加盟店手数料（当社の割引率を含む。）に対する低下市場圧力が生じた結果、当社がEUの当社事業から稼得する加盟店手数料収益に悪影響を及ぼす可能性がある。決済システムに対する幅広い規制監督には、（場合によっては）国際カード・ネットワークが現地でライセンス供与され、及び／又はその運営の各要素をローカライズする旨の要求が含まれる可能性がある。規制制度の整備及び実施は、当社の収益を維持又は増加させ、当社のグローバル・ネットワークを拡大させる当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州連合の決済に関する法律

2013年7月に委員会は、決済業界にわたる幅広い分野を網羅する法律を2部に分けて提案した。第一部は、取引手数料に関する、EU全体に及ぶ規制案（「取引手数料規制」）であり、第二部は、PSDの修正を含むものであった（「PSD2」）。EUの立法プロセスの一環として、これらの法案は欧州議会及び欧州連合理事会の審理を受け、これらの機関は、審理を行った後、三者会談として知られるプロセスを通じて法案を最終決定するために委員会と会議する。

取引手数料規制は、実質的な内容に関する2014年12月の欧州評議会、欧州議会及び委員会間の政治的合意を経て、現在立法プロセスの最終段階にある。

当該規制は今後、最終審査を受け、正式に導入されなければならないが、当該機関間で合意された実質的な内容は、下記のとおりである：

・価格上限—消費者カード取引の取引手数料には、一般的にはデビットカード及びプリペイドカードについては20ペーシス・ポイント、クレジットカード及びチャージカードについては30ペーシス・ポイントの上限が設定される（特定の場においてはより低い上限を設定することができる）。当社は、ビザやマスターカード等「四者間」ネットワークのような取引手数料を設けておらず、また、アメリカン・エクスプレスのような「三者間」ネットワークは上限の適用から除外されているが、当該規制は、外部の提供者にカードの発行及び／又は加盟店の取得を委託し、又は共同ブランドパートナーと共に、若しくは代理人を通じてカードを発行する際には、「三者間」ネットワークも「四者間」ネットワークとして扱われるべきだと規定する。つまりは、たとえば、当該上限は、アメリカン・エクスプレスとEUにおける各GNS提携先との間で合意された金融取決めの各要素に適用される。当該上限は、規制が施行されてから6ヶ月以内に効力を生じる。しかし、国境を越えない当社の取引に関する当該上限の効力発生は、さらに3年間延期することができる。当社が加盟店と合意する手数料率には上限は設定されないが、取引手数料の上限は、当社の加盟店手数料率を含む、業界全体の加盟店手数料に対する低下圧力を生じる可能性があり、GNS提携先を引き付け、維持する当社の能力を損なう可能性がある。取引手数料規制は、これらの上限の範囲から商用カード取引全般を除外している。

・カード受入規定—すべてのカード・ネットワークにおける「助言禁止」ルール及び全カード受入規定（当社のカード加盟店契約に含まれる差別禁止及び全カード受入規定を含む。）は、いくつかの限定された例外を除き、禁止される。これらの規定を取り除いた場合、消費者の混乱及び「カード」会員の不満を招く重大なリスクが生じ、アメリカン・エクスプレスのブランドを損なう結果となる可能性がある。「助言禁止ルール」の禁止は、規制が施行されたら直ちに効力を生じる。全カード受入規則は、一年後に効力を生じる。

・ネットワーク・ライセンス—規制が施行されて6ヶ月経過した後、ネットワーク・ライセンスの地理的範囲（当社がGNS提携先と合意するものを含む。）は、EU全域を対象とする。これは、今までGNS提携先に付与されてきた、特定の国によって排他性の程度が異なるライセンスの価値を損なう可能性がある。

・ネットワーク処理の分離—規制が施行されて1年経過した後、カード・ネットワークは、そのネットワーク処理機能（異なる発行会社と加盟店募集管理業者との間における取引が認証、清算及び決済処理される機能。）を分離しなければならない。かかる提案は、アメリカン・エクスプレス等の「三者間」決済ネットワークには適用されないが、異なるGNSの発行会社及び加盟店募集管理業者が、ある取引に関与している状況（アメリカン・エクスプレスのネットワークにおける取引のうち非常に少ない割合に過ぎない。）において適用されるものとみなされる可能性がある。

・カードの共同バッジ規制が施行されて1年経過した後、一つのカードに複数のネットワークのブランドを付すことができ、当該カードを、これらすべてのネットワークにおける取引の実行で使用することができる。加盟店は、特定のネットワークを優先的に選択するため、店頭販売時の機器に自動機能を導入することができる（ただし、カード保有者が最終決定権を有する。）。GNS発行会社パートナーが一つのカードにつき複数のネットワークを提供することができ、加盟店が当該カードについて別のネットワークを優先的に選択するよう店頭販売時の機器をプログラムする場合、これらの規定は、アメリカン・エクスプレスのブランドを損なう可能性がある。

委員会によるPSD2の法案は、欧州議会と欧州評議会の両方によって検討されたが、三者会談のプロセスは、最近始まったばかりである。その他の規定についても、PSD2は、最終的に次の規定を含む可能性がある：(i) 取引手数料の上限を超えない取引については追加料金を課すことを禁止するが、上限を超える取引については実費分追加料金を課すことができるよう、追加料金についてさらなる規制を課す、及び(ii) 当社のGMS事業など、ライセンス契約により営業活動を行う「三者間」決済ネットワークを含み、すべてのネットワークに対し、金融機関が（たとえば、ライセンスされた発行会社又は募集管理業者として）当該ネットワークにアクセスする際の客観的、均衡的、かつ非差別的な基準を設定するよう要求する規定。前者は、当社の「カード」に対する差別的な追加料金の事例を増加させ、どの取引に追加料金が課されるかについて加盟店に混乱を招き、さらにカード会員の不満をも招く可能性がある。後者は、当社のGNS事業におけるパートナー選びの際に今まで有していた柔軟性と裁量を損なう可能性がある。取引手数料規制とは異なり、PSD2は、おそらく2年以上かかる、加盟国による国内法への組み込みが必要となる。

ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法

ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（「ドッド・フランク法」）は、金融機関及び金融市場におけるその他の参加者の慣行及び監督を管理することを意図された幅広い規定を含んでいる。特に同法は、消費者金融保護庁（「CFPB」）を設置した。CFPBは、特定の消費者金融に関する連邦法に関して、与信、貯蓄商品、決済等の個人向け金融商品・サービスを提供する業者に対し幅広い規則制定権限を有する。さらにCFPBは、消費者金融商品・サービスを提供する業者（アメリカン・エクスプレス・カンパニー及び当社の一部の子会社を含む。）について、特定の消費者金融に関する連邦法に関する審理・執行権限を有する。CFPBは、「不公正、詐欺的又は濫用的な」行為又は慣行を禁止し、すべての消費者が消費者金融商品・サービスの公正、透明かつ競争的な市場にアクセスできることを確保するように指示される。不公正、詐欺的又は濫用的な行為を防止するための商品及び慣行の検討は、CFPB及びより幅広い銀行規制当局並びに当社の内部検討の引き続きの焦点となるであろう。社内での検討及び規制当局による検討の結果として、当社の慣習、商品及び手続きが変更されており、今後も引き続き変更されることになる可能性がある。また、当該検討の結果として、引き続き規制のための監視、監督及び審査に関連する費用の増加、当社のカード会員へのさらなる賠償が生じる可能性があり、また追加的な規制措置（民事制裁金を含む。）が生じる可能性がある。

2013年12月、当社は、当社の一部の子会社が、複数のクレジットカードの付属商品に関する販売・請求慣行に対する規制調査を解決するために、複数の銀行規制当局（CFPBを含む。）との間で和解に達したことを発表した。これらの和解については、後記「訴訟」を参照。

2012年10月、当社は、アメリカン・エクスプレス・カンパニー及び当社の一部の子会社が、当社の米国における消費者カード慣行の一部に関して、複数の銀行規制当局（CFPBを含む。）との間で和解に達したことを発表した。これらの和解については、後出「訴訟」を参照。

ドッド・フランク法は、決済カード・ネットワークが、加盟店が特定の決済方法（現金、小切手、クレジットカード又はデビットカード等）で支払うことを顧客に勧めるために顧客に対し割引又はインセンティブを提供することを制限すること、又は加盟店がクレジットカードについて一定の取引金額の下限（及び一部の加盟店については上限）を設定することを禁止している（ただし、当該割引若しくはインセンティブ又は取引金額の下限若しくは上限が、発行会社又はネットワークを差別するものではなく、かつ適用ある連邦政府又は州の開示要件を遵守することが条件である。）。

またドッド・フランク法の下で、連邦準備理事会は、デビットカード及び特定の一般用途のプリペイドカードに係る取引に関して金融機関に支払われる取引手数料が個別取引の処理費用に対して「合理的かつ比例的」であることを確保するため、これを規制すること、並びに決済カード・ネットワーク及び発行会社が単一の決済ネットワーク又は2つ未満の非系列ネットワークに基づく取引の処理を要求することを禁止することを授權されている。連邦準備理事会の規則は、アメリカン・エクスプレスのような三者間ネットワークがプリペイドカードの発行会社とネットワークを兼ねている場合、インターチェンジ・フィー（売上交換手数料）及びルーティングに対する規制は適用されないことを規定しており、したがって、当社は、当該規則の特定の目的において定義され、使用される「決済カード・ネットワーク」に該当しない。

またドッド・フランク法は、連邦準備理事会に対し、より高い適正な規制要件（資本、レバレッジ及び流動性の水準、リスク管理要件、クレジット・エクスポージャーに対する集中の限度、強制決議計画（いわゆる「リビング・ウィル」）並びに特にアメリカン・エクスプレス・カンパニー等の500億ドルを超える資産を有する大手銀行持株会社に対するストレス・テストを含む。）を策定することを授權している。また当社は、「資本計画」を策定及び維持し、当該資本計画を連邦準備理事会に提出し、連邦準備理事会のCCAR手続きに基づく定量的及び定性的な検討を求めることを要求されている。さらに一定のデリバティブ取引は現在、中央決済されることを要求されており、これにより、当社の担保提供要件が引き上げられている。2014年9月、CFTC及び米国の連邦銀行機関は、一部の未決済スワップに関する義務的な証拠金要件を課す提案を行い、これにより、当社の担保提供要件がさらに引き上げられる可能性がある。

司法省による訴追

DOJ及び特定の州検事総長は、加盟店が販売時点において当社のカード商品を差別することを禁止する当社の加盟店契約の規定が米国の反トラスト法に違反するとして、当社に対し訴訟を提起している。2015年2月19日、裁判所は、争いのあった規定が反競争的であるものと認定し、同裁判所が本件における判決を下す場合には救済の範囲を決定する予定である。当社は、当該決定及び判決につき積極的に上訴を追求する意向である。司法省による訴追及び関連する事件については、後記「訴訟」を参照。司法省及び州による訴追において同じく被告人であったビザ及びマスターカードは和解合意に達し、これに基づき訴訟当事者から除外された。当該和解により、ビザ及びマスターカードは、一部の例外を除き、加盟店が販売時点において他のカード商品又は支払方法にカード保有者を誘導する各種の措置に参与することを禁止する規則の採択若しくは執行又は契約の締結を禁止されている。同様の条件がアメリカン・エクスプレスに対し課された場合、当社の事業に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。不利な決定による当社の事業に対する潜在的な影響に関する詳細については、本書第一部 第3 4. 「事業等のリスク」を参照。

その他の法規制計画

オーストラリア等の一部の国々、及び特定のEU加盟国において、加盟店は法律上、カードでの購入について追加料金を請求することが許容されている。一部の法域において、追加料金の請求は引き続き積極的に検討されているが、これを許容する国々においては顧客にとっての利益は明らかではなく、場合によっては、加盟店による過大な追加料金の請求に関する懸念について規制当局が取組みを行っている。追加料金の請求は、特にアメリカン・エクスプレスのカード会員に不均衡に影響を及ぼす場合（「差別的な追加料金の請求」として知られている。）には、その拡大に伴い当社に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。オーストラリア準備銀行は、当社及びその他のネットワークがカード受入れに関する合理的な費用に対し追加料金を請求する加盟店の権利を制限することを認めた。EUにおいて、「消費者の権利に関する指令」は、追加料金の請求を許容しているこれらの加盟国において、加盟店が加盟店におけるカード利用に関する費用を超えてカードによる購入につき追加料金を課すことを禁止している。

立法及び規制のいずれによるイニシアチブでもないが、米国における加盟店集団訴訟におけるマスターカード及びビザによる和解においては、特に、マスターカード及びビザが、米国における加盟店が特定の条件を前提としてクレジットカードの追加料金を請求することを許可することを要求する一方で、マスターカード及びビザが引き続きデビットカード及びプリペイドカードの取引に関する追加料金の請求を禁止することを認めた。2013年12月、当社は、多数の米国加盟店集団訴訟の和解案を発表し、当該和解案が承認されれば、当社の米国内のカード利用契約における一部の追加料金の請求に関する規定が変更されることとなる。和解案の詳細については、後記「訴訟」を参照。

連邦銀行規制当局が策定した資本充実度要件については、「連結流動性及び資本の源泉」を参照。

最近発行された会計基準

本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類(5)連結財務書類に対する注記1の「最近発行された会計基準」を参照。

主な用語の解説

調整後ローン債権平均残高 — カード会員のローン債権平均残高（特定の非伝統的なカード会員ローン債権及びその他の手数料の影響額を除く。）を表す。

調整後正味受取利息 — 当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに帰属する正味受取利息（当社のカード会員ローン債権ポートフォリオに帰属しない支払利息及び受取利息の影響額を除く。）を表す。

資産の証券化 — 資産の証券化は、証券化業務のために設立された別法人の特別目的会社（通常は信託）への受取債権又はローン債権の譲渡又は売却を伴う。これに対し、信託は、有価証券（通常、譲渡された受取債権又はローン債権を担保とする資産担保証券と呼ばれる。）を発行する。信託は、こうした有価証券の売却代わり金を用いて、当該受取債権又はローン債権の購入代金を支払う。当社のチャージ・トラスト及びレンディング・トラストの証券化された受取債権及びローン債権は、当社の連結貸借対照表において資産として計上されている。

平均加盟店手数料率 — この料率を計算するのは、通常、一般目的のためのアメリカン・エクスプレス・カードを取り扱う加盟店の価格を反映するためである。平均加盟店手数料率は、（自社カード及びGNSカード会員によるカード利用の両方から発生する）請求取扱高のうち当社が募集する加盟店から当社が留保するもの又は当社に代わって第三者によって募集された加盟店については当該第三者が留保する純額の割合を示す。

バーゼルⅢ補完的レバレッジ比率 — 定義については、「連結流動性及び資本の源泉—資本戦略」を参照。

有効基本カード枚数 — 個人向け自社発行有効基本カードには、主たる勘定名義人に発行された基本カードが含まれるが、その本人の勘定で新たに発行された追加カードは含まれない。経営者／個人事業主及び法人向けの自社発行有効基本カードには、その社員であるカード会員に発行された基本カードと追加カードが含まれる。非自社発行有効基本カードには、ネットワーク提携契約により発行され、流通しているすべてのカード（追加カード及び過去12カ月間に店外利用のない小売カードの共同ブランドのカード会員勘定を除く。）が含まれる。

請求取扱高 — 自社発行カード、ネットワーク提携契約により発行されるカード（非自社発行カード請求取扱高）、法人決済、及び自社発行カードで請求された保険料に関連する業務（キャッシングを含む。）が含まれる。当社が収益を稼得しないGNSの小売共同ブランドのポートフォリオにおける店頭利用は、非自社発行カード請求取扱高に含まれない。カード請求取扱高は、発行会社の拠点に基づき米国内又は米国外に含まれる。

自己資本比率 — 規制対象法人が当期損失発生推計額を超える貸借対照表上の損失又は簿外損失を吸収するのに十分な資本を有しているかどうかの判断基準として、規制当局が定めた最低基準を表す。

カード会員 — 発行された「アメリカン・エクスプレス」ブランドのチャージカード、クレジットカード及び一部のプリペイドカードの個々の保有者。

カード会員ローン債権 — アメリカン・エクスプレスのクレジットカードによる請求金額に対しカード会員から支払われるべき未決済金額、並びに支払利息及びカード関連手数料を表す。さらに、カード会員ローン債権は、アメリカン・エクスプレスの一部のチャージカード商品のリボルビング残高を含む。

カード会員受取債権 — アメリカン・エクスプレスのチャージカードによる利用額に対しカード会員から支払われるべき未決済金額、及びカード関連手数料を表す。

チャージカード — 一般に予め利用限度額が定められておらず、主に商品やサービスの購入資金の調達手段としてではなく、主に決済方法として使用するためのカードを表す。チャージカード会員は一般に、毎月請求額の全額を支払わなければならない。チャージカードに対し金融手数料は課されない。各チャージカード取引は、顧客の最新の信用情報及び利用パターンを反映した、蓋然性の高い経済状態に基づき承認される。一部のチャージカード勘定には、一定の残高の回転（リボルビング）を可能にする追加のレンディング・オン・チャージの特色がある。

普通株式Tier 1リスクベース資本比率 — 暫定的バーゼルⅢ及び段階的導入が完了したバーゼルⅢに基づく定義については、前記「連結流動性及び資本の源泉－資本戦略」を参照。

クレジットカード — さまざまなリボルビング決済条件、支払猶予期間、金利・手数料が適用されるカードを表す。

加盟店手数料収益 — 当社がカード会員取引の処理に関して加盟店契約を締結した加盟店に一般的に請求した手数料から稼得された収益を表す。加盟店手数料は、カード会員の購入額に対する当社の加盟店への支払額から差し引かれるのが一般的である。さらに加盟店手数料収益は、加盟店、第三者カード発行提携先へのその他の支払い、キャッシュバック特典費用、法人向け奨励金及びその他収益のマイナス勘定が減額される。

支払利息 — 支払利息には、主にカード会員ローン債権、チャージカード商品の受取債権、一般事業資金及び流動性ニーズに関する資金を手当てするために負担した利息が含まれ、発生主義で認識される。支払利息は主に、(i)預金（顧客及び法人から受け入れた預金の支払利息に主に関連する。）、並びに(ii)負債（当社の長期資金調達及び短期借入債務（コマーシャルペーパー、フェデラルファンド借入金、銀行当座貸越、及びその他の短期借入債務の支払利息に主に関連する。）に関する支払利息に主に関連する。）の2つに区分される。

受取利息 — 受取利息には、(i)ローン債権の利息、(ii)投資有価証券の利息及び配当、並びに(iii)銀行その他への預金の受取利息が含まれる。

ローンの利息 — ローン債権の1日の平均残高法を用いて評価される。ローン債権が不稼働資産として分類されない限り、未払残高の支払い又は償却が行われるまで該当勘定契約に従い未払元本残高に基づき利息が認識される。

投資有価証券の利息及び配当 — 主に当社の正常確定利付証券に関連するものである。受取利息は、関連投資有価証券がその期間を通じて常に残高利回りを認識できるよう、証券プレミアム及び割引額の利回り、手数料その他の支払額を調整した実効的な利息法を用いて発生主義で計上される。これらの金額は、当該証券に債務不履行が発生するまで、又は将来の利払が予定通りに行われない可能性が生じたときに認識される。

銀行等への預金に対する受取利息 — 発生主義で認識され、主に利付定期預金、翌日物スウィープ勘定、及びその他の利付要求払勘定の短期資金必要額を超える現金を調達するものである。

流動性カバレッジ比率 — 規制対象会社が財務的及び経済的ストレスのある期間において流動性需要を満たすのに十分な流動性を有するか否かを判断するための指標として、規制当局が設定する最低基準案を示す。

加盟店の募集 — 加盟店が「アメリカン・エクスプレス」ブランドのカードの利用に同意する旨の契約を締結することを表す。

カード手数料(純額) — 期間中に稼得されたカード会費を表す。カード手数料は、カード手数料の対象となるカード会員の期間（通常は1年）に対する収益（カード会員の解約によるカード手数料の予想返金額繰入額控除後）として認識される。

カード会員ローン債権の純利回り — カード会員ローン債権の純利回りは、調整後正味受取利息に年間ベースで計算された調整後ローン債権平均残高で除することにより計算される。カード会員ローン債権の純利回りの計算には、回収不能と認められる利息が含まれる。カード会員ローン債権の純利回りのすべての表示について、回収不能の利息と手数料に関連する引当金及び純償却額は損失引当金繰入額－カード会員ローン債権により計上される。したがって、これらの引当金と純償却額は、純利回りの計算に含まれない。

純損失率 — カード会員受取債権に対する（承認された取引による）元本と手数料で構成されるICS及びGCSのチャージカード償却額（回収額差引後）のカード会員への請求総額に対する割合を表す。

純償却率－元本のみ — （認証された取引による）元本（回収額差引後）で構成されるカード会員ローン債権又はUSCS及びICSのカード会員受取債権の償却額の期中ローン平均残高又はUSCS及びICSの平均受取債権に対する割合を表す。

純償却率－元本、利息及び手数料 — 純償却率の計算において、カード会員ローン債権の元本に加えて利息及び手数料の金額、及びUSCS及びICSのカード会員受取債権の元本に加えて手数料の金額が含まれる。

営業費用 — 給与・従業員福利費用、専門サービス費用、賃貸料及び設備関係費用、通信費その他の費用を表す。

自己資本平均残高利益率 — 1年間の当期純利益を1年間の平均株主持分合計により除することにより計算される。

セグメント資本平均残高利益率 — 1年間のセグメント資本を1年間のセグメント資本平均残高で除することにより計算される。

有形セグメント資本平均残高利益率 — セグメント資本平均残高利益率と同じ方法で計算されるが、普通株式を主体とする有形自己資本平均残高利益率の計算上、のれん及びその他の無形資産平均残高が平均株主持分合計から除外される。

リスクウェイト資産 — バーゼルⅠ及び段階的導入が完了したバーゼルⅢに基づく定義については、「連結流動性及び資本の源泉—資本戦略」を参照。

セグメント資本 — 特定の事業運営ニーズ、リスク基準及び最低資本規制に基づきセグメントに配分される資本を表す。

Tier 1レバレッジ比率 — 暫定的バーゼルⅢ及び段階的導入が完了したバーゼルⅢに基づく定義については、「連結流動性及び資本の源泉—資本戦略」を参照。

Tier 1リスクベース資本比率 — 暫定的バーゼルⅢ及び段階的導入が完了したバーゼルⅢに基づく定義については、「連結流動性及び資本の源泉—資本戦略」を参照。

総有効カード枚数 — 発行され、流通しているカード枚数を表す。非自社発行有効カードには、ネットワーク提携契約により発行され、流通しているすべてのカード（過去12カ月間に店外利用のない、小売カードの共同ブランドのカード会員勘定を除く。）が含まれる。

リスクベース総資本比率 — バーゼルⅠ及びバーゼルⅢに基づく定義については、「連結流動性及び資本の源泉—資本戦略」を参照。

旅行売上高 — 個人及び小企業のために行われた航空運賃、ホテル代、レンタカー代などの旅行手配に対する旅行取引額（ドル表示）を表す。当社は、取引手数料又は事務管理手数料を請求することにより、これらの取引から収益を稼得している。

将来の見通しに関する記述に関する注意点

本書には、リスクや不確実な事柄を伴う将来の見通しに関する記述（1995年民事証券訴訟改革法の定義による。）が含まれている。当社の予想業績又は財務成績について述べる将来の見通しに関する記述には、「考える(believe)」、「予想する(expect)」、「推定する(estimate)」、「予測する(anticipate)」、「(見通しが)明るい(optimistic)」、「意図する(intend)」、「予定している(plan)」、「目指す(aim)」、「(と)なる(will)」、「(の)ことがある(may)」、「(と)なるはずである(should)」、「(の)可能性がある(could)」、「(の)おそれがある(would)」、「あり得る(likely)」又はこれらに準ずる表現が含まれている。本書を読まれる方は、そうした記述が行われた日時点のことだけを述べたこうした見通しに関する記述に不当に依拠することのないよう留意されたい。当社は、見通しに関する記述について最新情報を公開し、又はこれを変更する義務を負わない。実際の結果が当社の見通しに関する記述と著しく異なるものとなるおそれのある要因には、以下のものが含まれるが、それらに限定されない。

- ・2015年度及び2016年度において営業費用の抑制を維持する能力及び当社の費用基盤を再設計する経営陣の能力（重要なカテゴリーの営業費用（コンサルティング又はプロフェッショナル報酬、コンプライアンス又は規制関連費用及び技術費用）の予想せぬ増加、民事制裁金の支払い、不当利得の返還及び原状回復、業績全体に左右される任意の営業費用を増加又は減少させる当社の決定、当社のリエンジニアリング計画の予想される利益を達成する当社の能力、費用の統制と事業投資とのバランスを取る当社の能力、費用及び業績に対する外国為替レートの変動の影響、会計処理の変更及び再分類の影響、並びに買収活動及び関連費用の水準に一部左右される。）。

- ・競争・価格規制の強化、米ドル高、当社の米国コストコ共同ブランド関係の2016年での満了並びにその他前記「現在の事業環境／見通し」記載の要因による2015年度通年における当社の前年比EPSに対する実際の影響（本項記載の要因、カード会員の行動及びその実際のカード利用様式、信用動向、通貨及び金利の変動、当社がカード会員（コストコ関係からの会員を含む。）を引き付けるために行う投資及びその他の成長計画における投資の時期及び規模、並びに当社の戦略及び事業計画の実施（自社発行、共同ブランド及びネットワーク商品を通じた収益性の高い投資の増加、法人顧客におけるより一層の浸透、当社の国際的足跡の拡大、リロード可能なプリペイド、ロイヤルティ提携及びマーケティング・サービスの成長、加盟店によるカード受入れの増加、費用の抑制並びに当社の自社株取得プログラムの実行を含む。）の成功に左右される。）
- ・当社が事業投資に支出する実際の金額（競争機会に対する経営陣の評価、並びに営業、インフラ、広告、販促及び特典にかかる費用を管理する当社の能力、信用動向及びマクロ経済的条件の変化を一部基準とする。）。
- ・裁量的投資からの成長を促進する当社の能力に関する不確実性（カード会員及び新規顧客にとって魅力がある価値提案の開発を行う当社の能力及び市場価値、魅力的なサービス及び特典プログラムを提供する当社の能力、並びに競争の激化、ブランド認識及び評判の向上並びに当社による非効率又は無駄な投資に一部左右される。）。
- ・2015年度第1四半期における最大10億ドル相当の当社普通株式を買い戻す当社の能力又は希望に影響を与える変化（特に、買収、業績、資本需要及び当社がオプションの行使に基づき従業員に発行する株式の額等。これらは、当社の自己資本比率に重大な影響を及ぼす可能性がある。）
- ・2015年度第1四半期中に優先株式を発行する当社の能力又は希望に影響を与える変化（特に、銀行規制機関による措置、資本需要、当社の信用格付けの格下げ（これらは、優先株式の費用及びその他の条件を大幅につり上げる可能性がある。）並びに市況等。）。
- ・2015年度通年の当社の資金調達計画が、現在の予想と一致しない様態により実施されること（将来の事業の成長、世界の経済、政治及びその他の事由による市場の能力に対する影響、当社が募集する有価証券に対する需要、規制の変更、債権を証券化・売却する能力と証券化取引においてすでに売却された債権の実績等の多様な要因により左右される。）。
- ・収益（支払利息差引後）、EPS及びROEに関する成長目標を平均的かつ長期的に達成する当社の能力（当社の戦略及び事業計画の実施に関する成功等の要素（カード利用全体に対する当社のシェアの増加、米国コストコとの関係の喪失への対処、当社のその他の共同ブランド及びその他の提携先との関係の維持及び成長、加盟店数の増加、当社のプリペイド・サービスの提供の向上、GNS事業の拡大及び費用管理を含む。）、並びに経営陣の支配の及ばない要素（カード会員がカード利用を持続する意思及び能力、マーケティング及びロイヤルティ・プログラムの有効性、価格設定に対する規制及び市場の圧力、信用動向、外国為替・金利の変動、並びに全般的な経済条件（GDP成長率、消費者信頼感、失業率及び住宅市場等）の変動に左右される。）。

- ・配当及び自社株取得により発生資本の50%を株主に還元するという目標を平均的かつ長期的に達成する当社の能力（当社の資本計画に対する規制当局の承認、当社が取得のために支出する金額、一定の期間における当社の経営成績及び資金需要、並びに当社がオプションの行使に基づき従業員に発行する株式の額等の要因に左右される。）。
- ・加盟店集団訴訟に関連する結果及び費用に関する不確実性（和解合意の成否（和解合意に対する原告及びその他の当事者による異議、並びに和解合意に対する裁判所の承認に関する不確実性及び時期（上訴による影響を受ける可能性がある。）等。）を含む。）。
- ・グローバルな市況及び業況（個人と企業の支出水準、与信の利用可能性及び費用、失業率及び政治情勢（これらはすべてアメリカン・エクスプレス・カードの利用金額、延滞率、ローン債権残高及びその他当社の事業・業績に関する要素に対し重大な影響を及ぼす可能性がある。）を含む。）の変化。
- ・資本・信用市場の状況（ソブリンの信用力を含む。）の変化（当社がその流動性需要を満たすことができる能力、資本及び流動性比率に関する期待、資本へのアクセス及び資本コスト（金利の変動を含む。）に重大な影響を及ぼす可能性がある。）、当社の資産の評価に影響を及ぼす市況の変化、又は当社の信用格付け若しくは当社の子会社の信用格付けの格下げ（当社の資本調達のコスト及びその他の条件を著しく押し上げ、資本市場への当社の接近を制限し、又は契約に基づく条件付支払をもたらす可能性がある。）。
- ・政府当局及び規制当局により提起される集団代表訴訟又は手続等の訴訟（米国司法省及び特定の州検事総長により当社に対し提起される訴訟を含む。）であって、(i)当社に対する是正措置の実行、若しくは当社による任意の事業慣行の一部変更（その結果が当社の事業に対し重大な悪影響を及ぼす可能性がある。）、(ii)多額の金銭損害賠償及び罰金、不当利得の返還及び原状回復の認定、及び／又は(iii)当社のグローバルな評判及びブランドに対する損害をもたらす可能性があるもの。
- ・当社の事業運営に関する法規制整備（CFPBによる措置及びドッド・フランク法による大手相互協力金融機関に対する規制強化等の米国内の法規制改革（当社の多くの事業慣行に根本的な変化をもたらす、又は当社の資金若しくは流動性需要、経営成績、配当支払若しくは自社株取得のための能力に悪影響を及ぼす可能性がある。）、又は証券化信託に適用される、FDIC及び信用格付け機関による措置及び将来の潜在的な措置（当社のABSプログラムに影響を及ぼす可能性がある。）を含む。）、あるいは当社の事業に対する課税、多額の費用に係る控除引当金、又は当社の取引、商品及びサービスに係る消費税の負担の潜在的な変更。
- ・決済業界における重大な、かつ高まる世界中の競争の変化（当社のカードの取扱加盟店に当社が請求する価格に影響を及ぼす可能性がある競争圧力、共同ブランド関係をめぐる競争及びマーケティング、販促又は特典プログラムの成功を含む。）。
- ・当社の事業の重要な部分を占める加盟店（航空業界等）、又はGNSにおける当社の提携先、若しくは当社が日常的な資金調達・流動性について依存する金融機関を含む当社の事業提携先の財政状態及び信用力の変化（破産、リストラクチャリング又は統合等）（当社の財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。）。

- ・価格規制の導入、全カード受入規制及び助言禁止規則の撤廃並びに当社のネットワークへのアクセス付与の要求その他の重要な変更を含む、EUにおける規制改革の影響（EU及びその加盟国において最終的に採用される実際の最終的な法令（適用除外及び経過期間を含む。）、規制要件及び競争圧力に対処するために当社の事業モデルを適用及び変更する当社の能力、並びに潜在的な提携先、加盟店及び顧客が魅力的と感じる価値ある提案を引き続き提供することにつき当社が成功することを含むが、これらに限らない多数の要因に左右される。）。
- ・デジタル決済空間（オンライン及びモバイル経路を含む。）における当社のプレゼンスを維持及び拡大する当社の能力（当社がデジタル環境のための当社の事業モデル及びプロセスを進化させ、企業との間で提携関係を構築しプログラムを実行し、将来の成長に向けて活用可能なデジタル能力を利用することについて成功することに左右される。）。
- ・火災、停電、通信障害、天候条件の悪化、自然災害、流行病、テロリズム、サイバー攻撃又は詐欺等、当社の支配が及ばない要因（アメリカン・エクスプレス・カードの利用金額、延滞率、ローン残高及び旅行関連の利用金額に著しい影響を及ぼし、又は当社のグローバルなネットワーク・システム及び取引処理能力を混乱させる可能性がある。）。
- ・米国議会が、内国歳入法典サブパートFの能動的金融活動に関する例外規定に関する法律を更新することができない潜在的可能性（当社の実効税率を引き上げ、当期純利益に悪影響を及ぼす可能性がある。）。

本書第一部 第3 4. 「事業等のリスク」等も参照。

[前へ](#)

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

2014年度中、当社は、事業の拡大を支援するため、土地・建物、設備等の購入に1,195百万ドルを支出した。

2 【主要な設備の状況】

当社の本社は、期限を2069年としてバッテリー・パーク・シティ・オーソリティから賃借を受けている土地に建っている、ロウアー・マンハッタンに所在する2.2百万平方フィートの51階建てのビルに置かれている。当社は、同ビルの持分のうち49%を所有しており、ブルックフィールド・ファイナンシャル・プロパティーズが、同ビルの残り51%の持分を所有している。当社はまた、ブルックフィールドから建物内のスペースを賃借している。

その他の主要な所有又は賃借物件には、現在、フロリダ州フォート・ローダーデール、アリゾナ州フェニックス、ユタ州ソルトレイク・シティ、メキシコ・メキシコ・シティ、オーストラリア・シドニー、インド・グルガオン及び英国ブライトンのアメリカン・エクスプレス・サービス・センター、アリゾナ州フェニックス及びノース・カロライナ州グリーンズボロのアメリカン・エクスプレス・データ・センター、アリゾナ州フェニックスの複合ビル、英国ロンドンのアメリカン・エクスプレス・サービスズ・ヨーロッパ・リミテッドの本社、並びにカナダ、オンタリオ州トロントのアメックス・バンク・オブ・カナダ及びアメックス・カナダ・インクの本社が含まれる。

当社は、フロリダ州サンライズに40エーカーの開発可能な土地を獲得し、この土地に新しいサウス・フロリダ・キャンパスを建設する予定である。

2004年度と2005年度に、当社は、数件のセール・リースバック取引を行っており、同取引により、各種所有物件を第三者に売却し、また、当該各物件をリースバックするアメリカン・エクスプレスの各法人が年間賃料に加え当該物件に係るすべての費用・経費（保守・修理費用、公共料金、管理費用及び保険料を含む。）を負担する義務を負う内容の、長期のネット・リース契約に基づく同物件のリースバックを行った。セール・アンド・リースバック取引は、当社のいかなる年度の財務成績にも著しい影響を及ぼしていない。セール・アンド・リースバック取引の実行による利益は、当初10年間のリース期間で償却されている。当社は引き続き、当社が現在所有する他の物件についてもセール・アンド・リースバック取引が適切かどうか検討する。

概して、当社は、上記以外の地域で使用している物件を賃借している。当社は、その所有又は占有する物件が、それらのニーズに見合ったものであり、十分に維持管理されていると考えている。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

当社及びその子会社の連結資本構成(2014年12月31日現在)は次のとおりである。

	2014年12月31日現在	
	残高	
	百万ドル	百万円
優先株式		
(授権株式数 20,000,000株 額面 1.66 2/3米ドル 発行済株式数 2014年12月31日現在 750株)	—	—
普通株式	205	25,469
(授権株式数 3,600,000,000株 額面 0.20米ドル 発行済株式数 2014年12月31日現在 1,023百万株)		
追加払込資本	12,874	1,599,466
利益剰余金	9,513	1,181,895
その他累積包括(損失)利益：		
未実現有価証券利益(純額)、 52百万ドルの税引後	96	11,927
外貨換算調整勘定、 (317)百万ドルの税引後	(1,499)	(186,236)
未実現年金その他退職後給付損失(純額)、 (223)百万ドルの税引後	(516)	(64,108)
その他累積包括損失合計	(1,919)	(238,417)
資本合計	20,673	2,568,414

(2014年12月31日現在)

	授権株式数	発行済株式総数	未発行株式数
普通株式	3,600,000,000株	1,022,784,563株	2,577,215,437株
優先株式	20,000,000株	750株	19,999,250株

② 【発行済株式】

(2014年12月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面の別	種類	発行済株式数	額面金額	上場証券取引所名	内容
記名式額面株式	普通株式	1,022,784,563株	0.20米ドル	ニューヨーク	—
記名式額面株式	優先株式	750株	1.66 2/3米ドル	ニューヨーク	—

2013年3月25日、取締役会は、連邦準備理事会に提出された当社の資本分配計画に従って、かつ市況に応じて、長期的に普通株式150百万株の自社株買戻しを実施する権限を付与した。この権限は、従前のすべての買戻権限に取って代わるものであった。

2014年度及び2013年度中、当社はそれぞれ原価44億ドルの普通株式49百万株及び原価40億ドルの普通株式55百万株を買い戻した。原価には、2014年度及び2013年度にそれぞれ支払われた100万ドル及び110万ドルの手数料も含まれる。2014年12月31日現在、取締役会自社株買戻制度に基づく残存普通株式数は59百万株である。同制度に基づく買戻権限に期限はない。

取締役会は、株主から新たな承認を得ずに、額面1.66 2/3ドルで最高20百万株の優先株式を発行することを、当社に対して認める権限を有している。2014年11月10日、当社は、合計残余財産優先分配額が750,000,000ドルであり、非累積型固定／変動配当優先株式、シリーズB（「優先株式」）の1/1,000株の権利を表章する預託株式750,000株を発行した。優先株式に対する配当は、宣言されれば、2015年5月15日より、毎年、5月15日及び11月15日（2019年11月15日は除く。）に、年率5.2%で半年ごとに支払われる。2019年11月15日(当日を含む。)からは、配当は、宣言されれば、2020年2月15日より、毎年、2月15日、5月15日、8月15日及び11月15日に、3ヶ月LIBORに3.428%を加えた年率で、四半期毎に支払われる。当社は、預託株式一株につき1,000ドルに宣言されたが未払の配当を加えた額で、優先株式のすべて又は一部を、2019年11月15日以降のいずれかの配当支払日に適宜償還でき、又は、一定の銀行の規制の変更から90日以内に、その一部ではなくすべてを償還できる。

2013年及び2012年各12月31日現在、発行済社外流通優先株式はなかった。2014年及び2013年各12月31日現在、発行済社外流通ワラントはなかった。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2014年12月31日に終了した5年間)

	普通株式		優先株式	
	株式数	価額(1)(2)	株式数	価額(1)(2)
2010年12月31日	1,197,007,199	12,175(238)		
2011年12月31日	1,163,636,039	12,449(232)		
2012年12月31日	1,104,749,781	12,288(221)		
2013年12月31日	1,064,274,358	12,549(212)		
2014年12月31日	1,022,784,563	13,079 (205)	750	750,000,000

注(1) 価額の単位は百万ドルである。

(2) 括弧内は払込資本額中額面総額を表わす。

普通株式の価額により表示した資本金の推移

(単位：百万ドル)

	払込資本額	左のうち額面総額
2010年12月31日残高	12,175	238
普通株式の買戻し	(504)	(10)
その他の変更	778	4
2011年12月31日残高	18,794	232
普通株式の買戻し	(4,000)	(14)
その他の変更	570	3
2012年12月31日残高	18,886	221
普通株式の買戻し	(4,000)	(11)
その他の変更	717	3
2013年12月31日残高	19,496	213
普通株式の買戻し	(4,378)	(10)
その他の変更	476	2
2014年12月31日残高	<u>20,673</u>	<u>205</u>

上記のいずれの表においても「価額」とは払込資本すなわち額面金額及び追加払込資本の合計を示す。

優先株式の価額により表示した資本金の推移

(単位：百万ドル)

	払込資本額	左のうち額面総額
2014年12月31日残高	<u>750</u>	<u>1.66 2/3</u>

(4) 【所有者別状況】

普通株式
 (2015年6月25日現在)

	株主数	所有株式数(イ)	発行済株式総数に 対する(イ)の割合
団体、社団又は組合	14人	1,867株	0.00%
法人	97人	3,450,463株	0.34%
預託機関	1人	1,004,847,737株	98.48%
受託者	1,150人	1,235,804株	0.12%
政府機関	11人	2,553株	0.00%
個人	21,706人	10,598,767株	1.04%
未成年	1,981人	147,451株	0.01%
個人退職勘定	96人	56,471株	0.01%
その他	1人	9株	0.00%
合計	25,057人	1,020,341,122株	100.00%

普通株式
 (2015年6月25日現在)

株主数	内訳	所有株式数
13,916人	0.0001 ～ 99.9999 株	422,734株
4,707人	100 ～ 299.9999	813,383株
2,253人	300 ～ 499.9999	841,254株
1,969人	500 ～ 999.9999	1,366,984株
2,212人	1,000 株以上	1,016,896,767株
合計 25,057人		合計 1,020,341,122株

(5) 【大株主の状況】

普通株式
 (2015年6月25日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(イ)	発行済株式の総数に 対する(イ)の割合
シード・ファスト(シード・アンド・カンパニー)*	ニューヨーク州 10274 ニューヨーク、ボーリング・ グリーン・ステーション私書箱20	1,004,847,737株	98.48%
合計		1,004,847,737株	98.48%

* 登録名義人であり、議決権を行使しない。

2 【配当政策】

当社は、リスク調整後自己資本利益率が資本調達コストを超える事業に資本を配分し、中核事業において増益を維持することにより、引き続き株主価値を引き上げることができるものと考えている。

当社の基本方針として、当社がその成長目標を達成することができるようにするための資本を提供できるだけの十分な利益を留保する。充当可能な資本が投資機会を上回る限り、当社は、超過資本を株主に返還する。当社は、新規株式発行の効果を相殺するために自己株の買戻しプログラムを実施している。

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

次表は表示期間中のニューヨーク証券取引所における当社の普通株式の最高株価・最低株価を示したものである。

(単位：ドル、株、括弧内 円)

12月31日に終了する1年間	最高株価	最低株価
2010年度	49.19 (6,111)	36.60 (4,547)
2011年度	53.80 (6,684)	41.30 (5,131)
2012年度	61.42 (7,631)	47.40 (5,889)
2013年度	90.79 (11,280)	58.31 (7,244)
2014年度	96.24 (11,957)	78.41 (9,742)

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

2014年12月に終了する6か月間	最高株価	最低株価
2014年 7月	94.18 (11,701)	93.08 (11,564)
8月	88.29 (10,969)	87.37 (10,855)
9月	89.26 (11,090)	88.18 (10,955)
10月	86.31 (10,723)	84.67 (10,519)
11月	91.62 (11,383)	90.73 (11,272)
12月	93.34 (11,597)	92.03 (11,434)

当社の株式は、1995年6月30日に東京証券取引所での上場を廃止した。

4 【役員の状況】

(A) 取締役及び役員の略歴

(i) 2015年3月30日現在の各取締役にに関する情報は、下記のとおりである。

氏名及び生年月日	主たる役職名	略歴
シャーリーン・バー シェフスキー 1950年8月11日生	ウィルマーヘイル国 際法律事務所上級国 際パートナー	2001年、当社取締役就任。 2001年から、ウィルマーヘイル国際法律事務所(ワシントンD.C.) において国際事業取引、政府関連、市場アクセス及び事業・投資 規制等の分野の業務に従事。 その前は、1997年から2001年まで米国通商代表(USTR)兼大統領閣 僚。 1993年から1996年までUSTRの臨時代理(USTRとして、米国通商交 渉責任者及び主席通商政策立案者を務め、両方の役職において、 世界中のほぼすべての主要国との間で複雑な市場アクセス、規制 及び投資に関する協定の交渉にあたった。)。 ジ・エスティー・ローダー・カンパニーズ・インク、スターウッド・ ホテルズ・アンド・リゾーツ・ワールドワイド・インク及び インテル・コーポレーション各取締役。 ハワード・ヒューズ・メ ディカル・インスティテュート評議員。 外交評議会理事。
ウルスラ・M・バーンズ 1958年9月20日生	ゼロックス・コーポ レーション会長兼最 高経営責任者	2004年、当社取締役就任。 2010年5月以降、ゼロックス・コーポレーション(事業プロセス及 びドキュメント管理を行う国際企業)会長兼最高経営責任者。 2009年7月以降、同社最高経営責任者兼取締役。 2007年4月から2009年7月まで、同社社長兼取締役。 2003年1月から2007年4月まで、同社上級副社長兼同社ビジネ ス・グループ・オペレーションズ最高責任者。 エクソン・モービル・コーポレーション取締役。 フォード財団及 びマサチューセッツ工科大学の理事、FIRST(科学技術の創造と理 解向上のための非営利団体)、ナショナル・アカデミー財団及び 米国オリンピック委員会各理事。 2010年3月、バラク・オバマ大 統領から大統領輸出評議会副会長に任命された。
ケネス・I・シュノール ト 1951年6月2日生	当社会長兼最高経営 責任者	1997年、当社取締役就任。 2001年4月から現在まで、当社会長兼最高経営責任者。 1981年、アメリカン・エクスプレス入社。 1993年、アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・ サービスズ・カンパニーの米国部門のプレジデントに任命。 1995年、当社副会長。 1997年、当社社長兼最高執行責任者。 2001年1月、当社最高経営 責任者。 インターナショナル・ビジネス・マシニング・コーポレーション (IBM) 及びザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー 各取締役。 ワールド・トレード・センター記念財団メンバー。 NYUランゴーン・メディカル・センター理事。

氏名及び生年月日	主たる役職名	略歴
ピーター・チャーニン 1951年5月29日生	チャーニン・エンターテインメント・インク創業者兼会長	2006年、当社取締役就任。 2009年6月から現在まで、チャーニン・エンターテインメント・インク(映画・テレビ番組制作会社)及びザ・チャーニン・グループ(メディア、テクノロジー及びエンターテインメントの各分野の戦略的機会に従事)創業者兼会長。 1996年10月から2009年6月まで、ニュース・コーポレーション社長、最高経営責任者兼取締役。フォックス・グループ会長兼最高経営責任者(同社の映画、テレビ、衛星ケーブル及びデジタル・メディア事業の国際的な運営を監督)を務めた。 ニュース・コーポレーションにおいて、フォックス・インタラクティブ・メディア、フールー、ジャンパ及びその他のデジタル財産の創設を通じて、ブロードバンド市場とモバイル市場への事業拡大を指揮。パンドラ・メディア・インク及びツイッター・インク各取締役。マラリア・ノー・モア会長兼共同創設者、ハーバードAIDSイニシアティブ理事。ニュース・コーポレーション、ディレクTV・インク及びジェムスター/T.V.ガイド・インターナショナル各旧取締役。
アンヌ・ロベルジョン 1959年8月2日生	A.L.P SAS(フランスのコンサルタント会社)会長兼最高経営責任者	2013年、当社取締役就任。 A.L.P SAS(フランスのコンサルタント会社)会長兼最高経営責任者。2014年4月以降、小容量メッセージに特化する携帯ネットワークを運営するフランスのスタートアップ企業であるシグフォックスの会長。2012年から2014年4月まで、エフィシエンシー・キャピタル(技術及び天然資源に関する資金調達を専門としたコンサルタント会社)の元パートナー兼マネージング・ディレクター。 アレヴァ・グループ(フランスの大手エネルギー会社)元最高経営責任者(2001年7月から2011年6月まで)、アレヴァNC(旧コジェマ)元会長兼最高経営責任者(1999年6月から2011年6月まで)。 1983年、鉄鋼業界においてプロとしてのキャリアをスタートさせ、1990年にフランス大統領経済国際情勢アドバイザー、1991年に首席補佐官代理に任命された。1995年、ラザール・フレール・エ・シエのパートナーに就任した後、1997年、アルカテル・テレコムに上級執行副社長として入社。リオ・ティント・ピーエルシー、トータルS.A.及びエアバス・グループ各取締役。ボードフォン・グループ、GDFスエズS.A.、スエズS.A.及びサフランS.A.の各旧取締役。国連グローバル・コンパクト・ボードのメンバーであり、持続可能な開発のための世界経済人会議の執行委員であり、またフランスのさまざまな非営利団体において尽力している。
マイケル・O・リーヴィット 1951年2月11日生	リーヴィット・パートナーズLLC創業者兼会長	2015年、取締役就任。 2009年以降、ヘルスケア・コンサルティング企業であるリーヴィット・パートナーズLLC創業者兼会長。2014年に設立された、プライベート・エクイティ・ファンドであるリーヴィット・パートナーズLLC創業者兼会長。それ以前は、リーヴィット知事は、2005年から2009年はアメリカ合衆国保険福祉省長官、2003年から2005年は環境保護庁長官、1993年から2003年はユタ州の州知事。 ヘルスエクイティ・インク及びメドトロニック・インクの各取締役。

氏名及び生年月日	主たる役職名	略歴
セオドア・J・レオンシ ス 1956年1月8日生	モニュメンタル・ス ポーツ・アンド・エ ンターテイメント LLC会長兼最高経営 責任者	2010年、当社取締役就任。 1999年以降、モニュメンタル・スポーツ・アンド・エンターテイ メントLLC(NBAワシントン・ウィザーズ、NHLワシントン・キャピ タルズ、WNBAワシントン・ミスティクス及びワシントンD.C.のベ ライゾン・センター所有するスポーツ・エンターテイメント会 社)会長兼最高経営責任者。 2006年12月以降、AOL LLC(大手グローバル広告支援ウェブ会社) の名誉副会長。1994年9月から2006年12月まで多くの役職を務 め、最近ではAOLオーディエンス事業副会長兼社長を務めた。 グルーボン・インク取締役会会長。映画制作者、作家並びに複数 の民間インターネット・テクノロジー会社及び教育機関の取締役 及び理事。2010年1月にアメリカン・エクスプレスが買収したレ ボリューション・マネー・インクの会長を務めた。2011年11月 に、テクノロジー対応事業に投資を行う「スピードアップ・キャ ピタル」ファンドであるレボリューション・グロスIIを共同設 立。
リチャード・C・レビン 1947年4月7日生	コーセラ最高経営責 任者	2007年、当社取締役就任。 2014年4月以降、一流大学とパートナーシップを組み、世界中で オンラインの教育課程を提供する教育プラットフォームである、 コーセラの最高経営責任者。1993年7月から2013年8月まで、 イエール大学(独立系私立大学)学長。 フレデリック・ウィリアム・バインネック教授(経済学)に就任。 イエール大学経済学部前学部長兼イエール大学人文理工大学院学 部長。ウィリアム・アンド・フローラ・ヒューレット財団(米国 有数の慈善団体)評議員。アメリカン・アカデミー・オブ・ア ーツ・アンド・サイエンス及びアメリカン・フィロソフィカル・ ソサイエティーの特別研究員。C-3(エネルギー資源管理会社)取 締役。サトメトリクス・システムズ・インク及びブルーセント・テ クノロジーズ各旧取締役。多くの大統領諮問委員会の委員を務 め、バラク・オバマ大統領から科学技術に関する大統領諮問委員 会委員に任命された。
サミュエル・J・パルミ サーノ 1951年7月21日生	IBM元会長兼社長兼 最高経営責任者	2012年、当社取締役就任。 IBM(ビジネス及び情報技術に関する商品及びサービスを提供する 会社)元会長兼社長兼最高経営責任者。 1973年、IBM入社。 1997年にパーソナル・システムズ・グループ上級副社長兼グルー プ・エグゼクティブ、1998年にIBMグローバル・サービス上級 副社長兼グループ・エグゼクティブ、1999年にエンタープライ ズ・システムズ上級副社長兼グループ・エグゼクティブ、2000年 に同社社長兼最高執行責任者、2002年に同社最高経営責任者、 2003年に同社取締役会会長に選任された。2011年まで同社社長兼 最高経営責任者、2012年9月まで会長、2012年12月までIBM上級 顧問。エクソン・モービル・コーポレーション取締役、セン ター・フォー・グローバル・エンタープライズ会長。

氏名及び生年月日	主たる役職名	略歴
ダニエル・L・バセラ 1953年8月15日	ノバルティスAG名誉 会長、元会長兼最高 経営責任者	2012年、当社取締役就任。 ノバルティスAG(世界中で医薬品の研究、開発、製造及びマーケ ティングに従事する会社)元会長兼最高経営責任者。 1999年から2013年2月まで同社会長、1996年から2010年1月まで 同社最高経営責任者。1992年から1996年まで、サンド・ファーマ・リミテッド最高経営責任者、最高執行責任者、上級副社長並 びにワールドワイド・ディベロプメント部長及びコーポレート・ マーケティング部長。ペプシコ・インク取締役、上海市市長国際 企業家諮詢会議メンバー、アメリカ芸術科学アカデミー外国名誉 会員、カーネギー国際平和財団理事、並びに複数の業界団体及び 教育機関のメンバー。
ロバート・D・ウォル ター 1945年7月13日	カーディナル・ヘル ス・インク創業者、 元会長兼最高経営責 任者	2002年、当社取締役就任。 カーディナル・ヘルス・インク（医療業界をサポートする製品・ サービス提供者）創業者、元会長兼最高経営責任者。 2008年6月、カーディナル・ヘルスを退職。 それ以前は、2007年11月から2008年6月まで、同社業務執行取締 役。 2006年4月から2007年11月まで、同社業務執行会長。 1979年から2006年4月まで、同社会長兼最高経営責任者。 ノードストローム・インク及びヤム！・ブランド・インク各取締 役。カーディナル・ヘルス旧取締役。パッテル記念研究所旧理 事。
ロナルド・A・ウィリア ムズ 1949年11月11日生	エトナ・インク元会 長兼最高経営責任者	2007年、当社取締役就任。 エトナ・インク（大手各種医療給付会社）元会長兼最高経営責任 者。 2006年10月から2011年4月まで、同社会長。 2006年2月から2010年11月まで、同社最高経営責任者。 2002年5月から2007年7月まで、同社社長。 ザ・ボーイング・カンパニー及びジョンソン・アンド・ジョンソ ン各取締役、並びにエンビジョン・ヘルスケア上席取締役。クレ イトン、デューバリー・アンド・ライス・LLCの経営顧問を務 める。ザ・ビジネス・カウンスル会員及びマサチューセッツ工科 大学の理事並びに学部長諮問委員会及びアルフレッド・P・ス ローン・マネジメント・ソサイエティ各メンバー。米国経済開発 委員会理事。ルーセント・テクノロジーズ旧取締役。エトナに入 社する前は、複数の事業を共同設立し、その他多くの会社の上級 管理職を務めた。

(ii)本書提出日現在の当社の役員の状況は、下記のとおりである。

氏名及び生年月日	職名
ダグラス・E・バックミンスター 1960年8月10日生	グローバル・ネットワーク・アンド・インターナショナル・コンシューマー・サービス担当社長
ジェームズ・ブッシュ 1958年3月25日生	ワールド・サービス担当業務執行副社長
ジェフリー・C・キャンベル 1960年7月16日生	当社業務執行副社長兼最高財務責任者
ケネス・I・シュノールト 1951年6月2日生	当社取締役会会長兼最高経営責任者
ケビン・L・コックス 1959年3月5日	最高人事責任者
マーク・D・ゴードン 1960年10月8日生	執行副社長兼最高情報責任者
アシュ・グプタ 1953年4月8日生	リスク・情報管理担当最高リスク責任者兼社長
ジョン・D・ヘイズ 1954年8月6日生	業務執行副社長兼最高マーケティング責任者
マイケル・J・オニール 1953年5月20日生	総務兼コミュニケーション担当業務執行副社長
ニール・サンプル 1974年10月5日生	社長(エンタープライズ・グロース)
ロリーン・E・シーガー 1961年10月25日	業務執行副社長兼ゼネラル・カウンセル
ジョシュア・G・シルバーマン 1969年1月14日生	米国コンシューマー・プロダクト及びサービス担当社長
スーザン・サボット 1964年5月25日生	グローバル・コーポレート・ペイメンツ担当社長
ステファン・J・スケーリ 1963年9月25日生	グループ社長(グローバル・コーポレート・サービス)
アンレ・ウィリアムズ 1965年8月7日生	グローバル・マーチャント・サービス担当社長

(B) 取締役及び業務執行役員による普通株式の所有状況

下表は、2015年2月27日現在の個人及び法人によるアメリカン・エクスプレス普通株式の実質所有状況を示したものである。これらの個人及び法人には、(1)当社の発行済普通株式の5%超の所有者、(2)当社の現任取締役及び候補者、(3)後記「第5 5 (3) 業務執行役員の報酬」に記載の報酬表に氏名が記載されている業務執行役員、及び(4)取締役・候補者・業務執行役員全員の合計が含まれる。ある者が株式に係る議決権若しくは投資権限又は60日以内に当該権限を取得する権利を有している場合には、かかる者は当該株式を実質的に所有しているとされる。投資権限とは、株式について売却又はその他の方法による処分を指図する権限をいう。以下に特段の記載がある場合を除き、それぞれの者は単独で議決権及び投資の権限を保有している。業務執行役員に付与された譲渡制限付株式ユニット又は取締役が所有する株式等価ユニットは、SEC規則に基づき実質所有されていないため、この表には含まれていない。2014年12月31日現在、取締役の口座に貸記されている株式等価ユニットは、下記の注(5)に記載されている。

名称／氏名	所有株式数 (4)(5)	取得権(6)	所有比率(%)
ウォーレン・バフェット パークシャー・ハサウェイ・ インク及びその子会社 (68131 ネブラスカ州オマハ、キー ウィット・プラザ1440)	151,610,700(1)	—	14.9%
キャピタル・ワールド・インベ スターズ (90071カリフォルニア 州ロサンジェルス、サウス・ ホープ・ストリート333)	56,629,860(2)	—	5.6%
ブラックロック・インク (10022 ニューヨーク州ニューヨーク、 イースト52ストリート40)	55,471,621(3)	—	5.5%
シャーリーン・パーシェフス キー	20,134	—	*
ダグラス・E・バックミンスター	46,980	378,386	*
ウルスラ・M・バーンズ	20,000	—	*
ジェフリー・C・キャンベル	25,000	—	*
ケネス・I・シュノールト(7)	965,624	3,701,566	*
ピーター・チャーニン	18,300	—	*
エドワード・P・ギリガン	174,644	931,006	*
アンヌ・ロベルジョン	—	—	*
マイケル・O・リーヴィット	—	—	*
セオドア・J・レオンシス	20,000	—	*
リチャード・C・レビン	2,000	—	*
サミュエル・J・パルミサーノ	550	—	*
スティーブン・S・ライネムンド	20,208	—	*
ステファン・J・スケーリ	140,681	795,070	*
ダニエル・L・バセラ	—	—	*
ロバート・D・ウォルター	230,300	—	*
ロナルド・A・ウィリアムズ	27,500	—	*
取締役・業務執行役員全員 (28 名) (8)	2,155,593	7,576,576	0.96%
* 1%未満。			

- (1) バークシャー・ハサウェイ・インク（「バークシャー」）が米国証券取引委員会に提出した2014年12月31日現在の情報を記載した様式13Fによる報告書に記載の情報及びバークシャーが提供した情報に基づく。上表に表示の株式のうち、ナショナル・インデムニティ・カンパニー及びその子会社が、120,141,879株を実質的に所有していた。ナショナル・インデムニティ・カンパニーは、バークシャーの子会社である。バフェット氏、バークシャー及びバークシャーの子会社は、これらの株式に係る議決権と投資権限を共有している。当社に提出された情報によると、バフェット氏が、バークシャーのクラスA普通株式及びクラスB普通株式の発行済株式に係る議決権総数の33.9%を所有していた。バークシャーのこうした所有状況からみて、バークシャーが実質的に所有している株式の実質的所有者はバフェット氏であるとみなすことができる。
- 1995年度に、当社は、バークシャーの当社に対する投資が常に受動的なものとなるようにすることを目的とする契約をバークシャーと締結した。この契約は、バークシャーが当社の議決権証券の10%以上を所有している限り有効である。バークシャーは、連邦準備制度理事会（「連邦準備理事会」）に対しても同様の確約を行っている。さらに、バークシャーとその子会社は、シュノールトが当社の最高経営責任者であり、バークシャーが当社の議決権証券の5%以上を所有している限り、それらが所有する当社普通株式に係る議決権の行使について当社の取締役会の勧告に従うことに同意している。一定の例外的場合を除き、バークシャーとその子会社は、当社の議決権証券の5%超を所有しているか、又は当社の支配権に異動を生じさせようとする者に当社普通株式を売却することはできない。
- (2) キャピタル・ワールド・インベスターズが米国証券取引委員会に提出したスケジュール13Gに記載の情報（2014年12月31日現在の情報を記載したもの）に基づく。
- (3) ブラックロック・インクが米国証券取引委員会に提出したスケジュール13Gに記載の情報（2014年12月31日現在の情報を記載したもの）に基づく。表記載の株式は、ブラックロック（ルクセンブルク）S.A.、ブラックロック（ネザerland）B.V.、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド、ブラックロック・アドバイザーズLLC、ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・ドイツ・シュテットAG、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド、ブラックロック・キャピタル・マネジメント、ブラックロック・ファイナシヤル・マネジメント・インク、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・ファンド・マネージャーズ・リミテッド、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニーN.A.、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLC、ブラックロック・ジャパン株式会社及びブラックロック・ライフ・リミテッドにより保有されている。
- (4) 本欄には、2015年2月27日現在、退職積立制度（「RSP」）勘定で保有されていた以下の株式が含まれる。

氏 名	制度勘定株式数
K・I・シュノールト	23,735
J・C・キャンベル	0
E・P・ギリガン	1,655
S・J・スケーリ	113
D・E・バックミンスター	12,375
業務執行役員全員	50,245

- (5) 取締役の株式等価ユニット（「SEU」）（取締役の株式所有ガイドラインの要件にカウントされる。）を含まない。

2014年12月31日現在、取締役のSEU勘定の残高は、下記のとおりである。

氏 名	SEUの数
C・バーシェフスキー	50,892
U・M・バーンズ	56,981
P・チャーニン	28,566
A・L・ロベルジョン	5,491
T・J・レオンシス	13,139
R・C・レビン	24,687
S・J・パルミサーノ	6,632
S・S・ライネムンド	24,687
D・L・バセラ	8,375
R・D・ウォルター	44,340
R・A・ウィリアムズ	44,424

- (6) これらは、上表に氏名が記載されている各個人が保有するストック・オプションの行使又はRSUの権利確定により60日以内に取得することができる株式である。
- (7) シュノールト氏が被指図受託者との間で議決権及び投資権限を共有する家族信託において保有されている126,690株を含む。
- (8) 2015年2月27日現在、当社の現職取締役・候補者・業務執行役員は、9,732,169株（当社発行済株式の約0.96%）を実質保有していた。現任の取締役・候補者・業務執行役員のうち、当社の発行済株式の1%超を実質的に所有している者はいない。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンスの枠組み

当社のコーポレート・ガバナンスの枠組みは、当社のブランドが信頼性、安全性及び誠実性という特質を備えるために役立ち、企業戦略の責任ある展開・執行により、当社の財政目標の達成を促進するよう策定されている。当社の取締役は、当社の営業と戦略的運営を監視する責任を遂行する際に、自身が株主のために尽くすことを理解している。効果的に上記を遂行するため、当社の取締役会は、経営陣とともに、当社のコーポレート・ガバナンス原則及び実務が適切且つ高い基準を反映したものとなるように、定期的に見直しを実施する。

当社のガバナンスの枠組みは、独立した熟練の取締役が、監視、助言及び忠告を行うことを可能にし、アメリカン・エクスプレス及びその株主の利益を促進している。重要なガバナンス方針・手続は、当社のコーポレート・ガバナンス原則、従業員の行動規範並びに取締役の業務行動規範、内部告発方針、当社の包括的な企業規模のリスク管理プログラム、当社の財務報告の透明化の義務、及び当社の内部検査・均衡の体制を含む。包括的な管理方針（その多くが取締役会のレベルで承認されている。）が、当社の業務を誘導している。

コーポレート・ガバナンスー誠実性・信頼性

アメリカン・エクスプレスにおいて、当社は当社の株主のために好調な成績を達成するよう努めている。当社は、高い基準の倫理的行動・誠実性に対する義務、健全なガバナンス及びリスク管理実務、強い顧客サービス精神及び当社が労働・営業活動を行う地域社会に利益を還元する義務により、これを行う。

指導者達は、同じ職場の従業員、顧客、サプライヤー及びひいては社会全体との取引において最も高い基準の誠実性を示す責任を負う。

<http://ir.americanexpress.com>に記載されている当社の投資家関連ウェブサイトから下記の書類を参照することができる。

コーポレート・ガバナンス原則(Corporate Governance Principles)

各取締役委員会の憲章(Charters for each of our Board Committees)

従業員の行動規範(Code of Conduct for Employees)

取締役の業務行動規範(Code of Business Conduct for Directors)

内部告発方針 (Whistleblower Policy)

コーポレート・ガバナンス原則・実務

取締役の独立性

当社のガバナンス原則は、当社の取締役の大半が、ニューヨーク証券取引所（「NYSE」）により要求されている独立性基準に適合することを定めている。現在、当社の取締役会の75%が当社の独立性基準を満たしている。

取締役は、同人が当社と重要な関係を有していないと取締役会が判断した場合に独立の立場にあるとされる。年に1回の独立性の判断にあたり、取締役会は、各取締役候補者と当社との取引を検討する。当社の取締役会は、取締役の独立性を判断する際の一助としてガイドラインを策定している。当該ガイドラインは、コーポレート・ガバナンス原則においてみることができ、ガイドラインの対象は、特に雇用・報酬関係、当社の監査役との関係、顧客・事業関係、及び非営利団体への寄付にわたっている。

取締役会は、2015年2月及び3月に、当社のガイドラインに照らして取締役会の12名の取締役候補者のうち9名（バーンズ、ロベルジョン、チャーニン、リーヴィット、レビン、パルミサーノ、バセラ、ウォルター及びウィリアムズ）が独立取締役であると判断した。上記ガイドラインによると、他の取締役候補者（パーシェフスキー、シュノールト及びレオンシス）は、独立取締役とはみなされていない。再選に向けて立候補していないマッギン及びライネムンドも、取締役を務めている間は独立取締役であるとみなされた。

当社の取締役の独立性に関するガイドラインは、ある取締役が当社に対し定期的に実質的な法務サービスを提供している法律事務所のパートナー又は顧問である場合には、当社との重要な関係が存在するとみなされると定めている。パーシェフスキーは、ウィルマーヘイル法律事務所のパートナー弁護士であり、同事務所は、2014年度に当社に対し通常の料金を対価として法務サービスを提供していた。また、レオンシスは2012年度に当社に顧問サービスを提供しており、顧問契約については3年間の遡及期間を要求する、当社の取締役のガイドラインの下での独立性を有していない。

取締役会の指導力

統合された会長兼CEO、明確に定められた影響力のある主席独立取締役、活動的な委員会の委員長、独立心が強く有能かつ献身的な取締役の組み合わせを通じて、取締役会による指導力がもたらされる。取締役会は、この構造が効率的な取締役会の取組みにとって適切な枠組みを提供し、現時点で当社株主の最善の利益となると考えている。当社の現在の主席独立取締役であるロバート・ウォルターは、指名・統治委員会の推薦に基づき、独立取締役によって、2015年2月に主席独立取締役として再任された。重要な検討事項は下記に記載される。

- ・ 当社のCEOであるシュノールトは、当社の業務、業界及び競争力のある開発、主要顧客、及びビジネス・パートナーに関する知識を活用して、課題を設定し、取締役会での協議を絞り込む際に指導力を発揮させることができている。
- ・ シュノールトの兼任により、株主、従業員及び顧客に対し当社の統一された意見として当社のメッセージ及び戦略を表明し、明白な説明責任を提供することが保証される。

- ・ 取締役会の主席独立取締役であるロバート・ウォルターは、独立取締役に対し強力かつ効果的な指導力を提供することを可能にする、当社の業務、歴史及び組織に関する深い知識を蓄積している。取締役会は、毎回、定例会議の後に社外取締役会議の議長を務めること及びシュノールトにフィードバックを提供することを含む、ウォルターが指導力を提供することを可能にするプロセスを設けていると考えている。
- ・ 取締役会では健全な議論及びすべての取締役による意見交換を含み、指名・統治委員会は、取締役会会議が自由で透明性のある取締役会の原動力を証明していると考えます。
- ・ 明確に線引きされ、かつ包括的な義務を負う強力な主席独立取締役に加え、取締役会のリーダーシップの構成には、経験豊富、かつ独立心が強く、献身的な委員会委員長が含まれている。

当社の主席独立取締役の義務と権利

- ・ 会長が出席しないすべての取締役会（社外及び独立取締役の社外取締役会議を含む。）の議長を務め、検討した問題と達した決定を会長に知らせる。
- ・ 追加の独立取締役会議を招集する。
- ・ 連絡を容易にし、会長と独立取締役の間の連絡窓口を務める。
- ・ 取締役会の情報ニーズについて会長に助言し、取締役会に送る情報の種類や取締役会の議題を検討・承認する。
- ・ 取締役会の予定を検討・承認し、すべての議題項目について十分な議論の時間を確保する。
- ・ 大株主が要求した場合、必要に応じて相談や直接の連絡を可能にする。
- ・ その他独立取締役が随時指定する義務を履行する。

社外取締役の社外取締役会議

社外取締役の社外取締役会議は、主席独立取締役によって統制され、取締役会が、経営陣の出席しない場で戦略、CEO及び上級経営者の実績及び報酬、継承計画及び取締役会の有効性などの問題について議論することを可能にするため、重要なガバナンス慣行である。

当社の社外取締役は通常、定期的に予定される各取締役会において、社外取締役会議（独立取締役のみが出席する1回以上の社外取締役会議を含む。）を開催する。取締役は、社外取締役又は独立取締役による追加の社外取締役会議の開催を求めることができる。独立取締役の追加の会議については、主席独立取締役がいつでもこれを招集することができる。2014年度中、社外取締役会は、社外取締役会議を8回開催し、そのうち1回は独立取締役のみの会合であった。

取締役会説明責任

当社のガバナンス慣行は、下記を通じて株主に対し取締役会説明責任を提供する。

- ・ 取締役の多数決
- ・ 取締役会全体についての1年に1度の選挙
- ・ 付属定款に基づく特別会議
- ・ 普通株1株当たり1議決

取締役の選任多数決

当社の付属定款は、競合のない選任（候補者数が選任取締役数と同じ場合）の場合、取締役は、過半数の「賛成」投票により選任されることを定めている。その選任に対する「反対」票が「賛成」票よりも多かった取締役は、直ちに取締役会に辞任届を提出しなければならない。当該個人を除く当社の取締役会は、辞任届を受理すべきかどうか決定し、選挙結果の証明後90日以内に速やかに米国証券取引委員会（「SEC」）に対し様式8-K報告書によりその決定を開示・説明する。

競合のある選任の場合、多数の投票を受けた取締役候補者が取締役に選任される。相対多数の基準に基づき、過半数票を得たか否かにかかわらず、満たすべき欠員数と同数になるまで、他の候補者より多くの票を得た者が取締役に選任される。選任は、当社がプロクシー・ステートメントの最終版をSECに提出する日の14日前の時点で、株主総会において満たされるべき取締役数より候補者の数の方が多い場合には、当社の基本定款により競合があるとみなされる。

臨時株主総会の招集

当社の付属定款は、指定手続に従い、当社普通株式の25%以上の保有者が臨時株主総会を招集することができることとしている。当社の取締役会は、当社の株主からの意見を受けて、2011年に当該付属定款変更を採択した。

経営陣の継承計画

当社取締役会の主な責務のひとつは、当社がその経営陣のなかに当社の戦略を成功裡に遂行できる人材を常に擁しているようにすることである。

経営陣の継承は、CEOとともに、経営陣のいない社外取締役会議において、取締役により定期的に協議されている。当社の取締役会は、当社の人材戦略、指導力のパイプライン及び重要な経営陣の継承計画について、年1回詳細な見直しを行っている。取締役は、包括的な年次実績評価、非公式会議、取締役晩餐会及び取締役会への紹介を含む多様な手段を用いて重要な経営陣の潜在的な継承者について精通ようになる。

経営陣の継承プロセスを監督するのは指名・統治委員会の責務である。当社の取締役会は、取締役とCEOが継承計画について協力し、取締役会全体がCEOの継承計画プロセスの重要な側面（当社の事業戦略を反映する選任基準の策定、潜在的な内部候補者の発掘・評価、経営陣の継承に関する重大な意思決定を含む。）に関与すべきであると考えている。

株主の関与

当社は、経営陣及び取締役会の双方が当社の投資家にとって最も重要な問題を適時に認識し、対処できることを確保するために、当社の株主との協議を行っている。当社は、当社の最大株主から、当社と一般的及び個別に関連するガバナンス事項（業務執行役報酬、新たにあらわれたガバナンス進展及び当社の慣行を含む。）に関する意見を聞くため、定期的に最大株主と協議している。

取締役への連絡

当社の取締役会又は個別の取締役への連絡は、書状、電子メール又は電話のいずれによっても行うことができるが、それらの宛先は当社の秘書役気付としなければならない、秘書役から予定受領者に転送されることになっている。但し、秘書役の裁量によって、未承諾広告又は会議への招待状若しくは宣伝資料は、取締役に転送されない可能性もある。当社の財務書類、会計実務又は内部統治に関する懸念事項について連絡を希望する場合は、監査・コンプライアンス委員会委員長に対し懸念事項を連絡されたい。懸念事項が当社の統治実務、事業倫理又は法人行為に関するものである場合には、指名・統治委員会委員長又は主席独立取締役に対し連絡されたい。役員報酬に関する事項については、報酬・福利委員会委員長に対し連絡することができる。その懸念事項がどの分野に関するものであるか確かでないときは、独立取締役のいずれか1名又は主席独立取締役に連絡することができる。当該連絡の宛先は下記のとおりである：

Carol V. Schwartz

秘書役兼コーポレート・ガバナンス・オフィサー

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

200 Vesey Street

New York, NY 10285

(212)640-2000

corporatesecretarysoffice@aexp.com

さらには、当社本社の苦情処理室への接触、又は電話（1-800-297-1010）によって秘密保持を条件として又は匿名により株主の懸念を当社の取締役会に提起することができる。苦情処理担当者は、監査・コンプライアンス委員会委員長に懸念事項を照会し、同委員長が事案の適切な調査を確認する。

取締役会評価プロセス

取締役会及び各委員会は、改善すべき分野を特定するために毎年自身の実績を評価する。評価の対象となる分野には、議題、必要な情報、組織、プロセス及び構造、変化、実績及び効率性並びに資源と上級経営者へのアクセスが含まれている。下記の表は、プロセスを要約したものである。

構成要素	説明
コーポレート・ガバナンス審査	当社の指名・統治委員会は、ガバナンス組織及び投資家が提案する一般的なコーポレート・ガバナンスの進展及び慣行に照らして当社のコーポレート・ガバナンス原則を審査し、高水準のガバナンスを維持するために適切であると考える取締役会の変更を勧奨し、また、今後の取締役会及び委員会の年間審査のプロセスを決定し、監督する。
取締役会及び委員会の年間自己評価	現在、評価は、取締役及び各委員会向けの質問表を通じて行われ、その後社外取締役会における協議が行われる。質問表は、特定の分野における進展を評価し、自由回答形式の質問を通じて協議を引き出す。
記述式質問票の要約	コーポレート秘書役が前年度からの傾向及び記述式コメントを示す回答を取りまとめ、取締役及び委員会のメンバーに共有される。
社外取締役会	指名・統治委員会の委員長及び各委員会の委員長は、経営陣が在席していない場で社外取締役及び委員会が評価の結果について話し合うため、社外取締役及びその委員会の社外取締役会議の進行を行う。委員会の委員長は、取締役会全体に自身の評価について報告する。
措置	このプロセスに応じて指摘された改善策が実施される。

取締役会委員会の構成及び2014年度に開催された会議

取締役委員会の構成及び2014年度に開催された当社の取締役会委員会に関する情報については、以下のとおりである。

すべての取締役は、取締役会及び各自が2014年度において務める取締役会委員会の会議の75%超に出席した。

当社の取締役の12人中9人は独立性を有している。当社の監査・コンプライアンス委員会、報酬・福利委員会、指名・統治委員会及びリスク委員会の委員は、独立取締役のみで構成されている。

当社の取締役に関する情報

	独立性の有無	その他に取締役を務める公開会社の数	取締役委員会の構成					
			監査・コンプライアンス委員会	報酬・福利委員会	革新・技術委員会	指名・統治委員会	公共責任委員会	リスク委員会
バーシェフスキー	×	3			委員		委員長	
バーンズ	○	2		委員				委員
シュノールト	×	2						
チャーニン	○	2		委員		委員長		
ロベルジョン	○	2	委員				委員	
レオンシス	×	1			委員長		委員	
レビン	○						委員	委員
マッギン	○	1			委員	委員		
パルミサーノ	○	1		委員		委員		
ライネムンド	○	3	委員			委員		
バセラ	○	1	委員長				委員	委員
ウォルター	○	2		委員長	委員	委員		
ウィリアムズ	○	3	委員	委員				委員長

当社の2013年度の実行役員会及び取締役会委員会の会議に関する情報

	構成員の数	会議の開催回数
取締役会	13	10
監査・リスク・コンプライアンス委員会(2013年9月まで)	5	13
監査・コンプライアンス委員会(2013年10月から)	4	3
報酬・福利委員会	5	9
革新・技術委員会	4	3
指名・統治委員会	5	5
公共責任委員会	5	3
リスク委員会(2013年10月から)	4	3

② 取締役の報酬

指名・統治委員会が、取締役の報酬を見直す。当社の目標は、適格性の高い取締役を招聘、維持し、取締役の利益を当社の長期的な株主の利益に沿ったものにする形で当社の取締役に報酬を与えることである。2014年度において、同委員会は、独立した報酬助言会社であるセムラー・ブロッシー・コンサルティング・グループに対し、当社の社外取締役の報酬の競争力及び構造に対する同委員会による検討を支援することを依頼した。同委員会は、下記のとおり、2015年1月1日付けで、取締役の報酬の増額を勧告した。同委員会は、取締役の報酬の形式は変更しなかった。

下表は、2014年度の全期間又は一部において役務を提供した社外取締役の2014年度の報酬に関する情報を提供するものである。さらに、当社は、取締役に対し取締役の地位に付随する合理的な実費の払戻しを行っている。

氏名	報酬又は 現金払報酬 (ドル)(1)	株式報酬 (ドル)(2)	その他すべての 報酬(ドル)(3)	合計(ドル)
シャーリーン・バーシェフスキー	110,000	155,000	48,768	313,768
ウルスラ・バーンズ	120,000	155,000	53,919	328,919
ピーター・チャーニン	115,000	155,000	27,038	297,038
アンヌ・L・ロベルジョン	115,000	155,000	4,207	274,207
セオドア・J・レオンシス	110,000	155,000	19,667	284,667
リチャード・C・レビン	115,000	155,000	23,262	293,262
リチャード・A・マッギン	98,750	155,000	34,061	287,811
サミュエル・J・パルミサーノ	105,000	155,000	5,011	265,011
スティーブ・S・ライネムンド	115,000	155,000	23,262	293,262
ダニエル・L・パセラ	155,000	155,000	11,384	321,384
ロバート・D・ウォルター	150,000	155,000	66,841	371,841
ロナルド・A・ウィリアムズ	160,000	155,000	49,439	364,439

- (1) 年間定額報酬：2014年度の役務に関し、当社は、社外取締役に対し、取締役としての役務について90,000ドルの年間定額報酬を支払い、監査・コンプライアンス委員会及びリスク委員会の委員（委員長を含む。）に対し20,000ドル、報酬・福利委員会の委員（委員長を含む。）に対し10,000ドル、革新・技術委員会、指名・統治委員会及び公共責任委員会の委員（委員長を含む。）に対し5,000ドルの追加年間定額報酬を支払った。当社はまた、監査・コンプライアンス委員会、報酬・福利委員会及びリスク委員会の各委員長に対し20,000ドル、革新・技術委員会、指名・統治委員会及び公共責任委員会の各委員長に対し10,000ドルの年間定額報酬を支払った。当社は、各会合の出席報酬を支払っていないが、取締役の取締役会及び委員を務める委員会の会合への出席率が75%以上でない場合には、取締役の定額報酬90,000ドルを20,000ドル減額する。また当社の主席独立取締役は、20,000ドルの年間定額報酬を受けている（但し、主席独立取締役が指名・統治委員会の委員長を兼任する場合は、主席独立取締役は当該委員会の委員長としての年間定額報酬の支払いを受けない。）。

マッギンとライネムンドを除く社外取締役は全員、下記(2)に記載の報酬受領繰延制度に基づき、2014年度の定額報酬の全額又は一部の受領を現金勘定、株式等価ユニット勘定又はそれらの組み合わせに繰り延べた。

2015年の役務については、社外取締役の年間定額報酬は95,000ドル、指名・統治委員会の委員長の年間定額報酬は20,000ドル、主席取締役の年間定額報酬は25,000ドルとなる（但し、指名・統治委員会の委員長を兼任している場合は、主席取締役は当該委員会の委員長としての役務について年間定額報酬を受領しない。）。

マッギンは2014年12月31日付で取締役を退任した。

- (2) 株式等価ユニット制度：社外取締役の年間報酬を株主の利益と連動させるために、各社外取締役は、各定時株主総会において選任又は再選された時点で普通株式等価ユニット（「SEU」）によるクレジットを付与される。各SEUは、普通株式1株の価値を反映したものである。取締役は、追加SEUを配当相当額として各人の勘定のユニットで受領する。SEUには議決権が付かないが、各取締役は少なくともその任務を終了するまで保有しなければならない。各SEUは、取締役への分配時における普通株式1株の価値と同額の現金で支払われる。

昨年度の定時総会の日である2014年5月12日に、取締役会に選出された各社外取締役は、当該日までの15取引日における当社の普通株式の市場株価に基づき価額155,000ドルの1,778SEUを貸記された。当社が本欄で報告しているのは、米国財務会計審議会会計基準成文化トピック718（報酬—株式報酬）に従い、当該SEUの付与日現在の公正価値の総額である。2015年の役務については、社外取締役には価額165,000ドルのSEUが付与される。

取締役報酬受領繰延制度：社外取締役は、年間定額現金払報酬受領額の最高100%を、(1)受領繰延額が前年12月の適用連邦長期金利の120%の率で貸記される現金勘定、及び／又は(2)SEU勘定、のいずれかに繰り延べることができる。これらのいずれの方法においても、取締役は、現金支払額を受領するのであって、受領繰延額の支払時に株式を受領するのではない。

2014年12月31日時点での、取締役のSEU勘定における残高は下記の表のとおりである。これらの金額は、取締役を務めていた全期間（年）に株式等価ユニット制度に基づき付与されたSEU総数、配当相当額の再投資により貸記された追加ユニットのほか、当社の取締役報酬受領繰延制度に基づきSEUオプションに参加していた取締役については、SEU勘定に受領が繰り延べられた定額報酬の金額及びこれらに対応する配当相当額を表している。

氏名	SEU
C・バーシェフスキー	50,892
U・M・バーンズ	56,981
P・チャーニン	28,566
A・L・ロベルジョン	5,491
T・J・レオンシス	13,139
R・C・レビン	24,687
R・A・マッギン	35,781
S・J・パルミサーノ	6,632
S・S・ライネムンド	24,687
D・L・バセラ	8,375
R・D・ウォルター	44,340
R・A・ウィリアムズ	44,424

- (3) 保険：当社は、団体定期生命保険50,000ドルに加入している。団体生命保険契約は、当社の全従業員に一般に適用される条件で取締役についても加入している。本欄には、当該保険の支払保険料が含まれる。

配当相当額：配当相当額は、当社の四半期配当支払日時点で保有しているSEU総額に基づき全取締役のために追加ユニットに対し再投資される。本欄には、取締役が2014年度に受領した配当相当額の公正時価として次の金額が含まれている。バーシェフスキー：48,719ドル、バーンズ：53,871ドル、チャーニン：26,989ドル、ロベルジョン：4,158ドル、レオンシス：11,618、レビン：23,213ドル、マッギン：34,012ドル、パルミサーノ：4,962ドル、ライネムンド：23,213ドル、バセラ：6,336ドル、ウォルター：42,343ドル、ウィリアムズ：41,390ドル。

取締役の慈善報酬プログラム：当社は、2004年7月1日より前に選任された取締役を対象として取締役慈善報酬プログラムを維持している。本プログラムの資金を調達するために、当社は、シュノールトを含む参加取締役に対し共同生命保険に加入している。死亡給付金の500,000ドルは、取締役が推薦する慈善団体に対する寄付に資金を提供する。2014年度に、当社は下記のとおり保険契約に関して保険料を支払った。ウォルター：16,450ドル。

ギフトマッチ・プログラム：取締役は、当社の従業員と同じ条件で当社のギフトマッチ・プログラムに参加することができる。このプログラムでは、アメリカン・エクスプレス財団が、各暦年に8,000ドルの範囲内で承認済の慈善団体にギフトマッチ額の寄付を行う。この項目は、2014年に対応する金額を含む。

③ 業務執行役員の報酬

要約報酬表

下記の要約報酬表は、SECが要求する開示規則を利用した、2014年12月31日に終了した年度の表示業務執行役員（「NEO」）の報酬を要約している。報酬委員会が決定した2014年TDCは、SECが要求する開示規則を利用して開示された金額とは異なることに留意されたい。要約報酬表と2013年に報酬委員会が支払ったTDCとの主な違いは、まず、前者は2012年報酬について2013年1月に付与された株式報酬を表すが、後者は2014年の株式報酬を2013年報酬とする。次に、前者は、シュノールトの2012年業績の年間奨励報酬（「AIA」）の一部としての2013年1月に付与されたRSUを2013年報酬として表すが、後者は、2014年1月に付与されたAIAを（支払時期にかかわらず）2013年報酬として表す。

氏名	年度	給与 (ドル)	賞与 (ドル)(1)	株式報酬 (ドル)(2)	オプション 報酬 (ドル)(2)	非株式奨励報酬 制度報酬 (ドル)(3)	年金評価額及 び非適格受領 繰延報酬稼得 額の変動 (ドル)(4)	その他すべての 報酬 (ドル)(5)	合計(ドル)
K・I・シュノールト 会長兼最高経営責任者	2014	2,000,000	4,500,000	12,429,114	2,535,762	0	417,925	913,282	22,796,083
	2013	2,000,000	6,000,000	10,486,267	2,079,871	0	125,658	1,145,624	21,837,420
	2012	2,000,000	4,000,000	18,864,985	2,159,907	0	478,945	987,897	28,491,734
E・P・ギリガン 社長	2014	1,450,000	4,525,000	2,730,200	1,019,728	1,588,500	224,252	495,668	12,033,348
	2013	1,450,000	4,525,000	2,418,842	731,099	1,080,000	0	539,971	10,744,912
	2012	1,450,000	4,350,000	2,620,562	929,413	495,000	266,338	564,823	10,676,136
S・J・スケーリ グループ社長(グローバル・コーポレート・サービス)	2014	1,250,000	4,150,000	2,275,166	849,774	1,217,850	86,630	376,972	10,206,392
	2013	1,250,000	4,150,000	2,500,586	674,386	720,000	0	379,355	9,674,327
	2012	1,201,923	3,775,000	1,845,436	654,506	330,000	103,185	351,948	8,261,998
J・C・キャンベル* 業務執行副社長兼最高財務責任者	2014	1,000,000	6,150,000	1,820,133	679,819	3,177,000	0	240,215	13,067,167
	2013	461,538	1,600,000	5,508,922	1,990,889	0	0	907,771	10,469,120
D・E・バックミンスター 社長(グローバル・ネットワーク・アンド・インターナショナル・カード・サービス)	2014	600,000	2,150,000	982,844	367,092	953,100	66,847	2,883,175	8,003,058

* キャンベルは2013年7月に就任したため、同氏の上記の表の2013年の金額は、部分的な年間報酬を表している。

- (1)本欄の金額は、年間業績に対するAIAの現金支払額を反映している。シュノールトについては、2014年度のAIAの3,600,000ドルのうちの8,100,000ドルは、付与日から1年後に権利確定する2015年1月に付与されたRSUの形式により支払われる。これらのRSUの半分は、現金で支払うことができ、残りの半分は株式で支払うことができる（退職後1年が経過するまで売却することができない。）。キャンベルについては、当社に入社する際に前の雇用者において放棄した長期報酬の一部を置き換えるために、雇用内定通知に従い現金で支払われた2,000,000ドルの契約金を含む。
- (2) FASB ASCトピック718に従い、付与日現在の公正価値の総額を表す。株式報酬の会計に関する追加的な詳細については、本書第一部 第6 経理の状況 1 財務書類（5）連結債務書類に対する注記20「ストックプラン」を参照。

シュノールトの合計直接報酬の大部分は、繰り延べられた株式として付与される。下表は、株式報酬の欄に含まれるRSUの詳細である。

	2014年度 (ドル)	2013年度 (ドル)	2012年度 (ドル)
前年度の業績に対し1月に付与された年間RSU報酬*	6,789,197	6,170,078	6,090,046
前年度の業績に対し1月にRSUの形式で支払われたAIA*	1,949,920	2,624,955	6,624,980
RSU形式で支払われるPG報酬の支払い。本欄の金額は、前年度に終了した業績期間のPG報酬につき1月に付与されたRSUを反映する。	3,689,997	1,691,234	6,149,959
合計	12,429,114	10,486,267	\$18,864,985

* たとえば、2014年度のコストは、2013年度の業績に対する2014年1月に付与されたRSUを表す。

RSU報酬について、シュノールトについては、上記の要約報酬表のコストは、前表に記載される、すべての報酬の合計コスト（3年間の業績期間中の平均ROE目標に対し、目標業績が達成されたと仮定した年間RSU報酬の目標コスト（6,789,197ドル）を含む。）を反映している。その他すべての執行役については、要約報酬表のコストは、3年間の業績期間中の平均ROE目標に対し、目標業績が達成されたと仮定した年間RSU報酬の目標コストを表している。

各執行役員の年間RSU報酬については、最高水準の業績達成を仮定した場合の付与日現在のシュノールト、ギリガン、スケーリ、キャンベル、及びバックミンスターのコストは、それぞれ、8,486,475ドル、3,412,750ドル、2,843,958ドル、2,275,166ドル、及び1,228,555ドルである。

- (3) 2014年度の本欄のコストは、報酬規定に基づき、2012年度に付与されたPG2012-14報酬の支払いに関して行われたNEOに対する現金支払額を反映している。シュノールトについては、2014年度のコストに、付与日から1年後に権利確定する2015年1月に付与されたRSUの形式により実行された、支払額5,427,375ドルは含まれていない。権利確定時のRSUの半分は現金で支払うことができ、残りの半分は株式で支払うことができる（退職後1年が経過するまで保有していなければならない。）。
- (4) 本欄のコストは、当社が設定したすべての確定給付年金制度に基づくNEOの給付額の現在価値の保険数理上の増加又は減少額を反映している。このコストの90%以上は、金利の変更の影響及び1年間のNEOの年齢の変化の影響をも含んでいる。金利が（2014年のように）減少すると、現時点の当該給付金は増加するが、当該増加は、執行役への追加給付を意味しない。
- (5) 追加情報については、下記「その他すべての報酬表」を参照。

その他すべての報酬表

氏名	年度	付随給付及び その他の個人給 付(ドル)(1)	租税支払額／ 払戻額(ドル) (2)	受領繰延拠出 制度当社拠出額 (ドル)(3)	役員生命 保険料 (ドル)(4)	配当額及び 配当相当額 (ドル)(5)	合計 (ドル)
K・I・シュノールト	2014	344,795	0	560,000	5,393	3,094	913,282
	2013	358,956	0	560,000	4,813	221,855	1,145,624
	2012	368,647	0	442,500	4,340	172,410	987,897
E・P・ギリガン	2014	86,151	0	406,000	2,423	1,094	495,668
	2013	105,251	0	406,000	2,258	26,462	539,971
	2012	89,040	0	384,250	2,100	89,433	564,823
S・J・スケーリ	2014	79,989	0	293,750	2,478	755	376,972
	2013	79,814	0	293,750	2,313	3,478	379,355
	2012	79,489	0	242,212	2,150	28,097	351,948
J・C・キャンベル	2014	82,229	0	153,846	4,140	0	240,215
	2013	433,441	472,606	0	1,724	0	907,771
D・E・バックミンスター	2014	789,328	1,950,150	141,000	2,244	453	2,883,175

- (1) 本欄の内訳に関する追加情報については、下記「付随給付及びその他の個人給付」表を参照。
- (2) バックミンスターについて、本欄に表示される金額には、2014年6月に終了した、ロンドンへの国外赴任に伴い支払われた租税平等化給付及び／又は税金の払戻しが含まれる。これらの支払と払戻しは、国外赴任の全従業員に適用され、それらの従業員が本国にそのまま勤務していれば負担していたであろう金額を超える税金等を補填することにより従業員の国外赴任の便宜を図ることを目的とした方針に基づき行われるものである。英国ポンドで授受された表示の金額に含まれる支払又は払戻しは、支払日、受領日又は割当日現在の交換比率に基づき、米国ドルに換算された。表示の金額は、バックミンスターの報酬から、自国租税に関連する、当社による一定の金額の保持を反映するために減額された。任務中に受領、付与又は稼得された所得に関する外国税金債務を取り扱うために、任務終了後に継続する支払及び／又は払戻しが存在する。キャンベルについて、2013年の当該金額は、該当する米国連邦、州及び地方当局に直接支払われる、米国国税庁が転勤プログラムに基づき課税対象であるとみなす、キャンベルに対し、若しくはキャンベルのために支払われた、課税対象である転勤に関する弁済及び支払金額である。転勤プログラムは、キャンベルが居住地をカリフォルニアからニューヨークに移動することを要したアメリカン・エクスプレスにおける雇用に関連して提供された。キャンベルが受領した税金の支払いは、当社の転勤プログラムに基づきすべての従業員に対して提供されている。
- (3) 本欄は、当社の退職積立制度（「RSP」）に基づくNEOの勘定及びRRP-RSP関連勘定に対する当社の拠出額を報告するものである。RSP及びRRP-RSP関連勘定の詳細については、後記「退職金制度給付」及び「非適格受領繰延報酬」を参照。
- (4) 本欄は、当社の役員生命保険プログラムによりNEOに帰属する所得を報告したものである。
- (5) 2014年については、本欄では、RSUが未だ未付与であった期間中に支払われた配当相当額を報告している。2011年度に付与される報酬から、業務執行役員に付与されたが権利が確定していないRSUに対する配当相当額は、対象株式に対する権利が確定してはじめて支払われる。開示要求に従い、シュノールト、ギリガン、スケーリ及びバックミンスターに、2014年に付与されたRSUについて支払われた配当相当額、それぞれ、392,330ドル、115,196ドル、79,446ドル及び47,667ドルは、これらの配当が付与された年の要約報酬表に含まれる報酬の付与日公正価格に含まれているため、2014年の金額には含まれていない。

付随給付及びその他の個人給付

氏名	年度	国内 その他 出張給付 (ドル)(1)	社有航空機 の個人使用 (ドル)(2)	自由付随給 付手当 (ドル)	ホーム・ セキュリティ ・システム (ドル)	個人旅行中 のセキュリ ティ(ドル)	国外赴任 (ドル)(3)	届出費用弁 済 (ドル) (4)	異動費用 (ドル) (5)	その他 給付 (ドル)(6)	合計 (ドル)
K・I・シュノー ルト	2014	23,377	181,638	35,000	45,373	19,952	n/a	n/a	n/a	39,455	344,795
	2013	19,852	193,676	35,000	32,601	18,841	n/a	45,000	n/a	13,986	358,956
	2012	16,623	195,536	35,000	34,283	76,241	n/a	n/a	n/a	10,964	368,647
E・P・ギリガン	2014	30,000	0	35,000	n/a	n/a	19,387	n/a	n/a	1,764	86,151
	2013	30,000	11,277	35,000	n/a	n/a	28,234	n/a	n/a	740	105,251
	2012	30,000	7,115	35,000	n/a	n/a	14,715	n/a	n/a	2,210	89,040
S・J・スケーリ	2014	30,000	0	35,000	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	14,989	79,989
	2013	30,000	0	35,000	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	14,814	79,814
	2012	30,000	0	35,000	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	14,489	79,489
J・C・キャンベ ル	2014	30,000	3,091	35,000	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	14,138	82,229
	2013	15,000	0	17,500	n/a	n/a	n/a	n/a	377,055	23,886	433,441
D・E・バックミ ンスター	2014	0	0	35,000	n/a	n/a	752,358	n/a	n/a	1,970	789,328

n/a：該当しない。

- (1) 2014年度中、国内その他出張給付は、シュノールト以外のNEOの国内出張手当が含まれている。シュノールトに関しては、取締役会監査・コンプライアンス委員会が採択した当社のセキュリティ方針により、同人が、実務上可能な限り、すべての旅行において、当社が業務執行役員の出張のために提供する自動車と航空機を使用することが要求されている。当社所有自動車と航空機の個人使用の増分費用の計算は、自動車と航空機の管理に関する当社の変動費用に基づいて行われるが、特に、燃料費、保守費、また航空機の場合、飛行時の乗員の宿泊・食費、及び着陸料・地上取扱手数料が含まれている。この計算には、自動車又は航空機の個人使用の有無にかかわらず発生していたと思われる固定費用（すなわち、購入費用と減価償却費、運転手と乗員の固定給与・給付、保険料）は含まれていない。
- (2) 2010年1月1日付で、当社は、当社の航空機による出張旅費が年間200,000ドルを超える場合その超過分に当たる増分費用（SECが個人使用（社外取締役会出席のための移動に使用した場合を含む。）とみなす部分）についてシュノールトからの払戻しを求めている。キャンベルの2014年度の金額は、適切な承認に従い、ビジネス会議に出席するための個人的な移動に伴い発生した費用である。
- (3) 本欄の金額は、シュノールトの個人旅行中にNEO並びにホーム・セキュリティ及びセキュリティに支払われた付随給付金を反映する。
- (4) 表示の金額には、ギリガン及びバックミンスターの国外赴任から米国への帰任に伴う国外赴任手当が含まれている。ギリガン及びバックミンスターが受領した手当は、国外赴任している全従業員に適用される。英国ポンドで授受されたと表示の金額に含まれる諸給付・手当は、授受日現在の換算レートに基づき米ドルに換算された。
- (5) 本欄は、シュノールトが業務執行役員であること及び当社において保有する株式の水準に関連して要求される行政機関への届出においてシュノールトが支払った費用の、当社による弁済額を表す。
- (6) 表示の金額には、税金の支払いを除く、課税対象である異動費用の弁済及び支払いが含まれている。これらの支払いは、キャンベルがアメリカン・エクスプレスに雇用される上で必要となった、カリフォルニアからニューヨークへの住居の移動に関連して行われた。キャンベルが受領した補償及び給付は、当社の転勤プログラムに基づきすべての従業員に対して提供されている。

(7) 本欄は、支給されたその他の付随給付及び個人給付の総額を報告するものであるが、いずれの者の個別金額も、25,000ドル又はNE0に関して報告されたすべての付随給付及びその他の個人給付の総額の10%のいずれが多い方を超えていなかった。これらのその他の給付は、建物内の駐車場料、特定の情報技術に関する払戻額、当社の飲食施設からの食事・軽食支給額並びに（シュノールトのみについては）ダイレクターズ・チャリタブル・アワード・プログラムの生命保険の保険料で構成されている。

前表とその注記に記載の付随給付及びその他の給付のほかにも、当社のNE0は、個人的なことに秘書のサポートを受けることがあり、業務上というより個人的なスポーツ観戦や娯楽のために当社のチケットを使用することもある。当社は、こうした追加給付の支給について増分費用を負担していない。

制度基準報酬の付与

下表は、2007年制度に基づき2014年度に当社の各NE0に付与されたSO、RSU報酬及びPG報酬に関する情報を提供するものである。

制度基準報酬の付与

氏名	報酬の種類 (1)	付与日	承認日	非株式奨励報酬制度に基づく 推計将来支給額(2)			株式奨励報酬制度 に基づく 推計将来支給数(2)			オプション 報酬の行使又は 基準価格 (1株当たり ドル)(3)	株式及び オプション 報酬の 付与日 現在の 公正価値 (ドル)(4)
				基準額 (ドル)	目標額 (ドル)	上限額 (ドル)	基準数	目標数	上限数		
K・I・シュノールト	PG2014-16	1/28/2014	1/27/2014	0	5,125,000	6,406,250					
	SO	1/28/2014	1/27/2014					78,361		86.64	2,535,762
	RSU	1/28/2014	1/27/2014				0	78,361	97,951		6,789,197
	RSU	1/28/2014	1/27/2014					65,906			5,639,917
E・P・ギリガン	PG2014-16	1/28/2014	1/27/2014	0	1,600,000	2,000,000					
	SO	1/28/2014	1/27/2014					31,512		86.64	1,019,728
	RSU	1/28/2014	1/27/2014				0	31,512	39,390		2,730,200
S・J・スケーリ	PG2014-16	1/28/2014	1/27/2014	0	1,325,000	1,656,250					
	SO	1/28/2014	1/27/2014					26,260		86.64	849,774
	RSU	1/28/2014	1/27/2014				0	26,260	32,825		2,275,166
J・C・キャンベル	PG2014-16	1/28/2014	1/27/2014	0	1,500,000	1,875,000					
	SO	1/28/2014	1/27/2014					21,008		86.64	679,819
	RSU	1/28/2014	1/27/2014				0	21,008	26,260		1,820,133
D・E・バックミンスター	PG2014-16	1/28/2014	1/27/2014	0	900,000	1,125,000					
	SO	1/28/2014	1/27/2014					11,344		86.64	367,092
	RSU	1/28/2014	1/27/2014				0	11,344	14,180		982,844

- (1) PG報酬 これらの報酬は、3年の業績期間の当社の財務・戦略成績と連動している。業績期間中の目標額は、50%が財務メトリクス、50%が戦略的目標基準に基づいていた。当社は、株主がその適切性を評価できるよう特定の業績測定目標及び各PG報酬の業績の結果を業績期間の終わりに開示する。当社は、競争上の秘密保護の必要性から、付与の時点では目標を開示しない。見込報酬支払額は、業績と支払額の予想水準表（全体的な支払水準の上限を含む。）を参考にして決定される。実際の支払額は、実際の実績に基づく想定目標評価額を上回ることもあれば、下回ることもある。

譲渡制限付株式ユニット 別段の記載を除き、RSU報酬は、付与日から3年目の応当日に、3年の業績期間中の平均ROE目標額と対照した業績により決定する金額で、権利が確定する。

シュノールは、2013年度のAIA及びPG2011-13の最終支払いに伴い、RSU65,096個を付与され、権利確定期間中に営業利益が黒字であるという業績目標の達成を条件とし、付与日から1年目の応当日に権利が確定する。当該RSUの半分は現金で支払うことができ、その他半分は株式で支払うことができる（シュノールの退職の1年後まで保有していなければならない。）。RSUに対し配当相当額が発生するが、当該対象株式の権利が確定しない限り支払われない。

ストック・オプション スtock・オプション（「S0」）の期間は、10年であり、これらの株式の100%は、権利確定期間中に当社が累積的純利益を達成することを条件に、付与日から3年後に行使することができる。

すべての報酬は（別段の規定がある場合を除き）当社における雇用継続を条件とするが、すべての報酬は、後記「雇用終了又は支配の異動時の潜在的支払額」及び「株式報酬制度」のとおり、死亡、就労不能による雇用終了、退任又は当社の支配の異動に伴う一定の事情により行使可能となることがある。

- (2) これらの欄に表示の金額は、付与された報酬についての基準額、目標額及び上限額の業績水準の達成に対する基準額、目標額及び上限額の見込支払額である。基準支払額については、稼得される報酬が存在しないと思われる業績水準を表すため、ゼロである。「目標」支払額は、NEOの付与額の100%に相当し、すべての業績目標にわたり目標業績水準が達成されたことに対して支払うことができる金額である。「上限」支払額は、支払額の全体的な上限額に服することを条件として、すべての業績目標にわたり最高業績水準が達成されることに対して支払うことができる金額である。
- (3) S0の行使価額は、付与日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値である。
- (4) FASB ASCトピック718に従い、付与日現在の公正価値の総額を表す。株式報酬の会計の前提に関する追加情報については、要約報酬表を参照。

[次へ](#)

2014年度末現在の未払株式報酬

下表は、1998年制度又は2007年制度により付与され、2014年12月31日にNE0が保有している行使可能及び行使不能S0並びに権利未確定RSUの対象株式数を表示したものである。

氏名	付与日	オプション報酬					株式報酬		
		行使可能未行使 オプション対象 有価証券数	行使不能 未行使 オプション 対象 有価証券数	株式奨励 報酬制度 報酬： 未行使 未稼得 オプション 対象 有価証券数	オプション 行使 価格 (ドル)	オプション 行使日	権利未確定 株式数又は 株式 ユニット数	株式奨励報酬 制度報酬： 権利未確定 未稼得株式、ユ ニット又はその 他の権利の時 価又は支払評 価額 (ドル)(a)	株式奨励報酬 制度報酬：権 利未確定未稼 得株式、ユニ ット又はその 他の権利の時 価又は支払評 価額 (ドル)(a)
K・I・ シュノールト	1/28/2014			78,361(1)	86.640	1/28/2014		97,951(b)	9,113,361
	1/28/2014							65,096(e)	6,056,532
	1/29/2013			103,786(1)	59.450	1/29/2013		129,732(b)	12,070,265
	1/24/2012	61,853(2)	61,853		49.230	1/24/2022		129,891(c)	12,085,059
	1/27/2011	101,985(2)	33,996		44.540	1/27/2021			
	1/26/2010	650,918(2)	0		38.100	1/26/2020			
	1/29/2009	1,196,888(2)	0		16.710	1/29/2019			
	1/31/2008	625,000(2)	0		49.130	1/30/2018			
	1/31/2008	343,750(4)	0		49.130	1/30/2018			
	11/30/2007	343,750(4)	0		58.980	11/30/2017			
E・P・ ギリガン	1/28/2014			31,512(1)	86.640	1/28/2024		39,390(b)	3,664,846
	1/29/2013			36,482(1)	59.450	1/29/2023		45,602(b)	4,242,810
	1/29/2013							4,205(d)	391,233
	1/24/2012	26,615(2)	26,616		49.230	1/24/2022		55,892(c)	5,200,192
	1/27/2011	35,849(2)	11,950		44.540	1/27/2021			
	1/26/2010	228,346(2)	0		38.100	1/26/2020			
	10/30/2009	114,810(5)	0		34.840	10/30/2019			
	1/29/2009	85,128(2)	0		16.710	1/29/2019			
	1/31/2008	190,000(2)	0		49.130	1/30/2018			
	7/31/2007	225,000(3)	0		58.540	7/31/2017			
S・J・スケー リ	1/28/2014			26,260(1)	86.640	1/28/2024		32,825(b)	3,054,038
	1/29/2013			33,652(1)	59.450	1/29/2023		42,065(b)	3,913,728
	1/29/2013							8,410(d)	782,466
	1/24/2012	18,743(2)	18,743		49.230	1/24/2022		39,360(c)	3,662,054
	1/27/2011	24,273(2)	8,242		44.540	1/27/2021			
	1/26/2010	39,370(2)	0		38.100	1/26/2020			
	10/30/2009	229,621(5)	0		34.840	10/30/2019			
	1/31/2008	65,000(2)	0		49.130	1/30/2018			
J・C・キャン ベル	1/28/2014			21,008(1)	86.640	1/28/2024		26,260(b)	2,443,230
	7/31/2013			24,892(6)	73.770	7/31/2023		31,115(b)	2,894,940
	7/31/2013			49,785(1)	73.770	7/31/2023		62,231(b)	5,789,972
D・E・バック ミンスター	1/28/2014			11,344(1)	86.640	1/28/2024		14,180(b)	1,319,307
	1/29/2013			16,354(1)	59.450	1/29/2023		20,442(b)	1,901,924
	1/24/2012	9,746(2)	9,747		49.230	1/24/2022		20,467(b)	1,904,250
	1/27/2011	14,834(2)	4,945		44.540	1/27/2021			
	1/26/2010	94,488(2)	0		38.100	1/26/2020			
	1/31/2008	100,000(2)	0		49.130	1/30/2018			
	7/31/2007	50,000(2)	0		58.540	7/30/2017			
	1/25/2007	50,000(2)	0		57.770	1/24/2017			
	1/23/2006	49,500(2)	0		51.865	1/22/2016			

別段の記載がある場合を除き、オプション報酬の行使可能性及び株式報酬の権利確定は、当社による雇用継続を条件とするが、権利未確定株式報酬が、後記「雇用終了又は支配の異動時の潜在的支払額」及び「株式報酬制度」のとおり、死亡、就労不能による雇用終了、退任又は当社の支配の異動（又は2010年12月以降に付与された報酬については、支配の異動に伴う一部の雇用終了）により、権利確定する場合を除く。

オプション報酬に関する注記：

- (1) これらのS0は、付与年からの3年間の業績期間中に累積純利益が黒字であることを条件とし、付与日から3年目の応当日に100%権利が確定する。
- (2) これらのS0は、付与日から1年目、2年目、3年目及び4年目の応当日に25%ずつ権利が確定する。
- (3) これらのS0は、付与日から3年目及び4年目の応当日に25%ずつ、付与日から5年目の応当日に50%の権利が確定する。
- (4) これらのS0は、2008年1月1日から2013年12月31日までの6年間の業績期間における、S&P500指数との比較による当社のTSRによって2014年1月に権利確定が可能となった特別付与の25%から構成される。特別付与に基づく残りのS0は没収された。
- (5) これらのS0は、付与日から4年目の応当日に100%の権利が確定する。
- (6) これらのS0は、付与年からの3年間の業績期間中に累積純利益が黒字であることを条件とし、2016年1月29日に権利が確定する。

株式報酬に関する注記：

- (a) 株式報酬の時価は、2014年12月31日現在の当社普通株式1株の終値（93.04ドル）に基づく。
- (b) これらの報酬は、受給期間を通じて、当社が2014年報酬については23-27%以上の平均年間ROE及び2013年報酬については25%以上の平均年間ROEが達成されることを条件として、付与日から3年目の応当日に権利が確定する。上記の報酬の数は、2014年12月31日付の業績の傾向に基づき、ROEが30%であり、125%で支払いが行われるという想定条件を反映している。キャンベルに2013年7月31日に付与されたRSU31,115個は、2016年1月29日に権利が確定する。
- (c) これらの報酬は、権利確定までの期間、25%以上の平均年間ROEが達成されることを条件として、付与日から3年目の応当日に権利が確定する。上記の報酬の数は、2014年12月31日付の業績の傾向に基づき、ROEが28%を満たし、105%で支払いが行われるという想定条件を反映している。
- (d) ギリガン及びスケーリについて、これらの報酬は、2012年度のAIA支払額に関して付与され、累積純利益が黒字であることを条件として（ただし、雇用継続は条件としない。）、付与日から3年目の応当日に権利が確定する。
- (e) これらの報酬は、累積純利益が黒字であることを条件として、付与日から1年目の応当日に権利が確定し、その一部が現金で決済される。

2014年度に権利確定したオプションの行使及び株式

下表は、2014年度におけるNEOによるS0の行使状況とRSA/RSUの権利確定によるNEOの取得株式数に関する情報を記載したものである。

氏名	オプション報酬		株式報酬	
	行使による 取得株式数	行使による実現 評価額(ドル)(1)	権利確定による 取得株式数	権利確定による実現評価 額(ドル)(2)
K・I・シュノールト	737,500	26,056,451	224,754	19,253,571
E・P・ギリガン	375,000	10,503,713	53,511	4,586,963
S・J・スケーリ	-	-	36,905	3,163,497
J・C・キャンベル	-	-	-	-
D・E・バックミンスター	-	-	22,143	1,898,098

(1) 金額は、S0の行使価額と行使時の当社普通株式の時価の差額を反映している。

(2) 金額は、RSUの権利確定日の当社普通株式の時価を反映している。

退職金制度給付

下表は、アメリカン・エクスプレス退職制度及びアメリカン・エクスプレス還付制度（RRP）に基づき各NEOに支給される累積給付の現在価値を表示したものである。

2014年度の年金給付

氏名	制度の名称	評価勤務 年数	累積給付の 現在価値(ドル)(1)	昨年の支払額 (ドル)
K・I・シュノールト	退職制度	33	663,347	0
	RRP-退職制度		8,025,562	0
	合計		8,688,909	0
E・P・ギリガン	退職制度	34	446,167	0
	RRP-退職制度		1,926,154	0
	合計		2,372,321	0
S・J・スケーリ	退職制度	29	321,770	0
	RRP-退職制度		601,732	0
	合計		923,502	0
D・E・バックミンスター	退職制度	28	292,349	0
	RRP-退職制度		379,726	0
	合計		672,075	0

(1) 累積給付の現在価値（「PVAB」）は、財務報告上用いられているものと同じ評価日（2014年12月31日）と想定条件を用いて確定された。

- ・ 割引率は3.50%。
- ・ MP2014寿命改善に基づき予測された「RP2014死亡率表」。
- ・ 退職年齢は、制度に定める通常の退職年齢（65歳）と想定。
- ・ 支払形式は、退職時に一括分配金として支払われる現金残高勘定の評価額。
- ・ PVABには、メットライフの給付評価額（後述）が含まれる（該当する場合）。

退職制度

NEO（シュルマン及びキャンベルを除く。）は、確定給付現金残高退職制度である退職制度に加入している。当社は、2007年度に行われた当該退職制度の改正に伴い、将来の給付を停止したが、退職制度は引き続き、勘定残高に対する利息を加入者に貸記している。同退職制度は、5年物米国財務省証券の金利の平均に基づき毎年利率を設定しており、年間最低利率は、5％である。最高利率は、10％又は退職制度の定める適用利率のいずれか低い方とする。2013年及び2014年の利率は、5％である。さらに、1985年度に終了した従前の退職制度からの給付は、メットライフとの保険契約により支払われ、上記表に含まれる。

RRP-退職制度関連勘定

退職制度に加入していた各RRP加入者は、税制適格制度のIRS制限により退職制度により支給することができない給付に関して退職制度関連勘定を有している。RRP-退職制度勘定上の報酬には、退職制度と同じ項目の報酬が含まれている。RRP-退職制度の給付は、退職制度による給付と同じ方法で発生し、権利が確定する。加入者は、RRP-退職制度の給付額の受給方法として一括払い又は連続5年、10年若しくは15年間の年賦払いのいずれかを選択することができる。

一括払いは、加入者の退職後6カ月以内に到来する1月1日又は7月1日頃に行われ、年賦払いは、加入者が退職した翌年（暦年）の7月1日頃から開始される。

2007年度に行われた退職制度及びRRPの変更に伴い、当社は給付金の付加利子を廃止したが、RRP-退職制度は、参加者に対し、上記の退職制度に基づき勘定残高に貸記された利息を支払い続ける。

非適格受領繰延報酬

下表は、当社のRRP-RSP勘定及び当社の報酬受領繰延プログラムにおけるNEOの本人若しくは当社拠出額、稼得額、引出額及び勘定残高を表示したものである。これらのプログラムは、非積立型無担保受領繰延報酬プログラムである。

2014年度の非適格受領繰延報酬

氏名	制度の名称	昨年度の 役員拠出額 (ドル)	昨年度の 当社拠出額 (ドル)(1)	昨年度の 支払総額 (ドル)(2)	引出総額/ 分配総額 (ドル)	昨年度末現在の 残高総額 (ドル)(3)
K・I・シュノールト	RRP-RSP	n/a	525,500	64,946	0	5,455,573
	受領繰延制度	392,308	n/a	1,067,691	0	28,421,796
	合計	392,308	525,500	1,132,637	0	33,877,369
E・P・ギリガン	RRP-RSP	n/a	397,500	210,924	0	3,542,616
	受領繰延制度	525,000	n/a	202,934	234,908	4,742,291
	合計	525,000	397,500	413,858	234,908	8,284,907
S・J・スケーリ	RRP-RSP	n/a	285,250	45,166	0	2,220,787
	受領繰延制度	257,000	n/a	248,296	905,472	5,167,396
	合計	257,000	285,250	293,462	905,472	7,388,183
J・C・キャンベル	RRP-RSP	n/a	133,046	1,561	0	134,607
	受領繰延制度	117,000	n/a	1,537	0	129,064
	合計	117,000	133,046	3,098	0	263,671
D・E・バックミンスター	RRP-RSP	n/a	110,450	24,363	0	883,449
	受領繰延制度	600,000	n/a	189,891	0	6,567,794
	合計	600,000	110,450	214,254	0	7,451,243

(1) 本欄の金額は、上述の要約報酬表の「その他すべての報酬」に含まれている。

(2) RRP-RSP及び受領繰延制度残高の稼得額は、RSPにより利用可能なファンドの参加者の指示による想定上の投資に基づき決定される（自己主導証券口座を除く。）。RSPへの投資資金に加えて、市場金利オプションが、2011年以前の受領繰延制度についてのみ利用可能である。市場金利オプションは、当年度の受領繰延報酬についてSECが確定した市場相場に基づく利益率を生み、これは、前年度の12月中の長期的な適用連邦金利の120%である。

(3) 本欄に表示の総額のうち、次の金額は、要約報酬表の「給与」、「賞与」又は「非株式奨励報酬制度報酬」として報告されている。シュノールト：9,797,098ドル、キャンベル：127,327、ギリガン：3,397,500ドル、スケーリ：2,225,692ドル、バックミンスター：600,000ドル。これらの金額には、1)各業務執行役員がNEOになる前に受領を繰り延べた金額、及び2)過去に受領繰延報酬の時価超過稼得額として報告されている金額は、含まれていない。

退職積立制度

すべての現職加入者（NEOを含む。）は、2010年1月をもって直ちに当社のマッチング拠出について100%の権利が確定した（通常は支払総額の5%までである。）（基本給付額及び適格報酬金額は、以前の基本給付額を上限とする。）。また当社は、当社の年間業績に基づき適格従業員のために年間裁量的利益分配額（0～5%の範囲内）を拠出することができる。当社の2014年度の業績を鑑みて、取締役会は、適格従業員（NEOを含む。）のための支払総額の3%の利益分配拠出を承認した。当社の利益分配拠出は通常、従業員が当社において勤務を開始してから3年目の応当日に権利が確定する。

また2007年4月1日より前に雇用が開始された当社従業員については、当社は通常、支払総額の8%を上限として追加転換拠出を行う。その割合は、2008年12月31日現在の年齢及び勤続年数（予定）に基づき個人ごとに異なる。NEOの転換拠出は、シュノールト及びギリガン：6.0%、スケーリ及びバックミンスター：3.75%である。キャンベルは、2007年4月1日より後に雇用開始となったため、転換拠出につき適格ではない。

RRP-RSP

各RRP加入者は、税制適格制度のIRS制限により退職積立制度のもとで支給できない給付に関してRRP-RSP勘定を有している。RRPは2011年1月1日付で変更され、当社は、従業員が任意に当社の非適格受領繰延制度により報酬の受領を繰り延べる限りにおいて、IRSの上限報酬額を超える支払総額の5%を上限として、RRP-RSP勘定による従業員拠出に対してマッチング拠出を行うこととなった。RRP-RSPへの当社のその他すべての拠出は、当該変更の影響を受けない。RRP-RSP勘定の報酬には、退職積立制度と同じ報酬要素が含まれており、非適格受領繰延制度により加入者が繰り延べた基本支給額及び年間現金奨励報酬額の評価額が含まれる。加入者は、RRP-RSP関連勘定給付支払額の受給方法として一括払い又は連続5年、10年若しくは15年間の年賦払いのいずれかを選択することができる。新規加入者は、初年度で得られる拠出について、初期設定では一括払を選択する。

受領繰延制度

退職その他の長期的な資金需要に向けた計画の一環として、当社は毎年、NEOとその他一部の上級従業員に対し、基本給の1倍を上限として、基本給又は年間現金奨励報酬の一部の受領を繰り延べる機会を提供している。

受領繰延制度に基づき、加入者は、雇用終了時又は受領繰延後5年以上が経過した所定日（ただし、雇用終了日より前でなければならない。）以降の日を支払開始日として選択し、一括払い又は連続5年、10年若しくは15年間の年賦払いのいずれかにより受給することができる。2007年度以前には、加入者は、雇用終了日又は受領繰延後5年以上が経過した所定日（ただし、雇用終了後10年を超えてはならない。）まで受領を繰り延べる事ができた。

受領繰延制度稼得額

2011年1月1日から、NEOの受領繰延残高の稼得額は、退職積立制度により提供されるものと同様の投資オプションに基づく（当社株式基金及び自己主導証券口座を除く。）。さらに、NEOを含む加入者の2011年以前の残高については、受領繰延制度は、利息貸記率を前年12月の連邦長期金利の120%に基づく市場金利を規定する追加投資オプションを許可するように変更された。受領繰延に関する利息貸記は、過去においてはROE連動利息貸記スケジュールに基づいていた。

雇用終了又は支配の異動時の潜在的支払額

下表は、さまざまなシナリオ（支配の異動を含む。）により2014年12月31日にNEOの雇用が終了したと想定した場合にNEOに支払われる潜在的支払額を示したものである。NEOが雇用の終了により追加給付を受領することができる場合を除き、下表には、前述の「2014年度の年金給付」及び「2014年度年の非適格受領繰延報酬」に記載の、NEOに支払われると思われる年金給付又は非適格受領繰延報酬は含まれていない。さらに、下表には、2014年12月31日現在の権利確定済未行使S0の評価額並びに2014年12月31日に終了した業績サイクルに関するAIA及びPGの現金報酬は含まれていない。下表の注記では、下表に記載の金額の推計に用いられた想定条件について説明している。

NEOに対し行われる支払額はいくつかの要素により変動するため、NEOの雇用終了により支払われる実際のコストを確定できるのは、業務執行役員が当社を退社した時点だけである。

2014年12月31日現在の雇用終了/支配の異動時の潜在的支払額

K・L・シュノールト

	死亡(a)	就労不能(b)	退職(b)	支配の異動と無関係の会社都合による退職(c)	自己都合による退職又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職(d)
退職事由による増分給付(1)					
退職金	0	0	0	19,900,000	19,900,000
応分賞与	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
加速化LTIA評価額(2)	0	0	56,080,206	0	0
受領繰延報酬	0	0	0	943,405	943,405
退職積立制度	0	56,921	0	0	0
その他の給付	0	0	702,469	284,455	126,693
増分給付評価額合計	0	56,921	56,782,675	21,127,860	20,970,098

E・P・ギリガン

	死亡(a)	就労不能(b)	自己都合による退任(b)	支配の異動と無関係の会社都合による退職(c)	自己都合による退職又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職(d)
退職事由による増分給付(1)					
退職金	0	0	0	11,950,000	11,950,000
応分賞与	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
加速化LTIA評価額(2)	5,606,364	5,606,364	11,945,139	5,606,364	4,606,364
受領繰延報酬	0	0	0	0	0
退職積立制度	0	406,728	0	0	0
その他の給付	0	0	286,284	302,591	128,725
増分給付評価額合計	5,606,364	6,013,092	12,231,423	17,858,955	16,685,089

S・J・スケーリ

	死亡(a)	就労不能(a)	自己都合による退任(b)	支配の異動と無関係の会社都合による退職(c)	自己都合による退職又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職(d)
退職事由による増分給付(1)					
退職金	0	0	0	10,800,000	10,800,000
応分賞与	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
加速化LTIA評価額(2)	4,546,750	4,546,750	9,684,462	4,546,750	3,718,625
受領繰延報酬	0	0	0	28,091	28,091
退職積立制度	0	331,596	0	0	0
その他の給付	0	0	187,145	248,662	120,507
増分給付評価額合計	4,546,750	4,878,346	9,871,607	15,623,503	14,667,223

J・C・キャンベル

	死亡(a)	就労不能(a)	自己都合による退任(b)	支配の異動と無関係の会社都合による退職(c)	自己都合による退職又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職(d)
退職事由による増分給付(1)					
退職金	0	0	0	9,000,000	9,000,000
応分賞与	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
加速化LTIA評価額(2)	15,476,009	15,476,009	0	13,386,974	14,163,509
受領繰延報酬	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
退職積立制度	57,692	318,132	0	0	0
その他の給付	0	0	0	165,638	130,638
増分給付評価額合計	15,533,701	15,794,141	0	22,552,612	23,294,147

D・E・バックミンスター

	死亡(a)	就労不能(a)	自己都合 による退任(b)	支配の異動と無関係の会社都合による退職(c)	自己都合による退職 又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職(d)
退職事由による増分給付					
退職金	0	0	0	5,300,000	5,300,000
応分賞与	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
加速化LTIA評価額(2)	7,479,432	7,479,432	0	7,479,432	6,691,932
受領繰延報酬	0	0	0	21,402	21,402
退職積立制度	0	384,949	0	0	0
その他の給付	0	0	0	367,480	271,959
増分給付評価額合計	7,479,432	7,864,381	0	13,168,314	12,285,293

- (1) NEOは、勤務の終了前に55歳以上で、当社での実際又はみなし勤務年数が10年以上である場合、「退職金受給資格を有している」。2013年より前に付与されたLTIAについては、退職金受給資格を有すると、特定報酬の取扱いは、適用される業績に服し、退職時の年齢と勤務年数により異なる可能性があり、62歳以上で当社での実際又はみなし勤務年数が10年以上である場合、適用される業績に服し、すべての報酬は権利が確定する。2013年以降に付与されたLTIAについては、退職金受給資格を有すると、当社での実際又はみなし勤務年数が10年以上である場合、NEOが62歳になるまで、1年以上未行使であるすべてのLTIAは権利が確定する。62歳になった時点ですべてのLTIAは、退職時に、適用ある行政に服し、すべて権利確定する。

シュノールト、ギリガン及びスケーリについて、(a)、(c)及び(d)の注記に表示のシナリオは、それらのシナリオによる受領額が同氏等が退職時に別途受領する額を超えと思われる場合の増分給付を含んでいる。

キャンベルについて、自己都合による退任を除く各欄の金額には、当社に就任するために前職において放棄した長期インセンティブの一部を置き換えるために、雇用レターに基づき各シナリオにおいて同氏に支払われる2,000,000ドルの契約金が含まれる。自己都合による退職の際には、キャンベルに支払われた契約金の一部(2,000,000ドル)を会社に返金しなければならない。

- (2) 加速化LTIAの評価額 RSUとS0の評価額は、2014年12月31日付の当社株式の1株の終値93.04ドルに基づく。S0に関して、表示の評価額は、雇用終了時に権利が確定するS0の「イン・ザ・マネー」評価額を反映している。PGの評価額は、適用支払率調整後のPGの目標評価額を反映している。ギリガン及びスケーリについては、2012年度AIAの一部は、付与日から3年後に権利が確定し、継続雇用を条件としない、RSUの形で付与された。この金額は、上表に含まれていない。

- (a) 死亡・就業不能 NEO又はNEOが指定した受取人は、以下を受領することになる。

(i) 応分賞与：退職した年度の応分AIA（報酬委員会の決定権に服す。）

(ii) 加速化LTIAの評価額：未行使S0、RSU及びPG2013-2015から開始するPG報酬に対する100%権利確定分。

(iii) 退職積立制度(RSP)及びRRP-RSP関連金額：当社拠出に関連する未行使の勘定残高の即時権利確定。就業不能の場合、65歳時までのRSPにおける雇用主拠出分。

(b) 退職/自己都合による退職

退職金受給資格を有していないNEOについては、AIA賞与の100%と権利確定していないLTIAの100%が没収される。シュノールト、ギリガン及びスケーリは、退職金受給資格を有しているので、以下を受領することになる。

(i) 応分賞与：報酬委員会の判断に従い、退職した年度の応分AIA

(ii) 加速化LTIAの評価額：

- ・ ストックオプション：シュノールトについて、未行使の権利確定していないS0のすべてが、権利確定する。ギリガン及びスケーリについて、2013年以前の付与額については1年以上未行使であった権利確定していないS0の一部が権利確定し続け、2013年以降の付与額については、業績次第で、1年以上未行使であった権利確定していないS0のすべてが、権利確定し続ける。
- ・ PG報酬：シュノールトについて、付与額の100%が権利確定し、ギリガン及びスケーリについては、1年以上未行使であった場合には付与額の100%が業績次第で権利確定する。
- ・ RSU：シュノールトについて、未行使のRSUはすべて権利確定し続ける。ギリガン及びスケーリについては1年以上未行使であった権利確定していないS0の一部が業績次第で権利確定し続ける。シュノールトについては2015年1月にRSU108,370個の形式により付与された2014年度のAIA及びPG報酬（PG2012-14）の全額が含まれるが、昨年表に含まれ、2015年1月に完全に権利確定しているため、2014年1月に65,096RSUの形式により付与された2013年度のAIA及びPG報酬（PG2011-13の最終支払分）は含まれていない。

(iii) その他の給付：退職金受給資格を有しているNEOについては、重要業務執行役員生命保険制度に基づく生命保険の解約返戻金。

(c) 支配の異動と無関係の自己都合による退職

支配の異動と無関係の自己都合退職による場合、NEOは、以下を受領することになる。

(i) 退職金：2年分の年間報酬（基本給の2倍及び最終AIA支払額の2倍を含む。）

(ii) 応分賞与：退職した年度におけるAIAの応分額は、CBCの拒否権に服し、業績期間の終了時に支払われる。

(iii) 加速化LTIAの評価額

- ・ 退職年金資格を有していない従業員：LTIAは引き続き権利確定し、ストックオプションは退職金計算期間中引き続き行使することができるが、それらの行使期限（S0のみ）、退職金計算期間最終日又は別会社での勤務（常勤）開始日のうち最も早い時点で取り消される。NEOの退職金計算期間最終日に未行使の状態にあるPG報酬は、取り消される。
- ・ 退職年金資格を有している従業員及び退職金計算期間最終日前に退職年金資格を得る従業員：LTIAは、上記(1)のとおり権利確定する。シュノールトの結果について、PG、S0及びRSU報酬はすべて権利確定し、ギリガン、スケーリ及びバックミンスターは未行使LTIAは部分的に権利確定する。

(iv) 受領繰延報酬：適用除外金額（2004年12月31日より前に稼得され、権利が確定した金額）に対し2年分の追加利息（前年度の金利（1994年-2004年プログラムについて3.29%と想定）を用いる。）が貸記される。

- ・ 退職年金資格を有していない場合：勘定残高は一時金として支払われる。適用除外額は、2年の退職金計算期間最終日に支払われ、その他すべての金額は、退職日から6カ月以上が経過した日に支払われる。
- ・ 退職金受給資格を有している場合：金額は、NEOが選択した時期と形式（一次払い又は賦払い）により行われる。それ以外の場合には、NEOの勘定残高は一時金として支払われる。適用除外額は、2年の退職金計算期間最終日に支払われ、その他すべての金額は、退職日から6カ月以上が経過した日に支払われる。

(v)その他の給付：米国内の医療・歯科治療・保険積立勘定への2年分の拠出、及び適用あれば、基本・重要業務執行役員生命保険制度の保険料支払い。退職した年度の付随給付（NEO全員について35,000ドル）、及び就職支援サービス（NEO全員について100,000ドル）。

(d) 自己都合による退職又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職

自己都合による退職又は支配の異動に伴う退職と解釈される退職の場合、NEOは、以下を受領することになる。

(i)退職金：2年分の年間報酬（基本給の2倍及び最終AIA支払額の2倍を含む。）

(ii)応分賞与：業績期間の終了時に支払われる退職した年度のAIAの応分の部分（CBCの拒否権に服す。）

(iii)加速化LTIAの評価額：2010年12月より後に付与された報酬であること、及び雇用終了を要件として（「ダブル・トリガー」）、支配の異動によるSO及びRSUの100%権利確定分、及び支配の異動前に支払われた直近2つのPGプログラムの支払比率の平均に基づく未行使PG報酬に対する応分の割合。2011年1月より前に付与された報酬についても同様の措置が適用されるが、ただし雇用終了を株式報酬の権利確定の要件としない（「シングル・トリガー」）。

(iv)受領繰延報酬：適用除外金額（2004年12月31日より前に稼得され、権利が確定した金額）に対する2年分の利息（前年度の金利（1994年-2004年プログラムについて3.29%と想定）を用いる。）が貸記される。適用除外金額は、退職日から6か月以上が経過した日に支払われる。NEOが退職金受給資格を有している場合、その他すべての勘定残高の支払いは、NEOが選択した時期と形式（一次払い又は賦払い）により行われる。NEOが退職金受給資格を有していない場合には、その他すべての勘定残高の支払いは、退職日から6か月以上が経過した日に一時金として支払われる。

(v)その他の給付：米国内の医療・歯科治療・保険積立勘定への2年分の拠出、適用あれば、基本生命保険の保険料、就職支援サービス（NEO全員について100,000ドル）、及び重要業務執行役員生命保険制度の生命保険解約返戻金。

(vi)消費税税戻戻額及び税金のグロスアップ：2011年1月から、当社は、支配の異動の場合の消費税の払戻しと税金のグロスアップを行っていない。そのため上記の表は一切金額を表示していない。

株式報酬制度情報

下表は、当社の普通株式が従業員又は非従業員（コンサルタント又はアドバイザー等）に発行される当社株式報酬制度（いずれも株主の承認を得たもの）に関する2014年12月31日現在の情報を要約したものである。従業員株式購入制度及び従業員積立制度（401(k)制度等）に関する情報は含まれていない。情報は、当社の株主の承認を得ている当社株式報酬制度の総額で提供されている。株主の承認を受けていない制度は、存在しない。

	(A)	(B)	(C)
制度の区分	未行使オプション、ワラント及び権利の行使により発行される有価証券数	未行使オプション、ワラント及び権利の加重平均行使価額（ドル）	株式報酬制度による将来発行に充当可能な残存有価証券数((A)欄に反映されている有価証券を除く)
株主の承認を受けた株式報酬制度	13,416,090	44.89	34,946,876
株主の承認を受けていない株式報酬制度	0	0	0
合計	13,416,090	44.89	34,946,876

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

取締役会監査・リスク・コンプライアンス委員会の検討に基づき、2014年2月に、委員会はプライスウォーターハウスクーパース LLP（「PwC」）を、2014年1月1日を開始日とする年度の当社の独立登録会計事務所に任命した。

プライスウォーターハウスクーパース LLPの報酬・業務

2014年度及び2013年度の報酬

直近2年間の各年にPwCが請求した又は請求する報酬総額は、下記の表に定めている（千単位）。

報酬の種類	2014年度	2013年度
監査報酬	\$21,256	\$20,695
監査関連報酬(1)	4,553	3,933
税務報酬	137	119
その他の報酬	65	74
合計	\$26,011	\$24,821

(1) PwCは、スイスと香港における当社の年金制度の監査を行っている。当社ではなくそれぞれの制度が当該監査報酬を支払っている。当該監査報酬は、当社によって支払われていないため、監査関連報酬に含まれていない。この2つの監査について2014年度に支払われた合計報酬は35,000ドルであった。

上記表において、SECの規則に従い、「監査報酬」は、当社の財務書類の総合的な監査、四半期報告書に含まれる中間連結財務書類の精査及び法規制上の報告・届出業務又は委任業務、並びにその他の認証業務について提供した専門業務に対する報酬で構成される。「監査関連報酬」は、当社の財務書類の監査又は精査の履行に合理的な関連を有する保証関連業務に対する報酬で構成される。の業務の内容としては、従業員福利制度の監査、内部統制の検討、法令により要求されていない認証業務のほか、監査業務に区分されない財務会計・報告事項に関する相談業務が含まれていた。「税務報酬」は、税法の遵守及び国外送金に伴う税務業務のために提供された専門業務に対する報酬で構成される。「その他の報酬」は、前記3つの区分に含まれない業務の報酬である。

② 【その他重要な報酬の内容】

前記①を参照。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当なし

④ 【監査報酬の決定方針】

プライスウォーターハウスクーパースから提供される業務の事前承認に関する方針

PwCへの業務委託は、監査・リスク委員会の事前承認を受けることが条件となっている。監査業務及び認められた非監査業務はすべて、委員会が策定した事前承認手続に従い同委員会の事前承認を必要とする。SEC規則に従い、委員会の事前承認手続には、監査及びPwCによる許可された非監査業務を承認する2つの異なる手順がある。関連サービスが予測可能であり、かつ、繰り返される場合は、委員会が、実施される具体的なケースバイケースのサービスを考慮することなく、委員会が策定した、一定のサービスの種類について詳述される手順に従い、提案されたサービスを事前に承認することができる。当社は、この事前承認方法を「一般的な事前承認」と呼んでいる。ある種類のサービスが一般的な事前承認を受けていない場合、PwCが当該サービスを提供する前に具体的な事前承認を必要とする。当社の独立登録会計事務所から提供されたこうした業務はすべて、これらの手続に従い、事前承認を受けている。こうした手続により、PwCへの業務委託（業務の種類を問わない。）に関する計画案についてはすべて、当社の会計監査役に提出し、その後業務が開始される前に委員会（又は時間的制約が生じる場合には、委員長）に提出し、その承認を得ることが要求される。

プライスウォーターハウスクーパースとのその他の取引

当社は、プライスウォーターハウスクーパースの世界各地の個々の提携会計事務所等と多数の業務取引を行っている。当社の子会社は、これらの会計事務所等にカード業務サービスを提供しており、これらの会計事務所等は当社の子会社に手数料等を支払っている。こうしたサービスは通常の業務として行われるものであり、当社は、当社の同様の顧客に対するものと同じ取決めによりそうしたサービスを提供している。

第6 【経理の状況】

(イ)アメリカン・エクスプレス・カンパニー及びその子会社(以下「アメリカン・エクスプレス社」と総称する)の2014年及び2013年の各12月31日現在並びに2014年、2013年及び2012年の各12月31日に終了した事業年度の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に従って作成されたものである。アメリカン・エクスプレス社の採用した企業会計の基準、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

アメリカン・エクスプレス社の連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ)本書記載のアメリカン・エクスプレス社の2014年及び2013年の各12月31日現在並びに2014年、2013年及び2012年の各12月31日に終了した事業年度の連結財務書類、並びに2014年12月31日現在の財務報告に関する内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立登録会計事務所の監査報告書を添付している。

(ハ)以下に掲げる連結財務書類及び独立登録会計事務所の監査報告書のうち、英文は、アメリカン・エクスプレス社がSECに提出したものと同一のものである。日本語はこれら英文で作成された連結財務書類を翻訳したものである。

(ニ)本書記載のアメリカン・エクスプレス社の連結財務書類は、米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2015年6月1日現在の、東京外国為替市場における対顧客電信直物相場の仲値、1米ドル=124.24円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ホ)円換算額及び「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの記載は、アメリカン・エクスプレス社の連結財務書類には含まれておらず、上記(ロ)の会計監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

(1)連結損益計算書

	12月31日終了事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
収益						
利息以外の収益						
割引料収入	19,493	2,421,810	18,695	2,322,667	17,739	2,203,893
カード手数料(純額)	2,712	336,939	2,631	326,875	2,506	311,345
旅行手数料および報酬	1,118	138,900	1,913	237,671	1,940	241,026
その他の手数料および報酬	2,508	311,594	2,414	299,915	2,317	287,864
その他	2,989	371,353	2,274	282,522	2,425	301,282
利息以外の収益合計	28,820	3,580,597	27,927	3,469,650	26,927	3,345,410
受取利息						
貸付金にかかる利息	6,929	860,859	6,718	834,644	6,511	808,927
投資有価証券にかかる利息および配当金	179	22,239	201	24,972	246	30,563
銀行およびその他の金融機関への預金	71	8,821	86	10,685	97	12,051
受取利息合計	7,179	891,919	7,005	870,301	6,854	851,541
支払利息						
預金	373	46,342	442	54,914	480	59,635
長期借入債務およびその他	1,334	165,736	1,516	188,348	1,746	216,923
支払利息合計	1,707	212,078	1,958	243,262	2,226	276,558
受取利息(純額)	5,472	679,841	5,047	627,039	4,628	574,983
支払利息控除後収益合計	34,292	4,260,438	32,974	4,096,690	31,555	3,920,393
損失引当金						
チャージカード	792	98,398	648	80,508	601	74,668
カード会員ローン	1,138	141,385	1,115	138,528	1,030	127,967
その他	114	14,163	69	8,573	81	10,063
損失引当金合計	2,044	253,947	1,832	227,608	1,712	212,699
支払利息控除および損失引当後収益合計	32,248	4,006,492	31,142	3,869,082	29,843	3,707,694

(1) 連結損益計算書(続き)

	12月31日終了事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
費用						
広告宣伝費、販売促進費、特典 およびカード会員サービス	11,073	1,375,710	10,267	1,275,572	9,944	1,235,443
給与および従業員給付金	6,095	757,243	6,191	769,170	6,597	819,611
その他(純額)	6,089	756,497	6,796	844,335	6,851	851,168
合計	23,257	2,889,450	23,254	2,889,077	23,392	2,906,222
税引前利益	8,991	1,117,042	7,888	980,005	6,451	801,472
法人税等	3,106	385,889	2,529	314,203	1,969	244,629
当期純利益	5,885	731,152	5,359	665,802	4,482	556,844
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
普通株式1株当たり利益(注記22)						
基本的(a)	5.58	693	4.91	610	3.91	486
希薄化後	5.56	691	4.88	606	3.89	483
普通株式1株当たり利益の計算に用 いた発行済普通株式の平均株式数						
基本的	1,045百万株		1,082百万株		1,135百万株	
希薄化後	1,051百万株		1,089百万株		1,141百万株	

(a) 2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、当期純利益から議決権付株式報奨に配分された利益、それぞれ46百万ドル(5,715百万円)、47百万ドル(5,839百万円)および49百万ドル(6,088百万円)を控除して表示している。

連結財務書類注記参照

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

(2) 連結包括利益計算書

	12月31日終了事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
当期純利益	5,885	731,152	5,359	665,802	4,482	556,844
その他の包括利益(損失)：						
有価証券未実現純利益(損失)－税額控除後	33	4,100	(252)	(31,308)	27	3,354
デリバティブ未実現純利益－税額控除後	—	—	—	—	1	124
為替換算調整勘定－税額控除後	(409)	(50,814)	(336)	(41,745)	(72)	(8,945)
年金およびその他の退職後給付未実現(損失)利益－税額控除後	(117)	(14,536)	89	11,057	(7)	(870)
その他の包括損失	(493)	(61,250)	(499)	(61,996)	(51)	(6,336)
包括利益	5,392	669,902	4,860	603,806	4,431	550,507

連結財務書類注記参照

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

(3)連結貸借対照表

	12月31日現在			
	2014年		2013年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産の部				
現金および現金同等物				
現金および銀行預け金	2,628	326,503	2,212	274,819
その他の利付銀行預金 (以下の売戻条件付買入有価証券を含む： 2014年 204百万ドル(25,345百万円) 2013年 143百万ドル(17,766百万円))	19,190	2,384,166	16,776	2,084,250
短期投資有価証券	470	58,393	498	61,872
現金および現金同等物合計	22,288	2,769,061	19,486	2,420,941
未収金				
カード会員未収金 (連結変動持分事業体の債務決済に利用可能な以下の 未収金総額を含む： 2014年 7,025百万ドル(872,786百万円) 2013年 7,329百万ドル(910,555百万円)) －以下の貸倒引当金控除後： (2014年 465百万ドル(57,772百万円) 2013年 386百万ドル(47,957百万円)) その他の未収金－以下の貸倒引当金控除後： (2014年 61百万ドル(7,579百万円) 2013年 71百万ドル(8,821百万円))	44,386	5,514,517	43,777	5,438,854
貸付金				
カード会員ローン (連結変動持分事業体の債務決済に利用可能な以下の 貸付金総額を含む： 2014年 30,115百万ドル(3,741,488百万円) 2013年 31,245百万ドル(3,881,879百万円)) －以下の貸倒引当金控除後： (2014年 1,201百万ドル(149,212百万円) 2013年 1,261百万ドル(156,667百万円)) その他の貸付金－以下の貸倒引当金控除後： (2014年 12百万ドル(1,491百万円) 2013年 13百万ドル(1,615百万円))	69,184	8,595,420	65,977	8,196,982
投資有価証券	4,431	550,507	5,016	623,188
建物および設備－以下の減価償却累計額および償却累計 額控除後： (2014年 6,270百万ドル(778,985百万円) 2013年 5,978百万ドル(742,707百万円))	3,938	489,257	3,875	481,430
その他の資産 (連結変動持分事業体の以下の拘束性預金を含む： 2014年 64百万ドル(7,951百万円) 2013年 58百万ドル(7,206百万円))	11,342	1,409,130	11,228	1,394,967
資産合計	159,103	19,766,957	153,375	19,055,310

(3) 連結貸借対照表(続き)

	12月31日現在			
	2014年		2013年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
負債および株主資本の部				
負債				
顧客預金	44,171	5,487,805	41,763	5,188,635
トラベラーズ・チェックおよびその他プリペイド商品	3,673	456,334	4,240	526,778
未払金	11,300	1,403,912	10,615	1,318,808
短期借入債務 (連結変動持分事業体が発行した以下の債券を含む： 2014年 ゼロ 2013年 2,000百万ドル(248,480百万円))	3,480	432,355	5,021	623,809
長期借入債務 (連結変動持分事業体が発行した以下の債券を含む： 2014年 19,516百万ドル(2,424,668百万円) 2013年 18,690百万ドル(2,322,046百万円))	57,955	7,200,329	55,330	6,874,199
その他の負債	17,851	2,217,808	16,910	2,100,898
負債合計	138,430	17,198,543	133,879	16,633,127

(3) 連結貸借対照表(続き)

	12月31日現在			
	2014年		2013年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
コミットメントおよび偶発債務(注記13参照)				
株主資本				
優先株式(注記17参照)				
額面 1.66 2/3ドル				
授權株数 20百万株				
発行済株式数	—	—	—	—
2014年12月31日現在 750百万株および				
2013年12月31日現在 ゼロ				
普通株式				
額面 0.20ドル				
授權株数 36億株				
発行済株式数	205	25,469	213	26,463
2014年12月31日現在 1,023百万株および				
2013年12月31日現在 1,064百万株				
資本剰余金	12,874	1,599,466	12,202	1,515,976
利益剰余金	9,513	1,181,895	8,507	1,056,910
その他の累積包括利益(損失)				
有価証券未実現純利益—以下の税額控除後：				
(2014年 52百万ドル(6,460百万円)	96	11,927	63	7,827
2013年 33百万ドル(4,100百万円))				
為替換算調整勘定—以下の税額控除後：				
(2014年 (317)百万ドル((39,384)百万円)	(1,499)	(186,236)	(1,090)	(135,422)
2013年 (526)百万ドル((65,350)百万円))				
年金およびその他の退職後給付未実現損失(純額)				
—以下の税額控除後：				
(2014年 (223)百万ドル((27,706)百万円)	(516)	(64,108)	(399)	(49,572)
2013年 (177)百万ドル((21,990)百万円))				
その他の累積包括損失合計	(1,919)	(238,417)	(1,426)	(177,166)
株主資本合計	20,673	2,568,414	19,496	2,422,183
負債および株主資本合計	159,103	19,766,957	153,375	19,055,310

連結財務書類注記参照

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

(4)連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日終了事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
当期純利益	5,885	731,152	5,359	665,802	4,482	556,844
当期純利益から営業活動により得たキャッシュへの調整:						
損失引当金	2,044	253,947	1,832	227,608	1,712	212,699
減価償却費および償却費	1,012	125,731	1,020	126,725	991	123,122
繰延税金およびその他	(941)	(116,910)	(5)	(621)	496	61,623
株式報酬	290	36,030	350	43,484	297	36,899
営業資産・負債の増減(事業の買収および処分による影響控除後):						
その他の未収金	(56)	(6,957)	(73)	(9,070)	153	19,009
その他の資産	650	80,756	335	41,620	390	48,454
未払金およびその他の負債	2,594	322,279	88	10,933	(358)	(44,478)
トラベラーズ・チェックおよびその他プリペイド商品	(488)	(60,629)	(359)	(44,602)	(540)	(67,090)
債務交換に対する支払プレミアム	—	—	—	—	(541)	(67,214)
営業活動により得たキャッシュ(純額)	10,990	1,365,398	8,547	1,061,879	7,082	879,868
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能投資有価証券の売却	242	30,066	217	26,960	525	65,226
売却可能投資有価証券の満期および償還	1,116	138,652	1,292	160,518	1,562	194,063
その他の有価証券の売却	990	122,998	—	—	—	—
有価証券の購入	(886)	(110,077)	(1,348)	(167,476)	(473)	(58,766)
カード会員ローン/未収金の正味増加	(8,077)	(1,003,486)	(6,301)	(782,836)	(6,671)	(828,805)
建物および設備の購入						
—以下の売却収入控除後:						
2014年度						
3百万ドル(373百万円)						
2013年度						
72百万ドル(8,945百万円)						
2012年度						
3百万ドル(373百万円)						
買収/処分—取得現金控除後	(229)	(28,451)	(195)	(24,227)	(466)	(57,896)
拘束性預金の減少(純額)	72	8,945	72	8,945	31	3,851
投資活動に使用されたキャッシュ(純額)	(7,967)	(989,820)	(7,269)	(903,101)	(6,545)	(813,151)

(4)連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

	12月31日終了事業年度					
	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー						
顧客預金の正味増加額	2,459	305,506	1,195	148,467	2,300	285,752
短期借入債務の正味(減少)増加額	(1,374)	(170,706)	1,843	228,974	(1,015)	(126,104)
長期借入債務の発行	16,020	1,990,325	11,995	1,490,259	13,934	1,731,160
長期借入債務の元本返済	(12,768)	(1,586,296)	(14,763)	(1,834,155)	(14,076)	(1,748,802)
アメリカン・エクスプレス優先株式の発行	742	92,186	—	—	—	—
アメリカン・エクスプレス普通株式の発行	362	44,975	721	89,577	443	55,038
アメリカン・エクスプレス普通株式の買戻し	(4,389)	(545,289)	(3,943)	(489,878)	(3,952)	(490,996)
配当金支払	(1,041)	(129,334)	(939)	(116,661)	(902)	(112,064)
財務活動により得た(使用された)キャッシュ(純額)	11	1,367	(3,891)	(483,418)	(3,268)	(406,016)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	(232)	(28,824)	(151)	(18,760)	88	10,933
現金および現金同等物の正味増加(減少)額	2,802	348,120	(2,764)	(343,399)	(2,643)	(328,366)
現金および現金同等物の期首残高	19,486	2,420,941	22,250	2,764,340	24,893	3,092,706
現金および現金同等物の期末残高	22,288	2,769,061	19,486	2,420,941	22,250	2,764,340
キャッシュ・フローについての補足情報						
キャッシュ・フローを伴わない財務活動						
長期借入債務の債務交換による影響に関連する費用	—	—	—	—	439	54,541
ビジネス・トラベル合弁会社の取引にかかる利益	630	78,271	—	—	—	—

連結財務書類注記参照

アメリカン・エクスプレス・カンパニー

(5)連結株主資本変動計算書

2014年12月31日終了3事業年度 (単位:百万ドル)	合計	優先株式	普通株式	資本剰余金	その他の 累積包括 利益(損失)	利益剰余金
2011年12月31日現在残高	18,794	—	232	12,217	(876)	7,221
当期純利益	4,482					4,482
その他の包括損失	(51)				(51)	
普通株式の買戻し	(4,000)		(14)	(765)		(3,221)
その他の増減、主として従業員基金	570		3	615		(48)
現金配当—普通株式1株当たり0.80ドル	(909)					(909)
2012年12月31日現在残高	18,886	—	221	12,067	(927)	7,525
当期純利益	5,359					5,359
その他の包括損失	(499)				(499)	
普通株式の買戻し	(4,000)		(11)	(648)		(3,341)
その他の増減、主として従業員基金	717		3	783		(69)
現金配当—普通株式1株当たり0.89ドル	(967)					(967)
2013年12月31日現在残高	19,496	—	213	12,202	(1,426)	8,507
当期純利益	5,885					5,885
その他の包括損失	(493)				(493)	
優先株式の発行	742			742		
普通株式の買戻し	(4,378)		(10)	(604)		(3,764)
その他の増減、主として従業員基金	476		2	534		(60)
現金配当—普通株式1株当たり1.01ドル	(1,055)					(1,055)
2014年12月31日現在残高	20,673	—	205	12,874	(1,919)	9,513

(5)連結株主資本変動計算書(続き)

2014年12月31日終了3事業年度 (単位:百万円)	合計	優先株式	普通株式	資本剰余金	その他の 累積包括 利益(損失)	利益剰余金
2011年12月31日現在残高	2,334,967	—	28,824	1,517,840	(108,834)	897,137
当期純利益	556,844					556,844
その他の包括損失	(6,336)				(6,336)	
普通株式の買戻し	(496,960)		(1,739)	(95,044)		(400,177)
その他の増減、主として従業員基金	70,817		373	76,408		(5,964)
現金配当—普通株式1株当たり99円	(112,934)					(112,934)
2012年12月31日現在残高	2,346,397	—	27,457	1,499,204	(115,170)	934,906
当期純利益	665,802					665,802
その他の包括損失	(61,996)				(61,996)	
普通株式の買戻し	(496,960)		(1,367)	(80,508)		(415,086)
その他の増減、主として従業員基金	89,080		373	97,280		(8,573)
現金配当—普通株式1株当たり111円	(120,140)					(120,140)
2013年12月31日現在残高	2,422,183	—	26,463	1,515,976	(177,166)	1,056,910
当期純利益	731,152					731,152
その他の包括損失	(61,250)				(61,250)	
優先株式の発行	92,186			92,186		
普通株式の買戻し	(543,923)		(1,242)	(75,041)		(467,639)
その他の増減、主として従業員基金	59,138		248	66,344		(7,454)
現金配当—普通株式1株当たり125円	(131,073)					(131,073)
2014年12月31日現在残高	2,568,414	—	25,469	1,599,466	(238,417)	1,181,895

連結財務書類注記参照

[次へ](#)

(6)連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の要約

当社

アメリカン・エクスプレス・カンパニー(以下「当社」という)は、生活を豊かにし、ビジネスの成功を築き上げる商品、見識および経験に対するアクセスを顧客に提供する世界有数のサービス企業である。当社の主要商品およびサービスは、一般消費者および企業向けのチャージカードおよびクレジットカード商品ならびに旅行関連サービスであり、これらの商品およびサービスを世界各国に提供している。2014年6月30日より後、ビジネス・トラベル関連サービスは、非連結合弁会社であるアメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベル(以下「GBT JV」という)を通じて提供されている。2014年6月30日まで、ビジネス・トラベル事業は完全子会社であった。また、当社は、オンラインおよびモバイル決済ならびに手数料ベース・サービス等の分野において、代替的収益源を世界規模で生み出すことに焦点を当てている。当社の様々な商品およびサービスは、一般消費者、小企業、中企業、大企業等を含む多様な顧客グループに世界規模で販売されている。これらの商品およびサービスは、ダイレクトメール、オンライン申込、特定の顧客層および第三者を対象とする営業担当者および直接反応広告を含む様々なチャネルを通じて販売されている。

連結の原則

当社の連結財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「GAAP」という)に準拠して作成されている。重要な会社間取引は、消去されている。

当社は、支配的財務持分を保有する事業体を連結している。議決権付持分事業体については、被投資対象事業体の経営上および財務上の決定に対して当社が支配権を行使可能な場合、当社は支配的財務持分を有するものとみなしている。変動持分事業体(以下「VIE」という)については、当社が主たる受益者であると判断される場合に支配的財務持分を有するものとみなされる。主たる受益者とは、(1)事業体の経済実績に最も重要な影響を及ぼす事業活動を指揮する権限を有し、かつ(2)VIEにとって潜在的に重要となり得る、VIEからの損失を吸収する義務またはVIEからの便益を受領する権利の双方を有する事業体と定義されている。事業体がVIEであるかどうかの判断は、当該事業体の資本金の額とその特性に基づいている。

当社に支配権を与えないものの、経営上および財務上の決定に重要な影響力を及ぼすことが可能な普通株式議決権付持分については、持分法で会計処理されている。持分証券に対するその他の投資はすべて、市場性のある有価証券と判断されない限りは、原価法で計上されている。

外貨換算

外貨建ての資産および負債は、各事業年度末の為替レートに基づき米ドルに換算されている。関連する適格ヘッジおよび税効果により結果的に生じる換算調整額は、株主資本の構成要素である「その他の累積包括利益(損失)(以下「AOCI」という)」に計上されている。適格ヘッジおよび税効果を含む換算調整額は、海外事業への投資の売却もしくは実質的な清算が行われた時点で損益に再分類される。収益および費用はその事業年度中の月末の為替レートの平均値で換算されている。機能通貨は米ドルであるが米国以外の国における取引を含む、機能通貨以外での取引に関連する損益は、当社の連結損益計算書上、その取引の性質によって「利息以外の収益」、「受取利息」、「支払利息」または「その他の費用」のいずれかに計上されている。外貨での取引による収益純額は、2014年度、2013年度および2012年度において、それぞれ約44百万ドル、約108百万ドルおよび約120百万ドルであった。

見積みおよび仮定に基づく金額

会計上の見積みは連結財務書類に不可欠な部分である。これらの見積みは将来の事象に関する経営陣の仮定に部分的に基づいている。中でも特に重要なのは、カード会員ローンおよび未収金の貸倒引当金、メンバーシップ特典費用にかかる所有ポイント債務、公正価値測定、のれんおよび法人税等に関連する仮定である。これらの会計上の見積みには経営陣の最善の判断が反映されているものの、実際の結果とは異なることがある。

支払利息控除後収益合計

割引料収入

割引料収入は、通常、加盟店と当社のカード会員との取引を処理するため、当社またはグローバル・ネットワーク・サービーズ(GNS)パートナーとカード引受契約を締結している加盟店で発生する取引において当社が獲得した金額のことである。この割引手数料は通常、加盟店への支払から控除され、カードの利用が確認できた時点で「割引料収入」として計上される。

カード手数料(純額)

カード手数料は、直接獲得費およびメンバーシップの予想カード会員解約引当金を控除した上で繰延べられ、12ヶ月のメンバーシップ期間にわたって定額法で、「カード手数料(純額)」として連結損益計算書において認識される。未償却のカード手数料残高(純額)は、連結貸借対照表において「その他の負債」として計上される(注記10参照)。

旅行手数料および報酬

当社は旅行の手配や旅行管理サービスを提供し、取引手数料または管理手数料を顧客に課すことにより旅行手数料および報酬を得ている。顧客取引手数料の収入は、顧客が旅行手配を予約した時点で認識される。旅行管理サービスの収入は手配の契約期間にわたり認識される。当社の旅行業者(例えば、航空会社、ホテル、レンタカー企業など)は、発行されたチケット、売上およびその他のサービスに対して、契約書に基づいて手数料および報酬を支払う。通常、旅行業者からの手数料および報酬はチケットが購入された時点、または契約期間にわたり認識される。提供された役務に基づく手数料および報酬(例えば、ホテル滞在やレンタカーなど)は、使用量に応じて認識される。

その他の手数料および報酬

その他の手数料および報酬は、外貨両替手数料、カード会員支払遅延手数料、サービス手数料およびその他のカード関連の査定を含み、主にカード会員に料金が課される期間に認識される(注記19参照)。さらにサービス手数料は、その他の顧客(例えば、加盟店)から様々なサービスに対しても得ており、サービスが提供された時点(通常は、手数料が課せられる期間)に認識される。また、当社のメンバーシップ特典プログラムに関する手数料も含まれているが、当該手数料は繰延べられ、その手数料がカバーする期間にわたり認識される。未償却のメンバーシップ特典手数料残高は、連結貸借対照表において「その他の負債」に含まれている(注記10参照)。

収益控除

当社は、加盟店、コーポレート・ペイメント顧客、カード会員および特定のその他の顧客との契約により、定期的に支払を行っている。通常、カード会員に対して支払われるキャッシュバックを含め、そのような顧客に対する支払は、当該支払に対して当社またはカード会員が特定の認識可能な利得(例えば、商品あるいはサービス)を受け取り、かかる利得の公正価値が確定および測定可能である場合を除いては、収益控除として処理されている。かかる利得が識別されない場合は、支払額は全額収益控除として分類され、連結損益計算書の関連する取引が計上される収益科目(例えば、「割引料収入」、「旅行手数料および報酬」、「その他の手数料および報酬」)に、含まれている。そのような利得が識別される場合は、支払額は利得の見積公正価値の範囲内で費用として分類されている。

受取利息

カード会員ローンにかかる利息は、平均日次残高法を用いて算出されている。貸付金が不良債権化した貸付金に分類されない限り、利息は、未決済残高が支払われるかまたは償却されるまで、適用される会計上の契約条件に従って貸付残高に基づいて認識される。

投資有価証券にかかる利息および配当金は、主に当社保有の債券に関連している。受取利息は発生した時点で実効利率法により計上され、証券プレミアムや割引、手数料およびその他の支払に対する利回りは、投資有価証券の残高に対して一定の利益率を認識できるよう調整される。金額は、債権が債務不履行となるか、または将来の利払いが予定どおりに行われない可能性が発生するまで、認識される。

銀行およびその他の金融機関への預金からの利息は稼得時点で認識される。これらは主に利付定期預金、翌日物スウィープ口座ならびにその他の利付要求払い勘定およびコール勘定への預け金に関連するものである。

支払利息

支払利息には、主にカード会員ローン、チャージカード商品未収金、一般事業目的の積立および流動性需要において発生した利息が含まれ、発生時点で認識される。支払利息は主に次の2つに分類される。(i)預金、主に顧客や企業からの預金に対する支払利息に関連するもの、および(ii)長期借入債務およびその他、すなわち主に当社の長期融資および短期借入債務に対する支払利息に関連するもの、並びに金利リスクをヘッジするデリバティブによる実現分の影響。

貸借対照表

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、現金および銀行預け金、売戻条件付買入有価証券を含む利付銀行預金残高ならびに満期が90日以内の流動性の高い投資が含まれる。

建物および設備

建物および設備(建物附属設備を含む)は減価償却累計額控除後の取得原価で計上される。建設中に発生した費用は資産計上され、資産が使用に供されたときから減価償却が開始される。減価償却は通常資産の見積耐用年数にわたって定額法で算定される。設備、備品および建物附属設備の見積耐用年数は3年から10年である。建物は取得日現在の見積耐用年数に基づいて減価償却され、その年数は通常30年から50年である。

建物附属設備はリース設備の残余期間または改良の経済耐用年数(5年から10年)のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却される。当社は、施設および設備に関して世界中でオペレーティング・リースを維持している。施設リースに関する賃借料はリース期間にわたって比例的に認識され、賃借権、賃借料増額および建物附属設備引当金に対する調整額を含めている。当社は、リース物件の原状回復債務については原状回復義務の発生時点に公正価値で認識し、原状回復資産をリース期間にわたって償却している。

当社は自社利用ソフトウェアの取得または開発に関連する一定の費用を資産計上している。これらの費用は、当該ソフトウェアが使用可能な状態となった時点よりソフトウェアの見積耐用年数(通常5年)にわたって定額法で償却されている。

その他の重要な会計方針

以下の表は、当社のその他の重要な会計方針、注記の記載ページの一覧である。

重要な会計方針	注記番号	注記表題	ページ (訳者注： 原文のページ)
未収金	注記 3	未収金および貸付金	79
貸付金	注記 3	未収金および貸付金	79
貸倒引当金	注記 4	貸倒引当金	84
投資有価証券	注記 5	投資有価証券	86
資産証券化	注記 6	資産証券化	88
のれんおよびその他の無形資産	注記 7	その他の資産	89
会員特典	注記10	その他の負債	95
株式報酬	注記11	ストックプラン	95
退職制度	注記12	退職制度	98
法的偶発債務	注記13	コミットメントおよび偶発債務	98
デリバティブ金融商品およびヘッジ活動	注記14	デリバティブおよびヘッジ活動	100
公正価値測定	注記15	公正価値	104
法人税等	注記21	法人税等	113
規制事項および自己資本比率	注記23	規制事項および自己資本比率	116
事業別報告セグメント	注記25	事業別報告セグメントおよび地域別セグメント	118

最近発行された会計基準

2014年5月28日、会計基準アップデート(以下「ASU」という)第2014-09号「収益認識(トピック606)：顧客との契約から生じる収益」が公表された。当該指針は、収益認識の金額および時期の決定に適用される原則を定めるもので、収益に関連する特定の費用の会計処理を規定し、収益および関連するキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性についての追加開示を求めている。当該指針は現行の収益認識要件の大部分に優先し、2017年1月1日より適用されることになる。当社は現在、適用方法をはじめ、当該指針が特に当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローその他項目に及ぼす影響を測定中である。

2014年1月15日、ASU第2014-01号「投資 - 持分法および合併会社 (トピック323)：適格中低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」が公表された。一定の条件が満たされた場合、当該基準は、適格中低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資について比例償却法を用いて会計処理することを認め、これにより事業体は受領した税額控除およびその他の税務上のベネフィットの額に応じて初期費用を償却し、純投資パフォーマンスを法人税等の構成要素として損益計算書において認識する。さらに、当該基準は適格中低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資はすべて、その投資の会計処理方法に関係なく、新たに開示することを要求している。当該基準は、遡及的に適用され、2015年1月1日に発効されるが、適用された場合でも、当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさないと考えられている。

各項目の分類

現行の表示方法と一致させる目的において、過年度の一部の金額が再分類されている。これらの一部の再分類は、当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼさなかった。

注記2 買収および売却

グローバル・ビジネス・トラベル

2014年6月30日、当社は非連結合併会社であるGBT JV設立の取引を完了した。GBT JVは当社の旧グローバル・ビジネス・トラベル(以下「GBT」という)の業務および外部の現金投資からなる。当社は過年度にGBTの業務を「グローバル・コマーシャル・サービス」(以下「GCS」という)のセグメントに計上していた。当社はGBT JVの50%の持分を維持し、その持分の見積公正価値は約900百万ドルであった。当該金額は2014年6月30日現在、持分法投資として会計処理され、連結貸借対照表上の「その他の資産」に計上されている。無関係の第三者による投資家集団が、GBT JVへの900百万ドルの現金拠出と引き換えに、残りの50%の持分を保有する。当社は2014年6月30日現在、投資家集団の現金拠出を主な根拠として、50%持分の見積公正価値を決定している。

当該取引の結果、当社はGBTの純資産を連結から除外し、2014年12月31日に終了した事業年度において630百万ドル(税引後412百万ドル)の純利益をその他の費用の減額として認識した。当社は第2四半期に626百万ドル(税引後409百万ドル)を認識し、その後、契約締結関連の残額を第3四半期および第4四半期に認識した。連結から除外する前のGBTの資産および負債の帳簿価額は、当社の財政状態において重要ではなかった。

GBT JVは、当社が提供する商標ライセンス契約に基づき、「アメリカン・エクスプレス・グローバル・ビジネス・トラベル」のブランドの下で業務を行う。当社はまた、GBT JVとの間に移行的なサービス契約および特定のその他の業務契約を締結した。これに基づき、当社およびGBT JVは互いに特定のサービスを提供する。その結果、関連当事者に対する債権および債務が発生することになる。GBT JVの経営成績または当社とGBT JVとの契約に関して、2014年12月31日に終了した事業年度における当社への重要な影響はなかった。

ロイヤルティ・パートナー

2011年3月1日のロイヤルティ・パートナーに対する支配持分の取得に関連して、当社は将来、残存する非支配持分(以下「NCI」という)を取得する選択肢を有していた。2013年11月に、当社はロイヤルティ・パートナーの子会社におけるNCIの一部を132百万ドルの現金支払との交換で消滅させ、また残りのNCIについては、当初の価値が121百万ドルの長期負債として会計処理されるオプションに転換する契約を締結した。当社はこの契約に関係して資本を107百万ドル減額した。

注記3 未収金および貸付金

当社のチャージおよび貸付金支払カード商品によって、カード会員未収金およびカード会員ローンが、それぞれ生じることになる。

カード会員未収金およびその他の未収金

カード会員未収金はチャージカード商品に対する債権金額を示しており、カード会員が加盟店でPOS取引を契約した時点で計上される。チャージカードの各取引は、推定される財政状態、カード会員の最新の与信情報および消費傾向に基づいて承認される。さらに、世界規模での利用限度額は、当社のエクスポージャー最高額を制限する目的で設定されている。

通常、チャージカード会員は毎月の請求額を全額支払うことが義務づけられている。カード会員未収金残高は連結貸借対照表上、貸倒引当金控除後の金額で計上されており(注記4を参照のこと)、これには元本と関連手数料が含まれる。

2014年および2013年12月31日現在のセグメント別の未収金は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
米国カードサービス(a)	22,468	21,842
国際カードサービス	7,653	7,771
グローバル・コマーシャル・サービス(b)	14,583	14,391
グローバル・ネットワーク&マーチャント・サービス(c)	147	159
カード会員未収金(d)	44,851	44,163
控除：貸倒引当金	465	386
カード会員未収金(純額)	44,386	43,777
その他の未収金(純額)(e)	2,614	3,408

- (a) 2014年および2013年12月31日現在、債務決済に利用可能な連結VIEのカード会員未収金総額、それぞれ70億ドルおよび73億ドルを含む。
- (b) 2014年および2013年12月31日現在、航空会社に対する債権636百万ドルおよび836百万ドルが含まれ、そのうち、それぞれ606百万ドルおよび628百万ドルをデルタ航空(以下「デルタ」という)に対する債権が占めている。
- (c) 主に、当社の国際通貨カード・ポートフォリオに関連する未収金を含む。
- (d) 2014年および2013年12月31日現在の米国以外のカード会員未収金、それぞれ約133億ドルおよび約138億ドルを含む。
- (e) その他の未収金は主に、(i)一部加盟店に請求済の割引料収入に対する債権、ならびに(ii)ロイヤルティおよびフランチャイズ料等の科目についてのGNSパートナーの銀行に対する債権である。また、2013年度の残高には取得したGNS合併会社に関する未収金も含まれていた。その他の未収金は、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ61百万ドルおよび71百万ドルの貸倒引当金控除後の金額で計上されている。

カード会員ローンおよびその他の貸付金

カード会員ローンは貸付カード商品に対するリボルビングの金額(これらの貸付金はカード会員が加盟店でPOS取引を締結した時点で計上される)および、口座におけるレンディング・オン・チャージの性質を利用し、リボルビング支払契約を当社と締結し残高の一部についてリボルビング払いを選択したチャージカード会員に対する債権金額を示している。これらの貸付金には利用限度額、金利、手数料および支払体系等の規約が定められており、カード会員に関する新情報や適用される規制への遵守、また各商品の条件に基づく形で、各種規約は年々改定されることになる。カード会員が保有するリボルビング・ローンでは、通常、予め決められた弁済金額に基づいて毎月返済することが求められている。カード会員がリボルビング払いを選択した金額には手数料が課される。

カード会員ローンは連結貸借対照表上、貸倒引当金(注記4を参照のこと)控除後の金額を示しており、これに元本、未収利息および未収手数料が含まれる。当社の方針では、通常、勘定が貸倒損失処理される時点でカード会員ローンにかかる利息の計上を中止し、当社が回収不能であると判断した金利について引当金を設定している。

2014年および2013年12月31日現在における貸付金は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
米国カードサービス(a)	62,592	58,395
国際カードサービス	7,744	8,790
グローバル・コマーシャル・サービス	49	53
カード会員ローン	70,385	67,238
控除：貸倒引当金	1,201	1,261
カード会員ローン(純額)	69,184	65,977
その他の貸付金(純額)(b)	920	608

(a) 2014年および2013年12月31日現在における債務決済に利用可能な連結VIEのカード会員ローン総額、約301億ドルおよび約312億ドルをそれぞれ含む。

(b) その他の貸付金は、主に加盟店への貸付およびストアカードローンのポートフォリオを表す。その他の貸付金は、2014年および2013年12月31日現在、貸倒引当金、それぞれ12百万ドルおよび13百万ドル控除後の金額で計上されている。

会員ローンおよび支払遅延のカード会員未収金

通常、請求書上の日付から30日以内に支払いを受領しなかった場合、そのカード会員の勘定は延滞とみなされる。以下は、2014年および2013年12月31日現在において延滞しているカード会員ローンおよび未収金を示している。

2014年 (単位：百万ドル)	延滞 していない 現在の残高	延滞日数 30日から59日 まで	延滞日数 60日から89日 まで	延滞日数 90日以上	合計
カード会員ローン：					
米国カードサービス	61,995	179	128	290	62,592
国際カードサービス	7,621	39	27	57	7,744
カード会員未収金：					
米国カードサービス	22,096	129	72	171	22,468
国際カードサービス(a)	7,557	29	20	47	7,653
グローバル・コマーシャル・サービス	(b)	(b)	(b)	120	14,583
2013年 (単位：百万ドル)					
カード会員ローン：					
米国カードサービス	57,772	183	134	306	58,395
国際カードサービス	8,664	43	28	55	8,790
カード会員未収金：					
米国カードサービス	21,488	125	69	160	21,842
国際カードサービス	(b)	(b)	(b)	83	7,771
グローバル・コマーシャル・サービス	(b)	(b)	(b)	132	14,391

(a) システム向上の結果、2014年度第1四半期より延滞データは入手可能となっており、表示された延滞日数の分類で将来にわたり示されている。過年度の比較可能なデータは入手できない。下記(b)において詳述のとおり、当社は過去からリスク管理の目的で、国際カードサービス(以下「ICS」という)のセグメントについては「請求後90日以上延滞」を利用してきた。

(b) システム上の制約により、請求後90日超の期間の延滞データは入手できない。そのため、かかるデータはリスク管理目的上利用されていない。「延滞していない現在の残高」から延滞日数89日までの残高は、「合計」と「延滞日数90日以上」との差額として算出されている。GCSにおける2014年12月31日現在のカード会員未収金、ならびにICSおよびGCSにおける2013年12月31日現在のカード会員未収金の延滞データは、期日超過日数ではなく請求から起算した延滞日数に基づいている。カード会員の勘定は、そのカード会員宛の請求書上の日付から90日以内に支払いを受領しなかった場合、請求後90日延滞とみなされる。さらに、勘定が請求後90日延滞となる前に当社が回収手続きを開始した場合でも、関連するカード会員未収金は請求後90日延滞に分類される。これらの金額は、上記の表中の「延滞日数90日以上」の欄に表示されている。

カード会員ローンおよび未収金に関する信用の質の指標

以下の表は、12月31日現在および同日に終了した事業年度における信用の質の主要指標を表示している。

	2014年			2013年		
	正味償却率		合計額に 対する30日 以上延滞債権 の割合	正味償却率		合計額に 対する30日 以上延滞債権 の割合
	元本のみ (a)	元本、金利 および 手数料 (a)		元本のみ (a)	元本、金利 および 手数料 (a)	
カード会員ローン：						
米国カードサービス	1.5%	1.7%	1.0%	1.8%	2.0%	1.1%
国際カードサービス(b)	2.0%	2.4%	1.6%	1.9%	2.3%	1.4%
カード会員未収金：						
米国カードサービス	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.9%	1.6%
国際カードサービス(b)	1.9%	2.1%	1.3%	(c)	(c)	(c)

	2014年		2013年	
	請求高に 対する 正味損失率	未収金に対す る請求後90日 以上延滞の割 合	請求高に 対する 正味損失率	未収金に対す る請求後90日 以上延滞の割 合
カード会員未収金：				
国際カードサービス	(c)	(c)	0.20%	1.1%
グローバル・コマーシャル・サービス	0.09%	0.8%	0.08%	0.9%

(a) 業界の慣行と一致させるべく、当社は元本損失のみ(すなわち、金利および/または手数料を除く)に基づいた正味償却率を表示している。また当社は、貸倒引当金の見積りにおいて回収不能な金利および/または手数料を考慮しているため、元本、金利および/または手数料を含む正味償却率も併せて表示している。

(b) 2014年度から、一部の分割ローン商品の償却はカード会員未収金からカード会員ローンへ再分類されている。過年度の償却は再分類されていない。

(c) 過年度より、請求高に対する正味損失率および未収金に対する請求後90日以上延滞債権の割合が表示されていた。2014年度第1四半期より、システム向上の結果、合計額に対する30日以上延滞債権の割合、正味償却率(元本のみ)および正味償却率(元本、金利および手数料)が表示されている。

貸倒引当金の月次評価プロセスの一環として経営陣が考慮する、外部環境の質的要因を含むその他の要因については注記4を参照のこと。

減損したカード会員ローンおよび未収金

減損した貸付金および未収金とは、カード会員契約の当初の契約条項に従った期日に当社が全額回収できない可能性のあるもので、比較的多額の個別の残高、あるいは比較的小額で同質のものがプールされている貸付金および未収金である。当社では、(i)期日から90日以上が経過し、かつ利息を計上している貸付金、(ii)不良債権化した貸付金、および(iii)不良債権のリストラクチャリング(以下「TDR」という)として貸付条件が変更された貸付金および未収金は、減損した貸付金および未収金に含まれると考えている。

当社はカード会員に対し一時的または永久的な財政的救済を提供する一方で、当社の損失を最小限に抑えて回収可能性を向上させるべく、当社提供の様々なプログラムを通じて財政的困難を抱えているカード会員のカード会員ローンおよび未収金の条件を変更することがある。当社はカード会員ローンおよび未収金をTDRとして当該条件プログラムに分類している。

かかる貸付金および未収金の条件変更には、主に(i)貸付金および未収金にかかる金利(ゼロ・パーセントまで引き下げの場合、その貸付金は当社のTDR開示において「不良債権化」に分類される可能性がある)の一時的な引き下げ、(ii)60ヶ月以内の定額支払プランをカード会員に提供する、ならびに(iii)カード会員が条件変更プログラムを終了するまでの支払遅延手数料の猶予を含む。条件変更プログラムに参加すると、カード会員の今後のカード利用は解約されるか、または特定の場合、カード会員が成功裡に条件変更プログラムを終了するまで停止される。貸付金はカード会員との条件変更契約に準拠して、(i)条件変更契約に準拠して全額の返済が完了した、または(ii)条件変更プログラムの義務をカード会員が怠ったかに該当する場合に条件変更プログラムが終了し、当初の契約条件(契約上の金利を含む)へと戻る。回収不能とみなした場合、カード会員の利息費用および手数料について引当金を設定する。

TDRに条件変更したカード会員ローンおよび未収金の貸倒引当金は、カード会員からの受領が見込まれるキャッシュ・フローを(今後の債務不履行の可能性を考慮した上で)当初の実効金利で割引いた額と、カード会員ローンまたは未収金残高の帳簿価額との差額として決定される。当社は罰則金利を課す前の段階において、事実上の金利として当初の実効金利を決定している。減損測定に関するすべての変更は、連結損益計算書上の「損失引当金」に含まれる。

12月31日現在および同日に終了した事業年度のGCSに対して重要性のない当社の減損したカード会員ローンなら
 びにICSおよびGCSに対して重要性のないカード会員未収金に関する情報は、以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2014年12月31日現在		
90日以上延滞し、 かつ利息を計上し ている貸付金(a)	不良債権化した 貸付金(b)	TDRに条件変更 した貸付金 および未収金(c)
161	241	286
57	—	—
—	—	48
218	241	334

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2014年12月31日現在		
減損した貸付金 および未収金 合計	元本残高 未払額(d)	TDR関連 引当金(e)
688	646	67
57	56	—
48	48	35
793	750	102

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2014年12月31日終了事業年度	
減損した貸付金 平均残高	受取利息 認識額
750	49
62	16
47	—
859	65

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス(f)

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2013年12月31日現在		
90日以上延滞し、 かつ利息を計上し ている貸付金(a)	不良債権化した 貸付金(b)	TDRに条件変更 した貸付金 および未収金(c)
167	294	351
54	4	5
—	—	50
221	298	406

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス(f)

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2013年12月31日現在		
減損した貸付金 および未収金 合計	元本残高 未払額(d)	TDR関連 引当金(e)
812	775	78
63	62	—
50	49	38
925	886	116

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス(f)

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2013年12月31日終了事業年度	
減損した貸付金 平均残高	受取利息 認識額
948	46
67	16
81	—
1,096	62

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2012年12月31日現在		
90日以上延滞し、 かつ利息を計上し ている貸付金(a)	不良債権化した 貸付金(b)	TDRに条件変更 した貸付金 および未収金(c)
73	426	627
59	5	6
—	—	117
132	431	750

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2012年12月31日現在		
減損した貸付金 および未収金 合計	元本残高 未払額(d)	TDR関連 引当金(e)
1,126	1,073	152
70	69	1
117	111	91
1,313	1,253	244

(単位：百万ドル)

カード会員ローン：

米国カードサービス

国際カードサービス

カード会員未収金：

米国カードサービス

合計

2012年12月31日終了事業年度	
減損した貸付金 平均残高	受取利息 認識額
1,221	47
75	16
135	—
1,431	63

- (a) 当社の方針では、通常、償却日(180日延滞)までの利息を計上している。当社は、当社が回収不能とみなす利息について引当金を設定する。表示された金額には、TDRに条件変更した貸付金は含まれていない。
- (b) 条件変更プログラム以外の不良債権化した貸付金には、当社が利息計上を中止し、外部の取立代理業者に委託した一部のカード会員ローンが含まれる。
- (c) 2014年、2013年および2012年12月31日現在、TDRに条件変更した貸付金および未収金の合計額には、「不良債権化した貸付金」にそれぞれ34百万ドル、43百万ドルおよび320百万ドル、また「90日以上延滞し、かつ利息を計上している貸付金および未収金」にそれぞれ26百万ドル、29百万ドルおよび6百万ドルが含まれている。
- (d) 「元本残高未払額」とは請求済のカード会員チャージ額であり、当社が直接的に費用計上した利息や手数料等のその他の額は除外される。
- (e) 個別に減損評価されるTDRの貸倒引当金を示す。当社はすべての減損した貸付金に引当金を設定する。グループで減損評価される「90日以上延滞し、かつ利息を計上している貸付金」および「不良債権化した貸付金」に関する貸倒引当金に関する開示は、注記4における「個別およびグループで減損評価されたカード会員ローン」を参照のこと。
- (f) 2013年度において、一部の金額および関連する引当金は「不良債権化した貸付金」および「TDRに条件変更した未収金」の間で再分類されている。

TDRに条件変更したカード会員ローンおよび未収金

以下の表は、12月31日に終了した事業年度において、TDRに条件変更した米国カードサービス(以下「USCS」という)におけるカード会員ローンおよび未収金の追加情報を記載している。ICSおよびGCSのカード会員ローンおよび未収金の条件変更は重要ではなかった。

不良債権のリストラクチャリングの対象：

カード会員ローン

カード会員未収金

合計

2014年			
口座数 (千口)	条件変更前 残高(a)(b) (百万ドル)	平均 金利引下幅 (%ポイント)	平均支払 延長期間 (月数)
46	342	10	(c)
15	176	(c)	12
61	518		

不良債権のリストラクチャリングの対象：

カード会員ローン

カード会員未収金

合計

2013年			
口座数 (千口)	条件変更前 残高(a)(b) (百万ドル)	平均 金利引下幅 (%ポイント)	平均支払 延長期間 (月数)
60	448	10	(c)
20	247	(c)	12
80	695		

不良債権のリストラクチャリングの対象：

カード会員ローン

カード会員未収金

合計

2012年			
口座数 (千口)	条件変更前 残高(a)(b) (百万ドル)	平均 金利引下幅 (%ポイント)	平均支払 延長期間 (月数)
106	779	12	(c)
37	425	(c)	13
143	1,204		

(a) 条件変更直前の残高を示している。一定の条件変更において、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度に、それぞれ4百万ドルおよび24百万ドル元本残高が減少した。2014年12月31日に終了した事業年度において、条件変更による元本残高合計の減少はなかった。

(b) 条件変更前残高にはカード会員ローンにかかる元本、手数料および未収利息ならびにカード会員未収金にかかる元本および手数料が含まれる。

(c) カード会員ローンについては、支払い期間の延長は行われていない。当社は、カード会員未収金に対しては、それらが金利の付かない未収金であることから、金利引き下げプログラムを適用していない。

以下の表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度においてTDRに条件変更したUSCSカード会員ローンおよび未収金のうち、条件変更後12ヶ月以内に債務不履行があったものについての情報を示している。カード会員は、条件変更プログラムの条件にもよるが、支払いを1回から続けて2回延滞すると当該条件変更プログラムにおいて債務不履行として扱われる。条件変更プログラムで債務不履行があったすべてのカード会員について、かかる債務不履行の可能性はカード会員ローンおよび未収金の引当金に加味される。債務不履行となったICSのカード会員ローンおよびカード会員未収金の条件変更については、重要性はなかった。

2014年		
	口座数 (千口)	債務不履行時の 残高合計(a) (百万ドル)
不良債権のリストラチャリング対象(後に債務不履行となった)：		
カード会員ローン	10	85
カード会員未収金	3	44
合計	13	129
2013年		
	口座数 (千口)	債務不履行時の 残高合計(a) (百万ドル)
不良債権のリストラチャリング対象(後に債務不履行となった)：		
カード会員ローン	18	159
カード会員未収金	3	38
合計	21	197
2012年		
	口座数 (千口)	債務不履行時の 残高合計(a) (百万ドル)
不良債権のリストラチャリング対象(後に債務不履行となった)：		
カード会員ローン	23	182
カード会員未収金	1	37
合計	24	219

(a)残高には、カード会員ローンの元本、手数料および未収利息、ならびにカード会員未収金の元本および手数料を含む。

注記4 貸倒引当金

カード会員ローンおよび未収金に関する貸倒引当金は、貸借対照表日時点における当社の貸付金および未収金のポートフォリオ残高に固有の損失可能性に対する経営陣の最善の見積りを表している。経営陣による評価過程には、特定の見積りと判断が必要とされる。

貸倒引当金は、主としてポートフォリオ業績を分析する統計および分析モデルに基づいており、引当金の量的要素に関する経営陣の判断を反映している。当該モデルは複数の要因を考慮しており、損失移動率に基づく債務不履行、損失発生期間ならびに適切な過去の期間における平均損失額および回収額が含まれる。経営陣は、量的引当金を一部の外部および内部の質的要因に合わせて調整すべきかどうかを考慮しており、これによりカード会員ローンおよび未収金に関する貸倒引当金が増減する可能性がある。外的要因には雇用、消費支出、消費意欲、住宅、与信および法規制環境の変化が含まれる一方、内的要因には特定のポートフォリオにおけるリスクの増加、リスク管理イニシアチブの影響、引受業務における条件の変更およびプロセス全体の安定性が含まれる。また、この評価過程においては、経営陣は返済遅延額の割合に基づく引当金、カード会員未収金またはローンの割合に基づく引当金、および正味償却額のカバレッジ率等、さまざまな引当金のカバレッジの数値も考慮している。

カード会員ローンおよび未収金残高は、経営陣が回収不能であると判断した時点で貸倒損失処理され、通常それは期日からの経過日数(通常は180日以内)によって決定される。破産あるいは死亡者が有するカード会員ローンおよび未収金は通常、通知を受けた時点で償却され、回収された場合は受け取った時点で認識される。

カード会員未収金の貸倒引当金の増減

以下の表は、12月31日に終了した事業年度におけるカード会員未収金の貸倒引当金の増減を示している。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
1月1日現在残高	386	428	438
繰入額(a)	792	648	601
正味償却額(b)	(683)	(669)	(640)
その他(c)	(30)	(21)	29
12月31日現在残高	465	386	428

(a)元本(正当な取引による)および手数料からなる引当金。

(b)元本(正当な取引による)および手数料からなり、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度の回収額、それぞれ358百万ドル、402百万ドルおよび383百万ドル(TDRによる正味償却額15百万ドル、12百万ドルおよび87百万ドルを含む)が控除されている。

(c)2014年度第1四半期より、カード関連の不正行為による損失に対する引当金(7)百万ドルは、「その他の負債」に含まれている。また、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ(15)百万ドル、(4)百万ドルおよび2百万ドルの為替換算調整額が含まれている。2012年度に限り、「その他の負債」から引当金戻入額に再分類された18百万ドルのカード会員の破産にかかる引当金が含まれている。また、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ(8)百万ドル、(17)百万ドルおよび9百万ドルのその他の項目が含まれている。

個別およびグループで減損評価されたカード会員未収金

以下の表は、12月31日現在において、個別およびグループで減損評価されたカード会員未収金および関連する引当金を示している。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
個別に減損評価されたカード会員未収金(a)	48	50	117
関連引当金(a)	35	38	91
グループで減損評価されたカード会員未収金	44,803	44,113	42,649
関連引当金(b)	430	348	337

(a)TDRに条件変更した未収金および関連引当金を示している。減損したカード会員ローンおよび未収金に関する詳細は注記3を参照のこと。

(b)この引当金には、グループで減損評価される未収金に適用されている内部および外部の質的リスク要因について、個別にプールされた未収金および引当金に特有な分析モデルの量的結果が含まれている。

カード会員ローンの貸倒引当金の増減

以下の表は、12月31日に終了した事業年度におけるカード会員ローンの貸倒引当金の増減を示している。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
1月1日現在残高	1,261	1,471	1,874
繰入額(a)	1,138	1,115	1,030
正味償却額			
元本(b)	(1,023)	(1,141)	(1,280)
利息および手数料(b)	(164)	(150)	(157)
その他(c)	(11)	(34)	4
12月31日現在残高	1,201	1,261	1,471

(a) 元本(正当な取引による)、利息および手数料からなる引当金。

(b) 元本償却(正当な取引による)からなり、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度の回収額、それぞれ428百万ドル、452百万ドルおよび493百万ドル(TDRによる正味償却額(10)百万ドル、(1)百万ドルおよび25百万ドルを含む)が控除されている。

(c) 2014年度第1四半期より、カード関連の不正行為による損失に対する引当金(6)百万ドルは、「その他の負債」に含まれている。また、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ(17)百万ドル、(12)百万ドルおよび7百万ドルの為替換算調整額が含まれている。2012年度に限り、「その他の負債」から引当金戻入額に再分類された4百万ドルのカード会員の破産にかかる引当金が含まれている。また、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ12百万ドル、(22)百万ドルおよび(7)百万ドルのその他の項目が含まれている。

個別およびグループで減損評価されたカード会員ローン

以下の表は、12月31日現在において、個別およびグループで減損評価されたカード会員ローンおよび関連する引当金を示している。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
個別に減損評価されたカード会員ローン(a)	286	356	633
関連引当金(a)	67	78	153
グループで減損評価されたカード会員ローン(b)	70,100	66,882	64,596
関連引当金(b)	1,134	1,183	1,318

(a) TDRに条件変更した貸付金および関連引当金を示している。減損したカード会員ローンおよび未収金に関する詳細は注記3を参照のこと。

(b) 現在の貸付金および90日未満延滞の貸付金、90日以上延滞の貸付金および未収利息、ならびに不良債権化した貸付金を示している。この引当金には、グループで減損評価される貸付金に適用されている内部および外部の質的要因について、個別にプールされた貸付金および引当金に特有な分析モデルの量的結果が含まれている。

注記5 投資有価証券

投資有価証券は、売却可能有価証券に分類される債務証券および持分証券が含まれる。当社の投資有価証券は主に債務証券であり、連結貸借対照表上に公正価値で計上され、未実現利益(損失)は法人税等を控除後の金額でAOCIに計上される。実現損益は、有価証券売却時に約定日基準で個別法を用いて経営成績に認識される。当社の投資有価証券の公正価値を決定するための手法に関する詳細については注記15を参照のこと。

以下は、12月31日現在の投資有価証券の要約である。

(単位：百万ドル)	2014年			
	取得原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	見積 公正価値
有価証券の種類				
州および地方債	3,366	129	(2)	3,493
米国政府機関債	3	—	—	3
米国政府債	346	4	—	350
社債	37	3	—	40
モーゲージ担保証券(a)	128	8	—	136
持分証券(b)	—	1	—	1
外国政府債	350	9	—	359
その他(c)	50	—	(1)	49
合計	4,280	154	(3)	4,431

(単位：百万ドル)	2013年			2012年	
	取得原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	見積 公正価値	見積 公正価値
有価証券の種類					
州および地方債	4,060	54	(79)	4,035	4,474
米国政府機関債	3	—	—	3	3
米国政府債	318	3	(1)	320	338
社債	43	3	—	46	79
モーゲージ担保証券(a)	160	5	(1)	164	224
持分証券(b)	29	95	—	124	296
外国政府債	272	5	(1)	276	149
その他(c)	50	—	(2)	48	51
合計	4,935	165	(84)	5,016	5,614

(a) ファニー・メイ、フレディ・マックまたはジニー・メイから保証を受けたモーゲージ担保証券を示している。

(b) 2013年および2012年12月31日現在、主に中国工商銀行(以下「ICBC」という)に対する当社の投資を示している。

(c) その他は、様々なミューチュアル・ファンドへの投資からなる。

以下の表は、12月31日現在における、未実現損失総額および個々の証券が連続して未実現損失の状態にある期間とともに、当社の投資有価証券の情報を記載している。

(単位：百万ドル)		2014年			
		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
		見積 公正価値	未実現損失 総額	見積 公正価値	未実現損失 総額
有価証券の種類					
州および地方債		—	—	72	(2)
外国政府債		—	—	—	—
米国政府債		—	—	—	—
モーゲージ担保证券		—	—	—	—
その他		—	—	33	(1)
合計		—	—	105	(3)
(単位：百万ドル)		2013年			
		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
		見積 公正価値	未実現損失 総額	見積 公正価値	未実現損失 総額
有価証券の種類					
州および地方債		1,320	(63)	106	(16)
外国政府債		208	(1)	—	—
米国政府債		166	(1)	—	—
モーゲージ担保证券		35	(1)	—	—
その他		30	(1)	17	(1)
合計		1,759	(67)	123	(17)

以下の表は、12月31日現在の償却原価に対する公正価値の比率ごとの一時的な減損による未実現損失総額を要約したものである。

(単位：百万ドル)

償却原価に対する公正価値の比率
 2014年：

90%～100%

2014年12月31日現在合計

2013年：

90%～100%

90%未満

2013年12月31日現在合計

証券数	12ヶ月未満	
	見積 公正価値	未実現 損失総額
—	—	—
—	—	—
228銘柄	1,665	(53)
13銘柄	94	(14)
241銘柄	1,759	(67)

(単位：百万ドル)

償却原価に対する公正価値の比率
 2014年：

90%～100%

2014年12月31日現在合計

2013年：

90%～100%

90%未満

2013年12月31日現在合計

証券数	12ヶ月以上	
	見積 公正価値	未実現 損失総額
15銘柄	105	(3)
15銘柄	105	(3)
6銘柄	24	(2)
5銘柄	99	(15)
11銘柄	123	(17)

(単位：百万ドル)

償却原価に対する公正価値の比率
 2014年：

90%～100%

2014年12月31日現在合計

2013年：

90%～100%

90%未満

2013年12月31日現在合計

証券数	合計	
	見積 公正価値	未実現 損失総額
15銘柄	105	(3)
15銘柄	105	(3)
234銘柄	1,689	(55)
18銘柄	193	(29)
252銘柄	1,882	(84)

未実現損失総額は、州および地方債の全体的な信用スプレッドの拡大、特定の発行体の信用スプレッドの拡大、市場ベンチマーク金利の不利な変動、またはこれらの組み合わせ(すなわちその投資有価証券を取得した際の市場実勢と比較されるすべて)から生じたものである。

全体として、上記で特定された投資有価証券の未実現損失総額については、(i)当社に投資有価証券を売却する意図はなく、(ii)当社が未実現損失の回収前に投資有価証券を売却しなければならない可能性は低く、また、(iii)当社は投資有価証券の契約上の元本および利息を回収可能であることを予想している、ということである。その結果、当社は表示された期間において、一時的ではない減損を認識しなかった。

補足的情報

2014年12月31日現在、持分証券およびその他の有価証券を除く投資有価証券の契約上の満期および加重平均利回りは以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
州および地方債(a)	182	74	233	3,004	3,493
米国政府機関債	—	—	—	3	3
米国政府債	66	264	8	12	350
社債	6	34	—	—	40
モーゲージ担保証券(a)	—	2	—	134	136
外国政府債	307	7	—	45	359
見積公正価値合計	561	381	241	3,198	4,381
取得原価合計	560	374	225	3,071	4,230
加重平均利回り(b)(c)	2.50%	2.07%	6.71%	6.81%	

(a) 州および地方債ならびにモーゲージ担保証券に関する予想支払は、発行体が債務の期限前返済の権利を有しているため、契約上の満期と一致しない可能性がある。

(b) 投資有価証券にかかる加重平均利回りは、取得日現在の実効利回りを用いて計算されている。

(c) 免税投資有価証券にかかる利回りは、米国連邦法定税率である35%を用いて課税換算ベースで計算されている。

注記6 資産証券化

当社は、カード事業から生じるカード会員未収金およびローンについて、これらの資産を証券化信託に譲渡することにより定期的に証券化している。信託はその後、第三者投資家に対して証券を発行しているが、これらの証券は譲渡資産によって担保されている。

カード会員未収金はアメリカン・エクスプレス・イシュアンス・トラストⅡ(以下「チャージ・トラスト」という)に譲渡される。カード会員ローンはアメリカン・エクスプレス・クレジット・アカウント・マスター・トラスト(以下「レンディング・トラスト」という)に譲渡される。チャージ・トラストおよびレンディング・トラストは、当社の連結子会社であるアメリカン・エクスプレス・トラベル・リレイテッド・サービシーズ・カンパニー・インク(以下「TRS」という)に連結されている。原資産であるカード会員未収金およびローンを担保にして証券を発行するという、トラストの事業活動における資金調達のリスクに対して十分な資本を確保していないことから、両トラストはVIEとみなされている。連結方針の詳細は、重要な会計方針の要約に記載されている(注記1を参照のこと)。

チャージ・トラストおよびレンディング・トラストの債権回収代行会社としての役割を持つTRSは、両トラストの最も重要な活動、すなわち両トラストの原資産であるカード会員未収金およびローンの回収を指揮する権限を持っている。さらにTRSは、その連結子会社を除いて、2014年12月31日現在、レンディング・トラストが発行した約12億ドルの劣後証券を保有している。これらの劣後証券は、レンディング・トラストの損失を吸収する義務を有するとともに、レンディング・トラストから便益を受領する権利も提供しており、この2つの側面はいずれもVIEに対して重要性が高い。チャージ・トラストの債権回収代行会社としてのTRSの役割は、損失の吸収という重要な義務および便益の受領という重要な権利をチャージ・トラストに対して提供していない。しかしながら、チャージ・トラストに債権を譲渡した事業体の親会社としての立場から、TRSはチャージ・トラストに最も密接に関連している当事者となる。これらの考慮すべき事項に基づき、TRSはチャージ・トラストおよびレンディング・トラスト両者の主たる受益者である。

チャージ・トラストおよびレンディング・トラストが発行した負債証券は、当社にとって非遡及型である。チャージ・トラストおよびレンディング・トラストが保有する証券化されたカード会員未収金およびローンは、負債証券もしくは証券化取引において発行された、または証券化取引により生じるその他の債務の返済に限り利用することができる(注記3を参照のこと)。各トラストの長期借入債務は、証券化されたそれぞれの原資産の回収によってのみ返済しなければならない(注記9を参照のこと)。

以下の表は、2014年および2013年12月31日現在、当社の連結貸借対照表上の「その他の資産」に含まれている、チャージ・トラストおよびレンディング・トラストが保有する拘束性預金を示したものである。

(単位：百万ドル)

チャージ・トラスト
レンディング・トラスト
合計

2014年	2013年
2	2
62	56
64	58

これらの金額はカード会員未収金およびローンの回収に関連するもので、投資家に対して支払われる有価証券利息、貸倒損失および今後の債務債券の満期など、将来の費用および債務の資金とするためにトラストによって利用される。

チャージ・トラストとレンディング・トラストの各契約の下、各信託資産の業績に関連した特定のトリガーとなる事象の発生は信託費用の支払や、引当準備金の設定や、万一の場合には投資家証券の早期償還につながる可能性がある。2014年12月31日に終了した事業年度において、信託費用の支払や引当金勘定の積立または早期償還につながったかもしれないトリガーとなる事由は発生しなかった。

注記7 その他の資産

以下の表は、12月31日現在のその他の資産の要約を示している。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
のれん	3,024	3,198
繰延税金資産(純額)(a)	2,110	2,443
前払費用(b)	1,626	1,998
その他の無形資産(償却原価)	854	817
デリバティブ資産(a)	711	329
拘束性預金(c)	384	486
その他	2,633	1,957
合計	11,342	11,228

- (a) 2014年および2013年12月31日現在の繰延税金資産(純額)およびデリバティブ資産の詳細については、それぞれ注記21および注記14を参照のこと。デリバティブ資産はマスター・ネットティング契約の影響を反映している。2014年度について、外国における繰延税金負債96百万ドルは「その他の負債」に反映されている。
- (b) 2014年および2013年12月31日現在の主に航空会社のパートナーから取得したプリペイド・マイルおよび特典ポイント、それぞれ約11億ドルおよび約15億ドルが含まれており、これらにはそれぞれデルタからの取得分約6億ドルおよび約9億ドルが含まれている。
- (c) 2014年および2013年12月31日現在の拘束性預金には、主にクーポンおよび特定の資金担保の証券化満期償還目的で保有されている、それぞれ約64百万ドルおよび約58百万ドルが含まれている。

のれん

のれんは、取得した事業の取得原価が、取得した資産および引受けた負債の公正価値を超過した場合の当該超過額である。当社は減損判定を行う目的で、のれんを報告対象ユニットに割り当てている。報告対象ユニットとは事業セグメント、あるいは個別の財務情報を事業セグメント管理者が定期的に見直している事業セグメントの1つ下の事業部門である。当社では、減損目的におけるのれんの年次評価を6月30日時点で実施しているが、報告対象ユニットの公正価値がその帳簿価額を下回るような事象または状況の変化が発生した場合には、年次の判定以外においてものれんの評価を実施している。のれんの減損テストは、2段階のアプローチを使用している。のれんの減損テストにおける第一段階は、報告対象ユニットの公正価値とのれんを含む帳簿価額との比較により、潜在的な減損の可能性があるかを特定する。報告対象ユニットの公正価値が帳簿価額を下回る場合、減損テストの第二段階を実施し、減損損失の金額を測定する必要がある。2014年および2013年12月31日現在においてのれんの減損はなく、また累積減損損失もなかった。

のれんの減損テストでは、幅広く認められている評価手法を用いて、報告対象ユニットの帳簿価額が公正価値による裏付けが可能かを評価する必要がある、これには経営陣の判断を伴う。当社は、インカム・アプローチ(割引キャッシュ・フロー)およびマーケット・アプローチ(マーケット・マルチプル)を組み合わせて用いている。

インカム・アプローチに基づく割引キャッシュ・フロー・モデルを使用する際、当社は報告対象ユニットから生じることが予想される将来のキャッシュ・フローを見積るために内部の予測を用いている。実際の結果は、予測結果とは異なることがある。当社は、各報告対象ユニットの将来キャッシュ・フローを割引くため、資本資産評価モデルを用いて見積ったエクイティ・ファイナンスの予想コストに基づいて割引レートを算定している。当社は、使用した割引率は一般的にも具体的にも内部で開発された予測において金融市場のリスクおよび不確実性を適切に反映していると考えている。マーケット・アプローチにおいてマーケット・マルチプル法を使用する際、当社は、類似した上場会社のマルチプル(例えば、利益、収益)を報告対象ユニットの実際の損益に適用している。

当社の事業別報告セグメントならびに全社およびその他で報告されているのれんの帳簿価額の変動は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	USCS	ICS	GCS	GNMS	全社および その他	合計
2013年1月1日現在残高	175	1,031	1,544	160	271	3,181
取得	—	—	—	—	—	—
処分	—	—	—	—	—	—
その他(為替換算調整額を含む)	(1)	21	(1)	—	(2)	17
2013年12月31日現在残高	174	1,052	1,543	160	269	3,198
取得	—	—	—	—	—	—
処分	—	—	(102)	—	—	(102)
その他(為替換算調整額を含む)	—	(70)	—	—	(2)	(72)
2014年12月31日現在残高	174	982	1,441	160	267	3,024

その他の無形資産

無形資産は、主に顧客関係から成り、3年から22年の見積耐用年数にわたって定額法で償却されている。当社は無形資産について、四半期ごとに、また帳簿価額が回収不能となるような事象および状況が生じた場合にはその都度、減損の判定を行っている。さらに当社は毎年、関連する資産または資産グループから生じたキャッシュ・フローに基づいて資産価値の回収可能性を評価することにより、すべての無形資産について減損判定を行っている。帳簿価額の回収可能性がなく、資産の公正価値を帳簿価額が上回る場合に減損が認識される。

その他の無形資産の構成要素は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年			2013年		
	帳簿価額総額	償却累積額	正味帳簿価額	帳簿価額総額	償却累積額	正味帳簿価額
顧客関係(a)	1,455	(754)	701	1,297	(660)	637
その他	255	(102)	153	269	(89)	180
合計	1,710	(856)	854	1,566	(749)	817

(a) 2014年および2013年12月31日現在の航空会社のパートナーから取得した無形資産の純額がそれぞれ340百万ドルおよび290百万ドル含まれており、これらにはそれぞれデルタからの取得分約206百万ドルおよび約117百万ドルが含まれている。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度の償却費用は、それぞれ174百万ドル、193百万ドルおよび198百万ドルであった。2014年度および2013年度に取得した無形資産はそれぞれ平均して7年および6年にわたって償却される。

その他の無形資産に関連する今後5年間における見積償却費は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
見積償却費	158	134	117	109	87

その他

当社は、2014年および2013年12月31日現在、低価格住宅およびその他税額控除対象となる投資のパートナーシップ持分をそれぞれ622百万ドルおよび541百万ドル保有しており、これらは上記の表の「その他」の資産に含まれている。当社は、低価格住宅およびその他税額控除対象となる投資のパートナーシップにおける非支配持分を保有しており、これらの持分は、持分法投資における合弁会社として会計処理している。2014年度において、当社はコンカー・テクノロジーズ(以下「コンカー」という)に対する持分法投資(帳簿価額246百万ドル)の売却により990百万ドルの正味現金収入を受け取り、744百万ドルの利益を「その他の収益」に認識した。

注記8 顧客預金

12月31日現在、利付および無利子別に分類された顧客預金は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
米国内：		
利付	43,279	40,831
無利子(以下のカード会員に対する貸方残高を含む：2014年372百万ドル、2013年340百万ドル)	418	360
米国外：		
利付	115	121
無利子(以下のカード会員に対する貸方残高を含む：2014年347百万ドル、2013年437百万ドル)	359	451
顧客預金総額	44,171	41,763

12月31日現在、預金種類別の顧客預金総額は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
米国リテール預金：		
定期預金—直接保有	26,159	24,550
譲渡性預金：		
直接保有	333	489
第三者保有	7,838	6,929
スウィープ口座—第三者保有	8,949	8,863
その他のリテール預金：		
米国外預金および米国無利子預金	173	155
カード会員に対する貸方残高—米国および米国外	719	777
顧客預金総額	44,171	41,763

2014年12月31日現在、定期預金の満期は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	米国	米国外	合計
2015年	1,744	21	1,765
2016年	2,136	—	2,136
2017年	1,491	—	1,491
2018年	1,480	—	1,480
2019年	1,304	—	1,304
2020年以降	16	—	16
合計	8,171	21	8,192

12月31日現在、総額250,000ドルまたはそれ以上の定期預金は次のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
米国内	111	148
米国外	17	—
合計	128	148

注記9 債務

短期借入債務

当初の満期が1年未満の借入債務と定義される当社の短期借入債務の12月31日現在の残高は以下のとおりである。

	2014年		2013年	
	残高 (百万ドル)	年度末 額面金利(a)	残高 (百万ドル)	年度末 額面金利(a)
コマーシャル・ペーパー	769	0.29%	200	0.19%
その他の短期借入債務(b)(c)	2,711	0.81%	4,821	1.08%
合計	3,480	0.69%	5,021	1.04%

(a)変動金利の借入債務に関しては、額面金利はそれぞれ2014年および2013年12月31日現在の残高および変動金利に基づいている。

(b)2014年および2013年12月31日現在における銀行の利付当座借越、それぞれ470百万ドルおよび489百万ドルを含む。さらに、残高には、全額引出確約済銀行与信枠(2015年9月15日に満期到来であったが、2014年2月18日に返済された)、一部のブックの当座借越(すなわち、主に通常の業務から生じる一時差異)、銀行からの短期借入債務、ならびに加盟店サービス契約に基づく加盟店に対する利付債務が含まれる。確約済銀行与信枠により、当社は、レンディング・トラストが発行した適格社債の額面価額20億ドルを上限として売却する権利が与えられている。

(c)2014年度および2013年度において、当社は当該与信枠を維持するためにそれぞれ7.0百万ドルおよび7.2百万ドルの手数料を支払った。

長期借入債務

当初の満期が1年以上の債務と定義される当社の長期借入債務の12月31日現在の残高は以下のとおりである。

	2014年				2013年		
	満期日	残高(a) (百万ドル)	年度末 額面金利 (b)	年度末 スワップ実効 金利(b)(c)	残高(a) (百万ドル)	年度末 額面金利 (b)	年度末 スワップ実効 金利(b)(c)
アメリカン・エクスプレス・カンパニー(親会社のみ)							
固定利付優先社債	2016-2042年	7,535	5.15%	4.20%	8,784	5.43%	4.60%
変動利付優先社債	2018年	850	0.85%	—	850	0.84%	—
劣後債(d)	2024-2036年	1,350	5.39%	4.42%	749	6.80%	—
アメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーション							
固定利付優先社債	2015-2019年	16,260	2.26%	1.22%	14,875	3.13%	2.03%
変動利付優先社債	2015-2019年	4,400	0.82%	—	2,855	1.14%	—
銀行信用枠に基づく借入金	2016-2017年	3,672	4.25%	—	4,012	4.18%	—
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク							
固定利付優先社債	2015-2017年	2,089	4.12%	3.32%	2,102	4.12%	3.32%
変動利付優先社債	2015-2018年	675	0.68%	—	675	0.67%	—
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB							
固定利付優先社債	2017年	999	6.00%	—	999	6.00%	—
変動利付優先社債	2017年	300	0.46%	—	300	0.47%	—
アメリカン・エクスプレス・チャージ・トラストII							
変動利付優先社債	2016-2018年	3,700	0.41%	—	4,200	0.49%	—
変動利付劣後債	2016-2018年	87	0.80%	—	87	0.80%	—
アメリカン・エクスプレス・レンディング・トラスト							
固定利付優先社債	2015-2017年	6,100	1.11%	—	2,600	0.72%	—
変動利付優先社債	2015-2019年	8,876	0.72%	—	10,685	0.81%	—
固定利付劣後債	2015-2017年	300	1.08%	—	300	1.08%	—
変動利付劣後債	2015-2019年	488	0.73%	—	847	0.81%	—
その他							
固定利付商品(e)	2016-2033年	143	3.09%	—	239	3.95%	—
変動利付借入債務	2015-2019年	247	0.59%	—	276	0.62%	—
未償却の引受手数料		(116)			(105)		
長期借入債務合計		57,955	2.34%		55,330	2.56%	

(a)残高には、(i)未償却の割引額およびプレミアム、(ii)外貨建債券にかかる為替レートの変動の影響額、および(iii)金利スワップの利用を通じて変動金利にスワップされた一部の固定利付社債にかかる公正価値ヘッジ会計の影響額が含まれる。公正価値ヘッジ会計に基づき、これらの固定利付社債の発行済残高は、金利変更に伴う公正価値の変動の影響を反映するため調整されている。公正価値ヘッジに関する当社の会計処理については注記14を参照のこと。

(b)変動金利の借入債務に関しては、額面および実効金利はそれぞれ2014年および2013年12月31日現在の残高および変動金利に基づいて加重されている。

(c)実効金利は、借入債務のヘッジのためにスワップが行われるとした場合の数字である。

- (d)2006年度に発行され、2014年12月31日現在未償還の750百万ドルの劣後債に関して、満期日は、(i)早期償還、または(ii)債務不履行の場合を除き、2066年9月1日まで自動的に延長される。
- (e)2014年および2013年12月31日現在、資産計上したリース取引に関連するそれぞれ31百万ドルおよび109百万ドルが含まれている。

2014年および2013年12月31日現在、親会社は750百万ドルの発行済劣後債を有している。この劣後債は、2016年9月1日まで年率6.8%で利息を計上し、その後は3ヶ月物LIBORに2.23%を加えた年率で利息を計上する。当社の選択により、劣後債は2016年9月1日より後に、元本の100%に未払の利息を加えた額の現金で償還可能である。当社が特定の業績基準を達成できない場合は、当社は普通株式を発行し、その正味受取額を劣後債の利息支払に充当することが要求されている。この利息が支払われるまでは、当社の普通株式および優先株式に対して配当金は支払われない。当社が特定の業績基準を達成できていないとみなされるのは以下のような場合である。(i)当社の有形普通株式資本が直近の四半期における調整後資産合計の4%未満である、または(ii)2四半期連続で連結当期純利益がゼロ以下であり、トリガー決定日現在およびその6ヶ月前の四半期末現在の有形普通株式資本が、トリガー決定日から18ヶ月前の四半期末現在の有形普通株式資本より、それぞれ10%以上低下していた場合。当社は、2014年度においては特定の業績基準を達成していた。当社は2014年12月5日に、支払いの権利において750百万ドルの発行済劣後債に優先する3.6%劣後債600百万ドルを発行した。

長期借入債務の年度別満期総額(最終満期日に基づく)は、2014年12月31日現在以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年以降	合計
アメリカン・エクスプレス・カンパニー(親会社のみ)	—	1,350	1,500	3,850	641	3,147	10,488
アメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーション	5,227	7,057	6,532	1,295	4,150	—	24,261
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク	1,305	—	1,300	125	—	2	2,732
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB	—	—	1,300	—	—	—	1,300
アメリカン・エクスプレス・チャージ・トラストII	—	2,500	—	1,287	—	—	3,787
アメリカン・エクスプレス・レンディング・トラスト	5,422	500	5,639	2,886	1,317	—	15,764
その他	125	145	83	—	6	31	390
	12,079	11,552	16,354	9,443	6,114	3,180	58,722
未償却の引受手数料							(116)
未償却の割引額およびプレミアム							(932)
公正価値ヘッジ会計の影響額							281
長期借入債務合計							57,955

2014年および2013年12月31日現在、当社はそれぞれ合計で67億ドルおよび70億ドルの銀行信用枠を管理していた。2014年および2013年12月31日の両日現在、合計信用枠のうち、30億ドルは未使用であった。未使用与信額は、コマーシャル・ペーパーによる借入金の与信枠および緊急時の資金調達の必要性に備えるものである。与信枠の利用は、主に、アメリカン・エクスプレス・クレジット・コーポレーション(以下「Credco」という)の利益および固定費用の合算額に対する固定費用の割合を1.25に維持することから成る、財務制限条項を当社が遵守することが条件となる。2014年および2013年12月31日現在、当社は借入契約条項のいずれにも抵触していない。

さらに当社は、3年物のリボルビング方式担保付与信枠を管理していた。この与信枠は、チャージ・トラストが発行した適格社債の額面価額30億ドルを上限に、2016年7月15日までの随時、当社に売却する権利を与える契約である。2014年12月31日現在、当該与信枠のうち、25億ドルが使用されていた。

2014年度および2013年度において、当社は当該与信枠を管理するためにそれぞれ49.9百万ドルおよび50.2百万ドルの手数料を支払った。これらの限定付枠には、かかる与信枠による借入ができなくなるような重要な悪化条項は含まれておらず、万が一当社の信用格付に変動が生じたとしても、与信枠が解約されることもない。

当社は、主に短期および長期借入債務、それらの債務に対応する金利スワップおよび顧客預金に関する金利を合計で2014年度に17億ドル、2013年度に20億ドルおよび2012年度に22億ドルそれぞれ支払った。

注記10 その他の負債

以下の表は、12月31日現在におけるその他の負債の要約である。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
メンバーシップ特典債務	6,521	6,151
従業員関連債務(a)	2,258	2,227
リベート費および特典費用(b)	2,389	2,210
繰延カード手数料およびその他手数料(純額)	1,308	1,314
ブック上の当座借越残高	647	442
その他(c)	4,728	4,566
合計	17,851	16,910

(a)従業員関連債務は、従業員給付制度債務およびインセンティブ報酬を含む。

(b)リベート費および特典費用には、提携パートナーが発行した第三者カードへの支払およびキャッシュバック特典費用が含まれている。

(c)その他には一般営業費、顧客インセンティブ、広告宣伝費および販売促進費、事業再編および組織再構築引当金、ならびにデリバティブが含まれている。

メンバーシップ特典

メンバーシップ特典プログラムとは、旅行、エンターテインメント、商品券および商品を含む幅広い種類の特典との交換が可能なポイントを、条件を満たしたカード会員が稼得できる制度である。当社は、稼得されるポイントを将来交換する際の費用に関する経営陣の最善の見積りを貸借対照表上の負債に計上している。最終交換率(以下「URR」という)および1ポイント当たりの加重平均費用(以下「WAC」という)は、メンバーシップ特典債務の概算に用いられる重要な仮定である。

メンバーシップ特典ポイントの費用は、広告宣伝費、販売促進費、特典およびカード会員サービス費に含まれている。当社では、ポイント交換のパターン、1ポイント当たりの交換費用、提携契約内容の変更およびその他の要因に基づいて、負債算定方法およびその仮定を定期的に評価している。

繰延カード手数料およびその他の手数料(純額)

繰延カード手数料およびその他の手数料(繰延直接契約獲得費およびカード会員解約引当金の控除後)の12月31日現在の帳簿価額は、以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)

繰延カード手数料およびその他の手数料(a)

繰延直接契約獲得費

カード会員解約引当金

繰延カード手数料およびその他の手数料(純額)

	2014年	2013年
	1,615	1,609
	(176)	(164)
	(131)	(131)
	1,308	1,314

(a)メンバーシップ特典プログラム入会者の繰延手数料が含まれている。

[次へ](#)

注記11 ストックプラン

ストック・オプションおよび報奨プログラム

2007年インセンティブ報奨制度およびそれ以前の1998年インセンティブ報奨制度では、当社および制度に参加している子会社に貢献した従業員およびその他主要な個人に対し報奨が付与されることがある。これらの報奨は、ストック・オプション、制限付株式またはユニット(以下「RSA」という)、ポートフォリオ付与(以下「PG」という)またはその他のインセンティブおよび米国以外の法的要件に適合すべく企画された同様の報奨の形で行われる。

当社のインセンティブ報奨制度では、2014年、2013年および2012年12月31日現在、それぞれ合計35百万株、35百万株および36百万株の付与可能な未発行普通株式があり、これらは当社の取締役会および株主によって承認されたものである。

当社は、2007年11月および2008年1月に、当社の最高経営責任者(以下「CEO」という)に対し、業績および市場条件に基づいた特別ストック・オプション報奨を付与した。これらのオプション報奨は別途説明されているため、以下のパラグラフに示された情報および表からは除外されている。

2014年12月31日現在のストック・オプションおよびRSAならびに当事業年度の変動は以下のとおりである。

	ストック・オプション		RSA	
	株式数 (千株)	加重平均行使価格 (ドル)	株式数 (千株)	加重平均付与価格 (ドル)
2013年12月31日現在残高	18,615	44.98	9,578	51.88
付与	295	86.64	2,639	86.65
行使/権利確定	(5,893)	48.05	(3,427)	47.25
喪失	(242)	51.83	(916)	60.98
失効	(46)	47.84	—	—
2014年12月31日現在残高	12,729	44.39	7,874	64.48
2014年12月31日現在権利確定済または権利確定 予定オプション	12,726	44.39	—	—
2014年12月31日現在行使可能なオプション	11,628	42.64	—	—

当社は、従業員役務と引き換えに付与される従業員株式報奨の費用を報奨の付与日の公正価値に基づき認識している(予想喪失額控除後)。これらの費用は権利確定期間にわたって比例した率で認識される。

ストック・オプション

各ストック・オプションは、付与日における当社の普通株式の市場価格と同額の行使価格が付与されており、付与日から10年の契約期間が与えられる。ストック・オプションは、一般に付与日のちょうど1年後から毎年25%の定率で、または付与日の3年後に100%権利確定する。

2014年12月31日現在、未行使、行使可能ならびに権利確定済および権利確定予定のストック・オプションの加重平均契約残存期間および累積本源的価値(当社株式の公正価値がオプション行使価格を上回る価格)は、以下のとおりであった。

	未行使	行使可能	権利確定済 および 権利確定予定
加重平均契約残存期間	3.8年	3.5年	3.8年
累積本源的価値	619百万ドル	586百万ドル	619百万ドル

2014年度、2013年度および2012年度に行使されたオプションの本源的価値は、それぞれ245百万ドル、374百万ドルおよび209百万ドルであった(行使日における当社株価の公正価値に基づく)。2014年度、2013年度および2012年度にストック・オプションの行使により受け取った現金は、それぞれ283百万ドル、580百万ドルおよび368百万ドルであった。2014年度、2013年度および2012年度においてストック・オプションの行使により法人税を控除して認識された税務上のベネフィットは、それぞれ54百万ドル、84百万ドルおよび45百万ドルが資本剰余金に計上された。

各オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・マートン・オプション価格算定モデルを用いて、付与日に算定されている。以下の加重平均値の仮定は、2014年度、2013年度および2012年度の付与にあたって用いられ、その大半は各事業年度期首に付与された。

	2014年	2013年	2012年
配当率	1.1%	1.4%	1.5%
予想ボラティリティ(a)	46%	39%	41%
リスク・フリー金利	2.2%	1.3%	1.3%
ストック・オプションの予想期間(b)	6.7年	6.3年	6.3年
オプション1単位当たりの加重平均公正価値	32.36ドル	21.11ドル	17.48ドル

(a) 予想ボラティリティは当社の普通株式価格の加重ヒストリカル・ボラティリティおよび加重インプライド・ボラティリティの両方に基づいている。

(b) 2014年度、2013年度および2012年度のストック・オプションの予想期間は、オプションの行使に関する行動の過去のデータおよび予想値の両方を用いて決定された。

業績条件および市場条件付ストック・オプション

2007年11月30日および2008年1月31日に、当社はCEOに対し、業績および市場条件付特別ストック・オプション報奨、合計2,750,000口を付与した。両報奨共に、契約期間は付与日より10年間で、権利確定期間は6年間である。

業績条件付オプションの付与日の公正価値総額は約33.8百万ドルであった。業績条件が達成されなかったため当該報奨の報酬費用は認識されず、そのためこれらのストック・オプションは喪失した。2014年度、2013年度および2012年度において、当該報奨に対する報酬費用は計上されなかった。

市場条件付オプションの付与日の公正価値総額は約10.5百万ドルであった。当該報奨の報酬費用は、確定期間にわたって定率で認識された。2014年1月に、業績対象期間の終了を受けて報酬および報奨委員会は当社の業績を検討し、市場条件が達成されたと判断した。その結果、これらのストック・オプションの権利が確定した(2,750,000口のうち687,000口が行使可能となった)。2014年度において、当該報奨に対する報酬費用は計上されなかった。報酬費用合計は2013年度および2012年度において、それぞれ約0.3百万ドルおよび約0.5百万ドルであった。

制限付株式報奨

RSAは付与日の株価に基づいて評価され、一般的に付与日のちょうど1年後から毎年25%で、または付与日の3年後に100%確定される。RSA取得者は剥奪できない配当金または配当金同等物を受け取る。2014年度、2013年度および2012年度に権利確定された株式の公正価値合計は、それぞれ298百万ドル、336百万ドルおよび296百万ドルであった（権利確定日における当社株価に基づく）。

2014年度、2013年度および2012年度に付与されたRSAの加重平均付与日公正価値は、それぞれ86.65ドル、60.13ドルおよび49.80ドルであった。

負債ベースの報奨

現金または株式での決済が可能なPGおよびその他のインセンティブ報奨は、当社の裁量と、報奨および報酬委員会の最終支払承認により一部の従業員に授与される。これらの報奨は、業績、市場およびサービス条件に基づいて価値が決定され、1年から3年の期間にわたって権利が確定する。

PGおよびその他のインセンティブ報奨は通常は現金で決済され負債に分類されるため、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間にわたり報奨費用の一部として四半期毎に再測定される。当該報奨の権利確定時に支払われた現金は、2014年度、2013年度および2012年度において、それぞれ62百万ドル、43百万ドルおよび66百万ドルであった。

ストックプラン費用の要約

12月31日に終了した事業年度における当社の株式報酬費用合計(喪失分控除後)の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
制限付株式報奨(a)	193	208	197
ストック・オプション(a)	13	23	29
負債ベースの報奨	84	119	70
業績/市場条件付ストック・オプション	—	—	1
株式報酬費用合計(b)	290	350	297

(a)2014年12月31日現在、権利未確定のRSAおよびオプションに関連する未認識の報酬費用総額は、それぞれ211百万ドルおよび6百万ドルであり、それぞれ1.3年および2.1年の加重平均残存権利確定期間にわたって定率で認識される。

(b)2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、株式報酬契約に関して連結損益計算書で認識される法人税ベネフィット合計は、それぞれ104百万ドル、127百万ドルおよび107百万ドルであった。

注記12 退職制度

確定拠出型退職給付制度

当社は、確定拠出型退職給付制度を支援しており、その主な制度はリタイアメント・セーヴィング・プラン(以下「RSP」という)である。これは利益分配のある401(k)制度である。RSPは税法が適用される退職制度であり、1974年従業員退職所得補償法(以下「ERISA」という)の対象となっている。RSPは米国のほとんどの従業員をカバーしている。世界中の確定拠出型退職給付制度すべてに関する費用合計は、2014年度、2013年度および2012年度において、それぞれ272百万ドル、281百万ドルおよび254百万ドルであった。

確定給付型退職給付制度およびその他の退職後給付制度

当社の主要な確定給付型退職給付制度は米国と英国の一部の従業員をカバーしているが、新規加入を打ち切っており、既存の加入者に対し追加の給付が発生することはない。米国外および英国外の従業員の大半は、各地域の退職給付制度(一部、積立型)でカバーされ、その他の従業員は労働関係法またはその他の契約に基づき退職または解雇の時点で支払を受ける。当社はすべての国において最低積立要求を満たしている。当社は、退職した米国の一定の従業員に対して、健康保険および生命保険を提供する非積立型のその他の退職後給付制度を支援している。これらの制度に関する費用合計は、2014年度、2013年度および2012年度において、それぞれ24百万ドル、59百万ドルおよび93百万ドルであった。

当社は、確定給付型退職給付制度およびその他の退職後給付制度の積立状況を制度資産の公正価値と予測給付債務との差額で測定し、連結貸借対照表上認識している。2014年および2013年12月31日現在、確定給付型退職給付制度およびその他の退職後給付制度に関する積立状況は、それぞれ767百万ドルおよび661百万ドル積立不足であり、「その他の負債」に計上されている。

注記13 コミットメントおよび偶発債務

法的偶発債務

当社とその子会社は、それぞれの事業活動の遂行から発生した事項に関して、多くの訴訟の当事者となっており、定期的に政府および規制機関の調査、情報収集請求、召喚、審問および調査(以下「行政調査」と総称する)の対象となっている。2014年12月31日現在、当社と様々な子会社は、米国および米国外の諸管轄区域において、被告として告発されているか、または多数の訴訟および行政調査に関与している。当社は、重要な当社の訴訟および政府調査について、2014年12月31日に終了した事業年度における様式10-Kの年次報告書における「訴訟」で開示している。

当社は、未解決の訴訟および行政調査の一部について負債を計上している。負債は、(a)損失が発生している可能性が高く、かつ(b)その損失の額を合理的に見積ることが可能な場合に計上する。負債を超過する損失に晒されることもあり得る。当社は、これまでに計上している負債の額が増加または減少する可能性のある訴訟および行政調査の状況や発生し得る損失額の範囲の見積りの開示の見直しについて、四半期毎に評価を行う。

当社の訴訟は、単独の原告による事例から推定で数百万人クラスのメンバーによる集団訴訟まで様々である。これらの訴訟は、行政調査と同様に当社の様々な事業分野に関係するものであり、また多種多様な主張(慣習法の不法行為、契約訴訟、反トラストおよび消費者保護法による申立を含むが、これに限定されない)に関係しており、その訴訟のいくつかは新たな事実関係の申立および／または判例のない独特な法理論を呈するものがある。係争中の当社の訴訟のいくつかは、原告から申し立てられた損害賠償額が明確なものもあるが、多くは請求される賠償額がまだ特定されていないか、あるいは訴訟手続きの極めて初期の段階にある。当社に請求する賠償額が明記されている場合でも、その要求額は誇張されている、および／または根拠のない額である可能性がある。結果として、一部の案件については、発生し得る損失額の範囲の見積りが可能となるような重要な事実情報および法的問題の発見および／または展開を通じて十分に進展していない状況である。

他の案件は、重要な事実情報および法的問題の発見および／または展開を通じて十分に進展しているため、当社は発生し得る損失額の範囲を見積ることが可能である。したがって、「訴訟」において開示される、または参照されるこれらの訴訟および行政調査は、関連する未払債務の計上額を超過しているか、あるいは未払債務を計上していないかに関わらず、将来の期間において損失が合理的に発生し得る案件であり、当社は、その「発生し得る損失」の範囲を見積ることが可能である。現在の見積範囲は、これらの未払債務の負債計上額の超過額がゼロから360百万ドルまでとなっている。この範囲内における総額は、これらの案件に関して「発生し得る損失」に対する経営陣の見積りを示すものであり、現時点において利用可能な情報に基づいている。この「発生し得る損失」の見積範囲は、当社の損失に対するエクスポージャー最高額を示すものではない。訴訟および行政調査に内在する見積範囲はその時々で変更することがあり、実際の結果が現在の見積りと著しく異なることもある。

当社の現行の認識に基づき、また当社の現在の訴訟関連債務を考慮すると、当社は、当社の連結財政状態または流動性に対する重要な悪影響を及ぼすおそれのある係争中の訴訟手続または政府調査の当事者ではなく、当社の資産のいずれもそうした手続の対象ではないと確信している。しかしながら、このような案件が内包する不確実性を考慮すると、当社に課せられる損失もしくは債務の規模、当該期間の当社の収益のレベル、およびその他の要因に応じて、ある特定の案件の最終結果が特定の報告期間における当社の経営成績に重要な影響を与える可能性はある。

その他の偶発債務

当社はまた、特定の共同ブランド提携先との契約の下で支払を行う債務を有している。当社はその継続事業の一部として、これらの契約の残存期間(2015年から2022年)にわたりこれらの債務を全額履行する見込みである。このような契約に基づく債務は、2014年12月31日現在で約10億ドルであった。

賃借費用およびリース契約

当社は、解約不能または解約可能の契約により、一定の設備および備品をリースしている。賃借料合計は、2014年度は237百万ドル、2013年度は281百万ドルおよび2012年度は305百万ドルであった。

2014年12月31日現在における、解約不能のすべてのオペレーティング・リース契約による最低リース料支払コミットメント総額(サブリース34百万ドルと相殺後)は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

2015年	189
2016年	161
2017年	144
2018年	126
2019年	94
2020年以降	921
合計	1,635

2014年12月31日現在、キャピタル・リースまたはその他の類似する契約に基づく、当社の将来の最低リース料支払額は、2015年度から2019年度が4百万ドル、およびそれ以降は19百万ドルである。

注記14 デリバティブおよびヘッジ活動

当社は、様々な市場リスクに対するエクスポージャーを管理するためにデリバティブ金融商品(以下「デリバティブ」という)を利用している。デリバティブの価格は、金利、為替および株式インデックスまたは株価を含む、多様かつ複数の変数に基づく値である。これらの商品は、エンド・ユーザーが様々な市場リスクに対するエクスポージャーを増減または変更することを可能にするため、当社の市場リスク管理の不可欠な構成要素となっている。当社は、取引を目的としたデリバティブを保有していない。

市場リスクは、市場価格の変動から生じる利益もしくは価値に対するリスクである。当社の市場リスクへのエクスポージャーは主に以下から生じる。

- ・当社のカード、保険、トラベラーズ・チェック、その他のプリペイド商品事業および投資ポートフォリオにおける金利リスク；ならびに
- ・米国外の当社事業およびかかる事業の資金調達に関連する為替リスク

当社は、資産負債管理方針において定義されている市場リスクの制限およびエスカレーション・トリガーを用いて市場リスクを集中的に管理している。

当社の市場エクスポージャーは、大部分が当社の商品およびサービスの提供にかかる副産物である。金利リスクは、変動金利借入債務とともにカード会員未収金および固定金利ローンへの資金調達や、プライムおよびLIBORなどのベンチマーク金利間の関係における変動による金利マージンの純額に対するリスクにより生じる。

当社のチャージカードおよび固定金利貸付商品の金利エクスポージャーについては、短期および変動利率の借入および預金を固定利率の借入および預金と比較し、資金調達合計額の割合を変えることで管理している。さらに金利スワップは、固定利付借入債務を変動金利借入債務へと変換、または変動利付借入債務を固定金利借入債務へと経済的に転換し、その時々状況に応じて用いている。当社は、その他の要因の中でもとりわけ取引量および事業の結合の変動に基づいて、変動利率および固定利率間の資金調達比率を変更することがある。

為替変動リスクは、カード会員のクロス・カレンシー・チャージ、外貨建貸借対照表のエクスポージャー、外国子会社の資本および米国外の事業体における外貨収入から生じている。当社の為替リスクは、主にスポット取引による通貨の売買契約を締結することによって管理するか、特定通貨に対する当社のエクスポージャーを緩和させることに役立つ為替先渡取引、クロス・カレンシー・スワップ契約等のデリバティブの利用を含む多岐にわたる方法を通じて、経済的視点から妥当とされるレベルまで当該市場へのエクスポージャーをヘッジすることによって管理している。

2011年8月1日付で、上記において特定されたエクスポージャーに加えて、当社は、現地通貨建てのICBCに対する持分投資の公正価値の変動に対する当社のエクスポージャーをヘッジする目的でトータル・リターン契約(以下「TRC」という)を締結した。TRCの条件では、当社は、TRCの取引相手方から当社の現地通貨建てのICBCに対する投資の公正価値の減少に等しい額を受領し、当社は、TRCの取引相手方に対して、当社の現地通貨建て投資の公正価値の増加に等しい額、ICBCが支払ったすべての配当金およびヘッジの継続コストを支払った。ICBCに対する残存持分の売却に伴い、TRCは2014年7月18日にすべて解除された。

デリバティブは取引相手方の信用リスクを生じさせることがあり、このリスクは無担保デリバティブのエクスポージャーに対して、デリバティブの取引相手が債務不履行となる、あるいは義務の遂行が不可能となるリスクである。当社におけるこの信用リスクの管理は、現在のエクスポージャー、すなわち測定日における契約の再取得原価を考慮するとともに、原資産のボラティリティまたは参考指標などの要因を考慮して、今後12ヶ月間にわたる契約の潜在的最大価値を見積ることにより行われている。デリバティブ信用リスクを緩和するために、デリバティブの取引先については当社により事前承認を受け、投資適格としてみなされることが要求されている。当社は取引先のリスク・エクスポージャーを集中的に監視している。さらに、デリバティブに関連する取引相手方の双方向の信用リスクを緩和する目的において、当社は特定の事例において、当事者間の特定のエクスポージャーを相殺する権利を与えるマスター・ネットリング契約をデリバティブの相手方との間に締結している。2014年および2013年12月31日現在、当社のデリバティブ資産および負債の大部分には、デリバティブの相手方とのこうしたマスター・ネットリング契約が適用されている。当社の連結貸借対照表において、経営陣は例外なく、拘束力のあるマスター・ネットリング契約が適用される資産と負債を相殺する会計方針を選択している。取引相手方の双方向の信用リスクをさらに緩和する目的で、当社は、一部のデリバティブ取引相手と締結した信用サポート契約における権利を行使している。これらの契約は、2当事者間での純デリバティブポジションの公正価値の変動が一定のドルの閾値を超えた場合、純負債ポジションにある当事者がその取引相手方に担保を差し入れることを求めている。中央清算機関で決済されたすべてのデリバティブ契約は、契約の公正価値の全額について担保されている。

当社の信用リスクに関連して、様々な取引相手方とのデリバティブ契約に基づき、当社は未決済の負債残高を即時に決済する必要も、または特定の信用リスク関連事象の発生に対して担保を付す必要もない。当社のデリバティブに関連する取引相手方の信用リスクの評価に基づき、2014年および2013年12月31日現在、当社は信用評価調整を保証するデリバティブのポジションを有していない。

当社のデリバティブは連結貸借対照表上、公正価値で計上されている。公正価値の変動に関する会計処理は、該当する場合、後述のように当該商品の使用目的およびヘッジ指定の結果によって決定する。当社のデリバティブの公正価値を決定する手法については注記15を参照のこと。

以下の表は、12月31日現在のデリバティブ資産および負債の公正価値合計(経過利息控除後)の要約である。

	その他の資産 公正価値		その他の負債 公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)				
ヘッジ商品に指定されたデリバティブ：				
金利契約				
公正価値ヘッジ	314	455	4	2
トータル・リターン契約				
公正価値ヘッジ	—	8	—	—
為替契約				
純投資ヘッジ	492	174	46	116
ヘッジ商品に指定されたデリバティブ合計	806	637	50	118
ヘッジ商品に指定されないデリバティブ：				
一部の組込デリバティブを含む為替契約(a)	185	64	114	95
デリバティブ合計(総額)	991	701	164	213
控除：現金担保のネットティング(b)	(158)	(336)	(4)	—
デリバティブ資産および負債のネットティング(c)	(122)	(36)	(122)	(36)
デリバティブ合計(純額)(d)	711	329	38	177

(a)一部の事業契約に組み込まれた外貨デリバティブも含まれている。

(b) デリバティブ商品間の相殺および拘束力のあるマスター・ネットティング契約の下で、同一の契約相手との間で実施された1つまたは複数のデリバティブ商品から発生した現金担保を回収する権利(債権)または現金担保を返済する義務(債務)の相殺を示している。また、当社は米国財務省証券の担保権といった形式で取引相手から非現金担保を受入れており、2014年および2013年12月31日現在のその公正価値はそれぞれ91百万ドルおよびゼロで、売却または再担保に供されたものはなかった。この非現金担保は2014年12月31日現在、当社のリスク・エクスポージャーを経済的に620百万ドルまで減少させたが、当社の連結貸借対照表上のネット・エクスポージャーを減少させてはいない。さらに、2014年および2013年12月31日現在において当社が計上した、中央清算機関で決済される金利スワップの当初証拠金はそれぞれ114百万ドルおよび26百万ドルであった。この金額はデリバティブ残高と相殺されずに、当社の連結貸借対照表上の「その他の未収金」に計上されている。

(c) 拘束力のあるマスター・ネットティング契約の下で、同一の契約相手との間で実施されたデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺額を示している。

(d) 当社は個別に重要なデリバティブの契約相手を有していないため、単一のデリバティブの契約相手に対する重要なリスク・エクスポージャーはない。デリバティブ資産およびデリバティブ負債の合計(純額)は、当社の連結貸借対照表上の「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

ヘッジ会計に適格なデリバティブ

ヘッジ会計目的で実行されたデリバティブは、当社が契約を締結した際に文書化され、その文書内容に従って指定される。リスク管理方針に準拠して、当社はヘッジ対象項目と似た条件でヘッジを構築する。当社は、ヘッジ指定されたデリバティブが、ヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの相殺に非常に有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時および四半期ごとに正式に評価している。これらの評価には通常、回帰分析法を適用している。ヘッジとしてのデリバティブがそれほど有効ではないと判断された場合、当社はヘッジ会計の適用を中止する。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、資産または負債、あるいは特定リスクに起因する識別された部分の公正価値における将来の変動に対する当社のエクスポージャーをヘッジするよう指定されたデリバティブである。

金利契約

当社は固定利付長期借入債務に関連する金利リスクにさらされている。当社は、一定の固定利付長期借入債務を変動金利債務に経済的に転換するために発行時に金利スワップを利用している。2014年および2013年12月31日現在、当社は固定利付借入債務を変動金利債務に転換する金利スワップ、それぞれ176億ドルおよび147億ドルを用いてヘッジしていた。

公正価値ヘッジが有効である限り、ヘッジ手段の利益または損失は、ヘッジ・リスクに起因するヘッジ対象にかかる損失または利益を相殺する。デリバティブとヘッジ対象との公正価値の変動の差異は、ヘッジの非有効部分とみなされ、「その他の費用」の構成要素として収益に反映される。ヘッジの非有効部分は、債券のクーポンレートとベンチマーク金利との差異により生じることがあり、この差異は主にヘッジ関係の開始時における信用スプレッドに起因している。かかる信用スプレッドは、金利スワップの評価には反映されていない。さらにヘッジの非有効部分は、ベースス・スプレッドとして翌日物スワップ金利(OIS)と1ヶ月物LIBOR間だけでなく、3ヶ月物LIBORと1ヶ月物LIBOR間の金利関係における変動から生じる可能性があり、このベースス・スプレッドはヘッジ対象債務の価値に相殺の影響を与えることなく、金利スワップの評価に影響を与える可能性がある。公正価値ヘッジが指定解除されるか、または有効とみなされない場合、デリバティブの公正価値の変動は収益を通じて引き続き計上されるが、ヘッジ対象資産または負債を金利変更による公正価値の変動で調整することはない。ヘッジ対象資産または負債の既存のベースス調整は、当該資産または負債の残存年数にわたって利回りへの調整として償却または増加される。

トータル・リターン契約

当社は、現地通貨建てのICBCに対する持分投資の公正価値の変動に対する当社のエクスポージャーをヘッジしている。当社は、当該エクスポージャーをデリバティブの取引相手に移転する目的でTRCを用いている。2014年7月18日、当社はICBCに対する残存持分34.3百万株を売却し、TRCを終了した。2013年12月31日現在に限り、ICBCに対する持分投資の公正価値は122百万ドル(180.7百万株)であった。契約終了以前は、ヘッジが有効である限り、TRCの利益または損失は、ICBCに対する投資にかかる利益または損失と相殺されていた。デリバティブとヘッジ対象間の公正価値の変動の差異はヘッジの非有効部分とみなされ、連結損益計算書上の「その他の費用」に認識された。

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における固定利付長期借入債務およびICBCに対する投資における当社のヘッジに関連する連結損益計算書への影響を要約したものである。

(単位：百万ドル)	損益計算書で認識した利益(損失)			
	デリバティブ契約			
	損益計算書上の勘定科目	金額		
		2014年	2013年	2012年
デリバティブ関係				
金利契約	その他の費用	(143)	(370)	(178)
トータル・リターン契約	その他の利息以外の収益	11	15	(53)

(単位：百万ドル)	損益計算書で認識した利益(損失)			
	ヘッジ対象			
	損益計算書上の勘定科目	金額		
		2014年	2013年	2012年
デリバティブ関係				
金利契約	その他の費用	148	351	132
トータル・リターン契約	その他の利息以外の収益	(11)	(15)	54

(単位：百万ドル)	損益計算書で認識した利益(損失)			
	ヘッジ非有効部分(純額)			
	損益計算書上の勘定科目	金額		
		2014年	2013年	2012年
デリバティブ関係				
金利契約	その他の費用	5	(19)	(46)
トータル・リターン契約	その他の利息以外の収益	—	—	1

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、当社が認識した長期借入債務にかかる支払利息の純減額はそれぞれ283百万ドル、346百万ドルおよび491百万ドルであった。これらは主に公正価値ヘッジに指定された当社の金利デリバティブの正味決済額(経過利息)に関連するものである。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

2014年および2013年12月31日現在、当社は指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジを有していなかった。

2012年12月31日に終了した事業年度に限り、AOCIから「支払利息」の一部として損益に再分類された金額は(1)百万ドルであった。デリバティブの利益または損失の非有効部分については、「その他の費用」の一部として計上される。2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、キャッシュ・フロー・ヘッジに関連してAOCIから損益に再分類された非有効部分はなかった。

純投資ヘッジ

純投資ヘッジは、海外事業に対する純投資の為替エクスポージャーの将来の変動をヘッジする目的で利用されている。当社は主として外貨デリバティブ(通常、為替先渡を、また場合によっては外貨建債務)を一定の海外事業に対する純投資ヘッジとして指定している。これらのデリバティブにより、当社の米国以外の子会社に対する投資における為替変動へのエクスポージャーを減少させることができる。為替換算調整勘定累積額の一部としてAOCIに計上された純投資ヘッジの損益(税引後)の有効部分は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ455百万ドル、253百万ドルおよび(288)百万ドルであった。純投資ヘッジの損益の非有効部分は、変動した期間において「その他の費用」に認識される。2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、当社は「その他の費用」の一部として、それぞれ10百万ドル、ゼロおよびゼロをAOCIから損益に再分類した。2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、AOCIから損益に再分類された純投資ヘッジに関連する非有効部分はなかった。

ヘッジに指定されないデリバティブ

当社は、経済的ヘッジとして機能してはいるものの、ヘッジ会計処理目的上はそうのように指定されないデリバティブを有している。外貨建取引および米ドル以外の通貨建のキャッシュ・フローのエクスポージャーは、為替契約(主として為替先渡、オプションおよびクロス・カレンシー・スワップ)を通して部分的または全面的に経済的ヘッジが行われることがある。これらのヘッジの満期は通常1年以内である。為替商品には、特定の日に合意されたレートで決済する指定通貨の購入および売却が含まれている。デリバティブにおける公正価値の変動は、原資産となっている貸借対照表項目のエクスポージャーにかかる為替差損益を有効に相殺する。当社は状況に応じて、当社独自のクレジットカード事業に関する資金調達コストを特に管理するために金利スワップ契約を締結することがある。

当社は支払が市場金利または価格(主に為替レート)に連動することがある特定の事業契約を締結している。当該契約に組み込まれた支払構成要素は組込デリバティブの定義を満たしている場合には、かかる組込デリバティブは別個に会計処理され、主要なリスク・エクスポージャーに基づいて為替契約として分類される。

ヘッジに指定されないデリバティブの公正価値の変動は、当期の損益に計上される。

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における連結財務書類に報告されたヘッジに指定されないデリバティブによる税引前利益に対する影響額の要約である。

種類(単位：百万ドル)	税引前利益(損失)			
	損益計算上の勘定科目	金額		
		2014年	2013年	2012年
金利契約	その他の費用	—	1	(1)
為替契約(a)	長期借入債務およびその他にかかる支払利息	—	—	(1)
	その他の費用	194	72	(56)
	カード会員サービス費用	4	—	—
合計		198	73	(58)

(a) 為替契約には為替先渡および組込外貨デリバティブが含まれている。組込デリバティブの利益(損失)は「その他の費用」に含まれている。

注記15 公正価値

公正価値は、測定日現在における市場参加者間の秩序ある取引により資産を売却するよう要求され、または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されており、特定の資産または負債に関する当社の主要な市場、または主要な市場がない場合には、最も有利な市場に基づいている。

GAAPでは、公正価値の測定に用いる評価手法に対するインプットの3段階のヒエラルキーが規定されており、その定義は以下のとおりである。

- ・レベル1—企業がアクセス可能で活発な市場における同一の資産または負債に関する取引価格(未調整)のインプット
- ・レベル2—直接的または間接的のいずれかで、実質上、資産または負債の満期の間に、資産または負債に対して観察可能なレベル1に含まれる取引価格以外のインプットで、以下を含む。
 - 活発な市場における類似する資産または負債に関する取引価格
 - 活発ではない市場における同一あるいは類似する資産または負債に関する取引価格
 - 資産または負債に対して観察可能な取引価格以外のインプット
 - 相関関係またはその他の手段により観察可能な市場データから主として導き出した、または裏付けられたインプット
- ・レベル3—観察不能であるため、当該状況の中で入手可能な最善の情報に基づき、市場参加者が資産または負債の価格決定時に用いるであろう見積りに関する当社自身の見積りを反映したインプット(例えば、期待キャッシュ・フローの時期および金額について内部で導き出した仮定)。当社は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、連結貸借対照表上に計上されたいずれの金融商品についても、重要な観察不能であるインプット(レベル3)を用いて経常的に公正価値で測定しなかった。ただし、公正価値で計上されない特定の資産の公正価値の開示は、本注記において後述されるように、レベル3に分類されている。

当社では少なくとも四半期ごとに、市況をモニターし公正価値のヒエラルキーレベルを評価している。公正価値のヒエラルキーにおける各レベル間の振替については、当社は振替が発生した報告期間の期首に公正価値の測定値を開示している。2014年12月31日に終了した事業年度において、レベル間の重要な振替はなかった。

公正価値で計上される金融資産および金融負債

以下の表は、12月31日現在、当社の金融資産および金融負債を経常的に公正価値で測定した要約であり、GAAPの評価ヒエラルキー別(上記パラグラフに記述されているとおり)に表示している。

	2014年		
	合計	レベル 1	レベル 2
(単位：百万ドル)			
資産：			
投資有価証券：(a)			
持分証券	1	1	—
負債証券およびその他	4,430	350	4,080
デリバティブ(a)	991	—	991
資産合計	5,422	351	5,071
負債：			
デリバティブ(a)	164	—	164
負債合計	164	—	164
2013年			
	合計	レベル 1	レベル 2
(単位：百万ドル)			
資産：			
投資有価証券：(a)			
持分証券	124	124	—
負債証券およびその他	4,892	320	4,572
デリバティブ(a)	701	—	701
資産合計	5,717	444	5,273
負債：			
デリバティブ(a)	213	—	213
負債合計	213	—	213

(a) 詳細な内訳について、投資有価証券の公正価値に関しては注記5を、デリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値に関しては注記14を参照のこと。

公正価値で計上される金融資産および金融負債の公正価値の測定に用いられた評価手法

経常的に公正価値で測定された金融資産および負債(上記の評価ヒエラルキーの表で分類されている)については、当社では以下の測定手法を用いて公正価値を測定している。

投資有価証券

入手可能な場合、公正価値の決定には活発な市場における同一の投資有価証券の取引価格が用いられる。かかる投資有価証券は公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される。

活発な市場における同一の投資有価証券の取引価格が入手不可能な場合、当社の投資有価証券の公正価値は、主に当社が契約している価格提供業者から1証券につき1つの価格を入手する。価格提供業者から提供された公正価値は、これらのモデルへのインプットが観察可能な市場のインプット、または類似する有価証券の最近の取引に基づく場合、価格決定モデルを用いて見積られる。かかる投資有価証券は公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。価格提供業者が使用している評価手法へのインプットは、価格決定される有価証券の種類によって様々であるが、一般的にはベンチマーク利回り、ベンチマーク証券価格、信用スプレッド、期限前償還率、約定済取引およびブローカー・ディーラーによる呼び値など、すべてが合理的なレベルの透明性を持っている。価格提供業者は使用される価格モデルに調整を加えなかった。さらに当社も業者から受領した価格に調整を加えなかった。

当社は、価格提供者が用いた評価手法の解釈について、少なくとも年に1度は再確認している。さらに当社は、その合理性について、各価格提供者からの価格を他の価格提供源からの評価と比較することで、提供される価格の確証を得ている。異なる価格提供源の間で価格が相違する場合には、当社は、評価に用いられた価格が投資有価証券の公正価値を表示していることを確認するために、かかる差異を検証する。公正価値の追加情報については注記5を参照のこと。

デリバティブ金融商品

当社のデリバティブ金融商品の公正価値は、価格決定モデルへのインプットが活発に取引される市場から容易に観察可能である場合、独自の価格決定モデルを使用する第三者の評価業者か、内部の価格決定モデルのいずれかにより見積られている。用いられる価格決定モデルは継続して適用されており、後述のようにデリバティブの契約条件が反映されている。当社は、第三者の評価業者が用いた評価手法の解釈について、少なくとも年に1度は再確認している。当社のデリバティブ金融商品は公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

当社の金利スワップの公正価値は、以下の重要なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法に基づいて決定される。かかるインプットは、想定元本、固定クーポンレート、変動クーポンレート(金利キャッシュ・フローの頻度および通貨と整合するインターバンク・レートに基づく)およびテナー、ならびにキャッシュ・フローが表示される通貨の基礎的経済要因と整合する割引率といったスワップの契約条件である。

当社のトータル・リターン契約の公正価値は、当社のICBCに対する投資に付随する香港ドル(以下「HKD」という)の公正価値の変動に対するヘッジとして機能しており、評価日現在の以下の重要なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法に基づいて決定される。かかるインプットは、当社のICBC投資における株式数、HKD建株式の取引市場価格ならびに契約上の価格およびテナーを含む月次決済の条件である。

為替先物予約の公正価値は、以下の重要なインプットを用いる割引キャッシュ・フロー法に基づいて決定される。かかるインプットは、名目上の金額、満期日および約定利率といった先物予約の契約条件の他に、関連する外国為替先物取引のイールド・カーブおよびキャッシュ・フローの表示される通貨の基礎的経済要因と整合する割引率である。

ベンチマーク曲線等のデリバティブの評価に用いる市場パラメーターが、当社または契約相手の信用力の指標となっていない場合、信用評価の調整が必要となる。当社は取引先の信用リスクについて、観察可能な債務不履行予測率を現在のエクスポージャーに応用する方法で検討している。公正価値の追加情報については注記14を参照のこと。

公正価値以外の価額で計上される金融資産および金融負債

以下の表は、2014年および2013年12月31日現在における、経常的に見積公正価値で計上されることが求められていない当社の金融資産および金融負債に関する見積公正価値を開示するものである。

2014年(単位：十億ドル)	帳簿価額	対応する公正価値			
		合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3
金融資産：					
公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融資産					
現金および現金同等物	22	22	21	1(a)	—
その他の金融資産 (b)	48	48	—	48	—
公正価値以外の価額で計上される金融資産					
貸付金(純額)	70	71(c)	—	—	71
金融負債：					
公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融負債	61	61	—	61	—
公正価値以外の価額で計上される金融負債					
譲渡性預金(d)	8	8	—	8	—
長期借入債務	58	60(c)	—	60	—

2013年(単位：十億ドル)	帳簿価額	対応する公正価値			
		合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3
金融資産：					
公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融資産					
現金および現金同等物	19	19	17	2(a)	—
その他の金融資産 (b)	48	48	—	48	—
公正価値以外の価額で計上される金融資産					
貸付金(純額)	67	67(c)	—	—	67
金融負債：					
公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融負債	60	60	—	60	—
公正価値以外の価額で計上される金融負債					
譲渡性預金(d)	7	8	—	8	—
長期借入債務	55	58(c)	—	58	—

(a) 定期預金が反映されている。

(b) 未収金(2014年および2013年12月31日現在における連結VIE(複数)が保有するカード会員未収金の公正価値をそれぞれ70億ドルおよび73億ドル含んでいる)、拘束性預金およびその他の雑資産を含む。

(c) 2014年および2013年12月31日現在における連結VIE(複数)が保有する貸付金の公正価値をそれぞれ299億ドルおよび310億ドルならびに長期借入債務の公正価値をそれぞれ195億ドルおよび188億ドル含む。

(d) 連結貸借対照表上の顧客預金の構成要素として表示されている。

当該金融商品の公正価値は、2014年12月31日現在の市況および識別済のリスクに基づいて見積られており、これには経営陣の判断を必要とする。これらの数値は必ずしも将来の公正価値を示すものではない。当社の公正価値は、表示された金額を総計することでは確実に見積ることはできない。

公正価値以外の価額で計上される金融資産および金融負債の公正価値の測定に用いられた評価手法

経常的に公正価値で測定されることが求められていない金融資産および負債(上記の評価ヒエラルキーの表で分類されている)については、当社では以下の測定手法を用いて公正価値を測定している。

公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融資産

公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融資産には、現金および現金同等物、カード会員未収金、未収利息および一部のその他の資産が含まれる。これらの資産は短期間であるか、明確な満期がないか、あるいは市場ベースの利率であることから、帳簿価額は公正価値と近似している。

公正価値以外の価額で計上される金融資産

貸付金

貸付金は、連結貸借対照表上に引当金控除後の取得原価で計上される。当社の貸付金に関する公正価値を見積るにあたって割引キャッシュ・フロー法を用いているが、類似するクレジットカードの受取債権に対する比較可能な転売市場全体がないこと、およびその観測可能な価格インプットがないことから、当社は公正価値を見積るために、同等の証券化市場から導き出した様々なインプットを用いる。かかるインプットには、見積り収入(将来の金利支払いおよび延滞利息収入を含む)、見積り弁済割合、割引率および関連する貸付金利が含まれる。

公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融負債

公正価値と等しい、または近似する帳簿価額の金融負債には、未収利息、顧客預金(以下に記載の譲渡性預金を除く)、トラベラーズ・チェックおよびその他プリペイド商品、支払債務、短期借入債務および一部のその他の負債が含まれる。これらの負債は、短期間であるか、明確な満期がないか、あるいは市場ベースの利率であることから、帳簿価額は公正価値と近似している。

公正価値以外の価額で計上される金融負債

譲渡性預金

譲渡性預金(以下「CD」という)は、連結貸借対照表上に取得時の発行コストで計上されている。公正価値は、類似する市場における類似するCDの当社の現行の借入金利を反映する将来キャッシュ・フローおよび割引率に基づき、割引キャッシュ・フロー法を用いて見積られている。

長期借入債務

長期借入債務は、連結貸借対照表上に取得時の発行コストで計上されており、一部の固定利付社債および外貨建債務にかかる現在の為替レートにかかる公正価値ヘッジ会計の影響が調整されている。当社の長期借入債務の公正価値は、取引価格が入手可能な場合には、取引オファー価格を用いて測定する。取引価格が入手できない場合には、各商品の将来キャッシュ・フローを、条件および信用リスクの類似する債務について公的に取引される市場において現在観測される利率により割り引くことで公正価値が決定される。長期借入債務については、条件が類似し比較可能な信用リスクについて公的に取引される債券市場において現在観測される利率が入手できない場合には、当社は市場金利を用い、必要なリスク(当社の信用リスクを含む)によりそれらの利率を調整する。当社の信用状態を反映する適切なスプレッドを決定するのに、当社は、クレジット・デフォルト・スワップのスプレッド、当社が発行した他の長期借入債務の債券イールド、および現在当社に対して提供されている期日が比較可能な類似する借入債務商品の金利を検討する。

非経常的な公正価値の測定

当社が保有する一部の資産は非経常的な公正価値の測定の対象となっている。これらの資産が当初認識後の期間に減損していると判断された場合、公正価値が測定される。2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、減損のため公正価値が測定された重要な資産は、当社にはなかった。

注記16 保証

当社は、購入製品に関連する損失をカバーするカード会員保証制度の他、通常の事業過程におけるその他の保証を提供している。当社では、保証は主にカードおよびトラベル・プロテクション・プログラムから構成されており、以下を含んでいる。

- ・リターン・プロテクションー加盟店が購入日から90日までの返品を受け入れない場合、適格なカードで支払いが行われ要件を満たした購入代金について返金する。
- ・マーチャント・プロテクションー主として物品およびサービスの未引渡からカード会員を保護する(通常、加盟店の倒産や清算の場合である)。当社は、かかる事象が生じた場合には通常、その取引についてのカード会員からの申立てを受け、カード会員口座へその購入代金を入金する。加盟店からその金額を回収できない場合は、カード会員に支払った金額の損失を当社が負担する。将来支出する可能性のある最高額の主な要素は、主に業務契約を通じてカード会員が旅行関連の加盟店で行う取引に関してであり、これらの契約に基づき、当社はカード会員が購入したが未使用または「未飛行」の旅行代金について、かかる加盟店への支払額を送金している。

下表に示されるとおり、割引前の将来支出する可能性のある最高額に関連して、当社は現在まで保証に関連する重要な損失を計上していない。当社の保証の当初認識は、公正価値によるものである。さらに当社は、損失の可能性が高く、またその損失額を合理的に見積ることが可能な場合には引当金を設定している。

以下の表は、12月31日現在におけるこれらの保証に関連する情報を示している。

保証の種類	割引前の 将来支出する可能性のある 最高額(a) (十億ドル)		関連する 負債額(b) (百万ドル)	
	2014年	2013年	2014年	2013年
リターン・プロテクションおよびマーチャント・プロテクション	37	37	44	84
その他(c)	8	8	67	77
合計	45	45	111	161

(a) 名目上の金額を示し、保証された当事者が完全に不履行であった場合に、保証や補償額は損失となる。マーチャント・プロテクションに関する割引前の将来支出する可能性のある最高額は、年間の請求に関するすべての適格な請求に基づき、最大エクスポージャーに関する経営陣の最善の見積りを使って算定されている。

(b) 当社の連結貸借対照表上の「その他の負債」に含まれている。

(c) 主に当社の購入プロテクション、事業の処分および不動産に関連する保証が含まれている。

注記17 普通株式および優先株式

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における授權株数および発行済普通株式数の調整を示している。

(単位：百万株)	2014年	2013年	2012年
授權普通株式数(a)	36億株	36億株	36億株
期首発行済株式数	1,064	1,105	1,164
普通株式の買戻し	(49)	(55)	(69)
その他、主としてストック・オプションの行使および 制限付株式報酬の付与	8	14	10
12月31日現在の発行済株式数	1,023	1,064	1,105

(a) 2014年12月31日現在、授權されているが未発行の普通株式のうち、約56百万株が従業員株式制度および従業員給付制度のために留保されている。

2013年3月25日、取締役会は、連邦準備銀行に提出した当社の資本分配計画に従い、市況に応じて徐々に、普通株式150百万株を買戻すことを承認した。この承認は過去におけるすべての買戻しに関する承認を置き換えるものである。2014年度および2013年度において、当社は、原価ベースで44億ドルの普通株式49百万株、原価ベースで40億ドルの普通株式55百万株をそれぞれ買戻した。これらの原価ベースの金額には、2014年度および2013年度に支払われた手数料それぞれ1.0百万ドルおよび1.1百万ドルが含まれている。2014年12月31日現在、当社は取締役会の株式買戻しの承認を受けた残り59百万株を有している。当該買戻しの承認には失効日がない。

当社は通常、株式を買戻し直後に消却しており(2014年、2013年および2012年12月31日現在、自己株式として保有しているそれぞれ3.2百万株、3.5百万株および3.9百万株を除く)、消却した普通株式および自己株式は上記の表では発行済株式数から除外している。自己株式は、2014年、2013年および2012年12月31日現在の原価ベースで、それぞれ280百万ドル、260百万ドルおよび236百万ドルであり、連結貸借対照表上、「株主資本」における「資本剰余金」の減額として含まれている。

取締役会は、株主の追加承認を得ることなく、当社の優先株式を20百万株まで額面1.66 2/3ドルで発行できる権限を付与されている。2014年11月10日、当社は合計750百万ドルの残余財産分配優先権を有する750,000株の預託株式を発行した。この株式は、それぞれが非累積型固定/変動配当永久優先株式シリーズB(以下「優先株式」という)に対する持分の1000分の1を表章している。優先株式にかかる配当金は、宣言された場合、2015年5月15日より毎年5月15日および11月15日の年2回(ただし2019年11月15日を除く)、年率5.2%で支払われる。2019年11月15日より(当該日を含む)、配当金は、宣言された場合、2020年2月15日より毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日の年4回、3ヶ月物LIBORに3.428%を加えたものと等しい年率で支払われることになる。当社は2019年11月15日以降、任意の配当金支払日に優先株式の全部または一部を適宜償還することができる。または一部の銀行規制の変更から90日以内に、預託株式1株当たり1,000ドルに未払いの宣言済配当金を加えた金額で、(一部ではなく)全部を償還することができる。

2013年および2012年12月31日現在、発行済優先株式はなかった。2014年、2013年および2012年12月31日現在、発行済新株予約権はなかった。

注記18 その他の累積包括(損失)利益の変動

AOCIは、当社の連結貸借対照表の株主持分の区分に含まれる貸借対照表項目である。損益で認識されていないが、特定の事象が生じた場合に将来的に損益で認識される可能性のある項目で構成されている。12月31日に終了した3事業年度におけるAOCIの各構成要素の変動は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ドル)(税引後)(a)	投資有価証券 未実現純利益 (損失)	キャッシュ・フ ロー・ヘッジ 未実現純利益 (損失)	為替換算 調整勘定	年金および その他の退職後給 付未実現損失純額	その他の累積 包括(損失) 利益
2011年12月31日現在の残高	288	(1)	(682)	(481)	(876)
未実現純利益	106				106
損益への再分類額による(減少)増加	(79)	1	1		(77)
海外事業に対する投資の換算による利益(純額)			215		215
海外事業に対する投資ヘッジの(損失)(純額)			(288)		(288)
年金およびその他の退職後給付(損失)利益				(7)	(7)
その他の累積包括利益(損失)の変動(純額)	27	1	(72)	(7)	(51)
2012年12月31日現在の残高	315	—	(754)	(488)	(927)
未実現純(損失)	(159)				(159)
損益への再分類額による(減少)	(93)				(93)
海外事業に対する投資の換算による(損失)(純額)			(589)		(589)
海外事業に対する投資ヘッジの純利益			253		253
年金およびその他の退職後給付利益				89	89
その他の累積包括(損失)利益の変動(純額)	(252)	—	(336)	89	(499)
2013年12月31日現在の残高	63	—	(1,090)	(399)	(1,426)
未実現純利益	104				104
損益への再分類額による(減少)増加	(71)		5		(66)
海外事業に対する投資の換算による(損失)(純額)			(869)		(869)
海外事業に対する投資ヘッジの純利益			455		455
年金およびその他の退職後給付(損失)利益				(117)	(117)
その他の累積包括利益(損失)の変動(純額)	33	—	(409)	(117)	(493)
2014年12月31日現在の残高	96	—	(1,499)	(516)	(1,919)

(a)以下の表は、12月31日に終了した3事業年度におけるその他の累積包括(損失)利益の各構成要素の変動に関する税効果を示したものである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
投資有価証券	19	(142)	7
キャッシュ・フロー・ヘッジ	—	—	1
為替換算調整勘定	(64)	(49)	24
純投資ヘッジ	273	135	(176)
年金およびその他の退職後給付損失	(46)	56	—
税効果合計	182	—	(144)

以下の表は、12月31日に終了した事業年度におけるA0CIから連結損益計算書への再分類の影響額を示したものである。

(単位：百万ドル) 内容	損益計算書において認識された(利益)損失		
	損益計算書上の勘定科目	金額	
		2014年	2013年
売却可能有価証券			
過年度の投資有価証券にかかる未実現純利益に関するA0CIの再分類による純利益	その他の利息以外の収益	111	145
関連する法人税等	法人税等	(40)	(52)
売却可能有価証券に関連する純利益への再分類		71	93
為替換算調整			
換算調整および関連するヘッジにかかる実現損失の再分類	その他の費用	(9)	—
関連する法人税等	法人税等	4	—
為替換算調整額の再分類		(5)	—
合計		66	93

注記19 利息以外の損益の詳細

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における「その他の手数料および報酬」の詳細である。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
為替換算手数料収益	877	877	855
支払遅延手数料	722	667	604
ロイヤルティ・パートナー関連手数料	383	310	290
サービス手数料	366	375	362
その他(a)	160	185	206
その他の手数料および報酬合計	2,508	2,414	2,317

(a)その他には、主にメンバーシップ特典プログラムに関する手数料による収益が含まれる。

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における「その他の収益」の詳細である。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
コンカー・テクノロジーに対する投資の売却益	744	—	—
グローバル・ネットワーク・サービス・パートナーの収益	694	650	664
投資有価証券にかかる実現純利益(a)	100	136	126
その他(b)	1,451	1,488	1,635
その他の収益合計	2,989	2,274	2,425

(a)2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、投資有価証券にかかる実現純利益はゼロ、ゼロおよび1百万ドルの損失総額を含んでいる。売却または償還時に未実現利益(損失)をA0CIから損益へ再分類するために、特定の識別方法が使用されている。

(b)その他には、カード会員の国外支出にかかる為替差益、加盟店関連手数料、カード会員の旅行およびその他の保険プログラムから稼得した保険料収益、トラベラーズ・チェック関連の収益、GBT JVとの移行的なサービス契約に関連する収益および持分法投資利益がならびにその他の雑収益および手数料含まれる。

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における「広告宣伝費、販売促進費、特典、カード会員サービスおよびその他」の詳細である。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
広告宣伝費および販売促進費	3,320	3,043	2,890
カード会員特典	6,931	6,457	6,282
カード会員サービスおよびその他	822	767	772
広告宣伝費、販売促進費、特典、カード会員サービスおよびその他 合計	11,073	10,267	9,944

広告宣伝費および販売促進費には、広告が最初に出された年度において費用計上される広告費用が含まれる。カード会員特典費用には、特典プログラム(メンバーシップ特典を含む)および共同ブランド契約の費用が含まれている。カード会員サービス費用には、カード会員に対するプロテクション・プランおよび無料サービスが含まれている。

以下の表は、12月31日に終了した事業年度における「その他(費用控除後)」の詳細である。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
プロフェッショナル・サービス	3,008	3,102	2,963
賃借料および設備関係費用	1,807	1,904	1,823
カード関連の不正行為による損失	369	278	278
通信費	383	379	383
ビジネス・トラベルの合併会社の取引にかかる利益	(630)	—	—
その他(a)	1,152	1,133	1,404
その他(純額)合計	6,089	6,796	6,851

(a) 「その他の費用」には、一般営業費用、非継続事業として分類されない資産または事業(ビジネス・トラベルの合併会社の取引を除く)の売却にかかる利益(損失)、訴訟費用、内部または規制上のレビューに関連する費用償還および保険費用または和解金、投資の減損、ならびに一部のロイヤルティ・パートナーに関連する費用が含まれている。

注記20 リストラクチャリング

当社は状況に応じて、より効率的かつ有効に機能し、新規のビジネス戦略を支えるためリストラクチャリング計画に着手している。かかる計画に関連して、一般的に退職金およびその他の撤退費用が発生する。

2014年度において、当社はリストラクチャリング費用を411百万ドル計上しており、この金額は過年度の見積りの見直しによる金額を控除している。2014年度の活動は主に、第4四半期および第2四半期に計上したリストラクチャリング費用それぞれ313百万ドルおよび133百万ドルに関連している。

2012年度において、当社はリストラクチャリング費用を403百万ドル計上しており、この金額は過年度の見積りの見直しによる金額を控除している。2012年度での当該活動は主に、第4四半期に計上したリストラクチャリング費用400百万ドルに関連している。

退職金債務に関連するリストラクチャリング費用は、当社の連結損益計算書において「給与および従業員給付金」に計上されているが、その他の撤退費用に関する費用は、「賃借料および設備関係費用」、および「その他の費用」に計上されている。

以下の表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度の当社のリストラクチャリング引当金を要約したものである。

(単位：百万ドル)

	退職金	その他(a)	合計
2011年12月31日現在の負債残高	170	30	200
リストラクチャリング費用(16百万ドルの調整額控除後)(b)	366	37	403
支払	(124)	(9)	(133)
2012年12月31日現在の負債残高	412	58	470
リストラクチャリング費用(4百万ドルの調整額控除後)(b)	(7)	3	(4)
支払	(206)	(23)	(229)
その他の非現金項目(c)	(3)	(1)	(4)
2013年12月31日現在の負債残高	196	37	233
リストラクチャリング費用(35百万ドルの調整額控除後)(b)	383	28	411
支払	(93)	(22)	(115)
その他の非現金項目(d)	(51)	(8)	(59)
2014年12月31日現在の負債残高(e)	435	35	470

- (a)その他は主に、設備処分および契約解除に伴う費用を含む。
- (b)調整額は主に当社内他部署への従業員配置転換の予測を上回る増加、事業変革および既存のイニシアチブの変更に関連する。
- (c)主に換算の影響が含まれている。
- (d)GBTの売却の一環として、2014年度第2四半期にGBT JVに振替えられた42百万ドルの引当金ならびに為替換算およびその他の非現金費用17百万ドルからなる。
- (e)残りのリストラクチャリング負債に関連する現金支払の大半は2015年度に終了すると予想されており、一部の長期退職金協定およびリース債務に関連する少額の支払は2016年度および2019年度にそれぞれ終了する見込みである。

以下の表は、2014年12月31日に終了した事業年度における事業別報告セグメントならびに全社およびその他毎のリストラクチャリング費用(調整額控除後)の要約および2009年度から2014年度にかけて開始され、2014年度に進行中であったリストラクチャリング計画に関連する累積額の要約である。

(単位：百万ドル)	2014年	進行中のリストラクチャリング・プログラムに関して これまでに発生したリストラクチャリング累積費用		
	リストラクチャリング費用 (調整額控除後)合計	退職金	その他	合計
USCS	38	66	6	72
ICS	139	220	1	221
GCS	54	249	18	267
GNMS	25	68	—	68
全社およびその他	155	195	96	291 (a)
合計	411	798	121	919 (b)

- (a)全社およびその他には、全社的なサポート業務に関連する退職金およびその他の費用222百万ドルが含まれているが、これは全社主導によるもので内部における費用計上方法と一致していることから当社の事業別報告セグメントに配分されなかった額である。
- (b)2014年12月31日現在、以前に承認され進行中のリストラクチャリング活動において発生する費用合計は、当該計画におけるこれまでの累積費用との間に重要な差異は見込まれていない。

注記21 法人税等

連結損益計算書に含まれている、12月31日に終了した事業年度における「法人税等」の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
当期法人税等：			
米国連邦税	2,136	1,730	982
米国州税および地方税	264	288	189
外国税額	412	514	445
当期法人税等合計	2,812	2,532	1,616
繰延税金費用(ベネフィット)：			
米国連邦税	352	113	359
米国州税および地方税	39	4	39
外国税額	(97)	(120)	(45)
繰延税金費用合計	294	(3)	353
法人税等合計	3,106	2,529	1,969

12月31日に終了した事業年度の継続事業における米国連邦法定税率35%から当社の実際の税率への調整は以下のとおりである。

(単位：%)	2014年	2013年	2012年
米国連邦法定税率	35.0	35.0	35.0
調整項目：			
免税収益	(1.5)	(1.6)	(1.6)
州税および地方税(連邦税ベネフィット控除後)	2.7	3.1	2.5
米国外事業利益(a)	(2.2)	(2.8)	(5.2)
税務上の和解(b)	(0.5)	(1.9)	(0.2)
その他すべて	1.0	0.3	—
実際の税率(a)	34.5	32.1	30.5

(a)すべての事業年度の業績は、主に、無期限に再投資されと思われる一部の米国外子会社の未分配利益に関連する税務上のベネフィットを含んでいる。さらに2012年度においては、一部の外国税額控除の実現に関連する税務上のベネフィット146百万ドルも含んでおり、これにより実際の税率がそれぞれ2.3%引き下げられた。

(b)様々な管轄区域内における税金問題の解消に関連している。

当社は、財務報告目的で測定された資産および負債と税務申告目的で測定された資産および負債とに差異がある場合、繰延税金(ベネフィット)を計上する。これらの一時差異は、将来の事業年度において課税または控除可能な金額となり、かかる差額の戻入れが予想される際に有効な税率および法律を用いて測定される。

12月31日現在の繰延税金資産および負債の重要な構成要素は、以下の表に反映されている。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
繰延税金資産：		
税務上損金不参入の引当金	3,926	3,813
従業員報酬および給付金	789	721
その他	266	546
繰延税金資産(総額)	4,981	5,080
評価性引当金	(75)	(121)
評価性引当金控除後の繰延税金資産	4,906	4,959
繰延税金負債：		
無形資産および有形固定資産	1,597	1,465
繰延収益	498	453
繰延利息	350	363
資産証券化	162	130
合併会社に対する投資	223	10
その他	62	95
繰延税金負債総額	2,892	2,516
繰延税金資産(純額)	2,014	2,443

評価性引当金は、経営陣が繰延税金資産のベネフィットの全額または一部が実現されない可能性が高いと判断した場合に設定される。2014年および2013年12月31日現在の評価性引当金は、当社の一部の米国外事業における欠損金およびその他の繰延税金資産に関連している。

特定の米国外の子会社の累積利益は、2014年12月31日現在合計で約97億ドルであり、永久に米国外で再投資される予定である。当社は、永久に米国外で再投資される予定の国外での利益に対して連邦法人税を支払っていない。従って、これらの利益については、2014年12月31日現在の総額約30億ドルとなる連邦税を引当てていない。

2014年度、2013年度および2012年度に当社が支払った法人税純額は、それぞれ約25億ドル、約20億ドルおよび約19億ドルであった。これらの金額には、過去の課税年度に関連する見積納税額および現金決済額が含まれている。

当社は、米国、米国の州および地方自治体の所得税法、ならびに当社が事業を営む外国の管轄区域の所得税法の対象となっている。これらの税法は複雑で、納税者の事実に対する適用方法はしばしば解釈の余地を残している。このような固有の複雑さを考慮し、当社は、タックス・ポジションのテクニカル・メリットに基づき、課税当局の税務調査に際してタックス・ポジションを維持できる可能性について判断をする必要がある。タックス・ポジションは、所得税法の適用に関する経営陣の判断に基づき、タックス・ポジションが税務調査に際して維持される可能性が高い場合のみ認識される。財務報告目的で認識したベネフィットの金額は、報告日現在に入手可能な事実、状況および情報を考慮した上で、税務当局との最終的な和解に係り実現される可能性が高いとされる最高額についての経営陣の最善の判断に基づいている。当社は、起こりうる結果を評価できる新情報がある場合に、未認識の税務上のベネフィットの水準を調整する。

当社は、内国歳入庁(以下「IRS」という)および当社が重要な事業を営む他の国および州の税務当局による継続調査を受けている。調査対象となる課税年度および未調査の課税年度は管轄区域によって異なる。IRSは、2007年度までについての当社の連邦税申告に関する税務調査を終了したが、当該年度に関する還付金の申請は引き続きIRSにより審査される。さらに当社は現在、2008年度から2011年度についてIRSによる税務調査を受けている。

以下の表は、未認識の税務上のベネフィットの変動を示している。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
1月1日現在残高	1,044	1,230	1,223
増加：			
当年度のタックス・ポジション	4	124	51
過年度までのタックス・ポジション	111	176	64
減少：			
過年度までのタックス・ポジション	(181)	(371)	(44)
税務当局との和解	(67)	(94)	(25)
時効による失効	(1)	(21)	(37)
為替換算による影響	(1)	—	(2)
12月31日現在残高	909	1,044	1,230

2014年、2013年および2012年12月31日現在、9億ドル、10億ドルおよび12億ドルの未認識の税務上のベネフィットには、認識された場合に将来の期間における実効税率に有利な影響を及ぼすであろう税務上のベネフィット、それぞれ約412百万ドル、約427百万ドルおよび約452百万ドルが含まれている。

当社は、今後12ヶ月間で未認識の税務上のベネフィットが最大で489百万ドル減少する合理的な可能性があると考えている。これは、主に多くの税務当局との過年度の税務問題について解決の可能性があるためである。過年度の税務問題には、特定の費用もしくは損失の損金算入および特定の税務管轄区域への課税所得の帰属に関連する未認識の税務上のベネフィットが含まれる。未認識の税務上のベネフィット489百万ドルのうち約369百万ドルは、認識された場合株主資本に計上され、当社の経営成績または実効税率に影響を及ぼさない金額に関連している。

未認識の税務上のベネフィットに関連する利息および課徴金は「法人税等」に計上されている。2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度に、当社はそれぞれ約19百万ドル、約31百万ドルおよび約8百万ドルの利息および課徴金を計上した。当社は、2014年および2013年12月31日現在、利息および課徴金の支払いのため、それぞれ約126百万ドルおよび約144百万ドルを計上している。

注記22 普通株式1株当たり利益(EPS)

以下の表は、12月31日に終了した事業年度の基本的および希薄化後EPSの算出を示したものである。

	2014年	2013年	2012年
	百万ドル	百万ドル	百万ドル
分子：			
基本的および希薄化後：			
当期純利益	5,885	5,359	4,482
議決権付株式報奨に配分された利益(a)	(46)	(47)	(49)
普通株主に帰属する当期純利益	5,839	5,312	4,433
	百万株	百万株	百万株
分母：(a)			
基本的：加重平均普通株式数	1,045	1,082	1,135
加算：加重平均ストック・オプション数(b)	6	7	6
希薄化後	1,051	1,089	1,141
	ドル	ドル	ドル
基本的EPS：	5.58	4.91	3.91
希薄化後EPS：	5.56	4.88	3.89

(a) 当社の権利未確定の制限付株式報奨は、配当金または配当金同等物に対する喪失不能な権利を含んでおり、議決権付有価証券とみなされている。EPSは、議決権付有価証券にかかる支払配当金または未払配当金および議決権付有価証券に帰属するものとみなされる未分配の利益を、分子から除く2クラス法に基づいて算定される。関連する議決権付有価証券は同様に分母から除かれている。

(b) 2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、EPSの算定において未行使ストック・オプションの希薄化効果のうち、それぞれ0.2百万株、0.1百万株および7.6百万株を除外している。これは、これらのオプションを計算に含めた場合に逆希薄化の効果をもたらすためである。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、当社は、2006年度に発行され2036年度に満期を迎える750百万ドルの劣後債に関連する特定の業績指標を達成した。いかなる四半期においても業績指標を達成できなかった場合には、当社は普通株式を発行し、それにより調達した資金を金利の支払いに充てることが求められることとなっていた。

注記23 規制事項および自己資本比率

当社は、連邦準備銀行による監督下および規制下にあり、連邦準備銀行のリスク・ベースの資本およびレバレッジ比率要件の対象となっている。当社の2つの米国における銀行業務子会社であるアメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク(以下「センチュリオン・バンク」という)およびアメリカン・エクスプレス・バンク・FSB(以下「FSB」という)(以下「両行」と総称する)は、連邦預金保険公社(以下「FDIC」という)および連邦通貨監督庁(以下「OCC」という)それぞれによる同様の自己資本規制要件を含め、監督および規制の対象となっている。

連邦準備銀行のリスク・ベースの自己資本比率規制ガイドラインに基づき、当社は、普通株式等ティア1(以下「CET1」という)、ティア1自己資本および合計自己資本(ティア1とティア2の合計)について、リスク加重資産に対する最低比率を維持するとともに、最低レバレッジ比率(調整後平均オン・バランス・シート資産に対するティア1自己資本の比率)を維持することが求められている。

最低限の自己資本比率要件を維持できない場合、更に規制当局により強制的措置が取られ、また、追加的な任意の措置が取られる可能性がある。その場合には、当社および両行の営業活動に直接、重大な影響を及ぼす可能性がある。

2014年および2013年12月31日現在、当社および両行は、それぞれに課されているすべての資本要件を満たしており、良好自己資本の要件を上回る自己資本規制比率を維持していた。

以下の表は、当社および両行の自己資本規制比率を表している。

(単位：百万ドル)	CET 1 自己資本(b)	ティア1 自己資本	合計 自己資本	CET 1 自己 資本比率(b)	ティア1 自己資本 比率	合計自己 資本比率	ティア1 レバレッジ比 率
2014年12月31日(a)：							
アメリカン・エクスプレス・カンパニー	17,525	18,176	20,801	13.1%	13.6%	15.6%	11.8%
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク	6,174	6,174	6,584	18.8%	18.8%	20.1%	18.7%
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB	6,722	6,722	7,604	14.2%	14.2%	16.0%	15.1%(c)
2013年12月31日：							
アメリカン・エクスプレス・カンパニー	(b)	16,174	18,585	(b)	12.5%	14.4%	10.9%
アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク	(b)	6,366	6,765	(b)	19.9%	21.2%	19.0%
アメリカン・エクスプレス・バンク・FSB	(b)	6,744	7,662	(b)	15.6%	17.7%	17.5% (c)
良好自己資本比率(e)				(f)	6.0%	10.0%	5.0% (d)
最低自己資本比率(e)				4.0%	5.5%	8.0%	4.0%

(a) 2014年度より、バーゼルⅢの先進的アプローチに準拠した機関として、自己資本比率はバーゼルⅢの資本定義を用いて、移行規定およびバーゼルⅠリスク加重資産を含めて報告されている。

(b) 新バーゼルⅢ資本規則の一環として、2014年度より、バーゼルⅢの先進的アプローチに準拠した機関は普通株式等ティア1自己資本および関連する比率を開示するよう求められている。

(c) FSBのティア1レバレッジ比率は、連邦貯蓄銀行に適用されるOCCの規則で規定されているとおり、2013年度の期末資産合計および2014年度の平均資産合計を用いて計算されている。

(d) 連邦預金保険公社向上法に基づき公表された規則に従って「良好自己資本」とみなされる銀行子会社に対する要件を表す。銀行持株会社に関するティア1レバレッジ比率に「良好自己資本」の定義はない。

(e) 2014年12月31日に終了した事業年度において、連邦準備銀行、OCCおよびFDICが公表した規則によって定義されている。

(f) 2015年1月1日より、先進的アプローチに準拠した機関に対する規制により定義された早期是正措置要件に基づき、バーゼルⅢCET1における良好自己資本比率が資本測定手法として適用された。

子会社の制限付純資産

当社の特定の子会社は、借入契約および規制要件に基づき純資産の譲渡に関する制限を受けている。これらの制限は、今まで当社の株主配当に関する方針に何ら影響を与えておらず、将来においても影響を及ぼすことがないと経営陣は予想している。各種の契約や規制に準拠しながら当社と子会社との間で純資産の譲渡を行うための手続が存在している。2014年12月31日現在、当社への譲渡が制限されている子会社の純資産の総額は約110億ドルであった。

銀行持株会社の配当金制限

当社は、銀行業務として安全でなく不健全であるとみなされる配当金の支払を禁止する権限がある、連邦準備銀行により配当金の支払を制限されている。連邦準備銀行の方針としては、銀行持株会社は一般的に過去1年に生じた普通株式保有者に帰属する純収益の範囲内で、また将来の留保利益が組織の現在および将来予想される資本需要、資産価値ならびに全体的な財政状態と一致している時のみ、優先および普通株式に対して配当金を支払うべきであるというものである。さらに、銀行持株会社は、その預金保険対象預金受入機関子会社の健全化の基となることが求められ、また、それらの能力を弱体化させるような、配当金のレベルを維持するべきではない。当社は毎年、2年以内に実施予定の配当に関する計画を含む資本計画を策定し維持するとともに、当該資本計画を連邦準備銀行に提出することが求められている。

銀行の配当金制限

2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、センチュリオン・バンクは、利益剰余金からそれぞれ19億ドルおよび14億ドルの配当金を親会社に支払い、FSBは、利益剰余金からそれぞれ21億ドルおよび18億ドルの配当金を親会社に支払った。

両行は配当金の支払能力について法定上かつ規制上の制約を受けている。任意日に支払われる配当金は両行の規制当局による監督上の検討事項対象となっており、配当金合計額は各行の利益剰余金までに制限されている。2014年および2013年12月31日現在、配当可能な両行の利益剰余金は、総額でそれぞれ36億ドルおよび46億ドルであった。親会社への配当金を決定する際、両行ではリスク・ベースの自己資本およびレバレッジ比率要件に対する影響、ならびに連邦規制当局の政策綱領についても考慮する必要がある。さらに両行の銀行規制当局は、銀行組織の財政状況を考慮した上で配当金の支払いが安全ではない、あるいは不健全な銀行業務を構成するとの見解を示した場合、様々な状況下における両行による配当金の支払を制限するか、あるいは禁止する権限を有している。

注記24 重要な信用リスクの集中

経済、産業あるいは地理的要因の変化が、取引先グループに同程度に影響し、その信用エクスポージャー合計がアメリカン・エクスプレスの信用エクスポージャー全体と比較して重要である場合、信用リスクの集中があると判断できる。当社の顧客は、様々な業種、経済部門および地理的地域で営業している。

以下の表は12月31日現在における当社のカテゴリー別の信用エクスポージャー最高額(デリバティブ金融商品に関連する信用エクスポージャーを含む)を示している。

(単位：十億ドル)	2014年	2013年
オン・バランス・シート：		
個人(a)	101	98
金融機関(b)	25	22
米国政府および政府機関(c)	4	4
その他全部(d)	17	17
オン・バランス・シート合計(e)	147	141
未使用信用枠一個人(f)	278	265

- (a)個人には、主にカード会員ローンおよび未収金が含まれる。
- (b)金融機関には、主に銀行、ブローカー・ディーラー、保険会社および貯蓄貸付組合の借入債務が含まれる。
- (c)米国政府および政府機関は、米国政府およびその諸機関、州および地方自治体、ならびに政府系事業体の借入債務を示している。
- (d)その他全部には、主にその他の企業からのカード会員未収金が含まれる。
- (e)特定のカテゴリー間の区別は、経営陣の判断を必要とする。
- (f)チャージカード商品には通常、あらかじめ決められた使用限度枠がないため、チャージカード商品に対する関連信用限度は数値化できない。従って、数値化されている未使用信用枠の金額には、貸付商品に関する利用可能な信用枠の概算のみが含まれる。

2014年および2013年12月31日現在、当社の最も重要な信用リスクの集中は、カード会員未収金およびローンを含めた個人にある。これらの金額は、通常、無担保ベースで前渡しされる。しかしながら、当社は潜在的な顧客のそれぞれの申込書を見直し、申込者のクレジット記録ならびに返済する能力および意思を評価している。また、当社は、信用エクスポージャー管理にあたり、顧客のカード会員期間別、業種別および地域別のクレジット・パフォーマンスも考慮している。

以下の表は、米国内外における12月31日現在の当社のカード会員ローンおよび未収金のエクスポージャー(カード会員ローンの未使用信用枠を含む)を示している。

(単位：十億ドル)	2014年	2013年
オン・バランス・シート：		
米国	94	89
米国外	21	22
オン・バランス・シート合計(a)(b)	115	111
未使用信用枠一個人：		
米国	234	219
米国外	44	46
未使用信用枠一個人の合計	278	265

- (a)先の表脚注(a)および(d)に記載のとおり、個人向けカード会員ローンならびに個人会員および法人会員からの未収金を示す。
- (b)当社のオン・バランス・シートのエクスポージャー残高には、現金、投資、その他の貸付金、その他の未収金、およびデリバティブ金融商品を含むその他の資産が含まれている。これらの残高は主に米国内におけるものである。

注記25 事業別報告セグメントおよび地域別セグメント

事業別報告セグメント

当社は、グローバル決済および旅行関連の世界有数の企業であり、その事業は、USCS、ICS、GCSおよびGNMSの4つの事業別報告セグメントからなる。

当社は、最高業務意思決定者により精査された業績、経済的特性、提供している商品およびサービス、顧客層、商品流通チャンネル、地理的な事項(主に米国対米国外)ならびに規制環境事項など、事業別報告セグメントの構成を評価するにあたり、様々な要素を組み合わせて考慮している。当社の4つの事業別報告セグメントにおける主要事業活動の概要は以下のとおりである。

- ・USCSは、米国の一般消費者向けおよび小規模企業向けに幅広いカード商品およびサービスを発行・提供しており、カード会員およびその他の顧客に対して顧客向けトラベル・サービスを提供している。
- ・ICSは、米国外で一般消費者向けおよび小規模企業向けに自社カードを発行しており、様々な国で提携ロイヤルティ事業を運営している。
- ・GCSは、世界中の法人決済サービスを大企業および中規模企業に提供している。GCSに含まれていた当社のビジネス・トラベル事業は、GBT JVの取引に関連して、2014年6月30日に連結から除外された。
- ・GNMSは、自社発行カードおよび非自社発行カード取引の処理および決済を行う世界的決済ネットワークを運営している。GNMSは、当社の世界的なクローズド・ループ・ネットワークを利用しながら、加盟店を獲得し、販売時点情報管理商品、複数のチャンネルを利用するマーケティングのプログラムおよび能力、サービスならびにデータの提供も行っている。第三者カード発行者および取得者との提携契約を締結し、アメリカン・エクスプレスのブランドライセンスの許諾および世界的なネットワークの勢力範囲の拡大を図っている。

当社のエンタープライズ・グロス・グループ、ならびにその他の事業を含む、全社機能および一部のその他の業務は、全社およびその他に含まれている。

以下の表は、2014年、2013年および2012年12月31日現在および同日に終了した事業年度における特定の主要財務情報を示している。

(単位：百万ドル)	USCS	ICS	GCS	GNMS	全社および その他(a)	連結
2014年度						
利息以外の収益	12,732	4,737	5,173	5,426	752	28,820
受取利息	5,786	1,085	15	52	241	7,179
支払利息	604	330	240	(269)	802	1,707
支払利息控除後収益合計	17,914	5,492	4,948	5,747	191	34,292
引当金合計	1,396	370	180	93	5	2,044
継続事業からの税引前利益(損失)	5,100	449	2,408	2,620	(1,586)	8,991
法人税等(ベネフィット)	1,900	38	865	960	(657)	3,106
当期純利益(損失)	3,200	411	1,543	1,660	(929)	5,885
資本合計	104億ドル	30億ドル	38億ドル	20億ドル	15億ドル	207億ドル
2013年度						
利息以外の収益	12,123	4,644	5,085	5,229	846	27,927
受取利息	5,565	1,118	13	32	277	7,005
支払利息	693	361	245	(252)	911	1,958
支払利息控除後収益合計	16,995	5,401	4,853	5,513	212	32,974
引当金合計	1,250	388	129	67	(2)	1,832
継続事業からの税引前利益(損失)	4,994	643	1,244	2,469	(1,462)	7,888
法人税等(ベネフィット)	1,801	12	384	894	(562)	2,529
当期純利益(損失)	3,193	631	860	1,575	(900)	5,359
資本合計	93億ドル	31億ドル	37億ドル	20億ドル	14億ドル	195億ドル
2012年度						
利息以外の収益	11,469	4,561	4,995	5,005	897	26,927
受取利息	5,342	1,147	11	23	331	6,854
支払利息	765	402	257	(243)	1,045	2,226
支払利息控除後収益合計	16,046	5,306	4,749	5,271	183	31,555
引当金合計	1,253	279	106	73	1	1,712
継続事業からの税引前利益(損失)	4,069	659	960	2,219	(1,456)	6,451
法人税等(ベネフィット)	1,477	25	316	776	(625)	1,969
当期純利益(損失)	2,592	634	644	1,443	(831)	4,482
資本合計	87億ドル	29億ドル	36億ドル	20億ドル	17億ドル	189億ドル

(a) 全社およびその他には、セグメント間活動の調整および消去が含まれている。

支払利息控除後収益合計

当社は、割引料収入およびセグメント間の一部のその他の収益に関して移転価格手法を用いて配分している。USCS、ICSおよびGCSセグメントにおいて、「割引料収入」は各セグメントのカード会員により発生した割引料収入全体におけるカード発行者の内訳を反映している。また、GNMSセグメントにおいて、割引料収入は割引料収入全体におけるネットワークおよび加盟店募集業者の内訳を反映している。カード手数料(純額)および旅行手数料および報酬は、それらが計上されるセグメントに直接帰属する。

貸付金の利息および手数料ならびに一部の投資収益は、それらが計上されるセグメントに直接帰属する。支払利息はセグメントの資金調達要件および社内の資金調達率の組み合わせに基づいて配分された資本調達費用を表している。

損失引当金

損失引当金は、それらが計上されるセグメントに直接帰属する。

費用

広告宣伝費および販売促進費は、発生した実際の費用に基づいて各セグメントに反映される。但し、ブランド広告費はGNMSおよびUSCSセグメントに主に反映される。特典およびカード会員サービス費用は、各セグメントで実際に発生した費用に基づいて各セグメントに含まれている。

給与および従業員給付金およびその他の事業費用は、プロフェッショナル・サービス、賃借料および設備関係費用ならびに通信費など各セグメントで直接発生する費用を含んでいる。さらに、技術費用など当社の支援事業活動に関連する費用は、セグメントに直接帰属する支援事業活動に主に基づいて各セグメントに配分される。スタッフ・グループ機能へのサポートなどのその他の間接費は、各セグメントにおいて直接発生したサービス費および税引前利益の相対的な水準の組み合わせに基づいて全社およびその他から各セグメントに配分される。

資本

各事業セグメントに対して、確立されたビジネスモデル運用における要件、リスク測定および規制資本の要件に基づいて資本は配分されている。ビジネスモデル運用における要件には、業務支援に必要とされる資本および特定の貸借対照表項目が含まれる。リスク測定には、信用リスク、市場リスクおよび運用リスクの考慮が含まれる。

法人税等

法人税等(ベネフィット)は、各セグメントを構成する様々な事業に適用される実効税率に基づいて各事業セグメントに配分される。

地域別セグメント

以下の表は、各地域の当社の支払利息控除後収益合計および継続事業からの税引前利益(損失)を示している。

(単位：百万ドル)	米国	EMEA(a)	JAPA(a)	LACC(a)	その他 未配分(b)	連結
2014年度(c)						
支払利息控除後収益合計	24,855	3,767	2,934	2,888	(152)	34,292
継続事業からの税引前利益(損失)	8,869	525	463	683	(1,549)	8,991
2013年度(c)						
支払利息控除後収益合計	23,745	3,700	2,952	2,900	(323)	32,974
継続事業からの税引前利益(損失)	7,679	524	488	701	(1,504)	7,888
2012年度(c)						
支払利息控除後収益合計	22,631	3,594	3,106	2,774	(550)	31,555
継続事業からの税引前利益(損失)	6,468	505	426	605	(1,553)	6,451

(a) EMEAはヨーロッパ、中東およびアフリカを、JAPAは日本、アジア/太平洋およびオーストラリアを、またLACCはラテンアメリカ、カナダ、カリブを示している。

(b) その他未配分には、余剰流動性資金にかかる金利の純ネガティブ・スプレッドおよび経営部門の事業費に関連する費用を含む、特定の地理的地域に直接的に配分されない費用純額が含まれている。

(c) 上記の表のデータは、経営陣の判断を必然的に伴う内部配分法に部分的に基づいている。

注記26 親会社

要約損益計算書
 (親会社単独)

(単位：百万ドル)	12月31日終了事業年度		
	2014年	2013年	2012年
収益			
利息以外の収益			
有価証券の売却益	99	135	121
その他	270	5	(12)
利息以外の収益合計	369	140	109
受取利息	141	134	137
支払利息	(543)	(583)	(609)
支払利息控除後収益合計	(33)	(309)	(363)
費用			
給与および従業員給付金	275	206	165
その他	357	261	214
合計	632	467	379
税引前損失	(665)	(776)	(742)
法人税ベネフィット	(249)	(297)	(258)
子会社および関連会社の持分法による純利益考慮前純損失	(416)	(479)	(484)
子会社および関連会社の持分法による純利益	6,301	5,838	4,966
当期純利益	5,885	5,359	4,482

要約貸借対照表

(親会社単独)

(単位：百万ドル)

資産の部

現金および現金同等物

投資有価証券

子会社および関連会社の純資産における持分

未収金－引当金控除後純額

建物および設備、以下の減価償却累計額控除後：
 2014年 106百万ドル、2013年 76百万ドル

子会社および関連会社への貸付金

子会社および関連会社に対する債権

その他の資産

資産合計

負債および株主資本の部

負債

未払金およびその他の負債

子会社および関連会社に対する債務

子会社および関連会社の短期借入債務

長期借入債務

負債合計

株主資本

優先株式

普通株式

資本剰余金

利益剰余金

その他の累積包括損失

株主資本合計

負債および株主資本合計

12月31日現在	
2014年	2013年
8,824	6,076
1	123
20,123	19,571
134	378
139	136
7,809	5,236
1,477	1,126
365	335
38,872	32,981
1,590	1,386
964	926
5,937	819
9,708	10,354
18,199	13,485
—	—
205	213
12,874	12,202
9,513	8,507
(1,919)	(1,426)
20,673	19,496
38,872	32,981

要約キャッシュ・フロー計算書

(親会社単独)

(単位：百万ドル)	12月31日終了事業年度		
	2014年	2013年	2012年
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益	5,885	5,359	4,482
当期純利益と営業活動により得たキャッシュ・フローとの調整：			
子会社および関連会社の持分法による純利益	(6,301)	(5,838)	(4,966)
子会社および関連会社からの受取配当金	5,455	4,768	3,355
有価証券の売却益	(99)	(135)	(121)
その他の営業活動(主として子会社および関連会社と行うもの)	173	324	196
債務交換に対する支払プレミアム	—	—	(541)
営業活動より得たキャッシュ(純額)	5,113	4,478	2,405
投資活動によるキャッシュ・フロー			
売却可能投資有価証券の売却	111	157	118
有形固定資産の購入	(39)	(39)	(38)
子会社および関連会社への貸付金	(2,574)	1,498	(1,601)
子会社および関連会社への投資	—	—	(11)
投資活動(に使用された)より得たキャッシュ(純額)	(2,502)	1,616	(1,532)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入債務の(元本返済)/発行	(655)	843	—
子会社および関連会社の短期借入債務	5,118	(1,497)	1,421
アメリカン・エクスプレス優先株式の発行	742	—	—
アメリカン・エクスプレス普通株式およびその他発行	362	721	443
アメリカン・エクスプレス普通株式買戻し	(4,389)	(3,943)	(3,952)
配当金支払	(1,041)	(939)	(902)
財務活動より得た(に使用された)キャッシュ(純額)	137	(4,815)	(2,990)
現金および現金同等物の正味増加(減少)額	2,748	1,279	(2,117)
現金および現金同等物の期首残高	6,076	4,797	6,914
現金および現金同等物の期末残高	8,824	6,076	4,797
キャッシュ・フローについての補足情報			
キャッシュ・フローを伴わない財務活動			
長期借入債務の債務交換による影響に関連する費用	—	—	439
ビジネス・トラベル合弁会社の取引にかかる利益	630	—	—

注記27 四半期財務データ(未監査)

(単位：百万ドル)

各四半期末日	2014年			
	12月31日	9月30日	6月30日	3月31日
支払利息控除後収益	9,107	8,329	8,657	8,199
税引前利益	2,225	2,246	2,312	2,208
当期純利益	1,447	1,477	1,529	1,432
普通株式1株当たり利益－基本的：				
普通株主に帰属する当期純利益(a)	1.40ドル	1.41ドル	1.44ドル	1.34ドル
普通株式1株当たり利益－希薄化後：				
普通株主に帰属する当期純利益(a)	1.39ドル	1.40ドル	1.43ドル	1.33ドル
普通株式1株当たり現金配当	0.26ドル	0.26ドル	0.26ドル	0.23ドル
普通株式価格：				
高値	94.89ドル	96.24ドル	96.04ドル	94.35ドル
安値	78.41ドル	85.75ドル	83.99ドル	82.63ドル

(単位：百万ドル)

各四半期末日	2013年			
	12月31日	9月30日	6月30日	3月31日
支払利息控除後収益	8,547	8,301	8,245	7,881
税引前利益	1,980	2,004	1,995	1,909
当期純利益	1,308	1,366	1,405	1,280
普通株式1株当たり利益－基本的：				
普通株主に帰属する当期純利益(a)	1.22ドル	1.26ドル	1.28ドル	1.15ドル
普通株式1株当たり利益－希薄化後：				
普通株主に帰属する当期純利益(a)	1.21ドル	1.25ドル	1.27ドル	1.15ドル
普通株式1株当たり現金配当	0.23ドル	0.23ドル	0.23ドル	0.20ドル
普通株式価格：				
高値	90.79ドル	78.63ドル	78.61ドル	67.48ドル
安値	72.08ドル	71.47ドル	63.43ドル	58.31ドル

(a)2014年12月31日に終了した四半期において11百万ドル、2014年9月30日終了した四半期において11百万ドル、2014年6月30日に終了した四半期において12百万ドル、2014年3月31日終了した四半期において12百万ドル、2013年12月31日に終了した四半期において11百万ドル、2013年9月30日終了した四半期において12百万ドル、2013年6月30日に終了した四半期において13百万ドル、2013年3月31日終了した四半期において11百万ドルの、議決権付株式報奨に配分された利益控除後の当期純利益を示している。

[前へ](#)[次へ](#)

(7)財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書

当社の経営陣は、財務報告にかかる適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。

当社の財務報告にかかる内部統制とは、財務報告の信頼性および米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「GAAP」という)に準拠した外部報告目的の財務書類作成について合理的な保証を提供するように整備された手続であり、次のような方針および手続を含んでいる。

- ・ 当社の取引および資産の処分を、合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に関するもの。
- ・ GAAPに準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また収入および支出は当社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの。
- ・ 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある当社の資産の未承認の取得、利用、処分の防止、またはその適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告にかかる内部統制には固有の限界があるため、虚偽表示が防止または発見されない可能性がある。また将来における有効性の評価の予測には、状況の変化によって統制が不十分となるリスク、または方針もしくは手続の遵守の程度が低下するといったリスクが存在する。

当社の経営陣は2014年12月31日現在における、当社の財務報告にかかる内部統制の有効性について評価した。この評価にあたり、当社の経営陣は、トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が「内部統制の統合的枠組み(2013年)」において確立した規準を利用した。

当社の経営陣の評価およびこれらの規準に基づいて、経営陣は当社の2014年12月31日現在の財務報告にかかる内部統制は有効であると判断している。

当社の独立登録会計事務所プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、2014年12月31日現在の財務報告にかかる当社の内部統制の有効性についての証明報告書を発行した。

[前へ](#) [次へ](#)

AMERICAN EXPRESS COMPANY
CONSOLIDATED STATEMENTS OF INCOME

Years Ended December 31 (Millions, except per share amounts)	2014	2013	2012
Revenues			
Non-interest revenues			
Discount revenue	\$ 19,493	\$ 18,695	\$ 17,739
Net card fees	2,712	2,631	2,506
Travel commissions and fees	1,118	1,013	1,940
Other commissions and fees	2,508	2,414	2,317
Other	2,989	2,274	2,425
Total non-interest revenues	28,820	27,027	26,927
Interest income			
Interest on loans	6,929	6,718	6,511
Interest and dividends on investment securities	179	201	246
Discounts with banks and other	71	86	97
Total interest income	7,179	7,005	6,854
Interest expense			
Deposits	373	442	480
Long-term debt and other	1,334	1,518	1,766
Total interest expense	1,707	1,958	2,246
Net interest income	5,472	5,047	4,608
Total revenues net of interest expense	34,292	32,074	31,535
Provisions for losses			
Charge card	792	648	601
Credit member loans	1,138	1,115	1,000
Other	114	59	81
Total provisions for losses	2,044	1,832	1,712
Total revenues net of interest expense after provisions for losses	32,248	31,142	29,843
Expenses			
Marketing, promotion, rewards and Card Member services	11,073	10,267	9,944
Salaries and employee benefits	6,095	6,191	6,597
Other, net	6,089	6,796	6,851
Total expenses	23,257	23,254	23,392
Pretax income	8,991	7,888	6,451
Income tax provision	3,106	2,529	1,969
Net income	\$ 5,885	\$ 5,359	\$ 4,482
Earnings per Common Share - (Note 22)			
Basic	\$ 5.55	\$ 4.91	\$ 3.91
Diluted	5.56	4.88	3.89
Average common shares outstanding for earnings per common share:			
Basic	1,045	1,092	1,135
Diluted	1,051	1,089	1,141

(a) Represents net income less earnings allocated to participating share awards of \$46 million, \$47 million and \$49 million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

See Notes to Consolidated Financial Statements.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

Years Ended December 31 (Millions)	2014	2013	2012
Net income	\$ 5,885	\$ 5,354	\$ 4,467
Other comprehensive income (loss):			
Net unrealized taxation gains (losses), net of tax	33	(252)	28
Net unrealized derivatives gains, net of tax	—	—	1
Foreign currency translation adjustments, net of tax	(409)	(536)	(72)
Net unrealized pension and other postretirement benefit (losses) gains, net of tax	(117)	89	(7)
Other comprehensive loss	(493)	(1499)	(81)
Comprehensive income	\$ 5,392	\$ 4,855	\$ 4,431

See Notes to Consolidated Financial Statements.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
CONSOLIDATED BALANCE SHEETS

December 31 (Millions, except per share data)	2014	2013
Assets		
Cash and cash equivalents		
Cash and due from banks	\$ 2,628	\$ 2,212
Interest-bearing deposits in other banks (includes securities purchased under resale agreements; 2014, \$204; 2013, \$143)	19,190	16,776
Short-term investment securities	470	495
Total cash and cash equivalents	22,288	19,483
Accounts receivable		
Card Member receivables (includes gross receivables available to settle obligations of a consolidated variable interest entity; 2014, \$7,025; 2013, \$7,329 less reserves; 2014, \$486; 2013, \$386)	44,386	43,777
Other receivables, less reserves; 2014, \$61; 2013, \$71	2,614	2,408
Loans		
Card Member loans (includes gross loans available to settle obligations of a consolidated variable interest entity; 2014, \$30,115; 2013, \$31,249), less reserves; 2014, \$1,203; 2013, \$1,281	69,184	65,977
Other loans, less reserves; 2014, \$12; 2013, \$13	920	608
Investment securities	4,431	5,056
Furniture and equipment, less accumulated depreciation and amortization; 2014, \$6,270; 2013, \$5,978	3,938	3,875
Other assets (includes restricted cash of consolidated variable interest entities; 2014, \$64; 2013, \$58)	11,342	11,294
Total assets	\$ 159,103	\$ 153,375
Liabilities and Shareholders' Equity		
Liabilities		
Customer deposits	\$ 44,171	\$ 41,763
Travelers' Cheques and other prepaid products	3,673	4,240
Accounts payable	11,300	10,675
Short-term borrowings (includes debt issued by consolidated variable interest entities; 2014, nil; 2013, \$2,000)	3,480	5,021
Long-term debt (includes debt issued by consolidated variable interest entities; 2014, \$79,516; 2013, \$18,690)	57,955	56,330
Other liabilities	17,851	16,902
Total liabilities	\$ 138,430	\$ 133,871
Commitments and Contingencies (Note 13)		
Shareholders' Equity		
Preferred shares, \$1.66 ²⁵ per value, authorized 20 million shares, issued and outstanding 750 shares as of December 31, 2014 and nil as of December 31, 2013 (Note 17)	—	—
Common shares, \$0.20 per value, authorized 3.6 billion shares, issued and outstanding 1,023 million shares as of December 31, 2014 and 1,064 million shares as of December 31, 2013	205	273
Additional paid-in capital	12,874	12,202
Retained earnings	9,513	8,507
Accumulated other comprehensive income (loss)		
Net unrealized securities gains, net of tax of; 2014, \$52; 2013, \$33	96	63
Foreign currency translation adjustments, net of tax of; 2014, \$(317); 2013, \$(526)	(1,499)	(1,050)
Net unrealized pension and other postretirement benefit losses, net of tax of; 2014, \$(223); 2013, \$(177)	(516)	(1,399)
Total accumulated other comprehensive income	(1,919)	(1,426)
Total shareholders' equity	20,673	19,496
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 159,103	\$ 153,375

See Notes to Consolidated Financial Statements.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS

Years Ended December 31 (Millions)	2014	2013	2012
Cash Flows from Operating Activities			
Net income	\$ 5,885	\$ 5,359	\$ 4,482
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Provisions for losses	2,044	1,837	1,712
Depreciation and amortization	1,012	1,020	991
Deferred taxes and other	(941)	(5)	496
Stock-based compensation	290	350	297
Changes in operating assets and liabilities, net of effects of acquisitions and dispositions:			
Other receivables	(56)	(73)	152
Other assets	650	335	390
Accounts payable and other liabilities	2,594	88	(359)
Travelers Cheques and other prepaid products	(488)	(359)	(542)
Premium paid on debt exchange	—	—	(541)
Net cash provided by operating activities	10,990	8,547	7,082
Cash Flows from Investing Activities			
Sales of available-for-sale investment securities	242	217	525
Maturities and redemptions of available-for-sale investment securities	1,116	1,292	1,562
Sales of other investments	990	—	—
Purchase of investments	(886)	(1,348)	(473)
Net increase in Card Member loans/receivables	(8,077)	(6,391)	(6,671)
Purchase of premises and equipment, net of sales: 2014, \$3; 2013, \$72; 2012, \$3	(1,195)	(1,026)	(1,053)
Acquisitions/dispositions, net of cash acquired	(229)	(195)	(466)
Net decrease in restricted cash	72	72	31
Net cash used in investing activities	(7,907)	(7,269)	(6,545)
Cash Flows from Financing Activities			
Net increase in customer deposits	2,459	1,195	2,300
Net (decrease) increase in short-term borrowings	(1,374)	1,843	(1,025)
Issuance of long-term debt	16,020	11,992	12,934
Principal payments on long-term debt	(12,768)	(14,763)	(14,076)
Issuance of American Express preferred shares	742	—	—
Issuance of American Express common shares	162	725	443
Repurchase of American Express common shares	(4,389)	(3,943)	(3,962)
Dividends paid	(1,041)	(939)	(902)
Net cash provided by (used in) financing activities	11	(3,891)	(3,268)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	(232)	(751)	88
Net increase (decrease) in cash and cash equivalents	2,802	(2,764)	(2,643)
Cash and cash equivalents at beginning of year	19,486	22,250	24,893
Cash and cash equivalents at end of year	\$ 22,288	\$ 19,486	\$ 22,250
Supplemental cash flow information			
Non-cash financing activities			
Charge related to impact of debt exchange on long-term debt	\$ —	\$ —	\$ 133
Gain on business travel joint venture transaction	\$ 630	\$ —	\$ —

See Notes to Consolidated Financial Statements.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
CONSOLIDATED STATEMENTS OF SHAREHOLDERS' EQUITY

Three Years Ended December 31, 2014 (Millions, except per share amounts)	Total	Preferred Shares	Common Shares	Additional Paid-in Capital	Accumulated Other Comprehensive Income (Loss)	Retained Earnings
Balances as of December 31, 2011	\$ 18,794	\$ —	\$ 232	\$ 12,217	\$ (870)	\$ 7,221
Net income	4,482					4,482
Other comprehensive loss	(51)				(51)	
Repurchase of common shares	(4,000)		(14)	(765)		(3,221)
Other changes, primarily employee plans	570		3	615		(48)
Cash dividends declared common, \$0.80 per share	(909)					(909)
Balances as of December 31, 2012	18,886	—	221	12,067	(927)	7,525
Net income	5,359					5,359
Other comprehensive loss	(499)				(499)	
Repurchase of common shares	(4,000)		(11)	(648)		(3,341)
Other changes, primarily employee plans	717		3	783		(69)
Cash dividends declared common, \$0.89 per share	(967)					(967)
Balances as of December 31, 2013	19,496	—	213	12,202	(1,426)	8,507
Net income	5,885					5,885
Other comprehensive loss	(493)				(493)	
Preferred shares issued	742			742		
Repurchase of common shares	(4,378)		(10)	(604)		(3,764)
Other changes, primarily employee plans	476		2	534		(60)
Cash dividends declared common, \$1.01 per share	(1,055)					(1,055)
Balances as of December 31, 2014	\$ 20,673	\$ —	\$ 205	\$ 12,874	\$ (1,919)	\$ 9,513

See Notes to Consolidated Financial Statements.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 1

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

THE COMPANY

American Express Company (the Company) is a global services company that provides customers with access to products, insights and experiences that enrich lives and build business success. The Company's principal products and services are charge and credit payment card products and travel-related services offered to consumers and businesses around the world. After June 30, 2014, business travel-related services are offered through the non-consolidated joint venture, American Express Global Business Travel (GBT JV). Until June 30, 2014, the business travel operations were wholly owned. The Company also focuses on generating alternative sources of revenue on a global basis in areas such as online and mobile payments and fee-based services. The Company's various products and services are sold globally to diverse customer groups, including consumers, small businesses, mid-sized companies and large corporations. These products and services are sold through various channels, including direct mail, online applications, targeted direct and third-party sales forces and direct response advertising.

PRINCIPLES OF CONSOLIDATION

The Consolidated Financial Statements of the Company are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (GAAP). Significant intercompany transactions are eliminated.

The Company consolidates entities in which it holds a "controlling financial interest." For voting interest entities, the Company is considered to hold a controlling financial interest when it is able to exercise control over the investees' operating and financial decisions. For variable interest entities (VIEs), it is considered to hold a controlling financial interest when it is determined to be the primary beneficiary. A primary beneficiary is the party that has both: (1) the power to direct the activities that most significantly impact that entity's economic performance, and (2) the obligation to absorb losses of, or the right to receive benefits from, the VIE that could potentially be significant to the VIE. The determination of whether an entity is a VIE is based on the amount and characteristics of the entity's equity.

Entities in which the Company's voting interest in common equity does not provide it with control, but allows the Company to exert significant influence over the operating and financial decisions, are accounted for under the equity method. All other investments in equity securities, to the extent that they are not considered marketable securities, are accounted for under the cost method.

FOREIGN CURRENCY

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars based upon exchange rates prevailing at the end of each year. The resulting translation adjustments, along with any related qualifying hedge and tax effects, are included in accumulated other comprehensive income (loss) (AOCI), a component of shareholders' equity. Translation adjustments, including qualifying hedge and tax effects, are reclassified to earnings upon the sale or substantial liquidation of investments in foreign operations. Revenues and expenses are translated at the average month-end exchange rates during the year. Gains and losses related to transactions in a currency other than the functional currency, including operations outside the U.S. where the functional currency is the U.S. dollar, are reported net in the Company's Consolidated Statements of Income, in other non-interest revenue, interest income, interest expense, or other expenses, depending on the nature of the activity. Net foreign currency transaction gains amounted to approximately \$44 million, \$108 million and \$120 million in 2014, 2013 and 2012, respectively.

AMOUNTS BASED ON ESTIMATES AND ASSUMPTIONS

Accounting estimates are an integral part of the Consolidated Financial Statements. These estimates are based, in part, on management's assumptions concerning future events. Among the more significant assumptions are those that relate to reserves for Card Member losses on loans and receivables, the proprietary point liability for Membership Rewards costs, fair value measurement, goodwill and income taxes. These accounting estimates reflect the best judgment of management, but actual results could differ.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

TOTAL REVENUES NET OF INTEREST EXPENSE**Discount Revenue**

Discount revenue represents the amount earned by the Company on transactions occurring at merchants with which the Company, or a Global Network Services (GNS) partner, has entered into card acceptance agreements for facilitating transactions between the merchants and the Company's Card Members. The discount fee generally is deducted from the payment to the merchant and recorded as discount revenue at the time the charge is captured.

Net Card Fees

Card fees, net of direct card acquisition costs and a reserve for projected membership cancellations, are deferred and recognized on a straight-line basis over the 12-month card membership period as Net Card Fees in the Consolidated Statements of Income. The unamortized net card fee balance is reported net in Other Liabilities on the Consolidated Balance Sheets (refer to Note 10).

Travel Commissions and Fees

The Company earns travel commissions and fees by charging clients transaction or management fees for selling and arranging travel and for travel management services. Client transaction fee revenue is recognized at the time the client books the travel arrangements. Travel management services revenue is recognized over the contractual term of the agreement. The Company's travel suppliers (e.g., airlines, hotels and car rental companies) pay commissions and fees on tickets issued, sales and other services based on contractual agreements. Commissions and fees from travel suppliers are generally recognized at the time a ticket is purchased or over the term of the contract. Commissions and fees that are based on services rendered (e.g., hotel stays and car rentals) are recognized based on usage.

Other Commissions and Fees

Other commissions and fees include foreign currency conversion fees, Card Member delinquency fees, service fees and other card-related assessments, which are recognized primarily in the period in which they are charged to the Card Member (refer to Note 19). In addition, service fees are also earned from other customers (e.g., merchants) for a variety of services and are recognized when the service is performed, which is generally in the period the fee is charged. Also included are fees related to the Company's Membership Rewards program, which are deferred and recognized over the period covered by the fee. The unamortized Membership Rewards fee balance is included in Other Liabilities on the Consolidated Balance Sheets (refer to Note 10).

Contra-revenue

The Company regularly makes payments through contractual arrangements with merchants, corporate payments clients, Card Members and certain other customers. Payments to such customers, including cash rebates paid to Card Members, are generally classified as contra-revenue unless a specifically identifiable benefit (e.g., goods or services) is received by the Company or its Card Members in consideration for that payment, and the fair value of such benefit is determinable and measurable. If no such benefit is identified, then the entire payment is classified as contra-revenue and included in the Consolidated Statements of Income in the revenue line item where the related transactions are recorded (e.g., discount revenue, travel commissions and fees and other commissions and fees). If such a benefit is identified, then the payment is classified as expense up to the estimated fair value of the benefit.

Interest Income

Interest on Card Member loans is assessed using the average daily balance method. Unless the loan is classified as non-accrual, interest is recognized based upon the outstanding balance, in accordance with the terms of the applicable account agreement, until the outstanding balance is paid or written off.

Interest and dividends on investment securities primarily relates to the Company's performing fixed-income securities. Interest income is accrued as earned using the effective interest method, which adjusts the yield for security premiums and discounts, fees and other payments, so that a constant rate of return is recognized on the investment security's outstanding balance. Amounts are recognized until such time as a security is in default or when it is likely that future interest payments will not be received as scheduled.

Interest on deposits with banks and other is recognized as earned, and primarily relates to the placement of cash in interest-bearing time deposits, overnight sweep accounts, and other interest-bearing demand and call accounts.

AMERICAN EXPRESS COMPANY NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

Interest Expense

Interest expense includes interest incurred primarily to fund Card Member loans, charge card product receivables, general corporate purposes, and liquidity needs, and is recognized as incurred. Interest expense is divided principally into two categories: (i) deposits, which primarily relates to interest expense on deposits taken from customers and institutions, and (ii) long-term debt and other, which primarily relates to interest expense on the Company's long-term financing and short-term borrowings, and the realized impact of derivatives hedging interest rate risk.

BALANCE SHEET

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents include cash and amounts due from banks, interest-bearing bank balances, including securities purchased under resale agreements, and other highly liquid investments with original maturities of 90 days or less.

Premises and Equipment

Premises and equipment, including leasehold improvements, are carried at cost less accumulated depreciation. Costs incurred during construction are capitalized and are depreciated once an asset is placed in service. Depreciation is generally computed using the straight-line method over the estimated useful lives of assets, which range from 3 to 10 years for equipment, furniture and building improvements. Premises are depreciated based upon their estimated useful life at the acquisition date, which generally ranges from 30 to 50 years.

Leasehold improvements are depreciated using the straight-line method over the lesser of the remaining term of the leased facility or the economic life of the improvement, which ranges from 5 to 10 years. The Company maintains operating leases worldwide for facilities and equipment. Rent expense for facility leases is recognized ratably over the lease term, and includes adjustments for rent concessions, rent escalations and leasehold improvement allowances. The Company recognizes lease restoration obligations at the fair value of the restoration liabilities when incurred, and amortizes the restoration assets over the lease term.

The Company capitalizes certain costs associated with the acquisition or development of internal-use software. Once the software is ready for its intended use, these costs are amortized on a straight-line basis over the software's estimated useful life, generally 5 years.

OTHER SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following table identifies the Company's other significant accounting policies, the Note and page where the Note can be found.

Significant Accounting Policy	Note Number	Note Title	Page
Accounts Receivable	Note 3	Accounts Receivable and Loans	Page 79
Loans	Note 3	Accounts Receivable and Loans	Page 79
Reserves for Losses	Note 4	Reserves for Losses	Page 84
Investment Securities	Note 5	Investment Securities	Page 85
Asset Securitizations	Note 6	Asset Securitizations	Page 88
Goodwill and Other Intangible Assets	Note 7	Other Assets	Page 89
Membership Rewards	Note 10	Other Liabilities	Page 95
Stock-based Compensation	Note 11	Stock Plans	Page 96
Retirement Plans	Note 12	Retirement Plans	Page 98
Legal Contingencies	Note 13	Commitments and Contingencies	Page 98
Derivative Financial Instruments and Hedging Activities	Note 14	Derivatives and Hedging Activities	Page 100
Fair Value Measurements	Note 15	Fair Values	Page 104
Income Taxes	Note 21	Income Taxes	Page 113
Regulatory Matters and Capital Adequacy	Note 23	Regulatory Matters and Capital Adequacy	Page 116
Reportable Operating Segments	Note 25	Reportable Operating Segments and Geographic Operations	Page 118

AMERICAN EXPRESS COMPANY NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

RECENTLY ISSUED ACCOUNTING STANDARDS

Accounting Standards Update (ASU) No. 2014-09, Revenue Recognition (Topic 606): Revenue from Contracts with Customers was issued on May 28, 2014. The guidance establishes the principles to apply to determine the amount and timing of revenue recognition, specifying the accounting for certain costs related to revenue, and requiring additional disclosures about the nature, amount, timing and uncertainty of revenues and related cash flows. The guidance supersedes most of the current revenue recognition requirements, and will be effective January 1, 2017. The Company is currently evaluating the impact this guidance, including the method of implementation, will have on its financial position, results of operations and cash flows, among other items.

ASU No. 2014-01, Investments – Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Qualified Affordable Housing Projects was issued on January 15, 2014. Provided certain conditions are met, this standard permits entities to account for investments in qualified affordable housing projects using the proportional amortization method, which results in amortizing the initial cost of the investment in proportion to the tax credits and other tax benefits received, and recognizing the net investment performance in the income statement as a component of income tax expense. Additionally, the standard requires new disclosures about all investments in qualified affordable housing projects irrespective of the method used to account for the investments. The standard, which is to be retrospectively applied, is effective January 1, 2015, and if adopted is not expected to have a material impact on the Company's financial position or results of operations upon adoption.

CLASSIFICATION OF VARIOUS ITEMS

Certain reclassifications of prior period amounts have been made to conform to the current period presentation. These reclassifications did not have a material impact on the Company's financial position, results of operations or cash flows.

NOTE 2

ACQUISITIONS AND DIVESTITURES GLOBAL BUSINESS TRAVEL

On June 30, 2014, the Company completed a transaction to establish a non-consolidated joint venture, GBT JV, comprising the former Global Business Travel (GBT) operations of the Company and an external cash investment. Historically, the Company reported the GBT operations within the Global Commercial Services (GCS) segment. The Company has retained a 50 percent ownership interest in the GBT JV with an estimated fair value of that interest of approximately \$900 million, which is accounted for as an equity method investment effective June 30, 2014 and reported in other assets within the Consolidated Balance Sheet. In exchange for a cash contribution of \$900 million paid into the GBT JV, an unrelated investor group holds the remaining 50 percent ownership interest. The investor group's cash contribution provides the primary basis for the Company's determination of the estimated fair value of its 50 percent ownership interest at June 30, 2014.

As a result of this transaction, the Company deconsolidated the GBT net assets and for the year ended December 31, 2014, recognized a net gain of \$630 million (\$412 million after-tax), as a reduction to other expense. The Company recognized \$626 million (\$409 million after-tax) in the second quarter and subsequently recognized the remaining closing-related amounts in the third and fourth quarters. Prior to the deconsolidation, the carrying amount of GBT's assets and liabilities were not material to the Company's financial position.

The GBT JV operates under the "American Express Global Business Travel" brand, pursuant to a trademark license agreement provided by the Company. The Company has also entered into a transition services agreement and certain other operating agreements with the GBT JV, pursuant to which the Company and the GBT JV provide one another with certain services and that result in related-party receivables and payables. There was no material impact to the Company during the year ended December 31, 2014, related to the GBT JV's results of operations or the Company's agreements with the GBT JV.

LOYALTY PARTNER

In conjunction with the March 1, 2011 acquisition of a controlling interest in Loyalty Partner, the Company had an option to acquire the remaining non-controlling equity interest (NCI) in the future. In November 2013, the Company entered into an agreement to extinguish a portion of the NCI in its Loyalty Partner subsidiary, in exchange for a cash payment of \$132 million and to convert the remaining NCI to an option that is accounted for as a long-term liability with an initial value of \$121 million. The Company reduced equity by \$107 million in connection with this agreement.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 3**ACCOUNTS RECEIVABLE AND LOANS**

The Company's charge and lending payment card products result in the generation of Card Member receivables and Card Member loans, respectively.

CARD MEMBER AND OTHER RECEIVABLES

Card Member receivables, representing amounts due on charge card products, are recorded at the time a Card Member enters into a point-of-sale transaction with a merchant. Each charge card transaction is authorized based on its likely economics, a Card Member's most recent credit information and spend patterns. Additionally, global spend limits are established to limit the maximum exposure for the Company.

Charge Card Members generally must pay the full amount billed each month. Card Member receivable balances are presented on the Consolidated Balance Sheets net of reserves for losses (refer to Note 4), and include principal and any related accrued fees.

Accounts receivable by segment as of December 31, 2014 and 2013 consisted of:

(Millions)	2014	2013
U.S. Card Services ^(a)	\$ 22,468	\$ 21,847
International Card Services	7,653	7,771
Global Commercial Services ^(b)	14,583	14,391
Global Network & Merchant Services ^(c)	147	259
Card Member receivables ^(d)	44,851	44,268
Less: Reserve for losses	465	386
Card Member receivables, net	\$ 44,386	\$ 43,777
Other receivables, net ^(e)	\$ 2,614	\$ 3,408

(a) Includes \$7.0 billion and \$7.3 billion of gross Card Member receivables available to settle obligations of a consolidated VE as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

(b) Includes \$636 million and \$836 million due from airlines, of which Delta Air Lines (Delta) comprises \$606 million and \$628 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

(c) Includes receivables primarily related to the Company's International Currency Card portfolios.

(d) Includes approximately \$13.3 billion and \$13.5 billion of Card Member receivables outside the U.S. as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

(e) Other receivables primarily represent amounts related to (i) certain merchants for billed discount revenue and (ii) GNS partner banks for items such as royalty and franchise fees. Additionally, for 2013, the balance also included purchased GNS part venture receivables. Other receivables are presented net of reserves for losses of \$61 million and \$71 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

CARD MEMBER AND OTHER LOANS

Card Member loans, representing revolving amounts due on lending card products, are recorded at the time a Card Member enters into a point-of-sale transaction with a merchant, as well as amounts due from charge Card Members who utilize the lending-on-charge feature on their account and elect to revolve a portion of the outstanding balance by entering into a revolving payment arrangement with the Company. These loans have a range of terms such as credit limits, interest rates, fees and payment structures, which can be revised over time based on new information about Card Members and in accordance with applicable regulations and the respective product's terms and conditions. Card Members holding revolving loans are typically required to make monthly payments based on pre-established amounts. The amounts that Card Members choose to revolve are subject to finance charges.

Card Member loans are presented on the Consolidated Balance Sheets net of reserves for losses (refer to Note 4), and include principal, accrued interest and fees receivable. The Company's policy generally is to cease accruing interest on a Card Member loan at the time the account is written off, and establish reserves for interest that the Company believes will not be collected.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

Loans by segment as of December 31, 2014 and 2013 consisted of:

(Millions)	2014	2013
U.S. Card Services ^(a)	\$ 62,592	\$ 58,395
International Card Services	7,744	8,790
Global Commercial Services	49	53
Card Member loans	70,385	67,238
Less: Reserve for losses	1,201	1,261
Card Member loans, net	\$ 69,184	\$ 65,977
Other loans, net ^(b)	\$ 920	\$ 608

(a) Includes approximately \$30.1 billion and \$31.2 billion of gross Card Member loans available to settle obligations of a consolidated VIE as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

(b) Other loans primarily represent loans to merchants and a store card loan portfolio. Other loans are presented net of reserves for losses of \$12 million and \$13 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

CARD MEMBER LOANS AND CARD MEMBER RECEIVABLES AGING

Generally, a Card Member account is considered past due if payment is not received within 30 days after the billing statement date. The following table presents the aging of Card Member loans and receivables as of December 31, 2014 and 2013:

2014 (Millions)	Current	30-59 Days Past Due	60-89 Days Past Due	90+ Days Past Due	Total
Card Member Loans:					
U.S. Card Services	\$ 61,995	\$ 179	\$ 128	\$ 290	\$ 62,592
International Card Services	7,621	39	27	57	7,744
Card Member Receivables:					
U.S. Card Services	\$ 22,096	\$ 129	\$ 72	\$ 171	\$ 22,468
International Card Services ^(a)	7,557	29	20	47	7,653
Global Commercial Services	(b)	(b)	(b)	120	14,583

2013 (Millions)	Current	30-59 Days Past Due	60-89 Days Past Due	90+ Days Past Due	Total
Card Member Loans:					
U.S. Card Services	\$ 57,772	\$ 183	\$ 154	\$ 306	\$ 58,395
International Card Services	8,664	43	28	55	8,790
Card Member Receivables:					
U.S. Card Services	\$ 21,488	\$ 125	\$ 69	\$ 160	\$ 21,842
International Card Services	(b)	(b)	(b)	83	7,771
Global Commercial Services	(b)	(b)	(b)	132	14,391

(a) Beginning in the first quarter 2014, as a result of system enhancements, delinquency data is now available and presented on a prospective basis for the indicated aging categories. Comparable data for prior periods is not available. For risk management purposes, the Company has historically utilized 90 days past billing for the International Card Services (ICS) segment, as described below in (b).

(b) Delinquency data for periods other than 90 days past billing is not available due to system constraints. Therefore, such data has not been utilized for risk management purposes. The balances that are current to 89 days past due can be derived as the difference between the Total and the 90+ Days Past Due balances. For Card Member receivables in GCS as of December 31, 2014 and ICS and GCS as of December 31, 2013, delinquency data is tracked based on days past billing status rather than days past due. A Card Member account is considered 90 days past billing if payment has not been received within 90 days of the Card Member's billing statement date. In addition, if the Company initiates collection procedures on an account prior to the account becoming 90 days past billing, the associated Card Member receivable balance is classified as 90 days past billing. These amounts are shown above as 90+ Days Past Due for presentation purposes.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CREDIT QUALITY INDICATORS FOR CARD MEMBER LOANS AND RECEIVABLES

The following tables present the key credit quality indicators as of or for the years ended December 31:

	2014			2013		
	Net Write-Off Rate		30 Days Past Due as a % of Total	Net Write-Off Rate		30 Days Past Due as a % of Total
	Principal Only ⁽¹⁾	Principal, Interest, & Fees ⁽²⁾		Principal Only ⁽¹⁾	Principal, Interest, & Fees ⁽²⁾	
Card Member Loans:						
U.S. Card Services	1.5%	1.7%	1.0%	1.8%	2.0%	1.1%
International Card Services ⁽³⁾	2.0%	2.4%	1.6%	1.9%	2.3%	1.4%
Card Member Receivables:						
U.S. Card Services	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.9%	1.6%
International Card Services ⁽³⁾	1.9%	2.1%	1.3%	(c)	(c)	(c)

	2014		2013	
	Net Loss Ratio as a % of Charge Volume	90 Days Past Billing as a % of Receivables	Net Loss Ratio as a % of Charge Volume	90 Days Past Billing as a % of Receivables
Card Member Receivables:				
International Card Services	(c)	(c)	0.20%	1.1%
Global Commercial Services	0.09%	0.8%	0.08%	0.9%

(a) The Company presents a net write-off rate based on principal losses only (i.e., excluding interest and/or fees) to be consistent with industry convention. In addition, because the Company considers uncollectible interest and/or fees in estimating its reserves for credit losses, a net write-off rate including principal, interest and/or fees is also presented.

(b) Beginning in 2014, write-offs for certain installment loan products have been reclassified from Card Member receivables to Card Member loans. Prior period write-offs have not been reclassified.

(c) Historically, net loss ratio as a % of charge volume and 90 days past billings as a % of receivables were presented. Beginning in the first quarter 2014, as a result of system enhancements, 30 days past due as a % of total, net write-off rate (principal only) and Net write-off rate (principal and fees) have been presented.

Refer to Note 4 for additional indicators, including external environmental qualitative factors, management considers in its monthly evaluation process for reserves for losses.

IMPAIRED CARD MEMBER LOANS AND RECEIVABLES

Impaired loans and receivables are individual larger balance or homogeneous pools of smaller balance loans and receivables for which it is probable that the Company will be unable to collect all amounts due according to the original contractual terms of the Card Member agreement. The Company considers impaired loans and receivables to include: (i) loans over 90 days past due still accruing interest, (ii) non-accrual loans and (iii) loans and receivables modified as troubled debt restructurings (TDRs).

The Company may modify, through various company sponsored programs, Card Member loans and receivables in instances where the Card Member is experiencing financial difficulty in order to minimize losses and improve collectability while providing Card Members with temporary or permanent financial relief. The Company has classified Card Member loans and receivables in these modification programs as TDRs.

Such modifications to the loans and receivables primarily include (i) temporary interest rate reductions (possibly as low as zero percent, in which case the loan is characterized as non-accrual in the Company's TDR disclosures), (ii) placing the Card Member on a fixed payment plan not to exceed 60 months and (iii) suspending delinquency fees until the Card Member exits the modification program. Upon entering the modification program, the Card Member's ability to make future purchases is either cancelled or in certain cases suspended until the Card Member successfully exits the modification program. In accordance with the modification agreement with the Card Member, loans may revert back to the original contractual terms (including the contractual interest rate) when the Card Member exits the modification program, which is (i) when all payments have been made in accordance with the modification agreement or, (ii) when the Card Member defaults out of the modification program. The Company establishes a reserve for Card Member interest charges and fees considered to be uncollectible.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

Reserves for Card Member loans and receivables modified as TDRs are determined as the difference between the cash flows expected to be received from the Card Member (taking into consideration the probability of subsequent defaults), discounted at the original effective interest rates, and the carrying value of the Card Member loan or receivable balance. The Company determines the original effective interest rate as the interest rate in effect prior to the imposition of any penalty interest rate. All changes in the impairment measurement are included in the provision for losses in the Consolidated Statements of Income.

The following table provides additional information with respect to the Company's impaired Card Member loans, which are not significant for GCS, and Card Member receivables, which are not significant for ICS and GCS, as of or for the years ended December 31:

2014 (Millions)	As of December 31, 2014						For the Year Ended December 31, 2014	
	Loans over 90 Days Past Due & Accruing Interest ^(a)	Non-Accrual Loans ^(b)	Loans & Receivables Modified as a TDR ^(c)	Total Impaired Loans & Receivables	Unpaid Principal Balance ^(d)	Allowance for TDRs ^(e)	Average Balance of Impaired Loans	Interest Income Recognized
Card Member Loans:								
U.S. Card Services	\$ 161	\$ 241	\$ 286	\$ 688	\$ 646	\$ 67	\$ 750	\$ 49
International Card Services	57	—	—	57	56	—	62	16
Card Member Receivables:								
U.S. Card Services	—	—	48	48	48	35	47	—
Total	\$ 218	\$ 241	\$ 334	\$ 793	\$ 750	\$ 102	\$ 859	\$ 65

2013 (Millions)	As of December 31, 2013						For the Year Ended December 31, 2013	
	Loans over 90 Days Past Due & Accruing Interest ^(a)	Non-Accrual Loans ^(b)	Loans & Receivables Modified as a TDR ^(c)	Total Impaired Loans & Receivables	Unpaid Principal Balance ^(d)	Allowance for TDRs ^(e)	Average Balance of Impaired Loans	Interest Income Recognized
Card Member Loans:								
U.S. Card Services ^(f)	\$ 167	\$ 204	\$ 351	\$ 612	\$ 775	\$ 78	\$ 948	\$ 45
International Card Services	54	4	5	63	62	—	67	16
Card Member Receivables:								
U.S. Card Services	—	—	50	50	49	38	51	—
Total	\$ 221	\$ 208	\$ 406	\$ 835	\$ 886	\$ 116	\$ 1,066	\$ 61

2012 (Millions)	As of December 31, 2012						For the Year Ended December 31, 2012	
	Loans over 90 Days Past Due & Accruing Interest ^(a)	Non-Accrual Loans ^(b)	Loans & Receivables Modified as a TDR ^(c)	Total Impaired Loans & Receivables	Unpaid Principal Balance ^(d)	Allowance for TDRs ^(e)	Average Balance of Impaired Loans	Interest Income Recognized
Card Member Loans:								
U.S. Card Services	\$ 73	\$ 426	\$ 627	\$ 1,126	\$ 1,073	\$ 152	\$ 1,221	\$ 47
International Card Services	59	5	6	70	69	1	75	16
Card Member Receivables:								
U.S. Card Services	—	—	117	117	111	91	135	—
Total	\$ 132	\$ 431	\$ 750	\$ 1,313	\$ 1,253	\$ 244	\$ 1,431	\$ 63

(a) The Company's policy is generally to accrue interest through the date of write-off (i.e. 180 days past due). The Company establishes reserves for interest that the Company believes will not be collected. Amounts presented exclude loans modified as a TDR.

(b) Non-accrual loans not in modification programs include certain Card Member loans placed with outside collection agencies for which the Company has ceased accruing interest.

(c) Total loans and receivables modified as a TDR includes \$34 million, \$43 million and \$320 million that are non-accrual and \$26 million, \$29 million and \$8 million that are past due 90 days and still accruing interest as of December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

(d) Unpaid principal balance consists of Card Member charges billed and excludes other amounts charged directly by the Company such as interest and fees.

(e) Represents the reserve for losses for TDRs, which are evaluated individually for impairment. The Company records a reserve for losses for all impaired loans. Refer to Card Member Loans Evaluated Individually and Collectively for Impairment in Note 4 for further disclosures regarding the reserve for losses on loans over 90 days past due and accruing interest and non-accrual loans, which are evaluated collectively for impairment.

(f) For the year 2013, certain amounts and their related reserves have been reclassified between Non-Accrual Loans & Receivables Modified as TDR

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CARD MEMBER LOANS AND RECEIVABLES MODIFIED AS TDRs

The following table provides additional information with respect to the U.S. Card Services (USCS) Card Member loans and receivables modified as TDRs for the years ended December 31. The ICS and GCS Card Member loans and receivables modifications were not significant.

	Number of Accounts (in thousands)	Outstanding Balances ^(a) (\$ in millions)	Average Interest Rate Reduction (% points)	Average Payment Term Extensions (# of months)
2014				
Troubled Debt Restructurings:				
Card Member Loans	46	\$ 342	10	(c)
Card Member Receivables	15	176	(c)	12
Total	61	\$ 518		

	Number of Accounts (in thousands)	Outstanding Balances ^(a) (\$ in millions)	Average Interest Rate Reduction (% points)	Average Payment Term Extensions (# of months)
2013				
Troubled Debt Restructurings:				
Card Member Loans	60	\$ 448	10	(c)
Card Member Receivables	20	247	(c)	12
Total	80	\$ 695		

	Number of Accounts (in thousands)	Outstanding Balances ^(a) (\$ in millions)	Average Interest Rate Reduction (% points)	Average Payment Term Extensions (# of months)
2012				
Troubled Debt Restructurings:				
Card Member Loans	106	\$ 779	12	(c)
Card Member Receivables	37	425	(c)	13
Total	143	\$ 1,204		

(a) Represents the outstanding balance immediately prior to modification. In certain modifications, the principal balance was reduced in the aggregate amount of \$4 million and \$24 million for the years ended December 31, 2013 and 2012, respectively. Modifications did not reduce the aggregate principal balance for the year ended December 31, 2014.

(b) The outstanding balance includes principal, fees and accrued interest on Card Member loans and principal and fees on Card Member receivables.

(c) For Card Member loans, there have been no payment term extensions. The Company does not offer interest rate reduction programs for Card Member receivables as the receivables are non-interest bearing.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following table provides information for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, with respect to the USCS Card Member loans and receivables modified as TDRs that subsequently defaulted within 12 months of modification. A Card Member is considered in default from a modification program after one and up to two consecutive missed payments, depending on the terms of the modification program. For all Card Members that defaulted from a modification program, the probability of default is factored into the reserves for Card Member loans and receivables. The defaulted ICS Card Member loan and receivable modifications were not significant.

2014 (Accounts in thousands, Dollars in millions)	Number of Accounts	Aggregated Outstanding Balances Upon Default ^(a)
Troubled Debt Restructurings That Subsequently Defaulted:		
Card Member Loans	10	\$ 85
Card Member Receivables	3	44
Total	13	\$ 129

2013 (Accounts in thousands, Dollars in millions)	Number of Accounts	Aggregated Outstanding Balances Upon Default ^(a)
Troubled Debt Restructurings That Subsequently Defaulted:		
Card Member Loans	18	\$ 159
Card Member Receivables	3	38
Total	21	\$ 197

2012 (Accounts in thousands, Dollars in millions)	Number of Accounts	Aggregated Outstanding Balances Upon Default ^(a)
Troubled Debt Restructurings That Subsequently Defaulted:		
Card Member Loans	23	\$ 182
Card Member Receivables	1	37
Total	24	\$ 219

(a) The outstanding balance includes principal, fees, and accrued interest on Card Member loans and principal and fees on Card Member receivables.

**NOTE 4
RESERVES FOR LOSSES**

Reserves for losses relating to Card Member loans and receivables represent management's best estimate of the probable inherent losses in the Company's outstanding portfolio of loans and receivables, as of the Balance Sheet date. Management's evaluation process requires certain estimates and judgments.

Reserves for losses are primarily based upon statistical and analytical models that analyze portfolio performance and reflect management's judgment regarding the quantitative components of the reserve. The models take into account several factors, including delinquency based loss migration rates, loss emergence periods and average losses and recoveries over an appropriate historical period. Management considers whether to adjust the quantitative reserves for certain external and internal qualitative factors, which may increase or decrease the reserves for losses on Card Member loans and receivables. External factors include employment, spend, sentiment, housing and credit, and changes in the legal and regulatory environment while internal factors include increased risk in certain portfolios, impact of risk management initiatives, changes in underwriting requirements and overall process stability. As part of this evaluation process, management also considers various reserve coverage metrics, such as reserves as a percentage of past due amounts, reserves as a percentage of Card Member receivables or loans and net write-off coverage ratios.

Card Member loans and receivables balances are written off when management considers amounts to be uncollectible, which is generally determined by the number of days past due and is typically no later than 180 days past due. Card Member loans and receivables in bankruptcy or owed by deceased individuals are generally written off upon notification, and recoveries are recognized as they are collected.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CHANGES IN CARD MEMBER RECEIVABLES RESERVE FOR LOSSES

The following table presents changes in the Card Member receivables reserve for losses for the years ended December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Balance, January 1	\$ 386	\$ 428	\$ 438
Provisions ^(a)	792	648	601
Net write-offs ^(b)	(683)	(609)	(640)
Other ^(c)	(30)	(21)	29
Balance, December 31	\$ 465	\$ 386	\$ 428

(a) Provisions for principal (resulting from authorized transactions) and fee reserve components.

(b) Consists of principal (resulting from authorized transactions) and fee components, less recoveries of \$366 million, \$402 million and \$393 million, including net write-offs from TDRs of \$15 million, \$12 million and \$27 million, for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

(c) Beginning in the first quarter 2014, reserves for card-related fraud losses of \$47 million are included in Other liabilities. Also includes foreign currency translation adjustments of \$(15) million, \$(4) million and \$2 million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively; a reclassification of Card Member bankruptcy reserves of \$18 million from Other liabilities to credit reserves in 2012 only and other items of \$(8) million, \$(17) million and \$9 million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

CARD MEMBER RECEIVABLES EVALUATED INDIVIDUALLY AND COLLECTIVELY FOR IMPAIRMENT

The following table presents Card Member receivables evaluated individually and collectively for impairment and related reserves as of December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Card Member receivables evaluated individually for impairment ^(a)	\$ 48	\$ 50	\$ 117
Related reserves ^(a)	\$ 35	\$ 38	\$ 91
Card Member receivables evaluated collectively for impairment	\$ 44,803	\$ 44,113	\$ 42,649
Related reserves ^(b)	\$ 430	\$ 348	\$ 337

(a) Represents receivables modified in a TDR and related reserves. Refer to the Impaired Card Member Loans and Receivables discussion in Note 3 for further information.

(b) The reserves include the quantitative results of analytical models that are specific to individual pools of receivables and reserves for internal and external qualitative risk factors that apply to receivables that are collectively evaluated for impairment.

CHANGES IN CARD MEMBER LOANS RESERVE FOR LOSSES

The following table presents changes in the Card Member loans reserve for losses for the years ended December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Balance, January 1	\$ 1,261	\$ 1,471	\$ 1,874
Provisions ^(a)	1,138	1,115	1,030
Net write-offs			
Principal ^(b)	(1,023)	(1,141)	(1,280)
Interest and fees ^(c)	(164)	(150)	(157)
Other ^(c)	(11)	(24)	4
Balance, December 31	\$ 1,201	\$ 1,201	\$ 1,471

(a) Provisions for principal (resulting from authorized transactions), interest and fee reserves components.

(b) Consists of principal write-offs (resulting from authorized transactions), less recoveries of \$428 million, \$452 million and \$493 million, including net write-offs from TDRs of \$(10) million, \$(1) million and \$25 million, for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively. Recoveries of interest and fees were de minimis.

(c) Beginning in the first quarter 2014, reserves for card-related fraud losses of \$(6) million are included in Other liabilities. Also includes foreign currency translation adjustments of \$(17) million, \$(12) million and \$7 million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively; a reclassification of Card Member bankruptcy reserves of \$4 million from Other liabilities to credit reserves in 2012 only and other items of \$12 million, \$(22) million and \$(7) million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CARD MEMBER LOANS EVALUATED INDIVIDUALLY AND COLLECTIVELY FOR IMPAIRMENT

The following table presents Card Member loans evaluated individually and collectively for impairment and related reserves as of December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Card Member loans evaluated individually for impairment ^(a)	\$ 286	\$ 354	\$ 633
Related reserves ^(a)	\$ 67	\$ 78	\$ 153
Card Member loans evaluated collectively for impairment ^(b)	\$ 70,100	\$ 66,882	\$ 64,596
Related reserves ^(b)	\$ 1,134	\$ 1,163	\$ 1,318

(a) Represents loans modified in a TDR and related reserves. Refer to the Impaired Card Member Loans and Receivables discussion in Note 3 for further information.

(b) Represents current loans and loans less than 90 days past due, loans over 90 days past due and accruing interest, and non-accrual loans. The reserves include the quantitative results of analytical models that are specific to individual pools of loans and reserves for internal and external qualitative risk factors that apply to loans that are collectively evaluated for impairment.

**NOTE 5
INVESTMENT SECURITIES**

Investment securities include debt and equity securities that the Company classifies as available-for-sale. The Company's investment securities, principally debt securities, are carried at fair value on the Consolidated Balance Sheets with unrealized gains (losses) recorded in AOCI, net of income taxes. Realized gains and losses are recognized in results of operations upon disposition of the securities using the specific identification method on a trade date basis. Refer to Note 15 for a description of the Company's methodology for determining the fair value of investment securities.

The following is a summary of investment securities as of December 31:

Description of Securities (Millions)	2014				2013				2012	
	Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Estimated Fair Value	Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Estimated Fair Value	Estimated Fair Value	Estimated Fair Value
State and municipal obligations	\$ 3,366	\$ 129	\$ (2)	\$ 3,493	\$ 4,060	\$ 54	\$ (79)	\$ 4,035	\$ 4,474	\$ 4,474
U.S. Government agency obligations	3	—	—	3	1	—	—	1	3	3
U.S. Government treasury obligations	346	4	—	350	318	3	(1)	320	338	338
Corporate debt securities	37	3	—	40	43	3	—	46	79	79
Mortgage-backed securities ^(a)	128	8	—	136	160	5	(1)	164	224	224
Equity securities ^(b)	—	1	—	1	29	95	—	124	296	296
Foreign government bonds and obligations	350	9	—	359	272	5	(1)	276	149	149
Other ^(c)	50	—	(1)	49	50	—	(2)	48	51	51
Total	\$ 4,280	\$ 154	\$ (3)	\$ 4,431	\$ 4,935	\$ 165	\$ (84)	\$ 5,016	\$ 5,614	\$ 5,614

(a) Represents mortgage-backed securities guaranteed by Fannie Mae, Freddie Mac, or Ginnie Mae.

(b) Primarily represents the Company's investment in the Industrial and Commercial Bank of China (ICBC) as of December 31, 2013 and 2012.

(c) Other comprises investments in various mutual funds.

The following table provides information about the Company's investment securities with gross unrealized losses and the length of time that individual securities have been in a continuous unrealized loss position as of December 31:

Description of Securities (Millions)	2014				2013			
	Less than 12 months		12 months or more		Less than 12 months		12 months or more	
	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses
State and municipal obligations	\$ —	\$ —	\$ 72	\$ (2)	\$ 1,320	\$ (63)	\$ 106	\$ (16)
Foreign government bonds and obligations	—	—	—	—	208	(1)	—	—
U.S. Government treasury obligations	—	—	—	—	166	(1)	—	—
Mortgage-backed securities	—	—	—	—	35	(1)	—	—
Other	—	—	33	(1)	30	(1)	17	(1)
Total	\$ —	\$ —	\$ 105	\$ (3)	\$ 1,759	\$ (67)	\$ 123	\$ (17)

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following table summarizes the gross unrealized losses due to temporary impairments by ratio of fair value to amortized cost as of December 31:

Ratio of Fair Value to Amortized Cost (Dollars in millions)	Less than 12 months			12 months or more			Total		
	Number of Securities	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses	Number of Securities	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses	Number of Securities	Estimated Fair Value	Gross Unrealized Losses
2014:									
90%–100%	—	\$ —	\$ —	15	\$ 105	\$ (3)	15	\$ 105	\$ (3)
Total as of December 31, 2014	—	\$ —	\$ —	15	\$ 105	\$ (3)	15	\$ 105	\$ (3)
2013:									
90%–100%	228	\$ 1,565	\$ (53)	6	\$ 24	\$ (2)	234	\$ 1,589	\$ (55)
Less than 90%	13	94	(54)	5	99	(15)	18	193	(29)
Total as of December 31, 2013	241	\$ 1,759	\$ (67)	11	\$ 123	\$ (17)	252	\$ 1,882	\$ (84)

The gross unrealized losses are attributed to overall wider credit spreads for state and municipal securities, wider credit spreads for specific issuers, adverse changes in market benchmark interest rates, or a combination thereof, all as compared to those prevailing when the investment securities were acquired.

Overall, for the investment securities in gross unrealized loss positions identified above, (i) the Company does not intend to sell the investment securities, (ii) it is more likely than not that the Company will not be required to sell the investment securities before recovery of the unrealized losses, and (iii) the Company expects that the contractual principal and interest will be received on the investment securities. As a result, the Company recognized no other-than-temporary impairment during the periods presented.

SUPPLEMENTAL INFORMATION

Contractual maturities and weighted average yields for investment securities, excluding equity securities and other securities, as of December 31, 2014 were as follows:

(Millions)	Due within 1 year	Due after 1 year but within 5 years	Due after 5 years but within 10 years	Due after 10 years	Total
State and municipal obligations ^(a)	\$ 182	\$ 74	\$ 233	\$ 3,004	\$ 3,493
U.S. Government agency obligations	—	—	—	3	3
U.S. Government treasury obligations	66	264	8	12	350
Corporate debt securities	6	34	—	—	40
Mortgage-backed securities ^(b)	—	2	—	134	136
Foreign government bonds and obligations	307	7	—	45	359
Total Estimated Fair Value	\$ 561	\$ 381	\$ 241	\$ 3,198	4,381
Total Cost	\$ 560	\$ 374	\$ 225	\$ 3,071	4,230
Weighted average yields ^(c)	2.50%	2.07%	6.71%	6.81%	

(a) The expected payments on state and municipal obligations and mortgage-backed securities may not coincide with their contractual maturities because the issuers have the right to call or prepay certain obligations.

(b) Average yields for investment securities have been calculated using the effective yield on the date of purchase.

(c) Yields on tax-exempt investment securities have been computed on a tax-equivalent basis using the U.S. federal statutory tax rate of 35 percent.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 6

ASSET SECURITIZATIONS

The Company periodically securitizes Card Member receivables and loans arising from its card business through the transfer of those assets to securitization trusts. The trusts then issue securities to third-party investors, collateralized by the transferred assets.

Card Member receivables are transferred to the American Express Issuance Trust II (the Charge Trust). Card Member loans are transferred to the American Express Credit Account Master Trust (the Lending Trust). The Charge Trust and the Lending Trust are consolidated by American Express Travel Related Services Company, Inc. (TRS), which is a consolidated subsidiary of the Company. The trusts are considered VIEs as they have insufficient equity at risk to finance their activities, which are to issue securities that are collateralized by the underlying Card Member receivables and loans. Details on the principles of consolidation can be found in the summary of significant accounting policies (refer to Note 1).

TRS, in its role as servicer of the Charge Trust and the Lending Trust, has the power to direct the most significant activity of the trusts, which is the collection of the underlying Card Member receivables and loans in the trusts. In addition, TRS, excluding its consolidated subsidiaries, owns approximately \$1.2 billion of subordinated securities issued by the Lending Trust as of December 31, 2014. These subordinated securities have the obligation to absorb losses of the Lending Trust and provide the right to receive benefits from the Lending Trust, both of which are significant to the VIE. TRS' role as servicer for the Charge Trust does not provide it with a significant obligation to absorb losses or a significant right to receive benefits. However, TRS' position as the parent company of the entities that transferred the receivables to the Charge Trust makes it the party most closely related to the Charge Trust. Based on these considerations, TRS is the primary beneficiary of both the Charge Trust and the Lending Trust.

The debt securities issued by the Charge Trust and the Lending Trust are non-recourse to the Company. Securitized Card Member receivables and loans held by the Charge Trust and the Lending Trust are available only for payment of the debt securities or other obligations issued or arising in the securitization transactions (refer to Note 3). The long-term debt of each trust is payable only out of collections on their respective underlying securitized assets (refer to Note 9).

The following table presents the restricted cash held by the Charge Trust and the Lending Trust as of December 31, 2014 and 2013, included in Other Assets on the Company's Consolidated Balance Sheets:

(Millions)	2014	2013
Charge Trust	\$ 2	\$ 2
Lending Trust	62	56
Total	\$ 64	\$ 58

These amounts relate to collections of Card Member receivables and loans to be used by the trusts to fund future expenses and obligations, including interest paid on investor securities, credit losses and upcoming debt maturities.

Under the respective terms of the Charge Trust and the Lending Trust agreements, the occurrence of certain triggering events associated with the performance of the assets of each trust could result in payment of trust expenses, establishment of reserve funds, or, in a worst-case scenario, early amortization of investor certificates. During the year ended December 31, 2014, no such triggering events occurred.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 7
OTHER ASSETS

The following is a summary of other assets as of December 31:

(Millions)	2014	2013
Goodwill	\$ 3,024	\$ 3,198
Deferred tax assets, net ^(a)	2,110	2,443
Prepaid expenses ^(b)	1,626	1,998
Other intangible assets, at amortized cost	854	817
Derivative assets ^(c)	711	329
Restricted cash ^(c)	384	486
Other	2,633	1,957
Total	\$ 11,342	\$ 11,228

(a) Refer to Notes 21 and 14 for a discussion of deferred tax assets, net and derivative assets, respectively, as of December 31, 2014 and 2013. Derivative assets reflect the impact of master netting agreements. For 2014, \$26 million of foreign deferred tax liabilities is reflected in Other Liabilities.

(b) Includes prepaid miles and reward points acquired primarily from airline partners, of approximately \$1.1 billion and \$1.5 billion as of December 31, 2014 and 2013, respectively, including approximately \$0.6 billion and \$0.9 billion, respectively, from Delta.

(c) Includes restricted cash of approximately \$64 million and \$58 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively, which is primarily held for coupon and certain asset-backed securitization maturities.

GOODWILL

Goodwill represents the excess of acquisition cost of an acquired business over the fair value of assets acquired and liabilities assumed. The Company assigns goodwill to its reporting units for the purpose of impairment testing. A reporting unit is defined as an operating segment, or a business that is one level below an operating segment for which discrete financial information is regularly reviewed by the operating segment manager. The Company evaluates goodwill for impairment annually as of June 30 and between annual tests if events occur or circumstances change that would more likely than not reduce the fair value of the reporting unit below its carrying value. The goodwill impairment test utilizes a two-step approach. The first step in the impairment test identifies whether there is potential impairment by comparing the fair value of a reporting unit to the carrying amount, including goodwill. If the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, the second step of the impairment test is required to measure the amount of any impairment loss. As of December 31, 2014 and 2013, goodwill was not impaired and there were no accumulated impairment losses.

Goodwill impairment testing involves management judgment, requiring an assessment of whether the carrying value of the reporting unit can be supported by its fair value using widely accepted valuation techniques. The Company uses a combination of the income approach (discounted cash flows) and market approach (market multiples).

When preparing discounted cash flow models under the income approach, the Company uses internal forecasts to estimate future cash flows expected to be generated by the reporting units. Actual results may differ from forecasted results. The Company calculates discount rates based on the expected cost of equity financing, estimated using a capital asset pricing model, to discount future cash flows for each reporting unit. The Company believes the discount rates used appropriately reflect the risks and uncertainties in the financial markets generally and specifically in the Company's internally developed forecasts. When using market multiples under the market approach, the Company applies comparable publicly traded companies' multiples (e.g. earnings, revenues) to its reporting units' actual results.

The changes in the carrying amount of goodwill reported in the Company's reportable operating segments and Corporate & Other were as follows:

(Millions)	USCS	ICB	GCS	GNMS	Corporate & Other	Total
Balance as of January 1, 2013	\$ 175	\$ 1,031	\$ 1,544	\$ 160	\$ 271	\$ 3,181
Acquisitions	—	—	—	—	—	—
Dispositions	—	—	—	—	—	—
Other, including foreign currency translation	(1)	21	(1)	—	(2)	17
Balance as of December 31, 2013	\$ 174	\$ 1,052	\$ 1,543	\$ 160	\$ 269	\$ 3,198
Acquisitions	—	—	—	—	—	—
Dispositions	—	—	(102)	—	—	(102)
Other, including foreign currency translation	—	(70)	—	—	(2)	(72)
Balance as of December 31, 2014	\$ 174	\$ 982	\$ 1,441	\$ 160	\$ 267	\$ 3,024

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

OTHER INTANGIBLE ASSETS

Intangible assets, primarily customer relationships, are amortized over their estimated useful lives of 3 to 22 years on a straight-line basis. The Company reviews intangible assets for impairment quarterly and whenever events and circumstances indicate their carrying amounts may not be recoverable. In addition, on an annual basis, the Company performs an impairment evaluation of all intangible assets by assessing the recoverability of the asset values based on the cash flows generated by the relevant assets or asset groups. An impairment is recognized if the carrying amount is not recoverable and exceeds the asset's fair value.

The components of other intangible assets were as follows:

(Millions)	2014			2013		
	Gross Carrying Amount	Accumulated Amortization	Net Carrying Amount	Gross Carrying Amount	Accumulated Amortization	Net Carrying Amount
Customer relationships ^(a)	\$ 1,455	\$ (754)	\$ 701	\$ 1,297	\$ (660)	\$ 637
Other	255	(102)	153	289	(80)	180
Total	\$ 1,710	\$ (856)	\$ 854	\$ 1,566	\$ (749)	\$ 817

(a) Includes net intangibles acquired from airline partners of \$340 million and \$290 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively, including approximately \$206 million and \$117 million, respectively, from Delta.

Amortization expense for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 was \$174 million, \$193 million and \$198 million, respectively. Intangible assets acquired in 2014 and 2013 are being amortized, on average, over 7 and 6 years, respectively.

Estimated amortization expense for other intangible assets over the next five years is as follows:

(Millions)	2015	2016	2017	2018	2019
Estimated amortization expense	\$ 158	\$ 134	\$ 117	\$ 109	\$ 87

OTHER

The Company had \$622 million and \$541 million in affordable housing and other tax credit investment partnership interests as of December 31, 2014 and 2013, respectively, included in other assets in the table above. The Company is a non-controlling partner in these tax credit investment partnerships, and therefore accounts for its ownership interests as equity method investment joint ventures. In 2014, the Company received \$990 million in net cash proceeds for the sale of its equity method investment in Concur Technologies (Concur) with a carrying amount of \$246 million and recognized a gain of \$744 million in Other revenues.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 8**CUSTOMER DEPOSITS**

As of December 31, customer deposits were categorized as interest-bearing or non-interest-bearing as follows:

(Millions)	2014	2013
U.S.		
Interest-bearing	\$ 43,279	\$ 40,831
Non-interest-bearing (includes Card Member credit balances of: 2014, \$372 million; 2013, \$340 million)	418	309
Non-U.S.		
Interest-bearing	115	121
Non-interest-bearing (includes Card Member credit balances of: 2014, \$347 million; 2013, \$437 million)	359	451
Total customer deposits	\$ 44,171	\$ 41,763

Customer deposits by deposit type as of December 31 were as follows:

(Millions)	2014	2013
U.S. retail deposits:		
Savings accounts - Direct	\$ 26,159	\$ 24,550
Certificates of deposit:		
Direct	333	489
Third-party	7,838	5,929
Sweep accounts - Third-party	8,949	8,863
Other retail deposits:		
Non-U.S. deposits and U.S. non-interest bearing deposits	173	155
Card Member credit balances - U.S. and non-U.S.	719	777
Total customer deposits	\$ 44,171	\$ 41,763

The scheduled maturities of certificates of deposit as of December 31, 2014 were as follows:

(Millions)	U.S.	Non-U.S.	Total
2015	1,744	\$ 21	\$ 1,765
2016	2,136	—	2,136
2017	1,491	—	1,491
2018	1,480	—	1,480
2019	1,304	—	1,304
After 5 years	16	—	16
Total	\$ 8,171	\$ 21	\$ 8,192

As of December 31, certificates of deposit in denominations of \$250,000 or more, in the aggregate, were as follows:

(Millions)	2014	2013
U.S.	\$ 111	\$ 146
Non-U.S.	17	—
Total	\$ 128	\$ 146

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 9**DEBT****SHORT-TERM BORROWINGS**

The Company's short-term borrowings outstanding, defined as borrowings with original maturities of less than one year, as of December 31 were as follows:

	2014		2013	
	Outstanding Balance	Year-End Stated Rate on Debt ^(a)	Outstanding Balance	Year-End Stated Rate on Debt ^(a)
(Million, except percentages)				
Commercial paper	\$ 769	0.29%	\$ 200	0.19%
Other short-term borrowings ^{(b)(c)}	2,711	0.81	4,831	1.08
Total	\$ 3,480	0.69%	\$ 5,031	1.04%

(a) For floating-rate debt issuances, the stated interest rates are weighted based on outstanding balances and floating rates in effect as of December 31, 2014 and 2013.

(b) Includes interest-bearing overdrafts with banks of \$470 million and \$489 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively. In addition, balances include fully drawn secured borrowing facility (maturing on September 15, 2015, which was repaid on February 28, 2014), certain bank overdrafts (i.e., primarily timing differences arising in the ordinary course of business), short-term borrowings from banks, as well as interest-bearing amounts due to merchants in accordance with merchant service agreements. The secured borrowing facility gives the Company the right to sell up to \$2.0 billion face amount of eligible certificates issued from the Lending Trust.

(c) The Company paid \$7.0 million and \$7.2 million in fees to maintain the secured borrowing facility in 2014 and 2013, respectively.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

LONG-TERM DEBT

The Company's long-term debt outstanding, defined as debt with original maturities of one year or greater, as of December 31 was as follows:

	2014				2013			
(Millions, except percentages)	Maturity Dates	Outstanding Balance ^(a)	Year-End Stated Rate on Debt ^(b)	Year-End Effective Interest Rate with Swaps ^{(c)(d)}	Outstanding Balance ^(a)	Year-End Stated Rate on Debt ^(b)	Year-End Effective Interest Rate with Swaps ^{(c)(d)}	
American Express Company								
(Parent Company only)								
Fixed Rate Senior Notes	2016-2042	\$ 7,535	5.15%	4.20%	\$ 8,784	5.43%	4.50%	
Floating Rate Senior Notes	2018	850	0.85	—	850	0.84	—	
Subordinated Notes ^(e)	2024-2036	1,350	5.39	4.42	749	6.80	—	
American Express Credit Corporation								
Fixed Rate Senior Notes	2015-2019	16,260	2.26	1.22	14,875	3.13	2.03	
Floating Rate Senior Notes	2015-2019	4,400	0.82	—	2,855	1.14	—	
Borrowings under Bank Credit Facilities	2016-2017	3,672	4.25	—	4,012	4.18	—	
American Express Centurion Bank								
Fixed Rate Senior Notes	2015-2017	2,089	4.12	3.32	2,100	4.12	3.33	
Floating Rate Senior Notes	2015-2018	675	0.68	—	675	0.67	—	
American Express Bank, FSB								
Fixed Rate Senior Notes	2017	999	6.00	—	999	6.00	—	
Floating Rate Senior Notes	2017	300	0.46	—	300	0.47	—	
American Express Charge Trust II								
Floating Rate Senior Notes	2016-2018	3,700	0.41	—	4,200	0.49	—	
Floating Rate Subordinated Notes	2016-2018	87	0.80	—	87	0.80	—	
American Express Lending Trust								
Fixed Rate Senior Notes	2015-2017	6,100	1.11	—	2,600	0.72	—	
Floating Rate Senior Notes	2015-2019	8,876	0.72	—	10,685	0.81	—	
Fixed Rate Subordinated Notes	2015-2017	300	1.08	—	300	1.08	—	
Floating Rate Subordinated Notes	2015-2019	488	0.73	—	847	0.61	—	
Other								
Fixed Rate Instruments ^(a)	2016-2033	143	3.09	—	239	3.95	—	
Floating Rate Borrowings	2015-2019	247	0.59	—%	276	0.62	—%	
Unamortized Underwriting Fees		(116)			(105)			
Total Long-Term Debt		\$ 57,955	2.34%		\$ 55,330	2.56%		

(a) The outstanding balances include (i) unamortized discount and premium, (ii) the impact of movements in exchange rates on foreign currency denominated debt, and (iii) the impact of fair value hedge accounting on certain fixed-rate notes that have been swapped to floating rate through the use of interest rate swaps. Under fair value hedge accounting, the outstanding balances on these fixed-rate notes are adjusted to reflect the impact of changes in fair value due to changes in interest rates. Refer to Note 14 for more details on the Company's treatment of fair value hedges.

(b) For floating rate debt issuances, the stated and effective interest rates are weighted based on outstanding balances and floating rates in effect as of December 31, 2014 and 2013.

(c) Effective interest rates are only presented when swaps are in place to hedge the underlying debt.

(d) For the \$750 million of subordinated debentures issued in 2006 and outstanding as of December 31, 2014, the maturity date will automatically be extended to September 1, 2066, except in the case of either (i) a prior redemption or (ii) a default.

(e) Includes \$31 million and \$109 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively, related to capitalized lease transactions.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

As of December 31, 2014 and 2013, the Company had \$750 million principal outstanding of Subordinated Debentures that accrue interest at an annual rate of 6.8 percent until September 1, 2016, and at an annual rate of three-month LIBOR plus 2.23 percent thereafter. At the Company's option, these Subordinated Debentures are redeemable for cash after September 1, 2016 at 100 percent of the principal amount plus any accrued but unpaid interest. If the Company fails to achieve specified performance measures, it will be required to issue common shares and apply the net proceeds to make interest payments on these Subordinated Debentures. No dividends on the Company's common or preferred shares could be paid until such interest payments are made. The Company would fail to meet these specific performance measures if (i) the Company's tangible common equity is less than 4 percent of total adjusted assets for the most recent quarter or (ii) if the trailing two quarters' consolidated net income is equal to or less than zero and tangible common equity as of the trigger determination date, and as of the end of the quarter end six months prior, has in each case declined by 10 percent or more from tangible common equity as of the end of the quarter 18 months prior to the trigger determination date. The Company met the specified performance measures in 2014. The Company issued \$600 million of 3.6 percent subordinated notes on December 5, 2014 that are senior in right of payment to the outstanding \$750 million of Subordinated Debentures.

Aggregate annual maturities on long-term debt obligations (based on final maturity dates) as of December 31, 2014 were as follows:

(Millions)	2015	2016	2017	2018	2019	Thereafter	Total
American Express Company (Parent Company only)	\$ —	\$ 1,350	\$ 1,500	\$ 3,850	\$ 641	\$ 3,147	\$ 10,488
American Express Credit Corporation	5,227	7,057	6,532	1,295	4,150	—	24,261
American Express Centurion Bank	1,305	—	1,300	125	—	2	2,732
American Express Bank, FSB	—	—	1,300	—	—	—	1,300
American Express Charge Trust II	—	2,500	—	1,287	—	—	3,787
American Express Lending Trust	5,422	500	5,639	2,886	1,317	—	15,764
Other	125	145	83	—	6	31	390
	\$ 12,079	\$ 11,552	\$ 16,354	\$ 9,443	\$ 6,114	\$ 3,180	\$ 58,722
Unamortized Underwriting Fees							(116)
Unamortized Discount and Premiums							(932)
Impacts due to Fair Value Hedge Accounting							281
Total Long-Term Debt							\$ 57,955

As of December 31, 2014 and 2013, the Company maintained total bank lines of credit of \$6.7 billion and \$7.0 billion, respectively. Of the total credit lines, \$3.0 billion were undrawn as of both December 31, 2014 and 2013. Undrawn amounts support commercial paper borrowings and contingent funding needs. The availability of these credit lines is subject to the Company's compliance with certain financial covenants, principally, the maintenance by American Express Credit Corporation (Credco) of a 1.25 ratio of combined earnings and fixed charges to fixed charges. As of December 31, 2014 and 2013, the Company was not in violation of any of its debt covenants.

Additionally, the Company maintained a 3-year committed, revolving, secured borrowing facility that gives the Company the right to sell up to \$3.0 billion face amount of eligible notes issued from the Charge Trust at any time through July 15, 2016. As of December 31, 2014, \$2.5 billion was drawn on this facility.

The Company paid \$49.9 million and \$50.2 million in fees to maintain these lines in 2014 and 2013, respectively. These committed facilities do not contain material adverse change clauses, which might otherwise preclude borrowing under the credit facilities, nor are they dependent on the Company's credit rating.

The Company paid total interest primarily related to short- and long-term debt, corresponding interest rate swaps and customer deposits of \$1.7 billion, \$2.0 billion and \$2.2 billion in 2014, 2013 and 2012, respectively.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 10**OTHER LIABILITIES**

The following is a summary of Other liabilities as of December 31:

(Millions)	2014	2013
Membership Rewards liability	\$ 6,521	\$ 6,151
Employee-related liabilities ^(a)	2,258	2,227
Rebate and reward accruals ^(b)	2,389	2,210
Deferred card and other fees, net	1,308	1,314
Bank overdraft balances	647	442
Other ^(c)	4,728	4,666
Total	\$ 17,851	\$ 16,910

(a) Employee-related liabilities include employee benefit plan obligations and incentive compensation.

(b) Rebate and reward accruals include payments to third-party card-issuing partners and cash-back reward costs.

(c) Other includes accruals for general operating expenses, client incentives, advertising and promotion, restructuring and reengineering reserves and derivatives.

MEMBERSHIP REWARDS

The Membership Rewards program allows enrolled Card Members to earn points that can be redeemed for a broad range of rewards including travel, entertainment, retail certificates and merchandise. The Company records a balance sheet liability that represents management's best estimate of the cost of points earned that are expected to be redeemed in the future. The Ultimate Redemption Rate (URR) and weighted average cost (WAC) per point are key assumptions used to approximate the Membership Rewards liability.

The expense for Membership Rewards points is included in marketing, promotion, rewards and Card Member services expenses. The Company periodically evaluates its liability estimation process and assumptions based on developments in redemption patterns, cost per point redeemed, partner contract changes and other factors.

DEFERRED CARD AND OTHER FEES, NET

The carrying amount of deferred card and other fees, net of deferred direct acquisition costs and reserves for membership cancellations as of December 31 was as follows:

(Millions)	2014	2013
Deferred card and other fees ^(a)	\$ 1,615	\$ 1,609
Deferred direct acquisition costs	(176)	(164)
Reserves for membership cancellations	(131)	(131)
Deferred card and other fees, net	\$ 1,308	\$ 1,314

(a) Includes deferred fees for Membership Rewards program participants.

NOTE 11**STOCK PLANS****STOCK OPTION AND AWARD PROGRAMS**

Under the 2007 Incentive Compensation Plan and previously under the 1998 Incentive Compensation Plan, awards may be granted to employees and other key individuals who perform services for the Company and its participating subsidiaries. These awards may be in the form of stock options, restricted stock awards or units (RSAs), portfolio grants (PGs) or other incentives, and similar awards designed to meet the requirements of non-U.S. jurisdictions.

For the Company's Incentive Compensation Plans, there were a total of 35 million, 35 million and 36 million common shares unissued and available for grant as of December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively, as authorized by the Company's Board of Directors and shareholders.

The Company granted stock option awards to its Chief Executive Officer (CEO) in November 2007 and January 2008 that have performance-based and market-based conditions. These option awards are separately disclosed and are excluded from the information and tables presented in the following paragraphs.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

A summary of stock option and RSA activity as of December 31, 2014, and changes during the year is presented below:

(Shares in thousands)	Stock Options		RSAs	
	Shares	Weighted-Average Exercise Price	Shares	Weighted-Average Grant Price
Outstanding as of December 31, 2013	18,615	\$ 44.98	9,578	\$ 51.88
Granted	295	86.64	2,639	86.65
Exercised/Vested	(5,893)	48.05	(3,427)	47.25
Forfeited	(242)	51.83	(916)	60.98
Expired	(46)	47.84	—	—
Outstanding as of December 31, 2014	12,729	44.39	7,874	64.48
Options vested and expected to vest as of December 31, 2014	12,726	44.39	—	—
Options exercisable as of December 31, 2014	11,628	\$ 42.64	—	—

The Company recognizes the cost of employee stock awards granted in exchange for employee services based on the grant-date fair value of the award, net of expected forfeitures. Those costs are recognized ratably over the vesting period.

STOCK OPTIONS

Each stock option has an exercise price equal to the market price of the Company's common stock on the date of grant and a contractual term of 10 years from the date of grant. Stock options generally vest 25 percent per year beginning with the first anniversary of the grant date or at 100 percent on the third anniversary of the grant date.

The weighted-average remaining contractual life and the aggregate intrinsic value (the amount by which the fair value of the Company's stock exceeds the exercise price of the option) of the stock options outstanding, exercisable, and vested and expected to vest as of December 31, 2014 are as follows:

	Outstanding	Exercisable	Vested and Expected to Vest
Weighted-average remaining contractual life (in years)	3.8	3.5	3.8
Aggregate intrinsic value (millions)	\$ 619	\$ 586	\$ 619

The intrinsic value for options exercised during 2014, 2013 and 2012 was \$245 million, \$374 million and \$209 million, respectively (based upon the fair value of the Company's stock price at the date of exercise). Cash received from the exercise of stock options in 2014, 2013 and 2012 was \$283 million, \$580 million and \$368 million, respectively. The tax benefit realized from income tax deductions from stock option exercises, which was recorded in additional paid-in capital, in 2014, 2013 and 2012 was \$54 million, \$84 million and \$45 million, respectively.

The fair value of each option is estimated on the date of grant using a Black-Scholes-Merton option-pricing model. The following weighted-average assumptions were used for grants issued in 2014, 2013 and 2012, the majority of which were granted in the beginning of each year:

	2014	2013	2012
Dividend yield	1.1%	1.4%	1.5%
Expected volatility ^(a)	46%	39%	41%
Risk-free interest rate	2.2%	1.3%	1.3%
Expected life of stock option (in years) ^(b)	6.7	6.3	6.3
Weighted-average fair value per option	\$ 32.36	\$ 21.11	\$ 17.48

(a) The expected volatility is based on both weighted historical and implied volatilities of the Company's common stock price.

(b) In 2014, 2013 and 2012, the expected life of stock options was determined using both historical data and expectations of option exercise behavior.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

STOCK OPTIONS WITH PERFORMANCE-BASED AND MARKET-BASED CONDITIONS

On November 30, 2007 and January 31, 2008, the Company's CEO was granted in the aggregate 2,750,000 of non-qualified stock option awards with performance-based and market-based conditions. Both awards have a contractual term of 10 years and a vesting period of 6 years.

The aggregate grant date fair value of options with performance-based conditions was approximately \$33.8 million. Compensation expense for these awards was not recognized as the performance metrics were not achieved, and therefore, these stock options were forfeited. No compensation expense for these awards was recorded in 2014, 2013 and 2012.

The aggregate grant date fair value of options with market-based conditions was approximately \$10.5 million. Compensation expense for these awards was recognized ratably over the vesting period. In January 2014, following the completion of the performance period, the Compensation and Benefits Committee reviewed the Company's performance and confirmed that the market-based condition was achieved, resulting in a vesting of these stock options (687,000 out of 2,750,000 options became exercisable). No compensation expense for these awards was recorded in 2014. Total compensation expense of approximately \$0.3 million and \$0.5 million was recorded in 2013 and 2012, respectively.

RESTRICTED STOCK AWARDS

RSAs are valued based on the stock price on the date of grant and generally vest 25 percent per year beginning with the first anniversary of the grant date or at 100 percent on the third anniversary of the grant date. RSA holders receive non-forfeitable dividends or dividend equivalents. The total fair value of shares vested during 2014, 2013 and 2012 was \$298 million, \$336 million and \$296 million, respectively (based upon the Company's stock price at the vesting date).

The weighted-average grant date fair value of RSAs granted in 2014, 2013 and 2012, is \$86.65, \$60.13 and \$49.80, respectively.

LIABILITY-BASED AWARDS

Certain employees are awarded PGs and other incentive awards that can be settled with cash or equity shares at the Company's discretion and final Compensation and Benefits Committee payout approval. These awards earn value based on performance, market and service conditions and vest over periods of one to three years.

PGs and other incentive awards are generally settled with cash and thus are classified as liabilities and, therefore, the fair value is determined at the date of grant and remeasured quarterly as part of compensation expense over the vesting period. Cash paid upon vesting of these awards in 2014, 2013 and 2012 was \$62 million, \$43 million and \$66 million, respectively.

Summary of Stock Plan Expense

The components of the Company's total stock-based compensation expense (net of forfeitures) for the years ended December 31 are as follows:

(Millions)	2014	2013	2012
Restricted stock awards ^(a)	\$ 193	\$ 208	\$ 197
Stock options ^(b)	13	23	29
Liability-based awards	84	119	70
Performance/market-based Stock options	—	—	1
Total stock-based compensation expense ^(c)	\$ 290	\$ 350	\$ 297

(a) As of December 31, 2014, the total unrecognized compensation cost related to awarded RSAs and options of \$211 million and \$6 million, respectively, will be recognized ratably over the weighted-average remaining vesting period of 1.3 years and 2.1 years, respectively.

(b) The total income tax benefit recognized in the Consolidated Statements of Income for stock-based compensation arrangements for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 was \$104 million, \$127 million and \$107 million, respectively.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 12

RETIREMENT PLANS

DEFINED CONTRIBUTION RETIREMENT PLANS

The Company sponsors defined contribution retirement plans, the principal plan being the Retirement Savings Plan (RSP), a 401(k) savings plan with a profit-sharing component. The RSP is a tax-qualified retirement plan subject to the Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA) and covers most employees in the U.S. The total expense for all defined contribution retirement plans globally was \$272 million, \$281 million and \$254 million in 2014, 2013 and 2012, respectively.

DEFINED BENEFIT PENSION AND OTHER POSTRETIREMENT BENEFIT PLANS

The Company's primary defined benefit pension plans that cover certain employees in the U.S. and United Kingdom are closed to new entrants and existing participants do not accrue any additional benefits. Most employees outside the U.S. and United Kingdom are covered by local retirement plans, some of which are funded, while other employees receive payments at the time of retirement or termination under applicable labor laws or agreements. The Company complies with minimum funding requirements in all countries. The Company sponsors unfunded other postretirement benefit plans that provide health care and life insurance to certain retired U.S. employees. The total expense for these plans was \$24 million, \$59 million and \$93 million in 2014, 2013 and 2012, respectively.

The Company recognizes the funded status of its defined benefit pension plans and other postretirement benefit plans, measured as the difference between the fair value of the plan assets and the projected benefit obligation, in the Consolidated Balance Sheets. As of December 31, 2014 and 2013, the funded status related to the defined benefit pension plans and other postretirement benefit plans was underfunded by \$767 million and \$661 million, respectively, and is recorded in Other liabilities.

NOTE 13

COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

LEGAL CONTINGENCIES

The Company and its subsidiaries are involved in a number of legal proceedings concerning matters arising out of the conduct of their respective business activities and are periodically subject to governmental and regulatory examinations, information gathering requests, subpoenas, inquiries and investigations (collectively, governmental examinations). As of December 31, 2014, the Company and various of its subsidiaries were named as a defendant or were otherwise involved in numerous legal proceedings and governmental examinations in various jurisdictions, both in and outside the U.S. The Company discloses its material legal proceedings and governmental examinations under "Legal Proceedings" in its Annual Report on Form 10-K for the year ended December 31, 2014 (Legal Proceedings).

The Company has recorded liabilities for certain of its outstanding legal proceedings and governmental examinations. A liability is accrued when it is both (a) probable that a loss has occurred and (b) the amount of loss can be reasonably estimated. There may be instances in which an exposure to loss exceeds the accrued liability. The Company evaluates, on a quarterly basis, developments in legal proceedings and governmental examinations that could cause an increase or decrease in the amount of the liability that has been previously accrued or a revision to the disclosed estimated range of possible losses, as applicable.

The Company's legal proceedings range from cases brought by a single plaintiff to class actions with millions of putative class members. These legal proceedings, as well as governmental examinations, involve various lines of business of the Company and a variety of claims (including, but not limited to, common law tort, contract, antitrust and consumer protection claims), some of which present novel factual allegations and/or unique legal theories. While some matters pending against the Company specify the damages claimed by the plaintiff, many seek an unspecified amount of damages or are at very early stages of the legal process. Even when the amount of damages claimed against the Company are stated, the claimed amount may be exaggerated and/or unsupported. As a result, some matters have not yet progressed sufficiently through discovery and/or development of important factual information and legal issues to enable the Company to estimate a range of possible loss.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

Other matters have progressed sufficiently through discovery and/or development of important factual information and legal issues so that the Company is able to estimate a range of possible loss. Accordingly, for those legal proceedings and governmental examinations disclosed or referred to in Legal Proceedings where a loss is reasonably possible in future periods, whether in excess of a related accrued liability or where there is no accrued liability, and for which the Company is able to estimate a range of possible loss, the current estimated range is zero to \$360 million in excess of any accrued liability related to these matters. This aggregate range represents management's estimate of possible loss with respect to these matters and is based on currently available information. This estimated range of possible loss does not represent the Company's maximum loss exposure. The legal proceedings and governmental examinations underlying the estimated range will change from time to time and actual results may vary significantly from current estimates.

Based on its current knowledge, and taking into consideration its litigation-related liabilities, the Company believes it is not a party to, nor are any of its properties the subject of, any pending legal proceeding or governmental examination that would have a material adverse effect on the Company's consolidated financial condition or liquidity. However, in light of the uncertainties involved in such matters, the ultimate outcome of a particular matter could be material to the Company's operating results for a particular period depending on, among other factors, the size of the loss or liability imposed and the level of the Company's earnings for that period.

OTHER COMMITMENTS

The Company also has obligations to make payments under contractual agreements with certain co-brand partners. The Company expects to fully satisfy these obligations over the remaining term of these agreements, which range from 2015 to 2022, as part of the ongoing operations of its business. The obligations under such arrangements were approximately \$1.0 billion as of December 31, 2014.

RENT EXPENSE AND LEASE COMMITMENTS

The Company leases certain facilities and equipment under non-cancelable and cancelable agreements. The total rental expense amounted to \$237 million in 2014, \$281 million in 2013 and \$305 million in 2012.

As of December 31, 2014, the minimum aggregate rental commitment under all non-cancelable operating leases (net of subleases of \$34 million) was as follows:

(Millions)	
2015	\$ 189
2016	161
2017	144
2018	126
2019	94
Thereafter	921
Total	\$ 1,635

As of December 31, 2014, the Company's future minimum lease payments under capital leases or other similar arrangements is approximately \$4 million in 2015 through 2019, and \$19 million thereafter.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 14

DERIVATIVES AND HEDGING ACTIVITIES

The Company uses derivative financial instruments (derivatives) to manage exposures to various market risks. Derivatives derive their value from an underlying variable or multiple variables, including interest rate, foreign exchange, and equity index or price. These instruments enable end users to increase, reduce or alter exposure to various market risks and, for that reason, are an integral component of the Company's market risk management. The Company does not engage in derivatives for trading purposes.

Market risk is the risk to earnings or value resulting from movements in market prices. The Company's market risk exposure is primarily generated by:

- Interest rate risk in its card, insurance and Travelers Cheque and other prepaid products businesses, as well as its investment portfolios; and
- Foreign exchange risk in its operations outside the U.S. and the associated funding of such operations.

The Company centrally monitors market risks using market risk limits and escalation triggers as defined in its Asset/Liability Management Policy.

The Company's market exposures are in large part byproducts of the delivery of its products and services. Interest rate risk arises through the funding of Card Member receivables and fixed-rate loans with variable-rate borrowings as well as through the risk to net interest margin from changes in the relationship between benchmark rates such as Prime and LIBOR.

Interest rate exposure within the Company's charge card and fixed-rate lending products is managed by varying the proportion of total funding provided by short-term and variable-rate debt and deposits compared to fixed-rate debt and deposits. In addition, interest rate swaps are used from time to time to economically convert fixed-rate debt obligations to variable-rate obligations or to convert variable-rate debt obligations to fixed-rate obligations. The Company may change the mix between variable-rate and fixed-rate funding based on changes in business volumes and mix, among other factors.

Foreign exchange risk is generated by Card Member cross-currency charges, foreign currency balance sheet exposures, foreign subsidiary equity and foreign currency earnings in entities outside the U.S. The Company's foreign exchange risk is managed primarily by entering into agreements to buy and sell currencies on a spot basis or by hedging this market exposure to the extent it is economically justified through various means, including the use of derivatives such as foreign exchange forwards and cross-currency swap contracts, which can help mitigate the Company's exposure to specific currencies.

In addition to the exposures identified above, effective August 1, 2011, the Company entered into a total return contract (TRC) to hedge its exposure to changes in the fair value of its equity investment in ICBC in local currency. Under the terms of the TRC, the Company received from the TRC counterparty an amount equivalent to any reduction in the fair value of its investment in ICBC in local currency; and the Company paid to the TRC counterparty an amount equivalent to any increase in the fair value of its investment in local currency, along with all dividends paid by ICBC, as well as ongoing hedge costs. The TRC was fully unwound on July 18, 2014 upon the sale of the remaining underlying ICBC shares.

Derivatives may give rise to counterparty credit risk, which is the risk that a derivative counterparty will default on, or otherwise be unable to perform pursuant to, an uncollateralized derivative exposure. The Company manages this risk by considering the current exposure, which is the replacement cost of contracts on the measurement date, as well as estimating the maximum potential value of the contracts over the next 12 months, considering such factors as the volatility of the underlying or reference index. To mitigate derivative credit risk, counterparties are required to be pre-approved by the Company and rated as investment grade. Counterparty risk exposures are centrally monitored by the Company. Additionally, in order to mitigate the bilateral counterparty credit risk associated with derivatives, the Company has in certain instances entered into master netting agreements with its derivative counterparties, which provide a right of offset for certain exposures between the parties. A majority of the Company's derivative assets and liabilities as of December 31, 2014 and 2013 is subject to such master netting agreements with its derivative counterparties. There are no instances in which management makes an accounting policy election to not net assets and liabilities subject to an enforceable master netting agreement on the Company's Consolidated Balance Sheets. To further mitigate bilateral counterparty credit risk, the Company exercises its rights under executed credit support agreements with certain of its derivative counterparties. These agreements require that, in the event the fair value change in the net derivatives position between the two parties exceeds certain dollar thresholds, the party in the net liability position posts collateral to its counterparty. All derivative contracts cleared through a central clearinghouse are collateralized to the full amount of the fair value of the contracts.

In relation to the Company's credit risk, under the terms of the derivative agreements it has with its various counterparties, the Company is not required to either immediately settle any outstanding liability balances or post collateral upon the occurrence of a specified credit risk-related event. Based on the assessment of credit risk of the Company's derivative counterparties as of December 31, 2014 and 2013, the Company does not have derivative positions that warrant credit valuation adjustments.

AMERICAN EXPRESS COMPANY NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The Company's derivatives are carried at fair value on the Consolidated Balance Sheets. The accounting for changes in fair value depends on the instruments' intended use and the resulting hedge designation, if any, as discussed below. Refer to Note 15 for a description of the Company's methodology for determining the fair value of derivatives.

The following table summarizes the total fair value, excluding interest accruals, of derivative assets and liabilities as of December 31:

(Millions)	Other Assets Fair Value		Other Liabilities Fair Value	
	2014	2013	2014	2013
Derivatives designated as hedging instruments:				
Interest rate contracts:				
Fair value hedges	\$ 314	\$ 455	\$ 4	\$ 2
Total return contract:				
Fair value hedge	—	8	—	—
Foreign exchange contracts:				
Net investment hedges	492	174	46	116
Total derivatives designated as hedging instruments	806	637	50	118
Derivatives not designated as hedging instruments:				
Foreign exchange contracts, including certain embedded derivatives ^(a)	185	64	114	95
Total derivatives, gross	991	701	164	213
Less: Cash collateral netting ^(b)	(158)	(336)	(4)	—
Derivative asset and derivative liability netting ^(c)	(122)	(36)	(122)	(36)
Total derivatives, net ^(d)	\$ 711	\$ 329	\$ 38	\$ 177

(a) Includes foreign currency derivatives embedded in certain operating agreements.

(b) Represents the offsetting of derivative instruments and the right to reclaim cash collateral (a receivable) or the obligation to return cash collateral (a payable) arising from derivative instrument(s) executed with the same counterparty under an enforceable master netting arrangement. Additionally, the Company received non-cash collateral from a counterparty in the form of security interest in U.S. Treasury securities with a fair value of \$91 million and nil as of December 31, 2014 and 2013, respectively, none of which was sold or pledged. Such non-cash collateral economically reduces the Company's risk exposure to \$620 million as of December 31, 2014, but does not reduce the net exposure on the Company's Consolidated Balance Sheets. Additionally, the Company posted \$114 million and \$26 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively, as initial margin on its centrally cleared interest rate swaps; such amounts are recorded within Other receivables on the Company's Consolidated Balance Sheets and are not netted against the derivative balances.

(c) Represents the amount of netting of derivative assets and derivative liabilities executed with the same counterparty under an enforceable master netting arrangement.

(d) The Company has no individually significant derivative counterparties and therefore, no significant risk exposure to any single derivative counterparty. The total net derivative assets and derivative liabilities are presented within Other assets and Other liabilities on the Company's Consolidated Balance Sheets.

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS THAT QUALIFY FOR HEDGE ACCOUNTING

Derivatives executed for hedge accounting purposes are documented and designated as such when the Company enters into the contracts. In accordance with its risk management policies, the Company structures its hedges with terms similar to that of the item being hedged. The Company formally assesses, at inception of the hedge accounting relationship and on a quarterly basis, whether derivatives designated as hedges are highly effective in offsetting the fair value or cash flows of the hedged items. These assessments usually are made through the application of a regression analysis method. If it is determined that a derivative is not highly effective as a hedge, the Company will discontinue the application of hedge accounting.

FAIR VALUE HEDGES

A fair value hedge involves a derivative designated to hedge the Company's exposure to future changes in the fair value of an asset or a liability, or an identified portion thereof that is attributable to a particular risk.

Interest Rate Contracts

The Company is exposed to interest rate risk associated with its fixed-rate long-term debt. The Company uses interest rate swaps to economically convert certain fixed-rate long-term debt obligations to floating-rate obligations at the time of issuance. As of December 31, 2014 and 2013, the Company hedged \$17.6 billion and \$14.7 billion, respectively, of its fixed-rate debt to floating-rate debt using interest rate swaps.

AMERICAN EXPRESS COMPANY

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

To the extent the fair value hedge is effective, the gain or loss on the hedging instrument offsets the loss or gain on the hedged item attributable to the hedged risk. Any difference between the changes in the fair value of the derivative and the hedged item is referred to as hedge ineffectiveness and is reflected in earnings as a component of other expenses. Hedge ineffectiveness may be caused by differences between the debt's interest coupon and the benchmark rate, primarily due to credit spreads at inception of the hedging relationship that are not reflected in the valuation of the interest rate swap. Furthermore, hedge ineffectiveness may be caused by changes in the relationship between 3-month LIBOR and 1-month LIBOR, as well as between the overnight indexed swap rate (OIS) and 1-month LIBOR, as basis spreads may impact the valuation of the interest rate swap without causing an offsetting impact in the value of the hedged debt. If a fair value hedge is de-designated or no longer considered to be effective, changes in fair value of the derivative continue to be recorded through earnings but the hedged asset or liability is no longer adjusted for changes in fair value resulting from changes in interest rates. The existing basis adjustment of the hedged asset or liability is amortized or accreted as an adjustment to yield over the remaining life of that asset or liability.

Total Return Contract

The Company hedged its exposure to changes in the fair value of its equity investment in ICBC in local currency. The Company used a TRC to transfer this exposure to its derivative counterparty. On July 18, 2014, the Company sold its remaining 34.3 million shares in ICBC and terminated the TRC. As of December 31, 2013 only, the fair value of the equity investment in ICBC was \$122 million (180.7 million shares). Prior to termination, to the extent the hedge was effective, the gain or loss on the TRC offset the gain or loss on the investment in ICBC. Any difference between the changes in the fair value of the derivative and the hedged item resulted in hedge ineffectiveness and was recognized in Other expenses in the Consolidated Statements of Income.

The following table summarizes the impact on the Consolidated Statements of Income associated with the Company's hedges of its fixed-rate long-term debt and its investment in ICBC for the years ended December 31:

(Millions)	Gains (losses) recognized in income										
	Derivative contract				Hedged item				Net hedge ineffectiveness		
	Income Statement Line Item	Amount			Income Statement Line Item	Amount					
Derivative relationship		2014	2013	2012		2014	2013	2012	2014	2013	2012
Interest rate contracts	Other expenses	\$ (143)	\$ (320)	\$ (178)	Other expenses	\$ 148	\$ 351	\$ 132	\$ 5	\$ (19)	\$ (46)
Total return contract	Other non-interest revenues	\$ 11	\$ 15	\$ (53)	Other non-interest revenues	\$ (11)	\$ (15)	\$ 54	\$ —	\$ —	\$ —

The Company also recognized a net reduction in interest expense on long-term debt of \$283 million, \$346 million and \$491 million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively, primarily related to the net settlements (interest accruals) on the Company's interest rate derivatives designated as fair value hedges.

CASH FLOW HEDGES

As of December 31, 2014 and 2013, the Company did not have any designated cash flow hedges.

During the year ended December 31, 2012 only, the Company reclassified \$(1) million from AOCI into earnings as a component of interest expense. Any ineffective portion of the gain or loss on the derivatives is reported as a component of other expenses. No ineffectiveness associated with cash flow hedges was reclassified from AOCI into income for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012.

NET INVESTMENT HEDGES

A net investment hedge is used to hedge future changes in currency exposure of a net investment in a foreign operation. The Company primarily designates foreign currency derivatives, typically foreign exchange forwards, and on occasion foreign currency denominated debt, as hedges of net investments in certain foreign operations. These instruments reduce exposure to changes in currency exchange rates on the Company's investments in non-U.S. subsidiaries. The effective portion of the gain or (loss) on net investment hedges, net of taxes, recorded in AOCI as part of the cumulative translation adjustment, was \$455 million, \$253 million and \$(288) million for the years ended 2014, 2013 and 2012, respectively. Any ineffective portion of the gain or (loss) on net investment hedges is recognized in other expenses during the period of change. During the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, the Company reclassified \$10 million, nil and nil, respectively, from AOCI to earnings as a component of Other expenses. No ineffectiveness associated with net investment hedges was reclassified from AOCI into income during the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

DERIVATIVES NOT DESIGNATED AS HEDGES

The Company has derivatives that act as economic hedges, but are not designated as such for hedge accounting purposes. Foreign currency transactions and non-U.S. dollar cash flow exposures from time to time may be partially or fully economically hedged through foreign currency contracts, primarily foreign exchange forwards, options and cross-currency swaps. These hedges generally mature within one year. Foreign currency contracts involve the purchase and sale of a designated currency at an agreed upon rate for settlement on a specified date. The changes in the fair value of the derivatives effectively offset the related foreign exchange gains or losses on the underlying balance sheet exposures. From time to time, the Company may enter into interest rate swaps to specifically manage funding costs related to its proprietary card business.

The Company has certain operating agreements containing payments that may be linked to a market rate or price, primarily foreign currency rates. The payment components of these agreements may meet the definition of an embedded derivative, in which case the embedded derivative is accounted for separately and is classified as a foreign exchange contract based on its primary risk exposure.

For derivatives that are not designated as hedges, changes in fair value are reported in current period earnings.

The following table summarizes the impact on pretax earnings of derivatives not designated as hedges, as reported on the Consolidated Statements of Income for the years ended December 31:

Description (Millions)	Income Statement Line Item	Pretax gains (losses)		
		Amount		
		2014	2013	2012
Interest rate contracts	Other expenses	\$ —	\$ 1	\$ (1)
Foreign exchange contracts ^(a)	Interest expense on long-term debt and other	—	—	(1)
	Other expenses	194	72	(56)
	Cost of Card Member services	4	—	—
Total		\$ 198	\$ 73	\$ (58)

(a) Foreign exchange contracts include forwards and embedded foreign currency derivatives. Gains (losses) on these embedded derivatives are included in Other expenses.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 15**FAIR VALUES**

Fair value is defined as the price that would be required to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date, based on the Company's principal or, in the absence of a principal, most advantageous market for the specific asset or liability.

GAAP provides for a three-level hierarchy of inputs to valuation techniques used to measure fair value, defined as follows:

- Level 1 — Inputs that are quoted prices (unadjusted) for identical assets or liabilities in active markets that the entity can access.
- Level 2 — Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly, for substantially the full term of the asset or liability, including:
 - Quoted prices for similar assets or liabilities in active markets;
 - Quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active;
 - Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability; and
 - Inputs that are derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.
- Level 3 — Inputs that are unobservable and reflect the Company's own estimates about the estimates market participants would use in pricing the asset or liability based on the best information available in the circumstances (e.g., internally derived assumptions surrounding the timing and amount of expected cash flows). The Company did not measure any financial instruments presented on the Consolidated Balance Sheets at fair value on a recurring basis using significant unobservable inputs (Level 3) during the years ended December 31, 2014 and 2013, although the disclosed fair value of certain assets that are not carried at fair value, as presented later in this Note, are classified within Level 3.

The Company monitors the market conditions and evaluates the fair value hierarchy levels at least quarterly. For any transfers in and out of the levels of the fair value hierarchy, the Company discloses the fair value measurement at the beginning of the reporting period during which the transfer occurred. For the year ended December 31, 2014, there were no significant transfers between levels.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES CARRIED AT FAIR VALUE

The following table summarizes the Company's financial assets and financial liabilities measured at fair value on a recurring basis, categorized by GAAP's valuation hierarchy (as described in the preceding paragraphs), as of December 31:

(Millions)	2014			2013		
	Total	Level 1	Level 2	Total	Level 1	Level 2
Assets:						
Investment securities ^(a)						
Equity securities	\$ 1	\$ 1	\$ —	\$ 124	\$ 124	\$ —
Debt securities and other	4,430	350	4,080	4,892	320	4,572
Derivatives ^(a)	991	—	991	701	—	701
Total assets	5,422	351	5,071	5,717	444	5,273
Liabilities:						
Derivatives ^(a)	164	—	164	213	—	213
Total liabilities	\$ 164	\$ —	\$ 164	\$ 213	\$ —	\$ 213

(a) Refer to Note 5 for the fair values of investment securities and to Note 14 for the fair values of derivative assets and liabilities, on a further disaggregated basis.

VALUATION TECHNIQUES USED IN THE FAIR VALUE MEASUREMENT OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES CARRIED AT FAIR VALUE

For the financial assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (categorized in the valuation hierarchy table above) the Company applies the following valuation techniques:

Investment Securities

When available, quoted prices of identical investment securities in active markets are used to estimate fair value. Such investment securities are classified within Level 1 of the fair value hierarchy.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

When quoted prices of identical investment securities in active markets are not available, the fair values for the Company's investment securities are obtained primarily from pricing services engaged by the Company, and the Company receives one price for each security. The fair values provided by the pricing services are estimated using pricing models, where the inputs to those models are based on observable market inputs or recent trades of similar securities. Such investment securities are classified within Level 2 of the fair value hierarchy. The inputs to the valuation techniques applied by the pricing services vary depending on the type of security being priced but are typically benchmark yields, benchmark security prices, credit spreads, prepayment speeds, reported trades and broker-dealer quotes, all with reasonable levels of transparency. The pricing services did not apply any adjustments to the pricing models used. In addition, the Company did not apply any adjustments to prices received from the pricing services.

The Company reaffirms its understanding of the valuation techniques used by its pricing services at least annually. In addition, the Company corroborates the prices provided by its pricing services for reasonableness by comparing the prices from the respective pricing services to valuations obtained from different pricing sources. In instances where price discrepancies are identified between different pricing sources, the Company evaluates such discrepancies to ensure that the prices used for its valuation represent the fair value of the underlying investment securities. Refer to Note 5 for additional fair value information.

Derivative Financial Instruments

The fair value of the Company's derivative financial instruments is estimated by third-party valuation services that use proprietary pricing models or by internal pricing models, where the inputs to those models are readily observable from actively quoted markets. The pricing models used are consistently applied and reflect the contractual terms of the derivatives as described below. The Company reaffirms its understanding of the valuation techniques used by the third-party valuation services at least annually. The Company's derivative instruments are classified within Level 2 of the fair value hierarchy.

The fair value of the Company's interest rate swaps is determined based on a discounted cash flow method using the following significant inputs: the contractual terms of the swap such as the notional amount, fixed coupon rate, floating coupon rate (based on interbank rates consistent with the frequency and currency of the interest cash flows) and tenor, as well as discount rates consistent with the underlying economic factors of the currency in which the cash flows are denominated.

The fair value of the Company's total return contract, which served as a hedge against the Hong Kong dollar (HKD) change in fair value associated with the Company's investment in ICBC, is determined based on a discounted cash flow method using the following significant inputs as of the valuation date: number of shares of the Company's underlying ICBC investment, the quoted market price of the shares in HKD and the monthly settlement terms of the contract inclusive of price and tenor.

The fair value of foreign exchange forward contracts is determined based on a discounted cash flow method using the following significant inputs: the contractual terms of the forward contracts such as the notional amount, maturity dates and contract rate, as well as relevant foreign currency forward curves, and discount rates consistent with the underlying economic factors of the currency in which the cash flows are denominated.

Credit valuation adjustments are necessary when the market parameters, such as a benchmark curve, used to value derivatives are not indicative of the credit quality of the Company or its counterparties. The Company considers the counterparty credit risk by applying an observable forecasted default rate to the current exposure. Refer to Note 14 for additional fair value information.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES CARRIED AT OTHER THAN FAIR VALUE

The following table discloses the estimated fair value for the Company's financial assets and financial liabilities that are not required to be carried at fair value on a recurring basis, as of December 31, 2014 and 2013:

2014 (Billions)	Carrying Value	Corresponding Fair Value Amount			
		Total	Level 1	Level 2	Level 3
Financial Assets:					
Financial assets for which carrying values equal or approximate fair value:					
Cash and cash equivalents	\$ 22	\$ 22	\$ 21	\$ 1 ^(a)	\$ —
Other financial assets ^(b)	48	48	—	48	—
Financial assets carried at other than fair value					
Loans, net	70	71 ^(c)	—	—	71
Financial Liabilities:					
Financial liabilities for which carrying values equal or approximate fair value:					
Financial liabilities carried at other than fair value	61	61	—	61	—
Certificates of deposit ^(d)	8	8	—	8	—
Long-term debt	\$ 58	\$ 60 ^(c)	\$ —	\$ 60	\$ —

2013 (Billions)	Carrying Value	Corresponding Fair Value Amount			
		Total	Level 1	Level 2	Level 3
Financial Assets:					
Financial assets for which carrying values equal or approximate fair value:					
Cash and cash equivalents	\$ 19	\$ 19	\$ 17	\$ 2 ^(a)	\$ —
Other financial assets ^(b)	48	48	—	48	—
Financial assets carried at other than fair value:					
Loans, net	67	67 ^(c)	—	—	67
Financial Liabilities:					
Financial liabilities for which carrying values equal or approximate fair value:					
Financial liabilities carried at other than fair value:					
Certificates of deposit ^(d)	7	8	—	8	—
Long-term debt	\$ 65	\$ 68 ^(c)	\$ —	\$ 68	\$ —

(a) Reflects time deposits.

(b) Includes accounts receivable (including fair values of Card Member receivables of \$7.0 billion and \$7.3 billion held by consolidated VIEs as of December 31, 2014 and 2013, respectively), restricted cash and other miscellaneous assets.

(c) Includes fair values of loans of \$29.9 billion and \$31.0 billion, and long-term debt of \$19.5 billion and \$18.8 billion, held by consolidated VIEs as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

(d) Presented as a component of customer deposits on the Consolidated Balance Sheets.

The fair values of these financial instruments are estimates based upon the market conditions and perceived risks as of December 31, 2014, and require management judgment. These figures may not be indicative of future fair values. The fair value of the Company cannot be reliably estimated by aggregating the amounts presented.

AMERICAN EXPRESS COMPANY NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

VALUATION TECHNIQUES USED IN THE FAIR VALUE MEASUREMENT OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES CARRIED AT OTHER THAN FAIR VALUE

For the financial assets and liabilities that are not required to be carried at fair value on a recurring basis (categorized in the valuation hierarchy table above) the Company applies the following valuation techniques to measure fair value:

Financial Assets For Which Carrying Values Equal or Approximate Fair Value

Financial assets for which carrying values equal or approximate fair value include cash and cash equivalents, Card Member receivables, accrued interest and certain other assets. For these assets, the carrying values approximate fair value because they are short term in duration, have no defined maturity or have a market-based interest rate.

Financial Assets Carried At Other Than Fair Value

Loans

Loans are recorded at historical cost, less reserves, on the Consolidated Balance Sheets. In estimating the fair value for the Company's loans the Company uses a discounted cash flow model. Due to the lack of a comparable whole loan sales market for similar credit card receivables and the lack of observable pricing inputs thereof, the Company uses various inputs derived from an equivalent securitization market to estimate fair value. Such inputs include projected income (inclusive of future interest payments and late fee revenue), estimated pay-down rates, discount rates and relevant credit costs.

Financial Liabilities For Which Carrying Values Equal Or Approximate Fair Value

Financial liabilities for which carrying values equal or approximate fair value include accrued interest, customer deposits (excluding certificates of deposit, which are described further below), Travelers Cheques and other prepaid products outstanding, accounts payable, short-term borrowings and certain other liabilities for which the carrying values approximate fair value because they are short term in duration, have no defined maturity or have a market-based interest rate.

Financial Liabilities Carried At Other Than Fair Value

Certificates of Deposit

Certificates of deposit (CDs) are recorded at their historical issuance cost on the Consolidated Balance Sheets. Fair value is estimated using a discounted cash flow methodology based on the future cash flows and the discount rate that reflects the Company's current rates for similar types of CDs within similar markets.

Long-term Debt

Long-term debt is recorded at historical issuance cost on the Consolidated Balance Sheets adjusted for the impact of fair value hedge accounting on certain fixed-rate notes and current translation rates for foreign-denominated debt. The fair value of the Company's long-term debt is measured using quoted offer prices when quoted market prices are available. If quoted market prices are not available, the fair value is determined by discounting the future cash flows of each instrument at rates currently observed in publicly-traded debt markets for debt of similar terms and credit risk. For long-term debt, where there are no rates currently observable in publicly traded debt markets of similar terms and comparable credit risk, the Company uses market interest rates and adjusts those rates for necessary risks, including its own credit risk. In determining an appropriate spread to reflect its credit standing, the Company considers credit default swap spreads, bond yields of other long-term debt offered by the Company, and interest rates currently offered to the Company for similar debt instruments of comparable maturities.

NONRECURRING FAIR VALUE MEASUREMENTS

The Company has certain assets that are subject to measurement at fair value on a nonrecurring basis. For these assets, measurement at fair value in periods subsequent to their initial recognition is applicable if determined to be impaired. During the years ended December 31, 2014 and 2013, the Company did not have any material assets that were measured at fair value due to impairment.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 16**GUARANTEES**

The Company provides Card Member protection plans that cover losses associated with purchased products, as well as certain other guarantees in the ordinary course of business. For the Company, guarantees primarily consist of card and travel protection programs, including:

- Return Protection — refunds the price of qualifying purchases made with the eligible cards where the merchant will not accept the return for up to 90 days from the date of purchase; and
- Merchant Protection — protects Card Members primarily against non-delivery of goods and services, usually in the event of bankruptcy or liquidation of a merchant. When this occurs, the Card Member may dispute the transaction for which the Company will generally credit the Card Member's account. If the Company is unable to collect the amount from the merchant, it will bear the loss for the amount credited to the Card Member. The largest component of the maximum potential future payments relates to Card Member transactions associated with travel-related merchants, primarily through business arrangements where the Company has remitted payment to such merchant for a Card Member travel purchase that has not yet been used or "flown".

In relation to its maximum potential undiscounted future payments as shown in the table that follows, to date the Company has not experienced any significant losses related to guarantees. The Company's initial recognition of guarantees is at fair value. In addition, the Company establishes reserves when a loss is probable and the amount can be reasonably estimated.

The following table provides information related to such guarantees as of December 31:

Type of Guarantee	Maximum potential undiscounted future payments ^(a) (Billions)		Related liability ^(a) (Millions)	
	2014	2013	2014	2013
Return and Merchant Protection	\$ 37	\$ 37	\$ 44	\$ 84
Other ^(b)	8	8	67	77
Total	\$ 45	\$ 45	\$ 111	\$ 161

(a) Represents the notional amounts that could be lost under the guarantees and indemnifications if there were a total default by the guaranteed parties. The maximum potential undiscounted future payments for Merchant Protection are measured using management's best estimate of maximum exposure based on all eligible claims in relation to annual billed business volumes.

(b) Included in Other liabilities on the Company's Consolidated Balance Sheets.

(c) Primarily includes guarantees related to the Company's purchase protection, business dispositions and real estate.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 17

COMMON AND PREFERRED SHARES

The following table shows authorized shares and provides a reconciliation of common shares issued and outstanding for the years ended December 31:

(Million, except where indicated)	2014	2013	2012
Common shares authorized (billions) ^(a)	3.6	3.6	3.6
Shares issued and outstanding at beginning of year	1,064	1,105	1,164
Repurchases of common shares	(49)	(55)	(69)
Other, primarily stock option exercises and restricted stock awards granted	8	14	10
Shares issued and outstanding as of December 31	1,023	1,064	1,105

(a) Of the common shares authorized but unissued as of December 31, 2014, approximately 56 million shares are reserved for issuance under employee stock and employee benefit plans.

On March 25, 2013, the Board of Directors authorized the repurchase of 150 million of common shares over time in accordance with the Company's capital distribution plans submitted to the Federal Reserve and subject to market conditions. This authorization replaces all prior repurchase authorizations. During 2014 and 2013, the Company repurchased 49 million common shares with a cost basis of \$4.4 billion and 55 million common shares with a cost basis of \$4.0 billion, respectively. The cost basis includes commissions paid of \$1.0 million and \$1.1 million in 2014 and 2013, respectively. As of December 31, 2014, the Company has 59 million common shares remaining under the Board share repurchase authorization. Such authorization does not have an expiration date.

Common shares are generally retired by the Company upon repurchase (except for 3.2 million, 3.5 million and 3.9 million shares held as treasury shares as of December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively); retired common shares and treasury shares are excluded from the shares outstanding in the table above. The treasury shares, with a cost basis of \$280 million, \$260 million and \$236 million as of December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively, are included as a reduction to additional paid-in capital in shareholders' equity on the Consolidated Balance Sheets.

The Board of Directors is authorized to permit the Company to issue up to 20 million preferred shares at a par value of \$1.66^{2/3} without further shareholder approval. On November 10, 2014, the Company issued 750,000 depositary shares with an aggregate liquidation preference of \$750 million, each representing a 1/1000th interest in a perpetual Fixed Rate/Floating Rate Noncumulative Preferred Share, Series B (Preferred Shares). Dividends on the Preferred Shares are payable, if declared, semi-annually at an annual rate of 5.2 percent on May 15 and November 15 of each year beginning on May 15, 2015 to, but excluding, November 15, 2019. From, and including, November 15, 2019, dividends will be paid, if declared, quarterly at an annual rate equal to three-month LIBOR plus 3.428 percent on February 15, May 15, August 15 and November 15 of each year, beginning on February 15, 2020. The Company may redeem the Preferred Shares in whole, or in part, from time to time, on any dividend payment date on or after November 15, 2019 or in whole, but not in part, within 90 days of certain bank regulatory changes at \$1,000 per depositary share plus any declared but unpaid dividends.

There were no preferred shares issued and outstanding as of December 31, 2013 and 2012. There were no warrants issued and outstanding as of December 31, 2014, 2013 and 2012.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 18**CHANGES IN ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE (LOSS) INCOME**

AOCl is a balance sheet item in the Shareholders' Equity section of the Company's Consolidated Balance Sheets. It is comprised of items that have not been recognized in earnings but may be recognized in earnings in the future when certain events occur. Changes in each component of AOCl for the three years ended December 31 were as follows:

(Millions), net of tax ^(a)	Net Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities	Net Unrealized Gains (Losses) on Cash Flow Hedges	Foreign Currency Translation Adjustments	Net Unrealized Pension and Other Postretirement Benefit Losses	Accumulated Other Comprehensive (Loss) Income
Balances as of December 31, 2011	\$ 288	\$ (1)	\$ (682)	\$ (48)	\$ (876)
Net unrealized gains	106				106
(Decrease) increase due to amounts reclassified into earnings	(79)	1	1		(77)
Net translation gain of investments in foreign operations			215		215
Net (losses) related to hedges of investment in foreign operations			(288)		(288)
Pension and other postretirement (losses) benefit				(7)	(7)
Net change in accumulated other comprehensive income (loss)	27	1	(72)	(7)	(51)
Balances as of December 31, 2012	315	—	(754)	(55)	(927)
Net unrealized (losses)	(159)				(159)
(Decrease) due to amounts reclassified into earnings	(93)				(93)
Net translation (loss) of investments in foreign operations			(589)		(589)
Net gains related to hedges of investment in foreign operations			253		253
Pension and other postretirement benefit gains				89	89
Net change in accumulated other comprehensive (loss) income	(252)	—	(336)	89	(499)
Balances as of December 31, 2013	53	—	(1,090)	(309)	(1,426)
Net unrealized gains	104				104
(Decrease) increase due to amounts reclassified into earnings	(71)		5		(66)
Net translation (loss) of investments in foreign operations			(869)		(869)
Net gains related to hedges of investment in foreign operations			455		455
Pension and other postretirement (losses) benefit				(117)	(117)
Net change in accumulated other comprehensive income (loss)	33	—	(409)	(117)	(493)
Balances as of December 31, 2014	\$ 96	\$ —	\$ (1,499)	\$ (516)	\$ (1,919)

(a) The following table shows the tax impact for the three years ended December 31 for the changes in each component of accumulated other comprehensive (loss) income:

(Millions)	2014	2013	2012
Investment securities	\$ 19	\$ (142)	\$ 7
Cash flow hedges	—	—	1
Foreign currency translation adjustments	(64)	(49)	24
Net investment hedges	273	135	(176)
Pension and other postretirement benefit losses	(46)	56	—
Total tax impact	\$ 182	\$ —	\$ (144)

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following table presents the effects of reclassifications out of AOCI and into the Consolidated Statements of Income for the years ended December 31:

Description (Millions)	Income Statement Line Item	(Gains) losses recognized in income	
		Amount	
		2014	2013
Available-for-sale securities			
Net gain in AOCI reclassifications for previously unrealized net gains on investment securities	Other non-interest revenues	\$ 111	\$ 145
Related income tax expense	Income tax provision	(40)	(52)
Reclassification to net income related to available-for-sale securities		71	93
Foreign currency translation adjustments			
Reclassification of realized losses on translation adjustments and related hedges	Other expenses	(9)	—
Related income tax expense	Income tax provision	4	—
Reclassification of foreign currency translation adjustments		(5)	—
Total		\$ 66	\$ 93

NOTE 19

NON-INTEREST REVENUE AND EXPENSE DETAIL

The following is a detail of Other commissions and fees for the years ended December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Foreign currency conversion fee revenue	\$ 877	\$ 877	\$ 856
Delinquency fees	722	667	604
Loyalty Partner-related fees	383	310	290
Service fees	366	375	362
Other ^(a)	160	185	206
Total Other commissions and fees	\$ 2,508	\$ 2,414	\$ 2,317

(a) Other primarily includes fee revenue from fees related to Membership Rewards programs.

The following is a detail of Other revenues for the years ended December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Gain on sale of investment in Concur Technologies	\$ 744	\$ —	\$ —
Global Network Services partner revenues	694	650	664
Net realized gains on investment securities ^(b)	100	136	176
Other ^(c)	1,451	1,488	1,635
Total Other revenues	\$ 2,989	\$ 2,274	\$ 2,475

(a) Net realized gains on investment securities include gross losses of nil, nil and \$1 million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012. Specific identification method is used to reclassify unrealized gain (losses) into earnings from AOCI upon sale or maturity.

(b) Other includes revenues arising from foreign exchange gains on cross-border Card Member spending, merchant-related fees, insurance premiums earned from Card Member travel and other insurance programs, Travelers Cheques related revenues, revenues related to the GBT JV transition services agreement, earnings from equity method investments and other miscellaneous revenue and fees.

The following is a detail of Marketing, promotion, rewards, Card Member services and other for the years ended December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Marketing and promotion	\$ 3,320	\$ 3,043	\$ 2,890
Card Member rewards	6,931	6,457	6,282
Card Member services and other	822	767	772
Total Marketing, promotion, rewards, Card Member services and other	\$ 11,073	\$ 10,267	\$ 9,944

Marketing and promotion expense includes advertising costs, which are expensed in the year in which the advertising first takes place. Card Member rewards expense includes the costs of rewards programs, including Membership Rewards and co-brand arrangements. Card Member services expense includes protection plans and complimentary services provided to Card Members.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following is a detail of Other, net expenses for the years ended December 31:

(Millions)	2014	2013	2012
Professional services	\$ 3,008	\$ 3,102	\$ 2,963
Occupancy and equipment	1,807	1,904	1,823
Card-related fraud losses	369	278	278
Communications	383	379	383
Gain on business travel joint venture transaction	(630)	—	—
Other ^(a)	1,152	1,133	1,404
Total Other, net	\$ 6,089	\$ 6,796	\$ 6,851

(a) Other expense includes general operating expenses, gains (losses) on sale of assets or businesses not classified as discontinued operations (other than the business travel joint venture transaction), litigation, certain internal and regulatory review related reimbursements and insurance costs or settlements, investment impairments and certain Loyalty Partner-related expenses.

**NOTE 20
RESTRUCTURING**

From time to time, the Company initiates restructuring programs to become more efficient and effective, and to support new business strategies. In connection with these programs, the Company typically will incur severance and other exit costs.

During 2014, the Company recorded \$411 million of restructuring charges, net of revisions to prior estimates. The 2014 activity primarily relates to \$313 million and \$133 million of restructuring charges recorded in the fourth quarter and second quarter, respectively.

During 2012, the Company recorded \$403 million of restructuring charges, net of revisions to prior estimates. The 2012 activity primarily relates to \$400 million of restructuring charges recorded in the fourth quarter.

Restructuring charges related to severance obligations are included in salaries and employee benefits in the Company's Consolidated Statements of Income, while charges pertaining to other exit costs are included in occupancy and equipment and other expenses.

The following table summarizes the Company's restructuring reserves activity for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

(Millions)	Severance	Other ^{(a)(b)}	Total
Liability balance as of December 31, 2011	\$ 170	\$ 30	\$ 200
Restructuring charges, net of \$16 in revisions ^(c)	366	37	403
Payments	(124)	(9)	(133)
Liability balance as of December 31, 2012	412	58	470
Restructuring charges, net of \$4 in revisions ^(c)	(7)	3	(4)
Payments	(206)	(23)	(229)
Other non-cash ^(d)	(3)	(1)	(4)
Liability balance at December 31, 2013	196	37	233
Restructuring charges, net of \$35 in revisions ^(e)	383	28	411
Payments	(93)	(22)	(115)
Other non-cash ^(d)	(51)	(8)	(59)
Liability balance as of December 31, 2014 ^(e)	\$ 435	\$ 35	\$ 470

(a) Other primarily includes facility exit and contract termination costs.

(b) Revisions primarily relate to higher than anticipated redeployments of displaced employees to other positions within the Company, business changes and modifications to existing initiatives.

(c) Consists primarily of foreign exchange impacts.

(d) Consists of \$42 million reserve transferred to the GBT JV in the second quarter of 2014 as part of the GBT sale and \$17 million of foreign exchange and other non-cash charges.

(e) The majority of cash payments related to the remaining restructuring liabilities are expected to be completed in 2015, and to a lesser extent certain contractual long-term severance arrangements and lease obligations are expected to be completed in 2016 and 2019, respectively.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following table summarizes the Company's restructuring charges, net of revisions, by reportable operating segment and Corporate & Other for the year ended December 31, 2014, and the cumulative amounts relating to the restructuring programs that were in progress during 2014 and initiated at various dates between 2009 and 2014.

(Millions)	2014 Total Restructuring Charges, net revisions	Cumulative Restructuring Expense Incurred To Date On In-Progress Restructuring Programs		
		Severance	Other	Total
USCS	\$ 38	\$ 66	\$ 4	\$ 72
JCS	139	220	1	221
GCS	54	240	18	267
QWMS	25	68	—	68
Corporate & Other	155	105	96	200 ^(a)
Total	\$ 411	\$ 798	\$ 121	\$ 919 ^(a)

(a) Corporate & Other includes certain severance and other charges of \$222 million related to Company-wide support functions which were not allocated to the Company's reportable operating segments, as these were corporate initiatives, which is consistent with how such charges were reported internally.

(b) As of December 31, 2014, the total expenses to be incurred for previously approved restructuring activities that were in progress are not expected to be materially different than the cumulative expenses incurred to date for these programs.

**NOTE 21
INCOME TAXES**

The components of income tax expense for the years ended December 31 included in the Consolidated Statements of Income were as follows:

(Millions)	2014	2013	2012
Current income tax expense:			
U.S. federal	\$ 2,136	\$ 1,730	\$ 982
U.S. state and local	264	288	189
Non-U.S.	412	514	445
Total current income tax expense	2,812	2,532	1,616
Deferred income tax expense (benefit):			
U.S. federal	352	113	359
U.S. state and local	39	4	39
Non-U.S.	(97)	(120)	(45)
Total deferred income tax expense	294	(3)	353
Total income tax expense	\$ 3,106	\$ 2,529	\$ 1,969

A reconciliation of the U.S. federal statutory rate of 35% percent to the Company's actual income tax rate for the years ended December 31 on continuing operations was as follows:

	2014	2013	2012
U.S. statutory federal income tax rate	35.0%	35.0%	35.0%
(Decrease) increase in taxes resulting from:			
Tax-exempt income	(1.5)	(1.6)	(1.6)
State and local income taxes, net of federal benefit	2.7	8.1	2.5
Non-U.S. subsidiaries earnings ^(a)	(2.2)	(2.8)	(5.2)
Tax settlements ^(b)	(0.5)	(1.9)	(0.7)
All other	1.0	0.3	—
Actual tax rates ^(a)	34.5%	32.1%	30.5%

(a) Results for all years primarily included tax benefits associated with the undistributed earnings of certain non-U.S. subsidiaries that were deemed to be reinvested indefinitely. In addition, 2012 included tax benefits of \$146 million, which decreased the actual tax rates by 2.3 percent related to the realization of certain foreign tax credits.

(b) Relates to the resolution of tax matters in various jurisdictions.

The Company records a deferred income tax (benefit) provision when there are differences between assets and liabilities measured for financial reporting and for income tax return purposes. These temporary differences result in taxable or deductible amounts in future years and are measured using the tax rates and laws that will be in effect when such differences are expected to reverse.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The significant components of deferred tax assets and liabilities as of December 31 are reflected in the following table:

(Millions)	2014	2013
Deferred tax assets:		
Reserves not yet deducted for tax purposes	\$ 3,926	\$ 3,813
Employer compensation and benefits	789	771
Other	266	546
Gross deferred tax assets	4,981	5,090
Valuation allowance	(75)	(121)
Deferred tax assets after valuation allowance	4,906	4,969
Deferred tax liabilities:		
Intangibles and fixed assets	1,597	1,465
Deferred revenue	498	453
Deferred interest	350	363
Asset securitization	162	130
Investment in joint ventures	223	10
Other	62	95
Gross deferred tax liabilities	2,892	2,516
Net deferred tax assets	\$ 2,014	\$ 2,443

A valuation allowance is established when management determines that it is more likely than not that all or some portion of the benefit of the deferred tax assets will not be realized. The valuation allowances as of December 31, 2014 and 2013 are associated with net operating losses and other deferred tax assets in certain non-U.S. operations of the Company.

Accumulated earnings of certain non-U.S. subsidiaries, which totaled approximately \$9.7 billion as of December 31, 2014, are intended to be permanently reinvested outside the U.S. The Company does not provide for federal income taxes on foreign earnings intended to be permanently reinvested outside the U.S. Accordingly, federal taxes, which would have aggregated approximately \$3.0 billion as of December 31, 2014, have not been provided on those earnings.

Net income taxes paid by the Company during 2014, 2013 and 2012, were approximately \$2.5 billion, \$2.0 billion and \$1.9 billion, respectively. These amounts include estimated tax payments and cash settlements relating to prior tax years.

The Company is subject to the income tax laws of the U.S., its states and municipalities and those of the foreign jurisdictions in which the Company operates. These tax laws are complex, and the manner in which they apply to the taxpayer's facts is sometimes open to interpretation. Given these inherent complexities, the Company must make judgments in assessing the likelihood that a tax position will be sustained upon examination by the taxing authorities based on the technical merits of the tax position. A tax position is recognized only when, based on management's judgment regarding the application of income tax laws, it is more likely than not that the tax position will be sustained upon examination. The amount of benefit recognized for financial reporting purposes is based on management's best judgment of the largest amount of benefit that is more likely than not to be realized on ultimate settlement with the taxing authority given the facts, circumstances and information available at the reporting date. The Company adjusts the level of unrecognized tax benefits when there is new information available to assess the likelihood of the outcome.

The Company is under continuous examination by the Internal Revenue Service (IRS) and tax authorities in other countries and states in which the Company has significant business operations. The tax years under examination and open for examination vary by jurisdiction. The IRS has completed its field examination of the Company's federal tax returns for years through 2007; however, refund claims for certain years continue to be reviewed by the IRS. In addition, the Company is currently under examination by the IRS for the years 2008 through 2011.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following table presents changes in unrecognized tax benefits:

(Millions)	2014	2013	2012
Balance, January 1	\$ 1,044	\$ 1,290	\$ 1,229
Increases:			
Current year tax positions	4	124	51
Tax positions related to prior years	111	176	64
Decreases:			
Tax positions related to prior years	(181)	(371)	(44)
Settlements with tax authorities	(67)	(94)	(25)
Lapse of statute of limitations	(1)	(21)	(37)
Effects of foreign currency translations	(1)	—	(2)
Balance, December 31	\$ 909	\$ 1,044	\$ 1,230

Included in the unrecognized tax benefits of \$0.9 billion, \$1.0 billion and \$1.2 billion for December 31, 2014, 2013 and 2012 are approximately \$412 million, \$427 million and \$452 million, respectively that, if recognized, would favorably affect the effective tax rate in a future period.

The Company believes it is reasonably possible that its unrecognized tax benefits could decrease within the next 12 months by as much as \$489 million principally as a result of potential resolutions of prior years' tax items with various taxing authorities. The prior years' tax items include unrecognized tax benefits relating to the deductibility of certain expenses or losses and the attribution of taxable income to a particular jurisdiction or jurisdictions. Of the \$489 million of unrecognized tax benefits, approximately \$369 million relates to amounts that if recognized would be recorded to shareholders' equity and would not impact the Company's results of operations or the effective tax rate.

Interest and penalties relating to unrecognized tax benefits are reported in the income tax provision. During the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, the Company recognized benefits of approximately \$19 million, \$31 million and \$8 million, respectively, of interest and penalties. The Company has approximately \$126 million and \$144 million accrued for the payment of interest and penalties as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

NOTE 22

EARNINGS PER COMMON SHARE (EPS)

The computations of basic and diluted EPS for the years ended December 31 were as follows:

(Millions, except per share amounts)	2014	2013	2012
Numerator:			
Basic and diluted:			
Net income	\$ 5,885	\$ 5,359	\$ 4,482
Earnings allocated to participating share awards ^(a)	(45)	(47)	(42)
Net income attributable to common shareholders	\$ 5,839	\$ 5,312	\$ 4,433
Denominator^(b)			
Basic: Weighted-average common stock	1,045	1,082	1,135
Add: Weighted-average stock options ^(b)	6	7	6
Diluted	1,051	1,089	1,141
Basic EPS	\$ 5.58	\$ 4.91	\$ 3.91
Diluted EPS	\$ 5.56	\$ 4.88	\$ 3.89

(a) The Company's unvested restricted stock awards, which include the right to receive non-forfeitable dividends or dividend equivalents, are considered participating securities. Calculations of EPS under the two-class method exclude from the numerator any dividends paid or owed on participating securities and any undistributed earnings considered to be attributable to participating securities. The related participating securities are similarly excluded from the denominator.

(b) The dilutive effect of unexercised stock options excludes 0.2 million, 0.1 million and 7.6 million options from the computation of EPS for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively, because inclusion of the options would have been anti-dilutive.

For the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, the Company met specified performance measures related to the Subordinated Debentures of \$750 million issued in 2006, and maturing in 2036. If the performance measures were not achieved in any given quarter, the Company would be required to issue common shares and apply the proceeds to make interest payments.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 23**REGULATORY MATTERS AND CAPITAL ADEQUACY**

The Company is supervised and regulated by the Federal Reserve and is subject to the Federal Reserve's requirements for risk-based capital and leverage ratios. The Company's two U.S. bank operating subsidiaries, American Express Centurion Bank (Centurion Bank) and American Express Bank, FSB (FSB) (together, the Banks), are subject to supervision and regulation, including similar regulatory capital requirements by the Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) and the Office of the Comptroller of the Currency (OCC), respectively.

Under the risk-based capital guidelines of the Federal Reserve, the Company is required to maintain minimum ratios of Common Equity Tier 1 (CET1), Tier 1 and Total (Tier 1 plus Tier 2) capital to risk-weighted assets, as well as a minimum leverage ratio (Tier 1 capital to average adjusted on-balance sheet assets).

Failure to meet minimum capital requirements can initiate certain mandatory, and possibly additional, discretionary actions by regulators, that, if undertaken, could have a direct material effect on the Company's and the Banks' operating activities.

As of December 31, 2014 and 2013, the Company and its Banks met all capital requirements to which each was subject and maintained regulatory capital ratios in excess of those required to qualify as well capitalized.

The following table presents the regulatory capital ratios for the Company and the Banks:

(Millions, except percentages)	CET1 capital ^(a)	Tier 1 capital	Total capital	CET1 capital ratio ^(b)	Tier 1 capital ratio	Total capital ratio	Tier 1 leverage ratio
December 31, 2014:^(c)							
American Express Company	\$ 17,525	\$ 18,176	\$ 20,801	13.1 %	13.6%	15.6%	11.8 %
American Express Centurion Bank	6,174	6,174	6,584	18.8	18.8	20.1	18.7
American Express Bank, FSB	6,722	6,722	7,604	14.2	14.2	16.0	15.1 ^(d)
December 31, 2013:							
American Express Company	(b)	\$ 16,174	\$ 18,555	(b)	12.5%	14.4%	10.9 %
American Express Centurion Bank	(b)	6,366	6,765	(b)	19.9	21.2	19.0
American Express Bank, FSB	(b)	5,744	7,662	(b)	15.6	17.7	17.5 ^(e)
Well-capitalized ratios ^(f)				(f)	5.0%	10.0%	5.0 % ^(f)
Minimum capital ratios ^(f)				4.0 %	5.5%	8.0%	4.0 %

(a) Beginning in 2014, as a Basel III Advanced Approaches institution, capital ratios are reported using Basel III capital definitions, inclusive of transition provisions and Basel I risk-weighted assets.

(b) As part of the new Basel III capital rule, effective for 2014, Basel III Advanced Approaches institutions are required to disclose Common Equity Tier 1 capital and associated ratios.

(c) FSB Tier 1 leverage ratio is calculated using ending total assets in 2013 and average total assets in 2014 as prescribed by OCC regulations applicable to federal savings banks.

(d) Represents requirements for banking subsidiaries to be considered "well-capitalized" pursuant to regulations issued under the Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act. There is no "well-capitalized" definition for the Tier 1 leverage ratio for a bank holding company.

(e) As defined by the regulations issued by the Federal Reserve, OCC and FDIC for the year ended December 31, 2014.

(f) Beginning January 1, 2015, Basel III CET1 well-capitalized ratios become relevant capital measures under the prompt and corrective action requirements defined by the regulations for Advanced Approaches institutions.

AMERICAN EXPRESS COMPANY NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

RESTRICTED NET ASSETS OF SUBSIDIARIES

Certain of the Company's subsidiaries are subject to restrictions on the transfer of net assets under debt agreements and regulatory requirements. These restrictions have not had any effect on the Company's shareholder dividend policy and management does not anticipate any impact in the future. Procedures exist to transfer net assets between the Company and its subsidiaries, while ensuring compliance with the various contractual and regulatory constraints. As of December 31, 2014, the aggregate amount of net assets of subsidiaries that are restricted to be transferred to the Company was approximately \$11.0 billion.

BANK HOLDING COMPANY DIVIDEND RESTRICTIONS

The Company is limited in its ability to pay dividends by the Federal Reserve, which could prohibit a dividend that would be considered an unsafe or unsound banking practice. It is the policy of the Federal Reserve that bank holding companies generally should pay dividends on preferred and common stock only out of net income available to common shareholders generated over the past year, and only if prospective earnings retention is consistent with the organization's current and expected future capital needs, asset quality and overall financial condition. Moreover, bank holding companies are required by statute to be a source of strength to their insured depository institution subsidiaries and should not maintain dividend levels that undermine their ability to do so. On an annual basis, the Company is required to develop and maintain a capital plan, which includes planned dividends over a two-year horizon, and to submit the capital plan to the Federal Reserve.

BANKS' DIVIDEND RESTRICTIONS

In the years ended December 31, 2014 and 2013, Centurion Bank paid dividends from retained earnings to its parent of \$1.9 billion and \$1.4 billion, respectively, and FSB paid dividends from retained earnings to its parent of \$2.1 billion and \$1.8 billion, respectively.

The Banks are subject to statutory and regulatory limitations on their ability to pay dividends. The total amount of dividends that may be paid at any date, subject to supervisory considerations of the Banks' regulators, is generally limited to the retained earnings of the respective bank. As of December 31, 2014 and 2013, the Banks' retained earnings, in the aggregate, available for the payment of dividends were \$3.6 billion and \$4.8 billion, respectively. In determining the dividends to pay its parent, the Banks must also consider the effects on applicable risk-based capital and leverage ratio requirements, as well as policy statements of the federal regulatory agencies. In addition, the Banks' banking regulators have authority to limit or prohibit the payment of a dividend by the Banks under a number of circumstances, including if, in the banking regulator's opinion, payment of a dividend would constitute an unsafe or unsound banking practice in light of the financial condition of the banking organization.

NOTE 24

SIGNIFICANT CREDIT CONCENTRATIONS

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors similarly affect groups of counterparties whose aggregate credit exposure is material in relation to American Express' total credit exposure. The Company's customers operate in diverse industries, economic sectors and geographic regions.

The following table details the Company's maximum credit exposure by category, including the credit exposure associated with derivative financial instruments, as of December 31:

(Billions)	2014	2013
On-balance sheet		
Individuals ^(a)	\$ 101	\$ 96
Financial institutions ^(b)	25	22
U.S. Government and agencies ^(c)	4	4
All other ^(d)	17	17
Total on-balance sheet ^(e)	147	141
Unsettled line-of-credit - individuals ^(f)	\$ 278	\$ 265

(a) Individuals primarily include Card Member loans and receivables.

(b) Financial institutions primarily include debt obligors of banks, broker-dealers, insurance companies and savings and loan associations.

(c) U.S. Government and agencies represent debt obligations of the U.S. Government and its agencies, states and municipalities and government-sponsored entities.

(d) All other primarily includes Card Member receivables from other corporate institutions.

(e) Certain distinctions between categories require management judgment.

(f) Because charge card products generally have no preset spending limit, the associated credit limit on charge products is not quantifiable. Therefore, the quantified unsettled line-of-credit amounts only include the approximate credit line available on lending products.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

As of December 31, 2014 and 2013, the Company's most significant concentration of credit risk was with individuals, including Card Member receivables and loans. These amounts are generally advanced on an unsecured basis. However, the Company reviews each potential customer's credit application and evaluates the applicant's financial history and ability and willingness to repay. The Company also considers credit performance by customer tenure, industry and geographic location in managing credit exposure.

The following table details the Company's Card Member loans and receivables exposure (including unused lines-of-credit on Card Member loans) in the U.S. and outside the U.S. as of December 31:

(Billions)	2014	2013
On balance sheet:		
U.S.	\$ 94	\$ 89
Non-U.S.	21	22
On-balance sheet ^(a)	115	111
Unused lines-of-credit - individuals:		
U.S.	234	219
Non-U.S.	44	46
Total unused lines-of-credit - individuals	\$ 278	\$ 265

(a) Represents Card Member loans to individuals as well as receivables from individuals and corporate institutions as discussed in footnotes (a) and (d) from the previous table.

(b) The remainder of the Company's on-balance sheet exposure includes cash, investments, other loans, other receivables and other assets including derivative financial instruments. These balances are primarily within the U.S.

NOTE 25

REPORTABLE OPERATING SEGMENTS AND GEOGRAPHIC OPERATIONS

REPORTABLE OPERATING SEGMENTS

The Company is a leading global payments and travel company that is principally engaged in businesses comprising four reportable operating segments: USCS, ICS, GCS and GNMS.

The Company considers a combination of factors when evaluating the composition of its reportable operating segments, including the results reviewed by the chief operating decision maker, economic characteristics, products and services offered, classes of customers, product distribution channels, geographic considerations (primarily U.S. versus non-U.S.), and regulatory environment considerations. The following is a brief description of the primary business activities of the Company's four reportable operating segments:

- USCS issues a wide range of card products and services to consumers and small businesses in the U.S., and provides consumer travel services to Card Members and other consumers.
- ICS issues proprietary consumer and small business cards outside the U.S. and operates coalition loyalty business in various countries.
- GCS offers global corporate payment services to large and mid-sized companies. The Company's business travel operations, which had been included in GCS, were deconsolidated effective June 30, 2014 in connection with the GBT IV transaction.
- GNMS operates a global payments network that processes and settles proprietary and non-proprietary card transactions. GNMS acquires merchants and provides point-of-sale products, multi-channel marketing programs and capabilities, services and data, leveraging the Company's global closed-loop network. It enters into partnership agreements with third-party card issuers and acquirers, licensing the American Express brand and extending the reach of the global network.

Corporate functions and certain other businesses, including the Company's Enterprise Growth Group and other operations, are included in Corporate & Other.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The following table presents certain selected financial information as of or for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

(Millions, except where indicated)	USCS	ICS	GCS	GNMS	Corporate & Other ^(a)	Consolidated
2014						
Non-interest revenues	\$ 12,732	\$ 4,737	\$ 5,173	\$ 5,426	\$ 752	\$ 28,820
Interest income	5,786	1,085	15	52	241	7,179
Interest expense	604	330	240	(269)	802	1,707
Total revenues net of interest expense	17,914	5,492	4,948	5,747	191	34,292
Total provision	1,396	370	180	93	5	2,044
Pretax income (loss) from continuing operations	5,100	449	2,408	2,620	(1,586)	8,991
Income tax provision (benefit)	1,900	38	865	960	(657)	3,106
Net income (loss)	3,200	411	1,543	1,660	(929)	5,885
Total equity (billions)	10.4	3.0	3.8	2.0	1.5	20.7
2013						
Non-interest revenues	12,123	4,644	5,085	5,229	846	27,927
Interest income	5,565	1,118	13	32	277	7,005
Interest expense	603	361	245	(252)	911	1,958
Total revenues net of interest expense	16,985	5,401	4,853	5,513	212	32,974
Total provision	1,250	388	129	67	(2)	1,832
Pretax income (loss) from continuing operations	4,994	643	1,244	2,469	(1,462)	7,886
Income tax provision (benefit)	1,801	12	384	894	(562)	2,529
Net income (loss)	3,193	631	860	1,575	(900)	5,359
Total equity (billions)	9.3	3.1	3.7	2.0	1.4	19.5
2012						
Non-interest revenues	11,469	4,561	4,995	5,005	897	26,927
Interest income	5,342	1,147	11	23	331	6,854
Interest expense	765	407	257	(243)	1,045	2,275
Total revenues net of interest expense	16,046	5,306	4,749	5,271	183	31,555
Total provision	1,253	279	106	73	1	1,712
Pretax income (loss) from continuing operations	4,969	659	960	2,219	(1,456)	6,451
Income tax provision (benefit)	1,477	35	316	776	(625)	1,969
Net income (loss)	2,992	634	644	1,443	(831)	4,482
Total equity (billions)	\$ 8.7	\$ 2.9	\$ 3.6	\$ 2.0	\$ 1.7	\$ 18.9

(a) Corporate & Other includes adjustments and eliminations for intersegment activity.

Total Revenues Net of Interest Expense

The Company allocates discount revenue and certain other revenues among segments using a transfer pricing methodology. Within the USCS, ICS and GCS segments, discount revenue reflects the issuer component of the overall discount revenue generated by each segment's Card Members; within the GNMS segment, discount revenue reflects the network and acquirer component of the overall discount revenue. Net card fees and travel commissions and fees are directly attributable to the segment in which they are reported.

Interest and fees on loans and certain investment income is directly attributable to the segment in which it is reported. Interest expense represents an allocated funding cost based on a combination of segment funding requirements and internal funding rates.

Provisions for Losses

The provisions for losses are directly attributable to the segment in which they are reported.

Expenses

Marketing and promotion expenses are included in each segment based on actual expenses incurred, with the exception of brand advertising, which is primarily reflected in the GNMS and USCS segments. Rewards and Card Member services expenses are included in each segment based on actual expenses incurred within each segment.

Salaries and employee benefits and other operating expenses include expenses such as professional services, occupancy and equipment and communications incurred directly within each segment. In addition, expenses related to the Company's support services, such as technology costs, are allocated to each segment primarily based on support service activities directly attributable to the segment. Other overhead expenses, such as staff group support functions, are allocated from Corporate & Other to the other segments based on a mix of each segment's direct consumption of services and relative level of pretax income.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

Capital

Each business segment is allocated capital based on established business model operating requirements, risk measures and regulatory capital requirements. Business model operating requirements include capital needed to support operations and specific balance sheet items. The risk measures include considerations for credit, market and operational risk.

Income Taxes

An income tax provision (benefit) is allocated to each business segment based on the effective tax rates applicable to various businesses that comprise the segment.

GEOGRAPHIC OPERATIONS

The following table presents the Company's total revenues net of interest expense and pretax income (loss) from continuing operations in different geographic regions:

(Millions)	U.S.	EMEA ^(a)	JAPA ^(a)	LACB ^(a)	Other Unallocated ^(b)	Consolidated
2014^(c)						
Total revenues net of interest expense	\$ 24,855	\$ 3,767	\$ 2,934	\$ 2,888	\$ (152)	\$ 34,292
Pretax income (loss) from continuing operations	8,869	525	463	683	(1,549)	8,991
2013^(c)						
Total revenues net of interest expense	\$ 23,745	\$ 3,700	\$ 2,952	\$ 2,500	\$ (323)	\$ 32,974
Pretax income (loss) from continuing operations	7,679	524	488	701	(1,504)	7,888
2012^(c)						
Total revenues net of interest expense	\$ 22,631	\$ 3,594	\$ 3,106	\$ 2,774	\$ (550)	\$ 31,555
Pretax income (loss) from continuing operations	6,468	505	426	605	(1,553)	6,451

(a) EMEA represents Europe, the Middle East and Africa, JAPA represents Japan, Asia/Pacific and Australia and LACB represents Latin America, Canada and the Caribbean.

(b) Other Unallocated includes net costs which are not directly allocable to specific geographic regions, including costs related to the net negative interest spread on excess liquidity funding and executive office operations expenses.

(c) The data in the above table is, in part, based upon internal allocations, which necessarily involve management's judgment.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 26

PARENT COMPANY

PARENT COMPANY — CONDENSED STATEMENTS OF INCOME

Years Ended December 31 (Millions)	2014	2013	2012
Revenues			
Non-interest revenues			
Gain on sale of securities	\$ 99	\$ 135	\$ 121
Other	270	5	(12)
Total non-interest revenues	369	140	209
Interest income	141	134	137
Interest expense	(543)	(583)	(609)
Total revenues net of interest expense	(33)	(309)	(363)
Expenses			
Salaries and employee benefits	275	206	165
Other	357	261	214
Total	632	467	379
Pretax loss	(665)	(776)	(742)
Income tax benefit	(249)	(297)	(258)
Net loss before equity in net income of subsidiaries and affiliates	(416)	(479)	(484)
Equity in net income of subsidiaries and affiliates	6,301	5,836	4,960
Net income	\$ 5,885	\$ 5,357	\$ 4,476

PARENT COMPANY — CONDENSED BALANCE SHEETS

As of December 31 (Millions)	2014	2013
Assets		
Cash and cash equivalents	\$ 8,824	\$ 6,076
Investment securities	1	123
Equity in net assets of subsidiaries and affiliates	20,123	19,571
Accounts receivable, less reserves	134	378
Premises and equipment, less accumulated depreciation: 2014, \$106; 2013, \$76	139	136
Loans to subsidiaries and affiliates	7,809	5,236
Due from subsidiaries and affiliates	1,477	1,126
Other assets	365	335
Total assets	38,872	32,981
Liabilities and Shareholders' Equity		
Liabilities		
Accounts payable and other liabilities	1,590	1,380
Due to subsidiaries and affiliates	964	926
Short-term debt of subsidiaries and affiliates	5,937	819
Long-term debt	9,708	20,354
Total liabilities	18,199	13,485
Shareholders' equity		
Preferred shares	—	—
Common shares	205	213
Additional paid-in capital	12,874	12,202
Retained earnings	9,513	8,507
Accumulated other comprehensive loss	(1,919)	(1,426)
Total shareholders' equity	20,673	19,496
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 38,872	\$ 32,981

AMERICAN EXPRESS COMPANY
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

PARENT COMPANY — CONDENSED STATEMENTS OF CASH FLOWS

Years Ended December 31 (Millions)	2014	2013	2012
Cash Flows from Operating Activities			
Net income	\$ 5,885	\$ 5,359	\$ 4,482
Adjustments to reconcile net income to cash provided by operating activities:			
Equity in net income of subsidiaries and affiliates	(6,301)	(5,838)	(4,966)
Dividends received from subsidiaries and affiliates	5,455	4,768	3,355
Gain on sale of securities	(99)	(155)	(121)
Other operating activities, primarily with subsidiaries and affiliates	173	324	196
Premiums paid on debt exchange	—	—	(541)
Net cash provided by operating activities	5,113	4,478	2,405
Cash Flows from Investing Activities			
Sales of available-for-sale investment securities	111	157	118
Purchase of premises and equipment	(39)	(39)	(38)
Loans to subsidiaries and affiliates	(2,574)	1,498	(1,651)
Investments in subsidiaries and affiliates	—	—	(11)
Net cash (used in) provided by investing activities	(2,502)	1,616	(1,532)
Cash Flows from Financing Activities			
(Principal payments on) / issuance of long-term debt	(655)	849	—
Short-term debt of subsidiaries and affiliates	5,118	(1,437)	1,421
Issuance of American Express preferred shares	742	—	—
Issuance of American Express common shares and other	362	721	443
Repurchase of American Express common shares	(4,389)	(3,943)	(3,952)
Dividends paid	(1,041)	(929)	(902)
Net cash provided by (used in) financing activities	137	(4,815)	(2,992)
Net increase (decrease) in cash and cash equivalents	2,748	1,279	(2,117)
Cash and cash equivalents at beginning of year	6,076	4,797	6,914
Cash and cash equivalents at end of year	\$ 8,824	\$ 6,076	\$ 4,797
Supplemental cash flow information			
Non-cash financing activities:			
Charge related to impact of debt exchange on long-term debt	\$ —	\$ —	\$ 439
Gain on business travel joint venture transaction	\$ 630	\$ —	\$ —

AMERICAN EXPRESS COMPANY
 NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 27
QUARTERLY FINANCIAL DATA (UNAUDITED)

(Millions, except per share amounts)									
	2014				2013				
Quarters Ended	12/31	9/30	6/30	3/31	12/31	9/30	6/30	3/31	
Total revenues net of interest expense	\$ 9,107	\$ 8,329	\$ 8,657	\$ 8,199	\$ 8,547	\$ 8,301	\$ 8,245	\$ 7,881	
Pretax income	2,225	2,246	2,312	2,208	1,980	2,004	1,965	1,909	
Net income	1,447	1,477	1,529	1,432	1,308	1,366	1,405	1,280	
Earnings Per Common Share – Basic:									
Net income attributable to common shareholders ^(a)	\$ 1.40	\$ 1.41	\$ 1.44	\$ 1.34	\$ 1.22	\$ 1.25	\$ 1.28	\$ 1.15	
Earnings Per Common Share – Diluted:									
Net income attributable to common shareholders ^(a)	1.39	1.40	1.43	1.33	1.21	1.25	1.27	1.15	
Cash dividends declared per common share	0.26	0.26	0.26	0.23	0.23	0.23	0.23	0.20	
Common share price:									
High	94.89	96.24	96.04	94.35	90.79	78.63	78.61	67.48	
Low	\$ 78.41	\$ 85.75	\$ 83.99	\$ 82.63	\$ 72.06	\$ 71.47	\$ 63.43	\$ 58.31	

(a) Represents net income, less earnings allocated to participating share awards of \$11 million for the quarter ended December 31, 2014, \$11 million for the quarter ended September 30, 2014, \$12 million for the quarter ended June 30, 2014, \$12 million for the quarter ended March 31, 2014, \$11 million for the quarter ended December 31, 2013, \$12 million for the quarter ended September 30, 2013, \$13 million for the quarter ended June 30, 2013 and \$13 million for the quarter ended March 31, 2013.

AMERICAN EXPRESS COMPANY
MANAGEMENT'S REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

MANAGEMENT'S REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

Our management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting.

Our internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America (GAAP), and includes those policies and procedures that:

- Pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect our transactions and dispositions of assets;
- Provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with GAAP, and that our receipts and expenditures are being made only in accordance with authorizations of our management and directors; and
- Provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of our assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Our management assessed the effectiveness of our internal control over financial reporting as of December 31, 2014. In making this assessment, our management used the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in *Internal Control — Integrated Framework (2013)*.

Based on management's assessment and those criteria, we conclude that, as of December 31, 2014, our internal control over financial reporting is effective.

PricewaterhouseCoopers LLP, our independent registered public accounting firm, has issued an attestation report appearing on the following page on the effectiveness of our internal control over financial reporting as of December 31, 2014.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

添付の連結財務書類、連結財務書類に対する注記を参照のこと。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

該当なし。

(2) 訴訟

当社及び当社の子会社は、当社の事業活動の遂行に起因して提起された集団訴訟を含む多くの訴訟及び仲裁手続の当事者となっている。当社は、これらの訴訟のそれぞれに対して実益のある防御を行っていると考えており、徹底的な防御を行う意向である。当社及び当社の子会社はまた、それらの事業において、政府の検査、情報収集請求、罰則付召喚令状、問い合わせ及び調査の対象となっている。当社は、当社の連結財政状態又は流動性に重大な悪影響を及ぼすおそれのある係属中の訴訟手続、仲裁手続、規制手続又は調査手続の当事者ではなく、あるいは当社の資産のいずれもそうした手続きの対象になっていないと考えている。但し、そうした訴訟手続の結果によっては、手続きが解決したある特定報告期間の業績に重大な影響が及ぶ可能性がある。以下は、当社又は当社の子会社が当事者となっている訴訟の一部について記載したものである。

将来において損失の発生可能性が十分に見込まれ（関連見越し債務を超えるか否か、又は見越し債務が存在しないかを問わない。）、当社が損失の可能性の範囲を推定できる下記記載の訴訟手続と、政府の検査における、現在の推定範囲は、これらの事案に関連する見越し債務（もしあれば）をゼロから360百万ドル超えるというものである。この総計範囲は、経営陣が推定したこれらの事案に関する損失の可能性であり、現在入手可能な情報に基づいている。この損失の可能性の推定範囲は、当社の最大の損失リスクを示すものではない。推定範囲の根拠となる訴訟手続及び政府の検査は随時変化し、実際の結果は、現在の推定と大幅に異なる可能性がある。

当社が当事者となっている訴訟

過去数年間、クレジットカード・ネットワークの加盟店手数料又は加盟店向けの規則及び契約の条項に関する規制当局の関心と関連する問題が増大しており、当社は、世界中の銀行規制当局と競争当局からの多くの問い合わせに対応している。

2010年において、DOJは、アリゾナ州、コネティカット州、ハワイ州（ハワイ州はその後請求を取り下げた。）、アイダホ州、イリノイ州、アイオワ州、メリーランド州、ミシガン州、ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、オハイオ州、ロードアイランド州、テネシー州、テキサス州、ユタ州及びバーモント州の司法長官とともに、当社、マスターカード・インターナショナル・インコーポレーテッド及びビザ・インクに対して、シャーマン反トラスト法セクション1の違反を主張する訴状を、ニューヨーク東部地区連邦地方裁判所に提出した。訴状は、加盟店が、顧客に対して別のネットワークのカード、別の種類のカード又は別の方法の決済を利用するように誘導することを禁止する被告らの方針（「助言禁止」及び「差別禁止」ルール・契約条項）が反トラスト法を違反していると主張している。訴状は、被告らが助言禁止及び差別禁止ルール・契約条項を強制することを永久に禁止する判決を求めており、賠償金は求めている。

本DOJ事案は、原告らとの間における当社の加盟店受入契約における当社の「助言禁止」条項が連邦反トラスト法に違反しているとして、加盟店からアメリカン・エクスプレスに対し提起された、ニューヨーク東部地区で係属中の個別訴訟及び集団訴訟（推定）と、審理前に併合された。原告らが主張するように、これらの条項は、利用者が「アメリカン・エクスプレス」ブランドのカードを使いたいときに、加盟店が別の決済方法の利用を助言し、これを促す特典を利用者に提供することを禁止している。原告らは、損害賠償及び差止命令による救済を求めている。また、同様の請求を提起する仲裁手続も申し立てられている。

2004年7月、当社は、「ザ・マーカス・コーポレーション対アメリカン・エクスプレス・カンパニー外事件」と題する集団訴訟（推定）の被告となった。同事件において、原告らは、さまざまな州法と連邦法に違反して当社のチャージカードとクレジットカードの間で不法な反トラスト的抱き合わせ販売行為が行われていると主張している。これらの訴訟の原告は、差止命令による救済と金額不特定の損害賠償を求めている。

2013年12月、当社は、マーカス事件、及び当社の「助言禁止」又は差別禁止規定を問う集団訴訟（推定）の和解案を発表した。当該和解は、原告集団（予定）のための一定の差止命令による救済を定めたものであるが、ニューヨーク東部地区連邦地方裁判所において仮承認を受けた。最終的な承認のための審理は、2014年9月17日に開かれ、当社は決定が下されるのを待っているところである。

本DOJ事案の非陪審審理は、2014年8月18日に終結した。最終弁論は、審理後の事実認定案及び準備書面の提出ののち、2014年10月9日に開かれた。2015年2月19日、事実審裁判所は、争いのあった規定が反競争的であるものと認定し、同裁判所が本件における判決を下す場合には救済の範囲を決定する予定である。当社は、当該決定及び判決につき積極的に上訴を追求する意向である。個別の加盟店訴訟の期日は、まだ設定されていない。個別の加盟店訴訟におけるサマリー・ジャッジメントを求める被告らの申立ても係属中である。

当社は、2007年2月14日に提起されたイリノイ州北部地区連邦地方裁判所において係属中の「カウフマン対アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ事件」と題する集団訴訟の被告である。原告らの主な主張は、ギフトカードに少額の残金があったとしても月々のサービス手数料を課される前に利用者がこれを使用するのが難しいとされることを理由に、当社のギフトカードが消費者保護法に違反しているというものである。裁判所は、「2002年1月1日から和解の仮承認日までの期間中にアメリカン・エクスプレスが発行したすべてのギフトカードのすべての購入者、受領者及び保有者」から構成される和解集団（一部の例外を除く。）を仮認証した。当社はまた、カウフマン訴訟における主張と同様の主張に関する、ニューヨーク東部地区連邦地方裁判所で係属中の集団訴訟（推定）である「グッドマン対アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ事件」の被告となっている。グッドマン訴訟の原告は、カウフマン訴訟につき訴訟参加しており、カウフマン訴訟において原告の異議を棄却して承認される可能性がある最終的な和解の影響を受ける。2014年12月18日、裁判所は、さらなる手続きを待つ最終的な承認を否認した。

米国カード・サービス及びグローバル・マーチャント・サービスズが当事者となっている訴訟

2004年7月に、「ロス外対アメリカン・エクスプレス・カンパニー、アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ及びアメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク事件」と題する集団訴訟（推定）が、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された。訴状では、外貨換算レートの設定とカード会員規約の一部に仲裁条項を含めることについて当社がビザ、マスターカード及びダイナース・クラブと共謀したと主張されている。この裁判では、差止命令による救済と金額不特定の損害賠償が求められている。原告集団は、「MDLの被告銀行の一部が発行したカードを使用したビザ、マスターカード及びダイナース・クラブの汎用カード会員全員（略）」とされているが、アメリカン・エクスプレスのカード会員はこの集団に含まれていない。外貨換算レートに関する損害に係る集団を代表して主張された請求の和解は、2012年に承認された。2014年4月10日、カード会員規約の仲裁条項に関する差止命令に基づく集団により主張された請求に関する審理の後、裁判所は、原告らの請求を棄却し、当社勝訴の判決を下した。原告らは上訴している。

2009年10月に、「ロペス外対アメリカン・エクスプレス・バンク、FSB及びアメリカン・エクスプレス・センチュリオン・バンク事件」と題する集団訴訟（推定）が、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に提起された。訂正訴状は、その金利が2009年8月又はその前後に固定金利から変動金利に変更されたか、又は別途引き上げられたカリフォルニア州のアメリカン・エクスプレスのカード会員による集団の認証を求めた。2014年8月20日、原告らは、全国規模の訂正訴状、及び当該訴状において主張した請求の和解に関する仮承認を求める、異議のない申立てを提出した。当該和解においては、集団の一員に対する一定の救済、弁護士報酬及び最大6百万ドルの費用の弁済が定められている。2014年9月22日、仮承認を求めた申立ては、更新権を害することなく却下された。両当事者は、集団的通知及び請求手続に関する裁判所の質問に回答しているところであり、仮承認の請求が更新される予定である。

国外訴訟

2004年にケベック州モントリオール地区上位裁判所に提起された「シルバン・アダムス対アメックス・バンク・オブ・カナダ事件」と題する集団訴訟において、原告らは、2003年12月までに、アメックス・バンク・オブ・カナダが、カナダドル以外の通貨による商品・サービスの購入取引に対し外貨換算手数料を請求していたが、毎月の請求書又は見込みカード会員宛の勧誘資料では同手数料に関する情報を開示していなかったと主張している。さらにこの訴訟は、外貨取引に際し課された調整手数料がケベック消費者保護法（「QCPA」）の与信手数料に該当し、QCPAに基づき21日の猶予期間が経過するまで請求できないと主張している。集団は、2003年12月より前に外貨建てで商品又はサービスを購入したケベック州在住の個人及び経営者／個人事業主のカード会員全員で構成され、すべての外貨換算手数料の返還、集団参加者1人につき1,000カナダドルの懲罰的損害賠償、利息及び報酬・費用の支払いを求めている。審理後の2009年6月11日に、上位裁判所は、アメックス・バンク・オブ・カナダに対し、原告勝訴の判決を言い渡し、約13.1百万カナダドルの損害賠償金に、情報開示がなかったとの請求に対する利息を加算した額を認め、2.5百万カナダドルの懲罰的損害賠償金を認めた。上訴裁判所は、懲罰的損害賠償金の認定に関して当該決定を一部破棄した。アメックス・バンク・オブ・カナダは、さらに上訴を行い、当該上訴は、2014年2月13日にカナダ最高裁判所において審理された。2014年9月19日、カナダ最高裁判所は、上訴を棄却した。判決は、裁判所命令に基づく請求管理手続に服する予定である。

2003年にケベック州モントリオール地区上位裁判所に提起された「マーコット対バンク・オブ・モントリオール外事件」と題する、アメックス・バンク・オブ・カナダ、バンク・オブ・モントリオール、トロント・ドミニオン銀行、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシス、スコティアバンク、ナショナル・バンク・オブ・カナダ、ローレンティアン・バンク・オブ・カナダ及びシティバンク・カナダに対する集団訴訟において、原告らは、外貨取引に際し課された調整手数料がQCPAの与信手数料に該当し、QCPAに基づき21日の猶予期間が経過するまで請求できないと主張している。原告集団には、被告のうち1社により発行されたクレジットカードを保有するケベック在住者で、取引明細書発行後21日間が経過する前に外貨で行われた取引について、2000年4月17日以降に手数料の請求を受けた者全員が含まれている。原告集団は、外貨換算調整額の全額のほか、迷惑料及び懲罰的損害賠償、利息・手数料等の費用として集団参加者1人当たり400カナダドルの支払を請求している。審理後の2009年6月11日に、上位裁判所は、原告勝訴・アメックス・バンク・オブ・カナダ敗訴の判決を言い渡し、約8.3百万カナダドルの損害賠償金に、QCPAに基づく請求及び情報開示がなかったとの請求に対する利息を加算した額の支払い、並びにカード会員1人当たり25カナダドルの懲罰的損害賠償金を認めた。上訴裁判所は、アメックス・バンク・オブ・カナダ及びその他一部の共同被告に不利な当該決定を破棄した。残りの共同被告及び原告は上訴を行い、当該上訴は、2014年2月13日にカナダ最高裁判所において審理された。2014年9月19日、カナダ最高裁判所は、共同被告の上訴を棄却したが、原告の上訴を一部認め、アメックス・バンク・オブ・カナダに不利な事実審裁判所の認定及び被告全員に対する懲罰的損害賠償の認定を一部回復した。判決は、裁判所命令に基づく請求管理手続に服する予定である。

マルコッティ事件及びアダムス事件と同様の主張を提起する2件の集団訴訟（推定）が、アメックス・バンク・オブ・カナダに対し、ケベック州モントリオール地区上位裁判所及びケベック州ケベック地区上位裁判所に提起されている。これらの事件は、2008年1月1日以降の期間における、外貨換算手数料を問題とするものである。これらの事件は、2015年1月28日に請求撤回された。

ケベック州モントリオール地区上位裁判所に提起された「オプション・コンソマトゥール及びベノワ・フォルタン対アメックス・バンク・オブ・カナダ事件」（2003年7月に最初に提起された。）において、裁判所は、アメックス・バンク・オブ・カナダに対する集団訴訟を認証した。原告は、アメックス・バンク・オブ・カナダが、手数料を記載した明細の受領後に、21日前のクレジットカード取引に関する金融手数料を課すことによって、QCPAに違反したと主張している。当該集団は、すべての当該金融手数料、懲罰的損害賠償金、利息、手数料及び費用の弁済を求めている。

4 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準、会計方針及び表示方法に基づいて作成されている。従って日本で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準、会計手続及び表示方法に基づいて作成される場合とは相違する部分がある。

主な相違点の要約は下記のとおりである。

(A) 長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産

ASC第360号「有形固定資産」では、長期性資産の減損又は処分に関する会計処理基準により、保有かつ使用される長期性資産及び特定の識別可能無形資産について、帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象が生じた場合には、価値の減損の有無を検討しなければならない。価値の減損による損失は、資産の公正価値に基づき測定される。また、処分予定資産のうち価値の減損が生じているものについては、帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い金額で貸借対照表に計上することが要求される。

日本会計基準では、「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。また、減損損失の戻入は禁止されている。

(B) 有給休暇に関する会計処理

ASC第710号「有給休暇に関する会計処理」では、有給休暇の会計処理の会計基準により、一定の条件が満たされた場合、将来の休暇に関する従業員の受給権に対して債務を認識することが要求される。この基準に基づいて、上記見積費用は便益が稼得される期間に認識される(一般的に受給権の確定前に認識される)。

日本会計基準では、有給休暇についての会計基準は制定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることはほとんどない。

(C) のれん及びその他の無形資産

ASC第350号「無形資産」では、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産に関する会計基準により、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は償却せず、減損を検討することが要求されている。減損の検討は少なくとも年に一度あるいは減損の徴候がある場合に実施される。報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る場合、そののれんは減損しているとみなされる。のれんの潜在的な減損を識別し、識別された場合は認識すべき減損損失を測定する、2段階の減損テストが行われる。耐用年数を確定できない無形資産については、耐用年数を確定できない無形資産の公正価値と、その帳簿価額とを比較する減損テストによって見直される。

日本会計基準では、のれん及びその他の無形固定資産は、その効果が及ぶ期間又は契約期間等(のれんは20年以内)にわたって償却される。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

(D) 退職給付会計

日本会計基準及び米国会計基準では、退職給付費用及び関連する債務等の退職給付は、年金数理アプローチを用いて算定され、認識される。ただし数理計算上の差異については、米国会計基準では下記に詳述されたとおり、便益の受領が見込まれる在籍従業員の平均残存勤務期間にわたり、一般的にコリドール・アプローチを用いて償却される。一方の日本会計基準では、数理計算上の差異は平均残存勤務期間内の一定の年数で償却される。

ASC第715号「報酬－退職給付」では、給付建年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理に関する会計基準により、勤務費用、利子費用、年金資産の実際の収益及び過去勤務費用の償却等から構成される年金費用が計上される。未認識損益(保険数理損益及び過去勤務費用の合算)に関しては、数理損益が期首時点での予測給付債務(以下「PB0」という。)と年金資産の市場関連価額のいずれか大きい方の10%(コリドール)を超えた場合に償却し、年金費用に計上することが要求されている。純年金費用と実際拠出額の差額は未払又は前払年金費用として計上されている。

また、年金資産とPB0の差額を資産又は負債として貸借対照表に計上し、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は税効果考慮後の金額でその他の累積包括利益の一項目として計上することとされている。その他の累積包括利益に計上された年金資産とPB0の差額は、償却による純年金費用への計上を通じてその他の累積包括利益から振り替えられることになる。

日本会計基準では、PB0と年金資産の時価との差額を連結貸借対照表に計上することは従来まで行われておらず、それらは未認識損益の残高と共に財務諸表への注記として開示されていた。

なお、2012年5月17日付で「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表され、オフバランスとなっていた未認識過去勤務債務及び未認識保険数理損益が貸借対照表に認識されることとなった。その期に費用処理される退職給付費用の金額については変更ないが、過去勤務費用及び保険数理損益の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の累積包括利益に計上されている。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。この取扱いは、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。ただし2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。

(E) 年金以外の退職後給付

ASC第715号「報酬－退職給付」では、雇用主の年金以外の退職後給付の会計処理基準により、年金以外の退職後給付に関する費用を一定の年金数理計算に基づいた会計処理方法を適用して発生主義により認識することが要求されている。当該指針により、当期の正味給付費用に認識されていない未認識損益を、税効果考慮後の金額でその他の累積包括利益として認識することとされた。

日本会計基準では、外部に拠出される掛金の額を当期の費用として認識している。

(F) 他者の債務の間接的保証を含めた、保証に関する保証提供者の会計及び開示

ASC第460号「保証」では、保証の保証人による会計処理及び開示要請に関する会計基準により、発行された特定の保証に基づく保証提供者の債務についての半期及び年次財務書類における開示に関する指針を包含する。当該基準はまた、保証の開始時に、保証提供者が保証の発行に際し引受けた債務の公正価値に等しい額を負債として開示しなければならない、また、負債としての計上を要求される場合もある。

日本会計基準では、偶発債務としての債務保証の注記や偶発損失引当金を計上する会計基準はあるが、保証の発行に際し引受けた債務の公正価値に関する負債については、特段の規定はない。

(G) 変動持分事業体の連結

ASC第810号「連結」では、変動持分事業体の連結に関する会計基準により、議決権以外の手段を通じて支配が成立している事業体（変動持分事業体）の資産、負債及び経営成績は、その主たる受益者により連結されることが要求されている。

会計基準アップデート第2009-17号「連結（ASC第810号）：変動持分事業体に関連する企業による財務報告の改善」に従い、企業が変動持分事業体（以下「VIE」という）であるか、また自社がVIEの主たる受益者であるかの判定を行うことが求められている。VIEの主たる受益者を決定する際、(1)事業体の経済的成果に最も重要な影響を及ぼすVIEの事業活動を指示する権限を持ち、かつ(2)VIEにとって潜在的に重要となり得る、VIEからの損失を吸収する義務又はVIEからの便益を受領する権利の双方を有する事業体であるかを定性的に評価することが要求されている。

日本会計基準では、企業が子会社の議決権の過半数を取得した場合、並びに、子会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、子会社の財務方針及び経営方針に参加する、もしくは子会社の取締役会を代表し当該子会社の代わりに重要な契約を締結する等の実質的な支配力を有している場合、連結の範囲に含まれる。特別目的会社に対しては例外規定が存在し、一定の条件が満たされれば連結対象とはならない。

なお、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、企業は投資事業組合に対する支配力及び影響力に関連する一定の要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結するよう要求されている。ただし、ASCトピック第810号のようなVIEの連結に関する会計基準はない。

(H) 法人所得税における不確実性

ASC第740号「法人税」では、納税申告において申告されている、又は申告される予定の不確実な課税ポジションの財務書類上の認識及び測定に関する認識基準及び測定要件を規定している。ベネフィットの認識額に関して、課税ポジションについての見解が技術的な観点から税務当局の調査において支持される可能性が、少なくとも「支持されない可能性よりも高い(例：50%以上)」状態でなければならない。さらに当該基準では、累積確率の概念に基づいた連結財務書類上で認識すべき金額の測定に関する指針も提供している。

日本会計基準では、税務の不確実性に関する会計基準は制定されていない。

(I) 公正価値の測定

ASC第820号「公正価値による測定及び開示」では、公正価値の測定に関する会計基準により、公正価値を定義し、公正価値測定の枠組みを確立し、既存の会計基準に基づいて公正価値で報告又は開示された金融資産及び負債、非金融資産及び負債に対して広く適用される。当該基準はまた、公正価値の測定において使用される評価手法よりもインプットを優先する公正価値のヒエラルキーも設定している。さらに当該基準は、「出口価格」に基づく公正価値及び損益への影響額を測定するために用いられる方法及びインプットに関する開示要件を拡大している。

日本会計基準では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価は、市場において形成されている取引価格、気配もしくは指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく公正な評価額と定義されている。市場価格がない場合には認識された公正価値は合理的に評価される。また大量に保有している譲渡制限のない金融商品に関する包括的な会計基準は制定されていない。

なお、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」により、公正価値の開示は金融商品全般に適用されている。

(J) 金融資産及び金融負債のための公正価値オプション

ASC第820号「公正価値による測定及び開示」では、金融資産及び金融負債に関する公正価値オプションに関する会計基準により、現在は公正価値での測定が要求されていない多くの金融資産及び一部のその他の項目を公正価値で測定することを認めている。当該基準では、公正価値で項目を測定することについての判断は資産ごとに特定された選択日に行われ、変更不可である。公正価値オプションを選択している企業は、公正価値の変動を損益において認識し、公正価値オプションが選択された項目に関連する前払費用及び手数料を即時に費用計上するよう要求される。適用日に、公正価値オプションが選択された既存の項目に係る未実現損益は、利益剰余金の期首残高に対する累積調整額として計上される。

日本会計基準では、金融資産及び金融負債のための公正価値オプションに関する包括的な会計基準は制定されていない。

第 7 【外国為替相場の推移】

米ドルと日本円間の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を記載する 2 紙以上の日刊新聞紙に過去 5 年間掲載されているため、記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 日本における株式事務等の概要

当社株式は適式な手続きを経て、1995年6月29日をもって取引所の上場を廃止した。これにより、いずれも当時取引所に上場されていた株式に関して締結された決済会社及び同社が指定した米国での保管人間の保管契約、決済会社、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委託に関する契約、並びに決済会社、配当金支払業務取扱機関及び当社間の配当金支払事務委託に関する契約等は、終了した。これを受けて、これらの契約に基づき、日本における実質株主が配当受領権及び議決権などの株主としての権利を決済会社を通じて間接的に行使するための日本における株式事務等も変更された。

以下の記載は、上述の上場廃止以降の日本における株式事務等の概要を示したものである。

株式の取得者(以下「実質株主」という。)と、その取得窓口となった証券会社(以下「窓口証券会社」という。)との間に外国証券取引口座約款を締結する必要がある。当該約諾書により実質株主の名で外国証券取引口座(以下「取引口座」という。)が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及び株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。ただし、機関投資家で窓口証券会社に証券の保管の委託をしない者は、当該外国証券取引口座約款に代えて外国証券取引約款を窓口証券会社と締結する必要がある。この場合、売買の執行、売買代金の決済及び外国証券の取引に係わるその他の支払に関する事項はすべて当該契約の条項に従い処理される。

以下において、外国証券取引口座約款に定める株式取扱手続の内容を概説する。

(1) 株券の保管

株式は、窓口証券会社を代理する米国における保管機関(以下「現地保管機関」という。)又はその名義人の名義で当社に登録され、当該株券は現地保管機関に保管される。実質株主には窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

(2) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。

実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨による。

(3) 実質株主に対する諸通知

当社が株主に対して行う通知及び通信は株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社へ送付する義務があり、窓口証券会社は実質株主から実費を徴収してこれをさらに各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭へ備え付け、実質株主の閲覧に供される。

(4) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(5) 現金配当の交付手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表(後記第8 2 (A)及び(B)参照。)に記載された実質株主に交付される。

(6) 株主配当等の交付手続

株主配当により割り当てられる株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、米国で売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付される。無償交付の方法により発行される株式は、窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で一般に登録され、当該株券は現地保管機関が保管する。その場合、実質株主には窓口証券会社発行の預り証が交付される。

(7) 新株予約権

株式について新株予約権が与えられる場合には、新株引受権は原則として米国で売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付される。

2 実質株主の権利行使の手続等

(A) 株主名簿管理人並びに名義書換取扱場所及び実質株主明細表の作成

本邦には当社の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表(以下「実質株主明細表」という。)を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び持株数が記載される。

(B) 実質株主明細表の基準日及び権利行使

当社の株主総会で議決権を行使し、又は当社から配当金を受領する権利を有する株主は、取締役会の定めた基準日現在の当社の株主名簿に登録されている株主である。

実質株主明細表の作成のための基準日は、通常当社の当該基準日と同一暦日である。

実質的株主の権利の取扱いについては、前記第8 1に記載されている。

(C) その他の事項

(a) 事業年度の終了

12月末日。

(b) 公告

日本においては公告は行わない。

(c) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社取引口座について、1年間の口座管理料を支払う。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(d) 株式の譲渡制限及び株主の特権

なし。

(D) 配当等に関する課税上の取扱い

(a) 配当

当社から株主に支払われる配当は、日本の税法上、配当収入として取扱われる。日本の居住者たる個人又は日本の法人に対して支払われる当社の配当金については、当該配当金額(米国における当該配当の支払の際に米国又はその地方公共団体の源泉徴収税が徴収される場合、当該控除後の金額)につき、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率

配当を受けるべき期間	国内の法人	国内の個人居住者
2013年1月1日～2013年12月31日	所得税7.147%	所得税7.147%、住民税3%
2014年1月1日～2037年12月31日	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日～	所得税15%	所得税15%、住民税5%

居住者は、配当金額の多寡に関係なく当社が支払った配当金を課税対象所得から除外することができる。

個人が2009年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式の配当については、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合、2013年1月1日から2013年12月31日までに支払いを受けるべき上場株式の配当については、7.147%の所得税と3%の住民税が、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受けるべき上場株式の配当については、15.315%の所得税と3%の住民税が、2038年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式の配当については、15.315%の所得税と5%の住民税が課せられるが、かかる配当の額は、2009年以降の上場株式等の譲渡損、並びに(2016年1月1日以降は)2016年以降の上場株式等及び一部の公社債の譲渡損と損益通算が可能である。

米国において課税された税額は、配当につき確定申告した場合には日本の税法の規定に従い外国税額控除の対象となりうる。

(b) 売買損益

- (i) 個人株主の株式の売買によって生じた売買損益の日本の税法上の取扱は、原則として株式売買益は所得税の対象となり、株式売買損は、株式売買益の範囲内で控除の対象となる。また、2009年分以降における当社株式の売買損、並びに(2016年1月1日以降は)2016年以降の上場株式等及び一部の公社債の譲渡損については、当社株式及びその他の上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除することができる。当該譲渡益につき、当該譲渡が行われた期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が源泉徴収される。

譲渡益課税の源泉徴収税率

譲渡が行われた期間	税率
～2012年12月31日(注1)	所得税7%、住民税3%
2013年1月1日～2013年12月31日	所得税7.147%、住民税3%
2014年1月1日～2037年12月31日	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日～	所得税15%、住民税5%

(注1) 納税者は課税対象年度の株式譲渡益全体(純額)の20%(所得税15%、住民税5%)(2013年1月から2037年12月31日までは20.315%)相当額の納税を行うことになるが、以下の条件を満たす者の当社株式の譲渡に適用される税率は、2012年12月31日までの譲渡については10%(所得税7%、住民税3%)、2013年1月1日から2013年12月31日までの譲渡については10.147%(所得税7.147%、住民税3%)となる。

- (i) 居住者又は日本国内に恒久的施設を有する非居住者であること。
- (ii) 金融商品取引業者や登録金融機関を通じた譲渡、金融商品取引業者に対する譲渡等法令に定める譲渡であること(相対取引は含まれない。)

- (ii) 当社株式の法人株主については、かかる株式の売買損益は、当該法人の損益として課税所得の計算上算入される。

(c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法にもとづき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

第 9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等に該当する会社は存在しない。

2 【その他の参考情報】

2014年1月1日以降本有価証券報告書提出日までの間に、当社は、下記の報告書を関東財務局長に提出している。

報告書名	提出年月日
有価証券報告書及び添付書類	2014年6月27日
半期報告書	2014年9月27日
臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づくもの)	2014年12月5日
臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づくもの)	2015年3月19日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし

第3 【指数等の情報】

該当なし

(訳文)
独立登録会計事務所の監査報告書

アメリカン・エクスプレス・カンパニー
取締役会および株主 各位

私どもの意見では、この報告書に添付されている連結貸借対照表、関連する連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書ならびに連結株主資本変動計算書は、すべての重要な点において、アメリカン・エクスプレス・カンパニーおよびその子会社の2014年および2013年12月31日現在の財政状態ならびに2014年12月31日に終了した3事業年度の各年度における経営成績およびキャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し適正に表示している。また、私どもの意見では、2014年12月31日現在、会社はトレッドウェイ委員会組織委員会（以下「COSO」という）が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年)」で規定された規準に基づいて、すべての重要な点において財務報告にかかる有効な内部統制を維持している。会社の経営陣はこれらの財務書類、財務報告にかかる有効な内部統制の維持、ならびに添付の財務報告にかかる内部統制についての経営陣の報告書に含められた、財務報告にかかる内部統制の有効性の評価の責任がある。私どもの責任は、私どもの統合監査に基づいてこれらの財務書類および会社の財務報告にかかる内部統制に対し意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して、監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、および財務報告にかかる有効な内部統制が、すべての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもが実施した財務書類の監査には、財務書類における金額および開示を裏付ける証拠の試査による検証、適用された会計原則および経営陣によって行われた会計上の重要な見積りの評価、ならびに全体としての財務書類の表示の検討を含んでいる。私どもが実施した財務報告にかかる内部統制の監査には、財務報告にかかる内部統制についての理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、ならびに評価したリスクに基づいた内部統制の整備とその運用状況の有効性の検証および評価を含んでいる。私どもの監査はまた、状況に応じて私どもが必要と考えたその他の手続の実施も含んでいる。私どもは、実施した監査が、私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

会社の財務報告にかかる内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備された手続である。会社の財務報告にかかる内部統制は、（i）会社の資産の取引および処分を、合理的に詳細、正確かつ適正に反映する記録の維持、（ii）一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていること、また会社の収入および支出は会社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ発生していることに対する合理的な保証の提供、ならびに（iii）財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、使用または処分の防止または適時の発見に関する合理的な保証の提供についての方針および手続を含んでいる。

財務報告にかかる内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止または発見されない可能性がある。また将来の期間における有効性の評価の予測には、状況の変化によって統制が不十分となるか、または方針もしくは手続への準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
ニューヨーク市、ニューヨーク州
2015年2月24日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Board of Directors and Shareholders of
American Express Company:

In our opinion, the accompanying consolidated balance sheets and the related consolidated statements of income, comprehensive income, cash flows and shareholders' equity present fairly, in all material respects, the financial position of American Express Company and its subsidiaries at December 31, 2014 and 2013, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2014, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2014, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for these financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying Management's Report on Internal Control over Financial Reporting. Our responsibility is to express opinions on these financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our integrated audits. We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audits of the financial statements included examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

PricewaterhouseCoopers LLP
New York, New York
February 24, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。